第二部　労働運動

I 労働組合の組織現状と組織運動

概要□労働組合の組織状況――わが国の組織水準／産業別組織状況／企業規模別組織状況／組合員数増減の諸要因／主要連合体の組織状況／都道府県別組織状況／組織運動――全国中央組織の組織方針／産業別組織の動向／労働戦線の再編・統一問題

概要

一、七四年六月末のわが国の労働組合員数は前年にくらべて約三六万四〇〇〇人増加して、約一二四六万二〇〇〇人となり、組織率は前年の三三・二%から一ポイント上昇して三四・二%になった。

一、総評は、近年傘下組合員数の伸びがとまり、わが国労働組合員数に占める割合も年々低下してきたが、七四年には約一一万六〇〇〇人（二・七%）増と四労働団体中できわだった増加を示した。しかし総組合員数に占める割合は、前年より〇・一ポイント低下して、三五・八%となった。これにたいし、七二年まで一貫して総評を上回る組織拡大をつづけてきた同盟は、七三年につづいて七四年も増加組合員数が総評を下回り、約三万五〇〇〇人（一・五%）増にとどまった。

一、総評は七四年八月の第四八回定期大会で、①組合民主主義と職場活動の強化、②産別組織と大産別共闘の強化、③中立・未組織労働者との連帯強化、④地評・地区労の強化、⑤沖縄対策の強化、⑥春闘共闘の拡大と労働四団体の共同行動・戦線統一の追求、その他からなる組織方針を打ちだし、同盟は七四年一月第一〇回全国大会で、①未組織の組織化と同一路線にたつ無所属組合の獲得、②官公労の民主化による同盟官公労の強化、③産業別組織の機構強化と

その地方機構の確立、④地方同盟の強化、⑤組合にたいする共産党の支配・介入を排除するため、きびしい態度で基本姿勢を確立する、などの七四、七五年の二カ年間にわたる組織強化方針を打ちだした。

一、産業別組織のあいだでは、生保労連、観光労連、全商社、生協労連など六七年いらい商サ懇に結集していた商業サービス業関係労組が、七四年一〇月に全国商業・サービス・事務職労働組合連絡会議（商サ事務労）を結成したほか、あまり目立った変化はみられなかった。

一、七三年七月の戦線統一民間単産連絡会議の解散をもって、それまですすめられてきた労働戦線再編・統一の運動が一頓挫をきたしたのち、再編・統一推進派の同盟六単産、総評二単産、全国民労協、その他は七三年一一月に民間単産共同行動会議を結成し、これを母体にして七四年春闘後に新たに再編運動をすすめるとしていたが、七四年七月の参院選挙での民社党の不振その他再編派に不利な情勢が生じたため、再編への動きは不発に終わった。しかし全国民労協はなお民間労組共同行動会議による共闘推進をつうじて再編をすすめるとの意向を捨てていない。

1　労働組合の組織状況

1　わが国の組織水準

組合員数　一九七四年六月末現在のわが国労働組合員数（単一労働組合員数）は、前年にくらべて約三六万四〇〇〇人増加（増加率三・〇%）して、約一二四六万二〇〇〇人となった。七三年の増加分は約二〇万九〇〇〇人（増加率一・八%）であり、しかもこのうちには、わが国の労働組合統計に新たに加えられた沖縄県の組合員数（単位労働組合員数にして約六万六〇〇〇人）が含まれていたから、それにくらべるならば七四年における増加はかなり大幅なものであったことがわかる。事実その増加率三・〇%は、近年では七〇年（三・二%）につぐものであった（第94表）。

戦前は最高四二万余人（一九三六年）を数えたにすぎないわが国の労働組合員数は、第二次大戦後はわずか一年足らずのうちに約三六八万人（一九四六年六月末）に達し、今日におよんでいるが、その間、組合員数の変動はほぼ六つの時期を経過している。第一期は、敗戦後占領軍の民主化政策のもとで組合の組織化が破竹の勢いですすんだ時期で、組合員数は四五年八月のゼロから出発して四八年六月末

第 94 表　労働組合数，組合員数および推定組織率の推移

年	組合数	組合員数	対前年増減数		対前年増減率		推定組織率	
			組合数	組合員数	組合数	組合員数	雇用者数	推定組織率
		人		人	%	%	千人	%
1964	27,141 (51,457)	9,799,653 (9,652,350)	1,297 (1,661)	442,474 (382,574)	5.0 (3.3)	4.7 (4.1)	28,030	35.0 (34.4)
1965	27,525 (52,879)	10,146,872 (10,069,761)	384 (1,422)	347,219 (417,411)	1.4 (2.8)	3.5 (4.3)	29,140	34.8 (34.6)
1966	27,919 (53,985)	10,403,742 (10,308,120)	394 (1,106)	256,870 (238,359)	1.4 (2.1)	2.5 (2.4)	30,420	34.2 (33.9)
1967	28,335 (55,321)	10,566,436 (10,475,869)	416 (1,336)	162,694 (167,749)	1.5 (2.5)	1.6 (1.6)	31,000	34.1 (33.8)
1968	28,840 (56,535)	10,862,864 (10,774,814)	505 (1,214)	296,428 (298,945)	1.8 (2.2)	2.8 (2.9)	31,590	34.4 (34.1)
1969	29,611 (58,812)	11,248,601 (11,143,482)	771 (2,277)	385,737 (368,668)	2.7 (4.0)	3.6 (3.4)	31,960	35.2 (34.9)
1970	30,058 (60,954)	11,604,770 (11,481,206)	447 (2,142)	356,169 (337,724)	1.5 (3.6)	3.2 (3.0)	32,770	35.4 (35.0)
1971	30,500 (62,428)	11,797,570 (11,684,263)	442 (1,474)	192,800 (203,057)	1.5 (2.4)	1.7 (1.8)	33,830	34.9 (34.5)
1972	30,818 (63,718)	11,888,592 (11,772,008)	318 (1,290)	91,022 (87,745)	1.0 (2.1)	0.8 (0.8)	34,570	34.4 (34.1)
1973	31,674 (65,448)	12,097,848 (11,967,333)	856 (1,730)	209,256 (195,325)	2.8 (2.7)	1.8 (1.7)	36,390	33.2 (32.9)
1974	32,734 (67,829)	12,461,799 (12,325,147)	1,060 (2,381)	363,951 (357,814)	3.4 (3.6)	3.0 (3.0)	36,490	34.2 (33.8)

〔備考〕 1)　（　）外は単一労働組合，（　）内は単位労働組合である。
2)　雇用者数は総理府統計局「労働力調査」各年6月分による。
3)　推定組織率とは，組合員数を雇用者数で除して算出したもの。
4)　労働省「昭和49年労働組合基本調査報告」による。

には約六六八万人に達した。第二期は、ドッジ・プランの強行、朝鮮戦争などを背景に、占領軍、政府ならびに資本による組合攻撃が強められ、運動が後退を余儀なくされた四九～五〇年以降六六年にいたる時期で、組合員数は減少と停滞を示し、五一年には四八年よりも約一〇〇万人を減じて約五六九万人になった。第三期は、ふたたび運動の前進がはじまった五七年以降六四年にいたる時期で、ようやくたちなおった組合運動は、経済の高成長にもとづく雇用増を背景に比較的容易に組織を拡大することができた。すでに五二年いらい回復にむかいはじめていた組合員数は、五七年にはそれ以前のピークをこえて約六七六万人となり、六四年には約九八〇万人を記録した。第四期は六五～六七年の時期で、組合員数は一〇〇〇万人の大台にのったものの、景気の一時的後退とそれにつづく産業「合理化」の進展が大企業における雇用増にブレーキをかけたため、組合員数の伸びは鈍化した。第五期は、この停滞が打ち破られた六八～七〇年の時期で、六七年に一・六%にとどまった組合員数の対前年増加率は、六八年二・八%、六九年三・六%、七〇年三・二%と上昇を示した。しかし七〇年秋にはじまる景気後退とその後における国際通貨危機のわが国経済へ

の影響のもとで情勢は一変し、組合員数停滞の第六期がはじまる。対前年増加率は七一年一・七%、七二年〇・八%と低落し、七三年も沖縄をのぞけばそれは一・一%にとどまった。

七四年はこの七一～七三年の停滞をうちやぶり、組合員数が大幅増加を示した。それは七三年の一時的景気上昇と、「狂乱物価」の名で呼ばれた急激なインフレの進行のもとでの労働組合の賃金闘争の高揚とを反映したものであると思われる。

（注）　ここに示す各年の数字は六月末日現在のそれである。組合員数を示す場合に、単一労働組合員数と単位労働組合員数という用語を区別して使っているが、単位労働組合とは、その構成員が個人加入の形式をとり、独自の規約をもち、独自の活動をおこなう組合で、その下部にこうした組織をもたないものをいう。これにたいして単一労働組合とは、その内部に単位労働組合に準じた機能をもつ組織（支部、分会など）があり、かつ構成組合員が規約上すべて当該組織に個人加入する形式をとっている組合をいう。単位労働組合に関する統計は、単位組織組合と単一組織組合の最下部の組織である単位扱い組合とをそれぞれ一組合として集計した結果であり、単一組合に関する統計は、単位組織組合と単一組織組合の本部をそれぞれ一組合として集計したものである。なお単位労働組合と単一労働組合の集計では組合員数に相違が現われるが、これは単一組合内で独自の活動を認められていない下部組合の組合員数が、前者の場合には集計されず、後者の場合には本部の組合員数として集計されるからで、後者すなわち単一労働組合員数の統計が組合員の実数をより正確に示している。

組織率

ここでいう労働組合組織率とは、雇用労働者数のうちに占める労働組合員の比率である。雇用労働者数の集計方法が戦前と戦後で相違しているので、そのまま比較するのでは正確を欠くが、戦前の組織率は最高七・九%（一九三一年）であった（雇用労働者数の集計方法を戦後と同じにすれば七・九%を下回る）。戦後は、一九四五年の〇%から始まり、四八～四九年には五〇%をこえたが、その後組合員数の減少にともなって低下し、さらに五二年以降組合員数が回復にむかったのちも、雇用労働者数の増加がそれを上回ったために組織率はなおも低下をつづけ、五九年には最低の三一・一%を記録した。その後六〇～六四年の時期に三二・二%から三五・〇%へと上昇、六五～六七年にふたたび低下の傾向をみせたが、六八～七〇年に三たび上昇して、七〇年には三五・四%と近年におけるピークを示した。その後七一年と七二年に〇・五ポイントずつ、さらに七三年に一・二ポイント低下し、七三年には三三・二%となったが、七四年には一ポイント上昇して、推定組織率は三四・二%となった（第94表）。

国際比較

社会主義国の労働組合組織率は一般的にいって高く、ソ連の労働組合員数は七二年に九〇〇〇万をこえているが、資本主義国で組合員数がわが国を上回っているのはアメリカ合衆国（七二年二〇八九万四〇〇〇人）だけであり、イギリスは一一三一万五〇〇〇人（七二年）、西ドイツは八二二万八〇〇〇人（七二年）である。また組合組織率では、イギリスが五一・一%（七二年）で群を抜いているが、西ドイツは三六・八%（七二年）でわが国を若干上回る程度、アメリカ合衆国は非農業雇用者数を基礎にして算出された組織率でさえ二六・七%（七二年）にすぎない。

2　産業別組織状況

産業別組合員数

七四年の全産業における単一組合員数の伸びは三・〇%であったが、産業別にみると、漁業・

第 95 表　産業別労働組合員数および推定組織率（1974年）

産業	組合員数		対前年増減数	対前年増減率	推定組織率
	人	%	人	%	%
全産業	12,461,799	(100)	363,951	3.0	34.2
農林業	74,077	(0.6)	△ 2,097	△ 2.8	24.7
漁業，水産養殖業	47,764	(0.4)	3,055	6.8	26.5
鉱業	68,167	(0.6)	△ 4,081	△ 5.6	52.4
建設業	661,667	(5.3)	24,505	3.9	19.4
製造業	4,647,155	(37.3)	114,355	2.5	39.0
卸売業，小売業	676,824	(5.4)	43,330	6.8	9.8
金融，保険，不動産業	933,359	(7.5)	47,593	5.4	58.0
運輸通信業	2,071,502	(16.6)	12,065	0.6	65.6
電気，ガス，水道，熱供給業	225,174	(1.8)	3,267	1.5	66.2
サービス業	1,490,195	(12.0)	45,304	3.1	22.9
公務	1,379,940	(11.1)	74,351	5.7	69.3
分類不能の産業	185,975	(1.5)	2,304	1.3	—

〔備考〕 1)　推定組織率は第94表 〔備考〕3）参照。
2)　（ ）内の数字は構成比を示す。
3)　労働省「昭和49年労働組合基本調査報告」による。

水産養殖業六・八%（約三〇〇〇人）、建設業三・九%（約二万五〇〇〇人）、卸売業・小売業六・八%（約四万三〇〇〇人）、金融・保険・不動産業五・四%（約四万八〇〇〇人）、サービス業三・一%（約四万五〇〇〇人）、公務五・七%（約七万四〇〇〇人）など、これを上回る増加率がみられた。

これにたいして製造業では組合員数は約一一万四〇〇〇人増加したが、増加率は二・五%にとどまり、農林業と鉱業においてはそれぞれ約二〇〇〇人と約四〇〇〇人の減少がみられた（第95表）。

これらの増減の結果、七四年における労働組合員数の産業別構成比は、つぎのようになった。製造業は七三年の三七・五%から七四年の三七・三%へ、運輸通信業は七三年の一六・六%から一六・六%へと低下し、卸売業・小売業は五・三%から五・四%へ、金融・保険・不動産業は七・三%から七・五%へ、サービス業は一一・九%から一二・〇%へ、公務は一〇・八%から一一・一%へと、それが占める比率を高めた（第95表）。

産業別組織率

組織率を産業別にみると、最高は公務の六九・三%で、これに電気・ガス・水道・熱供給業（六六・二%）、運輸通信業（六五・六%）、金融・保険・不動産業（五八・〇%）、鉱業（五二・四%）がつづき、製造業は三九・〇%にとどまっている。組織率がもっとも低い産業は、建設業である。

第 96 表　企業規模別単位労働組合数および組合員数（民営企業のみ）

企業規模	1973 年		1974 年		対前年増減数(率)	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
		人		人		人
合計	46,752	8,565,717 (100)	49,014	8,852,833 (100)	2,262 (4.8)	287,116 (3.4)
1,000人以上	12,918	5,054,804 (59.0)	13,649	5,221,502 (59.0)	731 (5.7)	166,698 (3.3)
500～999人	3,373	770,439 (9.0)	3,584	812,465 (9.2)	211 (6.3)	42,026 (5.5)
100～499人	12,334	1,499,585 (17.5)	12,850	1,554,948 (17.6)	516 (4.2)	55,363 (3.7)
30～99人	10,886	430,199 (5.0)	11,348	444,553 (5.0)	462 (4.2)	14,354 (3.3)
29人以下	4,878	64,336 (0.8)	5,139	66,427 (0.8)	261 (5.4)	2,091 (3.3)
その他	2,363	746,354 (8.7)	2,444	752,938 (8.5)	81 (3.4)	6,584 (0.9)

〔備考〕 1)　その他とは，２企業以上の従業員で組織されるもの（１人１企業のものを含む）および規模不明のものをいう。

2)　（　）内の数字は構成比および増減率を示す。

3)　労働省「昭和49年労働組合基本調査報告」による。

3　企業規模別組織状況

企業規模別組合員数　民間企業の単位労働組合員数の伸びは、七三年には約九万二〇〇人（増加率一・一％）にとどまったが、七四年にには約二八万七〇〇人（三・四％）にのぼり、民間企業組合員数は約八八五万三〇〇人に達した。

これを企業規模別――常用労働者数の規模別――にみると、七四年にはすべての規模にわたって三・三％以上の増加がみられたが、とりわけ五〇〇～九九九人規模では五・五％の大幅増加がみられた（第96表）。

組合員の企業規模別構成　民営企業労働組合員数の企業規模別構成をみると、一〇〇〇人以上規模が約五二二万二〇〇〇人で全体の五九・〇％を占め、五〇〇～九九九人規模が約八一万二〇〇〇人（九・二％）、一〇〇～四九九人規模は約一五五万五〇〇〇人（一七・六％）で、雇用労働者の三分の一以上を占める二九人以下規模の企業の組合員数は、民間企業組合員数のわずかに〇・八％を占めるにすぎない（第96表）。

第 97 表　単位労働組合員数の増減要因別組合員数　　（単位：人）

年	合　　計	新設，解散における増減	把握もれ組合	既設組合における増減
1969　年	368,668	78,559	126,024	164,085
1970	337,724	79,576	143,947	114,201
1971	203,057	76,877	112,704	13,476
1972	87,745	56,943	105,945	△ 75,143
1973	195,325	88,728	128,738	△ 22,141
1974	357,814	90,044	152,508	115,262

〔備考〕 1)　把握もれ組合員とは当該調査年の前年の6月30日以前に設立され，各当該年の調査からはもれていたものをいう。
2)　△印は減少を示す。
3)　労働省「昭和49年労働組合基本調査報告」による。

4　組合員数増減の諸要因

組合員数の増減

七四年の単位労働組合員数の対前年増加数は約三五万八〇〇〇人であるが、この増加を、既設組合（七三年六月末以前に設立されていた組合）における増減と、七三年七月一日以降における組合の新設・解散にともなう増減にわけてみると、七二年、七三年とひきつづき減少を示した既設組合における減少は、七四年には一転して約一一万五〇〇〇人増を示した。他方、新設・解散にともなう組合員数の増減の差し引きも、七三年の約八万九〇〇〇人を上回って、約九万人という一〇年らいの高さをしめした（第97表）。

このうち当該時期における雇用増に正比例する既設組合における組合員数の増減はさておき、新設・解散による増減をさらに分析してみると、七四年における新設組合の組合員数約三七万八〇〇〇人のうち、組織の変更や分裂などの理由による形式上の新設をのぞいた実質的新設組合の組合員数は約一八万九〇〇〇人で、前年を約七〇〇〇人上回った。他方、解散組合の組合員数は約二八万八〇〇〇人そのうち実質的解散組合の組合員数は約九万九〇〇〇人で、前年を、約二万二〇〇〇人上回り、これを実質的新設組合の組合員数から差し引いた組合員数の純増は、約九万人であった（第98表）。

第 98 表　新設解散単位労働組合数および組合員数

年	新設 合計 組合数	新設 合計 組合員数	新設 実質的新設 組合数	新設 実質的新設 組合員数	解散 合計 組合数	解散 合計 組合員数	解散 実質的解散 組合数	解散 実質的解散 組合員数	新設－解散	実質的新設－実質的解散
		人		人		人		人	人	人
1969年	3,531	480,140	2,334	207,202	2,878	401,581	1,722	128,375	78,559	78,827
1970	3,735	511,356	2,372	225,249	3,003	431,780	1,777	115,279	79,576	109,970
1971	3,709	512,612	2,323	230,875	3,335	435,735	1,966	121,466	76,877	109,409
1972	3,624	406,759	2,182	163,472	3,349	349,816	2,068	122,629	56,943	40,843
1973	3,715	428,906	2,473	182,234	3,055	340,178	1,600	77,134	88,728	105,100
1974	3,742	377,766	2,590	189,354	3,141	287,722	1,752	98,774	90,044	90,580

〔備考〕　労働省「昭和49年労働組合基本調査報告」により作成。

第 99 表　実質的新設解散単位労働組合員数（1974年）

	実質的新設 組合員数 (A)	実質的解散 組合員数 (B)	(A)－(B)
	人		
全産業	189,354	98,774	90,580
農業	234	130	104
林業，狩猟業	98	171	△ 73
漁業，水産養殖業	89	—	89
鉱業	590	4,342	△ 3,752
建設業	8,450	5,579	2,871
製造業	79,775	28,000	51,775
卸売業，小売業	26,752	7,936	18,816
金融，保険業	5,618	14,266	△ 8,608
不動産業	600	76	524
運輸通信業	20,517	19,605	912
電気，ガス，水道，熱供給業	3,982	546	3,436
サービス業	34,655	11,559	23,096
公務	6,969	2,966	4,003
分類不能の産業	1,005	3,598	△ 2,593

〔備考〕　労働省「昭和49年労働組合基本調査報告」により作成。

第100表　民営企業における企業規模別・設立理由別・新設単位労働組合員数（1974年）

企業規模	合計	実質的新設			形式的新設
		計	企業規模拡張に伴うもの	その他	
	人	人			
合計	329,602	173,643	14,328	159,315	155,959
1,000人以上	133,605	35,230	9,387	25,843	98,375
500～999人	40,020	29,007	1,156	27,851	11,013
300～499人	25,241	16,921	248	16,673	8,320
100～299人	64,893	49,724	2,710	47,014	15,169
30～ 99人	36,826	29,483	656	28,827	7,343
29人以下	7,928	6,589	90	6,499	1,339
その他	21,089	6,689	81	6,608	14,400

〔備考〕　労働省「昭和49年労働組合基本調査報告」により作成。

七四年に組合員数が減少した産業は、農林業と鉱業であったが（第95表）、これら二つの産業以外に金融・保険業でも、実質的解散組合の組合員数を上回った。逆に実質的新設組合の組合員数が実質的解散組合のそれを大幅に上回ったのは、製造業、サービス業、卸売・小売業であった（第99表）。

企業規模別新設組合員数

七四年における民営企業の実質的新設単位労働組合員数は約一七万四〇〇〇人であった。これを企業規模別（常用労働者数の規模別）に分けてみると、いずれの規模においても企業拡張にともなう新設組合員数はわずかで、合計約一万四〇〇〇人にとどまった。

また実質的新設組合員数約一七万四〇〇〇人のうち、五〇〇人以上の規模の合計は約六万四〇〇〇人（三六・九%）であり、それ以下の規模の合計は一〇万三〇〇〇人（五九・一%）で、実質的新設組合員数は小零細企業、とりわけ一〇〇～二九九人規模の企業（約五万人）に集中している（第100表）。

5　主要連合体の組織状況

労働組合の連合体

労働組合の連合体を①全国的（加盟組合が全国的に分布するもの）、②地方的（数都道府県に分布するもの）、③府県的（一都道府県に分布するもの）、④地区的（一市町村または隣接市町村に分布するもの）連合体の四種類に分けてみると、七

第101表　主要団体別単一労働組合員数の推移

年	合　計	総　評	同　盟	新産別	中立労連	その他
	人	人	人	人	人	人
1969　年	11,248,601 (100)	4,248,858 (37.8)	1,962,786 (17.4)	73,085 (0.6)	1,344,817 (12.0)	3,759,187 (33.4)
1970	11,604,770 (100)	4,282,196 (36.9)	2,059,736 (17.7)	74,602 (0.6)	1,400,023 (12.1)	3,943,676 (34.0)
1971	11,797,570 (100)	4,244,820 (36.0)	2,172,058 (18.4)	76,302 (0.6)	1,349,951 (11.4)	4,109,550 (34.9)
1972	11,888,592 (100)	4,266,835 (35.9)	2,225,928 (18.7)	72,891 (0.6)	1,392,703 (11.4)	4,081,099 (34.3)
1973	12,097,848 (100)	4,341,265 (35.9)	2,277,883 (18.8)	70,041 (0.6)	1,374,344 (11.4)	4,419,557 (36.5)
1974	12,461,799 (100)	4,457,387 (35.8)	2,312,513 (18.6)	71,375 (0.6)	1,401,148 (11.2)	4,614,229 (37.0)
対前年増減　(率)	363,951 (3.0)	116,122 (2.7)	34,630 (1.5)	1,334 (1.9)	26,804 (2.0)	194,672 (4.4)

〔備考〕 1)　2以上の主要団体に加盟している組合の組合員数は，それぞれの主要団体に重複集計してあるので主要団体別の組合員数の合計と一致しない。

2)　(　) 内の数字は構成比を示す。

3)　労働省「昭和49年労働組合基本調査報告」による。

四年には全国的連合体は二三七(前年より二四増)、地方的連合体は四六一(前年より一四増)、府県的連合体は一四三〇(前年より二八増)、地区的連合体は三〇八一(前年より一三減)で、これらの合計は五二〇九(前年より五三増)であった。

これらの連合体のうち全国的連合体の連合組織の形をとっているものに日本労働組合総評議会(総評)、全日本労働総同盟(同盟)、全国産業別労働組合連合(新産別)、および中立労働組合連絡会議(中立労連)の四つがあり、これらは通常「労働四団体」と呼ばれている。この四団体のうち、真に労働組合のナショナル・センターとしての機能を果たしているのは、総評と同盟の二つである。

中立労連は七四年一〇月いらい、はじめて大会を開いて活動方針を決め、また連絡協議機関としての活動を強化するために組織を整備し、主体性の確立をはかることを決定したが、しかしなお、中立の全国単産の連絡機関の性格を脱してはいないし、新産別はその組織があまりにも小さいので、これら二つは労働組合中央組織の機能を演じているとはいえない。

以上四団体に所属する組合員数は、七四年には前年にくらべて約一七万九〇〇〇人(二・二%)ふえて八二四万二〇〇〇人になったが、組合員総数にたいする比率は、前年よりも低下し、それらのいずれにも所属していない組合員数の比率が〇・五ポイントふえて三七・〇%となった(第101表)。

四団体別に組合員数の変動をみると、つぎのとおりである。

総　評　総評の加盟組合員数はこのところ労働組合員総数に占める割合を年々低下してきたばかりでなく、同盟にしだいに追いつかれるかのような傾向にあったが、七四年には約一一

万六〇〇〇人（二・七%）増と四団体中できわだった増加を示した。しかし総組合員数に占める割合は前年よりも〇・一ポイント低下して三五・八%となった。

既加盟組合のうち組合員数が増加したのは全日本自治団体労働組合（自治労）約六万九〇〇〇人増、日本教職員組合（日教組）約二万八〇〇〇人増、全国電気通信労働組合（全電通）約九〇〇〇人増、国鉄労働組合（国労）約八〇〇〇人増、全国金属労働組合（全国金属）約七〇〇〇人増、合成化学労働組合連合会（合化労連）約五〇〇〇人増などであった。

新規加盟組合には、七四年三月に中立労連を脱退して総評に加盟した全日本造船機械労働組合（全造船機械）があった。

組合員が減少したのは、駐労共闘会議約六〇〇〇人減、日本私鉄労働組合総連合（私鉄総連）約四〇〇〇人減、日本炭鉱労働組合（炭労）約三〇〇〇人減、動力車労働組合（動労）約三〇〇〇人減などであった。なお、このほかに全国ゴム労連が解散した。

同盟

同盟はこのところ七二年まで一貫して総評を上回る組織拡大をすすめ、組合員総数に占めるその比率も毎年高まってきたが、七三年にいたって増加組合員数で総評を下回ったのにつづき、七四年には増加幅はいっそうせばまって約三万五〇〇〇人（一・五%）にとどまった。このため組合員総数に占める割合もはじめて低下して、前年を〇・二%下回る一八・六%となった。

既加盟組合のうち組合員数が増加したのは全国繊維産業労働組合同盟（ゼンセン同盟）約一万七〇〇〇人増、全国造船重機械労働組合連合会（造船重機労連）約一万一〇〇〇人増、全国一般労働組合同盟（一般同盟）約一万人増、全国金属産業労働組合同盟（全金同盟）約七〇〇〇人増などであった。

また、減少した組合は鉄道労働組合（鉄労）約一万一〇〇〇人減、全国交通運輸労働組合総連合（交通労連）約五〇〇〇人減、全国化学一般労働組合同盟（全化同盟）約三〇〇〇人減などであった。

新産別

七四年には新産別傘下組合員数は前年より約一〇〇〇人増加して、約七万一〇〇〇人となったが、組合員総数に占める割合は〇・六%にとどまった。

中立労連

中立労連の傘下組合員数は、前年より約二万七〇〇〇人（二・〇%）ふえて、約一四〇万一〇〇〇人となったが、組合員総数に占める比率は、前年の一一・四%から〇・二ポイント低下して一一・二%になった。

既加盟組合のうち組合員数が増加したのは全日本電機機器労働組合連合会（電機労連）約一万六〇〇〇人、全国生命保険労働組合連合会（生保労連）約一万人増、全国建設労働組合総連合（全建総連）約八〇〇〇人増などであった。

なお、すでに総評の項で述べたように、全造船機械が七四年三月に中立労連を脱退して総評に加盟した。

主要連合体の産業別組織状況

労働組合員数を産業別に分けると、製造業（三七・三%）、運輸通信業（一六・六%）、サービス業（一二・〇%）、公務（一一・一%）の四大部門で全体の七七・〇%を占めることになる。これらの各部門における各主要団体の組織状況をみると、製造業で最大の組織をもっているのは同盟で、この部門の組合員数の三〇・五%を傘下におさめており、総評（一七・一%）、中立労連（一六・一%）がこれにつづいてい

第102表　産業別単位労働組合員数の主要団体別構成比

産業	合計	総評		同盟		新産別		中立労連		その他	
		1973	1974	1973	1974	1973	1974	1973	1974	1973	1974
全産業	100	36.1	35.9	18.9	18.7	0.6	0.6	11.3	11.2	36.5	37.1
農業	100	22.9	22.5	19.5	19.0	—	—	8.0	6.7	49.7	51.9
林業，狩猟業	100	78.5	78.5	13.3	13.9	—	—	—	—	8.2	7.6
漁業，水産養殖業	100	0.4	0.4	13.2	11.7	—	—	15.1	20.6	71.3	67.3
鉱業	100	54.3	53.5	16.0	15.7	0,1	0.1	3.5	3.2	26.1	27.5
建設業	100	20.8	19.5	5.1	5.2	—	—	34.6	34.3	40.3	41.8
製造業	100	17.5	17.1	30.5	30.5	1.4	1.3	16.4	16.1	39.0	39.9
卸売業，小売業	100	8.1	7.8	22.3	23.2	0.0	0.1	4.4	4.2	73.8	73.1
金融，保険業	100	2.8	2.5	1.0	1.1	—	—	34.8	33.9	62.0	63.0
不動産業	100	24.5	25.7	3.5	4.3	0.0	0.0	0.1	0.1	93.5	92.5
運輸通信業	100	58.9	59.2	22.1	21.2	0.4	0.4	0.6	0.6	23.0	23.7
電気,ガス,水道,熱供給業	100	25.4	25.7	62.6	61.9	—	—	9.7	10.2	2.6	2.6
サービス業	100	56.9	57.1	4.1	4.4	0.0	0.1	1.3	1.4	38.7	38.2
公務	100	88.4	88.8	1.5	1.4	—	—	—	—	10.2	9.9
分類不能の産業	100	30.2	29.8	8.0	3.8	0.1	0.1	—	—	61.7	66.4

〔備考〕　労働省「昭和49年労働組合基本調査報告」による。

第103表　適用法規別単一労働組合員数の主要団体別構成比　　(%)

主要団体	合計		労組法		公労法		地公労法		国公法		地公法	
	1973	1974	1973	1974	1973	1974	1973	1974	1973	1974	1973	1974
合計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
総評	35.9	35.8	17.9	17.5	83.7	84.9	71.2	72.2	74.7	74.9	89.6	89.6
同盟	18.8	18.6	23.7	23.5	15.5	14.2	1.5	1.5	3.7	3.7	0.5	0.5
新産別	0.6	0.6	0.8	0.8	—	—	—	—	—	—	—	—
中立労連	11.4	11.2	15.5	15.4	—	—	0.4	0.4	—	—	—	—
その他	36.5	37.0	46.4	47.2	0.9	1.0	27.8	26.7	21.6	21.5	10.6	9.9

〔備考〕　労働省「昭和49年労働組合基本調査報告」による。

る。運輸通信、サービス業、公務においてはいずれも総評が六割近くから九割近くを占めている。

また、農業、漁業・水産養殖業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業では、四団体のいずれにも属さないものが過半数を占めている（第102表）。

主要連合体の適用法規別組織状況

労働組合員数を適用法規別に分けてみると、労働組合法適用組合員数は約九一一万九〇〇〇人（全体の七三・二%）でもっとも多く、ついで地方公務員法適用組合員数約一八二万一〇〇〇人（一四・六%）、公共企業体等労働関係法適用組合員数約一〇一万七〇〇〇人（八・二%）、国家公務員法適用組合員数約二八万七〇〇〇人（二・三%）、地方公営企業労働関係法適用組

第104表　都道府県別単位労働組合員数とその主要団体別構成比（1974年）

都道府県	組合員数	対前年増減数	対前年増減率	総評	同盟	新産別	中立労連	その他
	人	人	%	%	%	%	%	%
全国	12,325,147	357,814	3.0	35.9	18.7	0.6	11.2	37.1
北海道	516,424	10,323	2.0	54.0	8.8	0.0	7.5	32.4
青森	88,505	3,416	4.0	55.6	13.2	0.1	6.2	28.5
岩手	122,181	3,484	2.9	56.6	11.8	0.0	6.0	28.9
宮城	182,454	11,786	6.9	43.2	12.7	0.1	12.3	35.1
秋田	125,323	3,464	3.7	46.6	10.9	0.0	5.0	39.6
山形	114,790	4,391	4.0	44.0	11.5	1.9	15.3	29.4
福島	180,765	6,530	3.7	42.2	20.1	1.5	9.5	28.6
茨城	195,045	12,841	7.0	35.1	7.8	0.1	25.0	33.3
栃木	160,074	7,904	5.2	29.6	19.2	0.0	15.7	43.5
群馬	158,296	2,063	1.3	38.6	11.3	1.2	14.1	37.1
埼玉	316,299	13,751	4.5	28.2	21.0	0.3	14.4	41.7
千葉	263,641	△ 55	△ 0.0	36.6	16.5	0.2	10.4	38.4
東京	2,090,457	38,305	1.9	29.0	17.0	0.6	12.7	43.8
神奈川	784,953	16,560	2.2	26.9	21.7	1.4	19.4	40.6
新潟	235,561	8,767	3.9	42.0	23.1	1.2	3.2	33.6
富山	139,807	3,002	2.2	36.3	19.3	4.5	3.6	38.3
石川	110,668	2,227	2.1	47.7	26.1	0.0	5.3	22.9
福井	82,856	1,289	1.6	35.9	33.3	—	8.9	23.0
山梨	55,605	1,275	2.3	53.1	7.3	—	7.0	33.6
長野	234,824	6,012	2.6	38.1	13.1	0.1	13.7	37.0
岐阜	172,812	3,132	1.8	30.5	29.3	0.0	8.3	35.3
静岡	363,532	12,463	3.6	31.3	20.8	0.6	11.3	41.2
愛知	787,436	22,675	3.0	36.6	20.3	1.0	8.6	47.9
三重	188,429	3,834	2.1	32.6	16.8	0.1	16.4	35.5
滋賀	107,744	4,100	4.0	25.1	26.3	1.8	14.4	34.7
京都	254,279	5,785	2.3	42.2	16.9	4.6	8.6	32.4
大阪	1,118,166	27,609	2.5	34.5	23.9	0.2	11.8	32.9
兵庫	596,542	12,874	2.2	37.2	21.7	0.0	12.7	30.6
奈良	73,119	2,038	2.9	49.2	12.9	—	16.1	23.0
和歌山	96,098	3,154	3.4	51.5	16.5	—	7.3	26.4
鳥取	59,001	2,055	3.6	46.2	14.2	—	3.4	39.8
島根	72,871	2,892	4.1	41.6	23.0	—	6.0	30.9
岡山	206,352	6,140	3.1	29.4	29.6	—	9.2	35.9
広島	351,993	21,316	6.4	29.2	22.9	0.0	6.0	43.2
山口	167,238	8,877	5.6	43.8	18.9	1.6	12.7	28.1
徳島	72,067	1,831	2.6	40.3	18.4	—	11.4	32.3
香川	92,010	4,657	5.3	35.1	21.1	0.0	11.7	34.0
愛媛	127,322	5,828	4.8	39.2	25.(	—	7.5	29.6
高知	73,076	1,448	2.0	41.1	13.6	—	10.4	36.6
福岡	486,821	13,852	2.9	42.8	9.9	0.0	9.3	40.5
佐賀	81,211	5,502	7.3	33.9	14.1	—	14.2	38.9
長崎	131,799	5,700	4.5	35.7	32.7	0.3	7.7	25.1
熊本	110,811	8,355	8.2	50.5	18.2	—	5.4	28.0
大分	103,173	3,772	3.8	53.8	12.4	—	8.1	27.0
宮崎	92,684	3,630	4.1	38.5	32.4	0.3	5.0	26.9
鹿児島	112,531	6,070	5.7	49.9	10.4	—	5.3	35.3
沖縄	67,502	890	1.3	67.5	12.0	—	4.7	16.4

〔備考〕　労働省「昭和49年労働組合基本調査報告」による。

合員数約二一万九〇〇〇人(二・八%)の順になっている。

これら適用法規別組合員数に占める四団体加盟別組合員数をみると、労組法適組合用員数については、同盟が二三・五%でもっとも多く、総評一七・五%、中立労連一五・四%がこれにつづいているが、四七・二%までは四団体のいずれにも加盟していないものが占めている。

国公法、公労法、地公労法、地公法の各適用組合員数の大部分は総評が占めている。同盟は近年これらの組合員をその傘下におさめることを組織方針の重点の一つにかかげ、七二年には公労法適用組合員数の一六・九%を占めるにいたったが、その後後退を余儀なくされ、七四年には一四・二%に低下している(第103表)。

6　都道府県別組織状況

都道府県別組合員数

都道府県別に単位労働組合員数をみると、東京の約二〇九万人を筆頭に、大阪約一一一万八〇〇〇人、愛知約七八万七〇〇〇人、兵庫約五九万七〇〇〇人、神奈川約七八万五〇〇〇人、北海道約五一万六〇〇〇人、福岡約四八万七〇〇〇人がつづいており、北海道をのぞくこれら六都府県に組合員総数の四七・五%(約五八六万四〇〇〇人)が集中している。

七四年には労働組合員数(単位労働組合員数)は前年にくらべて千葉をのぞく四六都道府県で増加した。増加が一万人以上におよんだのは、北海道、宮城、茨城、埼玉、東京、神奈川、静岡、愛知、大阪、兵庫、広島、福岡であり、増加率が三・〇%以上に達したのは、青森、宮城、秋田、山形、福島、茨城、群馬、新潟、石川、福井、長野、京都、大阪、兵庫、奈良、鳥取、島根、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、長崎、宮崎、鹿児島など二府二四県であった(第104表)。

主要連合体の都道府県別組織状況

都道府県別単位労働組合員数の比率をみると、総評団体の加盟組合員数の比率をみると、総評は、北海道、青森、岩手、山梨、和歌山、熊本、大分、沖縄の一道七県で五〇%以上を占めるほか、宮城、秋田、山形、福島、茨城、群馬、新潟、石川、福井、長野、京都、大阪、兵庫、奈良、鳥取、島根、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、長崎、宮崎、鹿児島など二府二四県で最大の比率を占めている。同盟は滋賀と岡山で最大比率を占めるほか、福井、長崎、宮崎で三〇%以上を占めている。四団体のいずれにも加盟していない組合員数が三〇%以上を占めているのは三二都道府県(前年より一減)で、このうち栃木、埼玉、東京、神奈川、静岡、愛知、広島、福岡の一都七県(前年より一増)では四〇%以上を占めている(第104表)。

2 組織運動

1 全国中央組織の組織方針

総評の組織方針　総評は七四年八月一九～二三日の第四八回定期大会で、①反独占国民春闘の継承と発展、②反インフレ・大幅賃上げ・最賃制確立・所得政策反対の闘争強化、③反独占生活・制度闘争の強化、④ストライキ権の奪還、⑤合理化反対闘争の強化、⑥政治活動の強化と反独占戦線の拡大、⑦秋からたたかいを始め、より重厚に七五年国民春闘をたたかう、の七つを闘争の重点目標とする運動方針を採択し、そのなかで、これをたたかうための組織方針を、つぎのように示した。

【総評一九七四年度運動方針・各論ハ「組織の強化と共闘・統一行動発展のために」（一部省略）】

1　組織・共闘の強化・拡大のための基本的視点　われわれが目ざす組織・共闘の強化・拡大は組合民主主義・大衆路線を基礎とする日常的な活動の活発化と当面する労働者・国民の経済的・政治的・社会的諸課題を追求する運動の具体的な展開を通じて実現されるものである。

　二〇年を経た春闘は、当初の賃金闘争の統一的な発展・強化から、七四国民春闘を闘い抜いた今日では、労働組合固有の闘いである賃金、労働諸条件の改善、全労働者規模での制度闘争の展開、労働者・国民に共通する反インフレ、国民生活要求の闘い、政治・経済・社会の全面的な民主化をせまる闘いへと発展し、その性格を転換してきている。

　われわれはこのような闘いの発展と運動の質的転換に対応し、さらに闘いの一層の前進を担い得る主体的条件の強化・拡大のために、各級段階の組織強化はむろんのこと、全体としての統一闘争、共闘体制の充実につとめる。

2　組合民主主義の貫徹と職場活動の強化　組合民主主義は労働者が団結する基礎であり、労働組合運動の原点でもある。われわれが目ざす組織・共闘の強化・拡大は、組合民主主義の貫徹と大衆路線の定着によって成果を上げることができるものである。

　そのためには、資本の職場での組合活動に対する介入を排除し日常的に単組は定例的に職場集会の開催、休憩時間内の組合員が対話・集会などができる条件の獲得、職場・壁新聞の拡充、全員投票制度の慣行化と投票管理の公開・民主化などに、積極的に取り組むことが必要である。

　また組合の官僚化を防ぎ、組合不信を招かないためにも、組合員の自主的・直接的な運動参加の保障が必要となる。そのためには職場毎の労働環境の相異をみとめ、三六協定、要員、安全、配転、昇進、昇格、諸手当の決定など、具体的な職場における労働条件についての交渉権と決定権を職場単位におろして行くことが大切である。

　今次春闘の過程で明らかな通り、春闘共闘が三万円、三〇%以上の賃上げ要求を提起したのに対し、異常なインフレの進行を実感として受けとめている労働者とその家族は、徹底した職場討議を通じて四万円・四五%前後へと要求額を引き上げ、賃金闘争を発展させる契機を作ったように、闘争の要求段階の大衆路線はわれわれの運動のなかに定着しつつある。しかし、運動の具体的な展開、とくに収拾時点では、まだ不十分である。要求の決定、具体的な闘いの展開、収拾の全過程を通じて全組合員による無記名投票を実施することによって、幹部請負、組合民主主義の形式化を克服しなければならない。

　産業別組織は以上のような単組の諸活動を産業別レベルの運動として

発展・定着するために恒常的な交流と指導を強めることが必要である。

3　産業別組織・大産業別共闘の強化　総評の強化と拡大、春闘をはじめとする共同闘争の前進のためには、傘下各単産・単組や大産業別共闘の組織力・闘争力の強化がまずはかられなければならない。

各単産のおかれている実態や対応する産業・資本の条件は異なるが、それぞれのおかれている条件を十分に考慮しつつ、各単産は大幅賃上げ闘争はむろんのこと、産業別最賃、時短、休日、退職金、定年延長、労災保障などの諸課題についても積極的に闘いをすすめ、その協定化を追求する必要がある。そして、条件のあるところでは、最賃法一一条、労組法一七条などの活用につとめ、中立、未組織労働者への影響力の拡大につとめなければならない。

産業別組織の機能強化や統一闘争体制の整備、組織の強化・拡大は、このような諸課題の追求、具体的な運動展開と並行した地道な日常的努力の積み重ねによって達成されるものである。

総評は当面する諸闘争の遂行とともに、各単産、単組と協力し、実態調査や相互交流、特別委員会の設置など年間組織活動計画を作成し、職場における組合活動の権利確立と労働条件の確定、産業別組織の機能強化と統一闘争体制の整備、組織の強化・拡大につとめる。

寡占化がすすみ、政府・独占による統一的な労働政策が一段と強化されてきているなかでは、各単産の労働者の労働条件についての相互関連性がますます強まっており、共同闘争の果す役割は高まっているので、すべての大産業別共闘の強化・拡大につとめる。

総評は関係各単産および地評などと協力し、金属、化学、交運、公労協、公務員、商業・サービス、建設、マスコミ、山林・木材などの大産業別共闘が共闘機能が発揮できるよう日常的に産業動向の分析、労働諸条件の調査、交流、教宣活動などの情報サービス機能の強化につとめる。

また、春闘を中心に、大産業別共闘は、統一要求の設定、戦術調整、相互交流、共闘、支援などができる体制を中央のみならず地方、地域においても確立し、大産業別共闘のそれぞれの条件と独自性を発揮して、対経営者団体、政府への統一要求、政策要求を提起し、統一行動の強化につとめる。

このような諸闘争の具体的な推進と並行し、組織の強化、拡大について系統的に追求しなければならない。

4　中立・未組織労働者との連帯強化　七四国民春闘は労働運動の活動領域の拡大と運動の質的発展を画した歴史的な闘いであったが、同時に運動の発展と組織の強化・拡大との関係でわれわれに多くの貴重な経験と教訓をもたらしている。

異常なインフレ、労働者・国民の生活破壊が進行するなかで、大衆討議を基礎とする要求作りは幹部の指導をのり越えて高額要求を決定したし、例年に数倍するストライキ行動を堂々と組織する闘争エネルギーを発揮した。

そして、闘争の高揚に並行して、例えば国労・全逓などでは第二組合員の復帰が続出したし、多くの官公労・民間単産や地評・地区労においても中立組合の加盟や未組織労働者の組織化活動が活発に行なわれ、一部では闘争の具体的な展開と組織活動を同時的に遂行するためのオルグ体制の限界に直面する状況があらわれた。

このことは、さびしい情勢に対応して、総評・春闘共闘傘下の労働者と労働組合が国民的共闘を拡大しつつ、先進的な闘いを組織するならば、中立・未組織労働者はわれわれの戦列に参加し、ともに闘いに立ち上る情勢にあることを示しているといえる。

われわれはこの貴重な経験と教訓に学び、秋から七五春闘の闘いにおいて、要求の作成段階から具体的な運動の展開、闘いの収拾からその社会的影響力の拡大の全過程を通じて、中立・未組織労働者に対して、共闘と組織化を呼びかけ、闘いの環を拡大しなければならない。

そのためには、闘いをめぐる情勢、労働諸条件の諸資料、闘争成果の速報などを日常的に整備しておくとともに、各単産、単組、地評、地区労などのオルグ機能の充実、教宣、世話役体制の確立につとめなければならない。とくに大企業の下請関連労働者や臨時工、パートなどの運動や組織化については、関係労働組合の積極的な協力と共闘が不可欠となっているので、従来不十分であった活動を反省し、一段と強化する。

5　地評・地区労の強化（略）
6　沖縄対策の充実と県労協の強化（略）
7　春闘共闘の強化・拡大と労働四団体の共同行動・戦線統一の追求　以上のような組織の強化・拡大の方針を実践するためには、今日の労働戦線の現状、春闘を中心とする共闘体制の実態などからみて、総評、春闘共闘傘下の労働者と労働組合が先進的に闘うことが運動的には出発点であるが、同時に、総評のみならず中立労連、同盟、新産別、純中立などあらゆる労働者と労働組合を含めた共同行動、統一行動の組織化と発展を積極的に追求しなければならない。

われわれは共闘前進の意義と組織の強化・拡大の相互関連性を確認するとともに、今日春闘が日本の労働者と国民の生活の防衛と権利の拡大、民主主義の擁護と平和の確保などに果している役割を正しく評価するならば、その強化・拡大は緊急な課題であると考える。七五春闘を準備する段階で、中央・地方でその強化・拡大に一段の努力を傾注する。

とくに所得政策が提起されつつある一方、公共料金を中心に物価値上げが増勢の一途をたどっている現状をみるとき、賃金と生活への不当な政治介入を押しかえし、労働者と国民の所得水準を守り向上させるためすべての労働団体が中央・地方で共同行動を組織することは、緊急な課題となっている。

われわれは労働戦線統一のための二二単産会議の経過や七四春闘における四団体共闘の実態について十分に検討するとともに、七四国民春闘の具体的展開を通じてその阻害要因が大衆的、国民的レベルで克服されつつあるので、共同行動の組織化とその発展としての労働戦線の統一の重要性を提唱し、積極的に行動を起す。

8　青年労働者対策の強化について（略）
9　婦人労働者対策の強化（略）
10　主婦の会対策の強化（略）
11　労農共闘の強化（略）
12　退職者の組織拡大（略）
13　財政の強化（略）

同盟の組織方針

同盟は七四年一月二三～二五日の同盟第一〇回全国大会で採択した一九七四・七五年運動方針のなかで、「激動の時代にあって、多様化する組合員の要求に対応して、成果をあげるためには、時代を先取する活動を進めることが必要である。このためには、組合運動の原点にさかのぼって、組合活動を再点検し、意志の統一と組合員の参加を通じて、行動を組織し、同盟の諸活動の充実と強化をはからなければならない」として、つぎのような組織方針を決めた。

【同盟一九七四年運動方針・第三部・Ⅰ「組織の拡大強化」（要旨）】

Ⅰ　組織の拡大強化

当面の組織目標を三〇〇万におき、拡大に努める。

(1)　未組織労働者の組織化

1　わが国の二三〇〇万におよぶ雇用労働者が未組織のまま放置され、加えて組織労働者の半数に近い五四〇万の労働者は、全国的労働運動に参加していない。これらを同盟の仲間とするための活動を推進する。

2　未組織労働者の大部分が中小零細企業に働く労働者であることを考慮し、一企業一単組の考えにとらわれず、同業種の複数企業間にまたがる単位労働組合を結成したり、既存する組合への組織化をはかる。

3　構成組織を通じ、あるいは新たな産業別組織の形成を通じて、同一路線にたつ無所属労働組合が同盟に加盟し、ともに民間労組の結集に向って努力することを期待する。

4　組織活動の展開に当っては、重点地域・業種の選定、組織拡大月間の設定など、一段の工夫を加え、各構成組織・地方同盟の共同活動によって一層の成果を期する。

(2)　官公労組織の拡大強化

官公労分野は、依然として階級闘争を指向する勢力によって大勢が占められており、官公労組織の民主化のための努力が一層力強く推進され

なければならない。

1　地方同盟は官公労対策の窓口を設置し、地方全官公組織と協力しながら、日常活動を通じて組織拡大をはかる。

2、官公労は政治との結びつきが強い組織である。従って民社党および各級議員との協力関係をより緊密にする。

3　公共企業の経営を近代化するため、合理的労使関係の確立に一層努力する。

4　全官公傘下の同盟未加盟組合の加盟を促進するため、関係組織にたいするオルグ活動を強化する。

5　組織暴力を根絶するため、これを排除する諸活動および法廷対策に万全を期する。

(3)　構成組織の拡大と強化

同盟の組織を拡大し強化する基本は、すべての構成組織の拡大と強化にある。

1　このためには、それぞれの構成組織が産業別組織としての機能をますますたかめることが必要である。とくに、地方において組織化された単位労働組合の指導ができるよう地方機構の確立を期待する。

2　組織の強化と拡大のために同盟の援助と協力を必要とする組織に対してはその組織の拡大と強化のために必要な協力を推進する。

(4)　地方同盟の強化

地方同盟は、同盟活動を全国に拡め、実践する限りない行動を期待されている。

1　地方同盟の強化と発展は、構成組織の機能が下部末端組織の一人ひとりの組合員に達しているとき活力のあるものとなる。

2　このため、構成組織は、地方機関を通じて地方同盟に協力し、同盟本部は、地方同盟の活動に情報と指示・器材を提供する。

3　同時に地方同盟は、運動体として最少限の事務局体制の確立に努める。

4　地方同盟の活動を展開するにあたって、地区同盟の果たす役割は重要であるから、その確立と地区活動強化の体制を整備する。

(5)　組織強化のための姿勢の確立

最近、労働組合にたいする共産党の支配・介入が系統的に進められている。これを排除するためには、新たな発展をかちとらねばならない。

1　同盟は、一面においてその運動が惰性的におちいる傾向のあることを自戒し、きびしい態度をもって基本姿勢を確立する。

2　組織の点検を強化し、有機的にして体系立ったオルグの育成をはかる。

(6)　部門別協議会の活動の強化

同盟のもとにある関係組織の協議、協力機構としての部門別協議会は、既存の部門別協議会の活動を一層充実するとともに、必要に応じて新たな部門別協議会を発足させる。

2　産業別組織の動向

金属鉱業　全鉱は七四年八月二七～二九日の第六七回定期大会で、全鉱、資源労連、製錬労協による新しい中産別組織に脱皮する方針を決めるとともに、国際炭鉱・鉱山労連ＭＩＦだけでなく、国際金属労連にも加盟を指向することを決定した。

紙・パルプ　七二年四月の山陽パルプと国策パルプの合併にともなって山陽パルプ労組と国策パルプ労組は山陽国策パルプ労組を結成、このうち山陽労組は紙パ労連（総評）加盟、国策労組は紙パ総連合（純中立）加盟であった。両労組はその後組織統一のための作業をつづけた結果、七四年八月の連合会執行委員会で、①組織統一のため両労組とも上部団体をはな

れて白紙の立場をとる、②組織統一準備委員会を設けて統一のための規約、人事などを検討する、などの組織統一方針を決定し、国策労組は九月三〇日～一〇月一日、山陽労組は一〇月二～四日にそれぞれ定期大会を開いてこの方針を正式に決定した。

石　油　全石油傘下のスタンダード・ヴァキューム石油労働組合（一二〇〇人）では、七四年春闘における組合の指導方針を闘争至上主義と批判する派（六月時点で約三〇〇人）が、六月に分裂して新たにエッソ・スタンダード石油労働組合を結成した。

商　社　丸紅従業員組合（約五九〇〇人）と住友商事労働組合（約四〇〇〇人）は、七四年六月三〇日に全商社を脱退して、三菱商事労働組合（約六八〇〇人）とともに、総合大手五商社労組による新組織の結成のための準備会を七月一六日に発足させ、ついで伊藤忠商事労働組合（約六六〇〇人）も七月二七日の大会で全商社脱退を決定して八月から準備会に参加した。しかし三井物産社員組合（約五六〇〇人）では、八月の大会で、準備会加盟の執行部提案が、組織討議不十分を理由に採択されるにいたらなかった。

ホテル　七二年の大会いらい総評加盟について下部討議をおこなってきたホテル労連（九二〇〇人）は、七四年九月二五～二六日の第二六回定期大会で中立労連脱退、総評加盟の方針を決定し、一一月一日に総評に加盟した。なお、赤坂東急ホテル、横浜東急ホテル、東急ホテル・チェーン、博多東急ホテル、全富士屋ホテルなどの組合は、総評加盟に反対してホテル労連を脱退した。

金　融　七二年二月に同盟の指導で結成された相銀全労（一万九〇〇〇人）は、七四年八月二七日の定期大会で同盟加盟のための準備をすすめるとの方針を決めた。

生保労連、観光労連、全商社、生協労連など商業・サービス業関係労組が六七年いらい結成していた商業・サービス業関係労働組合懇談会（商サ懇、約五三万人）は、七三年の総会で「第三次産業に属するすべての組合を組織対象とし、共同して運動を進める」との方針を決め、新組織結成の準備をすすめた結果、一五単産、四単組、五六万四〇〇〇人を結集して、七四年一〇月三〇日に全国商業・サービス・事務職労働組合連絡会議（商サ事務労）を結成した。

航　空　全日本航空労組（約一万一〇〇〇人）、南西航空労組、旅行開発労組、沖縄エアポートサービス労働組合、東京航空食品新労組、空港モーターサービス民主労組、日本航空生活協同組合労組の七組合は、七四年一月いらい準備をすすめた結果、七四年一〇月一六日に全日本航空産業労働組合総同盟（航空同盟、約一万五〇〇〇人）を結成し、七五年一月一四日に同盟に加盟した。なお日本飛行機労組、新日本航空整備労組、グランドキァッスル労組はこれにオブザーバー加盟した。

国　鉄　鉄労は、組合員の国労と動労への復帰で、この二、三年らいその勢力を後退させていたが、七四年一〇月一六～一九日の第八回全国大会では、その組合員数は七一年のピーク時の一〇万七〇〇〇人を三万以上下回る七万五五〇〇人と発表された。とりわけ七四年二～四月における減少は約四〇〇〇人にのぼった。

3　労働戦線の再編・統一問題

民間労組共同行動会議のその後

七三年七月に戦線統一民間単産連絡会議が総評と同盟の意見の対立によって解散し、六〇年代末から右派勢力が推進してきた労働戦線再編・統一の運動が挫折したのち、同盟傘下の六単産、自動車総連、総評二単産（鉄鋼労連、合化労連）ならびに全国民労協は、七四年春闘の成果のうえに立って戦線統一問題にふみ切るとの意志統一のもとに、七三年一一月一日に民間労組共同行動会議を結成して、七三年一一月には労働四団体にたいして反インフレのための統一行動を呼びかけた。

しかし、四団体はこうした共闘に賛成したものの、総評と中立労連の主張により共闘は既成四団体ですすめられることとなり、七四春闘で民間共同行動会議はイニシアチヴを発揮できなかったばかりか、七四年七月の参院選挙では公明党、共産党の躍進、社会党の三議席増にたいして民社党は一議席を減じ、情勢は労働戦線再編派にとっていよいよ不利になり、参加組合内の意見もまとまらなかったため、共同行動会議は、結成後一年たってもその事務局体制すら確立できなかった。そして、「同会議を労働戦線統一の母体とすることにこだわらない」との了解のもとに、七四年一〇月一～二日にようやく電機労連、全機金のオブザーバー参加をえて参加組合の委員長・書記長合同会議を開き、①同会議の性格を「民間労組の共通課題および国民的課題の解決のための共同行動を行う組織」とする、②早急に事務局体制の確立をはかるなどの方針を確認した。

全国民労協第三回総会

七二年一月に発足し、労働戦線再編の「起爆剤」とされてきた全国民労協は、七四年七月に戦線統一民間単産連絡会議による民間先行の戦線統一の企てが挫折していらいはじめての総会（第三回総会）を七四年一一月二日に大阪で開催した。民間労組共同行動会議の一〇月の会議が、同会議を戦線統一の母体にするか否かについて触れることを避けたのにたいして、全国民労協の総会は、「民間労組共同行動会議をつうじ、緊急最大の課題であるインフレ抑制に全力をあげて取りくみ、この課題での労働四団体の統一歩調とこれを契機とした労働戦線統一への再結集を強く要望する」との活動方針を採択して、民間労組共同行動会議をなお戦線統一の母体にしたいとの希望を捨てていないことを示した。

【参考資料】(1)労働省『昭和四九年労働組合基本調査報告』、(2)総評第四八ならびに第五〇回定期大会資料、(3)同盟第一〇回ならびに第一一回全国大会資料、(4)『総評新聞』、(5)『同盟新聞』、(6)日本労働協会『週刊労働ニュース』

II

総評・同盟・新産別・中立労連の大会

概要□**総評の大会**――総評第四八回定期大会：開会と各代表のあいさつ／活動報告と運動方針案の提案説明／活動報告・運動方針についての質疑討論と修正案／事務局長の総括答弁と採択された諸決議／総評第四九回臨時大会：開会と市川議長あいさつ／春闘方針をめぐる質疑討論とその結論／**同盟第一一回年次全国大会**――開会と天池会長あいさつ／活動報告と経営参加問題／一九七五年度賃金闘争方針提案／方針案の質疑・討論／諸決議と役員／**中立労連第一回定期大会**――開会と竪山議長あいさつ／運営要綱改正案と一九七四年度活動方針案／四団体共闘の推進姿勢

概要

一、一九七四年七月～七五年六月の一カ年間に開かれた労働組合中央組織の大会は、①七四年八月一九～二二日の総評第四八回定期大会、②七五年二月三・四日の総評第四九回臨時大会、③七五年一月二三・二四日の同盟第一一回年次全国大会、④七四年一〇月二一～二三日の新産別第二六回定期大会、⑤七四年一〇月二六日の中立労連第一回定期大会の五つであった。

一、七四年八月一九日から四日間にわたって開かれた総評第四八回定期大会では、一九七四年度運動方針と〝第二春闘〟のわく組みを示した秋季年末闘争方針を決定した。それによると、むこう一年間の闘争の重点目標としては、①国民春闘の継承と発展、②反インフレ、大幅賃上げ、所得政策反対、③低所得層の生活要求を中心とした反独占、生活闘争の強化、④ストライキ権奪還、⑤労働戦線の統一をはじめ政治活動の強化などがとりあげられており、また、来春闘につながる一連の闘争の出発点として例年より早く九月に春闘共闘委を発足させ、公共料金をはじめ物価値上げ反対、年末一時金獲得などの要求をかかげて〝準春闘〟なみのたたかいを展開することになっている。なお、この大会では、政党支持問題がいっそう大きく浮かびあがり、それをめぐってはげしい論議が展開されたが、このことは、広範な勤労国民が生活防衛をはじめ民主主義的諸権利と平和を守るたたかいの展望を、国政革新をめざす革新統一戦線の結成に

よって切りひらくことを強く求めている情勢のもとで、政党支持問題がそれと深くかかわっていることを意味するものといえよう。

一、七五年二月三・四日の総評第四九回臨時大会では、七五年春闘の基本性格を、インフレと不況に対決し「独占資本本位の政治、経済、社会の根本的変革をめざす国民春闘」として位置づけるとともに、①全国一律最賃制の確立、②大幅賃上げ、③反インフレ制度改革、④スト権奪還などを重点目標に設定した当面の運動方針を決定した。また、それによって、三月下旬から五月の間に、前後三波にわたる統一ストライキを決行する方向が明らかにされた。高度成長からの転換期をむかえた情勢のきびしさを反映して、大会論議では、今春闘のむずかしさを率直に訴える姿勢が目立ち、「長期強じん」なたたかいが強く要請された。

一、七五年一月二三・二四日の両日にわたって開かれた同盟第一一回年次全国大会は、①「二七%の賃上げ要求基準」とする賃金闘争方針をはじめ、②インフレ抑制、福祉改善の推進、③「民社党支持強化による民主社会主義勢力の拡大」を明らかにした政治活動方針など、当面の具体的活動方針を原案どおり決定した。この大会は、前年の全国大会で採択された憲章改正にともない、七四・七五年運動方針の基調にもとづく当面の重要課題を討議するいわば中間大会ではあったが、賃金闘争方針では、政府のインフレ対策とにらみあわせながら賃上げをおこなうという〝自制論〟の考え方をとるという決意を示しながらも、政治活動方針では、民主社会主義勢力の拡大をめぐって、政党支持の自由方針をとっている海員組合と、電労連、造船重機労連など民社党支持強化を主張する代議員間ではげしい応酬がくりひろげられ、結成一〇周年を迎えた同盟の「伝統」が転換点にたっている側面をのぞかせていた。

一、七四年一〇月二一日から三日間にわたって開かれた新産別第二六回定期大会では、七四年春闘で独自に確立したインフレ・スト権をめぐって論議を集中し、今後、反インフレ闘争の具体的な行動指針を打ちだすよう強い要望がおこなわれたが、執行部からそれにこたえていく決意表明がおこなわれ、七五年度運動方針を決定した。同方針は、転換期のなかで労働組合運動の再生をはかることを基本姿勢とし、反インフレ闘争を前面におくとともに、重点的な活動課題としては、①賃金を基軸にインフレからの生活の防衛、②政治的諸課題への対策強化、③広範な共同行動と戦線統一の推進などを内容としている。

一、中立労連は、七四年一〇月二六日、一九五六年結成以来最初の定期大会を開催して、運営要綱の改正と「一九七四年度活動方針」を決定した。これまで電機労連など民間単産の連絡機関的な性格にとどまり、組織的整備もすすんでいなかった中立労連が、この大会開催を契機に全国中央組織としてのたねらいについては、「四団体共闘の体裁を整えることにふみきり進を図ること」が第一にあげられている。

1　総評の大会

1　総評第四八回定期大会

開会と各代表のあいさつ

日本労働組合総評議会（総評）第四八回定期大会は、一九七四年八月一九日～二二日の四日間にわたって東京・文京公会堂で開催された。大会は四五単産、四四六人の代議員が出席して、午前一〇時四五分開会、松尾副議長の開会の辞をもってはじまり、つづいて資格審査委員会より、本定期大会の代議員有資格要件としての会費のほかに七四年国民春闘闘争資金特別賦課金の全加盟組合による完納、したがって、その代議員総数六四単産六五七名のうち、前記出席代議員の数をもって大会成立要件の三分の二を満たしていることが報告され、その成立が確認された。

議長団としては、石井全逓中央執行委員長、曽我全農林中央執行副委員長、西野合化労連中央執行副委員長、三嶋全鉱事務局長、井上恒子電通共闘中央執行委員の五名が選出され、議長団を代表して、石井全逓中央執行委員長が大会宣言をおこない、大会役職員の任命をへて、総評市川議長があいさつに立った。

市川議長は、「今日、労働者階級と国民の団結が着実な発展を示し」ており、「国民春闘は今や政府と独占のインフレ政策をはじめとする生活破壊攻撃にたいして労働者・国民が連帯して抵抗する橋頭堡として定着しつつある」と今春闘の成果を強調し、同時に「反インフレのたたかいは長期的にはインフレを終熄させる展望をもちながらも、短期的にはインフレの犠牲をはね返すために極めて階級的な対応が迫られている。さらに最低賃金制の根本的な改革や障害者、高齢者をはじめとする低生活層問題にたいする基本的なたたかいの支援と拡大が秋から来春闘にかけての重要なたたかいだ。そしてこのようなきびしいたたかいをより前進させることが、保守党を政権の座から追い落とし、革新の手による政策の展開を可能とする社会的基盤を形成することになる。このためにも民主的な反独占統一戦線は緊急の課題となっている。総評はそのたたかいの中心的役割を果たそうと思う」と、革新勢力の結集を訴えた。

大会初日は、このあと来賓の祝辞に入り、労働界からは中立労連の竪山議長、新産別の大谷書記長が、また、野党側からは石橋社会党書記長、金子共産党書記局次長、美濃部東京都知事、矢野公明党書記長が順次あいさつした。この来賓あいさつのなかで、石橋社会党書記長は今大会における論議の一焦点として予想された政党支持問題にふれ、「わが国には革新を名のる四つの政党があるが、それらの党がすべて皆さんのたたかいを支持し、協力するわけではなく、批判し妨害する党もあれば、選挙の都合次第で批判したり、傍観する党もある。なおかつ、皆さんの要求を支持し、ともにたたかう党のみを支持することが誤りであり、批判する党も、妨害する党も並列

的に扱い政党支持の自由を主張することが道理にかなっているというのであろうか。およそナンセンスな議論である。現実に社会党支持を突きくずす手段として、このまやかしの議論が真実の仮面をかぶってまかり通っている」と述べ、名ざしはさけたものの、共産党を非難した。これにたいし、金子共産党書記局次長は「いま重大なことは、自民党の反動政策が、反共攻撃を前面におしだし、これを武器として民主勢力の分断を意図的におしすすめるなかで、遂行されている事実である」と指摘し、とくに、かつての反共主義の歴史的教訓について述べたあと、「反共攻撃をのりこえ、革新勢力の統一のために全力をあげること、そのためにも基本的人権の尊重、労働戦線の統一、革新統一戦線の結成と明らかに矛盾する特定政党支持の義務づけは大胆に改めることが、いまこそ必要不可欠である」と強調した。なお、このあと議事運営委員会から、大会日程について「大会直後に主要単産の定期大会をひかえている関係上、五日間の日程を一日短縮するよう議事をすすめたい」旨の要請がおこなわれ、了承された。この結果、当初二三日までの予定だった大会は二日終了することが決まった。

活動報告と運動方針案の提案説明

大会第一日の午後には、大木事務局長が七三年度活動報告と七四年度運動方針案、それに〝第二春闘〟のわく組みを示した秋季年末闘争方針案の提案説明をおこない、ついで、井上財政局長による七三年度決算報告および七四年度予算案提案がおこなわれた。

大木事務局長は、まずその活動報告のなかで、国民春闘のあり方について「春闘諸要求の第一に、低所得者の生活改善問題をとりあげたが、一時金獲得だけが注目され、低所得者の福祉ミニマムの確立がかすんでしまった。しかしこの春闘を通じて、悪性インフレ下で谷間層の生活危機がいかに深刻かを提起したことに意味があった」と述べ、来春闘もひきつづき国民春闘路線をとることを強調した。また、「国民春闘の名をかたり、組織労働者のたたかいに国民を利用している」などとの批判があることにたいしては、「運動の経過をまったく無視したもので、国民春闘が国民の多くの支持をえた事実で答えるしかない」と反論した。

七四年度運動方針では、むこう一年間の闘争の重点目標として、①国民春闘の継承と発展、②反インフレ、大幅賃上げ、所得政策反対、③低所得層の生活要求を中心とした反独占、生活闘争の強化、④スト権奪還、⑤労働戦線の統一をはじめ政治活動の強化、などを盛りこんでいる。また、秋季闘争方針案では、秋から〝第二春闘〟を組み、来春闘につながる一連の闘争の出発点として例年より早く九月中旬に春闘共闘委員会を発足させるなどを明らかにしている。

運動方針案は総論と各論との二つの部分からなっており、その構成は、総論①内外情勢の特徴、②総括、③運動の基調、各論①賃金闘争の強化＝大幅賃上げ、所得政策反対のたたかい、②最低賃金確立闘争、③合理化反対闘争、④労働時間短縮闘争、⑤権利闘争、⑥反独占生活制度闘争、⑦政治闘争の強化、⑧組織の強化と共闘・統一行動発展のために、⑨教育・文化闘争、⑩国際連帯の強化となっているが、そのうち、総論の「III 運動の基調」の内容要旨はつぎのごとくである（大会採択の運動方針による。なお、各論の「ハ、組織の強化と共闘・統一行動発展のために」については本年鑑第二部I「労働組合の組織現状と組織運動」を、また、「一〇、国際連帯の強化」は同じく第二部XI「国際労働組合運動と日本」を参照されたい）。

Ⅲ　運動の基調

1　本年度運動方針の基本的考え方

(1)　政治反動、ファシズムとの闘い

保守勢力の趨勢的後退は、すでに小選挙区法問題以来田中内閣の急激な反動化をうみ出してきたが、高成長礼讃の国民的目標が破綻し、加えて先の参議院選挙の結果に示されたように、狂乱物価の中から大企業不信ひいては資本主義体制にまで国民の批判が及ぶに至って、財界と政府は急激に（保守勢力の維持）手段を選ばぬ権力機構の維持政策においこまれた。とりわけ、最近の教育反動、スト権抑圧、企業選挙、刑法改悪、司法反動、国会運営の非民主化などそのテンポが速まっている。

われわれは、このような戦後民主主義の権利と制度の直接的破壊と国民の権利侵害に対しては、自らのスト権奪還を含めて断固として闘わなければならないが、それと同時に間接的な世論操作を通じての上からの国民意思の統合という、戦略的長期的なファシズム体制への誘導政策にもっと注目する必要がある。すでに石油危機とインフレに対しては、政府や独占の責任を回避して国民耐乏や節約運動を求めたり、電力の供給不足を口実に原子力発電の世論形成づくりをするという形であらわれている。このようなやり方は社会の矛盾が深まれば深まるほど、その原因にメスを入れるかわりに体制を温存して具体策をつくるという形で、国民内部の矛盾として問題をなげかえして世論を分断し、保守派に有利な条件を形成する。

「国民全体の利益のためにはやむを得ない」式の発想を粉砕する最大の力は、国民が目先の利益よりも民主主義や自らの権利の価値にめざめるということが重要である。みんなの便利のためという口実で空港や新幹線騒音をおしつけたのをはね返した力は、住民の立ち上りと国民の支持であった。一切の市民運動や民主団体の運動がこのことを示している。われわれ自身あらゆる弾圧に抗してスト権奪還の闘いを進めてきた。とくに七三、七四春闘を通じて妥協の許されない資本との階級的な闘いであることを知ったし、その闘いの方向性は主体的には明確に確定されており、いま重要なことは政治反動に抵抗する国民との結びつきである。社会の矛盾が深まれば深まるほど尖鋭な形で解決が求められ、反独占の形での変革が勝利するか、あるいは独占の支配下のファシズム的解決になるかは、労働者と国民の中の自らの主張、民主主義の成長そしてその力量いかんにかかっている。このことは、参議院選挙で自民党政権の手づまり状態が立証され、それからの脱却が模索されている現在、とくに明確に認識しておく必要がある。

(2)　民主化闘争の強化

政府・自民党は春闘共闘のやり方は議会制民主主義を否定するものだというキャンペーンをおこなったが、ここでもまた保守と革新の議会制民主主義論のちがいは明確である。現在日本の人口の約半分を占める地域に革新自治体が成立しているが、革新自治体の特質の一つは住民の参加、住民との対話、市民運動と地方政治との結びつきにある。そのことは地方議会の否定になるどころか、反対に間接代議制の欠陥を補い日本の歴史の中に真の地方自治を打ちたてるエネルギーになっている。同じことがなぜ中央の政治では議会制の否認になるのか。官僚行政の肥大化が進行し、自民党の官僚支配がますます露骨になっている現在、田中首相の多数派強行採決論と国民参加の政治のいずれが議会制民主主義に、真の民主的性格を与えるかは自ら明らかであろう。国民の参加と介入は国民のための政治を確立するための必要条件である。

同じことは総評や春闘共闘に加えられているサンディカリズム（政党無用論）とか、代行主義などという批判的見解についてもいえる。われわれの運動領域の拡大は革新政党の強化と支持、協力に立つことはあれ、政党無用論や政党代行論に立つものではない。そのことは年金闘争の経験の例からもいえることである。われわれの年金闘争のつみあげは、昨年春の国会において「政府案か野党案か」の選択にまで高められたのであり、政党と組合の関係は従来よりも好ましい形で発展したのである。われわれは要求の当事者であるがゆえに革新政党の政策形成に参加するのであり、またそれゆえにその政策を支持しその実現のための力の源泉となるのである。とくに物価問題に関していえば、労働者の固有の要求

のみならず、消費者としての国民、農民や中小企業の要求、生協その他の民主的団体の要求を基礎としなければ、経済構造を変革するための反インフレの政策は体系化できないしその政策の支持基盤を強化することもできない。

同様にわれわれの運動の領域の拡大は、決してその要求の当事者の立場を代行するものではないという原則を明確にしておく必要がある。われわれは決して当事者に代って交渉するのではなく、当事者の要求と行動を支持し協力しそれと連帯するのである。もしわれわれが自らこの原則に反することをするならば、それはいかなる成果をえようとも当事者にとっては与えられた改善であって民主主義の否定でしかない。われわれが「現代に即応する日本の民主主義の構築」といっている意味は、政治、経済、社会のすべての分野において、「ものごとの決定が、どこで、誰によって、いかに決められているか？」をあらためて国民みんなが問いなおすということである。このことは、独占の経済支配、保守党の政治反動化とファシズムへの傾斜が進行している日本の社会において、将来の路線を定めるためには決定的に重要な問題である。

(3)　労働戦線・政治戦線の拡大強化

反独占、反ファッショの統一戦線や革新政権の成立は決して政党レベルだけの問題では成功しないのであって、労働団体はもちろん国民大衆がそれぞれの要求に応じて組織され、その次元で民主主義勢力が強化されてこそ実現可能になるのである。われわれの国民春闘は、独占の経済支配とファッショ化への危険の増大、せいぜい上からの譲歩改革による統合の路線に対して、国民の参加による、独占の社会支配構造の変革という路線を形成するための実践的な問題の提起という位置づけがなされうるのであり、それは政党のエゴやセクトを大衆の闘いの統一によって克服していくことを意味するものである。

このような視点からして、労働組合の共同行動や対外関係、民主団体や市民運動との提携協力関係は、新しい視点で見直されなければならない。そのことは公害闘争や地域住民運動においてすでに経験ずみであり、労働組合が社会の流れの中でモンロー主義（閉鎖主義）にとじこもること自体が今日では逆行的な意味をもつのである。

そしてまた、労働組合が民主団体の中核的役割をもつことをあわせ考えるならば、労働組合の戦線を統一することはきわめて大きな意義をもつ。労働戦線の統一は所得政策粉砕や賃金、時短、年金闘争など労働者固有の運動において力を強めるだけでなく、国民全体の運動においても意義も大きい。不幸にして共同行動は今日困難な状況にあるが、原点の労働者の要求、国民全体の運動の流れがある以上、要求の一致点は数多くあるのであるから、自らの運動の主体性を保ちながらも共同行動の可能性はもっと幅広く拡大していくことが可能である。

2　闘いの重点目標

(1)反独占国民春闘の継承と発展　(2)反インフレ・大幅賃上げ・最賃制確立・所得政策反対の闘争強化　(3)反独占生活・制度闘争の強化　(4)ストライキ権の奪還　(5)合理化反対闘争の強化　(6)政治活動の強化と反独占戦線の拡大　(7)秋から闘いを始め、より重厚に七五年国民春闘を闘う

【秋季年末闘争方針（要旨）】

Ⅰ　反インフレの闘い　①物価値上げ反対＝消費者米価引き上げのための米価審議会に全国動員を集中する。公共料金凍結要求の国民集会を開催するほか十、十一月を「独禁法強化月間」として運動を行う。②予算要求闘争＝「一万人高齢者集会」を九月十五日に、住宅要求の対政府、対地方自治体旬それぞれ東京で開く。中央、地方で予算要求の対政府、対地方自治体交渉を行う。③一時金闘争＝インフレによる賃金目減りに対応する一時金を従来の年末一時金に上積みして要求する。この要求のメドは二カ月分とし、十月中旬までに要求を提出する。④公務員賃金確定闘争＝スト権、団交権奪還の闘いと結合させて、対政府交渉、国会対策を強化する。

Ⅱ　最低賃金制、スト権など継続闘争　①最賃制＝全国的に六万円以下の労働者をなくすことを基本に、来春闘決戦時に向け精力的に中央交渉を行う。②権利闘争＝九月上旬政府にスト権回復の要求を提出し、秋闘を通じて政府の態度の明確化を迫っていく。今春闘の処分は阻止する。処分を強行した場合は総力を結集して反撃するとともにＩＬＯ対策を強化する。

Ⅲ　政治反動阻止・反戦平和の闘い　十月を反戦月間とし、10・21を中心に全国で集会、デモを組織する。十月下旬から行われる自衛隊記念行事に反対する行動を展開する。

活動報告・運動方針についての質疑討論の経過と修正案

活動報告にたいする質疑討論は、大会二日目の午後からはじまった。そのなかでは、①七四年春闘におけるスト権をめぐる閣議決定と合意事項の評価、②春闘の要求とたたかいの道すじとの関連、③参議院選挙総括の位置づけ、④政党支持をめぐる組織問題、⑤最賃闘争の経過と今後のとりくみなどについて、動力車、自治労、全港建、電通共闘、山口県評、全専売の各代議員から質問、意見がだされ、大木事務局長の答弁のあと、これを承認、ひきつづき運動方針の討議に入った。

運動方針の討議には、延べ三五名の代議員が参加したが、とくに、国民春闘の性格、参議院選総括ともかかわって、政党支持問題にもっとも議論が集中した。この点でいえば、方針原案が、「社会党を支持し、他の革新政党とも政策が一致する場合は協力する」としているのにたいし、政党支持の自由を求める二つの修正案が提出された。その一つは全日自労ほか一七単産によるもので、前記政党との関係の部分を「総評は、団結の強化、政治闘争の発展、労働戦線の統一と民主勢力の統一の前進のために、労働組合と政党との関係について、組合員の思想、信条、政党支持の自由、政治活動の自由を保障し、労働者の階級的利益実現のために革新政党と相互の自主性を尊重しあいながら、一致する要求にもとづく協力共同をすすめる」と改める趣旨のものであり、いま一つは、合化労連の単独提案による「社会党一党支持をやめ、組合員の政党支持の自由を保障」する内容の修正案であった。また、全国金属からは、①最低賃金制確立闘争の強化、②多国籍企業に関連する労働問題への対処方針に関する補強修正案が提出された。

まず、一七単産を代表して提案説明にたった全日自労の近藤代議員はつぎのように訴えた。すなわち、「方針案では統一戦線の表現が各所にみられますが、その内容やそれを実現する具体的な方針が明らかではなく、革新統一戦線の結成には消極的なものとなっている。その原因は、社会党一党支持に固執して、その政治方針に追随していることにあるとしか考えられない。いま重要なことは、あらゆる反共分裂主義とたたかい、その障害を克服して、国政革新をめざす革新統一戦線結成を実現することであり、総評はそのために〝特定政党支持〟義務づけの誤りを克服して、私心をすてて奮闘すべきである」と。一方、独自の修正案を提出した合化労連の谷代議員も、「国民春闘路線を発展させるとの運動方針の基調と、社会党支持をとっていることとは矛盾する、なぜなら、それは全労働者の統一と革新共闘の前進を阻害することになるからである」と主張した。この問題をめぐる討論では、全林野、電通共闘、全逓、日教組、山形県評、新潟県評、全北海道労協などの代議員が原案を支持する立場から発言したのにたいし、日本医労協、全司法、全港建、全商工の各代議員が一七単産提出の修正案を支持する発言をおこない、また、合化労連、紙パ労連、和歌山県評の代議員も独自の立場から原案を批判した。こうして本大会では、政党支持問題が大きく浮かびあがり、これをめぐってはげしい論議が展開されたが、このことは、広範な勤労国民が生活防衛闘争をはじめ民主主義的諸権利と平和を守るたたかいの展望を、国政革新をめざす革新統一戦線の結成

によって切り開こうとつよく求めている情勢のもとで、政党支持問題がそれと深くかかわっていることを意味するものといえよう。

同時に大会では、全国金属、繊維労連などの代議員が、自民党田中内閣の〝総需要抑制政策〟のもとで中小企業が深刻な経営難に直面している実態について述べ、解雇、賃金の欠配・遅配などで生活がおびやかされている中小企業労働者の雇用確保、賃金支払の履行などを政府、企業、自治体にせまるたたかいの重視を真剣に訴えた。また、国労の代議員からは、七四年春闘にたいする処分の凍結をめざすたたかいを、この秋からとりくみ、政府の態度を見守りながら、来春闘でスト権回復闘争を組織することが提起されたし、全労働の代議員はそのスト権回復を、医労協の代議員からは医療保障確立を実現する立場から、労組のストライキなど大衆行動を強化するとともに、国会内外の民主勢力の共闘、革新統一戦線の重要性が強く主張された。

事務局長の総括答弁と採択された諸決議

大会は、運動方針修正案の賛否をめぐって討論を展開したが、政党支持の自由を求める修正案については、大木事務局長によるつぎのような総括答弁のあと、最終日の午後採決に付されることになった。採決の結果は、全日自労など一七単産提出の修正案が出席代議員六一三人中賛成七一（前年六六）票、合化労連提出の修正案も賛成九四（前年八〇）票で否決され、一部補強意見をとりいれた運動方針案が、賛成四八三票の多数で可決された。

【大木事務局長の総括答弁（要旨）】

一、戦線統一について来賓あいさつで中立労連の竪山議長は、民間労働者の立場から総評への希望を出され、新産別の大谷書記長からも、総評の路線は正しいが官公労が前に出ることに意見が出された。総評はこれら盟友の意見を率直にうけいれ、総評は国民春闘で自信をえたのだから、腰を低くして統一にとりくみたい。

一、当面の秋季年末闘争は〝準春闘〟にしたい。このため大量宣伝、大衆行動や低生活者層の組織化をはかり、中小未組織労働者の倒産・首切り問題、継続交渉になっている生活課題、消費者米価をはじめとする公共料金値上げ反対、処分を出させない闘いなどで三〇分でもストをおこなう決意をもつべきだ。また四月賃上げ以降の賃金目減り補償は闘うが、一時金闘争を前面にだす形は絶対にとらない。要するに秋季年末闘争では、金融引き締めの犠牲を押し返す闘いを展開したい。

一、スト権については、処分を絶対に出させないよう押しまくったことが、公労協、公務員共闘全体に共通する問題点だ。同時に、閣僚協、公務員問題連絡会議と相手の方は場所を分けているが、わが方は一本であり、来年の二月ごろまでに相手がどのような方向で検討するか見たい。これはスト権奪還のストをやる、やらないは別だ。政府がインフレを抑えるため賃金抑制してきたとき、公務員も黙ってはいない。来年秋の闘いもあるが、それないとスト権奪還ができないわけではない。来年秋の闘いもあるが、それまでの過程でも三つぐらいの方向路線を求めながら共通課題として追い込んでいく。

ひきつづいて諸決議の上程、役員改選がおこなわれ、新役員には市川議長、大木事務局長がいずれも三選されたほか、一名増員の副議長、幹事もそれぞれ無投票で選ばれた。大会はこのあと大会宣言を採択して閉幕した。なお、採択された特別決議と諸決議は、①電気料金の値上げ取消しを求める行政訴訟の提起と公共料金値上げ反対闘争強化に関する特別決議、②長期闘争組合を支援する決議、③日教組大会に対する右翼集団の暴力的妨害を排除し大会を成功させる決議、④南朝鮮の反ファッショ民主化闘争を支援し、南北朝鮮の自主的統一を推進する決議、⑤政治弾圧事件の闘いを支援する決議⑥兵庫県知事選挙闘争勝利の決議などであり、また、本会議と並行

して、大会二日目から開かれていた予算小委員会では、七月の会費値上げと一五〇円の特別賦課金を含めて、一般会計一二億五四〇九万五五四五円、闘争特別会計三億一四五〇万円をそれぞれ提案どおり決定し、大会でも予算小委員長の報告どおりこれが承認された。

2　総評第四九回臨時大会

開会と市川議長あいさつ

七五年春闘の基本性格を、インフレと不況に対決し、「独占資本本位の政治、経済、社会の根本的変革をめざす国民春闘」として位置づける総評第四九回臨時大会は、七五年二月三・四日に東京・九段会館で開催された。第一日目は、松尾副議長の開会の辞をもってはじまり、つづいて資格審査委員会の報告がなされた。すなわち、本大会の代議員総数六五単産、六六八名のうち、一〇時四五分現在四六単産、四五〇名の代議員の出席をみており、大会成立要件の三分の二を満たしていることによって、大会の成立が確認された。議長団として、村上国労委員長、岡本日教組副委員長、大塚全日通副委員長、湯浅全日自労副委員長、細川ミサオ日教組婦人部副部長の五名が選出された。議長団を代表して村上国労委員長が大会成立宣言をおこない、市川総評議長があいさつにたった。

市川議長は、そのなかで今春闘の意義について、「独占本位の日本の政治、経済、社会のわく組みを、労働者、国民の生活を優先させるわく組みへ変革することだ」と述べ、そして「政府・独占側は問題にたいする対応にみられるように、対話と協調、社会的不公正の是正をはなばなしく打ちあげて登場した三木内閣のメッキは早くもはげており、話しあいや協調でわれわれの要求が実現すると期待できない」と対決姿勢を打ちだした。同時に、市川議長は今春闘が不況とインフレの併存というきびしい条件下にあることを指摘し、「不況による工場閉鎖、倒産などを前にして、今春闘は重たい、どうたたかうのかという悩みが数多くの組合員から表明されている」と労働側に足並みの乱れがあることを率直に認めたうえで、「ここで立ちすくんではならない。生活を守るためには、大衆行動やストを従来の数倍の大規模なものに発展させて、断固としてたたかい抜かねばならない」とよびかけた。また、春闘ヤマ場の戦術については、「これまで以上に慎重に、より集中的に総がらみでたたかわねばならない。今春闘がどのような展開になろうとも、お互いの立場を理解しつつ、団結と連帯の立場を失わないようにしよう」と強調した。これは決戦の時期をめぐって、総評内部で四月を主張する民間組合と五月論の公労協の対立がつづいていたため、あらためて結束の強化を訴えたものだ。さらに、市川議長は三木首相が真に対話の姿勢を具体化するという誠意をもつというならば、「この機会につぎの措置を要望したい」と前置きして、①独禁法改正と政治資金規制法の改正に勇断をもって対処せよ、②国民的諸要求解決のため、首相または官房長官を長とする恒常的な交渉機関をつくれ、③全国一律最低賃金制と官公労のスト権について首相が直接とりくんで前進をはかれ、④政府関係審議会の労働者委員をふやし、労働者の社会的地位を向上させよと述べた。

このあと、中立労連の堅山議長、石橋社会党書記長、金子共産党

常任幹部会委員、矢野公明党書記長らがそれぞれ来賓としてあいさつした。

春闘方針提案

大会第一日目の午後から、大木事務局長が闘争経過の報告と七五年春闘方針案の提案説明をおこない、これをめぐって質疑・応答がかわされた。提案説明のなかで同事務局長は、今春闘の基本的性格にふれて「従来の個別資本を相手とした春闘とは決定的に異にしている」とし、政府・独占は崩れかけた支配秩序を労働者、国民の犠牲においてたてなおすため春闘対策に全力をあげていることから、「これと対決する政治的なたたかい」の必要性を強調した。また、「高成長から低成長時代への転換期にあたって制度的改革の諸問題が極めて重要であり、大幅賃上げ、インフレ反対と並んで全国全産業一律最賃制確立を前面におしだし、統一要求のトップにすえたことが七五春闘の大きな特徴である」と説明した。

さらに、具体的なたたかいのすすめ方について、①処分撤回、スト権確立に向けてのたたかいを先行させつつ、三月下旬に最賃などの制度要求と結合して、官民の全勢力をここに集中し、一大ゼネストを組織する。②四月上旬に民間単産を中心に大幅賃上げのたたかいで実力行使に突入し、回答の追いあげをはかっていく、③四月中旬は、民間の賃金闘争の上旬からのずれこみをもここでうけとめて重要な局面となるので、交通、公労協もこれを支えるかたちで可能なかぎりの体制で全体の統一闘争を組織する、④これらのたたかいで満足がえられない場合は、全体として長期に、ねばりづよくたたかいをつづけ、五月連休明けも長期にねばり強くたたかうとの闘争日程を明らかにした。

【一九七五年春闘方針（要旨）】

一、情勢の特徴（略）

二、七五年国民春闘の基調

この春闘にのぞむ基本的態度は第一に、全面対決に対応して組織労働者だけでなく、勤労国民諸階層の要求と労働者固有の要求をしっかり結合し、農漁民との提携も重視しつつ、真の国民春闘に更に大きく一歩を進める。第二は、政府、独占の意図する賃金抑制、実質的な所得政策導入の狙いを挫折させ、インフレ下の苦しい生活を完全にカバーできる大幅賃上げをかちとること。

第三は、全国全産業一律最低賃金制を最大限に重視し、総評全体が労働四団体でまとめられた方向を職場、地域における運動を大きく拡げ、未組織、中小零細企業労働者を結集して、今年こそ賃金の最低基準の制度化のかちとりに全力をあげる。また、反合理化雇用問題を結合し、倒産、失業、労働条件切り下げなどに歯止めをかけつつ、三千万春闘に大きく道を開く。

第四にインフレそのものの抑制をはかるため、独禁法を改正させ、大企業の専横を規制し、独占価格のつりあげと公共料金値上げを阻止し、物価政策全面にわたって消費者の声が完全に反映できる仕組みをつくる。

第五は、年金、老齢保障、難病患者の問題、失対賃金、生活保護基準引上げ、医療保障、労災、失業保障の要求を一体のものとし、福祉対策抜本拡充の全面展開をはかる。

第六には、春闘全期間を通じて権利闘争強化の視点を堅持する。官民を問わず憲法に保障された労働三権の完全な回復、組合活動の自由確保、職場における権利意識の強化は、春闘における闘争の源泉である。特に官公労働者に対する処分には、断呼反撃をし、スト権奪還の展望と併せ鋭く迫る。第七は、野党、労働四団体、民主団体などと、主要課題について可能な限り連携し、院内外が相呼応した重層的な闘いを進める。第八には、春闘の全戦線に総評の位置の重要さを確認し、先進的役割りを果すことを全体が誓い合う。

三、七五年国民春闘の統一要求

①低賃金構造を打破し、すべての勤労国民の生活向上をはかる全国全産業一律最低賃金制の確立　②賃金抑制・所得政策に反対し、インフレから生活を守り改善する大幅賃上げの獲得　③物価値上げ反対、年金制度の改善、医療、生活保障など社会保障の抜本拡充、授業料値上げ反対、給食費の公的扶助の拡大、大幅減税、公害追放、低家賃住宅の大量建設　④ストライキ権奪還・労働基本権の確立、組合活動の自由確保　⑤国際婦人年活動の取組み強化、雇用、賃金、昇進など婦人へのすべての差別撤廃、男女の平等確立　⑥合理化・労働強化反対、定年延長、大量解雇に反対し雇用・失業保障制度の抜本改革。中小企業の基盤整備、食糧自給体制の確立　⑦週三五時間、週休二日制による労働時間短縮、週四〇時間制を中心とする労働基準法の改正　⑧地方財政への圧迫排除、自治体の自主財源の確保、真の地方自治確立、統一地方選挙の勝利　⑨安保条約廃棄、憲法改悪反対、軍事基地撤去、被爆者援護法の制定、教育・文化の反動化阻止、刑法改悪反対、平和・独立・民主主義の確立、総選挙の必勝体制確立。

四、具体的行動の展開

われわれはスタグフレーション下の春闘という春闘史上はじめてのきびしい情勢のもとで七五春闘を闘う。現実における政府独占の攻撃が極めて政治的である特徴などを配慮すれば、二月からの闘いが決して前段闘争でなく、七五春闘に勝利するか否かの分岐点ともいえる闘いであることを重視し、二月以後の戦術を以下のように設置して七五春闘を闘う。(1)二月から三月にかけて、全国一律最賃制確立、老齢福祉年金の改善を中心とする国民要求、制度要求闘争について大衆行動、政府交渉を展開し、政府・独占を社会的においつめる政治情勢をつくる。これを背景に、国会における法案審議のピークに合わせ、三月二四日から二九日までを政策転換闘争のヤマ場とし、官民一体のゼネストを組織する。この三月下旬の闘いを、国民春闘の命運をかけた正念場と位置づけ、総評・春闘共闘の総力をあげて闘い抜く。(2)四月上・中旬に大幅賃上げ闘争の大きなヤマ場を設定して大規模な統一行動を組織する。三月闘争で国民要求・制度要求がぬけなかった場合、大幅賃上げの大規模な統一行動にからませて要求の実現をめざす。さらに二月からの行動によってきりひらいた政治情勢を統一地方選にむすびつけ、統一地方選闘争に全力を集中する。(3)以上の闘いの展開によっても解決しない場合は、さらに闘争体制を強固にし、長期に粘りづよく五月の連休が明けても闘いぬく。

春闘方針をめぐる質疑討論とその結論

二日間にわたる大会論議では、情勢のきびしさを反映して、今春闘のむずかしさを率直に訴える姿勢が目立ち、組合員の苦悩や戸惑いもうかがわれた。最賃制など制度闘争をとくに重視した七五年春闘のなかで、三月下旬に政策転換を求めて第一波のゼネストを設定し、「このたたかいが春闘の帰すうを決する分水嶺」とした本部提案にたいする各代議員の発言は、「スタグフレーション下の困難を打破するためには長期強じんにたたかう必要がある」という点でおよそ一致し、過去のスケジュール闘争からの脱皮も強調されていたが、大幅賃上げのヤマ場となる四月以降のたたかいについて、「例年だと、鉄鋼の賃上げ回答〔四月上旬〕が出ると、ただちに全体がそれに対応して春闘相場が確定していくという形になる。今年の場合、鉄鋼相場が出たあとあまり時間をおくと、鉄鋼の賃上げ額が相場そのものになってしまうのではないか。執行部はそれでも仕方がないと考えてはいないと思うが、明確な見解を聞きたい」（炭労・野呂代議員）との危惧の表明がおこなわれた。

そうしたスト戦術の設定にかかわる討論のなかで目立ったのは、公労協が従来主張していた統一地方選挙中の春闘休戦を理由とする五月決戦説を、ニュアンスのうえで大木提案に近づけようとする意見（全印刷、動労など）が出されていたことである。これら公労協の意見と同じく五月決戦を主張した合化労連の太田代議員はつぎのように主張した。すなわち、①国労、動労が五月にしたのは、選挙中に

今の国民意識では一週間から一〇日以上のストをやり、このスタグフレーション下で大幅賃上げをやろうとしてもうまくいかない。そこで五月に延ばしたと思う。②もちろんそのとき、日本の土壌からいえば職権仲裁が出る。それを破ってやる効果がないとスタグフレーションの下のストはできない。③政府は賃金を三月に一五%に抑えるのはぎりぎりいっぱいだから景気を上げる必要がある、するとインフレをともなう。したがって春闘を早めに一五%に標準をおいておさめ、彼らのかってな景気浮揚策をとろうとしている魂胆のなかに、日本株式会社という労組の多くが巻きこまれているのではないか。④四月初旬にストもかまえず出る値段は、日本的土壌におけるガイドラインと考えたらいい。それを打ち破るには官民あわせての二、三日のゼネストでは片づかない。⑤そこで合化は、少なくとも一カ月以上のストにより、五月段階でそれを破ろうと決意した。それで組織に混乱がおきたときは妥結せず、とるまでやめない考え方に立つしかないと。

これに答えて大木事務局長は「三月下旬の第一波ゼネストの盛り上がりいかんが、四月上～中旬の民間大手の賃上げ回答にも影響する」とこの時期のたたかいの意義を方針案にそって再度強調したあと、四月中旬のたたかいについて「民間だけがやるというのでなく、公労協、交運もふくめてゼネストに準ずる強力なたたかいで呼応するよう」要請した。

また、方針案は、「国民春闘は、たんに春闘という限られた時期のたたかいではなく、総評労働運動の総路線にかかわるたたかい」との位置づけから、国民春闘の中心課題となる全国全産業最低賃金制の確立要求は、「組織労働者の賃上げと低賃金労働者のギャップをうめ、所得政策をはねかえすための労働者の階級的利益追求である」とし、具体的行動では「〝活動家集団〟の活動を軸にして四団体統一案、四野党案を旗印として、徹底的な全国統一の署名活動を四団体の競争のもとで展開する。また三月五日を中央統一行動日と設定し、この中央行動日にむけて二月いっぱいを各地域での署名活動、オルグ活動、大衆集会、街頭宣伝、経営者交渉等多彩な行動を集中させる。この多彩な行動のなかから、地方・地域の独自要求と行動を組織し、これをもって中央での政府交渉にのぞむ」かまえであるとした。

この最賃問題も国民春闘のいわば〝目玉〟であるだけにさまざまな角度から討議された。たとえば論点の一つは、制度要求を最賃だけにしぼってよいのかどうかということであり、あるいは、従来春闘共闘委・総評は要求額月額七万円としていたが、一月一一日の労働四団体事務局長・書記長会議で合意をみた「統一要求書」では額が明示されていないという点をめぐっての問題、このほかにも、たたかい方や法制化の過程での野党との共闘関係などいくつかの問題提起がおこなわれた。

これにたいして、大木事務局長は「最賃闘争は春闘共闘のスト権を含む四つの諸要求のうち、もっとも戦略的な階級闘争課題だ。最賃の制度的決着をとおして失業保険、国民年金、厚生年金などに連動するという考えでたたかい、国民生活ミニマムは七万円だということをはっきりさせたい。最賃の制度確立に向け、交渉過程を明らかにしながら国会論議と並行した闘争戦術をつくりあげたい」と述べたあと、三月下旬のたたかいを六〇〇万総動員の最大のストライキで土俵をかえるたたかいをやりぬこうとの決意を表明した。

こうした大会論議をつうじて確認された七五年春闘の方向は、第一に、独占本位の政治経済、社会のわく組みの変革をめざす国民春闘路線の堅持、第二に、全国一律最賃、失業反対、社会保障などの国民的、階級的諸課題を、三月下旬を目標に官民総がらみの統一闘争によって獲得する、第三に、賃上げガイドラインの突破をめざして、四月中旬官民一体の統一ストライキを配置すること、第四に、なお解決に至らない場合は、五月に入っても長期強じんにたたかうというものであった。しかし、この確認を成功裡に推進するための補強意見も数多くだされた。それは国民諸階層との横断的結合を強める国民春闘路線の強化と、ガイドライン突破のための戦線強化の二つに大別できる。すなわち、「全国最賃と農産物価格闘争を結合する労農同盟の強化」「失業反対、雇用確保闘争を推進する失業反対同盟の組織化」「二四〇〇万未組織労働者の春闘戦線参加を目指す活動家集団の強化」「低所得者層の独自闘争支援と結合」「教育費の高騰に悩む父兄との共闘」などが、統一戦線の構築をめざす七五年春闘戦略のなかで是非ともとりくむべき課題であるとの提起がおこなわれた。同時に、革新政党との提携強化および革新政党自体のたたかいの強化も強く指摘された点であった。また、日本的所得政策としておしつけられているガイドライン突破については、大木事務局長がその総括答弁のなかで、「資本の動きや鉄鋼回答をにらみつつ、四月中旬官民一体の総力をあげたたかい」を提起することによって方向づけがおこなわれ、一部補強修正された「一九七五年度春闘方針」を採択して、一二日間にわたる日程をおえた。なお、この臨時大会では、春闘大量教宣のための八〇円カンパおよび統一地方選挙の四〇円カンパとあわせて「原水禁運動の国民的統一をめざす決議」も採択された。

2　同盟第一一回年次全国大会

――結成一〇周年大会――

開会と天池会長あいさつ

全日本労働総同盟(同盟)の第一一回年次全国大会は、一九七五年一月二三・二四日の両日、東京・九段会館で開催された。第一日は午前一〇時、稲垣副会長の開会の辞にはじまり、代議員四一四名、役員四一名の出席をもって大会の成立が宣言され、議長に下田喜造(全繊同盟)、副議長に浅野総一郎(全金同盟)、足立房夫(自動車労連)、村上源一(鉄労)を選出、つづいて天池会長があいさつをおこなった。

天池会長は「多党化の限界を真剣に考える必要がある。保守、革新いずれの場合も安定政権ができにくい状況では、新たな二大政党が必要である」と強調し、「このため同盟は民主社会主義勢力の結集をめざして努力する」と述べ、同時に「当面の課題は民社党支持を強化し、統一地方選挙と衆院選挙で民社躍進の基盤をつくることと」と指摘して、そのねらいは民社党を育成強化することによって社公民勢力の結集を促そうという点を示唆した。同盟は、一九七二年の総選挙で民社党が敗北していらい「民社党の強化が先決」と革新再編よりはむしろ一党支持強化の方針をとってきていたが、組織

内には全繊同盟の宇佐美会長のように「社会、公明候補の支持を検討しよう」という意見も強まってきており、そうした考え方をふまえて革新再編の必要を訴えたものとみられている。

また、同会長は、インフレと賃金の関係にふれて、賃上げを一五%以内に抑えるという日経連の方針には「断固として反対する」と表明する一方、賃上げ自制の方針を打ちだした同盟の考え方について、「組織労働者のことだけを考えるのではなく、広く国民生活を考え、インフレ克服にたいする労組の社会的責任を果たすものだ」と強調した。

来賓として祝辞を述べた長谷川労相は、「賃金交渉は労使が平和的に話しあって自主的に決めるべき問題だが、賃金決定は物価、経済に重大な影響を及ぼすことは必至だ。労働組合も責任の重大さを認識して、国民経済的視野にたって対処してほしい」と要望し、民社党を代表して春日委員長からはつぎの総選挙にかける決意が表明された。つづいて、竪山中立労連議長、石垣新産別委員長、瀬戸ＩＭＦ・ＪＣ事務局長、関民社研議長、ドナルド・マクドナルドＩＣＦＴＵ会長ほかの外国代表から、一〇周年を祝いかつ連帯のためのあいさつがおこなわれた。

活動報告と経営参加問題

このあと、前川書記長が一九七四年活動報告をおこなった。また、田中副会長が、「参加経済体制の実現のために」と題する経営参加対策委員会の中間報告をおこなった。この質疑のなかでは、七四年秋に大阪市でおきた同盟系組合員が関係する片岡運輸労組幹部殺人事件問題がとりあげられ、同盟の態度が論議された。これについて、執行部は「不祥事がおこったことは、同盟の組織にすき間があったことだ。これを機会に全組織が自戒しなければならない」という趣旨の天池会長談話を公表し、了解を求めた。また、同盟が組織の主要課題としてとりくんできている経営参加問題については、企業活動や国の経済活動に労働組合の意見が積極的にとり入れられる体制づくりをめざすとの立場から、「当面企業の監査役会に労組推せんの監査役を参加させること」などの考え方が示され、両報告とも承認された。ついで会計報告を承認して、第一日目の議事を終了した。

一九七五年度賃金闘争方針提案

大会第二日目には、午前一〇時から同盟結成一〇周年記念式典がおこなわれ、同盟顧問をはじめ、役員、書記局員など一六六名が、天池会長から表彰状と記念品をうけた。受賞者を代表して亀山副会長が謝辞を述べ式典を終えたあと、①一九七五年度賃金闘争方針について、②インフレ抑制と福祉政策の積極的推進について、③一九七五年度の福祉カンパについて、④当面の政治活動についての各議案審議に入った。

まず、佐藤副書記長から提案された「一九七五年度賃金闘争方針について」によると、①七五年賃闘における要求基準を二七%（定昇を含む）とし、各産別は、産別の条件を勘案して賃上げ目標を設定する。②賃金闘争の解決目途を三月末から四月上旬とし、細部は中央闘争委員会で決定するというものであった。このうち、要求基準二七%は、前年にくらべ三%ダウンしたものだが、同副書記長は、①現在のインフレ進行のなかで実質賃金水準を維持し、若干でも向上させるためには、前年と同率かそれ以上の大幅賃上げを要求せざるをえない。②しかし、前年と同率の賃上げという事態が全体としてのインフレ・ムードをあらためて刺激し、インフレの収束を

遅らせて実質賃金の上昇を停滞させるばかりでなく、恵まれない階層の生活をいっそう困窮させる。③政府・財界は、インフレ抑制のためにとりうるすべての政策を直ちに実施すべきである。同時にわれわれは、労組の社会的責任を十分に考慮する、と提案説明をおこなった。

【一九七五年度賃金闘争方針（要旨）】

Ⅰ　七五年度賃闘をめぐる情勢（略）

Ⅱ　七五年度賃闘にたいする基本姿勢（略）

Ⅲ　賃闘における要求基準

一、以上に述べたような七五年度賃闘をめぐる情勢ならびに基本姿勢にもとづいて、七五年度賃闘における要求基準を二七％（定昇含む）とし、各産別は、産別の条件を勘案して賃上げ目標を設定する。

二、各産別は、可能な限り産業別最低賃金の水準を設定し、各単組もまた企業内最低賃金を賃金協定に明記する。

三、各産別、単組の実情に合わせて、週休二日、週四〇時間制の実現、超過労働割増の三五％への引上げ、退職一時金、企業年金の大幅引上げ、企業の肩がわりによる社会保険負担割合の労三：使七の実現を要求し、強力に取り組む。

Ⅳ　闘争体制の強化

一、賃金をはじめとする諸要求ならびに国民的な諸要求実現を期して、集会、デモ、ビラ撒き等、街頭活動、情報の蒐集、伝達、配布、産別間の戦術調整等中央闘争委員会の諸活動を一段と強化する。

二、闘争の解決の目途を三月末から四月上旬とし、細部は中央闘争委員会で決定する。

方針案の質疑・討論

右の提案をめぐる討論では、海員・土井代議員が「総論には賛成だが、各論には矛盾がある」として、原案にたいしてつぎのように反論した。すなわち、①原案が「生活向上を期待するには昨年以上の要求が必要」と認めながらも、手直しした具体的方針を提起したことは矛盾である。インフレの責任は、政府・自民党の失政にほかならないが、このことをアイマイにしたまま自制することは政府、経営者の〝賃上げコスト・プッシュ論〟に迎合している印象を与えるだけで、国民や社会にたいする労組団体の指導性を発揮することにはならない。②貧富の格差拡大、社会的不公正が広まるなかで、企業の内部留保を引き出し、中小企業を健全な方向に発展させるためには最低賃金制こそが重要課題である。全国一律最賃制の確保をはかるため、労働四団体で推進することがカギである。同盟が〝たたかうナショナルセンター〟としての方向をとるならば、すべての政党と協調して対処することと同時に、労働四団体、政党次元で幅広く連帯することを期待したいと。

これにたいして、全繊同盟、食品同盟、造船重機労連各代議員からは原案に賛成の意見表明がおこなわれたが、そのなかで、全繊同盟・芦田代議員は「要求基準を昨年の三〇％から二七％に引きなおしたのは、政府に物価抑制の具体策を迫っている前提がある」としながらも、〝社会契約的手法〟についての「同盟の考え方は、物価抑制を前提としての賃金自制というものだが、イギリス、西ドイツのような社会的基盤は、日本にはない。現状の自民党政府と労組の間には、その関係はなりたたない。その意味では、同盟の賃金自制論は、決意の表明であって、決意のあらわれであれば、もう少し解明する必要がある」との問題提起をおこなった。

これらの質疑・意見に答えた天池会長のつぎのような見解の表明ののちに、賃金闘争方針案は多数の賛成をえて承認された。

一、賃金・物価問題をめぐって、労働界には、政府・資本の責任論にた

った労働者の犠牲論はあやまりだという考え方がある。総評が〝第二春闘論〟を主張し、秋闘、春闘における政治決戦論を打ちだしたのは一つの理屈だが、秋闘のインフレ手当にみられるように政府・資本の責任論は通用しない形になっている。

一、われわれの闘いは、インフレ克服のために最大限努力することが課題で、賃金問題にも配慮をくわえながら、改革を迫るのが基本的な考え方である。国民生活の安定は、政府・資本の責任論による大幅賃上げでなく、一歩一歩インフレ克服の道をまもっていくことであり、労組の社会的責任は、政府に態度を迫る要求と同時に存在している。

一、インフレを克服し、賃金の正常化をはかるためには、賃金を自制するプロセスをとる以外にない。また、このことによって同盟の賃金闘争が破れるとは思っていない。労働界の結束という点から比較すれば、民間主導を通じての賃金闘争の勝利は明らかで、実質賃金確保の要求は妥当である。

賃金闘争方針討議のなかで、海員組合が提起した「すべての政党と協調して対処する」との意見表明をきっかけとして、「当面の政治活動について」をめぐる方針論議では、電労連、造船重機労連などの各代議員がそれに強く反発し、最終的には「民社党支持強化による民主社会主義勢力の拡大」の基調を再確認したうえで、統一地方選、予想される衆院選にのぞむ政治活動方針案が、これも提案どおり承認された。同方針は、①本年想定される衆院選の重要性にかんがみ、その選挙体制の確立と具体的活動計画を早急に組みあげ、民社勢力の前進のための強力なたたかいを展開する。②民主社会主義勢力・民社党の前進のため、積極的な参加活動を展開する。③これらの運動を発展させるため、不断の政治教育・啓もう活動を積極的計画的に推進する。④以上の政治諸活動をわがものとして推進するにたる活動資金の確立が重要であり、このため従前のことを含めた計画的検討に入る、というものであった。この討議において、造船重機・島沢代議員は、「会長あいさつでは、こんごの政治姿勢は民主社会主義の理念のもとにすすめていくと強調しているが、過去一年間、同盟本部は、政党支持自由化を決定している海員組合とどう接触をたもちながら努力してきたのか」とただし、また全繊同盟・本田代議員は「民主社会主義勢力とは、現実の政党のなかでは民社党しかないことを確認したい。したがって、反自民・反共を鮮明にし、革新的行動の党として発展するために、よりいっそう今後、反共と同じように反自民の立場をつらぬくよう民社党に要請したい」との見解を表明した。これにたいし、海員・土井代議員は、「政党支持自由化と政治活動のあり方について、同盟諸単産の理解をえたい」と前置きしてつぎのように主張した。①民社党一党支持では、幅広い政策活動はできない。国会の場で問題をとりあげさせる場合でも民社党議員だけなら、せいぜい三〇分の質問時間だが、他の野党との協力関係を打ちたてていれば、それが二時間なり、三時間になる。②海員組合は、こういう立場で政党支持、政治活動をすすめてきた。したがって、われわれは民社党がだめだということで推せんしない、たたかわないという態度はとっていない。同志組合に理解をうるためには、イデオロギーや主張ではなく、大会論議の場を通じてこそ必要である。ただ、同盟は〝仲よしクラブ〟としてでなく、一歩つっこんだ立場から論議を深めることを望みたい。この海員の主張にたいして電労連、造船重機労連各代議員が反論した。とくに電労連・幸重代議員は「民社を育てようというのは、日本の将来にたいするわれわれの真けんな気持から発していることなのである。海員組合がどういう決定をされてもけっこうであるが、同盟に加盟する組合であれば、この気持が同じように海員組合でも

理解されるよう努力されんことを願う」と応酬した。こうした論議をうけて、小川政治局長は「民主社会主義勢力を政党の立場ですすめるのは民社党であり、反共の立場をとるよう党に要望する」との見解表明をおこなって、討論をしめくくった。

諸決議と役員補充　かくして大会は、「インフレ抑制と福祉政策の積極的推進について」「一九七五年度の福祉カンパについて」二議案を含む四議案とも、本部提案どおり決定したのにつづいて、①労働基本権回復に関する決議、②一九七五年国際婦人年にたいする決議、③庶民貯金目減り訴訟支援に関する決議、④国鉄の安全確保と再建に関する決議、⑤資源政策確立に関する決議、⑥船舶の航行安全と海洋汚染防止に関する決議、⑦新東京国際空港の早期開港に関する決議等の諸決議を採択した。また七五年二月からの基本同盟費五円値上げを含む一九七五年度予算を決定したあと、副会長一名の欠員補充のため柳沢錬造氏（造船重機労連）を選出し、大会宣言を採択して二日間の日程をおえた。

3　新産別第二六回定期大会

開会と各代表あいさつ

全国産業別労働組合連合（新産別）第二六回定期大会は七四年一〇月二一～二三日の三日間、東京・ニッショーホールで開催された。大会第一日目は午後一時半から河合副委員長の開会宣言で幕をあけ、議長団に、百沢（全機金）、鈴木（新化学）、山口（京滋地連）、池脇（新運転）を選出、石垣中央執行委員長があいさつに立った。

同委員長はそのなかで、インフレと不況によって生活と雇用の不安が高まっていること、高度成長期が終わり情勢の大きな転換期に入ったことを指摘して、大会での十分な討議を要請した。さらに、挫折している四団体共闘について「虚心に話しあい、当面する共通課題に早急に協力体制を確立する」ことを提唱すると同時に、労働戦線統一のためには「新産別の組織の発展的解体の条件をつくっていくというこれまでの方針を確認し、その前進のため具体的段階的な方策を検討していく」と述べた。

この石垣委員長の提唱をうけて、来賓として出席した大木総評事務局長、天池同盟会長、竪山中立労連議長がそれぞれ見解を表明した。すなわち、大木事務局長は「今春闘で四団体共闘ができたが、なぜその後に発展しないのか、わたしは総評の立場が絶対に正しいとは考えていない。反インフレ闘争で、四団体共闘を拡大し、政党を含めた強大な交渉体制をつくりたい」と述べ、四団体共闘に前向きの姿勢を表明したのにたいし、天池会長は「ケースごとに共闘を組む方針はかわらないが、四団体の反省と信義が大切」とし、さらに竪山議長は「各団体間の運動の歴史や経過のうえにたって、組織的信義をまもるべきである」ことを強調して、四団体共闘の再構築に積極的な役割を果たす決意を表明した。つづいて、同じく来賓として出席した永井社会党副委員長、矢野公明党書記長、春日民社党委員長の政党代表のあいさつがあった。

七五年運動方針提案

来賓あいさつのあと、大谷書記長から「昭和五〇年度運動方針案」の提案説明がおこなわれた。それによると、高度成長を頂点とした戦後社会の終熄によって、七〇年代後半は〝激変の過程〟に突入したとの判断から、労働運動の新たな観点からの再生をよびかけており、それが方針全般を流れる基本姿勢となっている。つまり高成長からの転換期のなかで、労働組合運動の再生をはかることを基本姿勢におくとともに、重点的な活動課題としては、反インフレ闘争を全面に打ちだし、①賃金を基軸にインフレからの生活の防衛、②政治的諸課題への対策強化、③広範な共同行動の展開と戦線統一の推進、④国際連帯活動の拡大と強化、などがとりあげられている。

方針案の質疑・討論

大会二日目の運動方針案審議では、まず今春闘で独自に確立したインフレ・スト権をめぐって論議が集中した。インフレ・スト権はせっかく確立されたものの行使されないまま残ったため、春闘総括の中央委でその取りあつかいをめぐって論議され、結局解除することになったいきさつがある。しかし、大会では〝第二の物価狂乱〟情勢のなかでふたたび問題が提起された。「インフレ・スト権を解除するかどうかで中央委で議論があったが、そうではなく、賃上げ後の反インフレ闘争方針を明確にすべきではなかったか。公共料金の値上げを目前にして、その後の方針もなくスト権を解除したことは理解できない。それともインフレ・スト権は間違いであったと考えるのか」(京滋地連)「インフレ・スト権に取りくむ執行部の気迫のなさが今日の状況をまねいたのではないか。不二越の労組は二つあり連合体になっているが、他の一つは鉄鋼労連に入っており、インフレ・スト権の方針はなかった。だから、われわれもスト権を確立できなかった。取りくみ方が現実的でなかったといえる。インフレ闘争に全力をあげるには、現実的な行動指針を含んだ方針が必要ではないか」(全機金・不二越)とただしたのにたいし、本部は「ただ解除したのではない」ことを強調すると同時に、「秋以降の方針をふまえて、いったん壊れた四団体間の共同行動に持ちこむべく、六、七月に他団体に先がけて政策要求を出してある。結果はまだ出てきていないが、努力はつづけている。今後時期を考えて共通の政策要求を提示していく。今のインフレは、当面を抑えればすむという単純なものではない。また、深刻化してきた不況も引締めを緩めればただちに治まるという単純なものではないということが時間とともに明らかになってきた」と答え、今後も必要があれば、他団体とも共闘して、インフレ・スト権を確立し、行使していくという考えを明らかにした。

七五年春闘については、「好況下のたたかいはある程度の成果があげられよう。だが、来春闘は不況下でたたかうことになろう。どう考えているのか」(全機金・日本精工)、「四団体共闘に熱心ならば、新産別も春闘共闘委に加盟すべきではないか。われわれは地域や地区で共闘委に入りたたかっている。本部が共闘委に入らない積極的理由は何か」(全機金)、「賃金自粛論が一部であるが、不況でのインフレがすすむ以上、大幅賃上げをすべきだと考えるがどうか」(全機金・不二越)などの質問・意見表明がおこなわれた。本部は、その「うちまず賃上げについて、「われわれの賃闘の弱点は社会的賃率がないことだ。だから、資本力の格差が賃金の格差としてあらわれる。また、インフレ下でも不況がくると賃上げが困難になる。新産別ほど社会的賃率の確立に努力してきたところは他にない。これか

らも大きな方向を見失わず努力する。来春闘は大幅賃上げで断固たたかう。また、われわれは賃金自粛論はとっていない」と答えた。さらに春闘共闘委問題では戦線統一とからめて「新産別としては、組織労働者の共同行動をいかにすすめるかを重要視する。その場として春闘共闘委がふさわしいかどうか疑問だ。総評内部でも民間と官公労の問題などで、いつまでもこのままではだめだと議論があるほどだ。もし本当に共同行動が可能なら、いかなる共闘委にも参加するつもりだ」との考えを明らかにした。

総括討論においても、反インフレ闘争について、今後に対処する姿勢と行動方針を明確にしてほしいとの強い要望が重ねて出され、執行部はそれらの意見をうけて、中央委、中執委で最大の努力をしていく決意表明がおこなわれ、運動方針は提案どおり承認された。

諸決議と新役員

大会最終日には、①年末一時金闘争に関する決議、②首切り合理化を粉砕しインフレ克服に関する決議、③統一地方選挙・総選挙に関する決議の三決議を採択し、そのあと新役員の選出と大会スローガンを確認してその幕を閉じた。新役員としては、中央執行委員長石垣卯一(全機金)。中央副執行委員長小方鉄蔵（全機金)、同河合明博（新化学)、同柏原実（新運転)、書記長大谷徹太郎（本部書記局）の各氏が再選され、新たに池田明和（京滋地連）氏が中央副執行委員長に選ばれた。

4　中立労連第一回定期大会

開会と竪山議長あいさつ

中立労働組合連絡会議(中立労連)は、七四年一〇月二六日、東京・全国市町村議員会館で結成いらい最初の定期大会を開催した。中立労連は一九五六年に結成されたが、これまで電機労連など民間単産の連絡機関的な性格にとどまり、定期大会も開かれないなど組織的整備はすすんでいなかったが、今度初の定期大会開催にふみきったのは、内部体制を強化してナショナルセンターとしての役割を果たすと同時に、それにより労働四団体の共闘推進、労働戦線の統一に向けて実質的な力をつけることがねらいでもあった。

大会はまず丸山副議長の開会の辞をもってはじまり、議長団に坂本貞夫（全建総連)、中西武男（全石油）を選出、竪山議長があいさつにたった。同議長は、そのあいさつで「労使間の問題だけでなく、生活防衛など国民的要求実現のため、ナショナルセンターの機能を充実してゆく。そのうちに、労働四団体の共闘を推進し、労働戦線の統一をめざしてあらゆる可能性を追求する」と述べ、①全的統一の足がかりとして四団体共闘、民間労組の共同行動などを多角的、重層的に積み重ねる、②そのうえで、民間労組の結集と統一を先行させる、③将来新しく結成されるナショナルセンターは、民間労組

と官公労組を軸とした〝ゆるやかな連合組織〟とする、との考えを明らかにした。

つづいて、市川総評議長、天池同盟会長、大谷新産別書記長、それに三宅社会党顧問、米原共産党衆議院議員団長、矢野公明党書記長、春日民社党委員長らから来賓としてのあいさつをうけた。

運営要綱改正案と一九七四年度活動方針案

来賓あいさつのあと、岡村事務局長から「中立労連運営要綱改正案」「一九七四年度活動方針案」の提案がおこなわれ、両議案とも承認された。

改正を決定した運営要綱によると、①機関として大会、幹事会、常任幹事会をおき、専門分野についての調査、協議、方針案作成のために専門委員会を設置する。②機関における決議は、多数決によりおこなうが、加盟組合からとくに要請のある場合には、全組合の合意による、③中立労連の費用は、会費徴収基準により、毎月納入するものとし、その他の共闘費については、その都度徴収することなどがつけ加えられている。

また、七四年度活動方針では、「賃上げについては、インフレから労働者の生活を守るにたる大幅賃上げの実現に取り組む」ことを明らかにし、いわゆる〝賃上げ自粛論〟にくみせずに、名目賃金の引上げなくして実質賃金の向上なしとの立場がつらぬかれており、活動方針の重点が「四団体共闘・戦線統一」におかれていて、「労働者の要求、国民要求の実現のため、四団体の共闘が緊要の課題であるとの認識にたって、その実現に向かって最大限の努力をおこなう。戦線統一については、四団体共闘の信頼のうえにたって、あらゆる可能性を追求する」としている。

四団体共闘の推進姿勢

大会開催を契機に、中立労連が全国中央組織としての体裁を整えることにふみきったねらいについて、竪山議長らは「四団体共闘を推進し、労働戦線統一の促進を図ること」を第一にあげている。この背景には、経済的な面で、高度成長からの転換期を迎え「パイの分け前を大きくする」よりも、未組織労働者も含めた国民的生活基準の確立や社会的不公平の是正などをめざす運動を労働組合が迫られてきたという認識があり、さらに政治的にも、さきの参院選の結果、保革の議席差がちぢまり、革新陣営も政権構想の実現に向けて具体的な展開が必要との判断から、これを労働団体側からも推しすすめる機運が強まっていることを見のがせない。大会で竪山議長が「野党は自民党にいつでもとって代われるよう政権担当能力を高め、労組もこれに協力しなければならない」と述べたのもその現われだといえる。

総評から同盟まで労働四団体の共闘は、七四年の春闘ではじめて実現したものの、政府との交渉形式をめぐる対立がきっかけとなって、わずか一カ月で挫折した。その後、総評と同盟の不信感がさらに高まり、当面再現の見通しはたっていない状態だが、中立労連は新産別と提携して、総評、同盟を説得する意欲をみせている。岡村事務局長も「同盟が歩みよりをみせるなら、春闘共闘委内部で諸要求を修正して一致点を求めるよう総評をときふせるつもりだ」といい、そうした工作をすすめるうえにも、中立労連自体が独自性を強めたほうがよいとしているのである。戦線統一の見通しについて竪山議長は「中立労連の行動力の強化で、まず民間労組の結集をはかり、それが大きな行動体となった時に、総評を中心とした官公労と連合評議会的なゆるやかな組織をつくる。四団体共闘はその足がか

りだ」という。しかし、竪山氏自身、総評、同盟の路線論争のきびしさは認めており、「総評、同盟にたいしては当面、等距離外交でゆくが、既成の秩序の固定化がどうにもならなくなった段階では、中立労連のあり方も再検討する必要がある」と、二大組織に対抗する第三の組織への道も示唆している。

【参考資料】 (1)「総評第四八回定期大会特集・定期大会の方向と論議―国民春闘の成果と批判」ほか（『月刊総評』二〇六号、一九七四年一〇月）、(2)大木正吾「総評の七四年度運動方針と闘争目標」（『労働法学研究会報』一〇六一号、七四年一〇月四日）、(3)太田薫「スタグフレーション下の労働運動―総評大会にふれて」（『社会主義』二七四号、七四年一〇月）、(4)山崎昌夫「国民春闘発展への課題―総評大会・拡大評議員会の論議から―」（『月刊社会党』二一四号、七四年一一月）、(5)引間博愛ほか「第四八回総評大会に参加して」（『月刊全自運』一一九号、七四年一〇月）、(6)上妻美章「総評・新方針書の問題点」（『労働経済旬報』九三八、七四年九月上旬）、(7)矢加部勝美・清水一「総評新運動方針の問題点」（『官公労働』二八巻九号、七四年九月）、(8)「きめてを欠いた総評臨時大会―おもな質疑応答と総括答弁」（『労働経済旬報』九五三号、七五年二月中旬）、(9)「特集・本格的な最賃・雇用保障闘争の前進方向―全国一律最賃闘争の重要性ほか」（『賃金と社会保障』六六九号、七五年三月上旬）、(10)「同盟第一一回年次全国大会おわる」（『同盟』二〇〇号、七五年三月）、(11)「不等沈下がつづく同盟大会の論議」（『労働経済旬報』九五二号、七五年二月上旬）

III 労働争議

概要□争議の概況と形態別・月別の動き——争議統計／争議の概況／争議の推移—春闘および統一行動の動き／主要要求事項別にみた争議——産業別・規模別にみた争議——合理化および景気停滞にともなう争議——主要連合団体別にみた争議

概要

一、一九七四年におけるわが国の争議は、かつてない規模で多発し、争議行為をともなう争議の件数、参加人員とも労働運動史上最高の七五八一件、約五三三万人を記録した。これには、春闘の規模が大きかったこと、また、争議行為をともなう統一行動が、春闘時以外においてもかなりの規模でおこなわれたことが大きく影響している。とりわけ「半日以上の同盟罷業」で大幅な増加を示し、争議行為に参加した人員全体のうち「半日以上の同盟罷業」に参加した者の割合が、前年の四五・三%から六八・〇%へと高まっていることが注目される。

一、主要要求事項についてみると、賃金増額と臨時給与金など賃金関係要求がもっとも多く、これをあわせて争議行為参加人員の構成比で六四・八%を占めたが、次いで政治スト・支援ストの「その他」要求が同じく三四・八%、前年比きつづきその増加がいちじるしかったことが注目される。

一、主要連合団体別にみると、例年どおり件数、行為参加人員ともに総評の占める割合が高く、行為参加人員の構成比で六三・二%を占めていた。以下、同じく中立労連一七・二%、同盟七・九%、新産別〇・七%の順となり、前年にくらべて総評と新産別とでその

1　争議の概況と形態別・月別の動き

争議統計

わが国の労働争議に関する統計としては、労働大臣官房統計情報部の労働争議統計が唯一のものである。それは、各都道府県労政主管課および労政事務所が、争議のおこなわれた事業所もしくは労働組合ごとに面接調査したものを、前記統計情報部で集計したもので、「労働争議統計調査年報告」（年間統計）および「労働争議統計調査月報告」（月間統計）として公表されている。この場合、調査対象として集計に含まれるのは、「労働者の地位の向上に関係ある事項に関して労働者の団体とその相手方との間に生じた紛争」のうち、半日以上の同盟罷業、工場閉鎖（以上二つを作業停止争議と名づけている）、半日未満の同盟罷業、怠業および争議行為をともなわないが解決のため第三者が関与した場合であって、その争議形態の区分はつぎのごとくなっている。

- 争議行為をともなわない争議（第三者関与）
- 争議行為をともなう争議
  - 作業停止争議
    - 同盟罷業
    - 工場閉鎖
  - 半日未満の同盟罷業
  - 怠業
  - その他（業務管理等）

なおまた、この統計では、争議の単位は労働組合（争議団を含む）であり、原則として単位労働組合がおこなう争議を一件としてあつかっているが、上部団体（連合団体）が下部組合（単位組合）の争議権を集約しておこなう争議（連合争議、合同労組等の争議）も一件としてあつかわれている。したがって一件の争議で数事業所や数企業におよぶものもあれば、逆に一事業所または一企業で二件以上になる場合（一事業所、一企業に数組合がある場合）もある。

争議の概況

一九七四年における労働争議は、争議件数、争議行為参加人員、労働争議損失日数ともに増加し、これまでの最高となった。これには、春闘の規模が大きかったこと、また争議行為をともなう統一行動が、秋の〝第二春闘〟を含めた、春

構成比を低める結果になっている。

一、労働省労働組合課調べによると、一九七三年一〇月から七四年九月までの間に、合理化にともない発生した争議件数は六二件（うち三〇〇人未満の中小企業分は二九件）であった。産業別には、製造業が三四件で、もっとも多く、ついで運輸業一六件、サービス業九件などであり、製造業のなかでは機械、繊維、化学、食料品部門で多かった。会社側の合理化提案にたいして、労組は全面撤回、不当解雇反対をかかげるものが多く、最初からその提案を容認するという例は少ないが、同一企業に二つ以上の組合がある場合の対応としては、新労や同盟系労組では合理化提案の一部または全部を容認し、退職条件の引上げなどをめざすいわゆる条件闘争をおこなっているのにたいし、総評系労組などでは裁判闘争や全面撤回闘争にとりくむ傾向が強い。

第105表　月別・争議形態別・争議件数，参加人員および労働損失日数

年月	総争議		争議行為をともなう争議								
			小計		半日以上の同盟罷業および作業所閉鎖			半日未満の同盟罷業		怠業	
	件数	総参加人員	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員	労働損失日数	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員
1974年											
1月	146	728,644	47	22,448	32	4,929	24,702	18	17,642	—	—
2月	204	1,013,132	107	27,712	41	15,737	30,047	67	12,035	1	52
3月	2,756	3,068,523	2,633	1,167,601	602	528,404	764,976	2,220	692,774	6	1,330
4月	5,334	4,849,158	4,997	2,890,656	3,400	2,448,472	7,109,019	2,789	1,032,612	49	20,706
5月	1,409	2,557,995	538	184,783	351	55,126	241,069	264	139,149	3	114
6月	711	998,432	306	84,746	190	38,920	122,921	155	48,949	3	962
7月	593	882,211	247	54,745	153	24,361	65,009	102	31,744	8	1,536
8月	375	789,351	153	39,310	57	8,440	33,314	103	31,225	1	10
9月	412	1,250,399	244	186,037	32	15,066	28,227	218	170,991	1	10
10月	439	939,118	273	91,039	49	16,212	34,989	229	69,998	3	6,040
11月	2,405	3,616,356	2,202	1,385,156	709	782,164	1,006,943	1,781	904,091	10	3,284
12月	1,399	2,702,633	696	179,372	484	116,725	222,904	306	79,578	14	4,528
1975年											
1月	161	734,169	19	19,085	17	17,338	29,715	3	1,757	—	—
2月	241	742,349	78	21,394	34	14,562	26,455	49	6,994	2	204
3月	628	1,301,150	492	217,995	191	88,329	111,663	366	152,317	1	180
4月	1,764	2,744,516	1,436	989,207	888	728,881	1,615,468	884	428,006	21	6,986

〔備考〕 1) 2カ月以上にわたる争議は各月でそれぞれ集計するが，年合計では同一争議である限り年間1件として集計するため，年の数字と月別の累計とは一致しない。

2) 1争議で2種以上の行為形態をともなうことがあるため，合計は小計の数字と一致しないことがある。

3) 労働省「労働争議統計調査報告」による。

闘時以外においてもかなりの規模でおこなわれたことが大きく影響している（第105・106表）。

総争議についてみると、件数一万〇四六二件、総参加人員は一四三一万九〇〇〇人であり、これを前年にくらべると件数で一〇・六％増にたいし、総参加人員では一・六％減となっているが、とくに争議行為をともなった争議のみでは、その件数九五八一件、行為参加人員が五三二万五〇〇〇人であり、前年にたいし、それぞれ九・九％、八・〇％増と、前年の記録をさらに上回るものとなった。形態別には、半日以上の同盟罷業件数五一九七件、その行為参加人員は三六二万人で、前年にくらべ件数で五六・五％（一八七七件）、行為参加人員で六二・〇％（一三八万五〇〇〇人）の増加にたいして、一方、半日未満の同盟罷業は件数六三七八件、行為参加人員が二七二万四〇〇〇人と、前年にくらべそれぞれ四・三％（二八九件）、一五・六％（五〇万三〇〇〇人）の減少、また作業所閉鎖は三四件、行為参加人員四〇〇〇人で、前年に比しそれぞれ一七・二％（五件）、四四・一％（一〇〇〇人）の増加等となっている。

このように、一九七四年の労働争議では、半日以上の同盟罷業が大幅な増加を示していることが特徴的であり、とくに、その行為参加人員の、争議行為に参加した人員全体に占める割合が、前年の四五・三％から六八％へとその比重をいちじるしく高めていることが注目される。これにより、労働損失日数も九六六万三〇〇〇日と、前年にくらべて約二倍の大幅増加をみている。

争議の推移―春闘および統一行動の動き

労働争議の年間の推移（第107・108表）では、春闘時（二～五月の間）と秋から年末にかけて争議が多発していることは例年とかわり

第106表　年別・争議形態別労働争議件数，参加人員および労働損失日数

年	総争議		争議行為をともなう争議								
			小計		半日以上の同盟罷業および作業所閉鎖			半日未満の同盟罷業		怠業	
	件数	総参加人員	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員	労働損失日数	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員
	件	千人	件	千人	件	千人	千日	件	千人	件	千人
1965	3,051	8,975	2,359	2,479	1,542	1,682	5,669	871	854	638	508
1966	3,687	10,946	2,845	2,297	1,252	1,132	2,741	1,452	1,102	727	529
1967	3,024	10,913	2,284	1,271	1,214	732	1,829	1,403	671	246	141
1968	3,882	11,757	3,167	2,340	1,546	1,163	2,840	2,021	1,440	333	127
1969	5,283	14,483	4,482	3,070	1,783	1,411	3,633	3,282	2,158	310	134
1970	4,551	9,137	3,783	2,357	2,260	1,720	3,914	2,356	1,294	101	33
1971	6,861	10,828	6,082	3,622	2,527	1,896	6,028	4,653	2,616	64	33
1972	5,808	9,630	4,996	2,656	2,498	1,543	5,146	3,531	1,553	91	80
1973	9,459	14,549	8,720	4,928	3,326	2,236	4,603	6,667	3,226	117	252
1974	10,462	14,319	9,581	5,325	5,211	3,621	9,662	6,378	2,723	77	36

〔備考〕 1）１争議で２種以上の行為形態をともなうことがあるため，合計は小計の数字と一致しないことがある。

2）労働省「労働争議統計調査年報告」による。

第107表　春季賃上げ争議とその年間争議に占める割合

年	総争議		争議行為をともなう争議					
				行為参加人員				労働損失
	件数	総参加人員	件数	計	半日以上の同盟罷業および作業所閉鎖	半日未満の同盟罷業	怠業	日数
	件	千人	件	千人	千人	千人	千人	千日
1970	1,491 (1,781)	2,708 (2,787)	1,433 (1,665)	1,266 (1,273)	1,010 (1,052)	683 (693)	27 (28)	2,464 (2,553)
1971	2,678	3,803	2,481	1,949	1,354	1,213	20	4,606
1972	3,251	4,541	3,065	1,986	1,189	1,199	71	3,137
1973	4,108	4,211	3,961	2,252	1,357	1,344	87	2,839
1974	5,528	4,870	5,375	3,088	2,542	1,183	21	7,917
年間争議に占める割合								
1970	32.8 (39.1)	29.6 (30.5)	37.9 (44.0)	53.7 (54.0)	58.8 (61.2)	51.9 (53.6)	81.8 (82.8)	65.6 (67.7)
1971	39.0	35.1	40.8	53.8	71.4	46.4	59.6	77.1
1972	56.0	47.2	61.3	74.7	77.0	77.2	87.7	61.0
1973	43.4	28.9	45.4	45.7	60.7	41.7	34.4	61.7
1974	52.8	34.0	56.1	58.0	70.2	43.4	56.8	81.9

〔備考〕 1) 1970年までは2～4月に発生した賃上げ争議を，1971年以降は2～5月に発生した賃上げ争議を集計している。1970年の（ ）内は2～5月発生分である。
2) 労働省「労働争議統計調査年報告」による。

第108表　統一行動の推移

年	争議行為を伴う争議		うち半日以上の同盟罷業		うち半日未満の同盟罷業	
	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員
	件	千人	件	千人	件	千人
1969	1,650	1,076	59 (3.3)	78 (5.5)	1,524 (46.4)	981 (45.5)
1970	680	198	64 (2.8)	20 (1.2)	625 (26.5)	178 (13.8)
1971	2,509	1,191	42 (1.6)	17 (0.9)	2,474 (53.2)	1,175 (44.9)
1972	1,263	558	6 (0.2)	1 (0.1)	1,244 (35.2)	550 (35.4)
1973	4,390	2,681	755 (22.7)	896 (40.1)	3,825 (57.4)	1,540 (47.7)
1974	5,989	3,584	1,378 (26.5)	1,891 (52.2)	5,124 (80.3)	1,952 (71.7)

〔備考〕 1) 「統一行動」とは，特別に設定した行動目標によっていくつかの労働組合が一定期日に統一して争議行為をおこなうことをいう。
2) （ ）内の数字は年間に占める割合。

ないが、そのうち春闘におけるもなう争議では、件数五三七五件、行為参加人員は三〇八万八〇〇〇人であり、いまでの最高であった前年の規模をそれぞれさらに三五・七%（一四一四件）、三七・一%（八三万六〇〇〇人）も上回った。とくに半日以上の同盟罷業では件数、行為参加人員とも伸びがいちじるしく、三六五〇件、二五四万一〇〇〇人と前年の約一・九倍となり、各々年間の半日以上の同盟罷業の七〇%を占め、前年の割合を一〇%近く上回る結果を示している。

統一行動による争議では、その件数五九八九件、行為参加人員は三五八万四〇〇〇人となって、前年にくらべてそれぞれ三六・四%（一五九九件）、三三・七%（九〇万三〇〇〇人）の増加となったが、そのうち半日以上の同盟罷業の伸びがやはり大きく、件数一三七八件、行為参加人員一八九万一〇〇〇人と、前年にくらべともに約二倍の増加となっている。また、統一行動は春闘時以外においても顕著な増加を示し、半日以上の同盟罷業の行為参加人員で約三六万七〇〇〇人と、前年にくらべ約三・六倍（二六万六〇〇〇人増）となっているのが目立っている。

第109表　主要要求事項別労働争議発生件数の推移（争議行為をともなう争議）

年	要求事項総数	賃金増額	臨時給与金	解雇反対・被解雇者の復職	労働時間のおよび休暇に関する要求	その他の経営および人事	その他
1970	3,851	1,916	1,061	55	36	104	508
1971	6,292	4,230	1,072	47	22	105	527
1972	5,166	3,545	1,048	67	45	103	141
1973	9,142	4,389	2,109	36	57	62	2,206
1974	12,341	5,825	2,371	58	90	52	3,591

〔備考〕 1）「その他」とは政治ストおよび支援ストをいう。
2）上記6項目以外の要求事項があるため要求事項総数と要求事項別の累計とは一致しない。
3）労働省「労働争議統計調査年報告」による。

第110表　主要要求事項別争議行為参加人員の推移

年	要求事項総数	賃金増額	臨時給与金	解雇反対・被解雇者の復職	その他
	千人　%	千人　%	千人　%	千人　%	千人　%
1970	2,422 (100.0)	1,357 (56.0)	622 (25.7)	51 (2.1)	392 (16.2)
1971	4,066 (100.0)	2,571 (63.2)	761 (18.8)	14 (0.3)	720 (17.7)
1972	2,720 (100.0)	2,150 (79.0)	339 (12.5)	12 (0.4)	219 (8.1)
1973	5,399 (100.0)	2,641 (48.9)	1,079 (20.0)	10 (0.2)	1,669 (30.9)
1974	7,267 (100.0)	3,322 (45.7)	1,385 (19.1)	33 (0.5)	2,527 (34.8)

〔備考〕 1）「その他」とは上記3項目以外の要求事項をいう。
2）（　）内は構成比を示す。
3）労働省「労働争議統計調査年報告」による。

2　主要要求事項別にみた争議

右の労働争議統計では、要求事項については、多くの要求をもつ争議についても、そのうち原則として「もっとも重要なもの一つをとり上げて」分類集計している。そこで、その主要要求事項別に争議行為をともなう争議の発生件数をみると（第109・110表）、賃金・手当関係の要求がもっとも多く、賃金増額が五八二五件（七三年四三八九件）、臨時給与金が二三七一件（七三年二一〇九件）で、前年に急増した政治スト・支援ストの「その他」事項は、七四年統一行動のひろがりを反映して三五九一件となり、前年に比し六二・八%増とひきつづきその増加がいちじるしかった。

3　産業別・規模別にみた争議

争議行為をともなう争議を産業別にみると（第111・112表）、鉱業と公務をのぞくほとんどの産業で件数の増加をみており、なかでも製造業における増加がもっとも大きく、三五二三件、その参加人員二一九万人と、それぞれ前年にくらべて一・五倍、一・六倍となった。運輸・通信業での件数、参加人員の増加がそれに次いで目立っており、前年大きく増加した公務では、件数、参加人員ともに減少し、とりわけ参加人員でみた構成比をいちじるしく低めている。

また、民営企業における争議行為をともなう争議の発生企業数は七〇八三企業、前年にくらべて約一〇%近い増加であり、これを規模別にみると、五〇〇人以上が一九一二企業、一〇〇～四九九人が二五六六企業、九九人以下が二一四二企業で、いずれも前年にくらべて平均した増加であった（第113表）。

4　合理化および景気停滞にともなう争議

一九七三年一〇月から七四年九月までの間に、合理化にともない発生した争議として、各都道府県から労働省に報告された件数は六二件（うち三〇〇人未満の中小企業分は二九件）であった（第114表）。これを産業別にみると、製造業が三四件でもっとも多く、次いで運輸業一六件、サービス業九件などで多く、製造業のなかでは機械八件、繊維七件、化学四件、食料品三件などで発生していた。また、単産別には、全国金属の一〇件を最高に、私鉄総連七件、全繊同盟七

第111表　産業別労働争議件数の推移（争議行為をともなう争議）

産業	1970年	1971年	1972年	1973年	1974年
全産業	3,783(100.0)	6,082(100.0)	4,996(100.0)	8,720(100.0)	9,581(100.0)
鉱業	64(1.7)	89(1.5)	44(0.9)	75(0.9)	70(0.7)
建設業	144(3.8)	165(2.7)	76(1.5)	104(1.2)	174(1.8)
製造業	1,902(50.3)	2,129(35.0)	2,082(41.7)	2,402(27.6)	3,523(36.8)
卸売・小売業	90(2.4)	108(1.8)	112(2.2)	130(1.5)	186(1.9)
金融・保険・不動産業	49(1.3)	35(0.6)	50(1.0)	84(1.0)	107(1.1)
運輸・通信業	715(18.9)	931(15.3)	743(14.9)	932(10.7)	1,252(13.1)
電気・ガス・水道業	51(1.4)	189(3.1)	121(2.4)	307(3.5)	331(3.5)
サービス業	419(11.1)	732(12.0)	701(14.0)	1,299(14.9)	1,302(13.6)
公務	344(9.1)	1,696(27.9)	1,055(21.1)	3,370(38.7)	2,621(27.4)
その他	5(0.1)	8(0.1)	12(0.2)	17(0.2)	15(0.2)

〔備考〕 1) 「その他」とは，農業，林業，狩猟業，水産養殖業および分類不能の産業をいう。
2) ( ) 内は構成比。
3) 労働省「労働争議統計調査年報告」による。

第112表　産業別争議行為参加人員および労働損失日数の推移

	産業	1970年	1971年	1972年	1973年	1974年
行為参加人員	計	千人 2,357(100.0)	千人 3,623(100.0)	千人 2,657(100.0)	千人 4,929(100.0)	千人 5,325(100.0)
	鉱業	61(2.6)	94(2.6)	70(2.6)	62(1.3)	52(1.0)
	建設業	51(2.2)	55(1.5)	26(1.0)	41(0.8)	57(1.1)
	製造業	1,418(60.2)	1,740(48.0)	1,190(44.8)	1,419(28.8)	2,194(41.2)
	卸売・小売業	20(0.9)	30(0.8)	30(1.1)	29(0.6)	45(0.8)
	金融・保険・不動産業	10(0.4)	13(0.4)	10(0.4)	15(0.3)	16(0.3)
	運輸・通信業	525(22.3)	654(18.1)	639(24.1)	1,072(21.8)	1,279(24.0)
	電気・ガス・水道業	11(0.5)	117(3.2)	35(1.3)	86(1.7)	70(1.3)
	サービス業	150(6.4)	372(10.3)	271(10.2)	700(14.2)	627(11.8)
	公務	110(4.7)	538(14.8)	364(13.7)	1,350(27.4)	885(16.6)
	その他	1(0.0)	10(0.3)	22(0.8)	154(3.1)	101(1.9)
労働損失日数	計	千日 3,915(100.0)	千日 6,029(100.0)	千日 5,147(100.0)	千日 4,604(100.0)	千日 9,663(100.0)
	鉱業	158(4.0)	281(4.7)	130(2.5)	151(3.3)	158(1.6)
	建設業	28(0.7)	54(0.9)	61(1.2)	81(1.8)	98(1.0)
	製造業	2,643(67.5)	4,114(68.2)	2,737(53.2)	2,465(53.5)	5,431(56.2)
	卸売・小売業	29(0.7)	41(0.7)	29(0.6)	48(1.0)	96(1.0)
	金融・保険・不動産業	2(0.1)	3(0.0)	11(0.2)	40(0.9)	41(0.4)
	運輸・通信業	819(20.9)	1,250(20.8)	2,000(38.9)	1,252(27.2)	2,721(28.2)
	電気・ガス・水道業	4(0.1)	67(1.1)	10(0.2)	26(0.6)	47(0.5)
	サービス業	222(5.9)	207(3.4)	131(2.5)	395(8.6)	604(6.3)
	公務	0(0.0)	1(0.0)	5(0.1)	77(1.7)	325(3.4)
	その他	3(0.1)	11(0.2)	33(0.6)	75(1.5)	142(1.5)

〔備考〕 1) 「その他」とは農業，林業，狩猟業，漁業，水産養殖業および分類不能の産業をいう。
2) ( ) 内は構成比。
3) 労働省「労働争議統計調査年報告」による。

第113表　企業規模別労働争議発生企業数の推移（民間企業のみ）

企業規模		1970年	1971年	1972年	1973年	1974年
総争議	計	6,274(100.0)	7,210(100.0)	6,791(100.0)	7,647(100.0)	9,194(100.0)
	1,000人以上	1,008(16.1)	1,236(17.1)	960(14.1)	1,112(14.5)	1,495(16.3)
	500～999人	592(9.4)	698(9.7)	613(9.0)	718(9.4)	919(10.0)
	100～499人	2,274(36.2)	2,653(36.8)	2,394(35.3)	2,676(35.0)	3,445(37.5)
	99人以下	2,116(33.7)	2,157(29.8)	2,290(33.7)	2,579(33.7)	2,943(32.0)
争議行為をともなう争議	計	5,192(100.0)	6,328(100.0)	5,786(100.0)	6,460(100.0)	7,083(100.0)
	1,000人以上	915(17.6)	1,145(18.1)	881(15.2)	1,040(16.1)	1,198(16.9)
	500～999人	528(10.2)	643(10.2)	555(9.6)	646(10.0)	714(10.1)
	100～499人	1,951(37.6)	2,424(38.3)	2,082(36.0)	2,427(37.6)	2,566(36.2)
	99人以下	1,488(28.7)	1,751(27.7)	1,823(31.5)	2,097(32.5)	2,242(31.7)

〔備考〕 1) 企業規模の「不明」があるため，計と規模別の累計とは一致しないことがある。
2) 労働省「労働争議統計調査年報告」による。

第114表　合理化にともなう争議発生状況

産業	1973年10月～1974年3月	1974年4月～1974年9月		
		計	300人未満	300人以上
計	23	39	16	23
製造業	14	20	9	11
食料品	2	1	—	1
繊維	3	4	2	2
木材・家具	—	2	2	—
出版・印刷	1	1	—	1
化学	2	2	1	1
鉄鋼	1	1	—	1
機械	2	6	3	3
一般機械	2	—	—	—
電気機械	—	2	—	2
その他	1	1	1	—
鉱業	—	2	1	1
運輸業	5	11	4	7
旅客(バス・タクシー)	5	8	4	4
貨物	—	3	—	3
サービス業	3	6	2	4

〔備考〕 労働省労働組合課調べ。

件、全国一般六件、都市交通三件などで多かった。

合理化提案の理由をみると、七三年下期においては、同年一〇月に発生した〝石油危機〟に関連したものが六件あり、七四年上期では賃上げ回答と引きかえもしくは賃上げ交渉の前提としたものが同じく六件ある。その他では過疎県のバス関係企業で倒産回避や赤字改善のため赤字路線の休廃止、ハンドル時間の延長、ワンマン化等の提案が八件、繊維、電機、機械などの部門で臨時工を中心とした解雇や一時帰休を提案したものなどが多かった。そうした会社側の合理化提案にたいして、労組としては全面撤回、不当解雇反対をかかげ、最初から容認するものは少ないが、同一企業に二つ以上組合がある場合の労組の対応では、新労や同盟系労組が合理化提案の一部または全部を容認し、退職条件の引上げなどをめざすいわゆる条件闘争をおこなっているのにたいし、総評系労組などでは裁判闘争や全面撤回にとりくむ傾向が強い。また、〝石油危機〟につづく経済情勢の変化にともない、多くの企業において生産調整がすすめられ、残業規制、休日増、一時帰休さらには人員整理等が実施されているが、そうした生産調整の実施にともなう労働争議の発生状況について、七四年八月の時点で、労働省が各都道府県に依頼した別の調査結果によれば、今回の景気停滞にともなって人員整理、一時帰休、残業規制、休日増等の措置をとった企業は二一一件で、そのうち解雇された者が一万〇六〇〇人（倒産、事業所閉鎖により解雇された者二〇六九人を含む）となっているが、業種別には電機、繊維関係で一二二件、五六三九人が解雇されており、とくにこれら二業種で影響の大きいことがうかがえる。この場合、退職金の増額、休業補償の引上げ等組合員に有利な条件を獲得して実施に協力する組合が多く、労働争議の発生したものは、その二%）で、しかもいずれも重大な争議に発展したものはなかったものと報告されている。

労働争議実施組合の加盟上部団体別にみると、総評系七組合（県評二、地区労三、全金一、全国一般一）、同盟系三組合（全繊同盟二、全金同盟一）、その他一（全沖縄労連）となっており、企業規模別には、三〇〜九九人が四組合、一〇〇〜二九九人が五組合、一〇〇〇人以上二組合で、三〇〇人未満が全体の八二%を占めていた。

5 主要連合団体別にみた争議

七四年の労働争議を主要団体（総評、同盟、新産別、中立労連、その他）別にみると（第115・116表）、件数、参加人員とも総評の占める割合が高いのは例年のとおりである。すなわち、争議行為をともなう争議の件数、行為参加人員をその構成比でみると、まず件数では総評の六四・九%（七三年七四・九%）が最高で、以下同盟七・四%（同二・九%）、中立労連四・三%（同三・四%）、新産別〇・八%（同〇・六%）となっており、行為参加人員についても、総評の六三・二%（七三年七三・三%）が最高で、以下中立労連一七・二%（同一五・〇）、同盟七・九%（同二・二%）、新産別〇・七%（同〇・八%）の順となっている。

第115表　主要団体別労働争議件数の推移

主要団体			1970年	1971年	1972年	1973年	1974年
総争議	合計		4,551 (100.0)	6,861 (100.0)	5,808 (100.0)	9,459 (100.0)	10,462 (100.0)
	総同新中	計	2,445 (53.7)	4,312 (62.9)	3,505 (60.4)	6,837 (72.3)	6,556 (62.7)
		評	336 (7.4)	416 (6.1)	340 (5.9)	415 (4.4)	923 (8.8)
		同	21 (0.5)	45 (0.7)	34 (0.6)	56 (0.6)	79 (0.8)
		新	302 (6.6)	337 (4.9)	277 (4.8)	326 (3.5)	450 (4.3)
		産	1,447 (31.8)	1,751 (25.5)	1,652 (28.4)	1,825 (19.3)	2,454 (23.5)
		労					
		立					
		の					
		他					
もなう争議行為をと争議	合計		3,783 (100.0)	6,082 (100.0)	4,996 (100.0)	8,720 (100.0)	9,581 (100.0)
	総同新中	計	2,107 (55.7)	3,987 (65.6)	3,138 (62.8)	6,534 (74.9)	6,219 (64.9)
		評	189 (5.0)	277 (4.6)	224 (4.5)	254 (2.9)	710 (7.4)
		同	20 (0.5)	42 (0.7)	31 (0.6)	55 (0.6)	76 (0.8)
		新	269 (7.1)	303 (5.0)	239 (4.8)	298 (3.4)	416 (4.3)
		産	1,198 (31.7)	1,473 (24.2)	1,364 (27.3)	1,579 (18.1)	2,160 (22.5)
		労					
		立					
		の					
		他					

〔備考〕 1) ( ) 内の数字は構成比を示す。
2) 労働省「労働争議統計調査年報告」による。

第116表　主要団体別参加人員および労働損失日数の推移

(%)

主要団体	総参加人員					行為参加人員					労働損失日数				
	1970年	1971年	1972年	1973年	1974年	1970年	1971年	1972年	1973年	1974年	1970年	1971年	1972年	1973年	1974年
合計	100 千人 (9,137)	100 千人 (10,829)	100 千人 (9,630)	100 千人 (14,549)	100 千人 (14,319)	100 千人 (2,357)	100 千人 (3,623)	100 千人 (2,657)	100 千人 (4,929)	100 千人 (5,325)	100 千日 (3,915)	100 千日 (6,029)	100 千日 (5,147)	100 千日 (4,604)	100 千日 (9,663)
総評	74.7	70.4	73.4	79.6	76.1	51.5	56.5	63.5	73.3	63.2	46.9	43.6	39.8	55.2	52.3
同盟	9.1	9.8	12.2	6.8	9.8	2.6	6.1	4.4	2.2	7.9	2.8	6.5	25.5	4.6	6.6
新産別	0.3	0.2	0.3	0.3	0.3	1.0	0.6	0.8	0.8	0.7	0.8	0.9	1.7	1.6	0.8
中立労連	9.2	13.2	7.4	8.8	8.1	30.2	24.4	17.4	15.0	17.2	31.9	33.5	20.3	20.9	27.0
その他	6.7	6.4	6.7	4.5	5.7	14.7	12.4	13.9	8.7	11.0	17.5	15.5	12.7	17.7	13.3

【参考資料】 (1)労働大臣官房統計情報部「昭和四九年労働争議統計調査年報告」、一九七五年九月刊、七四年一月～七五年四月各月分、(2)同「労働争議統計調査報告」、七四年一月～和四九年の労働争議の現況」(同統計情報部『労働統計調査月報』、二七巻七号、一九七五年七月刊)、(3)労働省『労働白書』、(4)労働省労働福祉統計課「昭

Ⅳ　賃金闘争

概要□七四年年末一時金闘争――闘争をとりまく情勢／総評七四年秋季年末闘争方針／総評・第一次統一行動の展開／一〇月段階のとりくみ／一一・一九官民統一ストの展開／公労協の反合理化、インフレ手当をめぐる闘争／年末一時金妥結状況／七五年春季賃金闘争――春闘共闘委員会の発足／春闘共闘委の春闘白書／同盟の賃金白書／ＩＭＦ・ＪＣの賃金白書／七五年春闘諸要求とその特徴／春闘前半のとりくみ／春闘の本格的展開／「政府交渉」事項とその結果／同盟の賃金闘争／七五年春闘結果と総括

概要

一、七四年年末一時金闘争は、スタグフレーションの本格化、総需要抑制政策の浸透のもとで、秋季年末闘争史上最大の一一・一九官民統一ストをヤマ場に展開された。不況の強まりのもとで、ストが多発し、妥結時期も例年より遅れ気味であった。

一、妥結結果は、労働省調べによれば、対前年比二七・四％となり、七三年の四二・二％を大きく下回った。不況下で伸びが鈍ったこと、しかも産業、業種、企業間のバラツキが目立った。公労協のインフレ手当要求も、そうした状況とからみ、結局、実現することはならなかった。

一、七五年春闘は、不況とインフレの同時進行という春闘史上はじめての状況のもとで展開された。不況、総需要抑制政策をつうじ、賃金問題とともに、雇用・「合理化」問題が同時に登場し、これに四年に一度の統一地方選問題がからみ、春闘をめぐる問題状況は、きわめて複雑であった。政府、財界は、相互に連係を保ちつつインフレの懸念、不況下の雇用不安発生をテコに、賃上げガイドラインを貫徹しようと例年になく強力な動きを見せた。

一、組合側の賃上げ要求は、春闘共闘委四万円以上、三〇％以上という大幅要求と、同盟二七％(三万円)、ＩＭＦ・ＪＣ標準労働者

二五%、三万円という自粛要求が出され、しかも後者は、政府、財界の物価抑制責任との見合いという社会契約的考えを背景に有しており、その点で動向が注目された。

一、春闘スケジュールにおけるヤマ場設定は、統一地方選が入ったこともあり、例年のごとくには集中できず、結局、鉄鋼など四月上、中旬決戦と、私鉄、公労協、合化など五月連休明け決戦との二つに分かれた。そして四月九日、注目の鉄鋼回答（一四・九%）が示されたが、日経連一五%以下ガイドラインを突破できず、民間の大勢がこれにつづいた。五月連休明け決戦においても、私鉄、公労協の強力スト、合化の長期強じんストにもかかわらず、やはりガイドラインを突破できなかった。春闘は、全体として長びき、中小労組では六月に入りこんだところも多かった。

一、国民的諸要求、とくに全国一律最賃制をめぐっては、三・二七スト設定、労働四団体共同行動、野党四党による共同法案提出など、例年になく盛りあがる気配を示した。だが公労協の七四スト処分の延期、国会内の動向とくに自社会談などを契機に、三・二七ストは中止された。同時に、全国一律最賃制に関する「成果」の評価、三・二七スト中止の是否、などをめぐって、その後多くの国会内外における共同闘争のあり方協スト処分延期問題、スト権をめぐる問題もかかわっていた。

一、賃上げ妥結結果は、労働省調べで、平均一万五二七九円、一三・一%であり、日経連一五%以下ガイドラインを明らかに下回った。また相場形式が弱く、産業間、業種間のバラツキが目立った。

1　七四年年末一時金闘争

闘争をとりまく情勢

七四年夏季一時金闘争はおおむね平穏のうちに終わった。だが七四年春闘で、史上最高の春闘相場となったのにひきつづき、夏季一時金もまた妥結額・率とも、これまでの夏季・年末一時金にくらべ最高を記録した（本年鑑第一部Ⅲ「賃金と労働時間」参照）。

ところで七四年後半に入り、経済情勢は、いわゆる不況下の物価上昇という様相を示しはじめた。すなわち、①政府の総需要抑制政策のもとで、ひところの〝狂乱物価〟状態は一応おさまったものの、消費者物価の対前年同月比二〇%台という高い上昇がつづいたこと、②他方、不況の色がしだいに強まり、減産、企業倒産増、一時帰休、雇用調整などが現われはじめた。そして求人倍率の低下、失業者の増大など、労働需給関係もかなりの緩和傾向を示した。企業実績も落ちこみ、九月期において増収減益を記録した。こうした経済情勢のもと、七四年秋季年末闘争が展開された。

総評・七四年秋季年末闘争方針

総評は、八月一九日から四日間開かれた第四八回定期大会において、七四年度運動方針とともに、七四年秋季年末闘争方針を決定した（大会については第二部Ⅱ「総評・同盟・新産別・中立労連の大会」参照）。そ

れによれば、①公共料金をはじめ物価値上げ反対闘争、予算要求闘争、賃金目減りに対応する一時金闘争、公務員賃金確定など反インフレのたたかい、②最賃制、スト権、反合時短など春闘からの継続闘争、③政治反動とのたたかいを軸とし、第一次から第四次にわたる統一行動旬間を設け、「反インフレを中心とした国民春闘の継承と発展」としての秋季年末闘争を展開しようとするものであった。こうした基本方針のもと、九月に入ってから、方針のいっそうの具体化、闘争戦術日程が決められていった。そして九月中旬以降、第一次統一行動が展開された。

総評・第一次統一行動の展開

九月一五日の「高齢者大集会」（第四年目、都体育館、約一万人）を皮切りに、第一次統一行動が開始された。そして九月二七日、総評各単産は、公共料金値上げに反対し、ストライキを含む一斉統一行動を展開した（四六単産、約四〇〇万人）。これには、公労協・公務員共闘関係では国労、動力車、全電通、全林野、全印刷、自治労、日教組などが全職場で二九分のストまたは時間内職場集会を開いたほか、全逓が五八拠点で三〇分のスト。民間では全印総連、全港湾、全国一般の一部で三〇分のストに入ったほか、時間内外の職場集会。また政労協では、一八組合が、賃上げ確定など独自要求をかかげ二時間のストをおこなった。

ついで九月二九日、総評、中立労連、社公共三党、消費者団体、婦人団体などで組織するインフレ阻止国民共闘は、「消費者米価、国鉄運賃、公共料金値上げ反対、九・二九インフレ阻止国民大集会」を開いた。そして中央集会には三万五〇〇〇人が参加した（明治公園）。また、これと前後して開かれた二四道府県の集会やデモには一五万人が参加した。

一〇月段階のとりくみ

一〇月に入り、一九七五年春闘共闘委員会を中心とした一斉統一行動が発足し、七五年春闘への第一歩がふみだされた。同時に、七五年春闘の〝前哨戦〟として、秋季年末闘争を大きく展開する旨の位置づけがおこなわれた。

ところで、このころから、いわゆる「ラロック証言」による日本への米軍の核持ちこみの強い疑いや、さらにフォード米大統領の日本訪問予定（一一月一八～二二日）、田中内閣への批判の強まりなどが相まって、秋季年末闘争にも政治的性格が強く反映しはじめた。事実、一〇・二一国際反戦デーは、中央集会七万人、全国四五八カ所、約二三〇万人が参加し、昨年を大幅に上回る高揚を示した。またこの日、全国金属、全港湾、動力車の一部で短時間の時限ストもおこなわれた。

こうした一〇・二一国際反戦デーののち、一〇月下旬には、二二～二三日、公務員共闘による全国動員（賃金確定闘争）、二九～三一日、全交運による政策要求統一行動が展開された。とくに三一日には、賃金遅欠配、交通政策に関連して私鉄中小の時限ストが実施された（なお同日、時短、運転保安、新幹線博多開業にともなう労働条件をめぐる国労、動労の拠点二四時間ストが予定されていたが、スト直前にいたり回避された）。

ところで各単産の年末一時金要求は、一〇月中～下旬にかけて提出され交渉が開始された。昨年、物価急騰のもとで、〝インフレ手当〟〝物価手当〟〝生活危機突破資金〟などの名目で登場した臨時手当要求が、七四年の場合どうなるかも注目された点であった。総評は当

初、基本賃金引上げの第二春闘展開をという考えをもっていたが、不況を背景とする民間労組の消極論にあって、生活防衛一時金二カ月分要求へ、そして結局は同一カ月分要求へと方針を変更せざるをえなかった。実際、年末手当とは別に「インフレ手当」（一カ月分）を要求したのは、公労協・公務員関係であり、民間ではほとんどが年末一時金要求のなかに加味し、昨年プラス〇・五～一カ月分の増額要求が多かった。

一一・一九官民統一ストの展開

一一月に入り、秋季年末闘争は、とくに一一・一九官民統一ストにいたって、一つの重要なヤマ場に達した。

それに先立ち、一一月六日には、交運、公労協による秋闘中央総決起集会（明治公園、二万五〇〇〇人）、一三日、春闘共闘委、中央社保協などの「インフレ阻止、失業反対、雇用保障など中央行動」（日比谷野外音楽堂、一万人）などがおこなわれた。また一七日には、社共、総評など一九団体による「田中内閣退陣・臨時国会開催要求、フォード来日反対、インフレ阻止、秋季年末闘争勝利全国統一行動中央総決起集会」が、フォード来日反対のいわゆる一日共闘としての意味をもちつつ開かれた（代々木公園、八万五〇〇〇人。同じく二一日にも中央総決起集会がもたれた）。

そのうえで一九日、秋季年末闘争の最大のヤマ場としての官民統一ストが決行された。これには春闘共闘委傘下の五九単産、三五五万人が参加し、秋季年末闘争史上では最高を記録した。とくに私鉄、国労、動力車を主力とした交通関係労組のストによって、午後二時半ストは中止されたものの、首都圏や大阪を中心に交通機関はほぼ半日、マヒ状態におちいった。

なお、このストを前にした私鉄年末一時金についての中労委あっせんは難航し、一九日午前八時半、あっせんは打ち切られた。その後は労使自主交渉に戻され、大手一〇組合は、昨年冬にくらべ四三%アップの「前年同期支給実績月数プラス〇・一二カ月分プラス解決金」（約二・七カ月、三二万六〇〇〇円）をもって、妥結した。

他の民間単産でも、ストライキを背景に追いあげをはかった。だが不況の強まりを反映して、例年より妥結が遅れぎみであり、しかも産業、企業ごとの一時金格差の拡大が目立った。

公労協の反合理化、インフレ手当をめぐる闘争

一一・一九ストののち、闘争の焦点は公労協、公務員関係のインフレ手当、公労協の反合理化闘争に移った。

まず反合理化闘争では、国労、動労、全逓の三組合が一一月二一日、「反合理化共闘委員会」を設置したのち、二七日から二九日にかけて、国労、動労は新幹線をのぞく主要線区で四八時間スト、全逓も拠点七二時間ストに突入した（国労は二八日午前〇時半すぎ、動労も同日午前四時にスト中止。全逓は二八日午後六時半すぎスト中止）。

つぎに、いわゆるインフレ手当について、労使自主交渉はまったく進展せず、公労協はすでに一一月二一日、公労委に調停申請をおこなっていた。あわせて、要求実現のため、一二月三～四日、四八時間ストを構え決着をはかった。だが、政府、三公社五現業当局側の「インフレ手当」拒否の態度はきわめて強く、公労委調停作業は進展せず、ついにスト突入を前にして不調に終わった。だが公労協は、政府側の仲裁移行への合意取りつけなどの「諸般の情勢を考慮」した結果、結局、事案を仲裁の場に移したため、三日からのスト決

第117表　1974年民間主要企業年末一時金妥結状況

産業	調査企業数	要求額	妥結額	対前年伸び率	1973年 年末妥結額	1973年 対前年伸び率	1974年 夏季妥結額	1974年 対前年伸び率
		円	円	%	円	%	円	%
1. 金属鉱業	6	6 450,000	6 278,333	17.7	236,500	65.4	236,500	66.5
2. 石炭鉱業	5	5 400,000	5 315,000	62.8	193,500	48.3	265,000	76.7
3. 水産・食料品	19	11 (1) 558,250	19 ⑧ 409,819	33.0	308,184	31.6	296,605	33.5
4. パルプ・紙	13	13 466,358	13 363,538	35.8	267,743	52.3	326,852	65.4
5. 化学	51	51 (2) 539,225	51 418,973	39.8	299,782	53.2	362,348	68.0
6. 石油製品	8	3 (2) 493,600	8 ⑤ 395,625	31.2	301,565	27.2	364,639	30.4
7. ゴム製品	4	4 (1) 476,747	4 371,948	26.9	293,094	33.8	304,332	34.5
8. セメント	5	5 456,440	5 316,000	16.0	272,360	40.2	276,360	40.2
9. 鉄鋼	16	16 414,466	16 351,443	37.9	254,768	51.7	271,787	48.8
10. 電線非鉄	7	7 372,927	7 291,599	19.4	244,220	42.9	247,078	42.2
11. 機械金属	28	24 451,832	28 ④ 356,970	29.1	276,518	39.9	311,419	39.4
12. 電気機械	29	29 375,871	29 324,576	19.1	272,635	40.4	268,573	32.1
13. 造船	8	年間協定	8 ⑧ 314,000	35.5	231,675	18.8	296,625	32.6
14. 車輌	2	2 350,000	2 320,000	27.0	252,000	40.0	290,000	45.0
15. 自動車	8	1 366,000	8 ⑦ 291,030	20.4	241,771	33.2	274,582	31.6
16. 印刷	3	3 386,209	3 319,037	32.2	241,388	21.4	264,448	34.4
17. 商業	4	3 350,150	4 ① 340,487	24.1	274,373	15.5	278,518	31.6
18. 陸運	18	17 463,324	18 ① 317,360	42.9	222,058	20.7	252,818	51.1
19. 電力	9	9 431,000	9 373,000	25.7	296,705	23.9	296,705	23.9
20. ガス	3	年間協定	3 330,833	33.9	247,032	21.5	315,833	39.5
21. 新聞・放送	6	6 843,820	6 588,532	28.4	458,391	27.4	512,940	34.8
22. 繊維	23	23 (3) 294,654	23 222,027	△20.2	278,349	98.5	248,928	69.1
平均	275	238 (9) 453,913	275 ㊲ 352,470	27.4	276,607	42.2	302,721	47.0

〔備考〕 1)　要求企業数欄の(　)内は月数要求などで要求金額が明らかでない企業数である。
2)　妥結企業数欄の ○ 内は年間臨給「夏冬型」で本年夏以前に決定していた企業数である。
3)　労働省労政局労働組合課調べ。

第118表　夏季・年末一時金妥結時における年間臨給実施状況の推移

年	夏季					年末				
	調査企業数	冬夏型	夏冬型	その他の年間協定	計	調査企業数	冬夏型	夏冬型	その他の年間協定	計
1969	286 100.0	80 (58.4)	57 (41.6)		137 (100.0) 47.9	286 100.0	86 (57.7)	58 (38.9)	5 (3.4)	149 (100.0) 52.1
1970	284 100.0	85 (58.6)	53 (36.6)	7 (4.8)	145 (100.0) 51.1	284 100.0	105 (66.0)	49 (30.8)	5 (3.1)	159 (100.0) 56.0
1971	282 100.0	109 (65.7)	52 (31.3)	5 (3.0)	166 (100.0) 58.9	280 100.0	95 (62.5)	52 (34.2)	5 (3.3)	152 (100.0) 54.3
1972	278 100.0	93 (62.8)	49 (33.1)	6 (4 1)	148 (100.0) 53.2	279 100.0	120 (67.8)	49 (27.7)	8 (4.5)	177 (100.0) 63.4
1973	278 100.0	120 (67.0)	53 (29.6)	6 (3.4)	179 (100.0) 64.2	279 100.0	95 (62.9)	53 (35.1)	3 (2.0)	151 (100.0) 54.1
1974	276 100.0	95 (72.0)	53 (26.5)	2 (1.5)	132 (100.0) 47.8	275 100.0	52 (58.4)	35 (39.3)	2 (2.2)	89 (100.0) 32.4

〔備考〕 1)　労働省調べ。

行にはいたらなかった。その後、一二月一九日にいたり、〃組合要求は認め難い〃とする公労委・仲裁裁定が提示されたことによって、「インフレ手当」要求は結局実現しないまま、公労協、公務員関係の年末手当も決着をみた。それとともに、政府の総需要抑制策のもと、不況色がしだいに強まりつつあった経済背景のもとでの七四年秋季年末闘争も、ここに事実上終熄したのであった。

年末一時金妥結状況

七四年年末一時金の妥結は、一一月段階では例年より遅れぎみであった。労働省調べによれば、一一月下旬までの妥結企業は、調査企業のうち約七割（前年は九割）であり、例年より一週間から一〇日程度遅くなっていた。もっとも一二月上旬には例年と同様、ほとんどが解決していた。

第117表は、民間主要企業の年末一時金妥結状況を示したものである。二七五社の妥結平均額は三五万二四七〇円、対前年比伸び率二七・四%であった。七三年が二七万六六〇七円、四二・二%であったから、金額では七万六〇〇〇円上回って、これまでの最高を記録したものの、伸び率では一四・八ポイントも下回る結果となった。ちなみに、この伸び率は、七四年春闘の賃上げ率（三二・九%）、七四年夏季一時金の伸び率（四七・〇%）のいずれにも及ばない。そしてまた、七二年年末いらいつづいてきた、妥結額・率とも前年を上回る傾向と異なり、率ではダウンした。

つぎに産業別に妥結状況をみると、もっとも高額なのは、新聞・放送（五八万八五三二円）であり、化学（四一万八九七三円）、水産・食料品（四〇万九八一九円）、石油製品（三九万五六二五円）などがそれにつづいている。低いほうでは、繊維（二二万二〇二七円）、金属鉱業

（二七万八三三三円）、自動車（二九万一〇三〇円）、電線非鉄（二九万一五九九円）などが目立つ。全体として、不況の産業、企業ごとの現われ方の違いをも反映して、金額のバラツキがきわめて大きい。このことは、妥結額の対前年伸び率をみるといっそうハッキリする。不況色の強い繊維では二〇・二%の減と極端であり、石油危機下の石炭見直し気運で価格を引き上げた石炭鉱業六二・八%と好対照をなした。

なお、年間臨給実施状況を第118表によってみると、前年にくらべ夏季、年末とも、いっそう減少している。年末では、七四年は調査企業数の三二・四%であり、前年末の五四・一%から大きく落ちこんでいる。経済情勢の見通しのむずかしさが、このことと関連しているものと思われる。

総じて七四年年末一時金闘争とその結果は、総需要抑制政策ともからむインフレと景気停滞の同時進行という経済情勢のもと、一時金の妥結額・率の伸びに一定のかげり、そして産業・企業によるバラツキを示した。事実、不況色の強いところでは、一時金の分割払いや社内預金実施などが増加した。さらに、年末一時金交渉の難航から、民間でもストなど争議行為が例年より増大した。そうした点で、七五年春闘への一つの先行き不安を示すものでもあった。

2　七五年春季賃金闘争

七五年春闘の背景

七五年春闘は、春闘共闘委員会を中心としてみれば、第二一回目の春闘となる。そして七四年春闘で打ちだされた国民春闘、その継承と発展が意図された最初の年であった。なお同盟、新産別は、春闘共闘委員会とは別に、しかしほぼ時期を同じくして賃金闘争をおこなった。この七五年春闘の背景としては、おおむねつぎのことが指摘されよう。

第一に、七五年春闘は、インフレと景気停滞の同時的進行という、これまでの春闘には見られない経済基調のもとで展開されることになった。企業の減産体制強化や一時帰休など雇用調整が、七四年後半以降、しだいに進行していった。そして求人倍率は低下し、失業者数も増大するなど、労働需給関係も目立って緩和した。企業実績も、前年春闘時ほどの好調さはなく、総じて不況色がここにも現われていた。

第二に、そうした経済基調に関連して、政府・財界の経済政策、春闘対策が強化された。物価抑制を至上課題とした政府の総需要抑制政策堅持、それはまた〝賃金・物価悪循環〟を断ち切らなければならないという主張と重なり、賃上げ抑制、そのためのガイドライン・ポリシイ強化として具体化されていた。日経連の一五%ガイド

ライン設定などがそれであるが、いずれにしても、政府と財界とのキメの細かい春闘対策、そのための連係プレーが、前述の経済基調とかかわり、きわめて目立った。

第三に、そうした政府、財界の動向ともからんで、春闘、賃金決定の政治的性格がきわめて強まらざるをえなかった。とくに、統一地方選と春闘が、時期的にほぼ重なったことは、そうした事情をいっそう促進した。たとえば地方公務員の賃金をめぐり、それを国より高すぎるとする政府の批判が展開されたが、それは一方で、七五年春闘を前にした賃金抑制キャンペーンの官公版であり、他方、地方選の重大争点として選挙対策たる政治的意味合いをもっていた。

第四に、春闘、労働運動の展開は、統一地方選およびそれをめぐる革新政党間の論争と対立の強まりによっても、大きな影響をうけざるをえなかった。時には、春闘スケジュール設定にまで具体的影響が及んだ。

総じて、以上の背景のもとで、七五年春闘が展開されることになった。したがってまた、七五年春闘の複雑さ、問題の多岐性がうかがわれる。たとえば、インフレ進行下における景気停滞のもとで、大幅賃上げとともに合理化反対、雇用保障にとりくまねばならない。しかも、どちらにしても、政府、財界、経営者団体、個別企業経営者側の姿勢は固く、要求実現は容易ではないことが予想された。これに、政治、統一地方選がからみ、状況はいっそう複雑であった。ひいては、国民春闘の内容のあり方、その指導性、闘争方式等、問題の広がりは多岐にわたり、しかも全面的具体的にならざるをえなかった。

1　春闘共闘委員会の発足

七五年春闘共闘委員会の発足

七五年春闘共闘委員会は、総評、中立労連、一部純中立組合、一二〇単産、八五五万人を結集し、七四年一〇月一日に発足した（前年は一〇月一二日）。この日、東京・芝のパークホテルで開かれた第一回春闘共闘委員会の会合では、議長に市川総評議長、事務局長に大木総評事務局長など役員を選出し、七五年国民春闘基本方針を決定した。こうして、七四年国民春闘路線を継承・発展させることを基本に、おりから展開されていた七四年秋季年末闘争を前哨戦としつつ、七五年春闘へ向けてのとりくみが開始された。

春闘共闘委・七五年国民春闘方針

つぎに、春闘共闘委・七五年国民春闘基本方針の要点を見ておこう。まず春闘の重点課題として、以下の四点が掲げられた。

①全国全産業一律最低賃金制の確立、②賃金抑制・所得政策に反対し、インフレから生活を守る大幅賃上げ、③公共料金など物価値上げ阻止、大幅減税など反インフレ闘争、④年金改善、医療・生活保障、生活保護基準など国民生活ミニマムの確立。

とくに七五年春闘では、「賃金の最低基準を制度化し、未組織・中小零細企業労働者を含めた労働者の団結拡大と、低生活層の生活ミニマム形成に波及すること」をめざし、全国一律最賃制の確立に全力を傾けることとし、これを七五年春闘の最大の目玉商品として

いた。こうした重点課題に加え、⑤週休二日制、時間短縮、⑥スト権奪還をもって六項目の統一要求として掲げた。

つぎに戦術構想では、インフレ抑制・生活・制度闘争を秋からまずとりくみ、三月中旬から賃上げ、生活要求、スト権でストに突入、春闘の最大のヤマ場を「これまでより相当早い時期に設定する」こととしていた。また七五年春闘では、最賃など国民春闘統一要求につき、労働四団体共同行動を追求し、さらに革新政党、民主団体との連携を強めることを方針としていた。

なお賃上げ要求額などについて、春闘共闘委は、一一月八日、第二回会合を開き、七五年春闘の賃上げ要求基準を四万円以上、三〇%以上とすること、全国全産業一律最賃の要求額を月額七万円とすることを決めた。

2　春闘共闘委の春闘白書

七五年春闘白書の発表

恒例となっている春闘共闘委の白書は、七四年一二月八日に発表された。これまで賃金白書と名づけられていたが、活動領域の広がりなど春闘の発展にかんがみ、ここに改題され春闘白書となった。まず白書の目次を掲げておこう。

【春闘共闘委・七五年春闘白書目次】

序　章——白書の理解のために

第一章　不況インフレ下の日本経済

第一節　インフレはどうやってもたらされたか

1　政策がもたらしたインフレ　2　反社会的な大企業の私企業原理

3　日本資本主義の反福祉、反社会的体質

第二節　引き締め政策、総需要抑制政策の階級性

1　引締め政策の強化にいたる過程

第三節　政府・資本の物価政策、労働政策

第四節　総資本の福祉後退、賃金抑圧政策とわれわれの態度

1　物価政策の視点　2　一九七五春闘の課題

第二章　危機と不安の国民生活

第一節　日々の生活を襲うインフレ

第二節　生活資産の不平等の拡大

第三節　絶望化した生涯的生活課題

第四節　危機に瀕する社会的低生活者層

第五節　生活擁護運動の国民的広がり

第三章　今日の賃金実態その水準と構造

第一節　今日の賃金水準の国際比較でみた問題点

第二節　賃金構造の変動と低賃金層の実態

1　賃金分布の形態変化　2　低賃金層の構造　3　低賃金構造のなかの低賃金　4　地域の低賃金構造　5　パート・タイマーの賃金

6　家内労働

第三節　展開する個別賃金闘争

第四章　雇用合理化と職場の問題点

はじめに

第一節　引締め過程による雇用減少の状況

第二節　日本社会における底辺労働者

1　パート・タイマー　2　出稼ぎ労働者　3　高年齢労働者

第三節　団体交渉による雇用保障

第四節　社会的制度における雇用

1　欧州における雇用保障　2　わが国の雇用保障の視点　3　春闘共闘雇用失反緊急対策委員会の要求

第五節　労働時間の短縮

1　労働時間の現状　2　時短闘争の課題
第六節　職場の安全
1　労災発生の実態　2　安全闘争の課題
第五章　危機に瀕する税財政と社会保障
第一節　当面する財政の諸問題
1　国家財政　2　地方財政
第二節　インフレ下の税制の改革
第三節　社会保障の現状と改革の諸課題
1　医療制度　2　年金　3　低生活者問題
第四節　公害の現状と運動
むすび

右の目次にも示されているように、白書の基調は、「不況インフレ」下における「危機と不安の国民生活」などの実態を分析的に解明し、インフレと不況をもたらし、福祉、賃金へのしわよせをもたらしている政府・資本の政策批判をおこなっている。以下、白書の要点を見ておこう。

七五年春闘白書の要点

白書は、七四国民春闘の継承、発展という立場から、「反インフレ、国民生活擁護」、すなわち①大幅賃上げ、最低賃金制確立と福祉の充実というインフレ対抗の政策と、②インフレそのものを安定させていくための諸政策を二つの柱とした〝二正面作戦〟の展開を打ちだし、政府、経営者側との対決姿勢を強調した。要するに、スタグフレーション（不況下の物価高）の深刻化という社会・経済情勢を背景に、大幅賃上げ、反インフレ、福祉のたたかいを一体化した国民春闘路線をいっそう強化し、大企業本位の政策の転換と独占の規制という質的構造的な政策転換が必要であることを強調した。

さらに白書は、大幅賃上げの要求に真っ向から対抗している政府・財界の賃金抑制政策を分析し、「七五春闘の賃金抑圧には自民党の政治基盤と独占支配体制の経済基盤の双方の運命がかけられている」。それゆえ、「いまや賃金は単なる個別の労使間の問題にとどまらず、日本のもっとも大きな経済政策の対象であり、日本の政治の焦点になった」と述べ、賃金決定においても「総労働のたたかい」に結集していくべきことを強調した。そして、「この総労働的なたたかいはまた賃金のみでなく、全国一律最低賃金制や反インフレなど国民的諸要求の実現においていっそう必要である」こと、その意味で「国民春闘と統一の強化」の重要性を指摘した。

また白書は、物価安定への唯一の手段として、金融引き締め、公共投資の繰り延べを主とした総需要抑制策がおこなわれ、中小企業を中心に倒産、操短などが増大し、雇用不安が来春闘に大きなカゲを落としていることについて、それは労働市場を売り手市場から買い手市場に変え、「この労働市場の圧力によって、労働組合の闘争力をおさえこむ」ことにあるとし、引き締め政策は、失業の圧力による賃上げ抑制としての「日本型所得政策の内実」だとした。そして十分な中小企業対策と雇用対策をともなわない引き締めの継続への疑問を表明した。

このように、七五年春闘白書は、いままで以上に政治的全般的対決姿勢を強め、国民春闘、その継承と発展における分析的裏づけ、内容が与えられていた。以下、同白書の要旨の一部を掲げておく。

【七五年春闘白書（要旨）】

一、この一年間、労働者・国民の生活はスタグフレーション（不況とインフレの共存）によって、春闘始まって以来の「危機と不安」の状態に追い込まれ「安定とゆとりのある生活」どころか、日々の食生活にみられるように「手から口へ」の危機が続いている。人生の三大課題といわれる住

宅、老後、教育の見通しは完全に絶望状態になった。福祉や社会的サービスの諸制度もインフレで破壊され、今年の賃上げにもかかわらず、勤労者の実質家計収入は、十月からすでに前年同月の水準を下回っている。この間の預貯金の目減りなどを考慮すれば、生活の悪化はもっと進んでいる。中小企業労働者や失業者、老人、母子世帯など低生活層の生活はさらに深刻である。消費者物価の上昇は来年も続くと見通される以上、われわれの生活は大幅賃上げと福祉の改善による以外に守られない。

一、狂乱インフレは独占擁護の高成長政策と大企業の経済支配力の強化で引き起こされたもので、金融の量的引き締めだけではインフレは克服できない。大企業本位政策の転換と、独占の規制という質的・構造的政策がなければ、狂乱を引き起こした体質は変わらない。引き締めの影響は、大企業から中小企業や労働者に転嫁され、物価は下がらず、倒産や失業という副作用の方が大きくなっている。われわれは十分な中小企業対策と雇用対策を伴わない引き締めの継続には反対である。

一、政府・財界が深刻な不況下で、なお引き締め政策を強化しているのは、一方では国民の大多数が要求している独禁法の強化など質的な物価諸政策を拒否しているからであり、また他方では失業・倒産の圧力と、来年三月時点という一時的な物価抑制によって、来年度の賃金を低く抑えこもうとするためである。それゆえ今の引き締めの継続は、日本型所得政策ともいうべき賃金抑圧の手段とされている。労働者は物不足と狂乱によって第一の犠牲を受け、不況による失業と減収によって第二の犠牲を受けてきたが、もし七五年春闘で賃金を自粛すれば第三の犠牲を受けることになる。

一、自民党政府は金権政治、福祉の貧困、物価政策不在などすべての面で国民の批判にさらされており、その政治基盤の維持のために、最後に残された手段として、賃金抑圧による物価安定に政治生命をかけようとしている。また財界は大企業の国際競争力強化と、将来の低成長時代の賃金政策への布石として、七五年春闘の資金抑制にその運命をかけている。かくて一五%という政府・財界の物価と賃金の目標が決定され、七五年春闘の賃金決定は独占の政治・経済政策の最大の焦点となっている。

一、われわれは「反インフレ国民生活擁護」の立場から大幅賃上げ、最低賃金制確立と福祉の充実というインフレ対抗の政策と、インフレそのものを沈静させていくための諸政策という二つの柱を強力に要求していく。とくに物価安定の展望を確立するためには、独占の規制、中小企業や農業の発展、土地の所有と利用の規制、住宅や交通など公的諸政策の充実などが不可欠であり、そのためにはいまの独占本位の政治・経済・社会のわく組みを根本的に転換し、「国民のための経済」「経済の民主化」を真に実現していく必要がある。こうしたわく組みの転換は革新諸政党、労働諸団体、消費者団体、市民団体と幅広く提携し合って反独占の国民春闘を強化することによって可能性を増大する。さもなければ高成長から低成長時代への転換は低賃金・低福祉への転換となり、国民生活の安定は望めなくなるだろう。

3　同盟の賃金白書

同盟・七五年度賃金白書の発表

同盟の賃金白書は、七五年一月二二日に正式公表された（例年は一二月初旬に発表されていたが、賃上げ要求について、事務局原案の三〇%要求基準をめぐって難航し、一二月一七日の執行評議会で最終的に定昇二%分を含み二七%とすることが確認されたため、発表がもちこされた）。

まず副題を「国民的諸要求の実現と生活防衛の結合を」と題する同白書の目次を示しておこう。

【同盟・七五年度賃金白書目次】

第一部　七五年度賃金闘争方針

Ⅰ　七五年度賃闘をめぐる情勢

II　七五年度賃闘に対する基本姿勢
III　七五年度賃闘における要求基準
IV　闘争体制の強化
第二部　七五年度賃闘をめぐる情勢とわれわれの見解
I　今日のインフレをめぐって
II　労働者・国民の生活をめぐって
III　経済の動向をめぐって
①七四年度はマイナス成長不可避　②七五年度経済は徐々に回復　③一律的な総需要抑制は姿をかえた所得政策　④短絡的な低成長論は危険
IV　これまでの要求の組立てについて
①要求を組立てるにあたっての三つの基本的な要素　②従来の方針を踏襲すれば三〇%を越える要求
V　七五年度賃闘に対する基本姿勢
①これからの賃金と物価の関係　②インフレ・マインド刺激のおそれ　③労働組合の社会的責任
VI　要求基準とそれをめぐる二、三の問題
①要求基準は二七%（定昇込）　②要求基準にともなう平均賃上げ額と個別賃金水準　③必ず達成すべき要求基準　④インフレ抑制はソフトランディングで　⑤労働者の生活を無視する日経連の主張
VII　政府・財界の責任の一層の追及
①今や政府・財界がその責任を果すべきとき　②すでに一定の成果　③成果を生み出した基本的要因　④賃金闘争と諸要求闘争との結合　⑤国民的要求実現闘争の一層の強化を
「生涯生活ビジョン」
VIII　諸要求実現の闘い
IX　闘争体制の強化

七五年度賃金白書の要点

白書はまず、今日のインフレについて、「物価は依然として高水準のままに推移しており」、「七四年の消費物価指数の対前年度上昇率が二二%から二四%に達することは、もはや避けられなくなっている」との予測をしている。そしてこの物価高騰の原因について、三〇%をこえた七四年賃金闘争による〝賃金コストアップ説〟を否定し、便乗値上げによる上昇を指摘し、インフレ収束の最大の責任は政府と経営者にあると批判している。

他方、今後の経済動向について、「七四年度はマイナス成長不可避」「七五年度経済は徐々に回復」するとしながらも、「好況感を現出するほどのものとはなりえない」と述べている。さらに、狂乱インフレ抑制のもっとも有効な方法は、総需要抑制、金融引き締め政策しかないと、両政策を支持しつつ、「賃上げ闘争の行われる七五年三月に焦点を合わせて、それまでとにもかくにも強力な総需要抑制・金融引締め政策を継続して結果的に賃上げを抑えこみ、それを過ぎたあとで緩和に転換するといった形でこれらの政策が運用されるとしたならば、それは所詮、姿をかえた所得政策にほかならない」と警戒し、総需要抑制・金融引き締め政策を徐々に手直しすべきだと述べた。

ただ、今後は高成長が望めないなかで、「一定範囲を越える大幅賃上げがコスト面から価格引上げ要因となり、狂乱インフレの収束の時期を遅らせ、……沈静しつつあるインフレムードにあらためて火をつけるおそれが大きい」ことを認め、「現在の段階においては労働組合が昨年と同率ないしそれ以上の賃上げを要求すること自体が、全体としてインフレ・マインドを刺激することにならざるをえない」と賃上げ自制をほのめかした。この点でも、「労働組合の社会的責任」があり、それを考慮すべきことが強調された。

このように、同盟・白書の立論の立場は、春闘共闘委・白書とは

大きく異なっていた。そのことが、賃上げ要求基準の設定において、端的に見られた。「かくして、われわれは、七五年度賃闘における要求基準を、一方における七四年度の大幅な消費者物価上昇にともなう生活防衛ならびに一定の実質賃金引上げの必要、他方における一定範囲を越える大幅賃上げが今後のインフレ、労働者、勤労諸国民の実質的な生活水準、日本経済に与える影響、現代社会における労働組合の社会的責任等を総合的に考慮して決定した。」

4　IMF・JCの賃金白書

IMF・JC（国際金属労連日本協議会）は、七四年一二月六日、「七五年闘争（賃金・MWS活動）の推進」と題する賃金白書を発表した。それによると、七五年闘争においては、とくに物価対策に重点を置くこと、当面する賃金闘争においては、①三〇歳熟練労働者の賃金を一五万円に引き上げ、②最低賃金、一五歳七万円、一八歳八万五〇〇〇円、③平均要求額は三〇歳熟練労働者の引上げ額を基準に要求する、という要求基準を設定した。

他方、MWS（=Modern Welfare Society，高福祉社会）活動の推進にあたっては、とくにインフレ対策を重視し、「完全雇用を維持し、早期にインフレを終熄させるために、政策決定プロセスに重要な影響力を持つ話合いの場を確立させるための要求を行うことで検討を進める」こととしている。そして当面するインフレ、失業対策要求の項目として、つぎの九項目を掲げていた。

①雇用保険法の成立を含め雇用対策の確立、②年金生活者、生活保護世帯等低所得者対策の強化、③土地価格の全面凍結と不当利益に対する課税の強化、④公共料金の凍結、⑤インフレによる実質生活水準の目減り補償と所得税に対する調整減税の導入、⑥勤労所得税の大幅減税と税負担の公平化、とくに特殊勤務（交代・深夜・休日労働）所得の免税、法人税率の引上げと小法人対策のための累進税率の導入、⑦流通部門の近代化の促進、⑧企業の製品に対する価格自粛、⑨広告宣伝活動の自粛

つぎに、たたかいのすすめ方においては、中央賃金闘争委員会、賃金闘争戦術委員会、地連賃金闘争連絡会議を設置することとした。そして要求は三月上旬までにおこない、ただちに団体交渉を開始、「とくに団交重視の方針のもとに、その質的充実を図り、積極的に効果が発揮できるよう努める」こととしていた。そのうえで、本格的回答を引きだす時期を三月下旬から四月上旬に求め、賃金闘争を展開するとしていた。

こうして、JC春闘方針が提起されたが、なかでもJCの主力である鉄鋼、造船、自動車、および電機というそれぞれの関係が、今年も注目された。

5　七五年春闘諸要求とその特徴

春闘諸要求の決定

春闘共闘委、同盟などの白書発表、賃上げ要求基準の設定ののち、各単産の七五年春闘諸

要求も、具体的な討論および決定へといたった。とはいえ、要求の取りまとめは、これまでと様相を異にする春闘情勢を背景に、例年より遅れぎみであった。したがって要求の提出も、二月段階のところは少なく、三月上旬が多かった。つぎに、七五年春闘諸要求における特徴点を抜き出しておこう。

賃金引上げ要求

まずナショナルセンターの要求基準をみると、春闘共闘委が三〇%以上、四万円以上、新産別が三五歳一五万九〇〇〇円目標で三〇%、三万九〇〇〇円と、それぞれ前年より一万円増の大幅要求となったのにたいし、同盟は定昇込み二七%（約三万円）、IMF・JCが高卒男子三〇歳勤続一二年のポイントで二五%、三万円と、それぞれ額でほぼ前年並み、率では前年を下回った。このように、賃上げ要求で、いわば大幅要求と自粛要求とに大きく分かれたのが特色であり、かつてなかった事態でもあった。こうしたナショナルセンターの方針をうけ、単産の要求でも、バラツキがみられた。

まず総評系では、鉄鋼労連が、高卒三〇歳勤続一二年の標準労働者三万二〇〇〇円（うち二〇〇〇円は格差是正分）で二五%プラス是正分二%、合化労連四万五〇〇〇円、私鉄総連四万五〇〇〇円、全国金属四万五〇〇〇円、紙パ労連四万円、新聞労連三三歳四万五〇〇〇円などで、JCの主力、鉄鋼労連を例外として、軒なみ四万円以上要求であり、しかも定額要求方式がほとんどであった。また春闘共闘委加盟の中立労連系では、電機労連基準内賃金三〇%以上、三万二～三〇〇〇円、全石油高卒二八歳勤続一〇年三万七〇〇〇円（三八%）、食品労連四万円程度、全国セメント四万五〇〇〇円と、JC加盟の電機労連をのぞいては、ほぼ総評系と同様であった。

他方、同盟系の単産は、海員組合が春闘共闘委系を含めもっとも高い要求水準（外航二団体では基本給引上げ四万三六五〇円、三三・六%、その他を含め六万八八六一円、四二・七%）となったほかは、ほぼ本部方針に準拠している。すなわち、造船重機労連が定昇別二五%、三万円（定昇込み二七%、三万二七〇〇円）、ゼンセン同盟二七%、三万円、自動車労連二七%（定昇込み）、全化同盟二八%などであり、それもパーセント要求が多かった。

なお、以上に見た賃金要求の際、ほとんどの単産で個別賃金要求（ポイント要求）をとり入れていたのはいうまでもない。もっとも、それを要求基準設定の際に基本にすえるところ（鉄鋼などJC系各単産は三〇歳一二年を統一ポイントに要求目標を統一）と、いわゆるベア要求と併列的に掲げるところがある。

つぎに、産業別最低保障要求をみると、ここではナショナルセンターの意向が反映している。そして産業別最賃は、全国全産業一律最賃の要求額を上回るのが常識であるが、中小零細企業を多くかかえた単産では、それと同じかまたは若干上回る程度の金額となっている。

同盟系は六万円台である。繊維労連（総評）、食品労連、全電線（以上中立労連）、全機金（新産別）、観光労連（純中立）は七万円である。七万円台は新聞労連、全印総連（以上総評）、全国セメント（中立労連）、出版労連、運輸労連（純中立）など、八万円台は総評系の鉄鋼労連、紙パ労連、私鉄総連、全自運、合化労連、化学同盟、もっとも高いのは全石油（中立労連）の九万円である。

その他諸要求

(1)定年延長　定年延長は、ほとんどが六〇歳要求であるが、すでに六〇歳定年を実現した電機労連

では、定年延長部分の労働条件改善（賃上げ）に努力を払うとしている。

(2)退職金　要求額の水準が一〇〇〇万円を突破したところも出てきた。地銀連一七〇〇万円（五〇歳以上円満退職者）、出版労連一五〇〇万円（モデル定年退職金）、鉄鋼労連一二〇〇万円（生産・男子労働者、勤続三〇年定年）、全石油一二〇〇万円（勤続三〇年定年）など。その他、途中退職の場合の退職金要求もキメ細かくなっている。

(3)時間短縮・週休二日制　労働時間短縮要求はますますキメ細かくなっている。年間労働時間の短縮や規制、年間休日増、週休二日制とくに完全週休二日への移行要求、交替制労働の場合は四組三交替制の改善要求、年次有給休暇増および連続取得要求、夏季および年末年始休暇、残業規制、割増率・交替手当引上げ、人員保障などである。また時短目標として、一日実働七時間、週休二日、週三五時間労働をめざすところが多くなっている。

(4)労災保障　七四年春闘では、死亡、一～三級傷害一〇〇〇万円が相場化し、七五年春闘では、それを上回る要求が多くなった。たとえば海員組合は、死亡について職務上は遺族のあるもの二〇〇〇万円、遺族のないもの一六〇〇万円、傷害一～三級二〇〇〇万円、全造船機械は死亡二〇〇〇万円、傷害一～三級二五〇〇万円、合化労連、全石油で死亡、一～三級二〇〇〇万円などが目立つ。また補償要求の内容でも、傷害等級別や補償額の算定方式などでキメ細かくなっている。さらに、いわゆる通勤途上災害への補償適用は、すでにほとんどの単産が掲げているほか、職業病にたいする補償要求についても増大してきている。

(5)社会保険料の負担割合　労働者三、使用者七とする、いわゆる三・七闘争を統一要求に掲げている。社会保険料の負担割合変更要求は、春闘におけるいわゆる制度要求の一つとして、七三春闘から七四春闘へ、そして七五春闘へと経過するにしたがって、顕著にすすんでいる。

6　春闘前半のとりくみ

一～三月段階における大衆行動

七五年に入り、春闘大衆行動が展開されていった。すなわち、一月八日、「インフレ阻止、高齢者、低所得者、患者、障害者、福祉を守る予算要求総決起集会」（東京・久保講堂、一二〇〇人、春闘共闘委、中央社保協など主催）や、一月一六日の北海道を皮切りとし、二月上旬まで連続的にもたれる地区労単位の全国一〇〇〇カ所討論集会、一月二二日の春闘旗びらきなどをはじめとして展開されていった。

二月に入り、七～八日には、「減税闘争全国代表者会議」（神戸）が、二〇日には「医療保障確立・福祉拡充要求中央集会」（東京・久保講堂）、二四日には「高齢者・退職者総行動中央集会」（東京・久保講堂）などが開かれた。また一月から二月にかけて、各単産の賃金討論集会などがつぎつぎと開かれ、春闘の具体的とりくみが開始されていった。

三月に入り、大衆行動はさらに活発に展開された。四日には、春闘初の労農共闘として、全日農など七団体が、春闘共闘委の協力のもと、「国民食糧確保、農業復興、三・四総決起大会」（東京・久保講

堂、一五〇〇人）を開いた。五～六日には、これまで地方、地域でおこなわれてきた春闘全国縦断行動を中央に総結集し、中央総行動が展開された。五日夜には、今春闘初の統一行動として、「国民春闘勝利中央総決起集会」が東京・明治公園で開かれ、雨のなかを二万人が集まった。

八日には、「国際婦人デー中央集会」（日比谷野外音楽堂）が開かれ、春闘共闘委傘下の婦人労働者をはじめ、七〇〇〇人が参加した。一二日には、「地方財政危機突破中央総決起集会」（東京・久保講堂、二〇〇〇人）が、総評、地公労などで組織する地方財政危機突破国民会議によって開かれた。

一六日には、七五春闘勝利・統一地方選勝利を掲げて、中央総決起集会が開かれた（東京・代々木公園）。春闘の〝本番〟を間近にひかえたこの集会には二〇万人が結集し、大きな盛りあがりを示した。

集会ではまず主催者を代表して市川議長があいさつ、「具体的行動を通じてインフレと不況をはねのけ、政府と独占を追いつめる政治情勢を切り開かねばならない。そのための戦線は急速に形成されつつあり、全国最賃確立を掲げた歴史的な三・二七統一ストを成功させれば勝利はわがものとなる」と述べ、春闘の展望が全労働者の団結と闘争の集中いかんにかかっていることを強調。次いで大木事務局長が闘争の経過報告をおこない、「春闘は前段で厳しい情勢下にあったが、本番を迎えているいまや急速に闘争体制が固まりつつある。三・二七ストへばく進しよう」と呼びかけた。このあと大きな拍手に迎えられて美濃部東京都知事が演壇にたち、「三選出馬を決意したのは、憲法を改正して核兵器を持とうと主張する石原に知事の席を譲ることはどうしてもできないからだ。みなさんと手を組んでファッショ化の危険な傾向とたたかいたい」と熱っぽく決意を表明、市川議長らと固い握手を交した。大会はさらに社会、共産、公明各党の代表から激励のあいさつを受けたあと、「深刻な不況、インフレのなかで国民春闘路線こそ〝社会的公正〟を実現する道であり、春闘と地方選を結合させた革新の全戦線を強化し、断固とした闘争体制で三・二七統一ストを成功させよう」と呼びかけた宣言を採択。市川議長、竪山副議長、大木事務局長らを先頭に、四コースに分かれて都内をデモ行進した。

労働四団体、最賃制共闘の成立

七五年春闘前段では、制度要求・国民生活要求を中心とした大衆行動の多様な展開とともに、最賃制など対政府交渉も積み重ねられた。とくに、重点課題である「全国一律最賃制」に関して、労働四団体の共闘が成立したことが注目される。すなわち、総評、中立労連、新産別、同盟の労働四団体は、七四年秋いらい、全国一律最賃制や雇用保障対策などを中心に共闘をめざして協議をつづけてきたが、七五年一月一一日の四団体事務局長・書記長会議で、最賃統一要求書を確認、今年の労働運動の最重点課題としてとりくむことを申し合わせた。四団体の討議では、まず最賃の決定方式に関して全国全産業一律方式をとることで原則的に一致、決定基準にスライド制を導入することも合意したが、要求金額については総評、中立労連の七万円にたいして新産別は六万円、同盟は五万円程度を主張、今後さらに調整をはかることになった。またたたかいのすすめ方については、統一要求書にもとづき四団体で政府と統一交渉をおこなうことが確認され、さらに四野党共同法案作成などについては事務局長・書記長会談をすすめることになった。

こうして、最賃制など限定つきであるとはいえ、四団体共闘が発足し、注目を集めた。その後、二月一〇日、労働四団体と政府とによる最賃制をめぐる初の交渉がおこなわれた。交渉には、労働側から大木総評事務局長はじめ四団体の事務局長・書記長が勢揃いし、政府側から井手官房長官、労連事務局長が最賃制の決定方式や決定基準、決定機構など統一要求の中身を説明、さらに大木事務局長が「低成長時代に移ったいまこそ最賃制によって賃金格差拡大に歯止めをかけることが必要だ」と政府の積極的姿勢を求めたあと若干の論議をおこなった。政府側は、現行の地域最賃方式に固執しつつも、統一要求については「慎重に検討する」と答え、今後も継続して交渉することに同意した。

こうした政府交渉の一方、労働四団体は、国会内でも野党四党による共同法案をつくり、国会闘争を強めるよう要請した。労働四団体の要請を受けて野党各党は、国対、政審、労働政策の各レベルで折衝をつづけてきたが、独自最低賃金政策をもっている四党が共同法案へ合意していくうえでの最大の難問となったのは、全国一律最賃では実効のあがらない「業種別」最賃の位置づけであった。しかしこの問題も、「新制度のなかで過度的・経過的・補完的な性格」だとの四団体側の説明にもとづいて、「当分の間、必要に応じ、新法施行時の業種の範囲」の制度とすることでまとまり、最終的な合意をみた。そして三月二五日、この四野党共同法案は、衆議院社会労働委員会に提案され、そのまま取り扱いが、三・二七ストを前にして一つの重要な焦点となった。

共同法案の骨子はつぎのとおり。

①全国一律最低賃金は、中央最低賃金委員会で決定され、一年に一回改訂される。②地域の最低賃金は、のうえ、各都道府県におかれる地方最低賃金を上回る額で決定される。③労働者の過半数に適用される協約がある場合、当事者の申請により中央または地方最賃委員会が拡張適用の決定をする。④最低賃金委員会は三者構成とし、公益委員は労使の同意を得て任命する。

春闘〝本番〟を前にした諸情勢

春闘〝本番〟を前に、これをめぐる情勢は複雑・多難であった。加えて、政府、財界の春闘準備、盛りあがりは迫力に欠けていた。不況の深刻化にともなう雇用調整など合理化のもとで、民間労組の春闘対策は、昨年後半にひきつづき、きわめて強力であった。不況化の様相を示していた。これを背景とした政府、財界の賃上げ抑制態度は強固であり、日経連ガイドライン、物価は七五年に入り鎮静針を崩さなかった。このため、たとえば日本生産性本部の金子美雄氏が一月、対経営者調査にもとづき、一〇の一五%以下への抑制の方のにたいし、財界の批判が強く集中し、二%が妥当だと語った二月に生産性本部賃金決定機構委員長を辞任するという一幕もあった。

こうした状況に加え、四年に一度の統一地方選が四月に予定されていたことも重なって、さしあたり春闘決戦のヤマ場をいつに設定するかをめぐり、労働側の意見調整が難航していた。すでに、七四年暮の段階から、意見の違いが存在していた。一月七日の春闘共闘委・全単産委員長会議でも、ヤマ場設定をめぐって意見調整が図られたが結論にいたらず、二月三～四日の総評臨時大会にもちこされたが、ここでも決着がつかなかった。意見はおおむね、決戦時期を

統一地方選前の四月上旬とする鉄鋼などと、地方選、五月連休後とする合化、公労協など、さらにその間とする電機、私鉄などに分かれていた。そして、これらの意見調整はその後もつづけられたが、結局、ヤマ場を一時期に集中するにはいたらず、いくつかのヤマ場併存を事実上認めた形で、春闘の〝本番〟に突入していった。

7　春闘の本格的展開

春闘共闘委、長期闘争日程を確認

春闘共闘委は、すでに二月一五日の第三回戦術委員会において、三・二七統一ストを決定したのち、三月八日の戦術委員会において、春闘〝本番〟の長期闘争日程を確認した。それは、つぎのごとくであった。

【春闘共闘委・長期闘争日程】

▽三月行動＝(1)十六日に二十万人規模の「国民春闘・統一地方選挙勝利中央総決起大集会」を開催する(2)第一次統一行動の「三・二七統一スト」までの間は最賃制などの諸要求について対政府交渉を展開する。

▽スト処分反対闘争＝昨春闘スト参加者に対する処分が行われた場合、公労協を中心に直ちに一週間のスト体制に入り、民間単産も可能な限りこれに参加、共闘・支援態勢を組む。

▽四月行動＝(1)四月八―十一日に第二次統一行動を展開、民間単産の大幅賃上げ実現のためのストライキ集中体制をとる　(2)四月十五―十八日を第三次統一行動とし、民間単産は最大限の闘いを進め、公労協もストライキを集中、低額回答をはね返す　(3)二十一日からは第四次統一行動として、民間各単産は最大限の闘いを展開、賃金要求の決着を目指す。

▽五月上、中旬行動＝連休明けから公労協、公務員の統一闘争時点を中心に第五次統一行動を設定し、官民一体の闘いを組織して賃金の決着を図る。

このように、三月下旬から五月上、中旬という長期日程において五次の統一行動を設定し、それぞれの節にストライキを位置づけていた。このうち事実上、賃金闘争が重点となるのは、四月八～一一日の第二次統一行動から五月連休明けの公労協、私鉄などを中心とした第五次統一行動であった。すなわち、あいだに統一地方選をはさみ、決戦のヤマ場は事実上いくつかに分かれたのである。なかでも、ＪＣの主力である鉄鋼、造船重機の同時決着体制を軸とした四月八～一一日が最初のヤマ場であり、海員、ゼンセンをのぞき同盟系民間大手もこの時期に集中していた。

こうした春闘の本格的展開の最初の節が、三・二七統一ストであった。すなわち三・二七統一ストを目途に、全国一律最賃制の法制化闘争、政策諸要求の対政府交渉の追い上げを図り、春闘本格化の口火を切ろうというものであり、ちょうど七四年春闘における三・一ストにあたる位置づけがおこなわれていた。八日の総評・拡大評議員会によれば、今春闘において、〝雇用か賃金か〟の二者択一を迫り、攻勢を強めてきている経営側にたいし、三・二七ストは「攻守ところを変える分岐点」として重要視されていた。

三・二七統一ストの中止

三月一六日の春闘共闘委「国民春闘・統一地方選挙勝利中央総決起集会」を幕明けに、三・二七統一ストへ向かい、動きが本格化した。公労協二四時間スト、公務員共闘半日ストなどが相ついで決定された。民間でも、全金、医労協、全日自労などがストを予定し、その規模は

官民合わせて六九単産、四〇〇万人といわれていた。

ところで、三・二七ストにおける国民春闘諸要求のうち、最大の焦点は、全国一律最賃の法制化問題であった。この問題がどの程度進展するかは、スト実施そのものを左右するほどの重要な意味をもっていた。だが、いま一つ、組合側の要求には直接含まれていなかったが、公労協 七四春闘 スト処分問題が、三・二七ストを前にして、にわかに焦点となった。

すなわち、七五年春闘の展開にあたり、もともと、公労協七四春闘スト参加者の処分問題がくすぶっていた。政府、当局側は、当初は二月ごろにこれをおこなう予定であったが、国会対策などから三月一四、五日ごろに延期し、だがそれも見送られ、年度内（三月中）処分へと延期されていた。他方、公労協側はかねてから、処分にたいする強力な反対闘争を辞さずとして構えており、処分がおこなわれた場合には一週間のストを含む強力な撤回闘争を展開する構えを見せていた。したがって、スト処分のいかんによっては、三・二七ストをはじめとして騒然たる状況の出現も予想された。ここに、政府側の政治的判断のいかんが注目された。

事態収拾への一歩前進は、三月二五日、国鉄・藤井総裁談話によっておこなわれた。すなわち、「労働組合が 今春闘で 良識ある行動をとることを期待して、あえて年度末に予定していた七四年春闘処分の発令を当面保留する」というものであった。国労、動労は、これにたいし、その処置が三・二七ストとは別個であるむねを確認しつつ、処分問題に関する当局の「一定の積極性」については、これを評価する共同声明を発した。政府は、井出官房長官の発言をつうじて、国鉄総裁の談話は不用意であること、二七日のストと処分問題とは別個の問題であるむねを表明した（なお若干の曲折はあったが、電電、郵政など残りの二公社五現業も、年度内処分見送りの措置をとった）。

たしかに、スト処分問題と三・二七ストとは別個の問題であった。だが、実質的には三・二七ストにも微妙な影響を与えるであろうことは、たとえば三・二七ストの主力が、民間よりはむしろ、公労協二四時間ストにあることからも、きわめて明らかであった。そうした背景をもちつつ、問題の焦点はいまや最賃制に移った。

最賃制に関しては、四野党共同法案が、二五日、衆議院社会労働委員会に提出されていた。したがって、その取り扱い方が焦点となっていた。二五日夜からは、政府側事務当局と労働側とで最賃問題についての案文作りの作業に入っていた。最大の対立点は、全国一律最賃の制度化をめぐってであった。折衝は、結局二六日にもちこされた。

二六日夜にいたり、事態は大きく収拾の方向に向かった。午後七時すぎから開かれた衆議院社会労働委員会において、長谷川労相は、「最低賃金制度のあり方については、全国一律最低賃金制の問題も含め、中央最低賃金審議会の調査、審議を求めたい。なおその際、労働四団体の要求内容や野党四党が国会に提出した法案を重要な参考資料として提出したい」との見解を表明した。さらに、中央最賃審議会が結論を出す時期の目途について、委員会答弁のなかで「中央最賃審議会の 独自の決定にゆだねるが、政府としてはできるだけすみやかに結論が出されることを期待したい」と言明した。

この後、労相は、つづいておこなわれた石橋書記長ら社会党幹部との会談で、審議会への諮問内容は、「全国一律最賃を 取り入れる

に当っての諸問題を含める」ことを明確にして、さらに社会党側によれば、この会談で、審議会が答申をまとめる時期についても「二年」の目途がついたと発表された。

こうした経過ののち、労相と労働四団体代表会談などを経て、春闘共闘委は同夜、三・二七スト中止を決定するにいたった（なお全金、合化、医労協、全港湾など民間一九単産、約五〇万人は、独自要求を掲げ、半日から一日のストに突入した）。

かくして、三・二七統一ストは中止されたが、同時に、後に七五年春闘総括のうえで、多くの議論を招くことになった。たとえば、最賃合意内容の評価をめぐっての議論、政府・社党会談による一方的事態収拾だとする他からの批判的議論、スト処分問題の評価などが、そうした一端であった。また民社、同盟は、公労協スト処分延期にはげしく反発したことも特筆に値しよう。そうした問題をその後に残しつつも、春闘の展開局面は大きく次に移ることになった。

先行組合への回答状況

春闘はいよいよ〝本番〟に突入し、四月上中旬の鉄鋼、造船を中心とする民間大手のペアの行方が、当面の焦点となってきた。そうした民間相場を占うものの一つとして、機械・金属関係の先行回答状況が、三月末にいたってようやく明らかになりはじめていた。

日経連調べによる主要大手回答状況（三月二八日現在）によると、まず例年先行する機械・金属、化学関係をはじめ、全体に回答が遅れぎみであった。回答内容では、定昇程度（二～三%）から一三～一四%を上限として、全般に昨年より五〇〇〇円から一万円程度下回るところが多かった。また化繊大手七社のペア半年延期の回答のごとく、半年ないし一年の凍結提案も目立った。

このように、先行回答状況は、日経連一五%ガイドラインをも下回っていた。日経連ガイドライン下における業種別、地域別結束、指導はきわめて固かった。同時に、不況の深刻化の程度もまた、うかがえる回答状況でもあった。

鉄鋼・造船回答

四月に入り、九日に指定されていた鉄鋼回答が注目された。スタグフレーション下の今春闘では、比較的好況な鉄鋼における回答が、春闘相場の行方をほぼ決するものとしての重要な意味をもっていた。もしそれが、高水準のものであれば、春闘相場の引上げに資するし、低水準のものであれば、相場の抑えこみに帰結する。そして水準の高低を占う基準として、物価とかかわる日経連一五%ガイドラインが設定されていた。それゆえ、経営側、労働側いずれからも、鉄鋼相場の行方が注目され、重視された。

こうした鉄鋼相場形成をめぐり、七五年に入り、経営側の綿密な連係、協議がおこなわれていた。他方、鉄鋼労連では、宮田委員長の〝インフレ抑制策示せば、賃上げ自粛も〟という発言にあるように、一種の社会契約的な考えを打ちだしていた。そして事実、標準労働者で三万二〇〇〇円、二七%という自粛した要求を決めていた。こうした鉄鋼労連の要求設定とからみ、経営側の具体的出方がいっそう注目された。

ところで、鉄鋼正式回答のかなり以前に、すでに経営者側の回答方針が新聞で報道されていた。すなわち、三月一八日の鉄鋼、造船重機、自動車、電機業界の大手一〇社の特別社長会の席上、日経連の強い要請の線に沿い、鉄鋼ペア一五%弱（定昇込み）という鉄鋼大手各社側の方針が明らかにされていた。正式回答の直前ではなく、

かなり以前に、事実上の〝回答〟が明らかにされること自体、きわめて異例のことであった。それが、民間先行回答を規制する役割を事実上果たしたのはいうまでもなかった。

そして四月九日、注目の鉄鋼回答が提示された。大手五社回答は、標準労働者、ベア一万五五〇〇円、定昇二八〇〇円、計一万八三〇〇円、定昇込みアップ率一四・八六五%であり、一五%ガイドラインをわずかとはいえ、下回った。また造船重機各社も、ベア同額の回答をおこなった。

鉄鋼労連、造船重機労連は、この回答にたいし、強く不満の意を表明した。「社会的に認知された水準をも下回る極めて不満なものであり、到底受け入れられるものではない」(鉄鋼本部)。このため、両組合とも、ただちに回答受諾とはならず、造船が指定した統一交渉日一六日以降にもちこされることになった。もっとも、一六日の統一交渉の結果は上積みがなく、両組合とも九日回答の内容をもって一八日、闘争の収拾を決定した。かくして、鉄鋼の〝一発回答〟方式は、今年も結局崩れることがなかった。そして鉄鋼、造船の同時、同額決着となった。かくして、インフレ・不況下の七五年春闘相場は、日経連一五%以下ガイドラインに沿うことが、きわめて明確となった。

民間回答状況

四月八日からの春闘共闘委・第二次統一行動には、全金、化学同盟、マスコミ共闘など民間一八単産がストに突入した。ストに突入状況はつぎのとおり。▽全国金属＝八日半日スト▽全国一般＝八～一一日地本別スト▽医労協＝八～一一日各県別スト▽化学同盟＝一〇日二四時間スト▽全国港湾＝一〇日二四時間スト▽マスコミ共闘＝一〇日半日～全日スト▽全日塗＝一〇日半日スト▽全造船＝一〇日重点部門スト▽食品労連、紙パ労連、全石油、全電線、全農協労連＝いずれも一〇日時限スト▽電機労連＝一一日一二時間スト▽全商社＝一一日時限スト

また、一五～一八日の春闘共闘委・第三次統一行動期間のうち、一六日には関東、東海、関西ブロックの春闘共闘委決起集会が開かれ、合理化粉砕、賃金抑制阻止などで闘争体制強化がはかられた。

だが、民間回答状況をみると、回答の遅延が目立つだけでなく、低水準にとどまっていた。春闘共闘委の集計（四月一八日現在）によると、回答額は、単純平均で一万五〇二〇円（一三・三%）、加重平均で一万三〇八七円（一一・四%）にとどまっていた。しかも、例年だと四月中旬には全体の三分の二に回答が出て、妥結組合もかなり出ているが、今年は登録された一六八三組合のうち、有額回答のあったところは七〇三組合と半数にも達せず、うち妥結は二〇組合にすぎなかった。しかも、妥結二〇組合のうち一八組合は、今春闘では高額部分に位置している出版労連傘下の組合であった。

ちなみに、一八日現在の単産別回答状況を掲げておこう(第119表)。JCの構成単産ではあるが、鉄鋼、造船、自動車との同時決着から脱している電機労連などの低さが目立っている。

四月下旬段階における民間状況

四月二一日からの春闘共闘委・第四次統一行動を機に、民間では、とくに大手を中心に追いあげがはかられた。たとえば、食品労連では、一六日の一三%回答を拒否し、闘争を強化した結果、二四日、大手は一万三四〇〇円～一万八五〇〇円(一四・六%～一六・五%)で妥結に向かった。

注目の電機では、ようやく二四日、大手中闘組合にたいし九%の

第119表　4月18日現在の春闘共闘委単産別回答集計

	有額回答組合数	単純平均	加重平均
電機労連	28	6,273 (6,1)	6,360 (6.2)
鉄鋼労連	25	17,472 (14.4)	18,252 (14.2)
全国金属	108	14,819 (11.9)	13,881 (11.3)
全造船	16	17,253 (15.3)	18,506 (14.9)
合化労連	27	15,448 (12.5)	15,135 (12.3)
食品労連	58	11,979 (11.2)	13,784 (11.8)
紙パ労連	9	10,734 (9.7)	13,339 (11.3)
全国セメ	8	10,521 (10.2)	11,266 (10.9)
全石油	15	13,766 (12.7)	17,217 (15.3)
化学同盟	44	12,831 (11.4)	12,413 (10.8)
全国ガス	25	14,246 (14.2)	14,780 (12.4)
全倉運	25	14,603 (12.8)	15,458 (13.4)
全印総連	11	15,242 (15.1)	14,436 (14.5)
出版労連	106	21,928 (18.2)	25,443 (19.2)
広告労協	17	12,054 (12.5)	16,256 (16.5)
農協労連	13	14,717 (14.6)	15,213 (15.3)
生保労連	3	15,784 (14.3)	15,689 (13.9)
全窯連	19	10,289 (10.0)	10,169 (9.5)
日建協	36	14,340 (13.7)	13,938 (14.3)
全国一般	21	17,412 (15.1)	18,368 (15.1)
政労協	10	15.920 (14.0)	13,291 (11.6)
医労協	31	18,366 (19.5)	18,691 (20.1)
全体	638	15,020 (13.3)	13,089 (11.4)

〔備考〕　カッコ内は賃上げ率。

回答が提示された。電機労連はこの回答を不満として、二五日に全面二四時間スト、二六日から一割の重点無期限ストに突入、二八日から重点部門ストをさらに強化した（松下、三洋は二八日からのスト中止。松下は「四月からの賃上げを九%プラスアルファーにとどめ、物価の動向をみて秋に考慮する」という事実上の一段方式で妥結）。

だが結局、解決にいたらず、電機労連の闘争は五月連休明けにもちこされた。

そのほか、民間の回答、妥結状況は、四月下旬段階にいたるも、きわめて遅れていた。春闘共闘委の集計によると、四月三〇日現在、有額回答があった組合は全体の七割、妥結組合になると二割を若干こえる程度といった状態であった。そして、回答のあった八三五組合の単純平均は一万五〇一六円、一三・四%、加重平均一万三〇五九円、

一一・六%であった。また妥結二一〇組合の単純平均は二万〇四二〇円、一七・九%、加重平均で一万七九五二円、一四・九%であった。

しかも、今年の場合、完全に業種別相場であって、全体に通用する単一の相場が明らかだったとはいえなかった。そのうえで、業種間のバラツキが目立った。不況の現われ方の産業、業種別の相違だけでなく、日経連ガイドライン下における業種別結束の強化が、ここにもうかがわれた。逆に、組合側の結束や足並みの乱れ、分散が目立った。

私鉄、公労協の五月決戦　五月に入り、四月段階で未解決の電機労連、および早くから五月を予定していた公労協、公務員共闘、私鉄、合化、その他未解決の多くの民間中小組合がたたかった。このうち、まず私鉄、公労協から見ていこう。

五月決戦の主力となった全交運、公労協、公務員共闘は六日夜、東京・明治公園に四万人を動員して決起集会を開き、スト突入を宣言した。そして、まず翌七日から、私鉄総連の大手一一組合が二四時間スト、国労、動労が地方の主要幹線でストに入り、全電通、全逓、全林野、全専売などが全国の主要拠点で九六時間ストの火ぶたを切った。

八日からは、国鉄の全線区がはじめてストップした。九日には、私鉄総連の大手、中小二二〇組合が第二波二四時間ストに入り、自治労、都市交など公務員共闘も、二時間から半日のストで戦列に加わった。

ところで、私鉄は労使自主交渉が難航し、中労委は七日夜、職権あっせんにのりだした。公労委も同夜、調停にのりだした。しかし両委員会のあっせん、調停作業は、私鉄運賃引上げ問題、賃金抑制への政府介入などもあって難航した。中労委は、ようやく九日午後になって、①本年四月以降一人一カ月当たり平均一万七〇〇〇円（大手一三社、従業員ベースで一四・一五%）、②夏期臨時給は前年同期と同じ二・三カ月分とする平田会長試案を示したが、経営者側が妥結を拒否したため、あっせんは不調に終わった。組合側は予定どおりストを続行し、自主交渉で経営者側にこの試案受け入れを迫った。この解決は結局長びき、一三日からの第三波四八時間ストを前にして、中労委会長試案と同一内容にて大手一三社は解決した。

また公労委は一〇日未明、中労委会長試案を参考基準にしつつ、三公社五現業の組合員加重平均で一万七二〇七円（一四・一三%、定昇込み）の調停委員長「口頭メモ」を示した。だが、これには政府・当局側が難色を示したため、結局、仲裁に移行した。組合側は、事態収拾につき協議し、激論のすえ、スト中止を決め、まず全逓が午前七時四五分スト中止指令を発し、ついで全専売、全林野が中止指令を出した。交通スト四日目に入っていた国労は、正午に中止指令を出したが、動労の中止指令は遅れ、午後にもちこまれた（なお、先の調停委員長「口頭メモ」と同じ内容の公労委・仲裁裁定が六月九日に提示された）。

一方、公務員共闘は、九日のストライキを背景に賃金引上げとその早期支払い、処分の実損回復、労働時間短縮の諸課題で政府交渉を重ねた結果、政府側から前進的回答を引き出したとして、同日午前一〇時二〇分、都市交をのぞきストライキを打ち切った。なお独自に文部大臣とのトップ会談をもった日教組は、処分実損回復問題

で「一定の成果が得られたため」という理由で、九日のストを回避した。

こうして、七日から一〇日にわたる交運、公労協関係の決戦ストがたたかわれた。だが、こと賃金引上げに関しては、日経連ガイドラインを突破することはできなかった。この点は民間も同様であった。

民間労組のたたかい

民間労組のかなり多くが、五月七日からの春闘共闘委・第一次統一行動に、スト体制をもって参加した。主要単産のスト突入状況はつぎのとおり。

【春闘共闘委第一次統一行動スト突入状況】

▽電機労連＝七～九日、中闘組合ほか中小組合も重点部門スト▽全国金属＝七～一〇日、約三〇〇支部がスト▽合化労連＝七～九日、一〇組合がスト▽食品労連＝七～九日、二〇組合がスト▽化学同盟＝七～九日、八組合がスト▽紙パ労連＝七～九日、三二組合がスト▽運輸労連＝九～一〇日全日通を含む五五組合がスト▽全港湾＝七～一〇日、一二〇分会が連続スト▽全自交＝九日、七〇〇組合がスト▽全自運＝九～一〇日、二四時間スト反復▽民放労連＝九日、約四〇組合がスト▽医労協＝九～一〇日、三五六病院・診療所でスト▽全国一般＝七～一〇日、約三〇〇支部がスト▽政労協＝八～一〇日、二〇組合がスト▽全日建＝七～一〇日、三組合がスト▽電通共闘＝七～一〇日、五組合がスト▽全農協労連＝七～一〇日、六組合がスト

電機労連の闘争は、ようやく五月連休明けにいたって収拾の方向に動きだした。七～九日の第四波ストを背景とした交渉で、九%の賃上げプラス〇・三六カ月分の解決一時金（約三万七～八〇〇〇円）の回答が、日立、東芝、三菱、日電、沖電など大手各労組に回答があった。これは、平均賃上げ一二%に該当する。電機労連は、一二日の中闘委で、「この回答は春闘全般の情勢や物価動向からして不十分であるが、産業別統一闘争として一定の限界にきた」と判断し、各組合に一時金の取り扱いや個別賃金交渉に移るよう指示した。そして一九日、コロンビアをのぞく全中闘組合、三九地闘組合の闘争集約方向を確認し、ここに終結をむかえた。

二万五〇〇〇円を最低の歯どめとする合化の闘争も、きわめて長期化した。五月一三～一五日の七二時間重点部分ストを決行したのちも、毎週火曜または水曜日からの七二時間反復ストに突入した。これまでの春闘では先行する組合であった合化が、今年は後にまわり、しかも長期闘争体制をとったことで、大いに注目された。

春闘共闘委・第五次統一行動を経ても、民間中小組合の多くが未解決であった。私鉄では一三日、中小一八三組合が大手なみの賃上げを要求し、四八時間ストに突入した。各単産中小組合は、五月中旬以降、いっそうの追いあげをはかった。

春闘共闘委・第六次統一行動

春闘共闘委は、残された民間中小組合の追いあげをおこなうため、五月一六～三一日を第六次統一行動期間に設定した。一三日に開かれた春闘共闘委・民間共闘委員会の報告では、各単産とも中小組合を中心に、半数以上が未解決であった。「一三・一%の民間回答相場を突破するため、公労協・私鉄の妥結点をにらんだ到達闘争を組む。先行民間、とくに中小のゼロ回答組合をつつんでくりひろげる」（市川議長）ことが、第六次統一行動のポイントであった。ちなみに、各単産の状況はつぎのとおり。

【春闘共闘委、五月一三日報告現在の各単産の状況】

全国金属＝四割かたが残り、二万円にどれだけ近づけるかがポイント。

地域的には北陸が苦闘。第六次統一行動には約三〇〇支部が参加▽全国一

般＝七割が残っており、東京では九割。地場産業では一万三〇〇〇～四〇〇〇円、商業関係では二万～一万五〇〇〇円の回答。今週から下旬にかけてがヤマ場。地本・支部毎に最大限のスト▽全日通＝回答は一万三〇〇〇円（一一・一八%）、一時金二二万円（一・九カ月）。経営の壁は厚いが私鉄同率へ全力。一三、一四日に四八時間スト▽医労協＝一二六組合の平均回答額は一万九二七三円（二〇%）。三割の未回答、六割の二万円以下を二万円台にのせるために中・下旬にスト▽炭労＝新石炭政策と賃金がからみ、二〇日以降無期限の四八時間反復ストに突入するが解決は長びきそう▽全鉱＝第一次回答五七〇〇円。一五～一六日四八時間全山ストで追いあげをはかる▽全港湾＝一二万円以上は一六五組合だが、半数未解決。関西は二万三〇〇〇～四〇〇〇円でほとんど妥結。地本単位連続ストで追いあげ▽全印総連＝八割方が妥結方向で、平均回答水準は一万八五〇〇円。長野・愛知両県は難航▽全自運＝妥結方向三〇%、二万円以上は七〇組合。大型運転手最賃は九九組合で一六万円以上を獲得▽政労協＝六組合が一五%を破り妥結方向、一五組合が一五%に迫り未回答五組合。一五日からの三～五日間のストで決着へ▽全電力＝各社とも一万八二〇〇円前後で妥結。平均年齢の高い九電は中労委へ▽生保労連＝二一組合中一三組合が妥結で今週中決着。純ベアは一一%程度▽食品労連＝六割未解決。解決平均額は一万八〇〇〇円弱（一五・三%）。水産が難航して回答は一〇%程、中～下旬にヤマ場のスト▽セメント＝三九組合中妥結一〇組合。回答二七組合平均は一万三三〇〇円（一二・六%）。今週の第四次、来週の第五次をヤマ場に▽出版労連＝ほとんど解決。妥結平均二万五七四八円▽運輸労連＝全組合が合理化がらみで苦闘。一三日以降反復ストで決着を迫るが、下旬に流れ込みそう▽民放労連＝地方局で三万～二万五〇〇〇円が出はじめたが六割が未解決（回答平均二万〇一〇〇円）。一五～一六日の四八時間ストで決着へ▽全農協労連＝五割が残っているが、一万八〇〇〇円（一九%）で今週中に決着の見込み。

こうして、各組合の懸命のとりくみがつづけられ、大勢は妥結の方向に向かっていった。とはいえ、春闘共闘委調べによれば、五月三〇日現在、未解決の組合は、合化、炭労、生保労連、全損保を中心に、全体の二割にものぼっていた。これらは六月にもちこされ、ほとんどは終結に向かった。かくして、スタグフレーション下、きわめて長引いた春闘も終わりを告げ、各単産は春闘総括、大会準備に入った。

8　「政府交渉事項とその結果」

以上、これまで春闘の展開過程を記述してきた。ここで、七五年春闘における「政府交渉」のうち、主なものの結果を取りまとめておこう（春闘共闘委「七五年国民春闘における政府交渉・回答」より抜すい）。

全国一律最賃制について

【労働四団体にたいする労働大臣の回答】

わが国の社会経済情勢は、近年著しく変化しつつあり、今後の経済も安定成長へと大きな転換をしようとしているが、中小企業問題も賃金格差もなお大きく残されている。かかる情勢のもとで、最低賃金制が労働者の労働条件の改善に果す役割はさらにその重要性を増してくるものと思われ、労働四団体から全国一律最低賃金制の統一要求が提出されるとともに、野党四党による同旨の最低賃金法案が国会に提出されたことに留意するものである。

1　これらの実情をふまえ、今後の最低賃金制のあり方について、中央最低賃金審議会の意見を求めることとする。

2　諮問しようとする趣旨は、右の通りであり、全国一律最低賃金制に対する労働四団体の要求、四野党の法案提出が重要な契機になったところ

であるので全国一律最低賃金制をとり入れるに当っての諸問題を含め審議会において検討されるよう望むこととする。

3　なお、答申までの期間については、審議会の独自の決定に委ねるべきものであるが、できる限り速やかに審議されることを期待することとする。

諮問文

今後の最低賃金制のあり方について、全国一律最低賃金制の問題を含め賃金の調査審議を求める。

なお、労働四団体の全国一律最低賃金制についての統一要求及び野党四党の最低賃金法案を重要参考資料として提出する。

【衆院社会労働委員会における確認答弁】

質問者　田辺誠議員
答弁者　長谷川労相

問(1)　最低賃金制の現状はどうなっているか。

答　わが国の最低賃金は、現在、地域別、産業別に推進されているところであり、民間労働者のほとんど全部にあたる三、二〇〇万人以上の労働者に対してその適用が及んでいる。また、最低賃金の金額については、その実効性を確保するよう賃金、物価動向に対応して改定を行っているところである。最低賃金の金額を昭和四九年度決定分についてみると、産業別最低賃金では、一、八〇〇円台から二、一〇〇円台が多く、地域別最低賃金では、一、三〇〇円台から一、七〇〇円台となっている。

問(2)　最低賃金制の現況をきいたが、わが国の社会経済の現況からみると、恵まれない労働者の労働条件の改善の必要性は、これまでになく高まっていると考える。このような観点からみると、最低賃金制の現況は全く不十分である。労働四団体の全国一律最低賃金制、野党四党共同提案の最低賃金法案は、全国の労働者なかんずく低賃金の状態に置かれている多数の労働者の状態を少しでも早く根本的に改善していきたいとする趣旨に立つものである。この際、労働大臣は、最低賃金制のあり方を見直し、勇断をもって全国一律最低賃金制の確立にふみきるべきだと思うがどうか。

答　わが国の社会経済情勢は、近年著しく変化しつつあり、今後の経済も安定成長へと大きな転換をしようとしているが、中小企業問題も賃金格差もなお大きく残されている。かかる情勢のもとで、最低賃金制が、労働者の労働条件の改善に果す役割はさらに重要性を増してくるものと思われ、労働四団体から全国一律最低賃金制の統一要求が提出されるとともに、野党四党による同旨の最低賃金法案が国会に提出されたことに留意するものである。そこで、これらの実情をふまえ、今後の最低賃金制のあり方について全国一律最低賃金制の問題を含め中央最低賃金審議会の調査審議を求めることとしたいと思う。なお、その際、労働四団体の全国一律最低賃金制についての統一要求及び野党四党の最低賃金法案を重要参考資料として提出する。

問(3)　諮問するについては了承するが、どのような考えのもとにこれを行おうとするのか。また、審議会の結論をいつ頃までに得る考えなのか。

答　諮問しようとする趣旨は、ただ今申し上げたとおりであり、労働四団体、四野党の全国一律最低賃金制の要求が重要な契機になったところであるので、全国一律最低賃金制をとり入れるに当っての諸問題を含め審議会において検討されるよう望むものである。なお、答申までの期間については、審議会の独自の御決定に委ねるべきものであるが、できる限り速やかに御審議いただけることを期待することといたしたい。

雇用関係について

【衆院社労委における労働大臣答弁】

問1　我が国経済の基調は大きく変化しつつあり、このような情勢変化に対応した雇用政策を早急に確立すべきではないか。

答　国の雇用に関する総合的施策を定めている現行雇用対策基本計画について、今後の経済の基調の変化に即応したものに改定すべく、早急にその見直しを行ってまいりたい。

問2　心身障害者雇用対策について抜本的改善を行うべきではないか。

答　心身障害者の雇用については、現在なお大企業を中心として充分とはいえない状況にあるので、雇用率未達成事業所の公表制度を設けるなど行政措置の強化を図っているが、さらに心身障害者雇用対策を強化するべきだと思

ため、現行身体障害者雇用促進法の改正をも含めて制度の抜本的改善を図るべく、早急に検討を進めてまいりたい。

問3　出稼基本問題の検討のための特別の専門委員会を早急に設置し、出稼に関する基本的諸問題について検討を進めるべきであると考えるがどうか。

答　出稼の問題については、中央職業安定審議会建設労働部会及び雇用審議会建設労働問題専門委員会において現在検討をすすめているところであるので、これが促進に努めてまいりたい。

問4　労使代表による「雇用保障委員会」の設置、解雇制限を含む雇用保障措置を法制化するとともに、当面雇用対策法に基づく大量雇用変動届に際し、特に身体障害者、中高年齢者の解雇を規制するよう行政指導を強化されたい。

答(1)　解雇制限を含む雇用保障措置の法制化については、現行法体系上種々問題があり困難であると考えるが、「雇用保障委員会」等については、その性格、内容等について、今後研究してまいりたい。

(2)　身体障害者、中高年齢者の解雇については、事業主において特別の配慮を行いこれを回避するよう、できる限り強力な行政指導を行ってまいりたい。

問5　パートタイマーに対する雇用保険の適用基準を緩和し、適用の促進を図られたい。

答　パートタイマーについて画一的に適用対象とすることは適当ではないと考えるがその適用については、就労の実態に即したものに改善するよう検討したい。

問6　不況により日雇労働市場の状況が悪化している現状にかんがみ、日雇失業保険の受給要件を充たしていない者に対しても失業給付を行うとともに、日雇労働者の就労機会の確保を図るべきではないか。

答　日雇失業保険の受給要件を充たしていない日雇労働者に対して給付を行うことは現行制度上困難であるが、就労機会の確保については、関係機関と連携しつつ、公共事業の円滑な施行、工事施工の事前把握等を通じ求人開拓に全力をあげているところであり、今後とも努力を重ねてまいりたい。

問7　雇用状勢が悪化している現状にかんがみ、中高年求職手帳の発給要件やその運用を緩和し、希望者全員に対し求職手帳を発給してその生活の安定を図るべきではないか。

答　中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法に基づく現行の中高年求職手帳制度の運用については、今後引き続き検討してまいりたい。

問8　倒産等による未払労働債権の確保について、昨年の国会審議の経緯を替払制度を確立すべきであると考えるがどうか。

答　未払労働債権に対する救済制度については、とりあえず国による立ふまえ、五一年度から一部実施するよう検討を進めてまいりたい。

問9　雇用調整給付金制度の指定業種の事業を行う企業が休業する場合には関連下請企業も休業せざるを得ない状況にあるので、指定業種関連の下請企業は一律にこの給付金制度の対象とすべきではないか。

答　景気変動等の影響を受ける度合いは業種によって波行性があるため、雇用調整給付金制度においては影響度の大きい業種を指定してその適用を行うこととしており、具体的な業種指定にあたっては、中小企業関連業種を重点的に対象とするなど、実質的に中小下請企業が救済されるよう配慮してまいりたい。

問　失対就労者の賃金を一律一、四〇〇円引上げ月七万円を保障せよ。

答　失対賃金については、五〇年四月から、対前年度当初比二二・七%の引上げを図ったところであるが、今後とも失対就労者の就労及び生活の実態を十分みまもりつつ緊急失業対策法に基づく賃金決定原則にのっとり、適正な賃金を確保してまいりたい。

要求	現行法にもとづく改善要求	回答
一、解雇制限を含む雇用保障措置を法制化し、「雇用保障委員会」「雇用基金」制度を創設し、雇用確保・改善を行うこと。 (1)～(5) 略	一、 二、雇対法一九条、二一条を採用して一定の制限は可能である。行政指導で届出を処理するため、監督基準を設けて行政指導を強化せよ。例えば雇用率を下廻る場合は、四五才以上、身障者の雇用は認めない等の強力な行政指導を強める。	一、法制化は現在の法体系上問題がある。しかし委員会の性格内容について今後検討していきたい。 二、解雇自由と関連して現行法では監督基準を出すことはできない。従来も事業主に対して身障者・中高年に対しては特別の配慮をするよう指導してきたが、申入れにもあるようにさらに行政指導を強める。
二、失業保険の内容を拡充改善し、運営を民主化すること。 (1)～(5) 略	一、雇用保険法、全国一律給付延長の発動は、失業保険受給率三%とせよ。 二、四月一日より強制適用される五人未満の場合、資格発生（六カ月間）までの取扱いについての救済措置を明かにせよ。 三、個人別給付延長について、新たな「停年退職者」を新たな項目として措置せよ。 四、新法の三〇才未満者に対する個人別延長の適用を明確にせよ。 五、パートについて、社会保険加入の制限はないのだから今後行政指導を強化して適用者とせよ。現在一日六時間以上の就労とあるが、四時間とせよ。またパート手伝の発給によって職安を経由するようにせよ。 六、日雇保険の賃金表示の段階を現行より五段階にせよ。 日雇失業保険法五〇条に特例条項を挿入せよ(法改正)。 「経済状態の変動にともない、日雇労働者の就労が著しく害なわれている地域の首長が申請し、労働大臣が指定した場合」発動する。 七、日雇労働者で失業保険受給が不足した場合に、雇対法の職業転換給付金の運用で救済せよ。 八、中高年手帳は法施行後の発給状況、実態を示せ。 九、中高年手帳の発給について、法一二条ニに関する〔行〕	一、雇用審議会で四%と決定し公布したばかりである（国会答弁は五%）。当面変更する意図はない。 二、雇対法の職業転換給付金の活用で実質的な救済をする通達は近日中に明確にする。 三、停年制のない事業所とのアンバランスもあり、法体系からしても受入れられない。現法は五五才以上は三〇〇日と手厚くしている、これに六〇日延長することと変わらないことになる。中高年手帳で処理できる。 四、不況業種の指定によって実質上の救済措置をとる。 五、パートの実態は様々である。常用的労働者を対象として対策を強化する。六時間を固守するつもりはない、改訂を検討する。パート手帳は発給する必要はない。保険手帳がすでに出されている。 六、現行を改訂する意図はない。行政としては基本的に労働者の常用化の方向である。法の建前から出面支給や現行資格要件を変更する意図は全くない。しかし就労機会を増大させるために公共事業の促進、事業の事前把握など強化して、求人開拓について一層の努力を払いたい。 七、雇対法は常用化が前提であり、日雇労働者には適用できない。 八、調査して資料を示す。 九、当初は若干のトラブルがあったが、現在はない。申請

	五、未払労働債権（賃金、退職金など）の強力な先取特権を法制化すること、とりあえず、国による未払労働債権の全額立替払制度をただちに確立実施すること。	

一、誠実かつ熱心に就職活動を行なう意欲を有するとは、本人の修得した技術が生かされる範囲で速やかに常用労働者として就職するためには……を挿入せよ。
　中高年の失業者は自動的に手帳を所有できるようにせよ。
一〇、中高年法附則二条を廃止せよ。
一一、中高年法の年齢四五才を雇対法でいう中高年三五才に統一して三五才とせよ。また六五才の上限の規定を外し、健康で働らく意志のある……とせよ。
一二、三月末日までに停年退職となっ（旧）た者で失保受給が切れる者については特別の措置をとれ。
一三、出稼労働者について一般給付（九〇日）と手当（五〇日）との選択権の一回行使は、年度でなく一回を実現せよ。
一四、出稼基本問題を検討するための委員会の設置を雇用審議会の専問委員会として構成し、労組、当事者代表を参加させよ。構成と発足の時期を明示せよ。

一、雇用調整給付金制度の運用について、不況産業、業種の指定をうけた企業の下請で売上高依存率が五〇%を超える中小零細企業は自動的に適用をうけられるようにせよ。

一、失対賃金、生活保護基準の再改訂を考慮せよ。

社会保障関係について

【衆院社労委における厚生大臣答弁】

問1　年金制度は抜本改善の時期、改善策の用意はあるか。
　たとえば、水準の引上げ、スライド制の実施時期の繰上げ、遺族年金の改善、在職老齢年金の改善などについてどう考えるか。（要旨）

して適格なら発給している。現行でも問題はないと思う。
一〇、労働省と労働側が失対法に関連して合意したところでもありこれを変更する意図は全くない。
一一、雇対法の三五才も四五才に合わせていくようにしたい。実際にも現在は四五才以上を中高年として扱っている。また、上限はとれない。
一二、どうにもならない。中高年手帳は申請があり、適格であれば発給する。
一三、年度でこの措置は打切る。
一四、雇用審、中職審の建設部会で秋までに結論を出すべく鋭意討議中であり、今後も組合側と相談していきたい。この討議で可能であり、新たに委員会を構成する必要はない。

一、未払債権については、建設業を中心に五一年度から実施をめざして準備中である。当面の措置はやれない。
一、四月よりの運営では十分配慮している。他に対する影響が大きいので運用として中小零細企業を対象としたいのはやまやまである。

一、現段階ではその必要はないと思う。

問2　老齢福祉年金は生活できる水準を満たす額の引上げ繰上げ実施時期はどうか。（要旨）
問3　生活保護基準を引上げよ。（要旨）
答1　年金制度については、昭和五三年度予定の財政再計算期を二年繰上げて明五一年度に実施することとし、制度全般についてできるだけ見直

しを行ない前進をはかってまいりたい。そのさいとくに、①年金水準②スライド制　③遺族給付の改善　④在職老齢年金の支給制限の緩和等について十分その内容の充実、改善にむかって検討したい。なお、財政方式については賦課方式への移行を含め、引き続き検討したい。

答2　老齢福祉年金については、政府としては、一二、〇〇〇円の引上げに最大限の努力をしたところであり、今後は国会における審議の結果によって対処いたしたいと考えているが、今日の段階においては、諸般の情勢からみて、年金額の引上げ、その実施時期の繰上げ等はきわめて困難であることをご理解いただきたい。

答3　基準改定については五〇年度中に物価の異常な変動がおこったときには検討したい。（要旨）

要求	回答
1　年金関係 ①（国民年金）福祉年金、特別老齢給付金および国民年金の経過年金は一人月三万円以上とし、五〇年四月一日から措置すること。	・増額は五〇年予算でせいいっぱい。 ・実施時期は、増額（とくに老齢福祉年金一二、〇〇〇円としたこと）引換えに一〇月実施はぎりぎりになっている。（七五、三／二二大臣答弁）
②（厚生年金、共済年金）スライドは賃金スライド制とし、実施時期は五〇年四月一日とすること。	・賃金スライドは無理である。 ・四月実施は支給月からいって無理。やったとしても五月になる（年金局長七五、二／二四）
③（厚生年金、共済年金）国庫負担は三〇%とし、保険料、掛金の負担割合は、労働者三、資本家七とすること。	・五一年度の抜本改定とあわせて実施すべく検討する。どう変えるかについて今はいえない。（事務次官七五、三／六）
④（厚生年金）在職老齢年金による支給停止を全面的に撤廃すること。	・共済年金との差をいうが、共済は退職がないかぎり何歳になっても出ない。制度の分立によるところの問題もある。五一年の検討事項のひとつだ。来年度の改正でどうなるかは別として考えたい。（三／一九事務次官、三／二二大臣）
⑤（国民年金、厚生年金、共済年金）いっさいの併給制限の撤廃	・制限問題は一律に考えられない ・厚年と労災の障害年金について「厚生省は制限していない。あとは労働省の問題」
⑥（国年、厚年、共済）年金はすべて非課税にすること。	・大蔵省との関係なので、厚生省だけで非課税にするといった答えはできない。当面六五歳以上の限度額引上げでせいいっぱいではないか。（事務次官三／一九）
⑦（厚生年金、共済）遺族年金を八〇%に引上げること。	・共済審で十分審議してもらう（大蔵主計局次長三／二〇）
⑧遺族年金、障害年金に通算制度を導入すること。	・五一年改定の基本問題にする（三／一九事務次官）
⑨国民年金審議会に労働者側代表をいれること。	・五一年度に措置できるかどうかは別として検討はしたい。 ・トップ会談で各種審議会の構成問題として話合う。
2　医療関係 ①　歯科差額、差額ベット、付添看護料の患者負担を全面的に廃止すること。	・歯科差額のいきすぎは徹底的にやる。悪質なケースについては、保険医とり消しもやっている。 ・病院差額については七四年三月二九日の通達にもとづいて指導する。ゼロというわけにはいか

② 老人医療の年齢制限を六五歳に引き下げ、所得制限をなくし、完全公費の制度に改善すること。当面最低都市には一カ所の老人専門病院を建設すること。あわせて乳幼児、障害者すべての「難病」を公費医療で無料化すること。

ない。

・付添料は、基準看護をやっているところでとるのは論外。しかし、それ以外のところでは看護料が低いので実勢にあわせて引き上げたい。

・老人医療についてはなお努力したいが乳幼児については無料化の意志はない。

老人医療の所得制限については五〇年度予算で本人九〇万円—一二〇万円。扶養義務者六八五万—八七六万（六人世帯）に引上げる措置をとった。

・難病については、特定疾患（対象一〇—一五）拡大した。

・いずれも明解な答弁なし。

③ 国公立病院の独立採算制「公的ベット規制」を廃止すること

・不十分であり申訳ない。今年度もせいいっぱいの措置をしたつもりだが、今後も努力したい。

④ 医療労働者の定員増と労働条件の改善、とくに看護婦の夜勤日数、定員増を確保すること。

・要求の趣旨はわかるが、現行法の枠内ではどうにもならない。とりあえず任意継続加入で措置してもらうしかない。いずれにしても前向きに検討する。

⑤ 解雇撤回など闘争期間中の労働者の健康保険とりあげを即時中止し、争議解決まで被保険者資格を継続させること。

・基本は、年金部門での回答に同じ。

・健康保険組合の料率変更については「法定給付の折半は原則だが、当該健保組合が、規約を変更し、総会で決めてもってきた場合、それを変えさせることは事実上できない」（三／六北川保険局長）

⑥ 労働者医療保険の保険料負担割合を労働者三、資本家七とすること。

・有事即応でいく。物価、消費支出の伸びをみて必要あれば是正する。

・労働省の関係になる。

3 低所得者関係

① 生活扶助基準の五〇%引上げ、勤労控除を収入の六〇%とし、年一回の賃金スライドと三カ月毎の物価スライド制を確立すること。

② 失対事業の賃金を最低月額七万円になるよう引上げること。

③ 社会福祉施設の措置費を大幅に引上げること。

・五〇年度予算に組んだ以上の措置はとれない。不十分さは承知しているので、さらに改善していきたい。

4 障害者関係

＊二〇項目のうち以下四項目を主としてとりあげた。

① 障害福祉年金を三万円、実施時期を四月一日から

・五〇年予算で五〇%引上げた。実施時期は老齢福祉年金と同じ事情である。（三／二二大臣）

② 身障福祉審に七五春闘身障連を参加させること。

・障害者代表はすでにのっている。希望があったことは審議会に伝える。

③ 障害者の発行物の郵便料金を無料化すること。

・公共料金における文書確認を参照。

④ 身障雇用促進法を強制義務にすること。

・強制義務化はむずかしい。雇用について行政指導を強化する。

交通政策について

【交通政策に関する運輸大臣回答メモ（三月二六日全交運）】

・「雇用」の項参照。

要求	回答
1　地方における公共交通確保のため、「地方陸上交通事業維持整備法」、「中小民営交通事業者の経営基盤の強化に関する臨時措置法」、「交通事業における公共割引の国庫負担に関する法律」及び「中小民営交通事業金融公庫法」の制定に協力すること。	地方における公共交通の確保というこれら四法の内容については、地方バス路線維持対策補助金等の補助制度の拡充、地方陸上交通審議会等の活用、金融機関の融資の円滑化の努力等を通じ実質的に対処しているところである。
2　地方交通確保のため、財政援助の抜本的強化を図ること。	五〇年度予算においても、地方バス運行対策費として約五八億円（対前年度比一六四%増）、地方中小私鉄対策約一二億円（対前年度比八一%増）離島航路対策約一三億円（対前年度比五〇%増）を計上し、前年度に比し大幅増の予算措置を講じており、今後とも地方交通維持に必要な予算の確保について積極的に努力する。
3　こんにち、地方民営バス、トラック産業等交通運輸事業において、深刻な雇用不安、賃金ダウン、不遅払いの事態にある。政府の適切な対策や措置を緊急に講じられるよう要求する。	運輸省としては、当面の必要資金について関係機関に積極的に働きかけることにより、融資が円滑に行われるよう措置しているが、五〇年度予算においては、企業の経営を維持するため補助制度の拡充強化を予定している。
4　安全運転確保、運転者の労働密度軽減、利用者の利便確保の観点から、バス車輌の規格統一を図られること。同時に今日バス企業各社が独自の規格をメーカーに要求している姿勢を改めるよう行政指導の強化を図られること。また、規格検討にあたっては、バス労働者代表を参加させて行われること。	バス車輌の標準化については、日本バス協会が中心に行っている自主規格等により規格の統一化が進められている。運輸省としても車輌規格の標準化について積極的に指導を進めていく。 また、指導を行うにあたって、バス労働者代表の意見を聴く機会を別途設けることについては検討したい。
5　大都市等の公共交通機関の機能回復のため、バスレーンの設置拡大及び自動車交通の総量規制を行うこと。	バス専用道路、優先・専用レーンの設置については、従来より積極的に推進されており、四九年度においてもかなりの設置拡大が行われている。今後とも警察庁と協議のうえ設置・拡大を強力に推進したい。 また、都市空間、交通混雑、交通事故防止等の見地からの自動車の利用調整については、社会的影響を考慮しつつ、関係省庁と協議しつつ検討していく。
6　トラック労働者の安全輸送確保のため自重計の開発と設置の促進、主要幹線道路に休憩休養施設の設置、実ハンドル時間、継続ハンドル時間の規制措置、運転室の居住性の改善等の実現を図られること。	自重計の開発、運転室の居住性の改善等当省所管に係る問題については、鋭意研究開発を進めるとともに必要に応じ関係の向きを指導してゆく。 なお、休憩休養施設の設置については、他の行政機関と連絡を密

労働時間短縮について

【労働時間短縮に関する政府交渉経過（七五年三月二四日現在）】

金融機関の完全週休二日制（銀行法一八条改正）	銀行の土曜閉店について、今国会でも論議中である。 三／一九衆院大蔵委員会で三木総理は「前向きにとりくむ」との答弁をしている。銀行の週休二日実施が日程にのぼるのは時代の趨勢であるが、銀行先行までは踏みきれない。郵便局・農協・公務員を含め全体が動くような政治的判断が出されれば、この一環として銀行も実施を考える（三／二〇大蔵省後藤審議官）。 （二／二四衆院・大蔵委）大平蔵相・出来るだけ早い機会に銀行法改正を実施するよう閣議にはかりたい。 （三／一九衆院・大蔵委）三木総理・私も週休二日制論者だ。日本もあらゆる面で国際的になるのは結構、郵便局・農協などとの関係の検討が必要だが、銀行の土曜閉店について前向きにとりくむ。	・全銀協会として五一年上期に実施したい（二／四、五全銀協会長、相銀協会長、信金協会長） ―衆院大蔵委― ・二／一五付文書で全銀協より各組合に対し「五一年度上期をメド」の回答あり。
労働基準法改正（週四〇時間週休二日制）	①時短・週休二日制は行政指導で進めている。効果も上っている。現行基準法は、実現性よりも民主的労使関係のあり方という立場で制定された。現在では、大部分が実行出来ないものを安易に出すことは出来ない（七四、一一／六渡辺事務次官）。 ②守られない法律を作るのは疑問、実態的にもっと進むことが必要。労基法研究会での検討、中小零細企業の実態、労働者の時短と賃金の選好意識を考慮しながら考える（七四、一一／一三東村労働基準局長） ③基準法改正の必要性は認めるが、改正の時期は明言できない（七五、三／五水谷賃金福祉部長）。	・S四四年九月労働基準法研究会発足 ・S四六年一二月「労働時間中間報告」 ・S四九年九月「女子問題専門家報告」
公務員の時短週休二日制 給与法改正、人事院規則改正、総理府令改正、閣令六号改正	総理府（三／六藤井参事官） ①とりくみのテンポがおそくなったのはオイルショックのせい。 ②交替制分野の人員配置など困難な問題がある。 人事院（五／六飯野審議官） ①試行方法を策定中である。五〇年度実施の目途は変ってない。 ②本格実施は、国民へのサービス低下を皆無に近い状態にして入りたい。そのためには充分な試行が必要。 ③公務員の賃金に対する批判が高まっている中で、週休二日制について国民のコンセンサスを得るのは困難。 ④銀行が閉店して、郵便局が開いているという状況はおかしい。公務員の土曜閉店も、基本的には実施したい。 （三／二五衆・内閣委、人事院総裁） 五〇年度中に試行を実施する。	・七四年七月人勧「当面、時間短縮を伴う隔週又は月二回を基準とする週休二日制の実施を目途として、試行についての計画を策定するなど、その具体化のための検討を進める」

公共料金関係について

【公共料金関係の政府（郵政省）交渉経過】

要求	回答
(1) 郵便料金の値上げを中止し、郵便事業の独立採算制度を改め、郵便料金体系を抜本的に再検討すること。 料金体系は営利団体郵便物の優遇策を改めるとともに非営利団体、個人郵便物の料金は据置きとすること。	独採制は、くずすつもりはない。国会に法律案を提出しているので、郵政省としては、それ以上のことは言えない。
(2) 障害者団体及び第四種（通信教育、学術刊行物その他）の郵便物はすべて無料とすること。	溝呂木郵政事務次官と下記の事項を文書確認した。 「第三種以下の料金については、省令料金であるので、法定料金改定までに関係する団体特に身体障害者団体の御意見及び社会的影響等を勘案して検討する」。
(3) 郵便料金の原価を公開し、赤字の原因を具体的に明らかにすること。	国会で質問があれば公開します。また各団体から要求があれば資料を提出する。
(4) 局舎建設及びこれに類する経費は国の負担とすること。	（検討事項）
(5) 財政投融資資金の運用を公開し、郵便貯金及び簡易生命保険の民主的管理を強め国民のための郵政事業として改善をはかること。	（検討事項）

9 同盟の賃金闘争

同盟の七五年賃闘方針

同盟の七五年賃闘方針の基本は、前にふれた「賃金白書」で述べられている。すなわち、七五年くに注目されるのは、賃上げ要求基準であった。賃上げ要求基準を二七％（定昇込み）とし、各産別は、産別の条件を勘案して賃上げ目標を設定することとした。当初、三〇％基準案で検討していたが、「一定の範囲を超える賃上げはインフレの収束を遅れさせる」との理由により、インフレ収束＝実質賃金確保の立場から、賃金自粛を打ち出した。そして賃金闘争の解決の目途を、三月末から四月上旬とし、細部については中央闘争委員会で決定することとした。

なおＪＣの有力構成単産である造船重機は、一月一三～一四日の中央委員会において、四月上旬解決を目途にし、昨年につづき鉄鋼との同時決着体制をとることを決めた。

さらに同盟は、三月六日、主要単産連絡会議を開き、賃闘情勢について検討するとともに、賃上げ抑制をめざしている政府、経営側に反論する「最近の情勢に対する見解」をまとめ、発表した。この会議では、本格的な団交はこれから始まることもあって、今後の日程についてくわしい検討はおこなわれず、一〇日ごろから目途が立ってくるとの見通しから、そのうえで四月上旬決着の目鼻をつけることになった。また「最近の情勢に対する見解」では、今日のよう

に行き過ぎた不況からの脱出のためには、単なる総需要抑制策からの転換だけでなく、一定の賃上げによる消費需要を喚起することが不可欠であることを強調し、この立場から、一部業界・経営者の〝賃上げ休戦論〟や〝賃上げ二段階論〟を批判した。

スト処分延期にたいする同盟の対応

賃闘の本格化を前にして、公労協の七四春闘ストにたいする年度内処分延期の方針が政府・当局によって決定され、同盟のはげしい反発を招いたことは特筆に値しよう。すなわち、同盟は三月二七日、昨春闘の公労協スト処分問題に関する最近の政府の姿勢を強く批判する声明を発表した。

そのなかで同盟は、「今回、三木内閣は、違法ストに対する処分をタナ上げにしなければさらにストを繰り返すという脅迫に屈したが、われわれは法治国家の政府としてこのあるまじき行為を厳しく指弾する」と指摘、政府が処分問題について明確な態度を示すまで、①公企体閣僚協専門委員懇談会から同盟の推薦委員を引き揚げる、②自民とともに民社、同盟が支援している北海道、岩手、長野、福岡の四道県知事選について、その支持を凍結する、などの方針を打ちだした。

これにたいし、政府側は、〝スト処分について、態度で示したい〟としていた。この後二九日、三木首相は野党四党首との個別会談の際、民社・春日委員長にたいし「一部年度内、遅くとも四月中に処分に踏み切る」と明言したと伝えられた。このため、公労協が今度は反発し、「処分が強行された場合は、効果的な時期をえらんで一週間以上の全面ストにより、内閣打倒をめざす」との方針を打ちだした。こうして、統一地方選、春闘〝本番〟を前にした年度末ぎりぎりの局面において、事態はきわめて緊迫化した。

事態は、つぎの二つによって進展した。まず国鉄当局は三一日、動労北陸地本が北陸トンネル事故の起訴にたいしおこなった三・二七抗議スト処分を通告したが、停職二人を含む三七四人で解雇はなく、その点で予想外に軽い処分であった。また三一日、木村運輸相は、先の国鉄総裁談話に関連し、国鉄総裁に〝厳重注意〟を言い渡した。こうした二つの措置は、事実上、同盟の態度軟化をもたらし、先の方針実行を留保するにいたった（他方、公労協側も、七四春闘スト処分が、結局、年度内にはおこなわれなかったことから、強い戦術行使にはいたらなかった）。もっとも、いうまでもなく事態は根本的にはなにも解決にはいたらず、四月以降の処分問題、スト権回復問題としてひきつづいた。

賃闘四月決戦

同盟賃闘は、四月九日の鉄鋼、造船回答を機に展開した。造船大手八社の回答は、ベアが鉄鋼と同額で一万五五〇〇円、定昇二七〇〇円、計一万八二〇〇円、一五・〇一%であった。同盟は一〇日、「造船・鉄鋼経営者の低額回答は自主的労使関係を放棄したものであり、きわめて遺憾」だとする声明を発表し、「同盟のさん下組織は、賃金闘争の大きなヤマ場を迎えようとしているが、われわれは不退転の決意をもって、集中的解決を目指し、賃金闘争を強力に進める」と決意を述べた。

ところで造船重機は、一六日を最終回答日に指定し、これまでの四月上旬決着の目標を放棄し、なおかつスト権確立を準備した。もっとも一六日交渉でなんら進展なく、結局九日回答内容をもって収拾した。自動車総連の日産、トヨタ、本田の三組合も、日産一万五四〇〇円、一四・九四%、トヨタ一万五六五五円、一四・九四%、

本田一万五一八五円プラスアルファー、一四・二%プラスアルファーをもって、一八日、収拾の方針を決めた。電労連では、東京電労が一八日、定昇・諸手当込み一万八二〇〇円、一三・六%で妥結したのにつづき、二三日までに一万八二〇〇円の同額で中部一三・四%、中国一三・五〇%、東北一三・五〇%、北海道一四・三%、北陸一三・七九%、四国一三・四八%と妥結、関西電労も二四日、第二基本給制度による退職金落ちこみ措置として、一万八二〇〇円に一五〇〇円を加算した額で妥結した（一五〇〇円をのぞき一三・四%）。

同盟賃闘も、やはり遅れぎみであった。同盟が四月一八日現在で集計したところによると、四〇六組合のうち妥結したのは五〇組合、一二%にすぎなかった。回答の水準も低位であり、集計可能な一八九組合の平均回答額は一万六八六四円、一三・八%であり、日経連一五%ガイドラインを下回っていた。こうしたなかで、四月下旬には、全金同盟が一五%ガイドライン突破のため、二万円を目標とし、二五日を最大のヤマ場に追いあげをはかった。全化同盟も、四月第四週をヤマ場に追いあげた。他方、海員、不況下のゼンセンの賃闘が注目された。

海員組合

海員組合は、まず賃上げ要求幅が際立って大きいことで、ここ数年注目を集めている。七五年春闘においても、①外航二団体、四万三六五〇円（三三・六%）、乗船手当など六項目計六万八八六一円（四二・七%）、②内航三団体、乗船本給引上げ四万五四三〇円（三七・三%）、同六項目計六万四九二〇円（四八・二%）、その他に特殊作業手当の五〇%引上げなどという具合に、同盟、春闘共闘委を問わず、ひときわ高かった。

海運労使の交渉は、三月末の協約期限を前に、一月二九日から始まっていたが、経営側は、〝視界ゼロ〟という業界の先行き見通し、不況を理由に、賃金抑制態度を堅持し、交渉は難航した。そして三月三一日、海運外航労使交渉では具体的回答がなかったため、交渉は決裂にいたった。四月一四日の海員外航交渉で、船主側は二万五〇〇円、一二・七%の回答を提示したが、組合側はこれを拒否した。

ついで二二日、海員組合は船主団体にたいし、二五日以降外航部門のスト突入を通告した。他方、局面打開のため、海運労使交渉は異例ともいえるトップ交渉が一九日におこなわれたのにつづき、二二日夕から断続的に開かれ、二三日午後四時ごろに一定の合意点に達し、組合側はスト体制を解除した。そして翌日、細部を詰め妥結にいたった。

定昇込み基本給アップ二万二五一六円、一七・三%、これに乗船手当などを加えた六項目賃金計では二万三三四九円、一四・六%（船主試算）であり、基本給では日経連ガイドラインを突破したが、六項目計では下回った。また組合側が、海上労働の特殊性評価の第一弾として要求していた航海手当の新設要求は結局見送りとなった。

なお近海船不況にともなう雇用問題をかかえ、難航していた海運内航交渉は、五月一六日正午からのストを目前にした同日午前四時、船員中央労働委員会の提示した基本給一万六四四〇円、一四%のあっせん案をもって解決した。

ゼンセン同盟

繊維不況の最中、ゼンセン同盟の賃闘も注目を浴びた。すでに三月三日、化繊大手は、賃上げ一〇

月以降に延期を提案、鐘紡も同日賃上げ一年凍結を提案した。三月一八日、ユニチカは、定期昇給を含めた賃上げ凍結を提案した。綿紡大手七社も二八日、「二一%の定期昇給（査定部分）は実施するが、賃上げはしない」との回答を提示した。

こうしたきびしい状況に対処するため、ゼンセン同盟は三一日、中央闘争委員会を開き、四月一五日に全国一斉に六時間以上の第一波統一スト実施を決めた。すなわち、大手、中小を含む「横一線統一スト」として設定、これがおこなわれれば、五二、三万人が参加するゼンセン始まっていらいの大規模ストであった。そして四月一〇日から一四日までを最初のヤマ場として、経営者側に有額回答を求めた。

ところで、四月八日、鐘紡では賃上げ一年凍結案を労組が受諾し、波紋をなげかけた。これにたいし、ゼンセン同盟中闘は一〇日鐘紡労組除名を決定、あわせて一五日、一八日の統一スト突入を決めた。そして一一日の全国六一カ所の「スト宣言集会」を経て、一五日、大規模な統一ストが決行された。

このなかで、化繊五社は一五日、一〇月以降一四・八%アップで解決した（四～九月相当分は別途支給が取り決められたといわれる）。ついで綿紡七社は一八日朝、七社平均定昇込み六三〇〇円（七・三九八%）、四月より実施をもって解決に向かった。また単独交渉をつづけていたユニチカも同日朝、定昇込み七五六〇円（七%）、四月より実施で妥結した。さらに羊毛、染色、麻紡、絹紡など綿紡に準じたため、一八日のストは中止された。

こうして、ゼンセン賃闘は終結したが、不況下、経営側の結束で賃上げはいちじるしい落ちこみとなった。同時に、化繊、綿紡など業種別の開きも大きかった。さらに、ゼンセン同盟の同労組除名決定など、統一賃闘のあり方、組合の経営参加問題などにかかわる問題が提起され、その後、論議を招いた。

同盟七五年賃闘結果と総括

同盟七五年度賃闘結果をみると、五月一五日現在、妥結組合八六〇、平均妥結額一万六七三九円であった。そのうち必要なデータがそろった三九二組合についてみると、平均妥結額は単純で一万六二九九円、加重で一万六五〇〇円、アップ率はそれぞれ一五・四%、一四・三%であった。

同盟七五年度賃闘総括（六月）によれば、「この結果は、今年度賃闘における要求、目標のみならず、実質生活水準の維持に必要な水準をも下回るもの」であった。また「同時に、産業別、業種別ないし規模別の格差が拡大し、十分に相場が形成されなかった」。いずれにしても、「きびしいスタグフレーションとかつてない雇用不安」のもとで、「賃上げ闘争に対する政府のあからさまな介入と、経営陣営のかつてない結束の強化」のもとで、「もたれあい現象が目立」ち、「不十分な結果」に終わった。同盟総括は、こうした指摘と反省をおこなっている。そのうえで、「今後の課題と当面の活動」について、ふれている。以下、それを掲げておこう。

【同盟・七五年度賃闘総括より】

Ⅲ　今後の課題と当面の活動

1　今年度賃闘においては、これまでわれわれがもっていた弱さが、さまざまな形をとって露呈されたということができる。われわれが一貫してとってきた基本姿勢は正しかったし、今後ともそれを堅持していくが、一方、今後の低率成長下において、われわれのもつ弱さを克服していかないかぎり、賃金闘争についても、また国民的要求の実現についても、

われわれの目標を達成することはむずかしい。この意味で、今年度賃闘は、傘下単組の団体交渉力の強化、各産別の闘争支援・指導体制の強化や集団的・統一的交渉体制の確立、同盟を場とする戦術的調整や連携のあり方に対する見直しと体制の確立、国民運動の深化と幅の拡大、各組織段階を通じての行動力の強化、国民経済的視野に立った説得力のある要求の作成と政府にそれを実施させるだけの力量の拡大等といった、これまで一貫してわれわれが強調してきた課題の解決がいかに重要であるかを、従来になく鋭く提起している。

もとより、これらの課題が一挙に解決できるわけではない。闘いが真空状態のなかで行われるのではないかぎり、一つの問題を解決すればまた新しい問題が発生し、常にさまざまな障害、困難につき当るのは、むしろ当然のことである。それらを一つ一つ克服していくことのなかに真の運動の発展があるのであり、賃闘についていえば、要求をますますエスカレートしたり、長期ストを打つことだけによって、行きづまりを打開できるわけではない。問題は、いかにして組合員の意志を結集しながら労働諸条件引上げ要求をより合理的で現実性のあるものにするか、それを真に革新的で具体性のある国民的諸要求といかに結合してするか、同時に、それを実現するためのナショナル・センターの力量と機動的で柔軟な対応能力をいかに高めるかにある。それに向って地道な努力を積み重ねることこそ、今日もっとも重要なことであり、今次賃闘はあらためて、そのことを明らかにしたということができる。(中略)

2　わが国経済が低成長経済に移行するとすれば、そのなかで公正分配、雇用保障等を実現するための諸政策をわが国の経済・社会の仕組みのなかにしっかりと定着させなければならない。しかも、それは緊急を要する問題である。われわれは、第一回中評の決定にもあるように、これまでの経験に学びながら、これらの要求行動を七月から開始し、一〇月下旬に最大の山場を置きながら、五一年度の政策ならびに予算のなかに取り入れさせるよう強力な運動を展開する。

3　われわれは現在、生涯生活ビジョンの作成を進めており(IMF-JCとの共同作業)、六月末までには作業を終る予定である。(中略)このビジョンの完成によって大多数の民間労働組合の闘争目標が統一され、共同の要求行動を展開できることになるとすれば、それは労働運動に新しい展望を開くことになるであろうし、また、それを実現させるべく努力しなければならない。

なお、日経連は、今次賃闘において相場方式を排除し、支払い能力に応じた業種別、企業別賃金決定の方向に道を開いたとしているが、もともと相場自体が多様性のなかにおける一つの基準的な目安であり、それを中心として企業別、業種別に差のあるのは当然である。ただ、われわれと日経連とで明確に異なるのは、日経連が、企業が勝手に決めた〝支払い能力〟なるものによって賃金を決めようとしているのに対し、われわれは、いかなる労働者にも実質生活の維持と最低限の向上を保障したうえで企業別の開きを肯定するところにあり、いわゆる相場の形成はそれを間接的に実現する機能をもっている。われわれは明年度賃闘において、再び、このような意味での相場の形成を目指して強力な闘いを展開するであろう。(以下略)

10　七五年春闘結果と総括

賃上げ状況

まず労働省調べによって、民間における賃上げの状況を見ておこう(第120表)。平均妥結額は一万五二七九円、アップ率は一三・一%である。これは昨年の妥結額にくらべ、一万三七〇二円減であり、率でも一九・八%下回った。率・額とも前年を下回ったのは、不況の影響が強かった六五年いらい一〇年ぶりのことである。

業種別にみると、もっとも賃上げ率が高かったのは車両(一六・

第120表　1975年民間主要企業春季賃上げ状況

産業名	企業数	現行ベース	要求額	妥結額	賃上げ率	74年妥結		
	社	円	円	円	%	社	円	%
金属鉱業	6	120,747	38,000	13,745	11.4	6	29,145	31.9
石炭鉱業	5	123,143	53,216	17,748	14.4	5	40,778	55.4
水産食料品	19	120,321	40,553	18,096	15.0	19	29,880	32.6
パルプ・紙	13	119,600	36,402	13,597	11.4	13	30,712	34.1
化学	49	121,995	39,819	17,570	14.4	50	31,447	34.1
石油	8	129,357	36.502	16,013	12.4	2	30,030	32.9
ゴム	4	112,636	38,855	15,365	13.6	4	30,450	36.1
セメント	5	127,869	40,954	13,440	10.5	5	30,260	31.3
鉄鋼	8	116,074	38.299	14,129	12.2	9	27,162	31.3
電線	6	111,592	38,021	12,655	11.3	6	29,461	35.5
機械金属	28	115,298	37,458	15,854	13.8	29	29,310	33.3
電気機器	28	108,664	34,817	13,393	12.3	28	27,379	33.1
造船	8	119,560	32,700	18,200	15.2	8	27,500	29.2
車両	2	108,828	35,000	17,600	16.2	2	27,500	32.3
自動車	9	107,415	29,754	14,119	13.1	9	25,322	30.2
印刷	3	102,036	34,725	15,985	15.7	3	29,371	39.8
商業	5	111,747	28,522	17,804	15.9	5	27,450	31.5
陸運	18	118,514	45,028	17,067	14.4	18	28,550	31.8
電力	9	134,565	—	18,367	13.6	9	29,167	27.8
ガス	3	121,872	35,367	16,017	13.1	3	28,633	29.5
新聞放送	6	142,564	48,731	21,563	15.1	5	29,257	26.6
繊維	23	99,683	27,271	5,942	6.1	23	23,399	31.7
民間平均	265	116,783	37,447	15,279	13.1	261	28,981	32.9

〔備考〕 1)　数値はすべて1社当たりの単純平均額で，要求額および妥結額は定昇込みの数値である。
2)　鉄鋼7社は，前年に引き続いて標準労働者（35歳，勤続12年）で妥結した（18,300円，14.9%）ので，上記表から除外した。また，電力の要求は，標準労働者（33歳，勤続15年37,222円）で行われたので，要求額の欄から除外した。
3)　労働省調べ。

二%)、つづいて商業(一五・九%)、印刷(一五・七%)、造船(一五・二%)、新聞放送(一五・一%)、水産食料品(一五・〇%)の順となっている。低い賃上げ率にとどまったのは、不況のあおりを受けた繊維(六・一%)を筆頭に、セメント(一〇・五%)、電線(一一・三%)、パルプ・紙、金属鉱業(いずれも一一・四%)の順となっていた。また相場形成が弱く、業種間の賃上げのバラツキが目立った。

さらに、春闘共闘委調べ(五月一五日現在)によって、規模別妥結率をみると、加重平均で一〇〇〇人以上一三・四%、三〇〇~九九九人一五・三%、二九九人以下一一・七%であった。つまり、一〇〇〇人以上規模にくらべ、二九九人以下の妥結率の方が落ちこみ、この点で前年と逆になった。

春闘共闘委の七五年春闘総括

春闘共闘委は七月一日、「七五国民春闘の中間総括(案)」を発表した。「労働者と勤労国民の要求は十分な成果をあげることができなかった」ことを反省し、七六年春闘への方向を探ろうとしている。こうした総括の場合、一つの重要な焦点は、「三・二七統一スト」をめぐる問題にある。なぜなら、ここにこそ七五年春闘の問題点が集中的に表現されている。最後に、その部分の引用をもって結んでおこう。

【春闘共闘委「七五国民春闘の中間総括(案)」より】

「三・二七統一スト」をめぐる問題

① 闘争経過報告で明らかなように、二月~三月段階の諸行動は、反インフレ・生活防衛を基本に医療、年金、老齢者、身障者保障、全国一律最賃制、雇用、失業保障をはじめとする国民生活課題で政府を追及し、「三・二七統一ストライキ」を、これらの国民諸要求実現闘争の結集点として設定したが、十分に闘いを展開することができなかった。

すなわち、二月~三月に取り組んだ大衆行動や政府交渉は、すべて「三・二七」にむけて情勢をつくっていくことに力点がおかれたのは、第一に統一地方選とも関連して賃金闘争が官民一体の大がかりな統一闘争体制が組めないこと。第二に、七五国民春闘がきわめて政治的対決の様相を深めたため、何としても政府との対決をはからなければならなかったこと。第三に秋年闘争以降われわれが守勢に立たされたことにより、ここで政府・資本との対等の立場に立って攻勢に転じること。であり、「三・二七」をもってわれわれに有利な政治情勢を切りひらくことであった。この結集力を四月の民間中心の賃金闘争、統一地方選、五月の公労協、公務員共闘、そして民間組合の賃金確立に有利に働らかせることにおいた。このように「三・二七」は、四月~五月とひきつづく闘いと密接に関連して設定された。その意味で、政府との対決と四月~五月闘争への連続性と、「三・二七」のもつ意味はきわめて大きかった。

② このような客観的な位置づけではあったが、各単産の受け止めには多少の混乱が見られ、四月~五月闘争の不確定要素もからんで大きな結束をはたすにいたらなかった。加えて「三・二七」の主要課題であった最賃制が、四野党法案の国会上程が三月二五日であり、政府交渉のなかでの問題点や争点が組織的に明らかにしていなかったこともあって、勢揃いの体制確立をはたせなかった。

また「三・二七」直前に「スト処分保留」の国鉄総裁談話が発表された。国民要求とは別に、独自の課題としてスト権と処分凍結を追求してきた公労協労働者にとっては、この処分保留をかちとったことは、スト権闘争における一定の前進であった。しかし政府が「三・二七」対策を十分意識して対応してきたのも事実であり、この国鉄総裁談話を契機として激しくゆれ動き、結果的には国民諸課題の実現をせまる「三・二七スト」を中止した。

③ ここで明らかにしなければならない問題として第一には、「三・二七スト」中止により、七五国民春闘での全組合をもってする政府との対決の機会が失われたことは、国民春闘の戦術をうすめることとなったこと。第二には、「三・二七」中止の要因が「処分保留」にあるとしても、

それが全てではない。全体の闘う体制が明白であったなら公労協の場合、当然処分問題はそれとして参加できたであろう。全体が公労協の闘争力に依存していたことの反映があったことに、政府側の切りこみがあった。すなわち「三・二七」をうちぬいて政府にさらに迫るような情勢を全体としてつくりえなかった指導性に多大の要因がある。第三に、公労協の闘争力に対する依存の反映として官民の違和感を招いたことである。第四に、「三・二七」は四月～五月闘争と連関していたため、ここで結集力をしめしえなかったことが、その後の闘いに大きく影響した。第五に、民間単産の各組合は、対企業要求とは別に独立した生活・制度要求でストライキを闘う組織態勢を全体としては持ちえていない。したがって、生活・制度要求で統一ストを闘う場合、何らかの対企業要求と関連させてストライキの組織化にあたらなければならない。そうした情況を全体の理解として深め、かつ指導上の配置として充分な対策がなされたのかどうかである。

【参考資料】(1)労働省『昭和四九年労働運動の回顧』、(2)春闘共闘委・春闘構想、「春闘白書」、七五年春闘中間総括書。同盟「賃金白書」・七五年賃闘総括書。ＩＭＦ・ＪＣ「賃金白書」。(3)『総評新聞』、『同盟新聞』、総評教宣局『労働ニュース』、(4)『賃金と社会保障』、『労働経済旬報』、『労政時報』、『賃金通信』、『賃金事情』、『賃金実務』、『週刊労働ニュース』

V 合理化反対闘争

概要□総評、同盟の「合理化」対処方針――総評／同盟／主要単産の「合理化」反対闘争――電機労連／ゼンセン同盟／紙パ労連／全鉱／私鉄総連／国労、動労／全逓／労働時間短縮闘争――春闘共闘委、時短闘争の強化方針／四〇時間労働制確立などのとりくみ／公務員の時短・週休二日制問題／七五年春闘における時短状況

概要

一、「合理化」反対闘争は、七四年後半から七五年前半にかけて、とくに雇用保障問題を中心に展開された。また総評、同盟ともこの問題を重視し、対策方針を打ちだした。

一、雇用問題がとくに深刻化したのは、電気機械、繊維であった。電機労連、ゼンセン同盟とも、それぞれの合理化対処指針にもとづいて、雇用保障にとりくんだ。だが、一時帰休、希望退職、臨時員・パートタイマーの解雇など、多くの事例が発生し、その点で雇用保障対策として十分だとはいえなかった。電機、繊維に限らず雇用保障問題への組合側の本格的とりくみの必要が増している。

一、また炭鉱、地方の中小私鉄など、「合理化」反対闘争を展開する場合、政策闘争全般のなかでの位置づけを明らかにし、政策の転換をかちとるなかで、はじめて「合理化」反対闘争も実を結ぶであろうケースが増大している。海運なども同様であろう。

一、「公共部門」では、国労、動労、全逓の闘争が注目された。国労、動労では、七四年春季、七月、秋季の三つの時期にまたがり、新幹線博多までの開業（七五年三月）をめぐる労働条件などを中心に展開された。とくに一一月一九日は、秋闘統一闘争の一環として、国労、動労もストに突入した。全逓も、この日、同様にストに

突入した。

一、労働時間短縮闘争も、七四年秋から七五年春にかけてとりくまれた。とくに、国会における労働時間法制化闘争、およびそれともからむ金融機関の完全週休二日制実現、公務員の時短・週休二日制の早期実現などのとりくみが従来よりも強化された。

1　総評、同盟の「合理化」対処方針

総　評

「合理化」を「搾取強化の体系化」だとする総評は、職場の抵抗運動を基礎に、「合理化」反対の態度を堅持してたたかうことを基本としている。そして職場交渉をつうじた協定化、産業別・地域別共闘をつうじた労働条件の標準化を指向している。

とくに七四年後半以降、雇用・「合理化」、失業問題が本格化していったのにかんがみ、総評は春闘共闘委の場をつうじ、雇用・「合理化」、失業問題に関するとりくみを強めた。たとえば、春闘共闘委は、これまでの「雇用・失反対策委員会」を「雇用・失反・中小対策委員会」に改称するとともに、七四年秋闘から七五年春闘へ立ち向かう雇用・中小対策方針を決め、「雇用・失業保障に関する政府要求」をおこなった。

また七五年春闘においても、雇用・「合理化」問題の緊急調査、雇用・失業保障要求に関する政府交渉を展開した。さらに四月にはいって、雇用・失反・中小対策の関東・関西・東海の三拠点共闘会議を結成し、春闘共闘委の四月中旬の闘争に合わせて行動を開始し、拠点共闘の強化発展をはかった。以下、四月一九日、春闘共闘委決定による「反合理化、雇用確保、大幅賃上げのための拠点共闘について」より、「雇用・合理化闘争の指針」の部分を抜すいしておこう。

【春闘共闘委「反合理化、雇用確保、大幅賃上げのための拠点共闘について」より。七五年四月一九日】

Ⅱ　雇用・合理化闘争の指針について

春闘共闘の方針のもとに当面つぎの指針を確認し、拠点規模で、単産・県共闘・地域共闘が一体となって闘いにとりくむ。（『総評新聞』三・一〇号外「反合・雇用・失反の指針」を参照のこと）。

一、ガイドライン突破、賃金凍結、時期延伸の打破による大幅賃上げ、産業別、企業別最賃協定のかくとく。

二、雇用かくほの要求とそのかくとく。

(1)完全雇用協定（事前協議制、組合と本人の同意約款、解雇規制など）のかくとく。

(2)時短、作業量規制、要員確保、差別雇用の撤廃、退職金の大幅引上げ。

三、操短休業（一時帰休）の早期打切りを要求し、今後の休業は原則としてみとめない。

(1)早期打切のため、帰休者もふくめ「仕事よこせ」「賃金保障」などにとりくむ。

(2)休業（帰休）の再延長をみとめない。今後の休業は産別組織の同意なしには原則としてみとめない。

(3)週休二日制など、時短・要員かくほを制度的にかちとる。

(4)解雇・閉鎖につながる休業あるいは配転・出向・労働条件の変更はいっさい認めない。

四、希望退職という名の首切りは原則としてみとめない。

(1)人員枠、基準、肩たたきを撤回させ、本人の真の意思による退職以外は認めない。
(2)その希望退職といえども、就職あっせんを企業に行なわせる。
五、指名解雇はいっさい阻止し、臨時・嘱託・パートの首切（希望退職をふくむ）はみとめない。
(1)とくに中高年者、身障者、女子など攻撃をうけやすい労働者に対するとりくみを強める。
(2)臨時・嘱託・パートなどについては、組織化によりあるいは組合が委任をうけて団交し、撤回させる。
六、工場閉鎖・倒産に対する闘い、銀行など背景資本に雇用責任追及解雇撤回、雇用保障を中心に闘い、総評と異なり、いわゆる「合理化」反対の態度を打ちだしてはいない。同盟の掲げる、長期的視野に立った産業政策の充実、労使協議制を足場とする経営参加をつうじて問題の解決をはかっていくことを基本としている。

同盟

同盟は、総評と異なり、いわゆる「合理化」反対の態度を打ちだしてはいない。同盟の掲げる、長期的視野に立った産業政策の充実、労使協議制を足場とする経営参加をつうじて問題の解決をはかっていくことを基本としている。

すなわち、産業政策活動（産業別に産業政策を作成し、政府に政策転換をせまっていく活動）と労使協議制を足場とする経営参加とを、同盟の運動のなかで重要な地位を占めるものとし、産業民主主義推進の新しい段階を迎え、その二つを今までよりも一段と前進させねばならないとしている。そのうえで、方針上の重点は、つぎの四点に集約される。

【同盟「合理化」対処方針】

①産業政策を樹立し、その推進をはかっていくことは、経営の民主化、産業民主主義の推進と車の両輪の関係をもつ、われわれの重要な運動の課題である。

②産業別労使会議の充実をはかるとともに、政府に対し正しい産業政策の確立とその実行を求めていく。

③正しい生産性向上運動を通じ、資本家的合理化を排除するために、事前協議制を通じて産業民主主義を徹底させ、近代的労使関係を確立する。

④経営協議会について、従来のような消極的、諮問的なものから、もっと積極的に経営管理に参加し、進んで共同決定の方向に進めていく努力が必要である。

以上が基本方針であるが、とくに雇用、生活確保のための緊急対策として、同盟、七四年運動方針（追加）は、具体的につぎのような対処方針を打ちだしたことを付け加えておこう。①労使協議をつうじ、雇用の維持、確保のため、あらゆる有効な対処策を講ずる。②この際、積極的に労働時間短縮、週休二日制、六〇歳への定年延長等の実現をはかる。③さらに、やむをえず配置転換、一時帰休、希望退職、廃業がおこなわれる場合は、通常の賃金、休業手当、退職金等の確保はもちろん、特別の手当を獲得する。とくに、休業手当については賃金一〇〇％以上を確保する。

2　主要単産の「合理化」反対闘争

1　民間組合

電機労連

電機労連は、不況、生産調整によって、雇用・「合理化」への影響が出はじめたのに対処するため、七四年九月二〇日、緊急合理化対策本部を設置し、具体的な対策にとりくんだ。さらに不況のいっそうの深刻化とともに、七五年三月、合理化対策本部へ改組した。

電機労連は、すでに七三年六月、「合理化対策指針」を取り決めていた（本年鑑第四五集第二部Ⅴ「合理化反対闘争」参照）。だが、それが、各単組の労働協約にすべてが満たされていない実態を考慮し、今回、さらに具体的な「合理化」へのつぎのとおり。

【電機労連具体的対策方針　㈠】

①対策基本はあくまでも「合理化対策指針」を基準とするが、現行の「労働協約」が必ずしも「指針」に示す条件を満たしていない実態を考慮し、次の具体的方針で対処していくこと。

②労使協議会の確立と事前協議の徹底

㈠わが国産業・企業をとりまく環境から考え、目先的な不況対策しか考えない合理化提案にはきびしく反対の立場をとる。

㈡事前協議の質的向上に努め、あらゆる合理化提案について必ず協議事項とし、組合が認めないかぎり実施をさせない慣例を組織力をバックに整えること。

㈢この機会に、労使協議会体制が不備な組合は、その確立に努力すること。

③応援・配転等の人事異動についての対処

㈠組合員の意向遵守を第一義に考え、極力犠牲を排除していくこと。

㈡移動による労働条件、経済的条件の低下を排除していくこと。

④対策指針に基づく条件向上

㈠合理化を受け入れるにあたっては、合理化対策指針に示す条件の確保につとめ、現行労働協約の改善をめざすこと。

㈡帰休についてはできるかぎり反対していくが、やむを得ず認めざるを得ない場合には、賃金保障について組合員は九〇％平均、パートは七〇％平均以上の獲得に努力すること。

⑤パートタイマーの解雇について

㈠できるかぎり排除につとめる。

㈡どうしても認めざるを得ない場合にはパートタイマー個々の事情と意向を十分に調査し、その事情を尊重し、慎重に対処すること。

㈢解雇にあたっては退職金、解雇手当の条件確保を行なうこと。

⑥希望退職・解雇について

㈠発生が予測された時点で本部に報告し、撤回闘争に際しては電機労連の総力をあげて支援・指導を行なう。

⑦系列・下請対策

㈠親企業の帰休が系列中小企業へ波及していくケースが多く、親企業組合は系列・下請に対する発注状況を把握し、合理化をできるだけ未然に防ぐ配慮を行なうこと。

㈡やむを得ず合理化が発生した場合は、系列組合会議等の中でその対策を指導していくこと。

⑧機関討議と教宣の徹底

組合員との意思疎通を欠くことのないよう、会社から合理化提案がなされた段階から教宣・学習活動につとめ、組合員の総意をあつめ、全体の合意に基づく対応につとめることと。

【具体的対策方針 (一)】

(1)緊急合理化対策本部が今日までに示してきたものを踏襲する。

(2)新たに加えるものとしては次の通り。

①セールスヘルパーの増員について

・過当競争を労組自らが背負うことになるので「廃止に努力する」と・単組レベルでのとりくみには限界があるので、経営団体と電機労連の対策指針趣旨を基本に、極力努力する。で縮小交渉を進める。

・その間やむなく派遣する場合には「対策指針」に示す派遣条件の確保を行なう。

・量販店における過当な競争行為について、世論もきびしい批判をしており、厳重な管理・指導を行なう。

②初任給凍結について抗議を行なう。

・一方的な経営側の行為について

・七五春闘の交渉で最賃要求に結びつけ、凍結を撤回させる。

③採用内定者の採用とりけし、および自宅待機について

・採用とりけしは認めない。

・自宅待機については、その間の休業補償手当の支給、通常入社日を起点とする勤続算定を行なわせる。

④工場の整理・統合（縮小政策）について

・事前協議で組合が認めないかぎり実施させない。

・やむをえず認める場合は、組合員の生活を守るため再就職などの万全の保障をさせるよう努力する。退職金については、会社都合退職金に加え特別退職金を付加させる。

・転勤者についても、住宅の確保、新職種に対する技能訓練など生活と仕事の両面の変化に対する十分な補償を行なわせる。

⑤管理職の賃金凍結について

・春闘対策のネライも含まれており、基本的に反対の態度を明らかにし、撤回の申入れを行なう。

こうした具体的な方針のもと、各単組で取り組んだ。そのうち、一時帰休、希望退職、臨時員・パートタイマーの解雇問題などの具体的な取り組みの結果について、電機労連「七四年度経過報告」（第二三回定期大会議案別冊）では、つぎのようにふれている。

【電機労連「合理化の実施条件と問題点」（七四年度経過報告）より】

(1)一時帰休について

七四年七月より七五年三月までに一時帰休を行なった組合は七三組合におよびました。帰休手当については合理化対策指針の基準である一、二日目九〇%、三日目から九五%以上、臨時員・パートについても七〇%以上の基準で取組みました。七四年労協闘争などを通じて獲得した結果は次のとおりです。

組合員　一、二日目九〇%三日目から九五%以上…二六組合

組合員　一日目以上九〇%……二九組合

〃　八〇%以上……八組合

一日目　八〇%未満……三組合

なお、雇用保険改正にともなう雇用調整給付金制度が一月にさかのぼって実施されることとなり、電機各業種も指定を受けて、大企業で休業規模が所定期間内に三分の一以上、中小企業では四分の一以上になると、大企業では支払相当額の二分の一、中小企業では三分の二が給付されるという措置がとられました。これによって帰休手当一〇〇%を獲得したところもありますが、一部では給付金申請の基準まで休業規模を拡大するといった動きも生じました。

一時帰休制度は不振な部門の生産をストップし在庫を整備するための一般的な施策として他産業でも行なわれましたが、とくに電機産業で目立って大規模に実施され社会的な問題にまで発展しました。とくに七四年九月から綜合大手が先陣を切って突入し、一〇月から通信大手が長期

・大規模に実施したことによって、電機の不況を決定的にしたといえます。全般に帰休の実施は生産システムの調和を保つうえでやむをえなかったとしても、他企業、とくに中小・下請への影響を最低限にとどめる措置がともなわなかった点が対策として不十分であったといえます。

(2)希望退職について

七四年九月以降七五年四月までに組合員（従業員）を含む希望退職を行なった組合は延二三組合に及び、合計二、八〇〇人が職を失いました。これらのほとんどは部品関係の組合で、部品メーカーの情況の深刻さを表わしています。希望退職は会社都合による退職として扱われ、会社都合退職金に一カ月以上の加算金を獲得したところはほとんどです。若干の組合では勤続・年齢区分で付加されたり、一時金支給前の退職の場合はその妥結額も支給する等の方策もとられました。

合理化対策指針では解雇はもちろん希望退職も原則として認めないとし、一方的な実施に対しては組織をあげて阻止するよう闘ってきました。しかし企業規模縮小によってしか打開の途がないところに至っては、組合も認めざるを得ず、組合員の徹底討議によって受入れることとなったものです。その際、会社提案では年齢・性別等で対象層を指定したり、さらには他に収入ある者、勤務状態不良の者等の指名解雇要素の濃い条件が示されたところもあり、個別に退職を促すいわゆる肩たたきも含めてこれら一切の条件は排除するよう交渉努力がなされました。

組合員の純すいな希望によって退職を募ることが組合として譲歩できる最低線ですが、企業にとっては態勢整備がその目的であり、結果的には募集人員に満たなかったり、労働者層が一部片寄ったりして、第二次募集や大幅な移動が再提案される場面もあり、最終的な解決策にはなっていません。いずれにせよ、終身雇用制の根強いなかで退職は労働者個人にとっては死活問題であり、実施にあたっては、退職金など生活保障と再就職の方策等、企業の最大の努力を引き出すことが望まれます。

(3)臨時員・パートタイマーの解雇について

人員整理はまず、雇用保障の弱いパートタイマーに始まり、臨時員、嘱託へと進みましたが、多くは雇用契約期限をもって打切り、契約を更新しないという形がとられました。短期間の雇用契約でも順次更新してきた実績があれば、一般従業員と変わるところはなく一方的な解雇には大きな問題があります。これらは組織上非組合員であることが多く、労組との意志疎通に欠けているような場合には協議の場も満足にありません。一部ではパートの人達が一方的首切に怒り、労働組合頼むに足りずとして、外部団体の支援を求め、地域団体の介入によって紛糾する事例も生じました。結局当該労組の努力や地協等の応援で、各々労使自主解決に至りましたが、雇用問題などの重要な問題については、非組合員なればなおさら充分の配慮が望まれます。

電機労連は、長期雇用者についても契約期間内は雇用を保障し、各人の意向を聴取の上対処することを基本に対応しましたが、とくに、主に生計を維持している者の解雇は避けること、予告手当に相当する以上の補償を付加すること等の条件を多くが獲得しました。

(4)その他の合理化問題

ヘルパーについては各組合の努力により廃止の方向にありましたが、今次不況により余剰人員対策と営業活動強化のため歳末商戦を中心に再び大量の応援が生じました。一部の家電販売店頭では激しい販売競争が行なわれ社会的にも批難を浴びるほどで、会社側の自粛を促す必要があったと思われます。

休日振替は、七四年夏季休日と連続して多くの組合で行なわれたほか、年末年始から三月にかけて八組合が新たに行ないました。それらは帰休を実施しない組合と帰休前段にあった重電組合が主でしたが、合理化対策指針に示す時間外割増の付加を得るに至らないのが大勢をしめました。

事業縮小により工場閉鎖に及んだところも少なからずありますが、閉鎖提案をはねのけ長期の闘争をもって撤回させた組合もあります。

管理職の賃金カットは一月以降ほとんどの組合で実施され、非組合員であることから組合としても反対の主張を示すにとどまった感がありま す。組合員の賃上抑制効果をねらったものと見ることもできますが、管

理職といえど組合員同様俸給生活者であり社会的にも問題の残るところです。

ゼンセン同盟

繊維不況と雇用・「合理化」問題の深刻化とともに、ゼンセン同盟としての対処が迫られた。ゼンセン同盟は従来から、基本方針として合理化三原則をもっている。①事前協議制の徹底、②完全雇用の確保、③労働条件の低下防止（賃金の一〇〇%保障）、これである。そして具体的な「合理化」提案にたいしては、前記三原則を基本に、①経営責任を明確化すること、②週休二日制の即時実施、時間短縮、交替制の改善をおこなうこと、③労働者の生活を脅かす人員措置は認めない、④休業の場合の賃金保障は一〇〇%を原則とし、長期にわたる場合は最低九〇%以上を確保する、⑤休業中にあっても、日常生活、福利厚生関係については支障をきたさないようにする、ことなどをもって対処することとしている。

なお、ゼンセン同盟は、①繊維産業の危機突破、②雇用保険法の早期実現、③インフレ、物価抑制を柱に、七四年一一月九日、総決起集会を開き、政府、国会に要請をおこなった。また一二月二日にも、全国から中小企業労働者五〇〇〇名を結集し、政府、国会、商社、銀行、業界団体にたいして要請の行動をおこなった。（なお雇用保険法成立にともなう「雇用調整交付金制度」の実施において、繊維工業は指定業種となったため、七五年一月より実施適用された）。

大手の「合理化」ケースとして、ユニチカの場合を紹介しておこう。大手では、配転、一時帰休、希望退職が、「合理化」提案の三本柱であるが、そのモデルケースが、ユニチカの「抜本的な長期労務体制の確立」政策である。すなわちユニチカは、七四年一一月一三日、「不況対策および体質改善対策」として、①三工場の閉鎖と主要七工場の事業縮小のため、②男子八〇〇名、女子二〇〇名の希望退職の募集と、③男子一三〇〇名、女子一七〇〇名の一時帰休は認めたものの、大量希望退職は不況に名を借りた便乗「合理化」だとして闘組合側に申し入れた。これにたいし組合側は、一時帰休は認めたも争体制をとっていたが、三月五日にいたって、「完全な自由意思を尊重した希望退職」なら認めざるをえないという条件で受諾した。

こうしたユニチカの前例が、今後どのような影響を、とくに大手間に及ぼすかが注目される。とにかくも、大手、中小を問わず、七五年春闘後における「合理化」問題の本格化とそれへの対処が注目される。

紙パ労連

紙パ労連傘下の「合理化」反対闘争として、この一年間のおもなものを掲げておこう。中印木津労組の工場閉鎖・全員解雇反対闘争、駿河製紙労組の企業閉鎖・全員解雇反対闘争、富士木材労組の企業閉鎖・全員解雇反対闘争、天間製紙の指名解雇反対闘争、高知パルプ労組の工場閉鎖・全員解雇反対闘争、日本海貿易木材検収員労組の全員解雇反対闘争、北越製紙解雇反対・地震便乗合理化反対闘争、佐賀板紙労組の賃金引下げ・賃上げ凍結反対闘争、鶴崎パルプ労組の希望退職反対闘争、福岡製紙労組の希望退職反対闘争、丸三製紙労組の希望退職反対闘争、東海パルプ労組の希望退職反対闘争、安倍川製紙労組の希望退職反対闘争、千住製紙労組の工場閉鎖、希望退職反対闘争。

このうち高知パルプ労組の闘争、すなわち七二年六月以降の、公害問題等による工場閉鎖にともなう全員解雇反対闘争は、七五年三月一五日、組合側の「勝利のうちに解決」した。すなわち、①三

関係は消滅するが、②争議解決金一億七二五万円支給、③本紛争の解決能力ある当事者である別会社(大王製紙)への就職希望者全員(四名)の雇用、④県内就職希望者への誠意ある就職あっせんなどの内容で解決にいたった。

また七四年二月、「検収員制度廃止に伴う契約解除」の名の全員解雇通告以来、日本海貿易木材検収員労組の解雇反対闘争がつづけられてきたが、七五年四月二八日、①全員解雇の撤回、調印日の全員退職、②最後までたたかった七名の六カ月間新規採用(ただし身分だけの名目的なものとする)、③解決金二〇〇〇万円の支払いという内容をもって解決した。

全鉱　全鉱傘下組合にかかわる七四年秋以降の「合理化」問題としては、つぎのような事例が発生している。八茎鉱山の人員縮小問題、古河足尾の一時帰休制、古河足尾北部工業事業部の分離独立、赤谷鉱山の閉山問題、鰐淵鉱山の操短、人員縮小問題、福岡鉱山(宮城)の閉山問題、金平鉱山の一時帰休、石見鉱業所延里坑閉山問題。

これらは、一部未解決をのぞき、条件闘争で解決している。たとえば、古河足尾の一時帰休問題はつぎのとおりである。

〈提案〉　①七五年三月三日から二二日まで二〇日間休炉、②基準賃金の九〇%保証(労協では八〇%保証)。〈解決内容〉　①実施期間—三月三日より三月二二日までの期間。②実施対象職場—病院を除く所内全職場。③保温及び保安要員の確保—実施期間中、施設の保全及び必要やむを得ない業務遂行のため、必要人員を確保。具体的には、組合と協議の上、会社においてその該当者を指名。また、業務の都合により緊急に会社が対象者を指名し、呼出しを行なうこともある。④労働条件の取扱い　(イ)帰休手当—一日につき基準賃金(除く家族手当)日額の九五%(臨時員については七六%)　(ロ)年次有給休暇—実施期間中の年次有給休暇の行使は認める。(ハ)慶弔休暇—実施期間中の慶弔休暇の行使は認めない。(ニ)私傷病—実施期間中の私傷病については病欠扱いとし傷害手当による。

私鉄総連　私鉄総連では、近年、地方の中小私鉄交通政策闘争を強化している。七四年春闘においても、三・二六ストおよび四・一一、四・一二ストを背景に、対運輸省交渉等を展開した。また秋闘のなかで、一〇月三一日、政策要求の実現を目標に、中小八四組合は最高午前八時までの時限ストをおこなった。政策要求の柱は、中小私鉄・バスの存続強化、賃金遅欠配・生活不安にたいする対策、公的一元化等にある。

こうした交通政策闘争強化の背景には、いうまでもなく中小私鉄経営問題、「合理化」問題の多発がある。このため、私鉄総連は、長期にわたる争議組合にたいして、総連として長期争議組合支援基準規程を適用し(七五年七月現在、岩手県南バス、花巻バス、石見交通、広島電鉄の四組合)支援をおこなったりしている。また「合理化」提案は、とくに春闘時におこなわれるケースが多い。このため、総連は七五年春闘においても、「決戦推進の諸対策」として、「合理化との対決」方針を打ちだしている。以下は、総連第四回拡大中央委員会決定(七五・四・一〇)による「七五春闘推進の方針」のうち、該当部分の抜すいである。

【「合理化との対決」私鉄総連「七五春闘推進の方針」より】

1　「合理化」と対決する大会決定の方針を再確認する。

2　現在の春闘とからませて出されている雇用縮小、労働条件切下げ、不

遅払などを中心とした「合理化」とのたたかいは、つぎの基本態度でのぞむ。

①賃金と引きかえの条件を拒否し、全面的な撤回を求めるか、春闘との切離しを求める。団体交渉は賃金・臨時給の解決を先にし、これに応じない場合はストライキをもって対決する。

②一人の首切りも、一つの労働条件改悪も許さぬ態度を徹底し、権利の侵害、安全、サービスの低下、組織分断やかく乱のねらいを組織内外に明らかにして、資本のねらいに反撃を加える。

③大幅賃上げによる生活防衛と雇用確保、失業反対、労働者の諸権利を守るたたかいを結合して取組む。一つひとつの合理化についての内容、ねらいを明らかにし、職場からのとり組みを強め、全組合員の関心、行動、理解のなかで解決する。

④反合理化闘争を企業内だけの利己的闘争にしない。同じ地連、県連、ブロック、地域労働者の雇用、生活、賃上げ闘争とともにたたかう。とくに、地方交通、住民の足と安全を守る闘争、対県・自治体要求の交通政策闘争と一体にたたかう。

⑤統一地方選挙、首長選挙を単なる得票闘争にしないで、交通政策の宣伝、候補者への徹底と理解、署名、請願、関連部門との交渉などとあわせたたかう。

⑥私鉄でもすでに三、〇〇〇名近い人員整理が提案されているが、不況下の雇用縮小が職場の労働強化をもたらすだけでなく、大衆の購買力低下と有効需要縮小をもたらし、賃上げ効果を大幅に減殺することの国民経済的視点を重視し、反合闘争を強化する。

⑦とくに、地場産業の人員整理、失業増大反対闘争との共闘なくしては私鉄バスの賃上げ闘争はないのであるから、反合闘争を他単産の倒産、首切り、一時帰休制度や地方公務員人件費増などの攻撃とともに独自でたたかう態勢を強めながら産別闘争と地域共闘へと発展させる。

3　以上の基本態度にもとづき、単組はとりくみをすすめ、本部はつぎの具体策を強化する。

①総連では合理化問題についての統一的対策ができるよう合理化対策委員会を設置する。対策委員は本部中執若干名と各地連書記長で構成する。

②合理化問題で闘争が長期化した場合、統一闘争に準じて扱い、スト中賃金カット共同補償、長期闘争組合支援規準、犠救規定の適用をはかる。

③総連本部、地連、ブロック、中央、地方集団交渉単位に各社の合理化提案の実態を総合的に把握し、公開、交流する。

④同時に統一的なたたかいの方針を決めるが、このなかで、①事前協議の確認　②合理化の処理原則を決定し、この確認のないかぎり交渉に入らない　③協約に決定された労働条件は交渉の対象から除く　④やむなく交渉する場合は、春闘後に行なう。この場合であっても実施時期は改定時からとする　⑤解雇はもとより、すべての人事は労働条件であることを確認し、労基法第二条の原則によって団体交渉できめる　⑥労働条件に関係するすべての経営事項、管理運営事項は団体交渉の対象とする。

⑤反合闘争のスト権は原則として賃金での産業別統一スト権を行使する。ただし、賃金要求以前に、合理化の具体的内容が提案されている組合は、独自のスト権確立を図る。賃金要求後に、その対案として提案されている組合のうち「切離し」を認めさせ、賃金解決後に一定の期間をおいて交渉を行なう場合、スト権確立の必要がある場合は独自に行なう。

2　「公共部門」

国労、動労

国労、動労の七四年における「合理化」反対闘争は、春季、七月、秋季の三つの時期に展開された。すなわち、七四年春闘の場合、とくに三・二六官民統一ストにおい

て、時短、運転保安確立、待遇改善など「合理化」反対諸要求を掲げてたたかった。そして、ひきつづき協議の方向で、ひとまず合意が成立した。

ついで七月には、新幹線博多開業（七五年三月）にともなう新幹線乗務員の乗組基準、旅費・手当など基本労働条件に関し、七月三〇日に新幹線全一日ストを予定し、たたかわれた。だが、スト前日の二九日、ひとまず了解点に達したため、ストは中止となった。

秋季における「合理化」反対闘争は、一〇月二八～三一日、一一月一三～一五日、一一月一九日、一一月二七～二八日の四つのヤマ場をもって展開された。まず一〇月二八～三一日は、運転保安確立、時短、特退年齢の引上げ、欠員補充、動力車乗務員の待遇改善などに関し、国労が三一日の二四時間スト、動労が二八～三〇日の減速減産行動、三一日からの二四～四八時間ストが設定された。だが、スト前日の三〇日、時短、特退年齢の引上げ方向での協議継続、運転保安確立に関するひきつづく協議などの点で、労使の合意に達したため、予定されていたストは中止された。

一一月一三～一五日は、動労が七二時間ストを設定し、動労の単独闘争となった。国労は、一一・一九統一ストを成功させるためにも、前段にストをおこなうのは得策ではないこと、反合問題は予算措置が絡むため、国会が開かれる一一月末段階に闘争を展開したほうがよい等の考慮から、この時期の闘争を延期した。動労は一〇日から、全国全線区の減速減産行動にはいった。だがスト前日の一二日、国労をも含む労使交渉において、新幹線臨時総点検の一部繰り上げ実施など一応の了解に達し、ストは回避された。

一一月一九日は、七四年秋季年末闘争最大のヤマ場であり、秋年闘争史上最大の官民統一ストが予定された。国労は当日、東京・大阪の国電で始発から正午までの半日スト、正午から新幹線二四時間スト、動労は、前日より減速減産行動、当日は東京・大阪で始発から正午まで半日ストをそれぞれ設定した。こうして、一九日のストをひかえ労使交渉がおこなわれたが、交渉は難航し、ついに予定どおり一九日始発からのストに突入した。だが、その後も交渉は継続され、了解点に達した結果、一四時三〇分、国労は正午から実施していた新幹線ストを中止した。合意内容には、新幹線博多開業にともなう乗務員の乗組基準の問題（現行協定――四人乗務――によることとし、乗務行路は当面、東京・博多間直通列車の一部を新大阪乗継ぎとする）などがあった。

一一月二七～二八日は、国労、動労、全逓の三者共闘でたたかわれた。国労は、拠点四八時間スト、動労は拠点二四～四八時間スト（グループ分け）を中心に戦術を設定した。そして労使交渉がおこなわれたが、難航の結果、二七日のスト突入にいたった。交渉はなお継続され、二七日正午までには、一部問題をのぞき、当局・国労間では事実上の合意に達していた。だが、ＥＣ・ＤＣ乗組基準をめぐる当局・動労間の見解には隔たりがあった。また国労、動労間の意見調整もつかなかった。このため国労は、二八日午前零時一〇分にいたり、ストを中止した。動労は遅れて、同日午前四時ストを中止した。かくして、七四年における「合理化」反対闘争は、ここにひとまず終熄をみた。

国労は、こうした七四年秋の反合闘争について、七五年度運動方針において、つぎのように総括している。それを掲げておこう。

【「今次反合闘争に対する基本的な評価」――国労・七五年度運動方針より】

①四〇日間に五回のストライキを構えた国労・動労は頭が狂っているのではないか――とまでいわれたが、現実にわれわれは全国大会決定の〝反合理化〟闘争方針を忠実に履行すべく全力を投入してたたかった。今次秋闘における反合闘争の目標の中心は、「国鉄財政再建法」の撤回を迫るという大きな問題であるだけに、ひとり国鉄当局だけでなく政府・独占を真っ向から相手どり、強力なたたかいをすすめてきた。そして、国鉄有史以来の特退年齢の引き上げをかちとったが、これは単に退職年齢の引き上げという問題だけではなく、基本的に「国鉄再建計画」を根底から切りくずしたことになる。すなわち、国鉄の再建計画は、運賃値上げによる国民大衆からの収奪、一一万人べらし〝合理化〟による企業内努力（労働者からの搾取）が中心であったが、政府・独占の側の意図をくずし、要員も毎年減員してきた予算定員減をやめさせ、新採枠を拡大させたことを大きく評価してよいだろう。

②また、当局提案の〝合理化〟事案についてもマル生以後、引き延ばしをはかってきたが、多くの問題が対決を余儀なくされるという状況のなかで、保守外注にかかわる問題は「緊急保安整備問題」に限定させ、ＥＣ・ＤＣ乗りくみ基準問題を始め多くの事案については、大筋を骨抜きにし、一応の結論をだすことができた。

③また、時間短縮の経過措置についても、公労委あっせんを受け、一定の前進をかちとり、同時に待遇改善問題についても動力車・列車・自動車乗務員を始め多くの職種について改善をかちとることができた。

④今次反合闘争を有利に展開できた要因のひとつに「安全問題」がクローズアップされたことがあげられる。われわれは新幹線の相つぐ故障、在来線の事故など、国民の国鉄に対する批判の集中を敏感に受けとめ、これに有効に対応した。新幹線を一〇日に一日の割合で計画運休し、総点検を実施せよという要求は結果的に半日ずつ四回実施を認めさせ、さらに在来線の緊急保守対策費二一四億円の支出、安全問題についての労使間の協議ルールの確立のほか、国会追及のなかでその他の対策を明確化させたことなど、従来になかった安全問題についての成果をかちとることができた。

⑤今次反合闘争は、政府・独占と頑迷な国鉄当局を相手どり、動労ともに精一杯たたかうことができ、共闘の条件もいっそう成熟させえた。そうした意味で、われわれは反合方針にもとづく理想的なたたかい（少なくとも現状の中では）ができたのではないかと確信をもってよいだろう。また、初めてのこころみであった国労・動労・全逓の反合共闘は、政府・独占の側にそのたたかう目標をむけ果敢にたたかったが、近い将来、電電や専売も含む三公社・五現業が共通の課題で、公労協の統一反合共闘を組織化できるものと信じている。

⑥今次秋闘は、みずからの力で立派にたたかったことを高く評価してよいだろう。

労働者一人ひとりの階級的な自覚の高まり、そして自発的なストライキ参加、規律ある行動、この団結とたたかいの力は、政府・独占と当局に大きな脅威をあたえたことは事実である。本当の団結の力とは、本当のたたかう力とは何か……ということについて、職場の中で徹底的に論議を起こし、それを発展させていくべきだと考える。

全　逓

全逓の七四年における「合理化」反対闘争は、春季、九月期、一一月一九日、二七～二九日の四つをヤマ場に展開された。このうち春は、春闘共闘委の三・一統一ストに合わせ、地方簡易保険局、貯金局の減員計画撤回などを求め、全国二一五の拠点局で全一日ストを実施した。

九月は、二五日に地方貯金局の一部の全一日ストを予定してたたかわれた。争点は、小包料金値上げをはじめ公共料金値上げ反対、貯金局の過員解消問題などであった。だが、過員解消問題等については、ひきつづき交渉継続となり、ストは中止された。なお小包料金の値上げ問題について、全逓は総評の公共料金値上げ反対闘争の一環として、二九日、全国五八拠点局の二九分時限ストを実施した（小包料金は一〇月一日、予定どおり改定された）。

一一月一九日、全逓は、公労協統一の二四時間ストに、全国八〇

六拠点において突入した。時短、郵便労働者の労働条件改善、インフレ手当など年末一時金獲得等が中心要求であった。ついで一一月二一日、全逓は国労、動労とともに、「国鉄・郵政反合共闘委員会」の設置を確認し、二五日、国労、動労、全逓三者連名による政府にたいする統一要求を提出した。①国鉄財政再建計画、郵政事業の合理化計画の中止、②国鉄、郵政の業務量増、労働条件改善に必要な要員増、③労働安全、労災、職業病対策が要求骨子であった。交渉は難航し、全逓は二七日、全国四〇三拠点局の二四時間ストを皮切りに、連鎖拠点七二時間ストに突入した。二八日は、全国三八八拠点局ストになった。この間、労使交渉は継続され、二八日午後六時四〇分、ようやく了解点に達した。内容は、①正月三日の郵便配達廃止につき、七五年に全国二四局で実験調査、②祝日休配について、七五年九月二四日、七六年二月一一日に全国一一七局で休配試行をはじめ、年末手当、貯金局機械化問題などにわたっていた。かくして、全逓は同日午後六時五〇分、スト中止を指令した。そして七四年における全逓の「合理化」反対闘争も、ここに終熄を迎えた。

3　労働時間短縮闘争

春闘共闘委、時短闘争の強化方針

不況、総需要抑制策堅持のもとで、労働時間短縮をめぐる情勢はかなり変化した。すなわち操短、残業規則、雇用削減、賃金収入減などのもとで、実労働時間の短縮、それによる実質賃金の引き上げ、時短・休日増をつうじた雇用の確保・拡大など、総じて「合理化」反対闘争の一環たる要求対置闘争としての性格を強めざるをえない。

春闘共闘委・時短共闘委員会は、七五年二月一〇日、「労働時間短縮の闘いの強化について」討議、方針を決定した。そこでは、「合理化」提案にたいし、「大幅な時短・休日増の制度化と要員増を要求して歯ドメをかける」ことを含め、「闘いを進めるうえでの重点課題と要求」が、つぎのように取りまとめられていた。

【闘いを進めるうえでの重点課題と要求】

労働時間短縮の闘いは、生命と健康を守り、人間らしく生きる生活時間、余暇を確保する闘いである。労働者の基本的な権利を守り、拡大する闘いである。搾取強化に反対し、雇用を確保、拡大する闘いである。従って労働時間短縮の闘いは「合理化」反対の闘いの柱であるとの位置づけを行なってこれまでの時短闘争を推進してきたが、闘いのなかでいくつかの問題点が出ている。七五年春闘における労働時間短縮の闘いは、これらの問題点を克服するとともに、新たな情勢に即応し、次の課題を重点にして闘いを組織する。

(1)いのちと健康を守り、人間らしく生きる権利を確保するために、賃下げなし、労働強化なし、要員増をともなった文字通りの労働時間短縮・休日増をかちとる。

①一日実働七時間、週休二日制、週三五時間労働の実現とそのための要員増を基本要求とし、職場の実態と労働者の要求にそった時短・休日増をかちとる。

②週休二日制は労働時間短縮の一つの形態である。労働時間の短縮が目的であるから、一日の所定労働時間の延長を伴なう週休二日制、国民の祝日を繰込んだ週休二日制は認めない。

③年次有給休暇最低二〇日と自由取得の確立および年休完全消化に必要

な要員の配置。
④時間外労働割増率、最低五〇%、深夜労働七五%、休日労働一〇〇%の獲得。
⑤日勤職場の時短・週休二日制移行にみあった交替制職場の大幅な休日増、および一斉休転日の拡大とその制度化。
(2)操短・休業(一時帰休)、配転、首切りなどの資本の「合理化」提案に対しては、大幅な時短・休日増の制度化と要員増を要求して歯ドメをかける。
①常日勤職場、交替制職場の完全週休二日制実施とその制度化および要員の配置。
②夏季休暇最低一五日、年末・年始休暇最低一〇日連続一斉休日の制度化

こうした重点課題と要求のもと、具体的行動を展開した。とくに、国会における労働時間短縮の法制化闘争が、時短闘争の一環として重要視され、「週四〇時間・週休二日制」を中心とする基準法改正闘争、およびその闘争の一環としての金融機関の完全週休二日制実現と公務員の時短・週休二日制の早期実施の先行闘争がとりくまれた。

四〇時間労働制確立などのとりくみ

四〇時間労働制確立、公務員の時短・週休二日制、金融機関の完全週休二日制への取りくみは、四野党への協力要請行動、政府、経営者団体との交渉などのかたちで展開された。そのうち、政府、経営者団体との交渉は、三月五日、労働省、全銀協、日経連、六日、総理府、人事院、二〇日、大蔵省銀行局ともたれた。その交渉における答弁要旨は、つぎのとおりであった。

【時短交渉に対する答弁要旨】

労働省――①今国会で銀行法改正までは困難と判断している。②官公庁を先行させるのは世論の批判もあり、内部でも議論がある。③大蔵省とも精力的に法改正問題についてつめたいと考える。④基準法改正の時期は明言できない。

全銀協――①四六年に労働省が銀行先行論を打ち出した頃はまだ週休二日は浸透してなかった。現在は、組合の要求もあり、我々も検討の必要を感じ前向きにとりくんでいるが、五〇年度から実施するところまで情勢は熟していない。②顧客対策、法律問題の解決などいろいろ準備が必要。③五一年度から実施できることがのぞましい。新聞に出た五一年上期というのは誤りで、上期からとは明言できない。

日経連――(春闘共闘の統一要求についての全般的な交渉を行なったため時短問題について特別の回答は得られなかった)

総理府――①とりくみのテンポはおそくなったのは石油ショックのせい。②交替制分野の人員配置など困難な問題がある。

人事院――①試行方法を策定中である。五〇年度実施を目途とする点は変っていない。②本格実施は、国民へのサービス低下を皆無に近い状態にしてやりたい。そのためには充分な試行が必要。③公務員の賃上げに対する批判が高まっている中で、週休二日制実施について国民のコンセンサスを得るのは困難。④銀行が閉店しているのに、郵便局が開いている状況はおかしい。公務員の土曜閉庁も、基本的には実施したい。

大蔵省銀行局――銀行の土曜閉店について、今国会でも論議中である。

三・一九衆院大蔵委員会で三木総理は「前向きにとりくむ」との答弁をしている。銀行の週休二日実施が日程にのぼるのは時代の趨勢であるが、銀行先行までは踏みきれない。郵便局・農協・公務員を含め全体が動くような政治的判断が出されれば、この一環として銀行も実施を考える。

三月七日、「金融・官公庁、週休二日制・土曜休日促進会議」が結成された。この会議は、週休二日制推進会議と、全逓、公務員共闘の三団体で構成し、銀行、保険などの民間金融機関と、これと密接なつながりをもっている郵便局、官公庁の週休二日制の早期実現

をめざすことを目的に結成された。そして春闘共闘委・時短共闘委員会との連携によって、今国会における銀行法一八条改正の実現をめざすことになった。

春闘・時短共闘委員会は、「促進会議」と連携して、銀行法一八条改正を中心とした国会対策を重視し、三月一九日、四月二三日、衆議院大蔵委員会傍聴動員、および社会党を通して四野党共闘による要求の促進をはかった。その結果、四月二三日の大蔵委員会で、銀行の完全週休二日制実施を七六年六月を目途とすることが明確になった。すなわち、四月二三日、衆議院大蔵委員会で、銀行の完全週休二日制について四野党の追及による集中審議がおこなわれた結果、①銀行の週休二日制について関係閣僚懇談会を招集し、一両年の間に結論を出す努力をする。②銀行の労使間の合意（五一年上期実施）を尊重する。③大蔵委員会のなかに特別小委員会を設置するなどの政府答弁を引き出した。銀行法改正のため、「金融制度調査会」が発足、五月二三日「特別小委員会」発足、六月中に「週休二日制・定年延長閣僚懇談会」が二年ぶりに再開されるなど、七六年六月実施にむけた動きとなった。

公務員の時短・週休二日制問題

公務員の時短・週休二日制要求は、七五年春闘の最大のヤマ場となった五月七日～一〇日にわたる民間、交運、公労協、公務員共闘の統一ストライキ突入のなかで追い込みの交渉がおこなわれ、五月八日人事院総裁交渉において、回答を引き出し、公務員全体の早期実現にむけて大きく前進した。

公務員の時短・週休二日制については、七三年人事院勧告で、「昭和五〇年度を目途に具体策を検討する」との確認をとりつけた。

公務員共闘は、この確認をもとに七四年夏闘秋闘と交渉を積み重ね、今春闘において五月九日、一〇日公務員共闘の統一ストを直前にした五月八日の交渉でつぎの回答を引き出したものである。この回答について、公務員共闘は大きな成果であるとしながらも、土・日閉庁制、全職場一斉実施などを目ざし、さらにひきつづき交渉を強めていくことになった。

【七五・五・八「公務員共闘と人事院総裁交渉の確認」〝労働時間の短縮および隔週二日もしくは月二回の休日制度改善についての確認〟】

一、試行の実施は、昭和五〇年度中とする（昭和五一年一月と理解する）。

二、実施に当って年次有給休暇の計画的使用によらないものとする。

三、実施の範囲について、特定職種を除外することはしない。

七五年春闘における時短状況

七五年春闘における時短状況の特徴は、まず第一に、週休二日制などの進展によって、年間休日増の点では前進が目立った。だが第二に、時短闘争は全体として盛りあがりに欠けた。この点では、不況下における七五年春闘全体の動向と軌を一にしている。もっとも、独自の闘争体制強化をつうじ、成果をあげたところもあった。以下、順に見ていこう。

(1)週休二日制の進展によって、年間休日が大幅にふえてきている。国民祝日や夏休み、年末、年始などの休日を完全に確保したうえで完全週休二日制を実施している組合では、年間休日一二〇～一

二七日に達した（七三年一〇月春闘時短共闘実態調査では常日勤職場の二八組合が実施）。労働時間短縮のたたかいに先進的にとりくんできた鉄鋼労連、合化労連、紙パ労連、全石油など装置産業の職場では基幹職場が交替制労働となっているために、年間休日が九一～一〇〇日前後に集中している（鉄鋼労連の住友金属、川崎製鉄は常日勤、交替制職場ともに本年四月より年間休日一〇九日による完全週休二日制を実施）。

(2)各単産における時短闘争のとりくみは、全体的にみて盛りあがりに欠けた。不況下の労働時間短縮闘争は、雇用確保の面から従来に増して強力にとりくまれるべきであったが、政府・資本が一体となってかけてきた〝賃金か雇用か〟の二者択一をせまる攻撃のなかで、時短要求はしたが賃金闘争に大部分の闘争力を投入せざるを得なかったという傾向が強かった。

今次春闘の時短の成果について賃金闘争の長期化の影響のため充分な集約にいたっていないが、七四春闘での時短獲得組合数四九九組合にくらべ大幅な減少が予測される。

賃金、労働時間をはじめ、労働時間をめぐる資本のきびしい攻撃のもとで、独自のストライキによって時短要求を前進させた組合もいくつかみられた。電機労連の明電舎が、一日一〇分短縮、年間実働五〇時間短縮（一九九〇時間になる）、安川電機が年間実働四三時間短縮（一九七四時間になる）による完全週休二日制など数組合が年間実働一九〇〇時間台を獲得したのは四月下旬～五月下旬の約一カ月に及ぶ重点無期限ストのたたかいの成果である。合化労連の宇部曹達は、日勤職場の完全週休二日制に見合う交替制職場の休日、年間一二六日（年間実働一六七三時間）を要求し七四年秋以降のねばり強いたたかいで年間四〇時間短縮、年間休日六日増を獲得。日本曹達は七四年秋闘段階に時短独自のストライキをかけたたかいで大きく前進し、隔週土曜休日、年間実働一八六九時間、交替勤務者休日二六日増、不足要員の補充をかちとった。このほか約一〇組合が一九〇〇時間台に達しながら、さらに今春闘で短縮。紙パ労連では傘下のほとんどが休業・操短など「合理化」に対置して時短・休日増を要求、佐賀板紙が直外出勤削減、大平製紙が夏休み一週間の制度化などを獲得した。全木労の山進木材が休業提案に対置して一日一〇分の時短を獲得するなど、きびしい状況下においてもたたかえばとれるという実績を示した。

【参考資料】(1)労働省『昭和四九年労働運動の回顧』、(2)総評第五〇回大会各局報告書、その他関連単産大会資料および機関紙誌

VI 権利闘争

概要□スト権奪還闘争――経過と実情／七五春闘の成果／立法闘争の展開／総評の基本原則／公労協の基本原則／公労協学者部会の「スト権奪還・立法要求の基本方針」／同盟の労働基本権回復要求／民間労働者の「使用者概念拡大」のたたかい――たたかいの意義と経過／たたかいの発展と今後の課題／単産の権利討論集会

概要

一、四半世紀にわたり官公労働者が進めてきたスト権奪還闘争は、公制審答申後、七四春闘において春闘共闘委員会との間に「五項目の了解事項」がとりつけられ、大詰の段階を迎えた。しかし、その了解事項にもとづき設置された閣僚協議会、その諮問機関としての専門懇では、スト権問題の審議が回避され、もっぱら経営問題についての検討がおこなわれている。したがって、法改正に向かっての政府側の評価すべき積極的な動きは何一つない。労働者側はそうしたなかで、ストライキの積み重ねによる実質的なスト権回復の成果を積みあげ、さらに立法闘争に向かっての労働者側の「基本原則」を具体的に提示して、一定の前進と評価される運動を展開した。だが、いまだ国民世論を労働者側に有利に形成する、本格的運動はおこなわれていない。

一、労働基本権の回復について、公務員労働者の今年度の運動は国内的にはそれほど評価するべきたたかいはなかったが、ＩＬＯの公務専門総会において、公務員労働基本権の確立に向けて大きな前進を示す結論が採択された。それは公務員労働者の団結権、団交権、争議権、市民的自由にかかわるものであるが、ながい間要求し行動してきた労働組合運動の勝利というべき成果を十分に示すも

のとして評価されるものである（この項については本年鑑第三部Ⅶ「ILO」を見られたい）。

一、民間労働者の権利闘争として、今年度もっとも高く評価されるたたかいは、全金労組によって展開されてきた「使用者概念拡大」のたたかいであろう。このたたかいは背後にある真の使用者・親会社（独占資本）へのたたかいを実質的に組織し、労働者の生活と利益を、それとの対等交渉のなかで、守ろうとするもので、今日の不況・合理化下のもとでは欠かせないたたかいということができる。全金労組は企業側のイニシアチブによる工場閉鎖・人員整理などの不況対策に抗して、その背後にある真の使用者との交渉をせまり、運動の盛りあがりのなかで一定の成果をあげることができたのである。

一、今年度も日常的で地味な権利闘争のたたかいとして、いくつかの単産で権利討論集会、権利点検集会がおこなわれたが、そのなかでとくに成果をあげえたと評されるのは、国労の新しい型の権利討論集会であったということができる。この集会は地方の権利討論集会の成果を踏まえて、全国権利集会で再度学習し、経験の交流をはかり、運動の方向を見定めることをねらっておこなわれたものである。

1　スト権奪還闘争

1　専門懇をめぐる情況と七五春闘

経過と実情　一九七三年九月三日公制審がようやく一本化した答申を採択したことにより、官公労働者のスト権回復問題の解決は、政府に具体的な立法作業の責任を負わせることとなった。右答申後、政府は労働者側の攻勢と世論の看視するなかで、公務員問題連絡会議を設置し、さらに七四春闘において春闘共闘委員会との間に「五項目の了解事項」のとりつけを余儀なくされて、その了解事項にもとづき関係閣僚協議会を設置し、その諮問機関として専門懇を設置した。

こうして政府は法改正準備のための作業に取りかかる構えをみせたのであるが、設置された委員会ではスト権問題についての検討はいっさい回避され、もっぱら経営問題を先行審議する方針が貫かれた。

すなわち、専門懇は一九七四年八月二日の第一回委員会以来、今日までに二二回の委員会を開催したが、なんら労働基本権について

の検討はおこなわれず、一貫して経営問題の検討に終始した。経営形態の問題や、経営状況の問題は当事者能力とのかかわりで問題となるにしても、それだけでは労働基本権問題の本来的解決は果たせないという批判が強く出された。にもかかわらずこのようにスト権問題の本格的討議をしないまま審議を遅らせているのは、政府・自民党がふたたびこうした委員会をカクレミノとして活用し、結論を出させないよう意識的な運営をおこなっているからであるという指摘も多い。このまま推移すれば、「五項目の了解事項」として出されたスト権問題解決の目途とされた期間一九七五年秋を何の進展もみないまま迎えてしまうことになる。労働者側の抗議、幾度かにわたる要求にもかかわらず、政府は明確な回答を避けつづけているのが実情である。

そのため労働者側は従来から進めてきたストライキの積み重ねによる実質的なスト権回復を基軸とする闘争にあわせて、総評・公労協・公務員共闘内部に設置されたスト権対策特別委員会などで、新たな闘争方針を打ち出し、立法闘争を含めたスト権奪還闘争をいっそう強力に盛りあげ、政府の責任を追及する闘争を展開したのが本年度の特徴である。

七五春闘の成果——「処分の悪循環を断ち切る」旨の政府回答

ストライキの積み重ねによる実質的なスト権回復闘争は、今年度の「国民春闘」のなかでもたかわれ、一定の成果をあげた。すなわち、今年度掲げられた目標は、スト権問題が解決するまでは、昨年度来留保させてきた処分をひきつづき出させないこと、従来の処分を凍結させることであったが、その目的は完全に達成できなかったものの二つの点で大きな進展をみた。

その第一は、いわゆる処分の「段下し」に成功したことである。今年度掲げられた目標は、その経過はつぎのようなものであった。今年はやくも一九七四年一二月、日教組にたいし処分が通告されて暗礁に乗林、自治労などの公務員労働者にたいし処分が通告されて暗礁にりあげた。その後三月二九日の三木・春日会談において、民社党の春日委員長は、公労協労働者にたいする「処分の強行」を「違法スト」を理由に、政府に強くうながすなどの行動をとり、政府はそれに同調する態度を示した。そのため、総評・公労協をいたく刺激し、政府にたいする抗議行動、対当局交渉を活発に展開させることとなった。そして、春闘のヤマ場の五月七・八・九日を迎え、三日間にわたる統一行動がおこなわれた。こうした盛りあがりのなかで「処分はだすが従来の処分より軽いものにする」という対当局交渉が煮詰まって、三一日いわゆる「段下し」の処分が公労協労働者に通告されたのである（第121表「公労協の懲戒処分一覧」参照）。

第二に特筆すべきことは、「公労協に対する処分は今回限り」とする旨の政府側回答を引きだしたことであろう。すなわち、右のごとき経過のなかで、処分が強行されたのであるが、六月三日の衆議院社会労働委員会において、長谷川労働大臣はストライキと処分問題についてつぎのような政府見解を明確にした。

質問　ストライキと処分という悪循環を断ち切るために、公労協労働者に対する処分は今回限りとすべきだ。

回答　悪循環を断ち切るため処分は今回限りとし、関係者の努力により新しい労使関係の確立に努力したい。

（一九七五年六月三日、衆院社会労働委員会、社会党田辺誠議員の質問に

第121表 公労協の懲戒処分一覧

(1975年8月現在)

年次	区分	国労	全逓	全電通	動力車	全林野	全専売	全印刷	全造幣	アル専	計
1953	解雇・免職	3									3
	停職										
	減給										
	戒告										
	訓告										
	計	3									3
1954	解雇・免職	18		6							24
	停職	20	2								22
	減給	32									32
	戒告	48			7						55
	訓告										
	計	118	2	6	7						133
1955	解雇・免職										
	停職		4				3				2
	減給						2				7
	戒告										
	訓告				2						2
	計		4		2		5				11
1956	解雇・免職	7		3							10
	停職	62	2	3	1						68
	減給	16				5					21
	戒告	143	7	129	1	3					283
	訓告	93	8		3	5					109
	計	321	17	135	5	13					491
1957	解雇・免職	44			4						48
	停職	156	144	38	27		18				383
	減給	147	35	2	32	82	5				303
	戒告	724	28	14	54	24	22				866
	訓告	3,170	5,978	96	1,038	176	89	9	4		10,560
	計	4,241	6,185	150	1,155	282	134	9	4		12,160
1958	解雇・免職	1	7	3			1				12
	停職	145	328	36	15		14	10			548
	減給	626	252	418	34		8	9			1,347
	戒告	9,118	533	654	948		169	15			11,428
	訓告	5,195	29,447	2,765	1,392		180	48			39,027
	計	15,085	30,567	3,867	2,389		372	82			52,362
1959	解雇・免職	13				13	1				27
	停職	37	287	88	2	129	50				593
	減給	225	641	205	39	48	94				1,252
	戒告	1,963	108	903	401	355	86				3,816
	訓告	8,757	4,507	7,747	518	450					21,979
	計	10,995	5,543	8,943	960	995	231				27,667
1960	解雇・免職	14	4		3						21
	停職	176	358	69	43		24	3			673
	減給	326	564	174	79	3	233	7			1,386
	戒告	645	219	1,144	313	45	762	15			3,143
	訓告	6,069	14,381	87,106	1,335	296	3,704	7			112,898
	計	7,230	15,526	88,493	1,773	344	4,733	32			118,121

年次	区分	国労	全通	全電通	動力車	全林野	全専売	全印刷	全造幣	アル専	計
1961	解雇・免職	18	25	16	12			1			72
	停職	83	465	352	31	7		23			961
	減給	186	1,626	2,870	49	41		12			4,784
	戒告	1,088	8,037	5,284	152	23		13			14,597
	訓告	357	609		61	347		3,106			4,480
	計	1,732	10,762	8,522	305	418		3,155			24,894
1962	解雇・免職	53	3								56
	停職	303	21		2		40				366
	減給	435	12		11		266				726
	戒告	1,278	2		18		359				1,667
	訓告	1,565									1,565
	計	3,634	38		43		665				4,380
1963	解雇・免職	15			12	1					28
	停職	32	276	112	56	121	21	1			519
	減給	41	301	1,336	129	355	103	1			2,266
	戒告	296	5,465	7,544	736	1,570	153	5	1		15,770
	訓告	205	138			39,917		7	6		40,273
	計	589	6,180	8,992	933	41,664	277	14	7		58,856
1964	解雇・免職	18	4	3		25					50
	停職	17	34	27	14	4	18	3			117
	減給	116	29	47	36	3	110	4			345
	戒告	1,257	6	67	74	18	195	8			1,627
	訓告	206		15	34	1		5			261
	計	1,614	73	161	158	51	323	20			2,400
1965	解雇・免職	11	20	32	3		3				69
	停職	89	206	677	123	185	58	15			1,353
	減給	232	2,831	11,855	387	2,581	90	19			17,995
	戒告	337	1,458	142,950	897	25,038	1	751	3	5	171,440
	訓告	1,154	1,778	350	916	1,209		1,685	3	8	6,733
	計	1,823	6,238	155,549	2,326	29,013	152	2,470	6	13	197,590
1966	解雇・免職	24	13	4	14						55
	停職	348	456	3	110	140	28				1,085
	減給	1,952	1,099	10	343	737	104	9			4,254
	戒告	2,984	4,177	15	630	1,789	8	3			9,606
	訓告	2,904	4,490	3	456	35,756		7			43,625
	計	8,212	10,235	35	1,553	38,431	140	19			58,625
1967	解雇・免職	6	4		4						14
	停職	14	154		68		36	13			285
	減給	142	158	8	741		91				1,140
	戒告	2,586	1,352	1	625		1,154	317		3	6,038
	訓告	917	185	2	322			7		7	1,440
	計	3,665	1,853	11	1,760		1,281	337		10	8,917
1968	解雇・免職	6	8	17	36						67
	停職	328	230	407	426		6				1,397
	減給	2,759	4,109	100	7,721		27	3		2	14,721
	戒告	3,021	1,631	1,363	3,138	3	152	8		4	9,320
	訓告	838	380		3,412	14		33		3	4,680
	計	6,952	6,358	1,887	14,733	17	185	44		9	30,185

年次	区分	国労	全逓	全電通	動力車	全林野	全専売	全印刷	全造幣	アル専	計
1969	解雇・免職	17	31	5	71		3				127
	停職	307	354	539	194	15	37	12			1,458
	減給	3,184	3,016	552	7,001	62	168	22		2	14,007
	戒告	2,128	6,244	2,396	1,825	397	625	43		3	13,661
	訓告	732	201		982	1		54		3	1,973
	計	6,368	9,846	3,492	10,073	475	833	131		8	31,226
1970	解雇・免職	50	16		9		3				78
	停職	287	269	87	20	16	35	12			726
	減給	4,202	1,238	167	305	148	141	47			6,248
	戒告	4,357	3,960	5	255	455	296	229			9,557
	訓告	2,406	108		113	52		105	1		2,785
	計	11,302	5,591	259	702	671	475	393	1		19,394
1971	解雇・免職	58	10		23	3					94
	停職	365	89	218	91	343	43	11			1,160
	減給	20,536	630	165	3,103	8,889	97	59	1	1	33,481
	戒告	1,602	417	5,953	410	865	165	131	4	2	9,549
	訓告	1,288	342		199	8	323	92	2	4	2,195
	計	23,849	1,488	6,336	3,826	10,108	628	230	7	7	46,479
1972	解雇・免職	20	3		23		2				48
	停職	290	142		170	167	22	9			800
	減給	29,390	1,732		4,042	31,720	84	24	3	3	66,998
	戒告	813	235		2,032	231	161	114	2	1	3,589
	訓告	700	7		1,545	81		57	5	8	2,403
	計	31,213	2,119		7,812	32,199	269	204	10	12	73,838
1973	解雇・免職	28	32		24		1				85
	停職	297	571	932	87		56(停) 2				1,945
	減給	2,594	3,217	1,133	1,073		223	15	1	2	8,258
	戒告	5,196	5,589	13,540	3,255		204	32	2	1	27,819
	訓告	102,310	14,494	40,475	12,162		3,223	281	4	21	172,970
	計	110,425	23,903	56,080	16,601		3,707	330	7	24	211,077
1974	解雇・免職		2		2	1					5
	停職	1	118		28	115					262
	減給	22	218		152	2					394
	戒告	143	5		200	372					720
	訓告	3,040	8,642		2,099	37,276					51,057
	計	3,206	8,985		2,481	37,766					52,438
1975	解雇・免職	11	4		8						23
	停職	163	210	94	129	139	20	2			757
	減給	1,787	258	321	750		25	11	5	1	3,158
	戒告	4,844	246		928	476	161	13	11	3	6,682
	訓告		424	6,869			629	61	8	479	8,470
	計	6,805	1,142	7,284	1,815	615	835	87	24	483	19,090
	総計	259,382	152,655	350,202	71,412	193,262	15,235	7,557	66	566	1,050,337

対する長谷川労働大臣の答弁)。

このように、政府は「ストと処分の悪循環を断ち切る」観点に立って、公労協労働者に限って、処分は今年度を限りとすることを公けに約束したのである。こうして、一九五二年(昭二七)以来、毎年公労協労働者に加えられてきた大量処分政策は断ち切られることとなった。しかし、この政府側見解は明らかに、現業・非現業労働者を分断して、対処することを明確にしたものであり、これによって処分とストライキ問題が解決したことにはならないといえる。

一九五三年以降本年度までに加えられた公労協労働者に対する懲戒処分は第121表「公労協の懲戒処分一覧」のごとくである。

2　立法闘争の展開

前述した実質的なスト権回復闘争にあわせて、総評・公労協が進めてきた立法闘争は、今年度に入って、労働者側の立法構想の構築に向かっての予備的作業が具体的にすすめられた。総評・公労協はそれぞれ四項目、八項目からなる基本的原則を提示したが、とくに公労協の基本原則は、かなり整理された内容のものと評価されている。それは、内容的には公労協内部に設置されたスト権対策特別委員会の学者部会の「立法要求の基本方針」と共通するものである。

総評・公労協の「基本原則」および公労協学者部会の「基本方針」の概要はつぎのとおり。

総評の基本原則

総評は、スト権奪還闘争の基本的態度として、つぎの四項目からなる基本原則を明らかにした。これはいまだ十分に討議された内容のものとはいえないが、公制審答申後新たな段階を迎えたスト権奪還闘争の方針を確認したものということができるものである。それはつぎのとおり。

【総評・スト権奪還闘争の基本原則】

(1)公労法、国公法、地公法を改廃し、民間労働者と同様に労組法、労調法の一本適用を行うこと(現業、非現業の根拠なき分断策を認めない)。

(2)労調法における公益事業にたいする現行の緊急調整制度については、さらに改善を必要とするので、検討を加え改正をめざす(ストライキにたいする規制については、国民の生命と健康にたいして、さしせまった危険が生じたことが、労働委員会によって判断されたときに限り行なうことができるものとする)。

(3)民営移管によるスト権附与は認めない(もしそうであるならば、国営、公営であっても可能であるはずである)。

(4)スト権を原則的に認めても、種々の制約条件をつけて、事実上スト権の行使を不可能ならしめることは反対する。

公労協の基本原則

公労協のスト権対策専門委員会は、スト権問題の立法的解決について、つぎの八項目からなる基本原則を明らかにした(一九七四年一〇月九日、第三回特別委員会)。この原則は、公制審答申後、スト権奪還闘争が新たな段階を迎えたことに相応して、立法構想の構築に向かっての組合側の根本的・基礎的条件を提示したものである。いわば、これは公労協が公企体等労働者の労働基本権問題の解決にあたって、ぎりぎりの外枠を八点に集約し、公けにしたもので、スト権問題の立法的解決を考える場合の二つの理論課題、一つは憲法の枠内でなければ構想をねることができないとする点、他の一つは憲法の枠内でどのような立法構

想がよりベターかといった点について、積極的に見解を示しているのが特徴である。

その概要は以下のごとくである。

【公労協の基本原則（概要）】

(1)「スト権問題」は基本権にたいする立法上の制約にかかわる問題であり、それは憲法秩序のワク内においてのみゆるされ、政策的裁量問題に全面的に解消すべきではない。

(2)基本権にたいする立法上の制約である以上、それは必要最少限度にとどめなければならないのはいうまでもなく、はじめから全面、一律にスト権じたいを否認する現行法制が、その制約原理と両立しうる余地のないことは明白であり、全面一律スト禁止法制の全面的撤廃こそが問題処理の出発点でなければならない。

(3)全面・一律スト禁止法制の基本的再検討にとって、いわゆる経営形態の問題は副次的問題であり、その検討を「スト権問題」処理の必須の前提とするがごときは、本末転倒のそしりをまぬがれず、容認しえない。

(4)スト権にたいする立法上の制約に合理的根拠があるとすれば、「国民生活」上の利益との衝突関係の調整の視点以外にはなく、「国民生活」上の利益との直接的なかかわりをもたない部門にまで、その地位ないし身分からスト規制をくわだてはならない。

(5)「国民生活」上の利益との調整の視点からスト規制を問題にする以上、非現業、現業といった根拠なき分類を前提とした〝分断政策〟的立法構想はゆるされるべきではない。

(6)「国民生活」上の利益との調整の視点からスト規制を問題にする以上、ストライキにともない予想される「国民生活」上の不利益の性質・程度に対応し、それにふさわしいスト規制方法が構想されなければならない。

(7)スト規制に合理的根拠が介在するとしても、それはスト禁止を当然に合理化しうるものではなく、スト禁止は①人命などスト権に優越する価値をになう法益で、しかも②一旦それが侵害されたならば回復しがたい致命的障害を生じるおそれが予想される場合にのみ限定されなければならない。

(8)スト規制立法は、スト権最大限尊重を前提に範囲、程度、制裁のいずれの面においてもあくまでも「必要最少限制約」の原則の実質的貫徹を支える条件内において構想されなければならない。

さらに、第六項の「国民生活」上の不利益の性質・程度に対応したスト規制方法については、具体的につぎの四点をあげてスト規制を容認している。

(1)人命健康に具体的に影響を及ぼす場合で現行労調法三六条にかかわるもの。

(2)人命健康に抽象的危険が予想される場合で——警察官、消防職員にかかわるものであるがこれは最少限保安要員の義務づけで十分足りる。

(3)日常的便益にかかわりをもっている場合は、スト予告、緊急調整が考えられるが一時的スト中止で十分対応できる。

(4)直接的に国民生活に関係をもたない場合、林野、専売などはストを規制する根拠がない。

だが、右公労協のスト権対策専門委員会の「基本原則」は、「決定的な公労協の見解として取り扱うことをさけ、引続き検討を加えながら、たたかいを展開してゆくこと」とされた。それは、いまだ公労協部内に無条件奪還論を主張し、「自から右『基本原則』にみるようなストライキの制約を容認するような立法要求はすべきでない」とする意見が根づよく存在しているがためである。この「基本原則」の公表とその取り扱いは、公労協のスト権奪還闘争の今日的状況をいみじくも反映しているということができる。すなわち、公制審答申後新たな立法的解決の段階を迎えたにもかかわらず、立法闘争に向かっての統一歩調をとることが公労協部内においてさえ困難なことを如実に物語るものであるからである。

公労協学者部会の「スト権奪還・立法要求の基本方針」について

が、七五年三月一日つぎのような方針がまとめられた。これは前記公労協の「基本原則」の基礎をなすものとなったのであり、その意義は大きい。

まずはじめに、この「立法要求の基本方針」は、スト権奪還闘争の位置づけをつぎの三点において明確にしている。すなわちスト権奪還闘争は、「第一に労働基本権奪還の闘いであると同時に、より基本的に自由な人間としての尊厳性の回復を要求するという、やめるわけにはいかない闘いであったこと、第二にそれは、〝占領政策の遺物〟の清算を要求する闘いとしての歴史的意義をになうものであったこと、そして、第三に単にそれはスト権をうばわれた官公労働者だけの運動課題たるにとどまらず、実は全労働者階級の生活擁護、さらにはわが国の平和と民主主義擁護の課題と不可分にむすびついた闘争であったこと」を指摘した。ついで(2)立法的解決の基本的前提、(3)「国民生活」との対応とその視角、(4)スト規制の方法とその限界、(5)立法要求の骨子といった項目をあげて、「基本的方針」を打ち出している。その各項目の論旨の概要は以下のごとくである。

【公労協学者部会の基本方針（概要）】

(2)立法的解決の基本的前提

その第一は「スト権問題」の立法的解決は、「立法政策」におけるたんなる裁量の問題に解消しうる性質のものではない。それは、スト権に対する立法上の制約の範囲と程度のいかんにかかわっているだけに、労働基本権にかんするいわゆる必要最少限制約の原則に服すべきことを当然の前提としている。この原則の厳格なワク内においてのみ、具体的な立法構想が法的承認をうけることができるのであり、それを逸脱する立法構想は、違憲のそしりをまぬがれない。

第二に、それは現行の官公労法上の全面・一律スト禁止規定の撤廃こそが「スト権問題」の立法的解決の出発点であり、そのことをいささかなりともあいまいにしてはならない。

第三は、いわゆる「経営問題」は「スト権問題」の立法的解決にあたっては付随的問題であり、それを解決の前提条件にするがごときは、本末転倒のそしりをまぬがれない。「経営問題」を論じるとすれば、それはスト権保障を大前提としたうえでの付随的問題としてでなければならず、「経営問題」を無目的に詮議するがごとき関係閣僚協議会、専門委員会の運営方向は、「スト権問題」解決への道程をことさらわい曲するものとして、きびしく批判されなければならない。

(3)「国民生活」との対応とその視角

スト権に対する制約の根拠がありうるとすれば、それは国民の生存権、すなわち「国民生活」にかかわる利益との調和以外にはない。そこで、スト権に対する必要最小限の制約原理としての「国民生活」の内容は以下の三点、すなわち、第一に、同じく官公労働部門であっても、その職務内容が「国民生活」と直接的関連をもたないものについては、そもそもいかなる制約も許されえない。

第二に「国民生活」上の利益との調整こそがスト規制の唯一の根拠であるとすれば、このような根拠とは何らの関連性をも有しない「現業」「非現業」による分断を当然の前提とするがごとき「スト権問題」の立法的解決は、断じて許されない。

第三に、同じくストライキに伴う「国民生活」上の不利益とはいってもその態様と性質は、必らずしも一様ではない。一般的にそれを類型化すれば、①人命に対し直接的かつ具体的な危害が予想される部門、②人命、財産に対する間接的、抽象的危険が予想される部門、③日常生活上の便益の一時的喪失が予想される部門、④右②③の部門でも、ストライキが長期化・大規模化し、国民大多数の生活基盤の破壊が切実かつ具体的に危惧され

る緊急事態の四つのパターンが想定できる。

そこで、これに対する対応策としては①の部門については現行労調法三六条のような部分的禁止、②の部門については保安要員の確保、③の部門については現行労調法上の緊急調整制度的な一時的スト禁止がそれぞれ想定される。したがって、現行の官公労法のように全面一律にストライキを禁止するがごとき法制は、存続させられるべき現実的根拠を全く欠くといわなければならない。

(4)スト規制の方法とその限界

まず第一に、特定の範囲であれ、一定期間であれ、ストライキ権行使の自由そのものを奪うことになる、ストライキ禁止という形でのスト規制方法は、次の場合においてしか許されない。すなわち、①ストライキの自由に優越するだけの法的価値を主張しうるような法益をまもるためであってしかも、②事前に禁止するという形をとらなければ、事後では回復しがたい致命的損害を回避するのに必要な限度においてしか容認されえないといわなければならない。この条件をそなえる場合があるとすれば、前記の①の部門に対応する、現行労調法三六条のような部分的禁止、②の部門に対応する保安要員の確保、そして④の緊急事態的な段階に対応する、ストライキの一時的差止めの場合であって、かつ、これらの場合に限定されているといえる。

第二に、スト禁止という形をとらないスト規制の方法の選択にあたっても、①範囲、②程度、そして③違反に対する制裁の三つの側面がそれぞれについて、必要最小限度にかぎられなければならない。たとえば前記の③の部門に対応する予告制度についていえば、以下の点が問題となる。すなわち、①公衆の日常生活上の便益と直接的なかかわりをもつ職種に限定されなければならず、②公衆にストライキのおこなわれる日を予知させ一応の対応策をとることができるようにするための、必要最小限度の予告期間にとどめなければならず、さらに、③予告義務違反にたいする制裁も、手続不履行にみあった最小限度のものに限定されなければならない。

(5)立法要求の骨子

①公労法・地公労法を廃止し、労組法・労調法適用に一元化すること。

②「国民生活」上の利益と直接的なかかわりをもたない部門（専売公社・国有林野・アルコール専売・造幣・印刷など）を労調法上の「公益事業」に指定しないこと。

③スト予告期間を現行法の一〇日間から公衆の生活単位としての一週間に短縮すること。

④緊急調整の制度を次のように是正すること。

i緊急調整を発動するための条件のうち、現行法の「国民経済の運行を著しく阻害し」を削除し、さらに「国民の日常生活を著しく危くする」を「国民の生命・健康・安全を著しく危くする」に改める。ii発動手続きは、内閣総理大臣の申請による中労委（公労委）の決定にゆだねる。（現行法は意見をきく。）iiiその決定は中労委（公労委）の全委員の三分の二以上の同意を必要とする。ivスト規制方法としての緊急調整の発動によっておこなわれるストライキ禁止の範囲・期間は中労委（公労委）の決定にゆだねる。ただしその期間は三〇日を限度とする。v公労委にかんする規定は、これを定めるばあい労組法・労調法に挿入し、中労委についてのそれに準ずる立法措置をおこなう。

同盟の労働基本権回復要求

同盟は、労働基本権回復についての基本的考え方をおおむねつぎのように述べて、同盟の立場からの具体的な改正要求をおこなった。

「現行公労法の評価」については、まず現行の公労法は公共の福祉を強調するあまり、必要以上に労働基本権を制約する結果となり、このことが法そのものに対し不信感をいだかせ、かえって遵法の精神を欠かせ、今日のようないびつな労使関係が生じていることを反省し、こうした不信感を払拭するためにも、われわれの権利は確保されるべきだ」として概略つぎのような要求を提示した。また「労働基本権の本来的意味」については「労

働基本権は労働条件の維持改善のために与えられ認められる権利であり、その意味においてのみ保障されるものであること、したがって、それの行使の対象は労働条件問題であり、当該者間のものである」として、前記総評・公労協の基本原則と基本的に異なっていることを明らかにしている。そして、当面の立法問題としては労働基本権と企業の公共性をいかに調和したものを具体的に立法化するかが問題であり、労働三権について、つぎのような具体的な改正要求をおこなうとしている。

【同盟の改正要求】

○団結権について

管理職員の区分については、労組法第二条の規定に準じ、労使の団交によって決めること。

○団体交渉について

イ、当事者能力の強化を図り、当事者間による妥結範囲を拡大すること。

ロ、管理運営事項についても労使の話し合いの場をおき、その処理によって影響を受ける勤務条件は、交渉の対象となるものとする。

ハ、組合要求に対する経営側の回答期限の法制化および一定の団体交渉期間内に解決しない場合は、自動的に第三者機関（調停等）に移行するよう義務づけること。

○争議権について

イ、争議行為の禁止法令（公労法一七条）を撤廃し争議権を認めること。

ロ、争議行為についての制約は、原則的に公制審答申の一つである、一定の条件（平和条項）を附して認めるとの意見を尊重する。なお、団交決裂、直ちにスト方式はとらず、調停前置の措置を妥当と考える。

これは明らかに前記総評・公労協の公労法撤廃を基軸としたスト権奪還の立法要求とは根本的に異なっており、公労法の改正による労働基本権回復という方向をとっている。

2　民間労働者の「使用者概念拡大」のたたかい

たたかいの意義と経過

今日、わが国の労働者は石油危機に端を発した高度成長政策の破綻のしわ寄せにより、深刻な打撃を受けている。すなわち、下請け、系列化がかって襲った不況時のそれを上まわる勢いでおこなわれ、「企業・法人格を利用した超過利潤搾取体制」が一段と強められて、その搾取体制による一時帰休・操短、工場閉鎖、賃下げ、賃金遅配、人員整理などの不況対策が企業側のイニシアチブのもとに打ち出され、労使間の攻防はまさに深刻な度合を増しているということができる。こうした企業側の不況対策にたいして労働者が生活と権利を守り、人間らしい生活を営むためには、形式的で名ばかりの使用者にたたかいを組織しても、それを達成することはできない。背後にある真の使用者・親会社（独占資本）とのたたかいを組織せざるをえない。

そういった観点から、全国金属は「使用者概念拡大」のたたかいを通して、「真の敵」にたいするたたかいを展開し、一定の成果をあげてきた。今日の不況対策下にあって、このたたかいの意義はきわめて大きいといわなければならない。

すでにこの闘争は、日産・プリンス両社合併による全金プリンス

支部のたたかい、全金川岸仙台工場支部のたたかいにおいて、使用者概念の拡大をかちとっている。たとえば、全金川岸仙台工場支部のたたかいは一九六七年六月の「工場閉鎖・全員解雇」の攻撃以来、四年七カ月にわたって、背後の独占資本、すなわち「真の使用者」との解雇無効、賃金支払請求のたたかいが労働者の支援闘争、裁判闘争によって展開された。一九七〇年三月二六日、仙台地裁は「支配あるところに責任あり」の法原則により、親会社(川岸工場株式会社)に賃金の支払を命ずる判決をくだした。それを不満とする会社側はただちに「第三者異議請求にもとづく仮差押執行取消請求事件」を申し立てたが、同地裁は同年同月同日に、右申し立てを却下する決定をくだした。したがって、親会社である川岸工業株式会社は、やむなく全金川岸工場支部との間に「和解協定書」を締結することを余儀なくされた。この闘争の決定的な勝利が、その後の使用者概念の拡大闘争を盛りあげ今日のたたかいの基礎をつくったということができる。その「和解協定書」の内容は以下のごとくである。

【全金川岸工場と会社側の和解協定】

1　川岸工業および仙台工作は、昭和四十二年六月以降仙台工場の閉鎖にあたり組合員および家族の生活に重大なる影響をあたえたことに対し遺憾の意を表し昭和四十二年八月五日付の解雇を撤回する。

2　組合は、川岸工業と仙台工作の仙台工場再開が不可能である事実を認め、昭和四十二年八月五日付で、組合員全員が希望退職したものとする。

3　川岸工業は和解金として金八〇、〇〇〇、〇〇〇円を組合に支払うものとし、その内金三〇、〇〇〇、〇〇〇円は正式協定成立後直ちに支払い、残金五〇、〇〇〇、〇〇〇円は、組合が第4項の手続きを完了した後、直ちに支払うものとする。

4　組合は、昭和四十七年一月十日までに宮城県地方労働委員会および裁判所に係属中の一切の事件を取り下げるものとする。

5　組合は、この協定に定めるもののほか名目のいかんを問わず、一切の金員を請求しないものとする。

6　組合は昭和四十七年二月二十九日までに会社構内を立退くものとし、正式協定成立後立ち退くまでの期間、川岸工業および仙台工作が会社構内に立入り、財産の管理および物件の搬出を妨害しないものとする。

7　川岸工業および仙台工作は、将来宮城県において事業を再開する必要が生じたときは、組合員で希望するものを、優先的に採用する。

8　川岸工業および仙台工作は、組合員の就職あっせんについて誠意をもって努力する。

9　当事者双方より、この和解協定をもって正式協定とすることを承諾する旨の書面が宮城県地方労働委員会に到達したときは、この仮協定をもって正式協定とする。

昭和四十六年十二月十九日

以　上

たたかいの発展と今後の課題

全金の使用者概念拡大のたたかいは、昨年度末から今年度にかけて、親会社の責任を明らかにした協定書の作成、裁判所・労働委員会の勝利判決・命令・決定等において大きな成果をあげるなかで、多くの労働者をして親企業―支配企業も使用者であり、それを追及することは法理論を超えて当然の組合運動であるとの意識にもとづくたたかいとなってきた。

すなわち、そのたたかいは、富山地本の北陸富山支部において住金物産、北陸本社を当事者として工場再開、全員雇用を裁判所の和解でたたかいとり、愛知地本の大和通信機支部においても、かたくなに団交拒否するコロムビア本社にたいし、抗議行動をつみ重ねるなかで、団交当事者として交渉の席につかせ争議・紛争の解決をはかり、福井地本の堀田製作所支部では福井銀行を当事者として、争

議の解決をかちとるなど、その企業と労働者を実質的に支配している企業にたいし、大衆行動を中心としたたたかいの具体的な成果をあげている。そうした運動の成果が、今日ではさらに運動を盛りあげ拡大されて、実質的企業支配者が使用者であり、それを追及することはとうぜんであるとする組合運動が定着してきたといえる。そして、このたたかいは、当初は倒産・人員整理問題とのかかわりでたたかわれてきたが、今日では組織攻撃などの不当労働行為、賃金闘争にもとり入れられ、たたかいの質的な転換をはかりつつある。「使用者概念の拡大」が大きな武器となったことは明らかである。

つぎに、東京整機の解散について全国金属と東京自動機械との協定を紹介しておく。

【全金と東京自動機械との協定】

一、乙の会社解散による丁らの解雇に伴って発生した甲、乙と丙、丁間の一切の紛争を解決するための和解金として、甲、乙は、共同して丙、丁に対し一括して金千百五拾万円を支払うことを当事者は相互に異議なく承諾した。

二、前項の和解金の支払に関し、甲乙の内部分担は、甲乙の責任において協議決定し、また前項によって丙丁が、一括受領する和解金の内部的帰属または分配は、丙及び丁らの責任において協議決定するものであることを相互に異議なく承認した。

三、丙及び丁らは、第一項の和解金の受領権限を丙の組合執行委員長である高橋勲に付与することを異議なく承認した。

四、第一項の和解金の支払方法は左の通りとする。

支払場所　甲の指定する場所とする。

支払期日　第一回　昭和四九年六月末日限り金参百万円　第二回　昭和四九年七月二五日限り金八百五拾万円　合計　金千百五拾万円

五、丙及び丁は、前項の和解金の第一回の支払期限である昭和四九年六月末日までに、丙及び丁が、本件紛争に関して、甲所有の建物、工作物及びその他の付帯設備並びにその周辺の公共設備、工作物に貼布した一切のビラ、記載した一切の文字、記号を除去及び消去しこれを原状に復さなければならない。

六、丙及び丁は、左記建物に対する占有権限のないことを承認し、昭和四九年七月二五日限り第四項の和解金の支払を受けるのと引換に左の建物を原状に復して甲に明渡すものとする。

建物の表示

東京都足立区千住関屋町五—二六所在　木造瓦葺二階事務所兼宿舎の内一階事務所四坪五合（入口を入って左側間口一間五尺奥行三間）

七、丙及び丁は、丁が乙の会社解散によって昭和四四年五月末日限り、同社から解雇され、同社を退職したものであることを異議なく承認した。従って、この和解成立後すみやかに乙の弁済供託中の解雇予告手当及び退職金の還付を受けるものとする。

八、丙及び丁は、この和解成立によって、甲及び乙との間の一切の紛争が解決したので、今後、甲及び乙に対し事情、理由の如何を問わず一切の要求をしないことを誓約した。

九、本契約の立合人は、丙及び丁が本契約に基づく甲及び乙に対し、履行すべき一切の義務について、丙及び丁と共同してその責を負うことを確約した。

一〇、丙及び丁並びに立会人は、全国金属労働組合東京地方本部東京整機支部の組合員は、本和解書最前文に丁として表示された七名が全員であって、右七名以外には組合員が存在しないことを確認した。

この和解成立の証として本書四通を作成し、当事者署名捺印のうえ各壱通を保有する。

昭和四九年五月弐拾五日

3　単産の権利討論集会

権利討論集会および権利点検集会といった職場を基礎にした労働組合の活動は、労働組合運動の場では地味な活動であるが、それだけに労働者の学習を深め、権利意識を高めるなかで経験の交流をはかり、運動の正しい方向を見定めるために、かかせない重要な活動である。今年度も国労、全逓、自治労などで職場を基礎にした集会がいくつもおこなわれた。

そのなかでとりわけ国労の権利討論集会は他の単産、さらには公労協にまでも強い影響を与えるという大きな成果をあげえた。すなわち、国労は「スト権奪還闘争」をテーマに設定し、一九七四年の一二月以降翌年三月までの四カ月間に、例年のごとく全国三四カ所で第七回目の権利討論集会を開催した。そして、その職場を基礎にした集会の成果をもちよって同一テーマにより六月二日から四日までの三日間、全国権利討論集会が実施された。これは単産の権利集会としてははじめての試みであったが、全国的に権利意識の格差があり、経験交流の困難ななかで、それらを克服し運動の正しい方向を見定めるためには、きわめてすぐれた方法であったと評価されるものである。

まず第一日目は全体集会として、①スト権奪還闘争の意義を正確に認識しあうための講演、②それを踏まえての問題提起、③地方権利集会をおえての意見発表がおこなわれた。第二日目は、四つの分散会にわかれて、スト権奪還闘争をいかにすすめるかについて、全国からの職場代表者が助言者をまじえて討論と経験の交流をおこなった。そして三日目は、ふたたび全体集会として、①分散会報告、②質疑討論、③講師団集約、④全体集約がおこなわれ、アピールを採択して三日間の日程を終了した。

こうした新しい型の権利討論集会の採用にたいする評価もさることながら、長期間にわたる同一テーマによる地方・全国の権利集会を通じて、職場を基礎にしたスト権奪還闘争の重要性の確認、革新政党との共闘の促進、国民世論形成の具体策などが各地域の経験を通じて検討されたことは、内容的にも十分意義があったということができるであろう。

【参考資料】(1)「公共企業体等関係閣僚協議会にたいする公労協の意見」(一九七五年二月二七日)、(2)「公労協 スト権 対策委員会の 中間的 経過報告」(No.1, No.2, No.3, 国鉄労働組合)、(3)「一九七五年、国労全国権利討論集会」(国鉄労働組合)、(4)「ストライキの自由を回復するために」(公労協)、(5)「公共企業体等の労働基本権に対する私達の意見」一九七〇年六月、同盟・全官公労働基本権対策委員会、専門懇資料No.107)、(6)「反独占の烽火」(総評・全国金属労働組合川岸仙台工場支部)、(7)『月刊労働問題』(一九七四年一二月号)、(8)「第三回中央委員会報告追加」(全国金属)

Ⅶ　公害反対闘争

概要□概況――環境問題の多様化と複雑化／公害裁判と公害反対闘争／**総評の公害反対闘争**――七四年のとりくみ／単組・地区労における反公害闘争／**同盟の公害にたいするとりくみ**――運動方針／単産・単組の動向／**全国公害連のとりくみと諸要求**――公害連七四年度第一回幹事会報告／公害対策愛知県連絡会議の県公害防止条例の全面改正にたいする諸要求

概　要

一、環境問題については、一部の汚染因子について改善がみられ、また、対策の制度的体系がある程度まで成立したことや、ジャーナリズムの取扱いの比重が減退したこともあり、解決にむかって前進しつつあるかのごとき印象がもたれがちである。しかるに、事実はそうなのでなく、七五年版『環境白書』が認めるごとく、「一般的にはなお深刻で、かつ問題は複雑化しつつある」のであり、七〇年以降に成立した関係法律や政策体系の内容は、全面的な改正を迫られるにいたっている。

一、七四年の公害問題の焦点は、環境問題の複雑化を背景として多様であり、それらは悪化しつつある大気中の窒素酸化物による汚染の主たる原因となっている自動車排出ガスの規制問題、同じく火力発電、鉄鋼の排出ガス規制問題、工場排水、海上事故等による海水汚染問題、都市開発や建築物の高層化等にともなう日照権や自然破壊の問題、ＡＦ－２の有毒作用による食品公害の問題、エネルギー問題の深刻化から再び脚光を浴びてきた原子力発電による公害問題、などであった。

一、右の事情を背景とし、総評は、全国公害連をとおして、公害裁判闘争支援や、新全総反対闘争の一環としての苫小牧開発反対の

とりくみを強化するとともに、三木内閣成立後、環境庁長官との環境政策の基本方針に関する交渉をおこなった。他方同盟は、七五年一月の大会で、「船舶の航行安全と海洋汚染防止に関する決議」および「原子力開発に対する基本的態度」についての同盟資源エネルギー対策委員会中間報告の承認をおこなった。これらは、いずれも、対政府と対企業への要求を含む産業政策の転換要求という性格をもつものである。

一、しかし、七四年度の反公害闘争について特筆に値するのは、総評、同盟を通じて、問題業種における単産や単組の活動であった。総評系単産、単組についていえば、大気汚染については全交運が、工場排水等による海洋汚染については全水道が、住労提携活動を組織化して反対闘争を展開した。また日照権問題については札幌地区労が住労提携によって「太陽条例」の制定を自治体に迫った。このように、問題業種の総評系単産、単組では、住労提携が前進する例が目立った。同盟系についてみると、まず、重化学工業系大企業労組で公害防止協定の締結が目立ち、造船重機、自動車労連の傘下単組で公害防止協定ないし環境保全協定が相ついで締結された。それらの内容は、いずれも企業の内部から「企業の社会的責任」の履行に公害対策委を通じて参加するという主旨のものである。

一、全国公害連を中心とする住民運動は、一般的にいえば、関係法律および条例を通じて規制の強化と、公害行政の民主化と、それに対する参加を要求する方向にむかっている。この要求は、七五年以降に予想される関係法律、条例の改正の動向を目前にして、より活発に推進されることになろう。(農民を中心とした公害反対闘争については本年鑑第二部XII「農民運動」参照)

1 概況

環境問題の多様化と複雑化

一九七五年度の『環境白書』は、最近時における日本の環境汚染について、「一部の因子については改善が見られるようになったものの、一般的にはなお深刻で、かつ問題は複雑化しつつある」と総括している。「政策的展望なき白書」(『朝日新聞』社説)といわれたこの白書は、他方においては、従来の白書と比して、被害状況に関する事例的、統計的分析を目立って省略しているが、上記の総括は、七四年度の実態をそうとう適切に表現している、といえよう。

大気汚染についていえば、硫黄酸化物による汚染は、逐年改善されてきている——ただし、七三年五月に設定された環境基準に適合している都市は、同年の年度末に三二六都市中の四六%であり、半数に満たない——が、窒素酸化物は逐年増大の一途をたどっているのであり、また、光化学スモッグの要因物質である炭化水素による汚染の水準は、六八年より横ばいの状況にある。窒素酸化物による汚染は、モータリゼーションによる排出ガスの大量発生や、電力や鉄鋼における燃料の大量消費に原因しており、また、光化学スモッグは、主として自動車の排出ガスの増大に原因しているとみられるのであり、あらためて、自動車排出ガス、電力・鉄鋼の排ガスの規

制が重要な問題となった。

水質汚濁についてみれば、公共用水域での水質は、平均的にいえば改善してきたといわれる——ただし、全国主要公共水域九七カ所中、六九年から七四年までの五年間、悪化の一途にあるものが三割ある——が、河川と海域については改善がみられず、環境基準値を超えるものの割合は、かえって増加している。工場排水や、都市の生活排水に関する規制は、あらためて重要な問題となってきた、といわねばならない。くわうるに、七四年には、石油の流出による大規模な海洋汚染の発生が問題となった。七四年一二月の水島コンビナートの石油タンク事故で流出した大量の油類は、魚介等に直接重大な被害を与えた。また、瀬戸内海の生態系に、長期かつ深刻な影響を及ぼしたとみられるのであり、そのため、環境への影響にたいする総合的な調査を必要とするにいたった。さらに、七五年一月にマラッカ海峡で発生したタンカー座礁による原油の大量流出は、海洋汚染を国際問題化させた。そして、それを契機として、日本近海における海洋汚染の進行が、ようやくに、内外の注目を集めるにいたった。

農用地のカドミウム等による土壌汚染の実態は把握しがたいとされているが、有害物質の濃度が一定の指定要件を超えるところの、いわゆる対策地域は、調査の進行とともに増大しており、七五年一月現在、水田約一九五六ha、畑約二〇haに及んでいる。騒音、振動等による公害は減少したであろうか？　騒音にたいする苦情件数は、七二年度と七三年度と連続して同水準の二万四〇〇〇件であり、増大の一途をたどり、七〇年から七二年の一〇〇〇件強から、七三年には四六〇〇件に増大している（これらの苦情一件当たりの被害戸数は、一般に一〇～二〇戸前後であるとされている）。地盤沈下についてみると、大阪市や尼崎市のように、地下水の採取規制の強化で沈下がほぼ停止した地域も一部でみられるが、首都圏南部をはじめ、多数の地域では沈下がなお進行中であり、さらに最近では地方都市においても沈下が多く発生しているのが目立つのである。食品、薬品公害についてみれば、七三年に際立って問題化したカネミ油症、PCB問題にたいする応急措置はとられたものの、七四年度には、AF-2公害、石油タンパク公害、合成洗剤による環境汚染が問題化した。

以上に加えて、七三年から七四年にかけて、いわゆる自然破壊が顕著に問題化し、ゴルフ場の造成、埋立地の造成、森林の伐採、道路の建設、土石の採取による環境破壊が目立って進行した。また、新幹線、鉄道、空港の建設など、公事事業による汚染も大きな問題となった。さらに、エネルギー危機を契機として、原子力発電の早熟な実用化が推進される機運にあるが、七三年、七四年度には、原子力公害もまた、現実に大きな問題となった。

そして、以上を背景とし、各地で開発反対の運動が増加した。また、健康被害者も増大しており、大気汚染系疾病のみについても、被認定者数は、七四年九月一日には、一万四三五五人に達し、約半年後の七五年三月末には、さらに五〇〇人増加して一万九三四〇人に達した。

『環境白書』も認めるごとく、環境庁の設置や関係法令の制定や諸政策体系の整備を内容とする政府の諸政策にもかかわらず、右のごとく環境問題は、深刻化・複雑化してきたのであり、早くも、関係法令、諸政策体系の見直しや再編成が要求されるにいたってい

る。一九七四年度の環境庁予算は、前年度より四三億円増の約一五〇億円、各省庁の環境保全予算計では、前年度より、六五〇億増の約三四〇〇億円となったが、国民総生産の一%にも満たない予算で対応するには、現実の環境問題はあまりにも深刻であるというのほかはない。数年前、欧米専門家の調査団が、むこう三カ年に一〇兆円をかけて徹底的な環境改善をおこなえと提言したことが、あらためて想いおこされるのである。

公害裁判と公害反対闘争

七二年以前のいわゆる四大公害裁判を中心とする公害訴訟が公害被害の事後的、賠償的性格をもったのにたいし、七二年以降の公害訴訟は道路工事や発電所建設について差し止め等を求める環境権訴訟に変化してきた。七四年もこの傾向の延長線上にあり、主要なものとしては、伊達火力公有水面埋立てに関する即時抗告（一月二二日）、豊前火力環境権訴訟（三月四日）、酒田環境権訴訟（七月一九日）があげられる。

七四年の地域住民による公害反対闘争は、環境問題の複雑化を反映して、多様に展開した。地域開発反対運動は、佐渡（ジェット機佐渡航路開設反対）、苫小牧（東部開発反対）、堺（浜寺以南の開発反対）、沖縄（金武湾開発反対）などがその例であり、火力・原発反対運動は、伊達、渥美、堺、福山、若狭、柏崎で活発化した。また、公共事業反対運動としては、横浜（新貨物線反対）、福山（山陽高速道路反対）、関西各所（新空港建設反対）、境川（水道計画反対）などがあげられ、その他、自然保護、日照権問題についての反対運動の例や、食品・薬品公害にたいする市民運動の例は、ほとんど全国の各地に見いだされるといってよい。

七四年の重要な争点の一つとなったものに自動車排出ガスの規制問題がある。これは、アメリカのマスキー法（大気清浄法）をモデルとして中央公害審議会が七二年一〇月に、七五年、七六年度に目標として示した基準値につき、自動車業界が技術的な理由で難色を示したところから問題となった。

2　総評の公害反対闘争

七四年のとりくみ

総評の公害反対闘争は、七一年六月以降、「公害対策全国連絡会議」を中心とする住民運動との連携活動、すなわち地域における反公害抗議活動の共闘と、単産別・企業別の職場を中心とする公害対策の諸活動とを二つの支柱として展開してきている。このうち、地域における共闘は、七二年七月以降、列島改造論にもとづく新全総への反対活動の中心的な部分として位置づけられ、むつ小川原、苫小牧、鹿島、三河、周防灘、志布志などにおける住民の開発反対闘争との共闘を中心とするものであった。

七四年にいたり、田中内閣の崩壊と三木内閣の成立によって、列島改造論の破棄、新全総の見直しが公約されたが、苫小牧東部開発を中心とする所定の開発計画は推進された。これにたいし、全国公害連は、七四年度中に、国会および環境庁にたいする働きかけを活

発におこなった。また、三木内閣の成立を契機として政府の環境政策を転換させるため、七四年一〇月、環境庁長官との交渉をおこなった。

【全国公害連の環境庁長官への申入書】（一九七四年一〇月一五日、環境庁長官毛利松平殿宛、公害対策全国連絡会議、代表委員 新村猛、福田勝、事務局長 長峰義博署名）

いま私達勤労国民にとって最大の関心事は、生命と健康を破壊する生活環境の汚染問題です。最近の情勢をみると、あれ程世間の耳目を集めた公害発生企業の加害責任、政府の行政責任が社会的に追及された四大公害訴訟以降今日まで、依然として環境汚染は進行していると見ざるを得ません。

その基本的要因は大資本本位の経済政策、開発政策があり、勤労国民の生活は二のつぎとした考え方があるからではないでしょうか。全国公害連はこの現実の事態を憂慮し、国民の生活環境についての行政上の責任をもつ貴職に当面する社会的課題とも言える左記事項についての施策と御見解を承わりたいと考えます。

記

1、五〇年度の予算編成期にあたり、環境行政が責任をもってあたれるよう予算をかくとくしていただきたい。

2、いわゆるマスキー法の五一年完全実施を図っていただきたい。

3、新幹線や空港騒音によって生命と健康が奪われている事態を重視し、その具体的対策を早急に確立されたい。

4、原子力船むつや、原子力発電の放射能もれによる人体や、環境に及ぼす危険性が現実化していることについて、原子力行政のあり方そのものの基本について再検討を加えていただきたい。

5、公害健康被害補償法の内容が改善されたにもかかわらず、被害者は依然として日常生活に困難を来している現状にかんがみ、補償内容の改善、地域、症状について拡大するなど、抜本的対策をとっていただきたい。

6、自然破壊問題との関連で、スーパー林道建設に対する環境庁の態度は深く国会の注目するところであり、貴職の考えをうかがいたい。

7、公害行政の立案、実施に関して公害被害者、労働者、民主団体代表を参画させていただきたい。

単組・地区労における反公害闘争

七二年以降、総評傘下の多くの単産では、単組段階でのとりくみの具体的方針が設定され、七三年秋闘以降では、単組レベルで公害防止協定が普及した。それらの事情については、すでに『日本労働年鑑』（第四三～四五集）で紹介したが、以上を背景とし、七四年には、最近年の問題業種や地域での単組段階による反公害闘争が活発化した。この場合若干の単組で積極的な住労提携運動がおこなわれた。

【全交運労組】　七四年には、「自動車排出ガスの五一年規制完全実施のための都民集会」が、第一回目は、七月七日に四三団体、四七〇名の参加を得ておこなわれ、また、その第二回目は、九月二七日に、五六団体、八〇〇名の参加を得ておこなわれたが、この集会の中心的な組織者の一つは全交運であった。住労提携の運動として参加者から高く評価された全交運を代表して、第二回集会で同労組事務局長の谷合勝正氏がおこなった決意表明は、つぎのごとくであった。

【第二回都市集会決意表明】（全交運事務局長 谷合勝正）

私たちは交通運輸にたずさわり働いている全日本の労働者で構成している団体なのであります。私たちは今後、皆さん達と手を携えて運動をすることになりました。このことは、私は非常に意義があると思います。

私も、この実行委員会に参加させていただきまして、皆が尊重しあい、理解しあいながら、共同の目的のために一致してやっていこうという信頼と善意ある実行委員会の態度に感激した一人であります。今後、皆さんと

堅く連帯していきたいということを表明したいと思います。

第二の問題は、ここに自動車を造っている労働組合、自動車総連の皆さんがおいでになっていないことは、一つの遺憾な事実なのであります。これから、皆様方と、大いに世論を盛り上げる中で、自動車を造っている自動車総連の皆さんも、いっしょに手を携えてこの運動ができますように、皆さんとともに呼びかけるとか、働きかけるとか、運動を拡げるようにやっていきたいと思います。同時に、東京都のみならず、全国の主要都市からも、こういう運動が発展するように、皆さんとともに私どもも全力を尽したい。

私たちは、スローガンとして、この規制に違反するような自動車を、まず造るなと…それから業界や運搬業者は買うなと…それでもだめなら、われわれは運転しないぞ、運転を拒否するぞと、そういうことをスローガンにして、もちろん一朝一夕に行くわけではありませんけれども、皆さんの世論を背景に、手を携えて強力な運動を展開する決意であります。どうか皆さん方も、いっそうのご健闘と私たちに対するご支援をお願い致しまして、全日本の運輸労働者を代表致しまして、決意の表明にかえます。

【全水道東京水道労組】 全水道労組は、足立区鹿浜の小台処理場から出る焼却灰が荒川の河川敷に投棄されていることについて鹿浜の団地自治会に訴え、焼却灰の埋め立て反対の行動を七二年から共同でおこしていたが、七四年春にいたり、三月から投棄を中止するとの回答を都知事から引き出すことに成功した。また、東水労は、下水汚泥の海洋投棄にたいし、投棄地点にもっとも近い、千葉県千倉町漁協、および千葉県漁連公害対策室との共闘を七四年に成立させた。

【札幌地区労】 札幌地区労は、札幌市におけるマンモス都市化を背景とし、日照権問題が深刻化してきたことから、三階建て、八メートル以上の中高層建築物については近隣住民の「同意」を得ることを建築主に義務づける主旨の「太陽条例」の制定を構想し、七三年一〇月より住民との共闘で署名運動を推進してきている。七四年もこの運動は持続しているが、七三年一〇月末までに、必要最低署名数一万五五四九名を上回る五万六八九二名を獲得し、市議会での会議権を成立させ、七四年には、条例実現のための集会を繰り返しおこなった。

【食品労連全森永労組】 右の全交運、全水道東水労組、札幌地区労の例は、労働組合の発議で、住労提携を推進したものであり、事例としては例外的であるといえるが、公害問題が深刻化している企業、地域では、労働組合が共闘ないし、連帯的提携を志向する傾向は、総評、中立労連系の組合には、そうとうに一般化してきた、といえよう。この後者の典型例としては、七四年には中立労連系の食品労連傘下の森永労組をあげることができる。全森永は、七四年の第二九回定期大会でヒ素ミルク中毒問題について、被害者の「守る会」の要求を基盤に成立した「ひかり協会」の性格について、「守る会」の主張を反映するための一連のとりくみの方針を決定した。それは、「守る会」にたいし、今後とも積極的な交流をおこない、企業にたいして、「守る会」と「ひかり協会」との確認事項を尊重することを要求し、ひかり協会の「基本財産」に、一千万円の寄付をおこなうことなどを内容とするものであった。

3　同盟の公害にたいするとりくみ

運動方針

同盟の公害にたいするとりくみは、七〇年以降、おもに労使協議制を中心とする企業内的なものであった。しかし、七一年後半に、環境問題の悪化を背景として方針の再検討をおこない、対企業や業界への働きかけのほか、対政府・対自治体への働きかけの強化をあわせて強調しはじめた。七三年にいたり、同盟が、①環境投資の飛躍的拡大による汚染の蓄積の排除、②排出総量規制等による環境基準の強化、③発生源の明確化、④産業配置と環境の調和などの対政府・対自治体の要求を重視する「公害防止と環境保全政策の推進」を決定するにいたって、公式の方針となった。七四年以降の運動方針においても、上記の基調に変化はない。

七五年一月の定期大会では、環境保全政策について、海洋汚染と原子力発電による汚染とにたいする見解表明がおこなわれた。前者は、海員組合の発議による「船舶の航行安全と海洋汚染防止に関する決議」であり、海水汚染と海上事故の頻発との原因を、政府と企業との癒着による経済優先の高度成長政策に求め、人命の安全と生活を守るための強力なたたかいの必要性を訴えたものであった。それは、つぎのごとくである。

【船舶の航行安全と海洋汚染防止に関する決議】（一九七五年一月二四日、全日本労働総同盟、第十一回年次全国大会）

東京湾における第十雄洋丸とパシフィック・アレス号の衝突による死者三十三人、重軽傷者七人に及ぶ炎上海難をはじめ、水島港三菱石油タンクの大量の重油流出事故による瀬戸内海の環境破壊、シンガポール海峡における祥和丸の座礁など、海上における重大事故が頻発し、海上労働者はもちろん国民の生活と生命は危険にさらされつつある。

第十雄洋丸の事故は、ひとり東京湾のみならず大阪湾、伊勢湾、瀬戸内海など、船舶の過密海域における強制水先制度や航行管制の不備欠陥を暴露したものであり、祥和丸の座礁は、マラッカ・シンガポール海峡における航路の幅、水深、通航船舶、潮流などの実態を無視して、無理に超大型船を通航させたことが直接の原因であった。

また、三菱石油の重油流出事故は瀬戸内海東部一円を死の海に至らしめたにもかかわらず、なんら刑事責任は問われず、海難の場合は船長責任ばかり追及されるという事態は不当であり事故原因の究明を妨げる結果となっていると考えざるを得ない。

われわれは、船舶の安全を確保するため、安全基準の向上、航路・港湾の条件整備、公害・災害防止の徹底を強く主張してきた。

しかるに、政府と企業の癒着による総合的な安全対策に欠けた経済優先の高度成長政策は鉄鉱、石油、海運などの低減、大量輸送のための超大型船の建造、人減らし合理化による人件費の軽減などに狂奔せしめ、その結果、今日の重大な海難と海洋汚染を頻発せしめるものと断ぜざるを得ないのである。

これら一連の事故は、さらにさかのぼれば、かつての大型船の沈没や原子力船の事故などと、その根源を一にするものである。同盟に結集する二五〇万人の労働者は、海上における人命の安全、沿岸漁民をはじめとする国民の生命と生活を守るため、国民的立場に立って、過密海域の航行管制の強化、強制水先区域の拡大をはじめ、海洋汚染防止体制の強化、海難審判先行など、必要とする闘いを強力に推進する。以上、決議する。

原子力発電による汚染については、電労連のイニシアチヴによって、同盟資源エネルギー対策委員会の中間報告の形で見解表明がおこなわれ、大会で承認された。その内容は、原子力開発体制の改革を要求するもので、原発反対の住民運動の昂揚を背景として、同盟として基本的態度を表明したものといえよう。それは、具体的には、つぎのごとくであった。

【同盟資源エネルギー対策委員会中間報告】（第十一回同盟年次全国大会資料「同盟の環境対策」より抜粋）

Ⅰ　原子力開発に対する基本的態度

①わが国のエネルギー事情、特に石油の安定確保の困難性と価格騰勢という情勢から、準国産エネルギーと見なされる原子力の必要性は一層高まったといえよう。従って、総合エネルギー調査会、原子力平和利用長期計画の昭和六〇年約六〇〇〇万ｋＷに、代表されるその開発計画の実現は、まさに集眉の課題であるといって過言ではない。われわれは、以上の認識にたち、原子力の平和利用を正しく強力に推進すべきであると考える。

②しかし、原子力はその潜在的危険性において他の例をみない程大きく、かつ、軍事目的にも利用され、わが国が世界唯一の被爆国として、大変な辛酸をなめたという冷厳な事実もある。従って、われわれは、その危険を顕在化させないためにも、またわれわれが体験した悲劇を再びくり返さないためにその利用にあたっては、平和利用三原則ならびに非核三原則を厳守することを求める。

③核分裂という形での原子力利用は、あくまでも当面のエネルギー供給構造改善のための措置であると認識すべきで、従ってわれわれは、これに満足することなく、クリーン・エネルギーの研究開発を更に積極的に推め、できるだけ早い時期に、これに代替されることを期待するものである。

Ⅱ　原子力開発体制の改革

われわれは、以上のごとく原子力平和利用の推進をはかるべきであると認識しているが、しかし現状では立地、環境問題等でますます混乱の度を深め、このままでは、さきの開発計画の実現は到底不可能であると判断せざるを得ない。

そこで、現状改革をいかにはかるかであるが、その重要なポイントは分析研、原子力船「むつ」問題で明らかにされた政府の原子力行政上の不備を改善させるということであろう。このことは、原子力のパブリック・アクセプタンスが究極、設置側と国民との信頼関係によって左右されると考えるとき、ある意味では安全上の工学、技術面での自主技術の確立という課題よりも重要であると思われる。われわれは、この問題意識にたって以下の提言をする。

①「原子力開発国民会議」（仮称）の設置

同会議は、労組代表、地域代表を含む各界の代表によって構成し、内閣総理大臣及び原子力規制委員会（後述）へ助言を行ない、諮問に答える。具体的には開発面での障害に対する政策提言、規制面では、国民的立場からの安全確保のチェックなどをはからせる。

②「原子力委員会」を解散させ、新たに原子力規制委員会を設けることを提言する。安全規制面に関しては現在数省にわたる多元的管理になっており、行政上の責任があいまいになっている。従って規制の一元化をはかりその責任の所在を明確にするため公取委的行政委員会としての「原子力規制委員会」を設けること。

原子力規制委員会は、専門家による委員若干名と審査業務等にたずさわるスタッフ数百名とから構成し、原子炉、再処理工場、濃縮工場等の原子力施設の設置に係る安全審査、許認可、検査、環境放射線モニタリング、環境保全等安全上の原子力行政を一貫して行なうこととする。

Ⅲ　当面の政策課題

①規制面での強化　ＩＣＲＰ（国際放射線防護委員会）は、職業人の全身被爆に対して最大許容線量として年間5レム、公衆の構成員に対しては、線量限度として〇・五レムを勧告しているが、「実用可能な限り低く（ＡＬＡＰ）」という精神がその根底にある。米国では、環境放出を下げるための技術進歩に伴って軽水炉型原子力発電所からの環境に放出される放射性物資に関して、発電所周辺の住民に対して全身被射の総量目標値として〇・〇〇五レムという値を出しているが、わが国においてもＡＬＡＰ精神に

のっとり、これまでの経験に基づき職業人、公衆に対する厳しい保護規制の見直しをはかるべきである。

②放射性物質への総量規制　放射性物質の放出について、現在は濃度制限による規制が行なわれているが、今後は総量規制を行なうべきである。特に半減期が比較的長期である核種については、月、海水による希薄化だけでは不十分であり、早急に総量規制を採用すべきである。

③放射性廃棄物の処理方針の確立　放射性廃棄物の増大傾向にもかかわらず、処理処分の体制、廃棄方法等の確立がなされていない。廃棄物処理センターの設置を急ぐと共に、廃棄物処理と管理の基準を早急に確立すべきである。

④原子力開発と研究体制の充実　わが国の研究開発体制は、所轄省庁の違い等によるセクト、連絡不十分等の欠陥がある。従って効率的、経済的研究開発をすすめるため研究課題の整理統合ならびに基礎研究、実用化ベースの展開といった一貫した流れに即応する体制の確立が必要である。また、予算の増額はいうまでもなく大きなプロジェクトに対しては課題別の総括予算をつけるべきである。

⑤安全審査に要する自主データの確保　安全審査の裏付けをなす諸データは、極力わが国独自のものを準備する必要がある。従って、実証データをうるための計画的な研究を更に推進すべきである。

同盟の環境保全政策は、右の海水汚染および原子力開発問題にみられるように、いちじるしく、産業政策の性格を濃厚にもっていることが注目される。

単産・単組の動向

同盟系単産・単組においても、公害防止協定ないし環境保全協定の締結の動きが活発化してきた。七三年には、まず全金同盟が先駆的な運動にのり出し、同年中に傘下組合の間で公害防止協定の締結が普及した。七四年以降においては同盟傘下の重化学工業の大労組において締結の動きが活発となった。七四年には、造船重機労連傘下の石川島播磨、川崎重工の労使間に「環境保全協定」が締結され、また、七五年には、自動車労連傘下の諸組合に波及した。これら重化学工業系大単組の公害防止協定ないし環境保全協定の内容は相互に類似したものであり、ここでは、自動車労連の例をあげておこう。

【自動車労連日産労組】　自動車労連は七四年一〇月の大会で、「自動車の排ガス五一年度規制の順守」「自治体との公害防止協定」の要求などを柱とする「企業の社会的責任追及」の運動方針を定め、公害防止協定の推進を申し合わせた。これにもとづいて、七五年にいたり、公害防止協定を締結する単組が相次いだ。その内容は、企業レベル、事業所レベルに公害対策委員会を制度化するとともに、地域住民との関係改善を誓約させることに中心がおかれている。具体的には、たとえば、つぎのごとくである。

【公害防止協定】（昭和五〇年一月二九日、日産自動車株式会社取締役社長岩越忠恕および日本自動車産業労働組合連合会、全日産自動車労働組合、組合長高坂弘巳各署名）

第一章　総　則

（目的）

第一条　この協定は公害防止に関する企業の責務を明らかにし、会社・組合協力して公害防止に関する諸施策を推進することによって会社所在地域の住民（以下地域住民という）の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

（公害の定義）

第二条　この協定において公害とは、会社の生産活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁、騒音、振動、廃棄物などによる土壌の汚染及び悪臭等によって人の健康または生活環境にかかわる被害が生ずることをいう。

（会社の責務）

第三条　1、会社は国及び地方公共団体が定める公害に関する法令を遵守

するのみならず、公害防止に関する全ての施設及び制度を適切に維持、管理し公害を未然に防止する。

2、会社は公害防止に関する情報を速やかに組合に提供し必要な施策について組合と協議するとともに公害が発生し、または公害の発生が予測されるとき（以下総称して公害発生時という）は必要な情報及び資料を速やかに組合に提供し、また組合による公害発生現場の調査、点検に応じる。

3、会社は公害防止に関して地方公共団体と協議の上、地域住民に必要な情報を提供するよう努めるとともに、公害発生時には速やかに必要な措置を講じ関係地域住民に通知する。

4、会社は国及び地方公共団体が実施する公害防止に関する施策に協力するとともに、地方公共団体との公害防止に関する協定の締結を推進し、その遵守に万全を期するよう努める。

5、会社は関連する企業に対して公害防止に関する必要な情報を提供するとともに公害防止に関する施策について協力する。

6、会社は公害防止に関する施策の実施にあたって組合員の労働諸条件に悪影響を及ぼさないよう努める。

（委員会等の設置）

第四条　第一条の目的を達成するため次の委員会及び研究会を設置する。

1、公害対策委員会

2、公害対策研究会

3、工場公害対策委員会

第二章　公害対策委員会

（委員会の構成と運営）

第五条　1、公害対策委員会は、会社、組合同数の代表をもって構成する。

2、公害対策委員会に委員長一名、副委員長二名をおき、委員長には会社を代表する役員、副委員長には組合及び会社の代表があたる。

3、委員長は公害対策委員会を招集し、議事を統括する。

（委員会の開催）

第六条　公害対策委員会は原則として年二回開催する。ただし、必要な場合は臨時に開催することができる。

（委員会の取扱う事項）

第七条　公害対策委員会は次の事項を取扱う。

1、公害防止に関する基本方針及び予算、設備計画についての協議

2、公害防止に関する規定、基準についての協議

3、公害発生時の対策についての協議及び工場公害対策委員会に対する指示

4、公害防止に関する知識の普及及び意識の高揚

5、地方公共団体との公害防止協定に関する協議

6、公害対策研究会に対する諮問

7、その他、公害防止に必要な事項

（委員会の事務局）

第一五条　工場公害対策委員会の事務局は当該工場の工務部環境課において行なう。

第五章　地域住民との関係

（懇談会の開催）

第一六条　会社は工場公害対策委員会が必要と認めた場合は公害防止に関する施策の説明等のため地域住民の代表との懇談会を開催する。

また、公害防止対策の実施状況について地域住民の代表に工場内で実情の説明をすることがある。

（苦情処理）

第一七条　会社は地域住民から公害に関する苦情を受けた場合は、地方公共団体と協議の上、誠意をもって速やかに処理する。

（公害に対する補償）

第一八条　会社はその責めに帰すべき公害により地域住民に被害を与えた場合は、誠意をもってその補償にあたる。

第六章　賃金保障

（賃金の保障）

第一九条　会社は公害により操業を停止した場合は、組合員の賃金を保障

する。

第七章　付　則

（準用）

第二〇条　工場でない事業所については、本文中工場とあるを事業所と読みかえる。

（細部事項）

第二一条　この協定の運用に関する細部必要事項は別に定める。

（協定の発効）

第二二条　この協定は締結の日から発効する。

（有効期間）

第二三条　1、この協定の有効期間は、昭和五〇年一月二十九日から昭和五一年一月二十八日までの一年間とする。

2、有効期間満了一カ月前までに会社及び組合のいずれからも改訂又は廃止の意思表示がないときは、この協定は更に一ケ年更新され、その後も同様とする。

この協定の証として協定書二通を作成し会社、組合各一通を保有する。

【東洋工業労組】　けれども、排ガスの五一年規制についての順守要求行動は難航した。この点で、ある程度まで目立った運動をおこなったのは東洋工業労組である。東洋工業労組は、「①企業の製品は、社会の平和と人類の幸福のためにつくられるものであること、②工場公害による地域社会、住民の生活に害を与えることは企業の存立が許されず事前に万全をつくす」ことを公害基本方針としているが、五一年規制の実現にたいする大企業の反対やこれにたいする政府機関の同調に反発した社会党にたいし国会を通じて五一年規制を可能なかぎり厳格に実施する運動を展開するように要請した。自社製品のロータリーエンジンが、規制値により近い水準にあることから、動機としては企業意識の作用も考えられるが、単組による産業内告発の例として注目されよう。それはつぎのごとくであった。

【公害対策について】（一九七四年九月一九日、日本社会党国会議員殿宛、東洋工業組合長高下達弘署名、「自動車産業についての要望書」より抜粋）

（公害対策について）高度成長下における自動車産業の発展にはいちじるしいものがあるが、比例して交通公害、排気ガス公害が社会問題となっていることも事実である。特にここ一〇年間の問題として排気ガスの問題が、政府、業界、マスコミをはじめ、人間社会全体の緊急な問題となってクローズアップされたことは、ご存知の通りです。ところがこの排気ガス問題は専門的な技術上の問題が多く、ごく一部の分野においてのみ論議され、一般的には、まだ認識の度合にバラツキがある。いま環境庁を中心に規制について論議されている問題について、初歩的に見ますと、

＊CO（一酸化炭素）人間が多く吸いこむと呼吸困難となる生命を奪う毒物。

＊（炭化水素）光化学スモッグの原因となる気体でオキシダントの主体となる。

＊NOX（窒素酸化物）HCと同様にオキシダントの元凶といわれ、さらに肺と目に害を与える。

＊排気ガスの規制値の動きをみると、

	CO (g/km)	HC (g/km)	NOX (g/km)
規制前平均値	18.4		
50年規制平均値	2.1	2.94	2.18
51年規制目標値(平均)	2.1	0.25	1.2
東洋工業達成値	1.1	0.25	0.25
		0.07	0.6
			(RE) 0.7
			(レシプロ)

となっており、業界においては、東洋、ホンダの研究開発が先行し、規制に対する対処のため努力をしています。

（最近の動向）

ところが最近の国会における論議や、政府の動きを見るに、きわめて遺憾なことがあります。それは次の点です。

1、排気ガス開発のおくれた大企業を中心として、五〇年規制をそのまま据置くか、あるいは極端にわるい中間値を設定するよう働きかけていること。これには通産省あたりもやむなしの方向を出そうとしていること。

2、昭和五一年に東洋工業はRE〇・六八g／km、レシプロ〇・七g／km、ホンダは、CVCCにて〇・六g／kmが可能であるとの主張がほとんど無視されようとしており、①の事情のように行政としては後向きの姿勢に変りつつあること。せっかくの環境庁の努力や、国民全体の健康を守る願いが、大企業のエゴによって、まげられようとしていること。以上のような国会の動きを見るにつけ、社会の要望に応えて、良い製品造りを目指す企業に働く者としては次のように考えます。

A、中央公害審議会（中公審）が、昭和四七年に答申した「五一年規制は、もし、〇・二五g／kmが不可能な場合は、その時点の技術開発状況をみて、可能な限り、きびしい数値にする」という方針で五一年規制の対処方針を出してもらいたい。

＊(注) 東洋、ホンダはNOXについて、五一年規制の〇・二五g／km（五〇年規制の二分の一）には到達していないが、〇・六g／kmで下げて量産可能な状況にある。

B、五一年規制値（〇・二五）が達成できなければ、五〇年規制を延期するというトヨタ等の考えはあまりにも社会の排気ガスに対する要望を無視したもので現状凍結は後退となる。なお、付言するなら、自動車業界のトヨタ、日産が、最近増産方向を出していますが、私なりに判断すると、排気ガスがきびしくなる前の、かけ込み増産と見られる点があり、きわめて国民に対しては不信な行為です。今業界に求められていることは、企業の営利第一主義より、社会的に人間の健康のために求められている無公害車を開発し、国民の要望に応えることです。最後に、日本社会党の良心として、政治の場において、社会正義のために闘うことを祈ります。

【電労連の原子力開発に関する提言】

電労連は七一年三月、「社会環境の保護について」と題する、公害問題についての労働組合の提言をまとめて以降、火力、原子力発電にたいする住民の反対運動の高揚を背景とし、相次いで政策提言をおこなってきたが、七四年には「原子力開発に関する第五次提言」をおこなった。その内容は、過去一〇年における日本の原子力発電の経験から、環境への影響および労働者の健康への影響の面で、問題点が少なくないとし、研究開発の強化、充実の方策について、研究課題の提起や開発体制の改革の提言をおこなったものである。すでに述べた同盟資源エネルギー対策委員会の中間報告に反映された部分をのぞいて、その内容をみるとつぎのごとくであった。

【原子力開発に関する第五次提言】

1、はじめに（冒頭一部省略）

原子力発電の開発は昭和四一年七月日本原子力発電（株）東海発電所が誕生して以来約一〇年を経た今日、運転中のもの九基四五〇万kW、建設中（電調審通過したもの）のもの十六基一三九〇万kWに達している。しかし、この間の過程は単調なものでなく、まさに開拓時代の苦労が重ねられて来たといって過言ではない。そしてこの十年間の経験から幾多の問題も明らかになり、今後さらに大規模な開発を進める以上これらの問題にまじめに対処しなければならないということが要請されている。その主要なものをあげると、

〇国民の合意が遠のきつつある。原子力開発に対する政府の安易な行政姿勢は、分析研問題、むつ問題など欠陥行政を浮彫にするとともに国民の不信感を助長した。また資源のないわが国のエネルギーを行政の柱にすえない責任は厳しく追及されるべきである。また一方、環境、公害問題を中心に国民の企業に対する不信感と電力経営の封鎖性も相まって問題解決の遅延と不信感を助長したことを経営側は大いに反省すべきである。加えて国民に正しい理解を求めることが十分でなかったことも関連して諸々のトラブルが必要以上に宣伝されるなど、国民の原子力開発に対する合意は遠のき、開発が軌道に乗らない大きな隘路となっ

ている。

○軽水炉はエネルギー供給を担う商業用炉としての課題は多い。現在運転中の四発電所についてその設備利用率を見ると、それぞれ、敦賀七一・三%、福島一号五八・七%、美浜一号四五・八%、同二号六三・三%と低いし、この傾向は日本のみならず米国においてもB・W・R（沸とう水型）平均五五・五%、P・W・R（加圧水型）平均五八%となっており、軽水炉がまだまだ電力供給のベースを担う実用炉としては改良の余地もあろうし、また、今後に残されている燃料サイクル、廃棄物処理処分までのトータル・システムとして見た場合完成された商業炉として位置づけるには課題がある。

○原子力発電所に働く従業員の被曝傾向は漸増している。（内容略）

2、原子力行政について（内容略）

3、開発・研究体制について

1、軽水炉など実用炉の開発体制について

「はじめに」で述べたごとく、軽水炉は、商業用炉としてはまだ完成の域に達していないが、しかし、ATR（新型転換炉）、FBR（高速増殖炉）などのように研究開発段階にあるものともいえず、いわばその中間に位置するというべきであろう。

われわれはこのような段階にあるもの（当面は軽水炉）の開発主体は、これまで通り民間電力企業であっても良いと考える。しかし、この場合、それぞれの企業の立場で改良発展させていくことには限度があり、どうしても協調、協力して対応していく必要がある。この点われわれは従来から指摘し、警告してきたところであるが、現在の協調体制は必ずしも充分とはいえない。

従って当面する運転、建設に当っての各社の計画などはあらためて一元的に再チェックし、広域運営などに対するよりも更に質的に高い協調・協力をはかるよう措置すべきである。

上述の趣旨を更に高めるという観点から今後の開発については燃料サイクル確立、廃棄物処理処分、立地の有効活用、資金の巨大化にともなう企業リスクの分散および軽水炉以外の実用炉（例えば高温ガス炉、改良型ガス炉、カナダ型重水炉）の開発をする場合も現在より更にリスクが多いという視点から、各社バラバラでなく、全体として開発体制の抜本的再検討を行なうべきである。また政府も国家的見地に立ち、エネルギー供給の重要性に鑑み財投拡大、利子補給などの支援を行なうのは当然である。

2、研究体制の強化・充実

原子力開発の主体を担うものとして、必要な研究開発投資も負担し、それを完成の域に近づける努力をするのは当然の責務であると考える。前記のとおり、実用炉の改良発展は電力企業の責任において実施すべきであるが、メーカーもまた製作を担う立場として、その責任の一端を担うべきである。

わが国の場合、米国よりの導入開発であったため、国内メーカーの自主的努力はやや欠けていたと思われるが、今後は自主開発などにも備え、電力メーカー一体となって対処すべきである。そして当面の課題として次の項目を提起する。

①燃料問題に関する対策（破損、曲り、稠密化など）②クラッドの派生軽減対策およびその除去対策、③蒸気発生器（SG）対策、④作業工法の改善およびメインティナンス・フリー化、機器のカセット化、ロボット化、⑤防護具の改善など

次に国の研究課題として、われわれは主として次の項目をあらたに提起する。

①クラッドの生じない材料の開発、②運転機器の異常検出技術の開発、③高いレベルの放射性廃棄物の処理処分の技術開発、④温排水の影響などその意図するところは、原子力を支える材料・技術というものは本来、在来のレベルより、さらに次元の高いものが求められているのではないかと判断するからである。

4、放射線下労働対策について（略）

5、国民的合意を求めて（略）

4　全国公害連のとりくみと諸要求

公害連七四年度第一回幹事会報告

全国公害連は、七四年六月の総会で、七四年度の具体的な行動目標を定め、①現地調査、運動の交流、②騒音訴訟闘争の強化、③食品薬品公害闘争へのとりくみ強化、④公害発生地域の追跡調査、⑤学者、専門家との協力関係の確立を決めた。その後、一〇月一日に幹事会を開き、水俣病患者の救済問題、鹿島コンビナート周辺の健康被害問題、徳山湾の水銀汚染、浜岡原発の試運転、富士の乱開発、清水港の海水汚染、静岡県の工場排水問題について、実態の報告と対策の強化を申し合わせた。この席上、社会党は、公害関連法案の総洗いなおしに入ることを言明しており、全国公害連も、七四年末から七五年にかけて、公害関連法案に対する諸要求を設定することになろう。

公害対策愛知県連絡会議の県公害防止条例の全面改正にたいする諸要求

全国公害連の諸要求の動向を展望するには、中核的な構成団体の一つである公害対策愛知県連絡会議の諸要求を注目することが示唆的であろう。同会議は、七四年二月に、愛知県公害対策審議会の県公害防止条例改正についての答申（これは七三年末におこなわれ、当時、全国的に最も前向きのものとされた）にたいする批判点を集約し、県議会への要求請願の署名運動を開始した。批判の重点は、①現行の環境基準に固執し、自然の浄化能力に期待している点など、現状認識が甘い、②工場立地の許可制も環境保全よりは工場立地の規制に重点をおくニュアンスが強い、③地下水のくみ上げも十分な規制を予定していない、④住民の要求に対応する姿勢が弱く、違反者の公表についても十分な姿勢でない、ことなどであり、さらに、条例改正の答申に欠落している点として、⑤すべての公害は事業者が発生源で防止することの責任を明確にする、⑥住民参加のもとに健康で安全な環境を守るための県の責任を明らかにする、⑦公共下水道工事への工場排水の放流を厳しく規制する、⑧ＰＣＢ、ＡＢＳ、水銀、カドミウムなどのような有害物質の大気や公共水域への流出は完全に禁止する、⑨土地造成、埋立て等における環境保全、公害防止の優先、⑩発生源事業者の常時調査と結果の公表の義務化、⑪県の常時調査と結果の公表（測定と立入り調査を含む）の制度化、⑫住民と住民の推せんする専門家の立入調査権と規制と差止めの請求権、⑬中小企業の公害防止対策に対する抜本的、財政的援助、⑭公害病をはじめとする公害の被害にたいする十分な補償と、その原因負担による住民代表の参加する独自の補償制度、⑮公害対策審議会等の委員の民主的選出と運営、をあげている。より具体的に、答申の内容と請願の内容とを対比すると、つぎのごとくである。

答申の主な内容	私達の請願内容
総排出量を規制し、環境容量を維持する。	複合汚染の相乗作用を考慮した総量規制をおこない具体的な公害防止計

(1)現行の環境基準に基づいておこなう。 (2)汚染原因物質を限定する。	工場立地の許可制を採用する。 (1)許可制をとる地域を指定する。 (2)営業の自由を制限するため、客観的合理的規準を設定する。	地下水採取の規制を強化する。 (1)沈下指定地域の揚水規制を強化する。 (2)ただし代替水源の整備を促進すべきである。	公害防止協定 法律、条例は固定的、画一的規制が原則のため、実態に即した実効的な規制が困難な場合、協定を締結できるようにする。	住民の調査請求 知事はこれまでも、公害防止のためひろく汚染の状況等を監視・調査し、公害防止委員会を設けて、住民の苦情に対応してきたが、この調査請求を新条例で規定する。
画を立てる。 (1)現行の基準は安全基準ではないので、もっと厳しい基準を定める。 (2)すべての公害を規制対象にする。	すべての発生源を許可制とする。 (1)全地域を許可制とする。 (2)疑わしいものは、まず差止めて調査する。	地下採取を許可制とし、総量規制をおこなう。 (1)沈下地域は直ちに揚水を禁止する。(全面禁止区域を設ける)	協定よりもまず厳しい条例 具体的で実効ある条例のもとでこそ、有効な協定が可能である。	県民の調査請求権 (1)県民が愛知県に対し、公害原因工場等への調査およびすべての資料の公開を請求できる権利を明記する。 (2)公害防止委員の選定と運営を民主化する。
罰則 改善命令に従わず、かつその公害がいちじるしい場合は工業用水の全部または一部の供給の停止を水道事業者に要請する。	その他 (1)ばい煙、炭化水素の発生施設の設備基準を設けて、規制の充実をはかる。 (2)産業の廃棄物の処理について知事に報告させる。 (3)悪臭発生事業者に、その実態を知事に届けさせる。		違反者の公表 「悪質な汚染者」、「規定に違反して著しく公害を発生させている者」を公表する。	
罰則 改善命令に従わないときは、工業用水の供給停止、操業の停止および地方自治法最大限の罰金、懲役刑を課す。	その他 (1)すべての汚染物質発生施設については、総量規制基準に基いて規制する。 (2)二次公害も規制するので、産業廃棄物も許可制総量規制の対象となる。 (3)悪臭防止法に基づき、事業の者は悪臭を発生させてはならない。		違反者の公表 すべての違反者を公表する。	

VIII 社会保障闘争

概要□医療保険をめぐるたたかい――医療制度・医療保険の矛盾の激化／春闘共闘医療保障対策委員会の発足ととりくみ／医療保障確立要請二〇〇万人の署名／准看護婦制度廃止のための中央集会／医療保障確立・社会保障拡充要求中央集会／健保組合対策会議／**老齢保障をめぐるたたかい**――新しい年金再編の動き／基礎年金構想と七五年年金闘争と反省／厚年、国民年金の七六年改正への要求案／高齢者、退職者の生活改善を要求する諸集会／都老協など厚生省で長期の坐りこみ／東京都高齢者事業団の設立と普及／**その他の社会保障闘争**

概要

一、七四年後半から七五年前半にかけての社会保障闘争は、政府の総需要抑制政策による財政支出の引き締め、経済不況による大中企業の臨時工、社外工、パートタイマーの首切り、一時帰休等の大規模な進展、さらにスタグフレーションの進行のなかでの大企業と政府が一体となった実質的な所得政策の実施のまえに、大きな前進をみることがなかった。これは七四年の国民春闘が、いわゆる「社会的弱者救済」と連帯の画期的なたたかいを展開し、それなりの一定の成果をあげたことと比較していちじるしく後退したという印象をあたえた。

一、医療保険制度のなかで、一貫して対立紛争の焦点になってきた社会保険診療報酬点数表が、七四年二月、一〇月と年に二回も引き上げられたこと、さらに七三年秋の家族給付率の引上げや家族高額療養費の新設と普及など、医療費増大の要因が七四年度にいたり重複して進行し、その影響は政管健保組合ばかりでなく大企業の健保組合、公務員の共済組合にも波及し、部分的でも労働組合として保険料負担の軽減にとりくまざるを得ない情勢を生んだ。こうしたなかで、七三年、七四年の春闘で定着しはじめた社会保険の保険料の労使負担割合を変える三・七闘争が、七五年春闘の場合でも、ひきつ

づきたたかわれてきた。

一、労働組合の中央段階では、不況と国家財政規模の引き締めのなかで公然化してきた社会保障の合理化・再編成の動きに対応して主として、厚生年金と健康保険の二大制度の改革が社会保険審議会活動をとおしてとりくまれた。しかし単産支部、地方労組組織に浸透し、大衆討議を重ね、全体として対応するという情勢までは熟さなかった。

一、ただ、総評、春闘共闘委員会や老人団体、退職者の会、身体障害者団体などの連携を、七四年「国民春闘」にひきつづき七四年暮れから七五年にかけて強めてきた。

1　医療保障をめぐるたたかい

医療制度・医療保険の矛盾の激化

「医療と年金」は七〇年代の労働組合運動の基本的なテーマの一つとしてとりくまれてきた。七三年におこなわれた官公労組、民間労組と医療労組の提携による「医療実態調査」は高い水準をもち、規模の大きい公的病院でも、医療労働者の低労働条件と患者の劣悪な医療看護状態を明らかにした。また、六八年三月新潟県立病院労働者からはじまったいわゆるニッパチ闘争（深夜勤務の看護婦を二人以上にし、一月の深夜勤務を八日以内にするたたかい）はその後も全国的に展開され、七四年後半から七五年にいたるも、国公立病院労働者を中心にしてとりくまれてきた。しかし、圧倒的な看護婦不足と退職者続出のため、この壁は依然として厚い。

一方、市町村の国民健康保険の財政危機が深刻化した。これは老人医療公費制度の実施にともなう老人受診率の激増と医療費の増大、七四年度における二回の医療費引上げが国保の財政をゆるがすようになったことによるが、なかには市町村長の一部から国保を返上したいという動きさえではじめてきている。こうした事態で医療保険制度の合理化案が七四年一二月の財政審議会の意見を背景にして推進されようとしている。七五年国家予算編成時には大蔵省から厚生省に提示されており、社会保険審議会と大蔵省の案のなかで、労働者で審議がつづけられた。財政審議会や公務員の医療保険に直接影響する問題は、高齢退職者医療制度の新設案であった。その内容は高齢定年で退職し、地域の市町村国保に加入する条件のある者を、この人がそれまで加入していた被用者保険で、従前と同じ給付内容で延長継続して取り扱おうというものである。これが実現されるならば国保にたいする国庫負担（七五年度約一兆六二〇億円）が圧縮されることになる。しかし、その分は被用者保険の給付費を増加させることになり、保険料率の引上げが必至となるをえない。

春闘共闘医療保障対策委員会の発足ととりくみ

七四年一〇月一日、春闘共闘委員会医療保障対策委員会が発足し、委員長に総評（安恒）、副委員長に食品労連（栗原）、事務局長に総評（廻神）を選出した。加入単産は官公労六単産、民間労組など一五単産である。また七五年春闘へむけてつぎの

七項目の医療保障の統一要求を決めた。

(1) 弾力条項発動（健康保険の保険料率を一〇〇〇分の八〇まで、国会の議決をへないで引き上げることができる措置）による健康保険料引上げ反対。医療費引き上げにともなう費用は、すべて国庫と経営者負担で措置すること。同時にこのさい、すべての社会保険料、共済組合の掛金負担割合を労働者三、経営者七に変更すること

(2) 差額ベッド、付添看護料の患者負担を全面的に撤廃すること

(3) 救急医療、休日・夜間診療、へき地医療を改善するための予算措置と、国の責任ある診療体制を確立すること

(4) 老人医療の無料化は、年齢制限を六〇歳とし、当面六五歳から所得制限、療養費払いなしの完全公費制度として確立すること。同時に障害者医療の無料化、三歳未満児の乳幼児医療の無料化など公費医療負担の全面改正を措置すること

(5) 国公立病院の独立採算制、医療法による「公的ベッド規制」の廃止、保健所を拡充すること

(6) 健保、国保、各種共済組合、日雇健保など医療保険の抜本改善をはかること。とくに本人、家族療養の一〇割給付（当面は家族は八割）、出産および予防給付、リハビリテーションの全面適用、高額医療費の改善、傷病手当金の増額、はり、きゅう、マッサージ、漢方療法などの完全給付、保険料負担割合の変更など緊急に措置すること

(7) 医療労働者の定員増と労働条件の改善、とくに看護婦の定着化をはかるための夜勤日数の制限、労働条件の抜本的改善をはかること

この要求をもとに、七四年一〇月一四日、医療対策委員会代表と厚生大臣、医務および保険の両局長との第一回交渉がおこなわれた。ここで明らかにされたのはつぎの点である。第(2)項の差額ベッドについては全廃がのぞましいが、規制通達（七二年四月）後の実態調査をしており、国公立病院では効果をあげていると思う。(3)のへき地対策は努力しているが供給体制の整備がおくれている。休日・夜間対策については二カ年計画で改善の方向にすすみたい。第(4)項の老人医療は病院体制ができていない。三歳児未満の医療無料化はやる意志がない。第(5)項の国公立病院については公立病院の看護婦養成学校の補助をしたい。第(6)項、第(7)項についてはむずかしいが大いに努力する。第(1)項の弾力条項については、医療費が上がったからやむを得ない。また、医療保障対策委員会は「いつでも、どこでも、だれでも、良い医療を」を訴える「医療保障闘争の手びき」を作成し、春闘共闘委員会傘下の各単産に配付した。

七四年一一月六日には、自治労会館で、単産、各県春闘委の活動家約二〇〇人を集めて医療保障拡充全国活動者会議を開いた。この会議では、厚生省交渉のなかで病院の差額徴収規制通達を出させたこと、新潟、岩手などの地域の医療改善のたたかいが前進したことなどをみとめたが、全般的には、医療保障闘争が弱体であることが指摘された。運動のすすめ方としてはつぎの二つの柱でとりくむことになった。

(1) 地域における運動の強化として、①地区、県の春闘共闘組織を中心に統一要求にもとづく地域住民の緊急要求をとりあげ、幅の広い要求活動をおこす。②要求を全市町村民、県民にアッピールし、自治体交渉の土台をつくるために、しっかりした組織をつくる。で

きれば中央同様に医療保障対策委員会を常設したい。既成組織の強化拡充をはかる。③この機関が軸となって医療保障拡充をめざす地域のすべての民主団体によびかけ「医療改善の確立をもとめる○○地区市町村民会議」また「県民会議」のような広はんな共同行動の場をつくる。④この組織のもとに、労働組合の秋季年末闘争と連携し、署名運動、教育宣伝活動、県市町村首長、一二月議会へむけて行動をおこす。請願採択をめざし、中央における根本的改正の要求の意見書や決議の採択をさせる。⑤このような自治体行動とともに県段階では発言の場をひろげ、たとえば医療整備審議会や厚生省に要求している「休日、夜間診療対策協議会」などに組織代表の参加をもとめる。民主的な医療確立と医療行政の監視を強める。

(2)　職場を中心とした運動　①社会保険料の労使負担三・七闘争をひきつづき発展させる。とくに政管健保の保険料率引上げは、ストレートに健保組合、共済組合（短期）、国保の保険料（率）の引上げにつながるという観点から阻止するたたかいをくむ。もし値上げが強行されるならその負担は経営者がおこなうようにし、経営者からも政府に保険料値上げ反対の意志表示をおこなうようにするよう職場の盛りあがりを組織する。②職場における組合員の健康調査、障害者・難病調査などの多様な調査活動をできるかぎり産業別組織の統一調査としておこない、七五年春闘のなかで医療保障制度改善のたたかいの土台とする。

こうした医療保障改善の運動方針は、長年にわたる医療保障闘争の集約であることはいうまでもないが、地域における運動を重視し、とくに、医療改善を求める県民会議や市町村地区会議の提唱は新しい方向といえる。東京地評（社保協）ほか若干の県において、七五年に入ってとりくみが始まっている。

医療保障確立要請二〇〇万人の署名

総評医療共闘会議は春闘共闘委医療保障対策委員会と協力して、地方議会、国会へむけて五〇〇万人請願署名運動を組織した。目標には達しなかったが、約半数の二〇〇万人強の署名が集約され、国会に請願された。この請願事項の要旨は、①国民の要求にそって医療機関を整備し、医療内容を改善すること、②医療機関をよくし、ふやすための対策を実施すること、③看護婦はじめ医療労働者の大幅増員、労働条件を改善することである。

准看護婦制度廃止のための中央集会

総評医療共闘会議は、当面する准看護婦制度の廃止をめざしてたたかいを強めるために七五年六月三日、東京・野口記念会館で全国から約二五〇名の看護婦が参加して中央集会が開かれた。統一要求を、①看護婦の資格教育制度、②准看護婦から看護婦になる途の拡大、③看護婦の定員基準の改正、④診療報酬の適正化、⑤一連の看護婦不足対策のための措置の五項目にわたって細かく決定し、統一行動をよびかけた。今後の行動計画は七五年一〇月まで単位組合で討議し、意志を統一して、一一月に一一月中下旬総決起集会をおこない、七六年国会で成立を期すとしている。

医療保障確立・社会保障拡充要求中央集会

総評医療共闘会議では、七五年二月二〇日東京・久保講堂で、医療保障確立・社会保障拡充要求中央集会を開き、デモ行進と国会への請願をおこない、五月七日には衆院第一議員会館で七

五年春闘医療改善要求中央行動をおこなって野党にたいする協力要請を訴えた。

健保組合対策会議

総評は、例年どおり、七四年一二月二〇日、東京日本女子会館で、新年度の健保組合予算編成に対応するための健保組合対策会議を開いた。ここでもっとも問題になったのは、健保連合会が七五年度からはじめようとする共同事業案についてであった。これはすべての健保組合からさしあたり一〇〇〇分の一程度の拠出をおこない、これを健保連合会でプールして、被保険者が一人一件四〇万円の高額医療費となった場合、これをこえた医療費について、共同事業として、給付をおこなおうというものである。この会議では基本的には反対であるが、現実は個々の健保組合で決定する事項であるから止むを得ない場合は参加するという若干柔軟な路線でのぞむことを大筋で決定した。しかし参加しない場合は厚生省が厭がらせをするであろうということで、一二月二四日、総評と保険局長の交渉がもたれた。ここでは保険局長は「共同事業はあくまで自主事業であり、参加、不参加は自主性を尊重する。もちろんその結果によって行政指導でいやがらせなどの不公正はしない」と確約した。その後の推移は大部分の健保組合が、七五年度予算編成にあたり共同事業に参加する方向をとった。ただ自治労は大中都市で健保組合を組織しているが、未加入を決め、実行した。

2 老齢保障をめぐるたたかい

1 基礎年金構想と厚生年金・国民年金にたいする要求

新しい年金再編の動き

老齢保障改善のたたかいは、六〇年代後半からさまざまな要求ととりくみがなされて高揚してきたことは、本年鑑の各年版で既述してきたとおりである。

こうした長期のとりくみにより、中高年者問題の改善の要求は、労働組合と民主団体、老人団体により、定年制の延長ないし撤廃、②中高年者に仕事と所得の保障、③老人と病気、医療保障の確立、④老人と公的援助、社会福祉の充実。まともな生活保護の適用と各種老人ホームの充実、ホームヘルパーの増員、⑤老人の住居の確保。

こうしたなかで制度改善のたたかいとして最重要なものは、いう

までもなく公的年金の改善であった。七四年国民春闘は、本年鑑七五年版で記述したとおり、スライド条項（七三年改正による厚生年金と国民年金「拠出制」の消費者物価が年五%以上上昇した場合上昇した分をスライドする）を繰り上げて実施させるという成果をあげた。すなわち、スライド実施予定月を厚生年金および船員保険の七四年一一月からを八月に、国民年金の七五年一月からを七四年九月に繰り上げさせた。また、各種老齢福祉年金やその他の社会福祉分野の児童扶養手当ほかの各種手当の実施月を七四年一〇月から九月にした。

ところが、こうした年金の改善による国庫負担の増大を警戒して政府・自民党は、七四年九月政調会に年金調査会をつくり、また自民党執行部が公的年金の財源調達方式を積立方式から賦課方式への切りかえを検討する必要を表明したのにたいして厚生大臣が反対するなどの動きがあった。公的年金制度にたいして、新しい合理化・再編成の方向を強く政府に要請したのは、七四年一一月の厚相諮問機関「社会保障長期計画懇談会」（座長・有沢広巳）と一二月の財政審議会（会長・小林中）の意見書であった。この二つの意見書は国保にたいする国庫負担の増加と、国民年金のなかでも拠出制年金の財政的行きづまりと無拠出制年金の国庫支出増大とを財政硬直化の元凶の一つとしてあげ、その全面的な改革の必要を政府に提言している。くわしくは本年鑑第三部Ⅳ「社会保障」を参照されたい。

基礎年金構想と七五年度のとりくみ

大蔵省は、前記二つの諮問機関の意見の実行を、七五年度国家予算案の編成過程のなかで、強く厚生省に要請した。厚生省はこれをうけて七五年一月六日曽根田保険局長試案という形で公的年金制度の改革案としていわゆる基礎年金構想＝下駄ばき年金の構想を公表した。この内容は、①国民年金、厚生年金、共済年金とも共通の基礎年金制度を設定し、②たとえば国民のすべては六五歳になったらだれでも月二万円の年金をうけることにし、③これに各公的年金制度ごとに、各保険の特色に応じてプラスアルファーの上積みを加算するという方式をとり、④基礎年金の財源には、現行の年金の国庫負担をすべて投入すると同時に、厚生年金、共済年金とも積立金の一部を繰り入れ、⑤賦課方式を導入し、⑥実質的に基礎年金をテコにして財政調整をはかるというものであった。

これにたいし、春闘共闘委員会は、その日のうちに年金改善対策委員会厚生年金部会と市川春闘共闘議長、堅山副議長、市川部会長、廻神事務局長らの連名で、反対の声明書を手交した。その全文はつぎのとおりである。

【「基礎年金構想」にたいする反ばく声明】

厚生省は、年金制度の一本化構想と称して基礎年金制度をつくり、この部分にかぎって賦課方式を導入する「新国民年金法案」（仮称）の考え方を発表した。この構想をことし五月に国民年金審議会に諮問し、五一年度実施を目標としていると伝えられている。

この構想発表のねらいが四月の統一地方選挙、その前後の各県首長選挙とあわせて三木新内閣の目新しさのイメージ・アップにあることは明らかである。

(1)しかし構想の本質は、従来の自民党政府の高負担「低福祉」政策の域を一歩も出るものではなく、むしろ従来の年金政策の貧困の責任を勤労国民自身の資金をつかった助け合いにもとめようとする悪質なものといわざるを得ない。いわば政策の貧困の責任転嫁であり、三木新内閣の「公正」路線の欺瞞がはしなくもバクロされたものである。

(2)このことは厚生年金の財源を流用することによってうめあわせようとしている発想そのものに明瞭にあらわれている。国民年金の財源不足につ

いては、以前から十分予測されていたことである。そのためわれわれは、国庫負担の大幅な引上げ、すなわち保険料と同額の国庫負担を要求してきた。ところが自民党政府は一貫してこの要求を拒否し、無計画なつぎはぎ政策（保険料の値上げ）で糊塗してきた結果が、今日の財源不足をまねいた最大の原因である。

(3)いっぽう厚生年金については、すでに四九年度で九兆円をこえる積立金が累積されている。これを「豊かな財源」と称すること自体、重大な食言といわざるを得ない。九兆円の積立金は、長年にわたる労働者の保険料収奪と、在職老齢年金による支給停止、長期の積立期間、各種の併給制限、二〇年にわたる平均標準報酬の全平均を年金額算定の基礎とするという前近代的な計算方式など、制度上の重大な矛盾によって受給率の低さをもたらした結果、きわめて意識的に累積されたものである。しかも、積立金の大部分が、自民党政府とゆ着した大資本へ一方的に融資されてきたことはいまさらいうまでもない。したがってこの積立金は、大資本奉仕のために年金権をうばわれ、低水準の年金で苦しめられている労働者の犠牲を象徴するものである。

われわれが主張しているように、本来、厚生年金加入者の年金権を保障する賦課方式を実現していれば、このような収奪性の高い積立金の累積はあり得ないのである。

(4)構想のもうひとつの問題は、各制度間の最低保障額を基礎年金としてそろえるということは、かつて医療保険の総合調整、財政調整構想でも指摘されたとおり、年金水準を低い線へ合わせ、費用を勤労国民相互で分担しあうという安上り年金制度を意図するものであり、今日の不十分な各年金制度をさらに後退させるものである。

(5)将来のビジョンとして年金制度の統合整理が考えられることは否定しないが、今日政府が考えねばならないことは、各制度の歴史や現状を無視した計画性のない一本化ではなく、制度間格差の解消のために、国庫負担を大幅に増加させ、高い水準での一元化をめざすことでなければならない。今回の構想はそういう意味でもきわめてずさんである。

(6)このように総合的でかつ重大な問題を各種関係審議会の意見もきかず一方的に発表しおしつけようとしていることに、われわれは早急に各種審議会のなかでこの責任を追及していくものである。

一九七五年一月六日

春闘共闘委員会年金改善対策委員会厚生年金部会

春闘共闘委の七五年年金闘争と反省

七五年一月六日、春闘共闘年金対策委員会は、七五年春闘で獲得すべき緊急課題を七六年度の年金抜本改定をめざした中期的展望をもった基本要求として統一要求を整理し、対政府交渉、大衆行動を組織していくことを確認した。この基本方針にもとづいて、共済部会、厚生部会（国民年金を含む）でそれぞれ要求の論議をおこない、春闘の賃金闘争と並行して数次にわたって対政府交渉や各野党への協力要請行動などをおこなった。

ところで、総評は七五年年金闘争について、第五〇回定期大会（七五年七月二一～二五日）の各報告書のなかでほとんど盛りあがることはなかったとしてつぎのように述べている。「総需要抑制、ガイドライン攻撃を軸とした大資本、自民党政府の分断政策、イデオロギー攻勢は、年金闘争のなかにも貫徹され、具体的な成果としては、ほとんど七六年度改定に見送られるという結果をまねいた。このことは相手の攻撃と効果的に対応できなかった主体的な体制の弱さ（要求論議の不十分、大衆的共同行動の組織化の弱体など）として十分反省しなければならない」と。

七五年度通常国会で衆参両院が最終的に確定した年金制度の改正点は、ほとんど政府案どおりに決まり、国会内での改善をはかることはできなかった。すなわち、年金のスライド率は、七四年度の消費者物価上昇率を二一・八％として、それに応じて引き上げ、厚生

年金は七五年八月、国民年金は九月の実施となった。また在職老齢年金の制限のわくの引上げ（現行最高四万八〇〇〇円を七万二〇〇〇円へ）、国民年金の五年年金、一〇年年金の引上げ、福祉年金の引上げも決まったが、実施時期は九月から一〇月に繰り下げられた。

しかし、総評はつぎのような成果があったとしている。数次にわたる春闘共闘年金対策委員会の対政府交渉、大衆的団体交渉、社会保険審議会、国公共済審議会などの各種審議会内の春闘共闘を代表する労働者側委員の活動は、同盟選出委員との連けい、共闘を強めながら、七六年度の年金改定の基礎をきずくいくつかの確認事項を獲得していること、たとえば、福祉年金の再引上げ、遺族年金などの改善、社会保険料負担割合の変更、スライド実施時期の繰り上げなどについて積極的な検討をすることを政府に約束させた。

厚生・国民年金の七六年改正への要求案

春闘共闘厚生年金部会は、六月一二日、総会を開き、厚生年金の抜本改善については、組合側の理論的整理は十分ではないとしながらも、七、八月の段階で社会保険審議会で六年の厚生年金と国民年金の抜本改善に関する要求（案）をまとめた。このような要求をまとめた背景には総評が春闘で十分な成果をあげえなかったことへの反省と、基礎年金構想を中心とする低年金政策の推進に対する危機意識があった。この要求は七五年春闘のさなかでも月一回以上の討論をおこない、あるいは共済部会との合同討論をもってまとめあげたものである。この討論の過程でとくに厚生年金の老齢年金額とその算出方法などについては激論があったといわれる。厚生年金については五項目からなり、それぞれについて説明がついているが、ここでは、説明部分をのぞいて全文紹介する。

【厚生年金改善の要求（案）】

1　老齢年金の水準は、二〇年保険料納付期間で六〇歳を基準とし、ILO一二八号条約の四五%水準の確保をめざしつつ、当面七六年度には、製造業男子労働者の平均賃金の六〇%を基準として年金額をきめる。

2　七六年改定時の「計算式」は、定額部分の加入期間一月あたりの金額を現行一〇〇〇円から二〇〇〇円に引上げる。報酬比例分の現行一〇〇〇分の一〇の指数を一〇〇〇分の一四に引上げる。

3　支給条件を抜本的に改善させる、(1)在職老齢年金の支給条件を撤廃し、受給資格をみたした六〇歳以上の高齢者に無条件で支給させる　(2)遺族年金、障害年金にも通算制度を導入させる　(3)障害年金、遺族年金をはじめ各種の公的給付と年金および年金相互の併給、支給制限を大幅に緩和させる。

4　給付内容および制度の内容を抜本的に改善させる。(1)スライド制を賃金スライド制とし、実施時期を毎年四月一日とする　(2)遺族年金の給付率を基本年金額の八〇%に引上げる　(3)障害年金の等級見なおしを含めて年金額を大幅に引上げる　(4)障害年金の廃疾認定日を健康保険の傷病手当金のうちきり時点にあわせる　(5)厚生年金保険料の労使負担割合を現行五対五から労働者三、経営者七とする　(6)年金はすべて課税の対象としないこととする　(7)五人未満事業所の労働者を強制加入とする。

5　財政方式を現行積立方式から賦課方式へ移行させる。(1)年金財源は、国庫補助三〇%、労働者二一%、使用者四九%で負担する　(2)現行保険料は当面すえおく　(3)賦課方式への切りかえが完了する時点までは積立金の使途を労働者への還元融資に最重点をおくこととする　(4)積立金の管理運用は現行資金運用部資金から独立した基金として運用することとし、労働組合代表の参加する民主的な管理委員会で運営を掌どる。

【福祉年金、拠出制国民年金の抜本的改善の統一要求（案）】

1　福祉年金について

(1)各福祉年金は最低月三万円とし、支給月を年末、正月に間にあうように変更すること（現行一月、五月、九月）

(2)年金額は物価、生計費、賃金水準などに応じて毎年支給月ごとにスライドさせること
(3)各福祉年金の本人の所得制限を大幅にゆるめ、扶養義務者の所得制限を撤廃すること
(4)老齢福祉年金の支給開始年齢は六五歳とすること
(5)老齢特別給付金は、老齢福祉年金と同額とすること
(6)障害福祉年金は他の公的年金に準じて新たに三級をつくり（三級で月三万円）廃疾認定基準を大幅に緩和すること
(7)障害福祉年金の廃疾認定日を初診後六カ月とすること
(8)七〇歳をすぎても障害福祉年金の受給資格をあたえること
(9)母子、準母子福祉年金は、生別、死別の差なく支給すること

2　拠出制国民年金について

(1)国民年金の支給要件となる保険料納付期間の最低二五年を一五年とし、老齢年金は六〇歳から支給すること
(2)保険料は収入の多いほど高い割合で払うようにし、国庫負担は保険料と同額とすること
(3)各年金は最低四万円以上とすること
(4)年金額は物価、生計費、賃金水準などに応じて毎年四月一日からスライドにすること
(5)一〇年および五年年金など経過的年金には国庫負担を大幅にふやし、年金額は最低月四万円に引き上げ、加算措置を改善すること
(6)通算年金は老齢だけでなく、障害、遺族にも通算の道をひろげ、各通算年金資格期間は（現行二五年）一五年とすること
(7)保険料免除者にたいする給付の差別をやめ、免除基準を引上げること
(8)未加入者や長期滞納者が年金受給資格を得ることができるように、未加入者の再加入期間を延長し、滞納保険料の時効をなくし、過去の免除対象期間についても遡及認定することができるように、未加
(9)五人未満事業所に働らく労働者・日雇労働者などの厚生年金適用を促進すること
(10)障害年金認定基準は一級、二級のほか、三級を新たに設けること
(11)制度発足（昭和三六年四月一日）および二〇歳以前の障害についても障害年金の対象とすること、さしあたり、加入後一定の保険料を納入したときは障害年金を支給できる道をひらくこと
(12)障害年金の併合認定は、起因性にかかわりなく併合障害として認定し、年金を支給すること
(13)障害の程度が回復して年金に該当しない状態になっても失権させることなく、同一疾患による新たな障害について、再び年金給付ができるようにすること
(14)病気がなおらない場合の廃疾認定日（初診後）の三年を六カ月に改めること
(15)各年金の時効をなくし、請求がおくれてもさかのぼって年金が支給されるようにする
(16)国民年金審議会に加入者代表を委員として入れること

以上からわかるように、これら厚生年金、国民年金の抜本的改善に関する統一要求案は、さまざまな要求を含んでいる。とくに遺族年金、障害年金などはこれまでにないきめの細かい要求となっており、労働運動における社会保障闘争のなかではこれまでになかった制度の根本的改善要求といえよう。しかし、これらの諸要求をみたすための財源ねん出の仕方についてはふれられていない。

2　その他の老齢保障のたたかい

高齢者、退職者の生活改善を要求する諸集会

一九七四年の九・一五全国高齢者集会は、東京都体育館に一万人の高齢者を結集して開かれた。「インフレ・ストップ、すべての高齢者に豊かな老後を」を統一スローガンに、緊急要求と

して年金の引上げ、老人無料医療制度の拡充改善、六〇歳以上の高齢者からいっさいの差額徴収をとるな、などの生活改善要求を決定した。

七四年一一月二七日には東京・専売会館で第三回全国退職者の会の定期総会が開かれた。参加者は一八単産、一九県代表九六名で、社、共、公明三党代表のあいさつののち、各県退職者の会は全国で三一県（七五年七月総評大会の時点では三六県）に達したことが明らかにされた。その後全国退職者の会は、一二月一九日厚生省交渉、七五年一月八日、高齢者・低所得者集会、三月二五日東京・久保講堂に一〇〇〇人の参加者を得て、「インフレ政策をやめさせ、高齢者、退職者の生活向上、年金改善、福祉拡充をめざす総決起集会」を開き、国会に請願デモ、厚生、大蔵省に交渉をおこなった。

都老協など厚生省で長期の坐りこみ

東京都老後保障推進協議会（都老協）は年金時代といわれた七三年には名古屋から東京まで四十数日間年金改善を要求して行進をおこなったが、七四年一一月下旬から一二月下旬までの二三日間全日自労などの民主団体とともに食える年金を要求して厚生省正門前に、坐りこみを決行した。これには全国退職者の会、神奈川・埼玉の民主的老人団体も合流し、一二月一九日にはまる一日厚生省交渉と国会デモをおこない、解散した。こうした退職者の会や都老協などの老人団体のとりくみは、老齢福祉年金を当初月一万円（ただし七五年一〇月から）と強硬に主張してきた大蔵省をぎりぎりになって月一万二〇〇〇円に譲歩させるに背景になったといってもよい。

なお、この老人団体が共同して、「高齢者にたいする国鉄運賃優待制度に関する請願運動」を七五年五月はじめている。これは、東京都はじめ革新自治体を中心に公営バス、地下鉄などの高齢者無料をかちとった実績のうえに、七六年実施を目標にしているが、赤字国鉄が宣伝されているところから壁は厚いといえよう。また、都老協は七五年七月、七四年にひきつづいて都内で「老後保障運動大学」を開き、学習をしている。

東京都高齢者事業団の設立と普及

高齢者の要求の第一は仕事と所得の保障である。これにこたえるように、七四年六月、革新美濃部都政下にあって、東京都労働局と民生局の音頭によって東京都高齢者事業団の設立準備会（会長・大河内一男）が発足した。これには労働組合、事業主団体、老人クラブ、都老協、退職者の会、婦人団体、社会福祉団体などが参加したが、半年の審議のすえに、一二月正式に発足した。理事には前記団体の代表のすべてが入った。問題は二三区や三多摩の市段階に地区事業団ができることであったが、まず七五年二月、江戸川区高齢者事業団が発足した。この事業内容は、地区内六〇歳以上の仕事をしたい老人を会員に登録し、その会員に事業団が恒常的でない（週何日か、一日何時間かの）仕事をあっせんし、その契約と報酬の配分については事業団が責任をもつというものである。わが国ではじめての准公的な事業団であるが、その運営は、賛助会員である地区の団体代表と会員である高齢者によって民主的におこなわれる。また地区には、ブロック、班を組織して常時連絡や情報を密にし、親睦をはかるというのである。江戸川区では七五年四月以降約五〇〇人の老人が、水色の事業団の腕章をつけて、都、区の仕事から民間委託の仕事をしている。これは他の区、市でも準備されている。

3　その他の社会保障闘争

労組と障害者団体との共同行動

七四年の国民春闘の社会的弱者救済と連帯の運動のあとをうけて、七五年二月一三日、春闘共闘委員会の呼びかけのもとに、総評会館で第二回障害者団体懇談会が開かれた。そして障害者の生活保障を要求し、対政府交渉をすすめるために「七五年春闘障害者の生活保障を要求する連絡会議」（加盟団体一八団体）を春闘のヤマ場をこすまでという期限つきで結成した。二〇項目にわたる統一要求をまとめ、三月六日の市川春闘共闘議長との懇談を皮切りに、官房長官、厚相、労相との交渉をはじめ、郵政、文部、大蔵、自治、運輸、建設の各省交渉をおこない、三月二二日（都庁前広場）、五月一〇日（社会文化会館前広場）の二回にわたる大衆デモで請願行進をした。これは七四年の国民春闘の反省のうえにたって、春闘共闘委員会の協力のもとに、障害者団体の主体性で自ら交渉を展開したものである。

この連絡会議の代表委員は、羊の声、障害者と家族の生活と権利を守る都民連絡会、青い芝の会などで、事務局長に全国脊髄損傷者連合会の新田氏を選出した。この連絡会議の参加団体は全国組織五万人規模のものから最低一〇〇人というようなものまで多彩である。二月一三日の第二回懇談会いらい六月七日の総括会議まで二四回の会合と各省交渉をもっている。そして、総括会議では、成果として、①春闘共闘委員会の呼びかけと物心両面にわたる支援により、連絡会議がつくられ、自主的に運動ができたこと、②統一要求をまとめ、統一運動がやれたこと、③春闘共闘委との共闘により、昨年を上回る多くの労働組合と労働者と交流するようになったこと、④対政府交渉によって回答をひきだし、連絡会議の存在と要求をいれることができた、としている。欠陥としては、①自主的運動といっても、春闘共闘委によりかかりすぎた、②行動をたてるときに春闘共闘委のスケジュールにふりまわされた、③対政府交渉によってある程度の回答をきだすことができたが中味が十分でない、としている。また、今後の問題点としては、交渉を継続しているので連絡会議も継続すべきであり、事務局体制を強化すべきであると述べている。

労働災害、職業病防止へのとりくみ

労働災害・職業病対策委員会が、春闘共闘委員会のなかに設置されたのは、七三年であった。七四年中に、労働災害による死亡者は四三三〇人、国家・地方公務員、船員を加えると四七〇〇人に達し、労災保険新規受給者が一二五万人にのぼる現状のなかでの活動の第一にあげられるのは、中央の労働基準、労災保険などの各審議会、労働保険審査会をとおしての活動であった。また七三年から七四年にかけて相ついで発生した化学コンビナートの爆発災害対策や製鉄労働者の肺ガン対策（専門委員会設置）がとりくまれ、報告書などがつくられ、政令改正でかなりの成果をあげた。

七四年一一月一三日から三日間第二回労働災害・職業病訴訟集会が東京・全電通労働会館で開かれた。これには北海道から沖縄まで

約八〇〇人が参加し、五つの分科会と全体会議の会議方式がとられたが、会議は労働災害・職業病に関する要求書を採択し、春闘共闘委より労相宛に提出された。

また、七五年二月二八日第三回労働災害裁判全国研究集会が全日通ホールで、被災者・弁護士など約三〇〇人でひらかれた。

社会保障全国活動者会議

二五日、東京・全逓会館で開かれ、春闘共闘委員会、中央社保協主催の社協、計七二名が参加した。会保障全国活動者会議は、七五年二月織から、七四年から七五年はじめにかけて政府のしめつけの実態、乳幼児無料医療にたいする医師の反対、健康破壊、地域的な医療問題研究会の動き、歯料医療などさまざまな報告と意見が出された。

生活と健康を守る社会保障討論集会

春闘共闘委員会と中央社保協が主催する「生活と健康を守る社会保障討論集会」が七五年六月四日、五日の二日間東京・日本青年館などで開かれた。記念講演は沼田都立大総長がおこなった。基調報告はかつてないきびしい情勢であることを強調した。第二日は、医療、老齢、社会福祉・低所得・失業、住宅の四分科会と特別分科会として「婦人と社会保障」がもたれた。

第四回社会保障学校

春闘共闘委員会と中央社保協主催の第四回社会保障学校が、七五年七月二日から五日まで岐阜県下呂で労組、民主団体約五〇〇名の参加で開かれた。講師は、角田豊（同志社大）、松尾均（日本女子大）、坂寄俊雄（立命館大）高橋武（北九州大）、細川汀（関西医大）、小倉襄二（同志社大）、河野穣（中央大）、野村拓（阪大）、吉田秀夫（法大）、熊沢誠（甲南大）でまった。この社会保障学校は、主要単産に徐々にひろがり、都道府県段階でも東京地評・社保協や都職労、全道労協など地評や社保協主催でとりくまれるようになってきた。

生活保護、社会福祉改善のとりくみ

生活保護世帯・低所得者の暮らしを守る運動は、七三年春いらい、インフレ高物価に直撃されているなかで、全日自労、全生連、日患同盟に組織されている人びとを中心に新たな運動の盛りあがりを示してきた。こうして、地方自治体への独自措置の要求、国への生活保護基準の緊急改定のとりくみをしている。しかしこうしたなかで政府のしめつけも強まっている。たとえば生活保護による就学援助（教育補助）は、東京では年所得一七四万円（給与年収二五二万二〇〇〇円）まで適用しているのに、政府は住民税の所得割（給与年収一二一万八〇〇〇円）世帯は適用しないとしているなどである。これにたいして全生連とその支部は、被生活保護世帯から市民層によびかけ、就学援助に新しく入学準備金を制度化させ、また地方自治体や教育委員会にたいして、国の適用基準拡大に成果をあげ、老人や障害者などの非課税基準の引上げなどもとりくまれている。

また、全国各地で保育所づくりや障害者の生活環境整備や街づくり運動、公私の福祉施設の労働者の労働条件改善闘争もすすんできた。七四年から全国保育要求集会が実行委員会形式でおこなわれ、父母、保育労働者がいっしょになって集会を成功させている。とくに福祉労働者の労働基準法違反の告発のたたかいの結果、厚生省も七五年度から定員増をみとめざるを得ない一応の成果をあげた。

【参考資料】(1)『月刊社会保障』（中央社保協）、(2)第50回総評定期大会各局報告書、(3)『賃金と社会保障』（労働旬報社）

IX 労働者福祉運動

概況□労働金庫運動――社会的な反響を呼んだ労金の預金預け替え運動／全国労金の預金一兆円突破の成果と教訓／財形貯蓄を上回る社内預金の急伸長／七六年一〇月を目途に日本労金 設立準備委 発足／**労働者共済の運動**――転換を迫られた労済運動／政府の労済規制をはねかえした力／保険資本の一定の改良措置と消費者運動の高まり／第百生命は土地を区に売却せよ／印南訴訟／加入および給付の状況／**生活協同組合の運動**――盛りあがる消費者運動／拡大・発展する生協事業／転換期の国際協同組合運動の教訓と日本／**労働者住宅事業**――重大な転換機を迎えた労働者住宅事業／建築資材・住宅設備機器の共同購入へのテストケース／勤住協の法的地位の一歩前進と欧州調査団の派遣

概況

一、総需要抑制政策の浸透とともに、不況局面が前面に押し出され、国民生活への犠牲転嫁がきびしく現象するなかで、労働者大衆の反独占のたたかいの広がり、一方で生活自衛の消費の手びかえのなかで、労働者福祉事業運動は、それぞれに重大な転換期を迎えつつある。

一、労働金庫は、銀行批判、銀行預金の労金への預け替え運動のムードに支えられ、かつてない資金結集をみ、資金的ひっ迫の危機を克服したかにみえるが、一方で労金運動の急速な発展を警戒する行政面での圧力も加わり、収支構造の弱化とともに、なお複雑で重大な局面を経過しつつある。そうしたなかですすめられつつある全国労金の統合は、なお内部的意志統一も完全でなく、その成否が注目されている。

一、労済運動は、共済規制の大蔵省の意図をくいとめ、一応順調に発展しているが、反面、自治労共済の任意共済分野への進出など、単産共済との調整に問題を残し、懸案の全国統合も、一時延期せざるをえなくなるなど、今後の展望をひらききれないでいる。

一、生協運動は、労働者福祉事業分野でも、もっとも大衆的な運動として、灯油裁判など消費者運動の質的前進を示しつつ、これと

事業活動への結集を結びつけて発展しているが、反面、大衆消費生活の自衛的抑制とのかねあいや、新たな層の生協への期待の高まりとの対応において、一つの転機を迎えている。このなかで国際協同組合運動に発生した民主的運営と事業効率をめぐる事件と論争に重大な関心を寄せている。

一、労働者住宅事業分野は、今次不況を通じてもっとも矛盾を深めた不動産・住宅産業分野に活動の舞台をもつだけに、各分野の労働者福祉事業のなかでも、とりわけ深刻な状況におかれている。勤住協、住宅生協の建設する住宅も、土地・建設資材の高騰により、労働者の所得がこれに追いつかない価額となり、せっかく建てた住宅が売れない状況も現われ、労働者住宅事業のあり方を、根底から問いなおすべきところに来ている。

1　労働金庫運動

社会的な反響を呼んだ労金への預金預け替え運動

一九七三年の「狂乱物価」の影の演出者となった銀行、翌年から始まった総需要抑制政策のもとで消費者ローン、中小企業融資を削減・圧縮し差別融資をおこなった銀行、しかも不況にあってもひきつづき増収・増益を記録し、利益かくしに狂奔した銀行、自民党への政治献金と融資（一〇〇億円）をしてきた銀行。

こうした銀行のあり方にたいする消費者団体、労働組合の批判と抗議は、前年にひきつづきさらに発展し、労働金庫への銀行預金の預け替えという具体的提起と結びつき、大きな社会的反響を呼び起こした。

総評は、秋闘から春闘への前段闘争のなかにこの運動を位置づけ、リーフレット「銀行をキル！」を発行するなど大衆的教宣をおこないつつ、傘下組織への運動展開を呼びかけた。この問題提起を受け、各地で、地評、地区労のとりくみが労働金庫との連携のもとにはじまり、とりわけ、北海道労協、愛知労評の具体的行動はマスコミにもとりあげられ注目を浴びた。

一方、七四年二月「銀行・生保研究会」を発足させた全国消費者団体連絡会は、前年度にひきつづき、銀行批判の学習を深め、第一三回消費者大会（一一月）は「金融機関の横暴な経済支配をやめさせ、消費者の生活を守るための金融制度に変えさせよう」と決議した。

消団連の中心団体の一つである日本生協連は、CO・OP預金運動を労働金庫との提携のもとに開始する方針を掲げ、年末には東京都内の生協のいくつかで具体的な実践に移した。

このような大衆的な銀行批判行動の発展をおそれた政府・銀行業界は、目減り補償を要求する大衆の声にたいして、割増金付定期預金（七四年度より）、福祉定期預金制度（七五年六月）など一時的で欺瞞的な糊塗策や付利単位の変更（普通預金への付利の単位を一〇〇〇円から一〇〇円に切り下げ）など軽微の改善で批判にこたえるポーズをとり、本質的な問題は、不成立に終わらせた独占禁止法の改正ポーズや、銀行法改正、金融制度全般の見直しを金融制度調査会への長

期（五年くらいといわれる）の諮問に委ねるなど、大衆的批判の冷却を待つ方針をとってきた。なおこの審議会には、臨時委員としてはじめて労働界代表（宝樹文彦氏、滝田実氏）を加えるなど要求に先んじた手をうった。

預け替え運動は、後述のように一定の成果もあげ、注目されたが、大衆運動、労働運動の次元でも、また革新野党の側でも、それぞれの金融制度民主化への要求が提示されながら、統一要求形成へと必ずしもすすんでいない。このため、政府・財界は春闘における賃金抑制の成功、公選法をめぐる野党分断の自信のうえにたち、早くも企業献金が再開され、労働金庫へも抑圧的行政傾向が現われるにいたっており、この運動の粘り強い大衆的展開を支える政策の統一の方向が注目され、期待されている。

全国労金の預金一兆円突破の成果と教訓

銀行批判・預け替え運動の社会的反響を背景にして、全国労働金庫の預金は、一九七四年度中、前年にひきつづき好調な伸びを示し、一九七四年度期末（七五年三月末日）には一兆六〇五億円に達した。年度間増加率三七・七％、同増加額二八九二億円であった。これは同じ期間における都市銀行一三行の一行平均、同七％、二三四八億円をそれぞれはじめてしのいだものとして、前記預け替え運動との関連でマスコミの注目を浴びたし、また都市銀行の労金にたいする警戒心も高まった。

たしかに全国労働金庫協会の調査によると、預け替え運動による成果は、年度間で一二一一団体五万六五四人、二五〇億円で、労金預金の増加額全体に占める比率では八・七％と、労金運動にとってはきわめて大きなものであったが、しかし都市銀行の預金の伸び悩みが不況による法人預金の落ちこみにあったこと、したがって個人預金そのものは概して好調であったことを考えると、マスコミの注目のほどにはなお、預け替え運動がそれほど浸透しておらず、現実的脅威を銀行に与え、その反省を促すほどにいたっていないことを示している。

それにしても、この成果は、労金運動にとっては、前年後半以降から七四年前半にかけて直面してきた異常な資金ひっ迫からの脱出を可能にさせ、一時期労働金庫においても全国的に実施に追いこまれた緊急貸出規制を、下期以降逐次解消に向かわせた貴重な成果であった。つまり全国労金の預貸率は七四年三月末の九〇％から七五年三月末には八二％と落ち着きをみせた。

いずれにせよ、労金運動史上はじめての資金需要の殺到（銀行ローン引き締めのしわよせ）によって苦しい資金調達をよぎなくされ、そしてついに貸出規制にまで追いこまれた労金にとっては、単に上記の資金的危機の脱出という以上に、この預け替え運動を契機としても、貴重な経験と教訓を残したといえる。つまり請負主義的経営の危機の実相を大衆に率直に訴え、その根源的な原因としての政府・独占の財政金融政策を暴露しつつ、「たたかう労金運動」として、前記預け替え運動との関連でマスコミの注目を浴びたし、また都市銀行の労金にたいする警戒心もことは、たんに銀行批判のムードにのったというにとどまらず、それをバネにして、労金運動が社会的に意義をもつ運動として定着しはじめ、預金結集のエネルギーに転化しえたことを示した。

しかし同時に、これは、後述の財形貯蓄をめぐる闘争の成果や、過去一〇年余来、労働金庫が意識的に強めてきた会員による自主的

労金運動推進の組織路線、具体的には「地区協力機構」や「職場推進員」制度のうえに立つ自主的運動としての着実な積み上げの土台のうえにたった成果であることも見のがせない。善意からにせよ、ともすれば請負主義、経営主義に堕し、経済力だけに頼りがちな協同事業において、この経験は、協同組織の事業の真の基礎が大衆的エネルギーの結集にこそあることを事実をもって証明したものといえよう。

七五年に入って、政府は、財界の圧力のもとになしくずしの景気刺激政策へと転換をすすめてきたが、早くも金融は徐々にゆるみはじめ、銀行の新たなローン攻勢が、大衆の批判、運動の高揚にこたえ、水をさすかのようにすすむ気配を見せている。労金運動は、こうした情勢を背景に、一転して資金運用上の問題をはらみつつある。前年度の資金ひっ迫時の無理をした資金調達の後遺症や預金金利引上げによるコストアップに悩む労金経営にとって、今後はさらに消費態度の堅実化した大衆生活との対応関係、あるいはまた、あまりにも高騰したため労働者に手の届かなくなった土地、住宅などの融資需要の減退など、潜在化せざるを得なくなった大衆的生活向上要求をどう社会的に顕在化させていくかなど、きわめて深刻かつ重大な課題がのしかかっているのである。

財形貯蓄を上回る社内預金の急伸長

一九七二年一月にはじまった財産形成貯蓄制度は、七四年度中も金融資本の競争、とりわけ銀行の給与自動振込制へのステップとして、依然として高い伸び率で、労働者大衆のまきかえし戦略もあって、労働金庫は、前年にひきつづき労働組合主導型の財形とりくみを展開し、契約者数で五〇万人をこえ、貯蓄残高でも四〇七億円と各種金融機関中最高の伸びを示し、契約者シェアーで一一・八％へと結集を高めた。これにたいし、初期に過当競争を演じて急伸した証券各社の財形は、労働組合の解約切り替え闘争の影響も受けて、今期増勢鈍化がいちじるしいのが特徴的にみられる。

一方、財形貯蓄制度の発足とともにこの制度への移行がすすむかにみえた社内預金は、金融引き締め、景気後退の情勢のもとで、再び急激な増加を示しはじめた。労働省調査によれば七四年三月末時点の社内預金の実態は、四万五二四七事業場、二兆一三一九億円、預金者数は延べ五八〇万人に達している。一九七三年度中の社内預金の増加率は二四・六％と労働省調査はじまって以来の大きな伸び率を示した。七四年度中にはさらにこれを上回る増加があったものとみられ、おそらく三兆円に達したものと推定されている。こうした社内預金の著増は、日経連・財界が各企業経営者にたいし、金融引き締め、高金利政策のなかで、もっとも容易で確実な運転資金の調達手段として賃上げ額の二〇～三〇％、一時金の五〇～六〇％を社内預金払いとするよう強力な指導をおこなっていることを背景にしている。日本熱学の倒産、無届社内預金の実態暴露を契機に労働省が七四年一一月におこなった特別監察によっても、調査事業場の三六％が毎月の賃金から、四八・二％が夏期一時金から、四九・六％が年末一時金からそれぞれ社内預金を従業員に「勧奨」していることが示されている。しかもこの特別監察の結果、調査九六五事業場中、労基法一八条各項違反が二八一、基本通達および細部通達違反

第122表　使途別の新規貸出金の累計・推移と現状　　（単位：億円）

使途区分＼年度	1972年	増加率	1973年	増加率	1974年	増加率
生活資金	1,364	24.9	1,888	38.4	2,016	6.8
賃金手当資金	144	△ 47.2	289	100.6	587	103.1
住宅資金	1,433	14.0	3,237	125.8	2,974	△ 8.1
福利共済資金	277	6.1	315	13.7	417	32.38
生協資金	525	28.6	680	29.5	934	37.35
合計	3,742	11.0	6,409	71.2	6,928	8.10

第123表　主要事業勘定の発展と現状　　（単位：百万円）

勘定科目＼年度	1972年	増加率	1973年	増加率	1974年	増加率
出資金	12,302	14.9	14,479	17.7	16,373	13.1
預金	578,083	26.3	770,429	33.2	1,060,549	37.7
貸出金	446,402	23.7	689,997	54.5	868,874	25.9
総資産	660,776	26.4	901,909	36.4	1,195,690	32.6

第124表　組織の発展と現状

区分＼年度	1972 年	1973 年	1974 年
団体会員計	43,162	44,490	45,972
民間労組	24,992	25,827	26,918
官公労組	13,496	13,786	14,147
生協	801	830	870
その他団体	3,873	4,047	4,037
個人会員	207千人	226千人	239千人
間接構成員数	8,944千人	9,153千人	9,255千人

第125表　財形貯蓄制度加入現況　　（1975年5月末現在）

取扱金融機関	契約件数	同構成割合	貯蓄残高	同構成割合
	千件	%	億円	%
都市銀行	490	11.49	474	10.34
信託銀行	1,251	29.35	1,694	36.93
長期信用銀行	146	3.42	173	3.76
地方銀行	207	4.85	185	4.03
証券会社	1,666	39.06	1,655	36.07
労働金庫	504	11.83	407	8.86
計	4,264	100.00	4,588	100.00

が五二七、保全措置の不備三四二、明白な強制貯蓄一二、返還請求に応じない五という驚くべき実態が明らかにされた。こうしたズサンな管理・保全状況のもとでも、またしても肥大化しつづける社内預金制度にたいし、さらに基本的なメスを入れていく必要性が、労働運動の場で強く求められてきている。

七六年一〇月を目途に日本労金設立準備委発足

全国労働金庫協会は、七四年の第三三回通常総会(五月)で「昭和五一年一〇月一日」を目途に全国の労働金庫が統合・合併をおこない、日本労働金庫を創設する概要日程を決定していたが、その後、九月に統合準備局を設置し、七五年二月には第三四回臨時総会を開いて、同年五月末までに各金庫がそれぞれの総会において最終意志決定をおこない、理事会への合併契約行為の一任をうることを申し合わせた。しかし、同年五月の労金協会総会までに、最終意志決定をうるにいたらなかった金庫が一〇金庫を数えたため、当面、全金庫で構成する設立準備委員会を発足させ、さらに全体の足なみを揃える努力をギリギリまで重ねるとともに、対外的にはただちに折衝行動に移ることを申し合わせた。同年七月四日、設立準備委員会が正式に発足し、労働・大蔵両省への認可折衝に移った。

しかし、労金の全国統合には、監督官庁のなかに難色を示す空気も強く、とりわけ最近の労金運動の急速な拡大にたいする警戒、経営実態面での特殊的性格評価をめぐって、なお難航が予想されるほか、内部的にも、全金庫の意志統一の不充分さ、職員労組の同意の未達成、経営環境変化にともなう政策、体制面の弱点など、克服すべき課題が多く残されている。

2　労働者共済の運動

転換を迫られる労済運動

インフレと不況が同時に進行し、災害や公害も大規模化している。生活の不安や生命・健康の破壊、さらに社会保障の貧困は、保険資本の市場拡大のための培養土となっている。この数年、有害食品や欠陥商品を告発してきた消費者運動は、石油危機とインフレの進行のなかで、石油資本や商社の横暴を批判し、さらには、銀行や保険の役割にまでメスを入れ始めた。

このような情勢をみてとった大蔵官僚と保険資本は、消費者批判に一定の譲歩を示す改良的措置をとる一方、配当・料率の自由競争をテコに業界再編成——独占化への道をはき清めようとしている。一九七五年六月二七日の保険審議会生保部会答申は会社間競争を激化させることは必至である。

【保険審生保部会の答申（抜すい）】

二、生命保険商品＝真に消費者のニーズに合致したすぐれた商品を開発した会社には開発後一定期間、他社に同様商品の販売を認めない等の開発利益を与えることを考慮すべきだ。

(1)　物価上昇への対応策

(イ)　物価指数保険の開発

(ロ)　中途増額制度の拡充および転換制度の開発

(ハ) 変額保険の積極的な検討
(2) 定期保険の普及（略）
(3) 年金保険の普及（略）
(4) 貯蓄機能の再評価（略）
(5) 情報提供の改善（略）

三、保険計理（前文略）
① 保険料および配当に関する会社間の競争＝保険料の引き下げ、契約者配当の充実に関して会社間での適正な競争に期待されるところは大きい。特に保険料に関する会社間の適正な競争がさらに促進されることが望しい。（以下略）

七四年度生保の新契約高の伸びは、前年度比、個人保険で四二・八%、団体保険で同五九・二%増と高く、とくに団体保険の急速の伸びは、①労働組合の加入、②企業の従業員対策、③保険料が割安のためであった、と生保協会は述べている。後にふれるが、労働組合にたいする営利保険の浸透は明らかに労済事業への挑戦であるが、一方大単産労組における独自共済の相つぐ発足は、地域労働者の連帯を中心に発展してきた労済生協の今後に重くのしかかっている。

とくに地域社会と多くのかかわりをもち、また労済生協加入者の約一割を占める自治労組織が、七五年四月から火災共済事業を開始したことは、大きな影響を与えつつある。一九六〇年総評大会における産業別共済制度確立への方針が、国労、全逓、全電通、日教組等大単産による共済実施となり、それが組織内の団結をはかる一律の慶弔見舞金制度にとどまらず、個人の任意による生命・火災共済を事業として開始するに及んで、労働組合組織に依存して発展してきた労済生協に経営的打撃を与えると同時に、労済の体質の転換を迫っている。これまで、個人・任意の共済は産別組織がおこなうべきでないとしてきた自治労組織が、今日方針を転換したことは組織内の事情の変化にあったにせよ、単に労済生協にとってのみならず、団結すべきその他の労働者諸組織に影響を与えつつある。民間大企業労組にも独自共済の動きが始まり、一方では地域で労済生協の発展を願う労組活動家や地域活動家・主婦層からも「単産エゴイズム」としてこれまで以上に強い批判の声がきかれる。

労済運動は誕生二〇年をむかえ、労働組合の従属物としての地位にとどまるか、独自の手足をもった生活協同組合として、組織労働者を中心に、未組織労働者、勤労市民層を含めた広範な、真に災害から生命とくらしを守る国民的立場に立った発展をなしうるかの岐路に立たされているといっても過言ではない。

政府の共済規制をはねかえした力

七四年三月二九日、大蔵省は保険審議会にたいし「保険行政改善に関する諮問」書を提出し、「保険と共済との関係については、すでに当審議会において一九六八年三月『共済保険問題に関する意見』という答申が行われているが、その後の共済事業の多様化の情況等についてどう考えるか」と再検討を求めた。

すでに六五年から六八年にかけて共済規制の意図を粉砕した経験のある労済は、共済問題を審議事項より撤回せよと規制反対の署名運動に加入組合員の参加を求め、地方議会への請願、大蔵省、生・損保業界にたいする数次にわたる交渉、抗議ハガキ戦術を展開しながら、七五年二月二四日「共済規制反対全国集会」へとわずか三、四カ月のうちに運動を盛りあげた。署名は、全国で一五〇万人、地域労済で集めた署名はそのうち一一四万人に及び、六六年におこなった署名四二万人の約三倍に達した。

三月一四日衆議院大蔵委員会では、徳田保険部長は「労働者共済

への監督規制のあり方について審議することは、大蔵省設置法上も保険審議会の権限には属していない」と答弁し、ひきつづき二五日には同様主旨の文書回答を労済にたいしおこなった。この成果は、前回の勝利以降労済では保険批判活動と官僚統制から自主的な運動を守ることを組合員に訴え、広く消費者運動との結合を求めてきた結果であり、加入者の自覚的部分の広がりがもたらした結果といえる。

大蔵省
昭和五〇年三月二五日
労働省福祉中央協議会
会長　岡村　恵殿

大蔵省銀行局
保険部長　徳田博美㊞

保険審議会審議事項（案）
（保険審議会第三四回総会提出資料）について
標記の件について下記の通りであるので了知されたい。

記

保険審議会第三四回総会に提出した資料「保険審議会審議事項（案）」に「保険と共済との関係」が掲げられている。これは、多様化している共済の情況等からみて民間保険事業及び大蔵省の保険行政の改善にとって参考となる点があればこれをとりあげてゆくという趣旨であり、労働者共済への監督規制のあり方について審議することは、大蔵省設置法上も保険審議会の権限には属していない。

なお、上記については、保険審議会生命保険部会長及び損害保険部会長も同一意見であるので、申し添える。

保険資本の一定の改良措置と消費者運動の高まり

先に述べた保険審議会生保部会答申にみられるとおり、保険資本は国民的批判の前に一定の改良措置をとりつつ寡占化の道を切りひらこうとしている。

すなわち七四年五月若干保険料引下げをみた保険料引下げを七四年一一月第一三回消費者大会は「生保会社の資産を再評価させインフレによる保険金の目減りを補填させよう」と決議し、また春闘委員会も生保協会にたいし団交をもっていた。このような背景のなかで大蔵省は、しぶる保険業界のしりをたたき、一九四五年から五四年までの契約者で、三〇年後の今日まで契約を持続していた者を対象に一・四倍から二・二倍までの目減り保障をおこなった。

こうした譲歩を余儀なくされた生保資本は、労済を意識した市場攻勢にうって出た。日本団体生命保険は、「労働組合福祉共済」と名づけた保険を労組を中心に売り込み、千代田生命は「コープ共済」という名で各地の生活協同組合へ呼びかけている。また勤労市民、主として団地や町内会を中心に、埼玉県や神奈川県では、県民共済会と業務提携をしつつ、共済という名の保険を売り込んでいる（日本団体生命保険ならびに興亜火災）。さらに悪質なものとして住友生命は、鳥取県において県民共済会そのものの設立を企図し、厚生省もさすがに非営利の生協が資本の道具になることをみかねて設立認可を拒否している。これらの動きは、保険資本の反国民的性格を大衆から隠蔽するための「保険かくし」の政策である。労働組合や生協の一部には、この「保険かくし」政策にのせられたところもあるが、大多数の労組や生協は、共済規制反対署名の成果にみられるとおり、職場や地域で保険批判活動をおこないへのうつしかえを地道にすすめつつある。

主婦たちも消費者団体連絡協議会の場で、保険解約を含む労済「銀行・保険問題研究

第126表　労　済　連　加　入　状　況

（契約高の単位：億円）

種類 ＼ 契約高件数		1974年5月末	1975年5月末	増加率(%)
火災共済	件数	4,484,259件	4,912,389	9.5
	契約高	69,728	105,073	50.7
生命共済 積立金付	件数	160,665件	140,944	△ 12.3
	契約高	164	150	△ 8.5
生命共済 団体（定期）	件数	1,322,933件	1,585,825	19.9
	契約高	15,125	20,985	38.7
生命共済 定期付養老	件数	46,772件	59,117	26.4
	契約高	1,021	1,365	33.7
総合共済	件数	3,160,823件	3,320,038	5.0
	契約高	3,540	3,911	10.2
交通災害共済	加入者数	2,009,247件	2,399,104	19.4
	契約高	13,042	17,680	35.6
合計	件数	11,184,699	12,417,417	11.0
	契約高	102,620	149,164	45.4

〔備考〕 1）　火災共済の契約高は元受契約高である。
2）　団体(定期)生命共済の件数，契約高は，傷害共済特約および労働組合専従者共済を含む。
3）　定期付養老生命共済の件数，契約高は傷害特約共済を含む。

会」を発足させ、保険批判のなかから「社員総代会」を公開せよと迫っている。パンフレット「保険のウラとオモテ」が数十万部発行され、新聞紙上にかくれたベストセラーとして紹介されたり、NHKの「奥様ごいっしょに」という番組で保険批判ならびに契約者としての諸要求が、大蔵省の役人や保険会社の代表者の前で公然とつきつけられ始めた。大衆運動の発展が、官僚と独占資本の意図をうちやぶり、民主的規制をさらに強化できるかどうか、今後の労済運動の課題でもある。

第百生命は土地を区に売却せよ

東京都中野区桃園町の住民は、区立幼稚園をつくれと要求し、第百生命の土地八〇〇坪を区に売却させた。七四年暮、第百生命は、中野区の住宅密集地に社宅建設を強行しようとし、地域住民、「幼稚園をつくる会」の人たちを中心とする三〇〇〇人の署名や再三にわたる抗議・交渉、地域労組の支援の前に、七五年四月みずからの

第127表　労　済　連　給　付　状　況　　（単位：百万円）

種類＼期間		1973.6～1974.5	1974.5～1975.5	増加率（%）
火災共済		2,469	3,169	28.4
生命共済	積立金付	70	61	△ 12.9
	団体（定期）	1,973	2,572	30.4
	定期付養老	112	109	△ 2.7
総合共済		777	866	11.5
交通災害共済		369	476	29.0
合計		5,770	7,253	25.7

〔備考〕 1）火災共済および交通災害共済の給付額は元受共済金。
2）積立金付生命共済金は死亡，廃疾，傷害金の額（解約，退職，返戻金を除く）。
3）団体定期生命の共済金は傷害特約共済および労働組合役職員共済の共済金を含む。
4）定期付養老生命の共済金は，傷害特約共済の共済金を含む。

土地を時価で区に売却せざるをえなくなった。

七五年二月、衆議院予算委員会は、生保による土地買い占めを明らかにし、生保が不動産会社の株式を一〇〇%もっていることは、独占禁止法に違反していると糾弾した。こうした情勢も有利に作用した。幼稚園をつくる会や署名に参加した人びとは、交渉と抗議行動のなかで生保資本のあくどさを知り、全面的勝利のなかで、生保を解約し労済に加入する運動が自発的に起こり始めている。

プロパンガス爆発事故の業者責任を追及した印南訴訟

プロパンガス使用家庭は一七〇〇万戸といわれるが、これまで家屋内で事故が起こっても消費者は泣き寝入りであった。労済の加入者であり、全金荏原製作所支部の組合員であった印南房吉さんは、一九七三年七月一二日朝まだき起こった自宅のプロパン爆発にたいし、業者責任を追及して訴訟を起こした。支援する会は、七四年六月から七五年五月まで一年間、この裁判闘争を支援し、初めて屋内設備の業者責任を認めさせ、四五〇万円の賠償をおこなわせた。労済は、加入者の被災にたいし、給付をおこなっただけでなく、印南氏とともに裁判を勝利させる原動力となり、今後同様の欠陥器具による事故からの消費者の利益を守るというたたかいで大きな成果をあげた。このたたかいのなかから「プロパンガスの事故をなくす会」が誕生しようとしているし、それは今後労済が欠陥器具による被災にたいし、これを告発しながら災害から生命とくらしを守っていく運動の起点となった。

加入および給付の状況

労済への加入者数は、火災共済で五〇〇万件、団体生命共済で一五〇万件、組織労働者数一二五〇万人にたいしそれぞれ四〇%ならびに一二%の加

入率である。しかし未組織労働者や勤労市民層は組織労働者数の二倍以上存在し、これらの層の加入はごくわずかである。したがって、職場や地域に、保険を告発しながら自主的福祉の発展をはかる活動家集団をつくり、これを基礎に運動をひろげることに努力している。これらの人びとは、労済推進員とよばれ、保険の外務員とは本質的に異なる非常勤の活動家として、位置づけられている。加入と給付の事業情況は一応順調であり、第126、127表にみられるとおりである。

3　生活協同組合の運動

画期的な「灯油裁判」など盛りあがる消費者運動

インフレを阻止し、国民生活本位の政治や経済への転換をめざす大小さまざまな国民運動がひろがったが、そのなかで、生協運動は組合員の積極的行動参加を基礎に統一した運動の輪をひろげ、全国的な消費者運動の広い結集をはかるうえでひきつづき大きな役割を果たし、社会的地歩をかちえてきた。

全国消費者団体連絡会(消団連)、インフレ阻止国民共闘を中心にした数次にわたる各種の大衆行動の積み上げのうえにたって、第一三回消費者大会は、四〇〇人というかつてない多くの人びとの結集となった。この年また、神奈川、青森の両県で生協が中心になって新たな消団連の結成をみた。

灯油問題では、七三年の運動のひろがりと蓄積を基礎として、さらにそれを発展させる強力な運動が、北海道、東北、東京、神奈川と各地域で展開され、組合員の学習活動や生協への予約結集活動を基礎にして、地元でのメーカー交渉、自治体、通産省交渉、さらにそれを中央行動へと結びつけていくという、深く根をはった運動をつくりだした。

こうした活動が、運動の全国的ひろがりにも大きな役割を果たし、灯油署名運動は五〇万をこえる集約となった。ひとつの課題だけで、これだけの署名が集められたことは、この数年来なかったことであり、この盛りあがりが八月初旬において一・八リットル六〇〇円台の高値を予想された灯油の標準価格をつきくずすこととなり、生協の役割を社会的に確認させることとなった。

この運動の蓄積が、一方、灯油訴訟という新しい運動領域への発展を生みだした。大企業の横暴を規制するための独占禁止法の改正が国民の重大な関心事となっているなかでとりくまれた灯油裁判は、石油業界の違法なヤミカルテルに反対し、消費者のこうむった損害を賠償せよと請求するものであるが、同時に、独禁法によって消費者の権利が具体的にどう保証されているかを問い、明らかにしようとする重要な意味をもつものである。

七五年二月一四日山形県鶴岡市で第一回公判が開かれたこの裁判は、弁護団九〇名、原告は鶴岡生協の組合員を中心に一六八六名、被告は石油連盟と石油元売り一二社というマンモス裁判となり、消費者の権利確立をめざす画期的なとりくみとなった。同じく二月二五日には、東京高裁で、原告九八名(川崎生協組合員八五名、主婦連一

三名）の被告六社にたいする第一回裁判が開かれ、いずれも社会的に大きな反響を呼び、消費者運動の成長を示した。

灯油以外でも、大企業による買い占め、売り惜しみ、価格つり上げにたいする責任追及や、電力・ガスなどの公共料金値上げに反対する運動も、全国的な中央行動がくまれただけでなく、各地方ごとに公聴会への参加を大衆的にすすめ、料金のしくみ、決定のあり方を根本的に改めさせる要求を強めている。政治献金問題など政治と大企業との癒着をあばき出していくとともに、銀行、保険など金融機関にたいする批判が盛りあがったことも七四年度の特徴であった。

米価、牛乳問題等のとりくみも、従来の値上げ反対という運動に終わるだけでなく、日本の農業・酪農を守り、食糧の自給率を高める課題を消費者自身の問題として受けとめるようになり、酪農民と共同で「酪農危機突破大会」を開く（たとえば京都）などの試みも強まっている。日本生協連も、全国農協中央会と共催で第一回の協同組合間協同の全国研究会を開く（前橋）など、農民と消費者の提携を基本的なところから問いはじめたことも特筆される。

有害商品、公害問題へのとりくみも、ひきつづき粘り強く追求され、森永砒素ミルク事件の支援運動で、被害者の恒久補償対策がとられるにいたったこと、ＡＦ２問題で国に消費者の要求を認めさせ、安全性に疑いのある添加物の製造・使用を禁止させるなどの成果もあげてきた。

こうした運動のひろがりや質的高まりがみられた他面では、消費者運動のなかで意見のちがいが目立つようになり、科学的な検証を基礎に一致点を拡大する努力が急がれている。

消費者の期待を集めて
拡大・発展する生協事業

不況下の組合員の生活実態の変化を反映して個人消費の抑制や一連の大企業本位の経済政策運営は、生協の事業活動にも直接的に深刻な影響を与えつつある。同時に広範な消費者の生協にたいする責任追及や、こうした諸要素が作用するなかで、日本生協連加盟の生協の到達した概況は第128、129表のとおり、組合員数は約四五〇万人（対前年比一〇％増）、このうち班に組織されている組合員数は約八〇万人（同一七％増）、組合員の拠出金のうち出資金は約二一〇億円、組合債約一四〇億円となり、とくに中規模地域生協では出資金で二五％増、組合債三〇％増と高い成長率を示した。これは例のパニックをとおして組合員が銀行・保険にたいし批判を強めてきた反映で、逆に生協にたいする期待や信頼がひろがった結果ともみられ、生協は七四年度に組合員からの資金調達という面で力量を高めたと評価できる。

供給高は、名目で対前年比三〇％増の約四二五〇億円となった。物価上昇の率からみて数量的伸びは必ずしも大きくないが、百貨店小売業界全体の伸びを上回っている。生協の事業活動が組織された購買力を対象とし、その取り扱い品目が生活の基礎物資である食料品、日用品を主力に構成していることを考えるとこの伸びは一定に評価されよう。

この供給高総和を小売業界全体のなかで位置づけてみると、一位のダイエーに次ぎ、二位の三越を追い越している。表で明らかなように取り扱い商品では食品が五七・五％を占め、ダイエーや三越とくらべると食品の占める割合が圧倒的に高い。食品中心の総合店舗をスーパーマーケットと呼ぶが、その意味では生協は今日日本でも

第128表　1972～74年度，３年間の日生協加盟購買生協の動向（単位：千円）　（カッコ内前年比率）

	1972年度	1973年度	1974年度
組合員数(人)	3,555,509(103.9)	3,977,826(111.9)	4,500,000(113.0)
班数	42,405(104.2)	61,699(145.5)	75,000(121.6)
班組合員数	504,002(156.7)	682,718(135.5)	800,000(117.2)
出資金	16,073,682(124.1)	19,161,757(119.7)	21,093,000(110.1)
供給高	262,088,743(117.0)	328,642,686(135.7)	425,812,000(129.6)
日生協共同仕入供給高	16,918,073(114.7)	23,871,897(141.1)	32,197,803(134.9)
同上中CO-OP商品供給高	8,822,970(120.0)	15,286,072(173.3)	21,991,849(143.9)

首位を占めるスーパーチェーンと呼びうる。一方で消費者運動の中心である生協は、この両者の性格を統一したところにその特徴をもつといえよう。

しかし、こうした供給高の伸張にもかかわらず、生協の経営はコスト上昇によるきびしさを加えており、供給剰余率ではかなりの組合が計画を下回り、人件費、金利等のコストの大幅アップを吸収できず、損益構造は前年より後退した。供給高対比の純剰余金は、七三年度の〇・九七%から〇・四%へと大幅に低下した。

転換期の国際協同組合運動の教訓と日本

日本における五十余年（現存する生協の最古のものから数えて）に及ぶ生協運動の歴史は、すでに何回かの転換期を経験し、その都度困難をのりこえてきたが、現時点もまた、まさに大きな転換期にあるといえる。とりわけ日本経済の高度成長期が終わりを告げ、低成長時代の激烈な企業間競争がはじまっていること、スタグフレーションという新たな経済環境が定着していること、生協運動の影響力が社会的に増すにつれ、生協に干渉したりする外部の強い力が作用するようになったことなどが転換期を特徴づけている。加えて生協運動自身が、情勢に見合った人材育成や単協間連帯強化の課題を充足しきっていない点も大きな問題である。

第129表　全国生協の供給高構成比(1973年度中)

部門の内訳	構成比
食品	57.5
内生鮮食品	27.1
一般食品	27.8
酒・米その他	2.5
雑貨	18.5
衣料	11.9
その他	12.2
合計	100%

ヨーロッパにおいても、日本の生協とほぼ同様の事情がみられるが、この転換期を成功的にのりきりつつあるとはいえない大きな事件が発生している。一つはオランダの生協連合会「コープ・ネーデルランド」が私企業のスーパーマーケットにそっくり吸収された事件であり、他の一つは西ドイツ生協卸売連合会（GEG）が、事業の効率的運営のためと称して株式会社法による協同組合中央株式会社に改組したことである（いずれも一九七三年）。日本生協連はこうした

動きに批判的な見解をもって、国際協同組合運動内の討議に参加するとともに、このような事件が日本でも起こらないという保障はないと、この教訓を反面教師として重大な関心を寄せている。幸い日本の生協運動は、組合員自身がすすめる生協運動を強調する路線をとり、日常運営のなかでもこれを保障する班や地区運営委員会などの組合員組織を発展させてきた。こうした生協の大衆運動としての性格の堅持のために、細心の注意と努力が求められている。

4　労働者住宅事業

重大な転機を迎えた労働者住宅事業

高度経済成長期における人口の都市集中。それにともなう住宅需要の増大のなかで、勤住協、住宅生協の事業活動も順調に一定の発展をみてきた。しかし、最近における経済情勢を反映して、その事業は幾多の障害に直面し、停滞をよぎなくされるとともに、今後の活動を展望しても重大な危機に逢着してきている(事業概況第130表)。

深刻な資金難、土地入手難、建設資材コストの急騰を原因とした分譲価額の高騰と、これに追いつかない労働者の所得との格差の拡大、また住宅地造成にともなう開発規制の強化、公共的用地の施設負担の増大、中高層住宅建設反対の周辺住民との係争問題など、労働者に良質・好環境・低廉な住宅を供給する任務を果たすことが、

第130表　勤住協（住宅生協受託含）事業概況

源資別事業	1974年度（実積）		1975年度（計画）	
	建設戸数	金額	建設戸数	金額
	戸	億円	戸	億円
住宅金融公庫	5,469	541 (217)	7,600	947 (361)
沖縄開発公庫	25	2 (1)	50	5 (2)
厚生年金事業団	—	— —	170	22 (12)
雇用促進事業団 (財形住宅)	258	40 (23)	372	62 (42)
合計	5,752	583 (241)	8,192	1,036 (417)

〔備考〕 金額欄（　）内はそれぞれ公庫・事業団の融資分を示す。

近年ますます困難となってきている。最近勤住協が募集した首都圏住宅は労働者にとって、もはや手の届かない住宅となりつつあり、各地でせっかく建設した住宅の売れ残りも生じてきている。

このように労働者住宅事業団体が分譲する住宅が高額化し、労働者にとって手の届きにくい状況となったが、それだけに労働者住宅運動そのものの必要性は少しも減少しないだけでなく、なおさら住宅に困窮する労働者の要求を組織し、その要求を

運動と事業に反映させていく必要が強まっている。

七五年二月、勤住協と全住連（全国住宅生協連合会）は、直面する現状を打開する一歩として、労働者住宅事業団体の組織問題に焦点をあてた合同委員会を開催した。

住宅事業団体の中央、地方を通ずる組織のあり方については、かねてから一体的な運営を望む声が強まっていたが、勤住協、全住連という二つの中央組織の裾野をなす各県住宅生協の立場からは、運動、事業の両面について統一した指導なり方針を期待することは当然であろう。

この点に関し以前から勤住協では全国委託業務協議会、全住連では路線委員会で検討が重ねられていたが、双方の役員間の話し合いを通じて合同委員会開催の段取りを整えたものである。討議内容はつぎのとおりである。

一、組織問題についての将来の目標

1　労働者に住宅を提供する労働者住宅事業体の組織はいかにあるべきか

2　組織の一体化を目ざす場合の考え方

①　勤住協法を含めた新たな法案措置について

②　勤住協法と生協法の改正について

二、組織問題に対する当面の対処

1　勤住協、全住連、住宅生協の位置づけ

2　住宅生協への指導体制について勤住協、全住連の業務の緊密な連携

3　勤住協の支所について

建築資材・住宅設備機器の共同購入へのテストケース

組織問題と並んで住宅のコストダウンをいかにはかるかが重要な課題となった。勤住協、住宅生協は民間不動産業者と異なり住宅供給を利潤追求の手段とはしていないし、少しでも安くて良質な住宅の建設を労働者の要求にこたえて建設・供給しようとしてきた。そして勤住協、住宅生協はこれまで三％という低い利益率で民間住宅建設業者と差をつけ、この差によって安い住宅を供給してきたといえる。しかし民間住宅産業が各部門で徹底した合理化をすすめ、相対的に分譲価格の低廉化に努めてきた現状では、利益率の低さだけでは価格面でも安い住宅供給は困難となった。したがって勤住協、住宅生協でも中間搾取を排除し、資材の流通過程を合理化する必要に迫られ、その一環として建築資材、住宅設備機器等の共同購入を基本的な協同行動課題としてとりくむことになった。すでに、勤住協は七三年に、勤住協、住宅生協、日本協同組合貿易株式会社、全建総連、日ソ貿易協会、学識経験者による「北洋材専門委員会」を設置し、ソビエト政府の支持協力のもとにシベリヤ材の輸入と活用を目ざし作業をつづけてきたが、七四年には、広く住宅設備機器を含む住宅関連資材全般に拡大した「資材開発室」を設置し、そのテストケースともいうべき事業をおこなった。

勤住協長野支所は、七四年度事業として長野県青木島（一三戸）、四屋（二七戸）の二団地の造成・建設に当たり、木材、器材等はほとんど集中購買方式で調達し、これを支給材とする共同購入方式を採用した。また建築設計施行は、いずれも全建総連傘下の組織がとりくんだこと、青木島団地は全国初の財形融資住宅であることなど、このテストケースとしてのとりくみは各方面から注目された。

勤住協の法的地位の一歩前進と欧州調査団の派遣

現在の法体系は公共という概念を抽象的な国民一般として位置づけ、実質的に国民の七割を占める労働者を概念の

外に押しやっている。勤住協では労働者こそ公共であるという立場から、勤住協を公益法人から公共法人として認めさせる努力を重ねてきたが、七四年施行された国土利用計画法において、この要求が一部実り、公共法人並みの扱いを獲得した。すなわち国土利用計画法施行令のなかで、用地の取得、遊休地の買取権などで重要な役割を果たす「政令指定法人」に公共法人である日本住宅公団、地方住宅供給公社等と並び勤住協が指定をされ、今後の事業に一定の好条件をひらいたといえる。

一方、労働者の住宅要求を直接国の住宅政策に反映させていくための努力はこれまでも中央労福協住宅対策委員会をつうじる労働団体、事業団体の対策協議のなかでつづけられてきたが、政府は一九七六年度から発足させる第三次住宅建設五カ年計画を、これまでの住宅政策（①民間持家主導型、②公的供給主体の分散、③量重点で質の軽視、④総合的政策の欠如）の延長線上において準備し、これを住宅宅地審議会に諮問して七五年七月中にその答申がまとめられる予定となっていた。これにたいし、かねてから公共賃貸住宅の大量建設を主要な柱にすべきだと主張してきた労働者側は、この答申に労働者側の意見・要求を反映させるため、先の住宅対策委員会有志によるヨーロッパ調査団（廻神英雄、河野稜中央学院大助教授他三名）を一月二五日から約一カ月にわたり派遣し、イギリス、西ドイツ、スエーデン、イタリアの住宅制度の詳細なデータを収集した。この報告書は審議会における労働者側意見の裏づけとしても活用されたほか、今後の日本の住宅協同組合運動の方向性を考えるうえで多くの示唆を与えるものとして期待されている。

X

沖縄の労働運動

概要□内部矛盾をはらむCTS闘争──屋良知事を相手に提訴／三回目の機動隊導入／CTS阻止県民大会／内部矛盾の激化／CTS裁判／全軍労のたたかい──七五年一二月までに一五〇〇人解雇／県との団交／スト突入総決起大会／沖縄の春闘と全軍労／米軍の実弾射撃演習阻止──キビ作農民の陳情と自治労の援農活動──ベトナム完全勝利を祝う決議とメッセージ──海洋博と沖縄の労働組合──復帰協解消の方向と社共系列化──復帰協第一七回総会／社共別個の大衆運動組織

概要

一、前年から引き継ぐCTS（石油備蓄基地）反対闘争のなかで、金武湾を守る会はついに屋良知事を相手に「平安座―宮城島間の公有水面埋立免許は無効」の提訴をした。このような革新内部の矛盾は金武湾を守る会と革新県政の矛盾にとどまらず、七五年四月には埋立地入口で共産党主催の「CTS反対県民共闘促進現地集会」とこれを糾弾する金武湾を守る会の住民大会と二つの大会が開かれるところまで先鋭化した。だがこのような内部矛盾にもかかわらず現実の矛盾が大きいだけに、たたかいが長期化し発展することは必至である。

一、在沖米陸軍司令部のデビット司令官は、七四年六月、七五年末までに全軍労の労働者一五〇〇人を解雇すると発表した。その方針に従って米軍エックスチェンジ（ORE）基地の人事部長は一〇六二人の全員解雇を通告してきた。全軍労は米軍の基地再編成が軍雇用員だけを解雇し、基地の返還を伴わずにむしろ強化していることを重視、強力なたたかいを組むことになった。だが沖縄「返還」後は米軍関係の労働者の雇用主は米軍から防衛施設庁に代わり、その業務が沖縄県庁に委託されているだけに、全軍労は屋良県政をも相手にしなければならず、たたかいは困難を極めている。

一、沖縄でも原水協は二つに分裂しているが、県原水協（仲吉良新理事長）傘下の自治労、全軍労、全電通、沖教組などの労働者は、七四年一〇月の米海兵隊による一〇五ミリ榴弾砲の実弾演習阻止行動にひきつづいて、七五年二月と三月の実弾演習を、実弾射撃目標の山頂を占拠するゲリラ活動によって完全に阻止した。この決死的な行動と盛りあがる世論によって、県労協も全面的な支援を決定、もう一つの原水協（芳沢弘明理事長）も演習の即時中止の抗議行動を始めた。

一、砂糖キビの価格一万八〇〇〇円以上を要求して、前年にひきつづきキビ作農民一〇〇〇人が七四年一一月大挙して上京陳情した。沖縄の農業危機が叫ばれているおりから、自治労は初めての試みとして援農活動にとりくみ、労農共闘の土台づくりとして大きな成果をあげた。

一、沖縄のメーデーは、おそらく全国のメーデーで類を見ないベトナムの完全勝利を祝う特別決議をいち早く採択し、五月一五日の「沖縄処分糾弾県民大会」でもたんにベトナムの勝利を祝うだけでなくみずからの自覚と責任をもって祝う連帯のメッセージを採択し、沖縄県労働者と農民の政治的な敏感さと行動力を示した。

一、七月二〇日から開かれた海洋博と皇太子の来沖にたいして、沖縄県教組、自治労、国公労などはそれぞれ鋭い反応を示し、反対の決定と行動に乗り出した。

一、七五年四月二八日、「復帰」前から三年ぶりに復帰協の総会が開かれ、大勢として七七年までに解消の方向が合意された。こういう状況のなかで社共がそれぞれ別個の大衆運動の組織結成に着手しはじめ、今回の復帰協総会で辞任した桃原用行会長（全電通沖縄県支部委員長）の表現を借りれば「政党レベルの系列化は一層深化することも予想される」事態を迎えた。

1　内部矛盾をはらむCTS闘争

屋良知事を相手に提訴

日本本土の複雑な情勢を反映して、沖縄でもたたかう側の内部矛盾は「復帰」前には見られないほど増大した。だが現実の矛盾がはげしいだけに、たたかいは矛盾をかかえながら継続し発展している。たたかいのこういう様相は、前年度からひきつづくCTS（石油備蓄基地）反対闘争に典型的にあらわれた。

金武湾を守る会は、七四年九月五日与那城村の漁民六人を原告に立て「平安座―宮城島間の公有水面埋め立て免許を与えたのは無効である」と、屋良知事を相手取り、那覇地裁へ提訴した。提訴にあたって、金武湾を守る会は「屋良知事が三菱の埋め立てしゅん工認可申請を却下すれば、訴訟を取り下げる」としているのにたいし、県当局は、法的瑕疵がないことを理由に「受けて立った」。

金武湾を守る会と革新屋良県政との間の矛盾が、ついにこのような鋭い形をとって現われた。

三回目の機動隊導入

与党各派は、九月一〇日与党議員団合同会議を開いてCTS問題についての対応策を

協議した。この日の協議で明確な「埋め立て認可申請の却下」という与党方針は出なかったが、県当局が「埋め立て認可はやむをえない」としていることについては、認可をしない方向で、屋良知事に申し入れることになった。田場沖教組副委員長、吉元県職労書記長、比屋根中部地区労議長ら各組織代表は九月二〇日県に屋良知事を訪ね、埋め立てしゅん工認可申請を却下するよう要請した。各代表らは、「行政上むずかしい面があることはわかるが、このさい革新本来の姿勢に立ち返り、一・一九声明（CTS誘致から白紙の態度に変えた七四年一月一九日の屋良声明）の趣旨にそって三菱の申請を却下してほしい」と申し入れた。これにたいし屋良知事は、「その趣旨はよくわかった」と述べるだけで九月議会前に県の方針を表明するかどうかも明らかにしなかった。

一方金武湾を守る会の安里清信氏らおよそ五〇人が、CTS問題について県と話し合うため一二月二七日午前、県庁に押しかけて屋良知事に面会を求めたが、県は「時間がない」との理由で断わると同時に、機動隊を導入して実力で排除した。守る会の人たちの「五分でもよい」との悲痛な叫びにも耳をかさず、庁議を終えた屋良知事、宮里副知事、野島農水部長らは、私服刑事に守られて総務部次長室にとじこもった。「守る会の人たちの請願に対する機動隊導入はこれで三回目で、うるさくなると機動隊導入という安易な態度は、革新県政としてあるまじき行為として批判されている」（『沖縄タイムス』七四年一二月二八日）。

CTS阻止県民大会

内部に鋭い矛盾を持ちながら、CTS反対闘争は年を越した。

CTS建設阻止県民大会が二月五日午後七時から那覇市内の与儀公園で開かれた。県労協、沖教組、中部地区労の共催による会は主催団体からはずされた。大会にさきだって守る会の安里清信氏らはつぎのように述べた。

「主催団体に守る会を加えない理由として代表者のいない団体は責任持てない、としているがわれわれには不可解である。われわれは、過去一年半にわたって代表者がいないままりっぱに闘争を闘い抜いてきた。われわれの血みどろの闘いは、賃金闘争などの平和の中での闘いではなく、大企業、その背後にある国策との闘いであり、代表を置いて一角を崩すことで闘いを骨抜きにされないために代表者は置いてないのだ」とその立場を説明した。

また「五日の大会では、四つのスローガンをかかげているが、一字一句について実際に闘争を進めてきたわれわれと認識の違いがある。認識の違いから大会で間違ったスローガンを採択して県民全体に運動の方向性を見失わさせたら取り返しのつかない重大な過失を犯すことになる。われわれは、一・一九声明こそ誤った方向性であると指摘しており、埋め立て免許を取り消すことが運動の目的にならなくてはいけないと考えている。地域住民運動と対立した形で運動がすすめられてゆくなら、形にはまった運動でしかなく、闘いが内部から崩れる危険がある。従って闘いの方向性と認識が一定でなければわれわれにとってこの大会は大きな危機といわざるを得ない」と述べた（『沖縄タイムス』七五年二月五日）。

主催団体の構成とスローガンの設定の仕方に不信を強調していた金武湾を守る会と主催団体の論議は大会会場にまで持ち込まれて紛糾、①CTS建設反対、②三菱石油の沖縄からの撤退、③県・国の責任追及のスローガンは決まったが、結局、守る会が主張している

二つのスローガン、裁判闘争の支援、三菱に対する埋立権の取消し要求のうち「CTS裁判勝利」提案の動議を受けることで一応の話し合いはついた。この論議の収拾の仕方を不満とした共産党代表が席をけって去るという一幕もあるなど混乱し、一時間半にわたって開会が遅れた。

「CTS建設阻止県民総決起大会」は七五年二月五日午後七時から那覇市与儀公園で開かれた。大会には労組、政党、金武湾を守る会、婦人、学生など約八〇〇〇人が参加。反CTS闘争としてはかつてない大きな大会となった。

大会宣言

大会は要旨つぎの宣言を採択した。

四面、海に囲まれ、金武湾・中城湾一帯の石油基地化が進行している沖縄では、これまでしばしば油の流出事故や石油タンカーからのバラスト水の不法排出、投棄によって海の汚染が急速にすすみ、漁民の生存権を脅かし、県民から憩いの場を奪っている。

このような情勢にもかかわらず、三菱石油は、CTS建設を目的として県に埋め立て竣工認可を申請している。この事について県は、昨年初頭において、自然環境保全の立場からCTSの立地を認めないとする「一・一九声明」を発表したが、一方では、地元漁民が提訴した埋め立て免許無効確認訴訟を争っていることは、同声明の真価を半減させるものといわなければならない。従って県は、一・一九声明の原点に立ちかえり、公害の元凶であるCTS建設を前提とした埋め立て竣工認可申請を断固拒否すべきである。

他方、自民党政府と三菱独占資本は、高度経済成長政策と水島・マラッカ事故にみられるとおり、石油偏重の経済政策が破綻し危険である以上、これを直ちに反省して石油政策を転換し、沖縄のCTS建設を即刻断念すべきである。

私たちは、反独占・反公害の立場を明確にし、CTS建設と公害に反対するすべての県民の力を結集して、沖縄から公害資本・三菱石油を追放し、人間の生命活動の基盤である美しい自然環境を守るために全力をあげてたたかいぬくことを表明する。

一方沖縄三菱開発株式会社（小西是夫社長）は、与那城村宮城島地先で建設を進めていたCTS（原油備蓄基地）のシーバース（海中桟橋）の体（軀本体）部分の竣工届けを県土木部港湾課に提出した。これでシーバース関係はほぼ完了したことになる。

内部矛盾の激化

運動の内部矛盾は、ついに対立した二つの大会が開かれるところまですすんだ。

共産党主催の「CTS反対県民共闘促進四・六現地集会」とこれを糾弾する金武湾を守る会主催の「金武湾を守る会への分断策動を糾弾する住民大会」が、七五年四月六日午後一時から共産党が平安座・三菱の埋立て地入り口で、守る会が海中道路屋慶名入り口でそれぞれ開いた。二つの大会には双方とも労働者、学生など五〇〇人が結集、海中道路をはさむようにして「CTSハンターイ」「日共の分裂策動を許さんゾ」―など気勢をあげた。衝突を心配した県警機動隊では約一五〇人を出動させ警戒にあたったがトラブルはなかった（『琉球新報』四月七日付）。

〝CTS裁判〟

〝CTS裁判〟の第六回口頭弁論が五月二三日那覇地裁民事第三部（山口和男裁判長）で開かれた。

裁判所には、前夜から金武湾を守る会の青年行動隊や労組員など約一〇〇人が寝袋を持ち込んで泊り込み、傍聴券の確保に当たった。また、午前九時すぎバスをチャーターして地元の農漁民が詰めかけたのをはじめ、支援の学生、労組員など約一五〇人が詰めかけた。そのうち傍聴できたのはわずか六〇人。残りの人たちは法廷入り口に待機して経過報告を聞き、裁判の成りゆきを見守った。裁判には勝

連村の浜比嘉島から漁民約三〇人も参加、全員が法廷に入って裁判を傍聴した。

原告の藤田さんが意見陳述、提訴に踏み切った理由について「狭い沖縄に公害企業を誘致するのは反対である。海は漁業者にとって銀行であり、陸における田畑と同じようなものだ」と決意を述べた。さらに浜川さんは「私はこれまで六〇年漁業で生きてきた。以前は魚もよくとれたが、二、三年前から魚もとれなくなり、生活は年々、苦しくなっている。沖縄三菱開発が埋め立てた場所は魚が産卵していた場所である。それが失われたため漁業ができなくなった」と生活苦を訴えた。原告の田場さんも、昨日採取してきた廃油ボールの塊を手に取って見せ、金武湾周辺の汚染状況を裁判長に訴えた。

与那城漁協長を立てて、埋立地の漁業権放棄が合法的におこなわれたことを立証しようと試みた県側の意図が、早くも突き崩された。午後続行された「CTS訴訟」の第六回口頭弁論で、証人の波川光春与那城漁協長(55)は、漁協総会の運営がズサンだったこと、漁業権放棄に伴う三菱からの補償金の一部二千万円を〝着服〟していたこと、さらに地元漁協の資料と県の資料で多額の補償金受領差があることなどを裏付ける証言をおこない注目された（この項『琉球新報』五月二四日）。

CTSをめぐるたたかいは、持ち越されている。

2　全軍労のたたかい

七五年一二月までに一五〇〇人解雇

在沖米陸軍司令部のデビット司令官は、七四年六月二九日午前記者会見した。席上、司令官は、七五年一二月までに約一五〇〇人が解雇の対象になり最終的には陸軍だけで約二〇〇〇人の解雇が予想されることを明らかにした。

全沖縄軍労働組合(全軍労、友寄信助委員長、二八日緊急執行委を開き、米軍の基地再編がし、基地の返還は伴わずに機能集中化されてまで強力なストで対決し、国や県には抜本的な離職対策と基地の全面返還要求を真剣にとりくむよう追及することになった。

退職金の節減が解雇の理由

沖縄地区エックスチェンジ(ORE)のドーン・A・ウォシュ人事部長は、七四年七月一一日県庁に大島渉外部長を訪れ「OREのIHA日本人雇用員一〇六二人を一〇月一日付で全員解雇する」と正式に通告した。

米軍は、日本人雇用員を解雇、パート制による一方で、大量の米人雇用をし、肩代わりしている。現在すでは約七〇〇人の米人が採用されているが、さらにふえる見込み。これについて全軍労エック

スチェンジ支部（東江貞雄委員長）は「日本人雇用員の犠牲のもとに外人を優先雇用するのは労働政策上からも絶対に許せない」と怒りをもって闘争を組織する構え。

県議会・経労渉外委員会（親川仁助委員長）の与野党委員八氏は、八月七日午後、米総領事館でシルベスター総領事と会い、アメリカ側から資料の説明を受けた。シルベスター総領事は説明の中で「ORE当局は日本人従業員の解雇を一年遅らせば、現在予定した退職金九八〇万ドルにさらに二三〇万ドルを加算しなければならない」と、初めて公式に『退職金の節減が解雇の理由』であることを表明した。

県との団交

県は、ORE当局の全員解雇の手続きを拒否していたが、大島県渉外部長は七四年九月四日の記者会見で解雇手続きの業務を開始したことを明らかにした。全軍労は友寄委員長、渡口副委員長、神山書記長の三役が四日午前、大島渉外部長と緊急団交を持ち、県の姿勢を追及するとともに解雇手続き拒否の続行を申し入れた。これに対し大島同部長は、県の立場を説明「事務範囲でできる最大限の抵抗を試みたが、限界にきたので、これ以上の解雇手続きの拒否はできない」と改めて強調、団交は決裂した。

全軍労が最も警戒している解雇書類は、九月七日午前の段階で那覇、コザの両労管事務所に置かれ、まだORE当局に手渡されていない。全軍労では、解雇書類がORE当局に手渡されると闘争の〝トリデ〟がくずされるとして県職労とタイアップ、那覇、コザ労管の組合員が監視しているのである。

抗議集会は県庁前で雨のなかおこなわれた。各支部から約一〇〇人が結集、解雇手続き業務を開始した県に向けて激しい罵声とヤジをとばした。

午後から県職労の支援も予定され、大きな抗議行動のもとに友寄委員長らの再度にわたる屋良知事との団交が控えており、屋良知事は再び重大な政治決断を迫られることになった。

屋良知事は九月七日の県労協との話し合いの席上、人事措置の拒否続行について前向きに検討することを明らかにし、拒否問題をめぐる全軍労との交渉も継続して、県としての結論を出すまでORE側に解雇書類を送付しないと述べた。県の打ち出した姿勢は不当解雇を追及する立場から間接雇用制度そのものに波紋を投げた形であり、今後の成りゆきが注目された。

スト突入総決起大会

九月九日の全軍労二四時間全面ストを前に県労協主催による「全軍労大量解雇撤回要求スト突入労働者総決起大会」が一八日午後六時から県庁前広場で開かれた。基地労働者にかかる闘争を全軍労独自によるものでなく県労協が主催するのは初めて。大会には全軍労はじめ県労協翼下各組織、沖教組の労組員約三〇〇〇人が参加。「ORE の全員解雇等、大量首切り合理化撤回要求決議」「ストライキ 突入 宣言」を採択したあと国際大通りをデモって気勢をあげた。

また全軍労は七四年一〇月一日一四〇人の〝東京行動団〟を派遣し、一方的な不当解雇を容認している政府に、その全面撤回を求めて波状攻撃をかけた。東京行動団を派遣し、政府にゆさぶりをかけるのは今回がはじめてである。

困難な情勢

県は一〇月九日、解雇通知書にサインをし、ORE当局に手渡した。これで、予定通り一一日には全員

（一〇六二人）が解雇されることが確実となり、解雇撤回を要求し、二回にわたる二四時間全面スト、東京行動など強力な闘争を展開した全軍労は、結局、日米両政府に押しつぶされた。

こういう情勢を受けて全軍労第三六回定期大会が一一月三〇日から二日間の日程で覇那市内の官公労共済会館で開かれた。大会での論議は、東京行動団をめぐる評価で全軍労闘争に対する総評の支援態勢の弱さ、県民共闘組織が確立されてないこと、全駐労との共闘関係の弱さについての指摘があったほか、さらにORE解雇にかかわる手続き問題など米軍の人員整理に対する県の責任をもっと追及すべきだ――など、活発な意見が出された。

降りしきる雨のなか、全軍労は、七五年一月二七日午前零時から二四時間全面ストに突入した。全駐労との統一行動で組合員らは主要各基地のゲートでテントや傘で雨をさけながら整然とピケッティング。米軍基地はこの日、赤旗で包まれた。

なお七四年夏以来の基本労務契約関係従業員の解雇者は今回を含めると一六五三人となり、当初予想を三〇〇人も上回っている。

県内の軍雇用員は、六九年前後には四万五〇〇〇人いたのが現在は約一万二〇〇〇人。大量解雇の嵐は復帰後もつづき、今回の発表を含めると九八四六人が解雇通告を受けている。復帰後の解雇者は六八九五人にのぼっている（『沖縄タイムス』五月二八日）。

沖縄の春闘と全軍労

県労協（亀甲康吉議長、九〇単産単組五万人）の三月二七日の統一行動で全軍労と全港湾沖縄地本（仲宗根秀光委員長、二二〇〇人）などが同日、二四時間全面ストに突入した。春闘共闘委（総評、中立労連）の三・二七全国統一行動は二六日深夜の対政府交渉で土壇場で中止となったが、県労協では基地労働者にかかる大量解雇に直面している全軍労、貨物の減少や荷役の近代化で合理化の深刻な立場に立たされている港湾労働者のたたかいを県労組織全体で支援する形で統一行動に踏み切った。この日の総括集会は午後四時から北中城村大平バス停横広場で開かれ、一〇〇〇人）が午後二時から時限スト、また沖教組（平敷静男委員長、一万人）なども動員をかけて参加、在沖米陸軍司令部に向けて大量解雇撤回でデモ行進した。一方全軍労は六月五日第一八回中央闘争委員会を開き、一七、一八日に四八時間全面ストを決行し、強力な大量解雇撤回闘争を構築することを決めた。全軍労が今年にはいってストを打つのは一月二七日、二月二七日、三月二七日、五月九日についで五回目。

困難な情勢のなかで、全軍労のたたかいの長期化は必至である。

3　ついに阻止した米軍の実弾射撃演習

夜を徹しての阻止闘争

七四年一〇月一六日に沖縄の労働者は米海兵隊による一〇五ミリ榴弾砲の実射演習を午前中許しただけで午後からは阻止したが、七五年二月と三月の演習は完全に阻止した。その経過を、現地の報道からまとめておこう。

県民の強い反対の声を無視して在沖米海兵隊は七五年二月一八日午前、一〇五ミリ榴弾砲の実射演習を強行する予定を発表、県原水協(仲吉良新理事長)傘下の自治労、全軍労、全電通、沖教組など阻止団約一〇〇人は一七日午後一時すぎから喜瀬武原公民館に集まり始め、そのうち約五〇人が先発隊として着弾地点近くのブート岳に登った。

米海兵隊側は県道のいたるところに「無断立ち入り禁止、違反者は日本国の法律で罰せられる」との白い表示板を立て、阻止団の締め出しに懸命。

喜瀬武原公民館に結集した阻止団約一〇〇人が集会のあと「先発隊につづけ」と、テントを持った第二陣がさまざまなコースでブート岳山頂をめざし、正午前ほとんどの阻止団が山頂にたどりついた。先発隊は、組合旗を大きく握り拍手と歓声のなかで後続隊と合流、演習阻止をかちとったことを手をとって喜び合った。

登頂した約五〇人の実力行動隊はテントを設営し寒い一夜を頂上で明かした。実弾演習が予定されていた午前八時になると、用意された発煙筒やタイヤのゴムを燃やし「米軍は演習をすぐにやめろ」「実力でもって阻止するぞ」とシュプレヒコール。あわただしく飛び回るヘリコプター、地上との海兵隊との交信、一〇四号線での警戒が緊迫感を浮き立たせていた。

山頂で決起集会

二月一九日で二日目を迎えた恩納村喜瀬武原での米軍の実弾射撃演習は阻止行動隊の着弾地点占拠で一発の砲弾も発射されずに事実上、中止された。だが上空にはヘリコプターが低空飛行で偵察活動をするなど、いつでも発射訓練ができる態勢にあるだけに緊迫感はむしろ高まっていた。こうした現地の動きと並行して防衛施設局は奈良局長が一九日具志川市のキャンプ・バトラーで海兵隊訓練副部長スイミー中佐と会ったほか、加藤次長が発射地点で現地指揮官と会うなど事態収拾にあわただしく動いた。

この日は、前日頂上に食糧を運ぶ途中の労組員が米海兵隊員に短銃をつきつけられ、連行され、阻止団と米海兵隊が衝突したことなどもあって、阻止団は一日中緊迫した空気に包まれたが、トラブルも起きずホッとすると同時に、二日目の勝利をかみしめた。

午後二時すぎ、喜瀬武原公民館前に待機していた労組員約二〇〇人は、頂上組四五人への食糧運搬もかねて全員が登頂、頂上でこれまで最高の二五〇人による決起集会を開いた。強い北風にあおられて大きくはためく無数の組合旗の下で、各代表が力強い決意表明をおこなった。

ついに演習を阻止

「ついにやった」——。組合旗がいまにもちぎれて吹き飛ぶのでは、と思えるほど激しく冷たい風が吹きつける、ブート岳山頂で労組員、学生たちの表情は明るかった。一七日から四日間、山頂での夜を徹しての阻止行動をなしとげ、在沖米海兵隊の一〇五ミリ、一五五ミリ榴弾砲発射演習はこれで一発の砲弾も発射できないまま一応の幕を閉じた。

山を降りた阻止団は拍手に迎えられ喜瀬武原公民館前に到着。喜瀬武原区の瑞慶山区長は「演習期間中、弾が一発も撃てなかったことに対し、よろこびにたえない。寒い三日間、ご苦労さまでした。今回はキビ刈りなどで忙しく区民らは参加できなかったが、演習がなくなることを願う気持は住民も同じ。ともにがんばりましょう」と激励し、労をねぎらった。(衆院沖特委が二月二七日午後三時半から開

かれ、一〇四号線の米軍演習を中心に基地公害の問題が集中的に取り上げられた。外務省、防衛施設庁とも「演習の中止を米側に要求する考えはない」ことなどが明らかにされた。）

全県的なたたかいに

三月一一日から再び強行する在沖米海兵隊の実弾射撃演習とあわせて那覇防衛施設局が三月五日から演習場周辺に有刺鉄線を張りめぐらしはじめた。県原水協では七日緊急常任理事会を招集、有刺鉄線を乗り越えてでも阻止すると前回を上回る闘争を予定。双方の出方いかんによっては復帰前のB52撤去闘争にみられたような全県的なたたかいに発展する様相をみせはじめた。

県労協も三月七日の幹事会で「原水協の闘争を全面的に支援する」ことを決定した。また芳沢弘明理事長の県原水協も同日から那覇防衛施設局に演習の即時中止を求める抗議行動を展開した。

恩納岳山頂のゲリラ活動

「生命をかけてでも実射訓練を阻止する」―県原水協（仲吉良新理事長）は実射訓練を阻止する約六〇人の阻止隊を編成、一〇日午前八時四〇分を期して、阻止隊を二手に分け着弾地点近くの金武岳、恩納岳山中に潜入させた。

阻止隊は山中で一夜を明かしたのち、一一日午前六時から金武岳、恩納岳山頂でゲリラ活動を展開、実射訓練阻止に乗り出した。警備に出る県警と石川署は、九日夜から機動隊一二〇人を喜瀬武原に配備、厳戒体制を敷いたが、阻止隊が恩納村安富祖、同村恩納から山中に潜入したため、虚を突かれた格好となった。

阻止隊員はこの日、山中で火はたかず、毛布にくるまって野宿、翌二日の実射訓練に備えて待機作戦をとった。

実射演習は、阻止団のゲリラ戦術により、午前中ついに一発の砲弾も打ち込めなかった。着弾地点の恩納岳、ブート岳の山頂深く潜入した阻止団約八〇人は、県警機動隊の執拗な追跡をかわしながら着弾地点のブート岳をのぞく山々を占拠、同日午前七時すぎには恩納岳など六カ所に勝利の赤旗と白煙を打ちあげた。

米軍の実弾演習は、中止になる可能性が濃くなると、一転してゲリラ掃討作戦の訓練に変わった。

ヘリは海兵隊の攻撃中隊所有のゲリラ掃討戦用のAH1Gシーコブラ三機、空輸中隊のCH46兵員中型輸送機三機、観測機中隊のOV10ブロンコ一機の計七機で当たった。

シーコブラは地上すれすれに降下、風圧で草木を分けその中にひそんでいるゲリラを発見するベトナム仕込みの方法。約三時間の作戦で約七〇～八〇人もひそんでいると見られる阻止団のうちわずか六人を発見、〝排除〟しただけだった。このうち頂上付近にいた阻止団の三人はヘリで輸送された。この作戦で米軍がゲリラ戦に弱いことを示し「ベトナムの解放戦線に負けたのもうなずける」とのヤジが勝利の味をかみしめている阻止団のなかからとんだ。

その後米軍が三月一九日に予定していた実弾射撃も、阻止団や県民の強い世論の盛りあがりに中止を余儀なくされた。

4　キビ作農民一〇〇〇人陳情と自治労の援農活動

キビ作農民東京陳情団

「サトウキビは沖縄農民の命だ」「一万八〇〇〇円以上をかちとろう」―危機のサトウキビ農業を守り抜こうと七三年にひきつづき結成された砂糖キビ要求価格貫徹一〇〇〇人東京陳情団は一〇月二八日、結団式、デモで気勢をあげ、大挙東京へ向かった。

昨年につぐ二度目の「キビ作農民一〇〇〇人陳情」は、七四年一一月二日の総括集会を最後に四日間にわたった東京行動の幕を閉じた。この間、一行は、①算定方式の改定、②キビ価格の一万八〇〇〇円以上獲得、③基盤整備の促進を三本柱に、政府、国会への陳情、都市デモと、せっぱつまった〝農民の声〟をアピールしつづけた(本年鑑第二部Ⅻ「農民運動」参照)。

自治労の援農活動

自治労県本（仲吉良新委員長、約一万組合員）は七五年一月九日加盟単組の三役会議を開き、春闘方針を検討するなかで、初の試みである労働者と農民との共闘の一環としてキビ刈取り作業無料奉仕実施を決定した。労組では一〇日間は毎日年休行使をし農家にいっさい迷惑をかけないように手弁当で当たることを確認した。無料奉仕キビ刈りの対象農家は母子家庭や保護世帯を優先的におこなうが、原則として一五人を一グループとし、作業に当たることにした。今期サトウキビの収穫見込みはざっと一二六万トン。自治労の組合員は一〇人規模の班編成で毎日班ごとに七トンの搬出を目標としている。自治労では全体の収穫量からすると微々たるもので、これでもって農業支援というのはおこがましいとしながらも、①農民との共同作業のなかから農業の実態を自分のものとし、対政府闘争を組織のなかにきずき上げる、②農民との信頼関係を深める労農共闘を前進させる、と位置づけていた。キビ刈り作業は一月二九日、終わった。一〇日間に動員された労組員は四〇〇〇人余り。各地で予想以上の成果をあげた。

5　ベトナム完全勝利を祝う決議とメッセージ

メーデーと五・一五県民大会

県労協、沖教組共催のメーデー中央祭典には県労協、沖教組、全沖労連翼下の組合員はじめ社大、共産、社会、公明の四党、学生など約一万五〇〇〇人が参加した。きびしい春闘情勢を踏まえ、これまでの祝賀ムードを一掃し〝闘うメーデー〟となった。子供連れの姿がほとんどなく、自民党政府、経営者側との総対決を前面に打ち出した。

また「復帰」三周年の五月一五日には「沖縄処分糾弾五・一五県

民大会」が開かれたが、その日の状況を沖縄の新聞はつぎのように伝えていた。

ドル切替えに水ぶくれした円をつかまされただけの復帰。米軍の基地はいぜん県民の人権をじゅうりんし、巨大資本が県民の生活を脅やかしつづける沖縄―復帰三年。まざまざと見せつけられた復帰の〝正体〟に、人びとの怒りが一時に火を吹いたようなこの日の県民大会だった。赤旗の組合旗や色とりどりの団体旗が林立する大会場の与儀公園には復帰協に加盟する官公庁労組、民間労組、婦人団体、学生ら万余の人びとが遠く北部の安田、安波から、基地の町から参集、〝まやかしの復帰〟を糾弾「真の復帰を勝ちとるため、県民一人びとりが立ち上がろう」と街頭デモをくりひろげ、道行く人人をこの日の〝たたかいの輪〟の中に包み込んだ。デモ終盤、那覇署前で機動隊と衝突した学生、労組員四人が逮捕され、〝逮捕者奪還〟を叫ぶ労組員らと機動隊が一時間半にわたって対立、大荒れとなった。

決議とメッセージ　メーデーは南ベトナム解放の翌日に当ったが、それにもかかわらずいち早くベトナム・カンボジアの完全勝利を祝う特別決議が採択され、五・一五県民大会で採択されたメッセージも勝利をたんに祝うだけでなく「皆さんの勝利を心から祝う資格を得るには自らの解放をかちとらねばならない」と主体的に受けとめ、たたかう沖縄の心意気と行動力を示した。

【ベトナム・カンボジア人民解放の完全勝利を祝うメーデー特別決議（要旨）】

英雄的なベトナム・カンボジア人民の不撓不屈の闘いとその完全勝利は、いまや世界史の一ページに輝かしい金字塔として刻まれた。われわれ沖縄の労働者人民はこの勝利を心の底から喜びたい。

思えばわが沖縄は、米帝国主義者の長期にわたるインドシナ侵略戦争の最大の後方基地として利用され、反戦復帰をめざして闘う県民闘争は武装米兵によって徹底的に弾圧されてきた。

あの黒い殺し屋B52の大編隊がベトナムをめざして嘉手納基地を出撃する姿に切歯扼腕し、想像を絶する毒ガスの貯蔵と相つぐ米軍犯罪に満身の怒りをこめて闘ってきた。基地オキナワの存在こそ、アジアにおける戦争の不幸と諸悪の根源であるというのが、われわれ沖縄の労働者の共通認識であった。

だが、いかに強大な米軍といえどもついに武力によるベトナム・カンボジア人民の解放を求める心を征服することはできなかった。アジア人民同士を戦わせるというわゆるニクソン・ドクトリンも、このベトナム・カンボジア人民の決定的勝利の前に完全に破綻し、打ち砕かれた。このことは、とりもなおさずニクソン・ドクトリンの最大の協力者である自衛隊の戦略に対する回答であり、警告でもある。

しかし、基地オキナワは復帰前と何ら変わらずいまだにニクソン・ドクトリンの拠点として位置づけされ、自衛隊の強行配備と基地の再編強化が着着と進められている。とくにベトナム・カンボジアから撤退した米軍は、今度は南朝鮮とフィリピンの反共ファシスト政権の支援体制を強化し、新たなアジア人民への挑戦を行おうとしている。しかし、この野望は必ずや粉砕されるだろうし、粉砕しなければならない。

私たち沖縄の労働者人民は、偉大なベトナム・カンボジア人民の闘いの教訓に学び、今後とも反戦闘争のより一層の強化を決意すると共に、第四六回メーデー沖縄県中央祭典の名において、ベトナム・カンボジア人民の完全勝利に対する心からのお祝いと連帯のメッセージを送るものである。

右決議する。

【ベトナム、カンボジア解放勝利を祝し、両国人民への連帯のメッセージ（五・一五県民大会）】

本五月一五日はみなさんと私達にとって忘れられない日です。

皆さんにとっては解放勝利を記念する日です。長期の闘争と完全勝利に満腔の敬意を表し、心からお祝いを申し上げます。

私達にとっては米帝の直接支配を打破し一定の成果を確認し得るとしても、新たな日米両政府の資本優先帝国主義的政策のもとに屈辱的な支配状況にあり、闘う決意を新たにする日になっています。

皆さんの勝利を心から祝う資格を得るには自らの解放をかちとらねばならないことを自覚し、友好と連帯を深めたいと思います。

五月一五日を共に喜び合える日にするため皆さんに学び闘いを発展させたいと思います。

カンボジア、ベトナム両国人民の解放勝利万歳

正義の勝利を血であがなったベトナム、カンボジア両国民に永久に栄光あれ。

6　海洋博と沖縄の労働組合

沖教組中頭支部の強い態度

沖縄海洋博は七五年七月二〇日から開かれたが、沖教組は先に中央執行委員会で学校行事としては反対」の方針を打ち出した。それに対して中頭支部(組合員二四〇〇人)は七四年一一月二六日、「基本的に反対」の中執委決定はなまぬるいとして「海洋博の児童生徒の団体見学は基本的に協力要請に対して拒否する」という強い姿勢で臨むことを明らかにした。同支部は、海・山の自然破壊で臨海学校がとりやめられている現状で、その破壊をまねいた海洋博を単純に海の未来として見学させるのは真の教育とはいえない、〝海洋博まつり〟に児童生徒を動員しようとする県教育庁の方針に真っ向から反対する、と説明した。

同支部は国、県が児童生徒を動員して〝まつり〟を成功させようとしている点をきびしく批判、教育現場からは四〇人以上の児童生徒を引率する教師の能力の限界、学校行事が変更されるなどの具体的問題が指摘されている。さらに開催がまじかに迫ると、児童生徒の鼓笛隊やブラスバンド、父母を動員しての団体演技への参加呼びかけがひんぱんにおこなわれることが予想され、教育現場を混乱に陥れることになるとしている。

県高教組も七四年一一月二七日執行委員会を開き「学校行事として海洋博見学には基本的に反対」の方針を打ち出した。

沖縄国公労、皇太子来沖反対

沖縄国家公務員労働組合は七五年六月六日の中央闘争委員会で労組として初めて「皇太子来沖反対」の機関決定をした。国公労は皇太子来沖については「海洋博への出席のためということになっているが、第二次世界大戦で悲惨な体験をした県民の反戦平和の感情を宣ぶし、再び天皇崇拝の機運をつくり、反自衛隊闘争を骨抜きにすることをねらったものだ」というとらえ方をしている。

沖教組の大会議案書

沖教組は六月二六、二七の両日定期大会を開いたが、大会に提案する議案書の「たたかいの重点」の中で「海洋博が国家独占企業の利潤を求めるもの」と規定し、関連工事による公害を含めて海洋博に反対することを盛りこんだ。また、海洋博を利用して「軍事機能の強化と右翼による

青少年への思想注入に強く反対する」ことも盛りこんでおり、自衛隊の強化と世界海洋青少年大会などにも警戒の姿勢を示している。

7　復帰協解消の方向と社共系列化

復帰協第一七回総会

復帰協（桃原用行会長）は七五年四月一九日午後、執行委を開き、四月二八日の総会に向けた議案書など執行部案を決定した。復帰協の総会は、復帰前から三年ぶりに開かれるもので、今総会は「解散か存続か」のストレートな論議はせず、少なくとも七七年五月までの間に復帰闘争史の編さんをはじめ復帰記念事業を達成し、そのなかで徹底的な総括をしていくことで合意した。

第一七回総会は、復帰闘争と因縁の深い四月二八日、那覇市内・沖縄会館で開かれ、復帰にいたる二七年間の中間的な総括をし、闘争史に一応の区切りをつけた。復帰協は七七年五月まで組織を存続するなかで、復帰運動の徹底的な総括と復帰闘争史をはじめとする記念事業、立法院事件など裁判闘争、軍用地主闘争など当面の課題にとりくみ、その間に財政問題も含めた組織の清算、整理をおこなうことにしており、少なくとも現組織は今総会を契機に大勢は解消の方向へと向かうことになった。総会は、自衛隊に反対し、一切の軍事基地撤去決議、米兵による女子中学生暴行事件への抗議決議などを採択したあと、新役員の選出に入ったが、桃原会長、仲宗根事務局長が辞任、その後任が決まらないまま、総会は閉幕した。

社共別個の大衆運動組織

復帰四年目を迎えた沖縄でも本土の社共対立が浸透、沖縄県祖国復帰協に結集し一枚岩を誇った大衆運動の分野でも、近く社共がそれぞれ別個の民主団体を旗上げするなど、社共の本土系列化が深まっている。

旗上げが準備されているのは、社会党沖縄県本部、県労協、沖教組、学者文化人などが呼びかけ人になっている「護憲反安保・平和とくらしを守る沖縄県実行委員会」と、共産党沖縄県委員会、全沖縄労組連合会、民青、新婦人などが参加する「安保廃棄・くらしと民主主義を守る沖縄県統一連絡会議」。護憲反安保実行委は七月一〇日をメドに、安保廃棄統一連絡会議は六月二九日に、それぞれ結成大会を予定している。

こうした状況に、四月の総会で復帰協会長を辞任した桃原用行全電通県支部委員長は「政党レベルの系列化とともに労組内でも若い人を中心に意識の多様化も進んでおり、復帰協にみられたような一枚岩の運動は難しくなっていることは事実だ。社共系列の新しい民主団体の誕生でこれが一層深化することも予想される」と指摘していた（『沖縄タイムス』七五年六月一〇日）。

【参考資料】(1)『沖縄タイムス』、(2)『琉球新報』、(3)沖縄事情研究会『沖縄事情』

XI

国際労働組合運動と日本

概要□国際労働組合組織の動向とわが国の労働組合——国際労働組合組織／国際労働組合組織の動向／総評・中立労連の国際連帯・交流活動／同盟の国際連帯・交流活動／国際労働組合の諸会議——世界労連系の諸会議／国際自由労連系の諸会議

概要

一、冷戦期いらい分裂状態にあった国際労働組合運動の分野で、七三年いらい国際労働組合諸組織間の交流・接触と部分的には組織統一の動きがでてきたが、この傾向は七四～七五年の時期にもひきつがれた。欧州労連はイタリア労働総同盟の加盟を承認し、さらにフランス労働総同盟、フランス教員組合などの加盟問題を検討中である。七四年一〇月の世界鉄道労組セミナー、七四年一二月の欧州労働組合会議、七五年二月の自動車製造・関連業種国際会議、七五年四月の技術・監督・管理職ならびに技師の国際労組会議などは、国際組織の枠をこえて組織され、また七五年一月に準準会をもって、七五年秋にアジア交通運輸労組セミナーが同様の形で開催されようとしている。

一、総評は、国際自由労連系、世界労連系を問わず、傘下産業別組織を国際産業別組織に加盟させる方針を打ち出すとともに、地域的にはアジア地域労組との連帯強化を重視して交流をすすめ、七五年二月にはアジア労働研究所を設立した。また国際アラブ労連、フランスとイタリアの労働総同盟の代表をまねいて、代表交換の定期化をはかった。また総評と中立労連はソ連労働組合中央評議会とのあいだに交流委員会を開催して、七五年の交流に関する議定書を締

結した。

一、同盟は七四年七月と七五年五月にAFL・CIOとの定期会議を開き、多国籍企業問題解決のための協力について討議するとともに、インドシナにおける事態の急変に対応して、共産主義勢力が「自由世界」と「自由な労働組合運動」にもたらしている脅威とたたかうために、国際自由労連アジア地域組織とアメリカ・アジア自由労働協会の機能の強化と協力関係創出などについて、小委員会を設けて具体的に話し合うこととした。さらに、同盟は東南アジア諸国、台湾、韓国などの労働組合との交流をすすめるのとならんで、ソ連側の提案による産業別交流の第一陣として七四年七月に海員組合代表をソ連に送った。

一、七四～七五年の時期に開催された国際労働組合の会議のおもなものとしては、世界労連系では、世界労連第一〇回執行局会議（七四年五月）、繊維皮革インタ第五回国際会議（七四年六月）、多国籍企業に関する国際会議（七四年七月）、世界労連第二五回総評議会（七四年一〇月）、国家公務員労働組合国際集会（七四年一一月）、第七回国際金属労働者会議（七四年一二月）、世界労連臨時執行局会議（七五年一月）があり、国際自由労連系のそれには、第二回アジア労働組合経済会議（七四年五月）、国際自由労連アジア地域組織第三六回執行委員会（七四年五月）、国際自由労連第六一回執行委員会（七四年五月）、移民労働者に関する会議（七四年六月）、多国籍企業作業部会（七四年六月）、国際金属労連第二三回大会（七四年七月）、国際自由労連第六二回執行委員会（七四年一一月）、国際炭鉱・鉱山労連第四二回大会（七五年三月）などがあった。

1　国際労働組合組織の動向とわが国の労働組合

1　国際労働組合組織

国際労働組合組織の諸形態　現在、国際労働組合組織には大別してつぎの三種類のものが含まれている。①原則として各国労働組合中央組織を国際的に結集したもの――世界労働組合連盟（略称、世界労連、WFTU）、国際自由労連（ICFTU）、国際労働組合連合（国際労連、WCL）、②産業別・職業別の国際労働組合――世界労連傘下の一一の産業別労働組合インターナショナル、国際自由労連の方針を認めてこれと協定を結んでいる一六の国際産業別・職業別組織（ITS）、国際労連傘下の国際産業別諸組織、および、七四年二月に新たに出現した国際映画放送労連のようにそのいずれにも属さず、それらの枠をこえた国際産業別組織、③労働組合中央組織を地域別もしくは民族別に結集した組織――アラブ国際労働組合連合（CATU）、全アフリカ労連、ラテン・アメリカ労働組合統一常設会議（以上、世界労連と友好関係）、ア

フリカ労働組合連合(国際自由労連系)、および七三年二月結成の欧州労働組合連盟(欧州労連、ＥＴＵＣ)。

(注)　欧州労連は欧州地域の国際自由労連傘下組合で結成されたが、国際自由労連の欧州地域組織ではなく、国際労連および世界労連傘下の組合中の組織を参加させつつあることは、次節で述べるとおりである。

わが国労働組合の加盟

以上の国際労働組合組織のうち、わが国労働組合が組織的関係をもっているのは、世界労連、国際自由労連、これら二つの組織につながる国際産業別・職業別組織、および中立の国際産業別組織である。一九七五年六月末日現在におけるわが国労働組合の国際労働組合組織に対する加盟関係は、つぎのとおりである。

【世界労連】　全建労、全自交、全日自労

【国際自由労連】　同盟、全逓、全鉱、炭労、都市交通、日放労

【世界労連傘下の産業別労働組合インタナショナル】　①建築木材建築資材産業労働組合インタナショナル——全建労、全日自労、②運輸港湾漁業労働組合インタナショナル——全自交

【国際産業別組織ＩＴＳ】　①国際金属労連ＩＭＦ——国際金属労連日本協議会ＩＭＦ・ＪＣ、②国際運輸労連ＩＴＦ——国労、動力車、全日通、都市交通、海員、交通公社、全日航、日航乗務、③国際繊維被服皮革労連ＩＣＦ——全化同盟、紙パＦＴＧＬＷ——全繊同盟、④国際化学一般労連ＩＣＦ——全化同盟、紙パ総連合、全繊同盟、全日本ゴム労連、⑤国際郵便電信電話労連ＰＴＴＩ——全逓、全電通、国際電電、全郵政、⑥国際鉱山労連ＭＩＦ——炭労、全鉱、全炭鉱、⑦国際食品関連労連ＩＵＦ——全国ビール、明乳、⑧国際石油化学労連ＩＦＰＣＷ——合化労連、全石油、新化学

【中立の国際産業別組織】　国際映画放送労連——民放労連、映演共闘

なおＩＴＳのうち、国際化学石油労連ＩＦＰＣＷと国際化学一般労連ＩＣＦとは、七三年一〇月と一一月に開催されたそれぞれの大会で、七四年二月を目途に両組織を合同することを決定しており、また七四年一月三〇日にわが国で結成されたゴム労連はＩＣＦ加盟の方針を創立大会で決定している。

2　国際労働組合組織の動向

国際労働組合運動の新しい局面

一九六七～六八年いらい危機的様相を深めた世界資本主義経済、そのもとで高進するインフレーションとそれによる実質賃金の低下や雇用不安、それに加えて多国籍企業の進出による賃金、雇用、労働組合の諸権利への脅威、さらにはこうした状況のもとで各国の労働組合運動にみられた労資協調主義的傾向の後退と反独占の行動統一ならびに組織統一の気運の高まりは、一九七三年いらい国際労働組合運動に新しい局面を開いた。①七三年二月に欧州の国際自由労連傘下組合が結成した欧州労連ＥＴＵＣは国際自由労連の下部組織になることを拒否し、国際労連や世界労連傘下の欧州諸国労組の加盟を認めるとの方針を決めたこと、②七三年六月に世界労連、国際自由労連、国際労連、アフリカ地域労組の各代表とＩＬＯ理事会労働者側委員が協力して、アパルトヘイト反対の世界労働組合会議を開いたこと、③七四年一月のＩＬＯ第二回欧州地域会議を機会に、その会期中に三つの国際労組組織の枠をこえた欧州各国ナショナル・センターの会長・書記長その他約二〇〇名で、欧州地域労組幹部会議が開かれたこと、④視聴覚メディア産業の分野では七四年二月に三つの国際労働組合組織や、そのそれぞれの産業別組織の枠をこえた国

際映画放送労連が結成されるにいたったことなど、新しい局面の特徴は、既成の国際諸組織のあいだの接触、交流、統一行動の発展であり、部分的には組織統一にまですすむ傾向であった（本年鑑第四五集、三七四～三七八ページ参照）。

一九七四～七五年の時期には、こうした傾向がひきつがれ、いっそう進展をみた。

欧州労連の動き　欧州労連は、七四年五月二三～二七日にコペンハーゲンで開催された臨時大会で、国際労連傘下の欧州諸国労組の加盟を正式に承認し、ついで六月九日の執行委員会で世界労連準加盟組合としてのイタリア労働総同盟CGILの加盟を承認した。これに応じて世界労連は七四年一〇月一五～一七日、ハバナ開催の総評議会でイタリア総同盟を準加盟組合とする手続きをとった。世界労連傘下の世界教員組合連盟に加盟しているフランス教員組合連盟FENとフランス労働総同盟CGT（世界労連加盟）が加盟申請をおこなったのにたいして、欧州労連は七四年一〇月二五日と七五年二月六日の執行委員会でこれを正式議題にとりあげ、これを承認するかどうかについて審議を継続している。

世界鉄道労組セミナー　国際組織の枠をこえた統一への動きは、産業別の分野にもあらわれてきた。七四年一〇月二一～二三日にはフランクフルトで「鉄道輸送におけるオートメーションと技術進歩の社会的影響にかんする国際的労働セミナー」が開かれた。会議は七三年五月にモスクワで開催された「鉄道労働者の労働および健康の保護にかんする労働組合セミナー」のつづきとして、ドイツ連邦共和国の鉄道労組の招集で開かれ、全世界の社会主義国、資本主義国、発展途上国にわたる二八カ国・八五〇万の鉄道労働者の代表一〇八名と、国際運輸労連ITF、およびITSの代表が参加した。わが国からは国労から富塚三夫書記長、細井中執、栗林中執の三名が参加した。会議の議題は、①オートメーションおよび新技術導入の情況下における労働組合の目的と権利、②オートメーションおよび新技術導入の情況下における再格付けにかんする諸問題、③オートメーションおよび新技術導入の情況下における健康と安全の問題であり、日本代表は第二議題について報告をおこなった。第三回セミナーは二年後にイタリアで開催される。

自動車製造・関連業種国際会議　イギリスの合同機械鋳造労組ほか二組合の招集で、七四年一二月九～一一日にロンドンで開催された。会議は数年前からソ連の機械合同労組が中心となり、イギリス、フランス、イタリア、オーストラリア、日本や東欧社会主義諸国の労組によって準備されてきたもので、国際金属労連IMFの執行部が会議への参加に否定的な態度をとったにもかかわらず、アメリカ、西ドイツの自動車関連産業労組の大部分にわたる一八カ国三〇労組が国際加盟のちがいをこえて二五〇名の代表を送り、わが国からは森野徳雄全国金属中執、中村敏宏全電線副委員長、副島一男全造船機械調査部長、中堂広自動車労連政治渉外局長の四名が出席した。

会議の目的は、労働安全衛生の向上のために、生産工程、技術教育、有毒物質、作業環境、労働時間、賃金、社会保障などあらゆる問題について、各国の状況を交流し、イデオロギーによる相違を克服して、共通の課題をさがしだすことであり、また多国籍企業問題

について、国際的統一行動を促進することで、会議は討議の結果、①賃下げ、首切りなしの労働時間短縮、②時間内における職業訓練の充実、文化的活動時間の拡大、③技術導入、変更、労働軽減など生産管理への労組の積極的な関与、④安全・健康管理への労組の参画、⑤精神的肉体的な疲労、工業環境保全についての科学的組織的な調査研究、労働者・労働組合の参画、など労働者の権利として積極的にとりくんでいく必要があることを確認した。

アジア交通運輸労組セミナー準備会議

国際運輸労連ＩＴＦ加盟組合と世界労連の運輸インタナショナル加盟組合をともに内部に含む全交運の招集で七五年一月二〇～二三日に那須で開催され、オーストリア、インド、マラヤ、フィリピン、ソ連、セイロンの関連各組合と全交運傘下諸組合の代表が参加したほか、ＩＴＦアジア事務所長と運輸インタナショナル書記長が出席した。会議は、この会議がアジアで新しい国際労組組織を結成する意図をもつものでなく、「アジアにおけるすべての労働組合との相互協力と連帯を強化することをつうじ、みずからの労働条件と基本的労働組合権の改善をはかり、労働者の社会的地位をたかめ、世界の労働組合運動の統一に積極的に貢献」する意図のものであることを確認し（会議が採択した「アジア交運労組へのアピール」）、七六年九月に東京で「アジアにおける交通運輸労働者の生活と社会的地位の向上ならびに権利確立を一体のものとして追求する労働組合の活動について」をテーマにセミナーを開催することを決め、出席各国労組の代表にニュージーランドとベトナム民主共和国の労組代表を含めてそのための準備会を構成することを決定した。

技術・監督・管理職ならびに技師の国際労組会議

七五年四月中旬にトリノで開催され、国際加盟のちがいにかかわりなく二五カ国の四〇以上の労働組合と職業組織の代表がはじめて国際的に結集して、これらの範疇に属する勤労者の特殊問題と他の層の労働者との関係の問題について討議した。

欧州労働組合会議

七五年二月二八日と三月一日の二日間にわたってジュネーブで開催され、欧州二七カ国の四四の労働組合中央組織（内訳は世界労連加盟一〇組織、国際自由労連加盟一六組織、国際労連加盟八組織、中立一〇組織）の代表と三国際組織ならびに欧州労連を代表するオブザーバーが参加した。会議は、七四年一月開催の欧州労組幹部会議で、「できうれば七四年中に開く」ことを予定されていたもので、欧州諸国の労働組合中央組織のうちで参加しなかったのは、トルコのそれとフランスの「労働者の力」ＦＯだけであった。

会議が発表したコミュニケはつぎのように述べている。会議の主要テーマは、「労働環境全般、とりわけ商・工業における危険な物質・生産物・工程についてであった」。「代議員たちは国際的経済諸関係、諸国民間の経済的相互依存性、多国籍企業の影響などの急速な強まりに照らして、国際協力の拡大が上記諸問題の解決上でなしうる貢献について承認した」。会議は「セミナーや相互訪問の利用を含めて、これらの問題について接触を維持し、情報を交換する方法について、ヨーロッパ各国の労働組合センターが考慮することが重要」であることについて、意見の一致をみた。

3　総評・中立労連の国際連帯・交流活動

総評の国際連帯活動の方針

総評は七四年八月一九日～二三日開催の第四八回定期大会で採択された「一九七四年度運動方針」のなかで、国際連帯活動強化の方針をつぎのように決めた。

【国際連帯の強化　総評、七四年度運動方針、各論の一〇（要旨）】

1　①資本の搾取・収奪とたたかい、②戦争と侵略に反対し、③帝国主義、植民地主義に反対し、④組織の自主性を堅持し、相互尊重・内部不介入の立場を守るという四原則にもとづき、積極的中立の方針を堅持してすべての国際労働組合組織やすべての国の労働組合との連帯を強化する。

2　各単産はＩＴＳ、産別インターなどの産業別国際組織に加盟する方向でそれぞれ検討する。

3　東南アジア諸国労組との友好連帯をとくに重視し、①アジア労働者の団結促進、②労働基本権確立その他の共通問題での連帯強化、③二組織交流、産業別交流の強化、④東南アジア労組情報センターの設立をおこなう。

4　情報センターと連帯の強化のため組合員から運動資金を徴収し、国際連帯基金を強化する。

5　ヨーロッパならびにアラブ諸国の闘争経験に学ぶため、これらの国の労組との交流を強化し、韓国、南ベトナム、チリの政権による弾圧、南ア連邦のアパルトヘイト政策に反対して、連帯行動に参加する。

6　社会主義諸国労組との交流をすすめ、朝鮮民主主義人民共和国との国交回復と南北朝鮮の統一を支持し、ベトナムのホンゲイの労働会館建立に努力し、また社会主義諸国の国家間の対立にまきこまれることなく、総評としての独立性を堅持する。

7　日教組弾圧反対闘争との関連でＩＬＯの活動を重視し、政府にＩＬＯ条約を批准させるために運動をすすめる。

東南アジア諸国労働組合との交流・連帯

総評はバングラデシュ労働組合ＢＴＵＫとジャテイオ・シュラミフ・リーグＪＳＬの救援要請にこたえて、七五年三月に約四〇万円相当の薬品を両組織に送った。また総評は、インドの三労働組合組織の代表を日本に招待する方針で折衝した結果、七五年五月二五～六月三日の一〇日間、全インド労組会議のバンガロール支部長Ｋ・Ｂ・ティマヤの訪日が実現した。

中国との交流

三原大乗総評副議長を団長とし、一五名からなる総評・中立労連の七四年第二次訪中団は、中日友好協会の招きにより、七四年一一月一五～二九日の期間中国を訪問し、北京、天津、南京、杭州、上海などの各総工会、革命委員会代表や職場労働者と友好を深めて帰国した。

総評・中立労連代表団の訪朝

総評と中立労連はチョソン職業総同盟の招待を受けて、七四年一〇月八～一五日に市川誠総評議長を団長とし竪山利文中立労連議長を副団長とする六名の代表団を訪朝させた。代表団は帰国にさいしチョソン職業総同盟との共同声明を発表したが、そのなかで代表団は「南チョソンに対するアメリカ帝国主義の植民地隷属化政策を強く糾弾し、アメリカ軍が南チョソンからただちに撤退すべきであると主張し、パク・チョンヒかいらい一味の民族分裂永久化策動と野蛮なファッショ・テロ統治、新しい戦争準備をきびしく断罪し、社会の民

主化と祖国の自主的平和統一をめざす南チョソン人民の闘争に対する支持と固い連帯を表明し」、またチョソン職業総同盟側は「総評と中立労連をはじめとする進歩的な諸団体が、アメリカ帝国主義と日本の反動勢力に反対し、平和と民主主義をまもる闘争において統一行動を発展させていることを高く評価し、革新勢力との統一戦線を強化するための闘争が成功をおさめるであろうとの確信を表明した」。なお代表団は、こんご主として大産業別の交流をすすめるよう希望を述べ、職業総同盟とのあいだに、七五年秋までに五名の職業総同盟代表団を訪日させるよう検討する、七五年秋までの交流代表団数を二ないし三とする、などについて合意をとげた。

モンゴル人民共和国との交流

モンゴル人民共和国五〇周年にさいし蛯谷総評副議長と佐藤中立労連副議長がモンゴル労働組合中央評議会の招待で七四年八月二八日に同国を訪問し、九月五日に帰国した。代表は記念式典に参加したほか、アジア諸国から参集した労働組合センター代表の会合に出席した。会合では、モンゴルとソ連の代表がアジア労働組合会議の早期開催の必要を強調し、会合が採択した共同声明のなかでも「アジア諸国労働組合センター間の行動の統一を強化し、情報、文書、代表団の交流を促進したい」との各参加者の希望が表明された。

七五年二月一〜八日には総評の招待でオチルバット・モンゴル労働組合中央評議会議長ほか一名の代表団が訪日した。代表団は総評、中立労連その他の組織と懇談し、第四九回総評臨時大会に出席した。帰国にさいして発表された共同声明のなかでは、双方が「アジア諸国の労働組合間の、労働者の利益のための協力と統一行動を成功裡に発展させるために、アジア労働組合会議の開催のためにひきつづき努力する」ことが確認された。

アジア労働研究所の設立

総評は七四年度運動方針のなかで「東南アジア情報センター」を設立することを決めていたが、この方針にのっとり、名称をかえて、七五年二月に「アジア労働研究所」を発足させた。研究所は、政府、使用者、企業のアジア進出の動きに対応して、対アジア活動を強化し、日本の進出企業などの情報を収集し、国内ナショナル・センターや単産がおこなう対アジア労働組合支援活動に協力することを目的とし、運営委員会には中立労連、新産別やそれらの傘下組合の代表を加えて、活動をすすめるものとしている。

国際アラブ労連代表団の訪日

総評の招待でアブデル・ラチフ・ボルテア書記長を団長とする国際アラブ労連ＩＣＡＴＵの代表団が七四年一一月八〜一八日はじめて訪日した。代表団の離日にさいして発表された共同コミュニケは、「帝国主義諸勢力に支援されたイスラエルの侵略行為を強く非難し、イスラエルの占領下にあるアラブ諸国民の国土を奪回するための闘争の意義を強調」し、とくに総評は「パレスチナ人民が民族自決のために展開している闘争に深い同情と支持を表明」した。また双方は、総評とアラブ諸国の国際ならびに各国労組センター、その傘下の各産業別組織間の交流を促進することや、七五年に総評がアラブ諸国を訪問し、七六年にアラブ労組代表が訪日するなど、二年ごとに代表団を交換することについても、合意をとげた。

フランス労働総同盟との交流

総評の招待でＡ・ベルトロー書記を団長とするフランス労働総同盟代表団が七四年一〇日一二〜二一日に来日した。代表団は総評指導部や傘

下各単産幹部と懇談し、地方を訪問した。帰国にさいして発表された共同声明のなかではつぎのように述べられている。「双方は、資本主義世界をおおうインフレーション、経済危機、および各国の政府がその負担を労働者・国民に負わせるために同じような方策を採用しているという事実により、日本とフランスの労働者が共通の経済・社会問題に直面しているという結論に達した」。双方は「独占および多国籍企業の害悪に反対する闘争で、今後もひきつづき協力や共同闘争を強化することを再確認」し、そのために、「両センターのみならず傘下の各産業別組織間の連帯を常に保ち発展させるために交流をはかり、促進することについて、意見の一致を見た」。

総評は、また、七五年六月二一～二四日に開催されたフランス労働総同盟第三九回大会に、佐藤惟恭副議長を派遣、出席させた。

イタリア労働総同盟との交流

A・マリアネッチ執行委員を団長とするイタリア労働総同盟CGIL代表団が総評の招待で七五年三月一三日から一〇日間来日し、総評幹部とのあいだで経験を交流した。帰国にさいして発表された共同声明のなかで、イタリア側は「総評が思想や国際加盟の相違をのりこえて、すべての国の労働運動の強化と発展にむかって努力していることに支持を表明した」。また総評は、七六年に総評代表団をイタリアに招待するというイタリア側の提案を受けいれた。

東欧諸国労働組合との交流

総評は七四年一一月一七～二〇日にラビア労働総同盟第七回大会に中央評議会からはA・シェレーピン議長ほか八名が、また自由ドイツ労働総同盟FDGBと総評との七四年交流協定にもとづいて、大木事務局長以下三名の代表団が七四年一二月一五～二〇日ドイツ民主共和国を訪問した。代表団は、同国と日本の正式外交関係樹立後における最初の本部代表団で、七四年四月のFDGB代表団の訪日にたいする答礼訪問の意味をもっていた。帰国にあたって発表された共同コミュニケのなかではつぎのように述べられていた。「双方は日本とドイツ民主共和国の関係の一層の正常化のために努力する。総評とFDGBは異った方向をもつ諸労働組合の統一行動のために努力し、この目的に役立つすべての措置を支援する決意を表明する」。また代表団はFDGBとのあいだに一九七五年度交流協定を締結した。協定は総評と傘下産業別組織の八代表団の訪独と、FDGBならびに傘下産業別組織の四代表団の訪日と、ドイツへの留学生二名派遣、ならびに旅行団、出版などの問題について取り決めている。

総評は、FDGB創立三〇周年ならびにヒトラー・ファシズムからの解放記念集会に出席するために、七五年六月一〇～二〇日に、佐藤惟恭副議長ほか一名をドイツ民主共和国に派遣した。

第九回日ソ労働組合交流委員会

七四年一二月二三～二四日にモスクワで開催され、総評から大木事務局長ほか五名、中立労連から岡村事務局長ほか一名が、全ソ労働組合中央評議会からはA・シェレーピン議長ほか八名が、出席した。

委員会では過去一年間の双方の協力の成果が総括され、アジアの労働組合運動を含めた国際労働組合の諸問題が審議され、「日本とソ連の労働組合が……アジア労働組合会議を開催するためにひきつづき努力すること、日ソの勤労者と労働組合の交渉を一層発展させるため、これまでのような労働組合センター、単産、県労評の代表団の交換以外に、講師、スポーツ・チーム、労働者視察団の交流を

広範におこなうこと、日本海沿岸地域とソビエト極東の労働組合、日本とソ連の姉妹都市の勤労者の交流を発表することなどが取り決められた。なお委員会でとりかわされた七五年度の交流に関する議定書は、日本側二三、ソ連側一七代表団の交流、日ソ友好と平和のための第一〇回日ソ労働組合集会のソ連における開催などについて取り決めている。

4　同盟の国際連帯・交流活動

同盟の国際連帯活動の方針

同盟は一九七四年一月の同盟第一〇回全国大会で採択された一九七四・七五年度運動方針のなかで、国際労働運動強化の方針を要旨つぎのように決めた。

【同盟の国際労働運動強化の方針（要旨）】

①国際政治と経済の激しい変化を反映して、国際労働運動には、微妙な変化があらわれている。その一つは、イデオロギーや社会体制の相違を越えた、東西の労組間の接触や交流である。第二は、国際産業別組織の活動の活発化で、国際自由労連の運動との調和をどのようにするかという問題を提起している。第三は、組合における南北間の協力関係を一層推進せしめている。②労働運動の国際化は急激に進展し、国際的連携の強化と活動の充実は当面の重要課題である。われわれは、自由にして民主的な労働運動を基調とする世界の労働組織と提携を強化する。このため、国際自由労連のわが国労働運動にたいする理解不足から生起しつつある行動には若干批判すべきものもあるが、その基調を支持し、国際連帯の強化・発展途上国における労働運動の国際化によって生起される諸問題にたいする対策と共同行動の強化をはかる。③多国籍企業の一層の拡大は、本国および進出先国の国民経済・雇用・社会・労働条件・労働運動等にますます深刻な影響を与えつつあるばかりか、国際通貨体制にも衝撃を与え、また、現代インフレーションの原因もつくり出している。しかし、各国政府に対して巨大な影響力をもつ多国籍企業の行動を完全に規制することは容易でなく、国際労働運動のこれに対する行動の一層の強化が要請されている。④わが国の発展途上国への投資は、これら諸国の経済開発への協力にとって必要なものであるが、ともすれば資源確保・市場拡大・低賃金・労働力の確保のみに走りがちであり、わが国の労働組合が、これら海外進出企業の行動を効果的にコントロールする必要はますます高まっている。とくにアジア地域については、わが国企業の進出先における雇用の安定と拡大・労働諸条件の維持改善・正常な労使関係の確立のため、国際的な連携を強化し、未組織労働者の組織化・民主主義労働運動への積極的な協力活動をおし進めることが必要である。⑤国際化時代におけるわが国の位置づけは、国際的に果すべき役割りを増大している。われわれは労働組合の立場から、内外の政策について、政府・経営者の動向を注視し、民主主義の立場にたった平和外交の推進と、多国籍企業対策、発展途上国への協力について方向づけを行ない、世界に繁栄をもたらすための努力を進める。⑥アジアにおける発展途上国の労働運動の多くは、非民主的な政治体制の支配下にあって、結社の自由・労働基本権は抑圧され、劣悪な経済事情のもとで貧困と失業に悩まされている。これら諸国の労働組合の援助強化のために同盟の果すべき国際連帯活動の使命は大きい。

第六回同盟＝AFL・CIO定期会談

七四年七月一九～二〇日に御殿場で開催され、同盟側は天池会長以下八名、アメリカ側はH・P・ワートン副会長以下四名が出席した。

会議は、同盟、AFL・CIO双方の報告および当面する諸問題について意見の交換をおこない、一般討論として世界政治・経済情

勢の変化について、労組の立場からとくに多国籍企業問題、石油危機・資源問題、インフレ問題の論議を深め、民主的労働運動の発展のために、日米両労組のとりくむべき課題について検討をおこなった。また、激動する情勢変化に対応するため同盟とAFL・CIOの定期会談をさらに数多くもつこと、産別どうしの交流の強化の必要性などが話された。一般討論のあと会議は、共同声明作成小委員会を設置し共同声明文案を作成、全体会議において採択した。

【共同声明（要旨）】

①石油危機がもたらした先進工業国にとっての深刻な問題は、主要産油国による政治的策謀の結果である。われわれとしては、新たな燃料資源の開発をすすめることにより、また、この影響を受けた諸国の間での国際的協力をすすめることによって危機の期間を短縮することができる。②多国籍企業は、本国および受入国双方に問題をひき起こしている。海外における多国籍企業活動のために本国において失業をひき起し、健全な経済を危機にさらすような多国籍企業は、本国の法律によって規制されなければならない。第三世界の受入諸国は、多国籍企業がその国の経済に対し、不健全な支配を強めていることに留意すべきであるし、また、そのような可能性から身を守るべきである。国際的には、少なくともこれら多国籍企業を効果的に統制する国際基準の採択が行われなければならない。③アジアにおける民主主義は、ひよわな花である。国内における自由にして民主的な労働組合運動を支援することこそ、同盟とAFL・CIOが協力できる分野である。④緊張緩和の話し合いにもかかわらず、共産主義諸国は自由にして民主的な国々に侵入するための活動を強め、共産主義に煽動されている労働運動が世界の自由な国々においてその勢力を拡大し、自由と民主主義に対して、ますます脅威をもたらしている。同盟とAFL・CIOは一致して、共産主義に煽動される労働運動の脅威を除去すべく闘わなければならない。⑤AFL・CIOは、ソ連によって占領されている北方領土に対して同盟が主導してきている返還運動を支持する。第七回同盟－AFL・CIO定期会談は一九七五年ワシントンD・Cで開催される。

第七回同盟＝AFL・CIO定期会談

七五年五月二〇～二二日にワシントンで開催され、同盟からは天池会長以下八名、AFL・CIO側からG・ミーニー会長以下一〇名が出席した。会議は、①世界の労働者に対する政治的、経済的諸問題に対しての意見の交換、②日米経済問題に関し、両組織間の相互の問題の討議、③アジアにおけるベトナム後の諸問題について協力関係をきずく問題、の三点を中心にすすめられた。二四日に発表された共同声明はつぎのように述べている。

【共同声明（要旨）】

①前回の定期会談以来、世界の情勢は悪化した。共産主義諸国は自由諸国の民主主義に対する立場を強めている。南ベトナムとカンボジアは、他のアジア諸国における自由の破壊の前兆ともいえる、②ILOに対するパレスチナ解放機構PLOがおこなっているオブザーバー加盟の申請をめぐる現在の取り扱い方は、ILOの将来にとって悪影響をのこすことになるだろう、③インフレと景気後退の二つの有害な事態の進行はとどまるところを知らず、労働者の困苦は政府の政策や国際石油カルテルの画策によって一層悪化し、多国籍企業の無規制な活動は本国の失業を増大させ、天文学的利益を蓄積している。両組織はこれらの経済的弊害を克服し、多国籍企業の弊害を国内的・国際的規制で弱める闘いのなかで協力しなければならない、④両組織はアジア地域の労働諸組織の同意を得て、アジアの自由な労働組合を強化するためのプログラムに協力することに同意する、⑤両組織は共産主義勢力の活動によって自由世界にもたらされている脅威、脅迫を非難する。共産主義に煽動されている労働運動が自由な世界の国々において勢力を拡大し、自由と民主主義に対して、ますます脅威をもたらしている。同盟とAFL・CIOは一致して、共産主義に煽動される労働運動の脅威を除去すべく闘わなければならない。⑥上記のことから、今後の事態の変化に応じさらに頻繁な意見の交換を可能ならしめるため、同盟とAFL・CIOは小委員会を設けることに同意した。

なお会談では、国際自由労連アジア地域組織ＡＲＯとアジア・アメリカ自由労働協会ＡＡＦＬＩ（注—ＡＦＬ・ＣＩＯがつくっているアジア諸国労働組合対策機関）の機能を強化し、具体的協力関係をつくりあげるために、この小委員会で話し合うことが確認された。

東南アジア諸国労働組合との交流

民社党は日本海外協力隊と外務省の協力のもとに、七四年九月二九日～一〇月二四日にフィリピン、インドネシア、マレーシア、ラオス、タイの東南アジア五カ国に調査団を派遣したが、同盟はこれに佐藤副書記長以下三名を参加させた。調査団は帰国後これら諸国に対する技術協力について、要旨つぎのような意見を発表した。①日本の技術協力はその開発・発案と両国民の友好に寄与している、②技術と人による地道な協力が発展途上国との友好促進にきわめて重要である。③わが国は今後とも技術協力をすべきであり、開発協力を国家目標として世論を喚起し、国民合意のもとに協力できる国内環境づくりをすすめる必要がある。

このほか同盟は、七四年度東南アジア・ユネスコ研修チームとして小林幸子本部教育局員ほか二名を七四年九月二二日～一〇月二二日にインドネシアとマレーシアへ、生産性本部東南アジアチームとして曽我嘉三組織局次長ほか五名を一二月八～二五日に香港、タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシア、フィリピン、台湾に派遣し、一二月二八～二九日ボンベイ開催のインド全国労働組合会議ＩＮＴＵＯの第二〇回定期大会に佐藤副書記長を出席させた。

他方同盟は、七四年一一月九日には南ベトナム労働総同盟レ・トランニア鉄道労組書記長を迎え、南ベトナムの情勢について説明を受けた。

その他の交流

このほか、同盟は、七四年九月一五～二二日に台北で開催されたアジア・アフリカ自由労働協会ＡＦＬＩ主催のアジア婦人セミナー「組合活動を通じての社会への貢献」に松井紀財政部長ほか一名を、一〇月八～一二日の中華全国総工会ＣＦＬの双十節に佐渡組織局長を、また一〇月一七～一八日開催の韓国労働総同盟ＦＫＴＵの定期大会に上西副書記長ほか一名を、派遣した。

社会主義国労組との交流

七四年七月二一日から一〇日間、土井一清副組合長を団長とする四名の海員組合代表が訪ソし、ソ連海員組合と交流した。これは、七三年五～六月に同盟天池会長が訪ソした際、全ソ労働組合中央評議会側が提案した両組織傘下の産別組織の交流計画にもとづくもので、七四年七月のＡＦＬ・ＣＩＯとの定期会談ではアメリカ側が強く反対したにもかかわらず、同盟は二国間交流はとうぜんあってしかるべきものとの立場から、この提案を受けいれたものである。

また同盟は七四年一二月一七～二〇日にベオグラードで開催されたユーゴスラビア労働総同盟第七回大会に相原国際局長を出席させた。

2　国際労働組合の諸会議

1　世界労連系諸会議

世界労連第一〇回執行局会議

一九七四年五月一四～一五日にプラハで開催された。会議ではピエール・ジャンスー世界労連書記長が報告をおこない、そのなかで、「最近数カ月間に物価上昇、インフレ、失業によって労働者の生活条件が著しく悪化」したことにより、労働者の要求闘争が急激に高まっていること、経済要求は、低開発国ではエチオピアにみられるように民族解放の要求と、ファシストの国ではポルトガルにみられるように民主主義の要求と結合しつつあること、資本主義世界における労働者の闘争形態は一変して、大規模な戦闘的ストライキ闘争が発展し、日本、イギリス、西ドイツにみられるように経済上の勝利をもたらしているだけでなく、イギリスの例にみられるように政治にも一定の影響を与えていることを強調した。そして「国際労働組合組織としての世界労連の格別の目的は、労働者の諸要求をかちとるために、労働者の積極的な連帯を組織し、発展させ、そして統一戦線を組織することである」と指摘した。

会議が採択した文書は以下のとおり。①資本主義諸国における労働者の要求闘争に関する声明、②資源と開発に関する宣言、③ラテン・アメリカの情勢に関する宣言、④中東に関する決議、⑤ベトナム・ラオス・カンボジアの労働者・人民との連帯に関する決議、⑥ポルトガルの情勢に関する宣言、⑦ウルグアイ労働者・人民との連帯宣言、⑧国連事務総長ワルトハイム氏宛のメッセージ、⑨ウルグアイ共和国大統領ボルダベリー宛電報、⑩全インド労組会議ＡＩＴＵＣ書記長ダンゲ同志宛の電報、⑪アメリカ政府宛の電報（注――朝鮮民主主義人民共和国が三月におこなった平和へのイニシアチブを支持し、アメリカに同国との平和協定締結の話合いを要求したもの）、⑫社会・経済問題協議委員会の構成に関する決議（注――日本の総評を含めて委員会を構成し、毎年、世界労連総評議会のあとで会議を開いて、現代の社会・経済現象の調査研究プログラムを作成し、委員会が任命する責任者にそれを実施させることを決めている）、⑬産業別インタナショナルの活動に関する作業委員会のチリの軍事評議会にたいする抗議声明。

繊維皮革インタナショナル第五回国際会議

繊維・被服・皮革・毛皮労働組合インタナショナルの第五回国際会議は七四年六月二～七日にモスクワで開催され、五二カ国、六二労働組合組織（うち、加盟組織は三九）を代表する一八三名の代議員が参加し、わが国からは日本繊維・皮革・靴労働組合協議会から中島道治繊維労連副書記長、寺前米已全皮労連副委員長、山中清全靴労連中執が出席して、わが国の繊維、皮革、靴産業の情勢と労働者の闘争について報告した。

多国籍企業に関する国際会議

世界労連の主催で七四年七月三〇～三一日にダマスカスで開催された。会議は、多国籍企業が労働者や国民に及ぼす否定的・侵略的活動を抑制すべきだとする七四年四月のニューヨーク開催の国連特別資源総会の決議その他の国連の新しい動きに注目し、この問題で世界労連、国際自由労連、国際労連の適切かつ具体的な協力の形態を追求する必要があることを確認した。

会議に提出された世界労連書記局の文書はつぎのように述べている。「多国籍企業にたいする統一した共同闘争が重要であることがかなり一般に自覚されているにもかかわらず、国際労働組合運動と全世界の反帝国主義勢力はまだ資本――そしてその多くは最も強力なアメリカ資本――にたいして遂行されるべき闘争のための明確な戦略をつくりあげていないように思われる。同一の企業集団（ミシュラン、フィアット、フォード、ピレツリ、ダンロップ）に属するヨーロッパの労働組合によって一定の統一したイニシアチヴがとられたり、発展途上国における闘争で一定の成功（資源の国有化、アメリカ帝国主義にたいする成功）が記録されているにもかかわらず、である。」「労働組合の協力と統一は、多国籍企業にたいするたたかいのなかで基本的な条件であり、労働者の他の分野におけるたたかいよりもはっきりしたものである。……労働組合の協力と統一行動は、多国籍企業が活動する国ぐに、各工場および子会社、それにそれら全体を含めた分野、いいかえれば世界的レベルの、それぞれで必要である。」「生産の国際化と国際的規模での資本の集中、それに多国籍企業が世界の資本主義経済のなかで獲得してきた急速な発展と決定的な重要性のために、労働組合の世界組織はますます重要な役割をおびるようになっている。」「この観点からすれば、今日の国際労働組合組織は、国連やその専門機関のようなな国際組織のなかで、統一を基礎にして現在の行動を発展させ、強化させることがますます重要になっている。」「最近、国連の代表と世界労連、国際自由労連、国際労連の各代表団との会合がジュネーブがおこなわれた。討論のなかで三労組代表団は、国連事務総長の以下の提案に満足し、これを支持することを表明した。その提案は、国連経済社会理事会に、三つの世界労働組合組織の代表が同等に参加する多数国委員会と研究センターを設置して、多国籍企業の活動を経済、社会、労働組合等多岐にわたってたえず追求していく責任を与えるという決定である。」「国際労働組合運動が〝多国籍企業における労働組合の自由と権利に関する憲章〟を共同で起草することになるなら結構なことだ。このようなイニシアチヴは、多国籍企業に当面している労働者や労働組合を援助する国際標準を採択させるため、彼らを統一行動に立上らせるうえで、重要な貢献となるだろう。」

世界労連第二五回総評議会

七四年一〇月一五～一七日にハバナで開催され、わが国の世界労連加盟組織から世界労連評議員の近藤一雄全日自労委員長が出席した。会議の主要議題は、①第八回世界労組大会後の労働組合運動の発展、②ラテン・アメリカ労働者、労働組合、人民のたたかい、③国際婦人年と労働組合運動の責務、④キプロスの情勢、の四つであった。

第一議題に関連して基調報告をおこなったピエール・ジャンスー書記長は、第八回世界労組大会が強調した資本主義世界の危機は、この「一年のうちに極度に悪化し、制度をぐらつかせ、そして労働者の生活条件にはげしい反響をもたらした」こと、資本主義国の労

働者の闘争は、要求の多様化、参加の主張の普遍化、ストライキ行動の大規模化と増大、労資協調の慣行の行き詰まりを特徴としていることを指摘した。そして、「多国籍企業こそ現在の無秩序に最大の責任を負うべきものであるから、われわれが提起する手段は、多国籍企業の全能にたいする攻撃でなければならない」とし、多国籍企業の国有化、労働組合の参加によるその民主的運営、政府と多国籍企業との間の協定から発生する経済、社会問題のすべてについて報告をうけ相談にあずかる権利、当該企業で働く労働者に関係ある諸問題について経営陣と交渉する権利などを要求する必要があると述べ、これらを要求するために幅広い統一労働組合会議を組織することが有益であること、そうした国際的統一行動はすでにＩＬＯや国連の舞台でも、鉱山、金属、運輸、食品、建設などの国際産業別組織の分野でも、すでに日増しに発展してきていることを指摘した。

会議は書記長報告のなかでおこなわれた提案にもとづいて、「資本主義世界の危機の悪化とそれが労働者・人民の生活におよぼす影響、危機を克服する真の解決策、この場合における世界労連とすべての労働組合運動の任務と義務」について討議するために七五年一月に臨時執行局会議を開催することを決定した。

会議はつぎの諸文書を採択した。①一般決議、②ラテン・アメリカに関する決議、③チリとの連帯決議、④ベトナム、ラオス、カンボジアの労働者との連帯決議、⑤中東に関する決議、⑥朝鮮の労働者・人民との連帯決議、⑦キプロス情勢に関する決議、⑧アルゼンチンに関する決議、⑨ペルーに関する決議、⑩ウルグアイに関する決議、⑪インド洋に関する決議、⑫一九七五年の国際婦人年を迎えるに際して全世界の労働者と労働組合におくる世界労連のアピール。

なお六月の欧州労連ＥＴＵＣの執行委員会でイタリア労働総同盟ＣＧＩＬの同労組加盟が承認されたのにともない、総評議会は、かねてのＣＧＩＬの希望により、第八回世界労組大会の決定にもとづいて准会員制度をＣＧＩＬに適用することを承認した。

国家公務員労働組合国際集会

公務員インタナショナルの主催で七四年一一月一二～一四日にワルシャワで開催され、世界労連、国際自由労連など国際加盟関係を問わず資本主義国、社会主義国、発展途上国の三六組合から四九名の代表とオブザーバーが参加し、わが国からは長谷川道弘国公共闘幹事と自治労から長尾文吉委員長ほか三名が出席した。会議の目的は各国国家公務員の労働条件・社会保障・職業的訓練など職業的・社会的諸権利、労働組合の諸権利の現状と、労働組合のたたかいの実情について経験と情報を交換することにあった。集会宣言は要旨つぎのように述べている。

【集会宣言（要旨）】

ヒルスブルグ女史(フランス)、マキーエフ同志(ソ連)、アシュル同志（シリア）がはじめにたって、資本主義国、社会主義国、発展途上国の公務員労働組合の立場で報告をおこない、これをもとに自由かつ友好的な討論がおこなわれた結果、社会的・政治的条件、制度に関係なく各国の公務員労働組合が当面している課題に数多くの共通点があることが結論づけられた。

集会ではまた、労働組合が当面している社会的発展、民主的諸権利、労働と生活の諸条件の向上、職業訓練、労働組合の自由と男女同権のための闘争課題には、数多くの共通点があることが理解できた。

各代表者たちは、公務員の団体交渉権を含めた労働組合の諸権利の、法制上でのいっそうの改善が必要であることを認識した。

ワルシャワ集会は、公務員労働者の共通の努力に新しい段階をつくりだした。それは労働組合がＩＬＯに、公務部門で職業上と労働組合権に関す

る条約制定を急がせている時期にあたっているということである。公務員労働者の効果的な保護には、このような条約が不可欠である。

第七回国際金属労働者会議

七四年一二月二～六日にヴィシーで開催され、四二カ国、五六組織（そのうち三四組織は金属労組インタナショナルに非加盟）、二〇〇名の代表が参加した。わが国からは中央金属労協佐竹五三九議長を団長とし、全金の森野、内藤、後出、武本など東京、愛知、石川、大阪各地本書記長、全電線中村副委員長、全造船機械副島調査部長、鉄鋼労連橋本財政部長で構成される八名の代表団が参加し、佐竹団長がわが国の金属産業部門における資本の攻撃、労働者の状態と闘争について報告した。

会議ではアンリ・シノ金属インタナショナル書記長が基調報告をおこない、ついで各国代表の報告と討議がおこなわれたあと、「基本文書」「多国籍企業に反対する金属労働者と労働組合の効果的闘争のために」「第七回国際金属労働者会議のアピール」などを採択、ラヨス・メヘス議長（ハンガリー）、バキー書記長（フランス）など新執行部を選出した。

【第七回国際金属労働者会議のアピール（要旨）】

われわれは世界の、男女金属労働者の状態、多国籍企業の有害な活動、これとたたかう方法について検討した。

国際的緊張は緩和してきており、もはや歴史の歯車をおし戻すことはできない。ソビエトやすべての社会主義国がかかげている民主主義と進歩の思想は、保守主義、反啓蒙主義を次第に圧倒している。

その表われ方、性格、形態がどうであれ、資本主義が支配している国は、どこでも労働者階級が勢力を結集し、経済的社会的要求と、遠大な変革をめざしてたたかっている。これらの国々は危機におそわれ、そのために緊縮政策やみじめな状態がひきおこされている。

金属労働者はそのたたかいを通して、このような状態を変えることができるし、またそうしなければならない。これらの闘争は次第に断固とした政治的内容を帯びるようになっている。

同志の皆さん

警戒をゆるめないでほしい。帝国主義はポルトガルやギリシャで敗北をよぎなくされているにしても、チリやキプロスではやはり残忍ぶりを発揮しており帝国主義のいるところはいつも危険にみちている。

われわれは世界のまえで、諸国家の共謀者であり、国家の雇われ人である多国籍企業を非難する。

利潤だけを目的とし、手段を選ばないやり方で、もっと儲けようという多国籍企業に対し、統一してたたかうことを、皆さんに呼びかける。

すべての労働者が統一するときがやってきた。分裂しているのは、大資本家や帝国主義に有利なだけである。金属インター国際金属労連（ＩＭＦ）世界金属労連（ＦＭＷ）やその他金属産業の中立の国際労働組合に参加している者は、だれでも、あらゆる種類の経済的社会的要求、社会進歩、平和の、共通の敵に向かって統一しなければならない。

親愛なる同志の皆さん

全国的、地域的、国際的な統一行動をおこなってこそ、金属労働者の階級的利益を守ることができる。

金属労働者と労働組合の統一と団結をつよめ、前進しよう。平和、自由、社会的進歩万歳！

世界労連臨時執行局会議

会議は第二五回総評議会の決定にもとづき、一九七五年一月二八～二九日にベルリンで開催された。

Ｐ・ジャンスー書記長が基調報告をおこない、まず第一に、アメリカ当局者が産油国に石油価格をこれ以上引き上げさせまいとして武力介入の可能性をほのめかし、またベトナムにも脅しをかけるなど、冷戦復活によって危機の脱出口をつくりだそうとしていると指

摘し、直接に脅かされている発展途上国の労働者と資本主義国の労働者の連帯を組織する世界労連の役割の重要性を強調した。第二にジャンスーは、「資本主義的生産様式が危機におちいっている」状況のもとで、この会議のもう一つの任務は、「独自の巨大な力を抑制するための多国籍企業反対のすべての国際労働組合運動の統一行動を発展させる解決策を提出し、またそれに相応しい方法を示唆すること」だと述べた。

会議に提出された文書はつぎのとおり。会議に提出された「資本主義世界での危機の悪化とそれが労働者・人民の生活状態におよぼす影響。危機を克服する真の解決、現時点における世界労連と世界労連組合運動の任務と責務」と題する文書は、第一〇回総評議会の第一議題に関する報告に推敲を加えたもので、発達した資本主義国と発展途上国における危機の深化と労働者のたたかいの発展ならびに国際労働組合組織の任務について述べたあと、国際自由労連と国際労連に対してもつぎのような共同行動を具体的に提案している。①多国籍企業内ですでにおこなわれている闘争の国際的調整の経験の交流、②多国籍企業について労働組合代表も参加した委員会と調査情報センターを設立するという国連経済社会理事会のさきの決定の実現が最近あやぶまれるにいたっているので、三つの国際組織でこの問題につき緊急に討議すること、③七五年七月の国連経済社会理事会に、危機の影響とりわけ雇用と失業に関する覚書を共同提案する可能性を探究すること、④〝新しい国際経済秩序〟と原料・開発問題に関する国連の勧告を三国際組織共同で討論すること、⑤先進資本主義国や多国籍企業の支配から脱却しようとする経済的従属国の闘争を支援するために、経済関係を討議する合同の世界労働組合会議を組織すること、⑥移民労働者に関する国際法規の提出の遅れを取りあげる緊急行動を検討するために三国際組織で合意すること、⑦農業・食糧危機、飢餓の問題をめぐっての国際労働組合組織の共同行動の組織化、⑧七四年七月の合同会議で原則的に一致した世界労働組合組織の会議を開くよう国連事務総長に共同で要請すること、⑨インフレとそれが労働者に与える影響の問題について国際会議を開催する可能性を検討すること。

2　国際自由労連系の諸会議

第二回アジア労働組合経済会議

国際自由労連アジア地域組織ＡＲＯと台湾の総工会が主催する同会議は、一九七四年、五月一五～一八日に台湾で開かれた。わが国からは河野徳三同盟調査局長、中村国際局第二部長、中堂広自動車労連国際局長、高松実電労連中執、新沼順男全鉱事務局次長が出席し、同盟調査局長が日本の国際自由労連アジア地域組織加盟組織を代表して報告をおこなった。会議はＡＲＯにたいし、インフレの現状ならびに将来の発展を検討し労働者の利益をまもるための作業委員会の設置を勧告する「声明」を採択した。

国際自由労連アジア地域組織第三六回執行委員会

七四年五月二〇～二二日に香港で開催され、わが国からは塩路一郎同盟副会長、大森昭全逓書記長が正執行委員として、また貝原尚

武自動車労連国際局第二部長、初岡昌一郎ＰＴＴＩ東京事務所長が顧問として参加し、国際自由労連東京事務所から落合英一所長と小原潔事務局員が出席した。

執行委員会は一九七三年のＡＲＯの活動報告を承認し、①アジア労働大学をシンガポールもしくはマレーシアのペナンに移転する決議、②インドでおこなわれた核実験を憂慮し、核装置が平和的・建設的目的にのみ使用されることを要望する決議、③一九五九年いらいＩＬＯ条約九八号について保留の態度をとってきた香港政庁にたいして、同条約の完全な承認と履行を求める決議を採択し、第二回アジア経済会議の声明を承認した。七五年活動報告は同年一月現在のアジア地域組織の現勢を、一八カ国、二八加盟組織、一九九八万九五九三名と発表している。

国際自由労連第六一回執行委員会

七四年五月三〇～三一日ブリュッセルで開催され、わが国からは同盟相原国際局長、貝原自動車労連国際第二部長が出席した。会議は、世界経済情勢について長時間にわたって意見を交換したのち、全会一致で世界経済改革に関する決議を採択した。それは、インフレの騰勢をおさえるため、工業国と発展途上国間の緊密な協力を求め、とくに国内、国際的レベルでの価格統制、ならびに原材料販売による収入を生産国に還流させる目的での、一次産品の投機防止措置を提案している。

執行委員会はまた、三月二日の国際自由労連と国際労連の合同会議で提案された、両組織の協力を拡大し組織統合の方法を見いだすための作業部会を両組織の代表で新たにつくるという計画を、承認した。

執行委員会は、国際自由労連加盟組織以外のヨーロッパ諸労組を加入させるという欧州労連ＥＴＵＣの決定が、世界的レベルの運動に及ぼす影響についても検討した。執行委員のなかにはイタリア労働総同盟ＣＧＩＬのＥＴＵＣ加盟を承認することに深い憂慮の念を表明したものもいた。

会議は、チリ、スペイン、ポルトガル、南アフリカの情況について検討し、南アフリカについては、労働組合のアパルトヘイト反対行動の統合に与える委員会の設置を決定した。

ポルトガルについては、執行委員会はこの国のファシスト支配の終熄を歓迎し、ポルトガル当局に対し、市民権、人権、労働組合権の保障、植民地戦争の終結、ポルトガル支配下のアフリカ人の民族自決と独立の権利の承認を訴え、自由にして民主的な労働組合組織を創設しようと努力しているポルトガル労働者を支援するため「ポルトガルに関する国際自由労連と国際産業別組織ＩＴＳの合同委員会」の設置を決めた。

執行委員会はまたフランス政府の核実験に反対して南太平洋地域の国際自由労連加盟組合がすすめている行動に全面的支持を表明するとともに、イスラエルとシリア、エジプト間の兵力引き離し協定を歓迎した。

最後に執行委員会はダホメ労組連盟ＵＧＳＤの加盟を承認し、チリの砂糖産業労組ＦＥＮＡＺＵとパラグアイ労組連盟ＣＰＴの加盟については留保することを決定した。

移民労働者に関する国際自由労連の会議

六月三日～四日ジュネーブで開かれ、わが国からは同盟相原国際局長が参加した。会議は、①移民労働の自由と移民労働者に対

する人権の擁護、②移民労働者の不法入国不法雇用の社会・経済に与える影響、③移民労働への差別賃金・労働条件、社会保障問題、④政府に対する要請、⑤ＩＬＯに対し移民労働についての調査およびこの規制措置と指導を要請、また、総会に対して移民労働に関する条約の採択の要請、国連に対して移民労働者の人権についての調査要請、などについて協議した。

国際自由労連の多国籍企業作業部会

六月一三日～一五日ジュネーブで開かれ、わが国からは同盟相原国際局長が参加した。活動報告では、①国連多国籍企業問題委員会との関係については、労働者の参加の必要性を認識させ、②社会主義インターをＩＣＦＴＵ多国籍企業調査グループ会議のメンバーに加えることを承認した。多国籍企業に対する国際的・国内的規制については、①多国籍企業の行動監視・管理のための特別機関を国連に設置する、②機関は政労使同数の三者構成として理事会をおく、③行動基準として企業責任・政府責任を明らかにする、ことなどを決め、多国籍企業に関する行動憲章の作成のため調査グループの活動を強化する問題について協議した。

国際金属労連第二三回世界大会

七四年七月二～六日にストックホルムで開催され、一二五〇万の組合員を代表する三七〇名の代議員が出席した。わが国からは国際金属労連日本協議会ＩＭＦ・ＪＣが宮田義二議長、瀬戸一郎事務局長をはじめとする三七名の代表を大会に送った。

大会の主要テーマは「人間的労働環境の追求」におかれ、本部書記局報告、各産業別部会報告がおこなわれたのち、大陸別分科会が開かれた。主要テーマについては、スウェーデン金属労組委員長バートル・ルンディンが「人間的労働環境の追求」、ＩＬＯ事務総長のフランシス・ブランシャールが「人間的労働環境の追求」と題する基調講演をおこなった。大会が採択した一六の決議は次のとおり。①民主化に関する決議、②発展途上国に関する決議、③エネルギー情況に関する決議、④社会・経済問題に関する決議、⑤世界貿易の社会的影響に関する決議、⑥青少年金属労働者に関する決議、⑦移民労働者問題に関する決議、⑧労働環境の人間化に関する決議、⑨非筋肉（ホワイトカラー）労働者に関する決議、⑩平和に関する決議、⑪南アフリカに関する決議、⑫婦人に関する決議、⑬多国籍企業に関する決議、⑭労働者教育に関する決議、⑮独裁主義国の労働者支持に関する決議、⑯チリ労働者および国民との連帯の決議。

なお大会にひきつづき開かれた中央委員会で宮田ＪＣ議長はＩＭＦ執行委員（兼副会長）に、電機労連の竪山利文委員長（ＪＣ副会長）はオランダのウイレム・ワムステーカとともに電機電子部会の双頭会長に、選出された。

国際自由労連第六二回執行委員会

七四年一一月二一～二二日にブリュッセルで開催され、日本からは塩路一郎執行委員、大森昭執行委員第一予備委員が出席し、落合英一東京事務所長も参加した。

会議は次の世界大会を七五年一〇月にメキシコシティーで開催すること、大会の議題の重点を世界経済情勢にたいする国際労働組合組織の政策と婦人労働者の問題とにすることを決めた。

また、ＩＬＯ関係では、七六年総会の議題に、①労務管理の役割、機能、組織、②職場環境・騒音対策、③看護婦の雇用、労働条

件、生活の三つをとりあげることを決定した。

また執行委員会は経済社会委員会の報告を承認し、「経済政策に関する決議」と「世界の大不況を避けるための統一行動に関する声明」を採択した。

【世界の大不況を避けるための統一行動（全文）】

本執行委員会は、総ての政府、特に国際貿易と金融市場を支配する先進工業諸国に対して、世界経済が大不況へ陥ち入ることを阻止するための国際的統一行動をただちに起こすよう主張し、

①産油諸国及び先進工業諸国と発展途上諸国の石油消費諸国の代表が早期に一堂に集まり、産油国の剰余基金を総ての石油消費国に公平に再還流させるための方策を立案し、相互信頼を基盤に、価格と供給の両面に関する世界のエネルギー源の将来の方向づけを計画し、

②最も有利な立場にある国が、他の国に率先して、世界経済を拡大するための施策を採り、それによって自国民のみならず拡大政策を採る国へ輸出をしている国々の人々にも利益を与えるべきであることを提案し、

総合的な需要低下の現状に照し、失業者に仕事を与え、遊休設備を稼働させることが、世界貿易を発展させ、国際収支の問題を緩和させ、インフレを抑止することになり、そして国内の要請に適合し、より正しい世界秩序への進展を促すものであることを強調し、ＩＣＦＴＵの全加盟組織がそれぞれ自国の政府に対してこの決議に基づいた働きかけを行い、その成果をＩＣＦＴＵに報告することを呼びかけ、

書記長に対して、国際分野でＩＣＦＴＵを代表し世界的大不況を阻止するための適切な措置をとるよう各国政府にねばり強く働きかけるよう指示する。

このほか会議は、逮捕されたソロモン氏ほかエチオピアの労組指導者の即時釈放をエチオピアの軍事委員会にたいし要求すること、アメリカの農園労働者のたたかいを支持してカリフォルニアのブドウとレタスの国際ボイコットに協力することなどを決め、ギリシャ労働総連盟ＧＳＣＥの国際自由労連再加盟を承認した。

国際炭鉱・鉱山労連第四二回大会

七五年三月二三～二七日にニューデリーで開催され、一七カ国三五組織から一〇七名の代議員とオブザーバーが参加した。わが国からは炭労の野呂事務局長、全炭鉱の小川書記長、全鉱の三島事務局長、圭鉱連の白川副委員長が出席した。

大会の中心議題は多国籍企業問題、地域活動ならびに非加盟鉱山労組との関係、鉱業政策、石炭エネルギー政策などで、大会は、①炭鉱・鉱山労働者組織との連携に関する決議、②安全と健康に関する決議、③エネルギーおよび原料政策に関する決議、④炭鉱・鉱山労働者憲章に関する決議、⑤移民労働者に関する決議などとならんでスペイン、チリ、ギリシャ、南アフリカ、ポルトガルなどに関する諸決議を採択した。

大会では、アドルフ・シュミット（西独）が会長に再選され、Ａ・ミラー（アメリカ）、Ｊ・ゴームリー（イギリス）、カンチ・メータ（インド）が副会長に選出された。なお、国際炭鉱鉱山労連ＭＩＦの組織現勢は九九万八一九七人と発表された。

【参考資料】(1)世界労連東京事務所『世界労働組合運動』、(2)世界労連日本出版協会『世界労働組合運動』、(3)国際自由労連東京事務所『自由労連通信』、(4)国際金属労連日本協議会『ＩＭＦ日本協議会』、(5)国鉄労組『鉄道輸送における技術革新の社会的影響』七五年五月刊、(6)アジア交通運輸労組セミナー準備会議事録、(7)中央金属労協『中央金属』、(8)全国金属労組『金属労働資料』、(9)総評『機械金属』、(10)『国公調査時報』、(11)AFL-CIO, Free Trade Union News, (12)C. P. of G. B, Comment (13)『週刊労働ニュース』、(14)『総評新聞』、(15)『同盟新聞』

XII 農民運動

概要□農業情勢と農政の動向――経済不況下の日本農業／食糧備蓄構想と農政／**農民運動の大勢**――農産物価格闘争の明暗／乳価闘争とその課題／全日農第一五回大会をめぐる紛糾／米価闘争：七五年産米価格闘争／食管制度をめぐる運動／乳価その他の価格運動：乳価運動／牛肉価格その他の畜産物価格運動／飼料値上げ反対運動／七四年産葉たばこ価格闘争／麦価その他の価格運動／土地取り上げ反対運動：農地を守る運動／相続税軽減運動／公害反対運動／出稼農民・農村労働者の運動／**農民団体その他**――全日本農民組合連合会／全国農民総連盟／全日本開拓者連盟／全国出稼組合連合会／農村労働組合連合会／中央労農会議

概要

一、米価闘争は昨年の米闘にくらべ盛りあがりを欠いた。全日農・全農総連など農民団体は〝農民春闘〟の中心として米価運動をすすめたが、生産者米価は政府の思惑どおり春闘賃上げ率に規制されて一五%を割った。米闘は初発から政府の同時諮問、一発回答方式にふり回され、防衛的たたかいであった。しかし、総評など労働組合との共闘は進展し、また北海道・新潟・宮城など一部地域で出庫阻止の実力行使がおこなわれ、従来の農政運動の枠を超えようとする動きもあった。

一、食管制度を守る運動も全般的に受け身のたたかいであった。農民団体は消費者米価値上げ反対闘争に参加・協力したが、たたかいの主体となるべき消費者団体の動員が少なく、効果あるたたかいとはならなかった。

一、乳価運動は長い苦しいたたかいであった。生産者団体は妥協に妥協を重ねるという条件闘争に後退した。出荷カットなど部分的には実力行使もおこなわれたが、乳業資本の拒否回答を突きくずせず、最終的には少額の価格引上げをかちとった。

一、配合飼料の二度にわたる値上げにたいし畜産主産県の肉牛飼育農家や養鶏農家など反対運動に立ち上がったが、農政活動の域を

出ることなく、商社資本に押しきられた。

一、七四年産葉たばこ闘争は従来にない大量動員をもってたたかわれた。この結果、四四・三%という大幅引上げをかちとった。

一、土地を守る運動は全体としては消極的なものであった。全農総連や各地権者会の自動車道用地にたいする運動がみられたが、保証闘争の域を出なかった。しかし他方、成田国際空港反対闘争はいぜんとしてつづけられ、しかもジェット燃料輸送用パイプライン反対の千葉・茨城両県の住民運動の盛りあがりもあり、本年も開港は見送りとなった。

一、農地と農業を守る行動の一環として相続税軽減運動が農政運動の重要課題として展開された。その結果、農地等についての相続税納税猶予制度の成立をみた。

一、原子力船「むつ」の放射線漏れを契機に原子力船にたいする拒否反応が全国的に高まった。しかし、漁民の海を守る運動・公害反対闘争は昨年にひきつづき低調であった。

一、出稼ぎ農民や農村労働者の諸団体は失業保険制度の改変反対などの運動をおこなったが政府側に押しきられた。

1　農業情勢と農政の動向

経済不況下の日本農業

一九七四年度の日本経済は戦後はじめてマイナス成長を記録した。インフレ回避を大義名分とした政府の総需要抑制策が一因であったことはいうまでもない。以下、一九七四年後半から七五年前半にかけての経済不況下の日本農業の情勢を概観する。

第一に、七〇年代にはいって顕在化したシェーレ現象はいぜんその基調を持続した。七四年度の農産物価格総合指数は前年にくらべ二一%増であったが、農業生産資材総合指数はそれを上回る二六%増となり農家経営を圧迫した。とくに諸材料四八%、光熱動力四七%、肥料四五%といずれも四割台の高騰を示し、農用被服三七%、飼料三一%とそれぞれ高い上昇率を示した。建築資材の騰勢は不況を反映していちじるしく鈍化したが、購入資材費のなかでウェイトの高い農機具は二六%の上昇であった。農家が高物価に苦しんでいるとき、久保田鉄工・井関農機などメーカーは高利潤を謳歌していたのである。

第二に農業粗収益をみると、稲作収入は七四年産生産者米価の大幅引上げと増産を反映し前年にくらべ四二%増加、麦類・大豆は政府の奨励政策を反映しそれぞれ一一%、五二%という大幅な増加

となった。生乳・鶏卵も価格高騰により三八%・三四%とその収入を増加させたが、畜産収入全体では一九%程度の低い伸び率にすぎなかった。これは子畜や成畜の価格が暴落したことが大きくひびいたからである。養蚕収入は繭の過剰生産を反映し価格が暴落、マイナス二七%というみじめな結果に終わった。野菜・果樹・工芸農作物などはいずれも二〇%台の収入増を維持した。このような農業収入のアンバランスが農家経済を圧迫し、結局は専業農家を減少させる一因となった。

つぎに農家経済の概要をみると、一九七四年度の全国一戸当たり平均農業所得は二八八万円で、前年にくらべ二六%の増であった。これは七二年度の二一%、七三年度の二五%を上回る伸び率を示すものであったが、それを支えたのは農業所得（前年比一三%増）というより農外所得（二八%増）であった。米作収入あるいは麦作収入が大幅な増加を示したにもかかわらず、農業所得の農家所得にたいする割合は前年度をさらに下回り三一%になった。これは主として、前記の農業生産資材価格の相対的高価格と農業粗収益の部門別アンバランスによるものであった。なお、農外所得の高水準はその大部分を占める労賃俸給等収入の水準が高かったからである。

しかし、経済不況下で労賃俸給収入が高水準であったことの意味を考えると、今後の農家経済にとって重大な問題が提起される。すなわち、七四年度の農外収入の対前年伸び率は二六%であったが、これを前期と後期に分けてみると、前期二八%、後期二五%で伸び率は低下している。そのうち被用労賃は二二%から一一%に、給料は三一%から二五%に、出稼ぎ収入は二八%からマイナス三%に低下した。職員俸給のみ三一%から三六%に増加しているのである。七四年度の農外収入の増加率は平均的にみて高かったとはいえ、年度内の動向を立ち入ってみれば、低下傾向におちいっていたのである。出稼ぎ・兼業しないでは食えない農家にとって、兼業・出稼ぎの減少と収入低下は農民に生か死かの宣告をせまるようなものである。スタグフレーションの深化は農家経済の主たる収入源を減少させることによって農民生活をおびやかし、七四年度の農業情勢はそのきざしをみせた。

食糧備蓄構想と農政

一九七二年末以来の世界食糧需給のひっ迫を契機に食糧自給率向上論が台頭し、国際分業論は影をひそめたかにみえた。しかし一九七三年から七四年になると世界的な農産物の増産傾向を背景に食糧輸入論がふたたび台頭し、政府・財界筋に食糧備蓄構想が発表された。七四年度の農政の基調は、このような世界の食糧需給の変化を意識しつつ、国内農産物の部分的生産増強と輸入農産物の安定確保をすすめ、国民食糧の安定的供給をはかろうとするものであった。しかし、米の生産調整、畜産の振興など総合農政のこれまでの基調は変わらない。ただあらたに重点施策として提起され実施されたのが畑作農業の振興策であり、麦・大豆・飼料作物の生産奨励策であった。

たとえば麦作については、七三年にその準備段階として高能率団地育成対策事業が着手され、七四年度には麦作振興地区（一七四四地区）についてモデル麦作集団の育成がはかられ、同時に補助金政策の対象となった。このように一方で食糧自給率向上政策がまったく不十分なかたちではあるが実施された反面、政府当局は財界および各種関係審議会の要望のもとにアメリカなどとの穀物の長期安定輸入の交渉に乗りだした。これは国民食糧の安定確保のための既定の

路線であるにしても、不況からの脱出のための工業製品輸出増の見返りとして穀物輸入増加が計られるという性格が強く――事実七五年七月におこなわれた安倍農相とバッツ米国農務長官の穀物輸入に関する申し合わせの内容がそうであるが――自給率向上は二次的に扱われ、ふたたび国際分業論が前面に現われてきたようにみえる。

七五年度『経済白書』には「自給率向上」なる表現はもはや見当たらず、国際分業――といっても新たな国際分業を前提にしての自給率の維持向上と安定的輸入の確保――ということが強調されている。まだ、七五年産政府買入れ麦価が前年比一〇%程度の引上げにすぎなかったことからみて、安倍農政は左手で生産奨励策をとりつつ、右手でそれを抑制するという矛盾した農政の基調をつづけているものとみられる。総需要抑制による国内商品市場の縮小という条件のもとでスタグフレーションを押えこもうと必死にもがいている日本資本主義にとって、工業製品の輸出拡大は至上命令であり、そのために農産物輸入増が追求されているのである。このような政策基調のもとでは食糧備蓄も自給率向上によって達成されるよりは、主としてアメリカ農産物の輸入に依存する構想にならざるを得ない。国内食糧増産政策がどこまで実効をあげうるかは疑問とせざるを得ない。

2　農民運動の大勢

農産物価格闘争の明暗

一九七四年後半から七五年にかけての農民運動の主流はこれまで以上に価格闘争に集中され、土地闘争・公害反対闘争はとくに目立った動きを見せなかった。運動の基調が価格闘争にあったといっても、それは必ずしも成果をあげたことを意味しない。運動の行動形態はいぜんとして大会→決議→要請をくりかえす陳情・要請型農政活動の域をでるものではなかった。以下、価格闘争の特徴をみよう。

農産物の価格をめぐる運動は時期的に区分して考察する必要がある。〝狂乱物価〟の影響がなお強く残っていた七四年後半に展開された各種の価格闘争は、葉たばこ価格闘争にみられたように例年にない大量動員により審議会要請行動を展開し、前年比四四%をこえる売渡し価格の大幅引上げを獲得したことに典型的に現われている。〝狂乱物価〟と、それに見合う高額春闘賃上げ相場、それにつづく七四年産米価の大幅引上げがその背景にあったのである。それにしても農民の大量動員により審議会の生産者代表を支援し執拗に要求行動を繰り返したことは例年にみられない動きであっ

た。また世界的な砂糖相場の急騰を反映し、沖縄・鹿児島などを生産県とするサトウキビ値上げ要請行動は一二九%という異例の大幅値上げをかちとった。その他大豆やいも・でんぷんなども三〇%をこえる価格引上げをみた。このように七四年後半のたたかいは、いぜんとして要請行動がその基調であったが、米価なみ、あるいはそれ以上の成果をあげた。

しかし、政府の物価抑制策の浸透と経済不況の深化の時期にはいった七五年の米・麦価運動は、大幅引上げ要求にもかかわらず一五%以下におさえられた。理由はいろいろあげられるが、なによりも昨年以来、生産者米価の決定が春闘賃上げ相場を基準におこなわれる傾向が強まったこと、そしてその春闘相場が政府のガイドライン一五%以下におさえこまれたことによる。農産物価格闘争の目標が労働者なみの賃金要求にあるというかぎりで目標の一面は実現されたかにみえるが、農民と労働者では所得形態が必ずしも完全には等しくないという点で問題はなお残されている。

また食管会計の赤字が政府の低米価決定の主たる理由となっている点は今年にかぎらず六〇年代以降の一般的傾向となってはいるものの、七五年米闘においては、運動が本格的に展開される以前より生産者・消費者両米価の〝連動米価〟であるとか、両米価同時諮問という新たな政府の攻撃的対応がなされ、農民運動の側でも防衛的な姿勢にならざるをえなかった。豚価にしても加工原料乳保証価格にしても、いずれも一五%以下の引上げに終わった。

七四年産米価闘争で盛りあがりをみせた農協青年部などによる出庫阻止闘争は、七五年米闘でも部分的に見られたものの、前年を上回る大きな動きとはならなかった。政府当局の圧力もあって農協中央が農協青年部の下からの突き上げの動きをあらかじめおさえるため、農協農政活動の枠ぐみを整えたからである。農協は全体として合法闘争の枠内で出庫不協力運動以上にでなかった。全日農・全農総連など農民団体は新潟・宮城・北海道など一部地域で出庫拒否の実力行使をおこなったが、大勢は体制内要請運動をこえることはなかった。また、政府の物価抑制策が効を奏し、運動が消費者大衆の理解を深めるまでにいたらなかったことも低調の一因であった。消費者米価は昨年にひきつづき引き上げられ、しかも生産者米価をこえる一九%のアップとなった。食管連が七五年米闘に関し敗北を声明したことも異例であるが、このことは本年の米価闘争の性格と成果を反映したものとみられる。

乳価闘争とその課題

飲用乳価闘争は六カ月をこえる長いたたかいとなった。明治・雪印・森永など乳業独占は物価抑制、牛乳販売業者の値上げ反対論などを理由にゼロ回答をつづけ、交渉は難航した。酪農団体は生乳の時差出荷・三割出荷ストあるいはメーカー工場前での生乳ぶちまけなど実力行使を展開した。一方、販売業者の全国組織である全乳連が消費者乳価値上げ絶対反対の大会を開き、間接的に生乳引上げ阻止のキャンペーンをおこない、乳価交渉を牽制した。この数年、飲用乳価引上げ交渉は消費者乳価値上げを前提にして妥結する慣行があることからみて、消費者乳価の値上げなしに要求を貫徹できるかどうか闘争の試金石となったが、九月にいたり本年の闘争は一応落着した。

全日農第一五回大会をめぐる紛糾

全日農は一九七一年以来大会代議員割当て問題をめぐり主流（社会党系）と反主流（共産党系）が対立、昨年三年四カ月ぶりに開かれた

第一四回大会においても代議員資格問題・加盟組織問題をめぐり内部対立と紛糾がつづいてきた。これは本年の第一五回大会を前にさらに激化し、それは内部対立にとどまらず社・共両党の公然たる論争と対立となって現われた。

『赤旗』は大会が近づくにつれ全日農本部にたいして批判を展開した。この批判・攻撃は、全日農第八回中央常任委が六月一〇日、静岡・千葉・神奈川・滋賀・岐阜・佐賀など六県連の新規加盟申請問題を大会後に延期（『赤旗』では「拒否」と表現）したことによって決定的となった。また、全日農統制委員会が六月九日、愛知県連の発表した「第一四回大会の非民主的やり方に抗議する声明」（七四年五月一二日）に関し、同県連を統制処分にすると決定したことにたいする抗議もおこなわれた。その集約が六月一三日付『赤旗』の「許されぬ全日農私物化」という「主張」であった。それは「組織のセクト的運営もきわまれりというべきもので民主的大衆組織の初歩的原則さえふみにじった暴挙」、「農民の結集を妨げ、農民組合運動の前進を阻害している社会党のセクト的党派主義とこれにもとづく全日農の私物化はきびしく批判されなければならない」という社会党員幹部・全日農執行部多数派にたいする批判であった。

全日農第一五回大会は一九七五年六月一八・一九日の両日、東京の全逓会館で開かれた。大会は冒頭から大会委員問題をめぐり主流派と反主流派が対立し混乱した。大会は代議員一六一人と本部役員が出席、大会委員七人のうち一名欠員のまま進行し、七五年度運動方針および決算報告を原案通り賛成多数で決定した。また統制委員会から提案された愛知県連と田中邦雄中央委員（県連副会長）の統制処分、および地方提出議案である「全日農に対する日本共産党の不当介入を排除する決議」を賛成多数で確認した。

この決議（『農民新聞』第七六六号掲載）の要旨は次の通りである。

(1)大会代議員の選出は第九回大会の決定により千名以上の組合を県連とし、それにもとづき第一三回大会で決めた代議員割当て基準でおこなわれている。これを「全日農の一部幹部の思惑による」というのは当たらない。

(2)大会直前になって県組織の新規加盟を申請しても、中常委が大会までに結論を出す時間的余裕がないので結論を延期したものであり、「加盟拒否」と断ずるのは誹謗である。

(3)全日農内の共産党員は「運動方針ならびに組織方針など大会決定の無視」をおこなっている。「さらに重要なことは、米価闘争等について、全日農内の共産党員は、党の方針にもとづき、全日農要求米価を支持せず、かつ、出庫阻止闘争などの実力闘争を否定し、これに参加しないような分裂行動をとり、新たな運動と組織の発展を阻害している。」

(4)組織的分裂行動を起こしている。たとえば「関東農団連」などを組織して活動しているといわれている。「よって、われわれは、農民運動の新たな発展と全日農の自主的強化のため、日本共産党の党利党略による不当介入と干渉をあくまで排除し、党支配の企図を粉砕するまで、全組織をあげて闘いぬくことをあきらかにするものである。」

つぎに予算案は、代議員三分の二以上の賛成を必要とする規約改正をともなうため否決された。このあと、特別負担金を徴収する緊急提案というかたちでこの予算案は可決された。全日農大会は結成以来の紛争激化のうちに、足鹿会長以下新役員を選出した。*

＊　大会運動方針および議事の詳細は『農民新聞』七六二号、七六六号。『農民運動資料』一九七五・六月号。大会をめぐる諸問題については『赤旗』一九七五年五月一〇・二一・二七日、六月一二・一三・一五～一九日。『あすの農村』一九七五年八月一日号。『社会新報』六月一八・二五日号を参照。

1　米価闘争

(1)　七五年産米価格闘争

全日農の闘争方針と要求米価

一九七五年一月一〇日、全日本農民組合連合会（全日農）は全日農各県代表・米作十県共闘合同会議を開き、七四年産米追加払い要求、労農共闘、中央集結闘争など米価要求をめぐる諸問題を討議した。五月一四日、全日農中央常任委は、七五年度米価闘争について協議のうえ、八〇％パルクライン方式、生産費・所得補償方式による要求米価の算定、七四年米価の追加払い要求、両米価同時諮問・同時決定反対、日本農業復興への農政転換など重点要求と生産資材価格の大幅引下げ、米価決定の民主化、食管制度の改廃反対と強化確立、の重点要求を決定した。同時に、運動のすすめ方として幅広い地域活動と農民の結束、労農共闘・自治体闘争・米価訴訟闘争との結合などを確認した。なお、前日の一三日、全日農は全国農協中央会と要求米価運動の統一について話し合いをもったが不調に終わった。

全日農は、五月三〇日、食管連と共催し「米価闘争西日本府県代表者会議」を岡山で開催、ひきつづき六月二日、「米作十県・東日本各県代表者会議」を東京で開催のうえ要求実現のための大衆的実力闘争問題などを検討してきたが、六月一〇日、七五年産米要求米価を現行より七一・一％アップ、六〇キロ当たり二万二八〇〇円と決定した。以後、中央集結闘争にむけて要請行動に入った。

全農総連の米価要求運動

全国農民総連盟（全農総連）は、七五年六月一一日、第一三回代議員総会で七五年度運動方針と七五年産米麦価対策を協議、米価前段闘争として両米価の同時諮問反対闘争と実力行使を含む米闘方針を確認した。また総会は、七五年生産者要求米価に関して農協米価と同じ六〇キロ当たり一万九七九四円を最低の要求額と決定した。七月三日、全農総連は米価闘争本部委員会を開き、実力行使のたたかいを確認したあと同日付でその準備指令を発した。ついで七月八日、東京の九段会館に約二〇〇〇人の農民代表を集め「要求米価貫徹全国農民総決起大会」を開き、要求米価の実現と実力行使に関する決議を採択した。米審開会日の七月九日、政府の低米価諮問に抗議し、米の出庫阻止実力行使を指令した。

米価要求七団体全国農民総決起大会

七五年七月九日、全日農・全農総連・開拓連・全農同・出稼連・食管連・中央労農会議の七団体は東京・千代田区の共立講堂で「米価要求貫徹・食糧自給確立全国農民総決起大会」を開催した。大会には、すでに早朝から米審委員や主要労働組合に要請行動をつづけてきた農民など約三〇〇〇人が参加、政府の低試算米価を粉砕し要求米価の実現に全力をあげることを基本にした、①生産者米価要求に関する決議、②食糧管理制度の充実強化に関する決議、③食糧自給確立

への農政転換を要求する決議、をおこなった。大会終了後、参加農民はふたたび米審会場前広場に押しかけ、安倍農相との大衆団交など諮問案撤回要求行動をつづけた。この団交中、農相に米つぶや空きカン、ムシロなどが投げられるというハプニングがおこった。

なお九日、東京・九段南の農林省分庁舎で開催された米価審議会（米審）に諮問された七五年産米政府買入れ価格は、前年比一三・一%アップの六〇キロ当たり一万五四〇三円であった。この日早朝から大幅米価引上げを要求して米審会場中庭に集結した全国の農民代表は約五〇〇〇人に達した。

米審二日目の七月一〇日、全日農など農民団体代表約三〇〇〇人は、ふたたび米審会場前に集結し、米審委員への要請や食糧庁長官との交渉など、坐りこみ抗議行動を展開した。また農民の一部は、大蔵・通産・農林・経企庁の関係各省庁交渉や日本化成肥料協会・日本農業機械工業会にたいし生産資材値上げ反対要請をおこなった。農民と消費者との交流集会も昨年と同様おこなわれた。米審三日目の七月一一日、全日農など七団体は東京九段会館で、「米価要求貫徹・食糧自給確立第二次総決起大会」を開き、抗議要請の気勢をあげた。大会参加者は、支援労働者や消費者を含め約三〇〇〇人。また米審会場前では安倍農相と武田米審会長に対し交渉がおこなわれた。

農協中央の米価運動

全国農協中央会は、七五年四月二四日、東京・内神田のコープビルで農協米穀対策中央本部常任委員会を開き米価運動について協議、①運動の目標を日本農業の確立と要求米価実現の二本柱とする、②米価運動の組織整備を強化する一方、全生産者によるはがき要請行動の徹底などを基本とする米価運動の要領や農政特別負担金（一億円）などを内定し、五月一二日、正式に決定した。五月一四日、全中代表は安倍農相らと農林省首脳にたいし、日本農業確立の重点施策実施などを要請した。ついで六月一〇日農協米対本部は要求米価を前年比四七・六%アップ、六〇キロ当たり一万九七九四円と決定した。算定方式は昨年と同じ。

全中は七月七日、東京・九段の日本武道館に一万二〇〇〇名の代表を集めて「要求米価実現全国農協代表者大会」を開催した。大会は、①六〇キロ当たり一万九七九四円米価の実現、②日本農業の確立、③米穀政策の確立の三つの要求事項を決議、さらに農協米対本部のおこなった提案——米審諮問価格が「我々の意に満たない場合、全国統一して米の出庫不協力を実施する」との提案——を確認した。大会終了後、各県別の要請集会にうつり、政府・地元選出国会議員への要請行動がおこなわれた。七月九日の米審開催当日、全中は安倍農相に対し諮問案撤回を申し入れるとともに、低米価諮問に抗議する出庫不協力運動に全国一斉に突入するよう各都道府県米対本部に指令した。全国の農協組織は、単協段階の組合員集会、県段階・中央段階では役職員集会を開き、低米価諮問に抗議した。

全国農業会議所は、七月二日、東京・霞ケ関の久保講堂に一三〇〇人の代表を集め「昭和五〇年産米価要求、食糧・農業の基本政策確立全国農業委員会会長代表者大会」を開き、要求米価実現を確認、関係省庁に要請した。一方、全国農協青年組織協議会（全青協）は六月二〇日、全国委員長会議で七五年度の具体的活動方針を決定、六月二八日から昨年にひきつづき同婦人組織協議会と共催の「列島縦断 米価車リレー」を展開、要求米価実現・日本農業確立の

キャンペーンをおこなった。また、全青協は農業倉庫前で全国統一の決起集会を開いたり、各米対本部に出庫不協力および出庫抑制闘争を呼びかけた。その他、中央集結闘争のなかで各政党代表を呼び要請集会を開き、生産者米価の大幅引上げを訴えた。

米審の答申と米価政治加算折衝

米価審議会では、米の過剰基調や食管赤字その他物価安定政策などを考慮して諮問米価賛成の意見が多数を占めた。しかし生産者代表委員などは、逆ザヤ解消論は二重米価否定につながる、消費者米価との連動決定は不可、米過剰論は外麦輸入を前提にした考え方である、試算米価は春闘賃上げ率を適用する意図的な逆算米価である等の意見を述べて、諮問案に反対した。七月一二日、米審は、諮問米価にたいする賛否両論を併記して答申をおこなった。同日、農協米対本部は農相にたいし最後の折衝を試み、農協など生産者団体代表約二〇〇人は九段南の農林省分庁舎前に結集してこの政治折衝を支援した。翌一三日、政府は政府買入れ米価を六〇キロ当たり一万五五七〇円(前年比一四・四%増)と正式決定した。

政府決定米価は農業・農民団体の要求米価を大幅に下回るものであったが、農民・農業団体は結局これをくつがえすことはできなかった。マスコミは事前に予想された結果であると報じた。たとえば『日本経済新聞』は「こんどの米価諮問は春闘の賃上げガイドラインがどこまで効力をもつかという政府の〝実験〟でもあったが、結果は成功と出たようである」(七五年七月一二日)と評した。

地方における米価運動

七三年から七四年にかけての米価運動では、米主産県の農協青年部を主体にした出庫阻止実力闘争が盛りあがりをみせ注目をひいたが、七四年米価決定後も各地で抗議行動や米価の追加払い要求行動がみられた。秋田県能代・山本地区一七農協米対の米出荷延期闘争、高知県下の農協米対の出荷ストップ闘争、島根県農協米対の米売渡し延期闘争などがその例である。それぞれニュアンスの違いはあるが、全国的な追加払い要求運動を提唱したものであった。また、七四年九月一一日、愛媛県周桑郡の農民三〇〇人は「周桑郡稲作農民米価抗議集会」を開き、農民の同意なしに政府決定米価を受け入れた農協中央・県米対の行為を裏切り行為であると非難・抗議した。

七五年産米価要求運動では、農協中央の農協農政活動の限界確認による「出庫阻止」闘争拒否体制が整ったこともあり、出庫阻止実力行使が全国的に拡大する動きに水がさされることになった。それでも米対中央本部の「出庫不協力」運動の指令により、全国各地で低米価諮問抗議集会、出庫不協力、そして地方によっては実力行使による事実上の出庫阻止行動が展開された。なかでも、新潟県の新津・白根・五泉三市を中心とする三市中蒲原米価対策協議会の出庫阻止闘争と北海道農民連盟を主体とする全道的出庫阻止運動は、前年にひきつづき農政運動の枠をこえる農民運動の新しい動きとして注目された。このほか宮城県南郷町の全日農支部と農協青年部代表による倉庫前坐りこみハンスト闘争、青森県五所川原市田町の農協青年・婦人部の出庫阻止、島根県農政同盟の出庫阻止指令、あるいは出庫不協力の名目で倉庫前に坐りこみ事実上の出庫阻止体制をとったなどが各地にみられた。また、米価中央集結闘争に先だち各地で決起大会や要請行動・デモが展開された。

北海道農民連盟は七四年に〝農民春闘〟を提唱、全道労協と労農提携・共同闘争への道を開いたが、七五年度も米その他作目別に一率

の自家労働報酬を織りこんだ価格要求を決定し要求実現の運動にはいった。すなわち農民連盟が中心になって農協その他農業団体の諒解をとりつけ、上川・空知・道南の三主産地七〇地区で一週間にわたり農協倉庫前に坐りこんだ農民は出庫阻止行動をとった。

七五年七月一日、日農新潟県連は新潟市・公会堂で「米価要求新潟県農民総決起大会」（三〇〇〇人参加）を開き、要求米価実現のため出庫阻止闘争全面実施などを決議した。そして七月九日から一四日にかけて新潟県三市中蒲原郡の全地域で出庫阻止行動にはいり、この間一俵の米の搬出も許さなかった。この運動は日農支部が指導権をにぎり、農協・農委・共済組合など多数団体が提携して強力に展開された。しかし一地域的運動の限界により、全県的影響を及ぼすまでにはいたらなかった。以下、各地の大会のおもなものをあげる。

六月二五日、北海道「空知管内要求米価実現生産者大集会」岩見沢市スポーツセンター、三五〇〇人参加。

六月二八日、石川県「要求米価石川加賀地区要請集会」、松任市・県立若宮体育館、三五〇〇人参加。

六月三〇日、宮城県「要求米価実現宮城県大会」、仙台市西公園、一万人参加。

七月一日、秋田県「日本農業確立・要求米価実現秋田県農業団体代表者大会」、秋田市県立体育館、五〇〇〇人参加。

七月一日、茨城県「要求米価実現茨城県農協・農委代表者大会」水戸市民会館、三二〇〇人参加。

(2)　食管制度をめぐる運動

両米価同時諮問（連動諮問）反対運動

一九七五年度の米麦価問題に関し、生産者・消費者両米価を同時に米審に諮問し、決定しようとする政府の動きが七五年五月はじめに表面化した。また同じ頃、米価を米審開催前に政府・自民党の話し合いで事前に内定し、米審終了後ただちに正式決定しようとする、いわゆる「一発回答」方式が党・政府首脳間で検討されているとの情報が伝わった。食管連（食管制度を守る全国連絡会議）・全日農・全農総連その他関係諸団体は、これは食管制度に違反し、生産者と消費者を分断して低生産者米価・高消費者米価実現を策するものとして反対運動にはいった。

全日農は、五月一四日の第七回中央常任委で両米価同時諮問・同時決定反対を確認し、米価闘争の一環として反対行動を起こした。食管連代表は五月二三日、食糧庁に対し、両米価同時諮問は絶対にやらないよう申し入れた。また全農総連は五月二六日、農林省当局に両米価同時決定・一発回答反対に関する申入れをおこなった。同時諮問に反対の意思表明をし政府や自民党幹部に要請をつづけてきた全中は、六月一九日、東京の日本青年館に約一〇〇〇人の生産者代表を集め「同時諮問反対・要求米麦価実現全国農業協同組合代表者会議」を開き、同時諮問により米麦価を不当に抑制しようとする政府の方針に強く反対することを確認した。会議終了後、代表は安倍農相・農林当局に要請した。

七四年消費者米価値上げ反対運動

政府は、一九七四年九月三～四日、消費者米価を審議する米審を東京・九段の農林省分庁舎で開催し、一〇月一日から米の政府売渡し価格を平均三六%引き上げる主旨の諮問をおこなった。食管連・消

団連・全日農など関係諸団体の代表約二〇〇〇名は、米審会場前に押しかけ、大幅引上げ反対、食管堅持、生産調整・買入れ制限中止の要請をした。翌四日もひきつづき約一〇〇〇名の労働者・農民・消費者代表が要請行動をおこなった。全農総連は政府と各政党に対し、米審後の政府・自民党の折衝方式を批判したうえ「米価決定方式を改め、政府は生産農民の団体交渉権を認め、直接交渉によって決定すべき」であると申し入れた。また全日農は、消費者米価値上げ反対、政府買入れ制限の再検討、減反問題などについて、独自に食糧庁との交渉をおこなった。

なお、米審開催日の九月二日、インフレ阻止国民共闘主催の「消費者米価・公共料金値上げ反対代表者集会」（二〇〇名）が東京・霞ケ関の全日通会館で開かれ、食管制度を守り、消費者米価値上げ反対などが決議され、経企庁と農林・運輸両省に要請がおこなわれた。これらの反対運動にもかかわらず、政府は自民党と折衝のうえ九月六日、「二〇月一日から三二%（一～四等平均）引き上げ」を決定した。

七五年消費者米価値上げ反対運動

一九七五年七月二三～二四日、安倍農相は東京・九段南の農林省分庁舎で米審を開き、九月一日から米の売渡し価格を一～四等平均一九%引き上げるという政府案について諮問した。消費者団体や労組代表など約二〇〇〇人は、消費者米価据置きを要求して米審会場に集結し、安倍農相との団交・要請行動をおこなった。全日農・全農総連代表も米の二重価格制を守れ、食管制度を守れと、この反対行動を支援した。しかし、政府は七月二五日、諮問案どおり一九%値上げを決定した。このように七五年の消費者米価値上げ案の審議・決定は例年にくらべ非常に早く、形式的には生産者米価審議で両米価同時諮問はなされなかったが、実質的には両米価連動諮問にちかいものであった。

七月二四日、食管連は米審答申に対し、「我々の要求は敗北したことを認めざるをえない」と表明した。消費者米価反対運動に参加・支援した農民の一部から運動の主体となるべき労働者や消費者の参加が少なかったと指摘されるほど七五年の消費者米価運動は盛りあがりをみせず、政府の思惑どおり事がはこんだ。

国民食糧確保・農業復興三・四総決起大会

全日農・全農総連など七団体は七五年一月三一日、農民春闘と労農提携について協議し、統一集会について合意に達した。三月四日、農民七団体主催・春闘共闘委員会参加協力の「国民食糧確保・農業復興三・四総決起大会」は東京・霞ケ関の久保講堂で開催された。大会には農民や労働者など約一五〇〇名が参加、①国民食糧自給確立のための政策転換要求、②生産者米・麦大幅引き上げと食管制度改悪阻止、③農業を切り捨てる相続税ならびに宅地並み課税反対、④生産資材値下げ要求、⑤畜産危機突破対策、⑥農家の負債整理に関する件など六項目を決議した。大会スローガンは、食管改悪を阻止し、生産者米・麦価大幅値上げと追加払いで農民にベース・アップを！　農業を切り捨てる相続税、宅地並み課税をとりやめ、農用地の維持と拡大を！　独禁法の改正でカルテル行為を禁止し、独占価格の排除で資材の値下げを！　飼料の国家管理で価格引き下げと畜産物価格大幅引き上げで畜産危機突破を！　国、自治体の肩がわりによる負債整理で農家経済の建直しを！　の六本であった。大会終了後、農林省など政府当局と野党四党および全中・全農・経団連に要請した。

労農共闘への新しい動き

全日農など農民団体と全農林・全農協労連・全専売など農業関連諸労組との間に、これまでも種々なかたちで共闘が組まれてきたが、七五年にはいり、新しい動きとして、総評や春闘共闘委と農民団体の間に共闘関係が結ばれるようになった。七五年一月八日、石田全日農会長と市川総評議長は七五年春闘を労農共闘の前進におくということで合意し、その最大課題を食糧危機突破と最低賃金制度確立においた。

一月二〇日、全日農第五回中央常任委は、七五年の農民春闘を国民春闘と結合させ真の農政転換要求にむけることを確認、三月五日の春闘共闘委の中央統一行動で農林省交渉に参加した。他方、春闘共闘委の代表は三月二七日、安倍農相に食糧自給体制の確立、主要食糧の二重価格制度の労働者なみの所得を補償する制度確立など六項目にわたる「食糧自給の確立策に関する要求」を申し入れ、同時に農民の要求する乳価実現を要請した。また、三月三〇日、春闘共闘委は東京・日比谷の野外音楽堂で食糧問題を主要テーマにした「食糧自給確立・七五春闘勝利中央総決起集会」(約一万人参加)を開いたが、これに全日農など農民団体代表も参加し協力した。

2　乳価その他の価格運動

(1)　乳価運動

加工原料乳保証価格改訂運動

飼料価格の再三にわたる値上げなど経営費の高騰により危機状態におちいった畜産農民は、一昨年にひきつづき畜産物政策価格の年度内改訂を要求する運動に突入した。七四年一一月二六日、全中は東京・平河町の砂防会館で農協畜産・酪農対策中央本部委員会を開き、七四年度価格改定要求額を決定した。すなわち、加工原料乳保証価格は現行価格よりキロ当たり九円七九銭以上、豚肉安定基準価格平均三五円以上、液卵公社の鶏卵買入れ価格一六円以上の引上げ要求を決め、これを一一月以降実施すべきであるとして要請行動をはじめた。

また、北海道・秋田・新潟・徳島・鳥取の一道四県の原料乳地帯の酪農民代表三〇人は七四年一二月五日、東京・永田町の社会文化会館で「全国乳価共闘会議準備会」(社会党提唱)を結成、食品労連や乳業メーカー労組との労農提携により乳価運動を展開することを確認、当面は一〇〇円乳価の年度内改定をめざし運動をおこすことを決定した。翌六日、農林省に対し加工原料乳保証価格の年度内改定と配合飼料価格問題などについて申し入れた。全農総連と畜団協(全国畜産団地造成連絡協議会)代表は一二月一八日、安倍農相・片柳畜産振興審議会長に原料乳保証価格の即時大幅引上げ、畜産審即時開催、飼料問題などについて要請し、その後、両組織は畜産問題で共闘していくことを確認した。

北海道酪農諸団体の乳価改定運動

道農協酪対本部第六回本部委員会は七四年一一月二八日、中央本部決定の乳価の年度内改定実現のため道知事および地元選出自民党国会議員中心に要請することを決めた。一一月三〇日、北海道の農協

中央会・開拓連・酪農連・農業会議・全日農などの酪農関係諸団体代表は乳業メーカーと道知事に乳価改定とその協力を要請した。

全日農北海道連は一二月五日、札幌市の栄光ホテルで「酪農・畜産危機突破総決起大会」(一二〇名)を開き、原料乳保証価格の年度内改定、牛肉価格保証制度の確立、飼料価格安定要求を決議した。一三日、上京代表団は農林省に年度内改定要求を強く申し入れたが、年度内改定は実現しなかった。この運動は次年度の原料乳保証価格要求運動へと引き継がれていった。

加工原料乳保証価格要求運動

全中は、一九七五年二月二五日、東京・大手町の農協ビルで農協畜産・酪農対策本部委員会を開き、七五年度の畜産物要求価格を内定し、三月六日正式に決定した。それによるとキロ当たり加工原料乳保証価格一〇二円九三銭(現行比四七%高)、豚肉安定基準価格上物六二四円(現行比二三・一%高)で、いずれも生産費・所得補償方式によって算定された。三月一八日、全中は東京・平河町の都市センターで「畜産物政策価格要求全国農協代表者大会」(約一五〇〇人参加)を開催した。大会は加工原料乳保証価格など畜産物要求価格実現に関する決議、畜産経営安定の基本政策の確立および畜安法改正による牛肉の指定食肉追加に関する要請事項を採択した。大会のあと代表団は政府・各政党・地元選出国会議員に要請行動をおこなった。

乳価闘争全国連絡会議は三月二六日、東京・虎ノ門の全日通労働会館に約二五〇人の酪農民の参加を得て「乳価要求貫徹全国酪農集会」を開き、①加工原料乳保証価格は生産費・所得補償方式で算定しキロ当たり一〇二円九三銭以上とすること、②加工原料の全量を不足払いの対象とすること、など六項目を決議した。集会終了後、全員が衆議院面会所で江藤農林政務次官と大衆交渉をおこなった。

二七日、全中の農協畜産・酪農対策中央本部は赤坂プリンスホテルに国会議員一三〇人を招き、所得補償による再生産の確保可能な保証価格を要求する統一要請集会を開いた。

北海道など原料乳地帯の農民も活発な要請行動をおこなった。三月四日、全道農協代表者会議が札幌市の共済ビルで開かれ、保証乳価等畜産物価格の大幅値上げ要求、妥協のない運動のため実力行使も辞さない、との決議をおこなった。同代表団は、翌五日からの中央要請行動にはいり、三月末まで要請をつづけた。また、北農中央会と道農青・婦協は三月二〇日、「東日本縦断要求乳価実現キャラバン隊」の出発式をおこない、乳価値上げキャンペーンを展開、中央要請行動に参加した。

諮問乳価と抗議要請行動

政府は三月二八日、東京・九段の農林省分庁舎で畜産審酪農部会を開き、七五年度加工原料乳保証価格キロ当たり七七円三八銭(前年比一〇・五%アップ)、保証限度数量一三八万トン、基準取引価格五七円五七銭(前年比七・八%アップ)の諮問案を示した。この日早朝から全日農・全農総連・全酪連など農民団体の代表約五〇〇人は畜産審会場前庭に押しかけ、審議会委員にむけて乳価大幅引上げを訴えた。また、諮問案にたいしては低乳価諮問であると抗議し農林省当局および片柳畜産審会長との団交を通じ試算乳価の撤回を要求した。同日、北海道農民連盟・全日農北海道連・道開拓連の三団体は政府の低乳価諮問にたいし「全道いっせいの抗議行動」を指令した。

畜産審酪農部会は二八日、安倍農相にたいし酪農家の生産意欲の向上をはかるための乳価引上げ、市乳化促進を配慮すべき旨答申し

た。政府は翌二九日、自民党と政治折衝のうえ、保証価格八〇円二九銭（前年比一四・七%アップ）、基準取引価格五七円五七銭（諮問に同じ）、豚肉安定基準価格五五六円（九・七%アップ）を決定、四月一日告示した。この間、酪農民要請団は政治加算をめざし、地元選出国会議員に要請をつづけた。

飲用乳価交渉の難航

一九七五年二月二〇日、日本酪農政治連盟（酪政連）は「生産者乳価引き上げ全国酪農民総決起大会」（三〇〇〇人参加）を開催したあと、雪印・明治・森永・協同の四大乳業メーカーに飲用乳価大幅引上げ交渉をおこなうとともに、農林・大蔵両省および自民党に加工原料乳価に関する要請をおこなった。二月二六日、中央酪農会議は東京・内神田のコープビルで全国指定生乳生産者団体会長会議を開き、飲用向け生乳生産者手取り要求価格を四月一日からキロ当たり四一%アップの一三八円以上（現行九八円一〇銭）とし、乳業メーカーに要求することを決定した。

この後、生産者団体による各メーカー別交渉が開始されたが、メーカー側は、物価抑制・消費減退・牛乳販売業者の値上げ反対などを理由にゼロ回答をつづけ交渉は難航した。全国指定生乳生産者団体乳価対策委員会（全対乳）は各都道府県指定生乳生産者団体に対し、各乳業メーカーの出先工場や地元乳業メーカーに突き上げ行動をとるよう指令したが交渉は遅々として進まなかった。

牛乳時差出荷と出荷スト

七五年五月一六日、全乳対は乳価交渉の打解策としてキロ当たり四〇円以上の要求を一五円（現行乳価比一五・三%高）にダウンさせ、再交渉することに決めた。同時に、全中・酪政連と提携を強め、時差出荷・集会・ビラなどによりキャンペーン活動をおこなうと同時に、場合によっては乳価対策積立金（約一三億円）により出荷カットまたは出荷ストを実施することなどを確認した。

酪政連は六月五日、東京・虎ノ門のニッショーホールに酪農民代表約五〇〇人を集めて「全国酪農民実行運動大会」を開催した。大会はスローガンに「乳価を物価、労賃の値上がりにスライドし、即時引き上げよ」「血と汗の結晶、生乳のスーパーおとり廉売絶対反対」「酪農基本国策の確立」「飲用乳価決定をルール化せよ」等々をかかげ、乳価交渉早期妥結のため全乳対全面支援を基本に、坐りこみ要請行動と全国的出荷カットを含む実力行使をおこなうことなどを確認した。大会終了後、農林省と公正取引委員会に要請する一方、森永など四大乳業メーカーに押しかけ乳価値上げを要求して坐りこみ集団交渉をおこなった。

中央酪農会議は六月一七日、都道府県指定生乳生産者団体会長会議で出荷先変更・出荷停止など実力行使を、①第一段階は非協力乳業メーカーを対象にする、②実施地域は生乳需給がひっ迫している東京、大阪などから順次全国規模に拡大することを決め、各ブロック・都道府県指定団体にその準備指令を発した。このころすでに京都地区では独自に実力行使に突入していた。六月三〇日、東京市乳圏指定生乳生産者団体協議会（一都一一県加盟）はいっせいに時差出荷の準備指令を、ついで七月二日、東京・新宿の酪農会館で関東地区酪政連協議会と合同会議を開き、三日と七日の両日、時差出荷をおこなうことを決定した。同日、西日本生乳出荷スト対策委員会も大阪市乳圏にむけて六・七日時差出荷、八・九日三割の出荷カットの実力行使に入ることを決定した。七月三日、栃木・千葉・埼玉な

ど関東中心の生産者団体は大手メーカーにたいし三時間以上出荷を遅らせる時差出荷にはいった。時差出荷は新潟や静岡でもおこなわれた。つづいて七日も予定どおりおこなわれた。

しかしメーカーのゼロ回答はつづき、乳価交渉は暗礁にのり上げた。七月五日、東京市乳圏対策委と関東地区酪政連協は、東京・神奈川・千葉・埼玉の一都三県に八～九日の二日間にわたる三割乳量出荷カットに突入するよう指令した。日本酪農政治連盟はこの生乳出荷スト闘争強化と意思統一を目的に、七月七日、東京・港区のニッショーホールに約五〇〇人の酪農民を結集し「乳価引上げ実行大会」を開いた。大会後、四大乳業メーカーと農林省・自民党に要求乳価の早期実現と協力を要請した。翌八日、予定通り一都三県で乳量三割カットの出荷ストが実施された。ストの拠点となった明治乳業東京工場（世田谷給田）や雪印乳業東京工場（赤羽）に押しかけた酪農民は工場敷地に生乳を流し怒りをぶちまけた。

生乳をメーカー工場に捨て生乳カットをおこなうという示威行動は茨城県酪農政治連盟の雪印および明治工場にたいする実力行動にもみられた。生乳カットは、岩手・宮城・福島・山形の東北各県、兵庫・大阪・京都・奈良・和歌山・滋賀の近畿各府県、そして北海道・長野・宮崎・熊本の道県でも首都圏の生乳出荷ストに呼応して展開された。全乳対とメーカーとの交渉は連日続行されたが、いぜんとして進展はみられなかった。酪農団体は農林省当局に行政指導にはいるよう要請はしたが、それも不調に終わった。

乳価要求交渉戦術
ダウンと一時休戦

東京市乳圏協議会は七月一〇日、東京・代々木の酪農会館で全体会議を開き、第三次実力行動として一部地域の五割出荷カットを決め、一二日に指令することを確認したが、この実力行使の指令は延期された。すなわち翌一一日、全乳対がキロ当たり「一五円以上」の値上げ要求をさらに「一〇円以上」に切り下げ、しかも実施時期を七月一〇日以降に変更し戦術ダウンをはかったことにより、メーカー側から一六日に回答するという約束をとりつけたからである。

しかし一六日回答はなかった。七月一八日、全乳対は要求をふたたびキロ当り一五円に引き上げ、交渉に不誠実な大手メーカー一社と中小メーカーの一ないし二社にたいし全国規模の全量出荷スト（出荷先変更）を実施する方針を明らかにし、乳価交渉をつづけた。この間、牛乳小売店の全国組織である全乳連は、消費者乳価値上げ反対、生産者が出荷先変更をした場合は小売店メーカーにとらわれず全面的受乳拒否の統一行動をとるとの決定をおこない、乳価運動に圧力をかけた。四大乳業メーカーの結束も強固であった。

七月二八日、全乳対と明治・森永・雪印との個別的トップ会談が開かれ、そこでメーカー側から暫定措置として八月分にかぎり現行価格にキロ五円上乗せする案が示された。翌二九日、全乳対は「現状のままで放置することは、混迷する日本酪農の縮少、崩壊に通ずることになりかねないのでこの暫定措置をやむをえず受け入れる」と発表した。乳価交渉は一時中断した。

還元乳（三・八加工乳）抗議行動

大手乳業メーカーは、一九七四年九月から乳脂肪三%・無脂固型分八%を含むいわゆる〝三・八加工乳〟を京阪神を中心に販売しはじめた。これを契機にして中央酪農会議や酪政連など酪農民団体はいっせいに、①衆院社労委の付帯決議*を守り〝三・八加工乳〟をはじめいっさいの還元乳の生産販売中止、②バター・脱脂粉乳など還

元乳用製品は絶対輸入放出するな、と抗議行動に立ち上がり、政府など関係機関に要請した。また中酪会議は全中とともに還元乳の生産を中止させるため「乳及び乳製品の規格等に関する省令」を国会の付帯決議にそって即時改正するための運動を展開した。なおこの抗議要請行動は乳価運動の一還としておこなわれた。

＊　七二年六月、衆院社会労働委員会は「食品衛生法」の一部改正に関し「加工乳には生乳を極力混入し、三ケ年後には生乳七〇%、濃縮乳三〇%の混入比率を完全に実施すること」と付帯決議した。

その後、酪農団体は乳価要求を貫徹するため、九月五日～一五日の間、大手乳業会社中〝不誠実一社〟にたいし全国的生乳全量出荷ストの実施を決定したが、この実力行使に突入する前に九月六日、農林省の調停による妥協案（九月一日よりキロ当たり五円、五一年一月よりさらに九円四〇銭引上げ）を受諾し、本年度の乳価運動は一段落した（この詳細については来年度の年鑑で扱うことにする）。

(2)　牛肉価格その他の畜産物価格運動

畜産物輸入反対など価格安定対策要求

一九七三年七月二九日、全中は畜産物価格の低迷打開のため全国一三の畜産主産県代表を集め「鶏卵・牛肉対策緊急集会」を開き、鶏卵の需給と価格安定策、牛肉適正価格実現対策などの要求項目を決め、政府および自民党養鶏振興議員連盟に要請した。また、八月二六日、東京・大手町の農協ビルで「牛肉対策主産県会議」を開いて、①牛肉輸入は国内生産が安定するまでおこなわない、②調整保管の対象数量の拡大、など八項目と飼料の確保と価格安定など緊急対策を確認したあと政府に要請した。農協代表は翌二七日にも自民党本部で開かれた総合農政調査会と農村部会にむけ要請行動をつづけた。

これよりさきの八月五日、全国肉用牛協会は東京・千代田の東条会館で「全国肉用牛生産者総決起大会」（約五〇〇人参加）を開き、肉用牛振興法（仮称）の制定、飼料対策の確立、牛肉輸入の停止、牛肉輸入割当ての停止、牛肉消費拡大の促進の諸決議を採択し、大会終了後、農林省など関係省庁に要請した。七四年から七五年にかけ飼料値上げ反対運動とあいまってこれらの価格対策要請運動は展開された。

地方では、一九七四年八月六日、鳥取の全日農県連を主体にした酪農民代表が平林県知事にたいし肉牛価格対策の制度化を要求して交渉した。群馬県下の農協中央会・農協畜産対策本部など畜産関係団体は八月三一日、前橋市の勢多会館で開いた「群馬県肉用牛危機突破生産者大会」（三〇〇人参加）で牛肉の輸入阻止・価格対策・飼料対策の諸要求を決議し要請行動にはいった。九月五日、関東甲信越ブロック「養鶏大会」が開かれ、そこで、①大資本による投機的養鶏業者の飼養羽数の半減および全廃要求、②鶏卵肉輸入絶対反対などが決議された。このほか、一九七五年にはいると畜産物政策価格要求をめぐり群馬・千葉・茨城など畜産主産県下で集会がもたれ要請行動が繰りひろげられた。

豚価要求運動

一九七五年三月六日、全国養豚協会・全国種豚登録協会・全国子豚市場協議会共催の「全国養豚代表者大会」（五〇〇人参加）は東京・千代田の東条会館で開かれた。大会は、豚肉輸入関税減免措置反対、豚肉安定基準要求価格キロ当たり六二〇円などを決議、そのあと政府、国会に要請行動をおこなっ

た。政府は三月一一日、豚肉輸入関税の減免措置を一三日から三月三一日まで実施することを決定した。これにたいし、全国養豚協会・全農総連・全中など関係諸団体は抗議行動を展開した。

三月二六日開催された畜産審食肉部会では政府試算価格が提示された。すなわちキロ当たり豚肉安定基準価格五四六円、上位安定価格六六七円（現行比七・七%高）の諮問案で、大勢はこれに同意する傾向にあった。これまで安定基準価格五七三円以上、上位安定価格六六七円を要求し、連日要請行動をとってきた全農総連・畜団協・養豚協会・農協畜産酪農対策本部代表は政府諮問価格に反対し引上げ要請をつづけた。三月二九日、政府は豚肉安定基準価格五五六円（前年比九・七%高）、安定上位価格六八〇円（同九・七%高）を決定した。

牛肉価格安定制度要請運動

七三年以来の牛肉価格の低迷を契機に牛肉価格安定政策の要求は急速に盛りあがった。ここでは七四年後半の肉用牛主産県の安定制度化要求運動についてはすでに部分的にふれたので、その後の動きについて概観する（「飼料値上げ反対運動」も参照）。

全農総連は一九七四年一〇月七日、農林省当局に七四年度政府介入畜産物価格再改定、飼料値上げ中止策としての特別助成および特別補填措置の実施を要請するとともに、あわせて、①牛肉・食鶏・鶏卵・全生乳の畜産物価格安定制度化、②肉牛振興法（仮称）の制定、③配合飼料制度の確立、飼料財政制度の創設、などを申し入れた。また全中は、七五年二月二五日、「畜安法改正による牛肉の指定食肉追加に関する要請」「畜産経営安定の基本施策確立に関する要請」「豚肉安定価格に関する要請」をまとめ要請行動にはいった。三月六日、要求すべき牛肉安定基準価格をキロ当たり平均去勢和牛一四二〇円以上、乳用雄牛一〇八〇円以上と決めた。いずれも生産費・所得補償方式による算定であった。同日、全国肉用牛協会もまた和牛中心価格一五〇〇円（キロ当たり）、乳用雄中心価格一二〇〇円（同）の要求価格をまとめ、農林省・国会に陳情した。畜安法改正案の成立の間、価格要請運動は一時中断していたが、牛肉を指定食肉に加える「畜安法改正案」（「畜産物の価格安定等に関する法律」）は、四月一五日成立、一八日公布された。

牛肉安定価格審議と要請行動

政府は、一九七五年四月二一日、牛肉安定価格審議のため畜産審食肉部会をはじめて開き、生産費パリティー方式による去勢和牛と乳牛雄の安定下位価格をキロ当たりそれぞれ一一四三円、九三〇円とする諮問案を提示した。同日、全中は東京・神田のコープビルで農協畜産対策中央本部委員会を開いたあと畜産審・安倍農相・自民党三役に要請した。また、北海道農民連盟を主体にした全農総連、酪政連代表など約一〇〇人も審議会場前に押しかけ委員に訴えた。畜産審は同日夜、「需給事情の推移を考慮し、生産費の向上と消費の拡大の調和を旨として慎重に決定されたい」と諮問価格をほぼ認める趣旨の答申をおこなった。牛肉安定価格は政府の思惑どおり諮問価格で決定された。ここでも農政運動の弱点がいかんなくばくろされた。

(3) 飼料値上げ反対運動

飼料値上げ阻止全国農民大会

一九七三年から七四年にかけて急騰した配合飼料価格は七四年半ばようやく鈍化のきざしをみせたが、一〇月以降ふたたびアメリカ産飼料穀

物の高騰、円の対ドル相場の下落により値上げ気運が高まった。畜産主産県農家の経営危機は深まり各地にエサ値上げ反対のノロシがあげられた。七四年九月二四日、畜団協・全鶏会議（全国養鶏経営者会議）・全豚会議（全国養豚経営者会議）主催の「飼料値上げ阻止全国農民大会」は東京・神田の共立講堂に約二〇〇〇人の畜産農民を集めて開催された。参加者はエサ値上げを苦にして自殺した鹿児島県・知覧町の故上村敬一に黙とうしたあと、主要農産物の二重価格制度実施、飼料値上げ絶対反対、国内食糧自給政策確立、飼料価格安定のための国家負担二〇〇〇億円要求、政府の責任による飼料の原価公開、を決議した。大会終了後、農林・大蔵の両省、各政党・飼料工業会・全農・全中にむけて要請行動をおこなった。全農は一〇月一日からの配合飼料価格の値上げは見送ったが、日本農産工業など商社系メーカー各社はトン当たり八五〇〇～八六〇〇円値上げした。

全国酪農民代表者大会

全中は一〇月一日、飼料高騰による畜産危機打開のため緊急特別措置を自民党に要請した。全農総連も飼料値上げ中止要請運動をおこなった。また日本酪農政治連盟は一〇月二三日、東京・平河町の全共連ビルで「全国酪農民代表者大会」（四〇〇人参加）を開き、①飼料価格値上げ阻止、②肉牛緊急対策、③還元乳全面禁止、④生産者乳価大幅引上げ、の要請事項を決議した。大会後、農林・通産・大蔵・外務の各省、畜産振興事業団・政党および四大乳業メーカーに要請した。

また農協の飼料対策特別運動は一〇月二五日の「農協代表者集会」を皮切りにはじめられた。統一要請行動はおもに茨城県など畜産主産県代表によっておこなわれ、二八日の「畜産・飼料緊急対策・大豆対策全国代表者連絡集会」までつづけられた。その後全中は配合飼料価格安定機構の発足、畜産経営再建特別基金制度の創設、牛肉買上げ制の早期実施などについて自民党に要請した。この間、全農や日本農産工業など大手飼料メーカーによる飼料値上げが実施された。

地方のエサ値上げ反対運動

飼料値上げ阻止行動はむしろ畜産主産県の地方農民組織が主体となって展開された。以下その主要なもののみあげる。

茨城の農協・興農政治連盟・畜団協は一〇月一七日、土浦市の市民会館に一三〇〇人を結集し「飼料値上げ阻止・畜産緊急対策茨城県生産者大会」を開き、国・県・市町村・全国連別の飼料緊急対策、エサ値上げ延期に関する要求などを決議、同時に全農にたいし「飼料の原価公表」を要求する緊急動議を採択した。茨城県畜産農民代表は一〇月二一日以降、関東甲信地区飼料畜産緊急対策運動の主体勢力となって要請行動をおこない、翌七五年もひきつづき運動を展開した。

群馬県下の畜産農民約三二〇人は、一〇月一日、前橋市の県民会館で「群馬県畜産農民協議会結成拡大準備会」を開いたあと、一二月五日、結成総会を開いた。協議会は、あいつぐエサ値上げを契機として、①一月からのエサ値上げ絶対阻止、②エサの配合内容と原価公開、③畜産物の二重価格制の確立、④エサ自給対策確立、⑤畜産物輸入阻止、⑥農業融資金利引上げ分の利子補給、をあげてい

る。七五年一月一一日、群馬県富士見村の畜産組織協は「富士見村畜産危機打解総決起大会」（二〇〇人）で飼料値上げ絶対阻止を決議した。このほか千葉・東京・長野・埼玉・神奈川の都県でも畜産農民代表による要請行動がおこなわれた。

(4) 七四年産葉たばこ価格闘争

葉たばこ価格要求耕作者総決起大会

七四年産葉たばこの政府収納予示価格の決定は「物価その他の経済事情が著しく不安定」なため決定すべきではないとの葉たばこ耕作審議会の答申により延期されていた。一九七四年七月二五日、全国たばこ耕作組合中央会と全国たばこ耕作者政治連盟は東京・平河町の全共連ビルで「全国たばこ耕作組合長大会」（二〇〇人参加）を開き、①七四年産葉たばこ収納価格は前年比八五%以上引き上げる、②葉たばこ生産振興対策を強化せよ、との決議案を採択したあと政府・国会への要請をおこなった。両団体はひきつづき八月二六日、東京・神田の共立講堂で「葉たばこ価格引き上げ要求耕作者総決起大会」を開催した。大会には約三〇〇〇人という例年にみられない多数の農民が参加し、生産費を完全に補償する収納価格の引上げ要求を決議し、決議事項実現のため「収納価格をも辞せぬ決意のもとに」運動を展開すると宣言した。

また同じ日、全国葉たばこ対策共闘会議（葉たばこ共闘会議）は東京・千代田区の久保講堂にこれもまた例年にない約一〇〇〇人の耕作者代表を結集し「葉たばこ価格大幅引き上げ全国農民大会」を開催し、①生産費・所得補償方式による一〇アール当たり四〇万五〇〇〇円（前年比九一%高）の補償価格要求、②外葉依存反対と生産対策の転換要求、③食糧自給確立への農政転換要求を決議した。大会後、共闘会議代表は大蔵・農林両省へ要請、他方、大会参加者は東京・赤坂葵町の専売公社に押しかけ木村総裁と団体交渉をおこなった。

たばこ耕作審議会の混乱と中断

一九七四年八月二七日、木村総裁は東京の葵会館で三日間の予定で第三四回たばこ耕作審議会（以下、耕作審と略）を開き、七三年産改正価格比三〇・一%アップ、キロ当たり一〇四〇円六七銭（全種類平均）の収納価格案と七五年たばこ耕作面積案を諮問した。耕作審開催当日、専売公社前広場に葉たばこ耕作農民約三五〇〇人が押しかけ〝廃作宣言価格〟は断じて許せないと抗議集会を開き、再諮問を要求して大蔵省・自民党本部までデモをするなど大幅引上げのキャンペーンをおこなった。また共闘会議系の約三〇〇人は木村総裁と集団交渉をおこない、米価なみ自家労賃評価、生産費・所得補償方式による算定価格を要求して抗議行動を盛りあげ、生産者代表審議委員を支援した。耕作者代表委員は再諮問を申し入れ、公社が再諮問に応じないかぎり審議拒否を決め審議ボイコット戦術をとった。

このため審議は空転したが、翌二八日、川野耕作審議会長の「諮問にとらわれないで審議していきたい」とのあっせん案を公社・耕作者側委員の双方が受け入れたことにより再開された。審議は労賃評価問題を中心に継続されたが、翌二九日、耕作者代表の米価なみ労賃評価の要求に対し公社側が歩みよりをみせないことによりふたたび紛糾、審議はふたたび中断され九月五～六日に再開されることになった。この日、たばこ耕作者政治連盟は全国の組合に「闘争準

備態勢に入るよう」との指令第一号を、ひきつづき「公社への協力業務拒否」を指令した。

葉たばこ耕作農民への実力行使準備指令

耕作審は九月五日、同じ葵会館で再開された。耕作農民農業団体代表はひきつづき公社・審議委員・自民党および地元選出国会議員に要請行動を繰りひろげた。九月七日、耕作組合価格対策本部は八五%以上アップ要求案を六〇%以上に引き下げる一方、九月一〇～一一日に予定した鹿児島県鹿屋と兵庫県明石地区での模擬収納の実力阻止を準備した。

川野会長は、耕作者委員・学識経験者委員・自民党専売特別委員長・葉たばこ対策小委員長とそれぞれ異例の個別折衝により打開工作をはかった。こうして結局九月八日、耕作審は公社諮問を修正のうえ全種類平均キロ当たり一一五四円五一銭（四四・三三%アップ）の収納価格と諮問案通りの耕作面積（五万六四〇〇ha）を答申した。同日、すべての闘争指令は解除された。

地方の葉たばこ価格運動

茨城県のたばこ耕地組合連合会と耕作者政治連盟支部は八月一九日、水戸市の市民会館で「昭和四九年度葉タバコ収納価格引き上げ要求茨城県耕作者総決起大会」（八〇〇人参加）を開き、八五%以上の価格引上げ要求と要求が受け入れられぬ場合、収納拒否の実力行使をすることを決めた。共闘会議系では長野で「総決起集会」を、福島では専売公社全支所長への要求および郡山局長との交渉をおこなった。

(5)　麦価その他の価格運動

七五年度麦価運動

政府は七五年六月二三日、当面七五年度の麦の政府売渡し価格を据え置き、米審には生産者麦価のみ諮問することを明らかにし、二五日開催した米審に麦の政府買い入れ価格を平均一〇・二%引き上げる諮問案を示した。農協系団体は平均四七・六%アップ、全日農系団体は七一・一%アップの小麦価格を要求し、米審要請行動をおこなった。

全中は六月一九日の「同時諮問反対・要求米麦価実現代表者会議」の要請行動のあと、二五日、大手町の農協ビルで「麦・なたね主産県中央会・経済連会長会議」を開いて、麦・なたね価格は生産振興奨励金をおりこみ所得補償による再生産確保のできるものにする米麦一貫奨励施策の実施、契約生産振興奨励金の増額、等外麦の買い入れ制度化を重点的要請事項とすることを確認し、会議のあと武田米審会長に要請した。全日農・全農総連・食管連などの代表約三〇〇名は米審開会前から米審会場前に押しかけ米審委員に要請書を渡すなど要請行動を展開した。要請書の内容は、①政府買入れ麦価は生産費・所得補償方式で決める、②水田裏作として生産可能な営農体系を確立するため品種改良はじめ諸施策を確立する、③消費者麦価据置き、三項目であった。また農民諸団体代表は安倍農相・三善食糧庁長官に直接麦価引上げと生産対策強化の要請をおこなった。

しかし米審は同二五日、「政府諮問の方式で決定することはやむをえない」と答申した。これにたいし、全日農・全農総連・全管連

の三団体は「麦作政策転換を要求し、更に闘いをすすめる」と声明した。農業関係諸団体は翌二六日も各政党・地元国会議員に集中的に要請した。政府は二七日、七五年産生産者麦価をパリティー方式による試算価格通り前年比一〇・二%引上げ、小麦六一二九円（六〇キロ）、大麦四七〇一円（五二・五キロ）、裸麦六三八〇円（六〇キロ）と決定した。

キビ価格要求貫徹農民大会（沖縄）

沖縄県農協中央会・農業会議・市長・町村会など八団体は七四年八月二〇日、那覇市の与儀公園で「サトウキビ要求貫徹農民大会」を開催した。大会には離島を含む県下全域から約一万八〇〇〇人が結集し、七四年産サトウキビ最低生産者要求価格を生産費・所得補償方式によりトン当たり一万八〇〇〇円以上とすることを決議し、大会後、県庁前までデモをおこなった。なおこの前日、屋良知事ら沖縄県当局はキビ生産者価格大幅引上げ要求で上京し、政府に要請した。一〇月二九日、鹿児島・沖縄県代表は、参院農林水産委にたいし、サトウキビ価格を甘味資源審議会の答申*を尊重して大幅に引き上げるよう陳情した。

＊　七四年九月一〇～一一日に開かれた甘味資源審議会は四月にきめたビートの再引上げとサトウキビ価格の前年を大幅に上回る引上げを答申した。これは国際的な砂糖不足による国際価格の暴騰を背景にして提示されたものである。

七四年一一月一日、沖縄県ぐるみの沖縄サトウキビ要求価格貫徹陳情団は、東京・日本橋の坂本公園に集結、一万八〇〇〇円以上価格の要求をかかげ都内をデモ行進し、国会請願行動を展開し、その後、関係当局に対する要請運動にはいった。これに呼応し、鹿児島の農協サトウキビ対策本部・奄美群島サトウキビ作農民約七〇〇名は一一月一〇日の「総決起大会」にひきつづき翌一一日、東京・虎ノ門のニッショーホールで「サトウキビ要求価格実現要請大集会」を開いた。集会後、都内をデモし、国会請願および農林省に要請した。

政府は自民党サトウキビ対策小委と政治折衝のうえ一一月一九日、七四年産サトウキビ最低生産者価格を前年比一二八・七%引き上げトン当たり一万一二〇〇円と決定した。

いも・でんぷん価格運動

七四年九月二六日、全中は「芋・でんぷん・ダイヅ生産道県中央会・経済連会長会議」で七四年産芋原料カンショ価格、前年比約一〇〇%アップ、カンショでんぷん価格、同九九・六%アップなどの基準要求価格と、新たに原料芋作の生産振興奨励金交付の要求を決定し、農林省・地元選出国会議員にたいし要請を開始した。また鹿児島県のイモ作農民約五〇〇人は一〇月一日、東京・霞ケ関の久保講堂に集まり「カンショ・でんぷん要求価格実現鹿児島県生産者総決起大会」を開き、七四年産カンショ価格大幅引き上げ、生産安定対策、でんぷんに関する決議をおこなった。大会後、国会周辺をデモ行進し、農林・大蔵両者と自民党に要請した。この第一次要請行動にひきつづいて第二次行動は一〇月七日の「主産道県農協代表者集会」、八日の「代表者会議」のもとでおこなわれた。政府は一〇月九日、カンショでんぷん三七・八%、バレイショでんぷん三九・四%、原料カンショ三八%アップの基準価格を決定した。

果実など輸入反対運動

山梨県果実連は七五年四月三日、石和町小松パブリックホールに約一〇〇〇人の

生産者と関係者を集め「山梨県果実生産者大会」を開き、サクランボなど落葉果実の輸入阻止を決議した。果実輸入阻止運動を展開するなかで同県下の果実連・農協中央会・農業会議所・関係農協は六月二日、「落葉果実、ワイン（果汁）輸入阻止対策会議」を設立した。また沖縄県のパイン生産関係機関の代表は五月一四日、上京し沖縄開発庁・農林・通産両省に「パイン輸入全面禁止」を訴えた。

野菜生産危機突破全国大会

全国野菜園芸技術研究会主催、全中・全農協賛の「野菜生産危機突破全国生産者大会」は七四年九月一八日、東京・日比谷公会堂に都市近郊施設園芸農家の代表など約二五〇〇人が参加して開かれた。大会は価格保証制度の強化と品目拡大、出荷用資材・運賃の暴騰にたいする一部助成措置、野菜の計画生産と安定供給対策と審議機関の設置など五項目を決議し、農林・大蔵両省および各政党に要請した。

蚕糸危機突破大会

群馬県養蚕連・製糸協会など関係六団体は七四年八月三〇日、前橋市の県民会館で養蚕農家代表約二〇〇〇人の参加により「群馬県蚕糸業危機突破大会」を開いた。大会は、①政府・国会は日本蚕糸事業団の中間買入れ数量を一五万俵に拡大しろ、②事業団の受託、乾繭数量を二〇〇〇トンに増ワクしろ、③横浜、神戸両生糸取引所に売り玉規制を即時実施すること、④繭絹織物の輸入を即時禁止すること、などの決議と、①基準糸価を一万三〇〇〇円（現行一万）に、②キロ当たり繭価二〇〇〇円（現行一四三四円）に、などの緊急動議を採択したあと、前橋市内でデモ行進した。これよりさきの八月二六日、同県安中市農協会館で「養蚕危機突破雹氷・安中生産者大会」（約六〇〇人）が開かれ、輸入規制と糸価大幅引上げなどの緊急対策や基本対策が決議された。

3　土地取り上げ反対運動

(1)　農地を守る運動

三里塚(成田)空港建設反対運動

千葉県成田市・新国際空港の開港は、三里塚・芝山連合空港反対同盟とそれを支援する学生の反対行動によりいぜんそのメドはたっていない。反対同盟と支援学生は飛行検査を阻止するために立てた岩山大鉄塔（七二年建造）を防衛するとともに、資材輸送道路建設阻止および御料牧場閉場式闘争・成田空港分室粉砕闘争・強制代執行阻止闘争など九年にわたる闘争にかかわる裁判闘争をつづけている。また大鉄塔の中段に「空中団結小屋」の建造をすすめた。七四年一〇月

一〇日、「成田空港反対全国総決起集会」が開かれ、散会後デモ行進した農民・労働者・学生は機動隊と衝突した。さらに七四年後半には二期工区輸送道路建設反対闘争がたたかわれた。また七四年末マスコミにとりあげられた公団所有地の耕作運動は「人民耕作運動」と規定されつづけられている。公団当局が不法耕作であるとして調査した七五年五月一日現在の耕作地は一〇〇haをこえ、その耕作者は三八〇人にのぼった。これは一般農民をも含めた大衆的な実力耕作運動であった。

反対同盟の闘争に呼応するかのように、七二年以来千葉市の幸町団地自治会など五団地自治会による「成田空港ジェット燃料輸送パイプライン反対運動」の展開、七三年以降の茨城県鹿島・神栖町での町ぐるみの「燃料輸送中継タンク基地反対運動」がつづけられている。前者のパイプライン反対運動は七五年七月二〇日、五自治会の住民一万一九二人が国際空港公団を相手に「パイプライン工事差止め請求訴訟」を千葉地裁に起こしたことにより最高潮に達した。これはマンモス訴訟として国際空港の開港の前に立ちふさがる重大障害となっている。これらの反対運動の盛りあがりのなかで、大塚空港公団総裁は七五年五月二八日、年内開港は断念せざるをえない、と発表した。

ダム建設反対運動

群馬県長野原町に計画された八ツ場ダムは一九六五年の計画の現地持ち込み以来、八ツ場ダム建設反対期成同盟会や支援組織の反対行動により一時計画中断状態にあった。ところが七五年末、国土庁が七四年度間に水資源地域対策特別措置法にもとづく第二次指定の方針を固め、七五年二月県当局に指定を打診したことによりふたたびクローズアップされた。七五年二月二四日、反対期成同盟会は神田群馬県知事に八ツ場ダムの特別措置法に反対するよう申し入れた。県議会や地元長野原町議会は賛否両論で対立した。六月三日、建設省は八ツ場ダム建設における水没関係者の生活再建対策を示した。それは七四年の県当局の案よりさらに充実したもの（規模において約三倍の代替地）と受けとられた。六月二三日、長野原町議会のダム調査特別委は再建案説明会受入れを決定、七月七日、水没対象者生活再建案の町議会説明会がおこなわれた。事態はなお流動的である。

神奈川県北西部に建設省が計画した「宮ケ瀬ダム」は宮ケ瀬ダム建設愛川地区反対同盟の反対によりストップ状態にあったが、七四年一〇月九日の県当局との話し合い、および七五年六月一三日の地元清川村対策連絡会議（約一〇〇〇人加盟）の水没地区測量調査の同意などにより新たな段階を迎えた。

自動車道反対その他

中央道長野線の関係地区反対期成同盟会は七五年五月、長野市の篠ノ井市民会館では じめて連絡会議を開き、連日にわたる国・県当局の航空測量説明会と切り崩し工作に対処するため協議した。その結果、中央道は環境を阻害し、優良農地をつぶし、公害問題をもたらすため反対する、強行する場合は実力阻止をも辞さないことを、確認した。なお当日の参加団体は、長野市塩崎地区反対期成同盟会・塩尻地区反対同盟会・松代清野地区対策委員会その他日農などの有志組織であった。

茨城県下の常磐自動車道関係農協は七四年九月九日、水戸市の茨城県農協会館で「県常磐自動車道対策地権者会」を設立し、農地買収にともなう補償対策、営農・生活上の障害排除を目的に交渉していくことになった。以後、同地権者会は日本道路公団にたいし、絵

図面の公開、路線変更問題などの要求を申し入れ、交渉をおこなった。

香川県の農協中央会・森林組合連合会など四団体は、七三年三月、土地防衛のため「土地と農林業を守る運動推進連絡会議」を結成し、本四連絡橋建設や資金過剰による農地買い占めに対抗してきたが、七四年八月、その第二段階として土地利用計画の策定、買い占め土地の点検、土地売買契約をしない農地保全指導、土地防衛組織の育成などの運動にはいった。

群馬県農協青年部は、同県邑楽町当局の鞍掛工業団地計画に反対し、七四年九月、反対署名（一二〇〇名）をそえ県知事や県議会および企業管理者に中止を要求した。この反対運動は、はじめ計画地区の長柄地区青年部の反対運動にはじまったものである。

東京都八王子市堀の内寺沢地区の酪農家三〇戸は、多摩ニュータウンの計画区域にはいることに反対、ニュータウン計画（六五年）以来、市や都に請願をつづけてきた。七五年六月にも七七名の署名により反対要請をおこなった。八王子市内の農業後継者グループもこれを支援しはじめた。このため同地区の建設事業認可はストップしている。

(2)　相続税軽減運動

農民団体の相続税軽減運動

土地価格の高騰にともない、相続税支払いのため農家の農地を手放す傾向が強まり、こうした情勢のなかで相続税制改正運動が全国的に展開された。全日農は七四年四月の全国大会で相続税問題にとりくむことを決議、ついで中央常任委員会でその具体的運動方針を決定した。全日農の要求の基本は、現行相続税制による売買価格を基礎とする時価評価を農業収益を基礎とする評価制度に改正することにあった。これは純農地だけを対象に農業収益評価を要請した農業団体とそれとは根本的に異なるものであった。

一九七四年一〇月二九日、全日農と全農総連は共闘し、相続税制改正第一次中央要請行動を野党を中心対象としておこなった。また一一月一七日、政府税制調査会はじめ政府および野党各党に対し第二次行動を展開した。地方では全日農大阪府連が大阪府や大阪国税局に申入れをおこない交渉をするなどの動きがみられた。なお、例年おこなわれている所得税交渉は、全日農中央による国税庁交渉が一二月九日に、同税金対策委員長や東北五県代表による仙台国税局交渉が翌七五年一月一四日おこなわれた。

農業団体の相続税軽減運動

神奈川・東京など首都圏を中心にした農協・農業委員会・農協青年部など農業団体による相続税改正運動は一九七四年八月以来、急速に高まり、一〇月段階には都市圏だけでなく全国各地にひろがった。各地に相続税対策協議会や対策委員会が組織され署名運動・資金カンパ・研究会が、そして地方自治体・政府・国会議員要請行動、あるいは国税局交渉がおこなわれた。これらの運動に対応し、県・市町村議会で相続税の軽減措置を求める意見書があいついで採択され、政府に申入れがなされた。

農協全中は七四年八月二六日、東京・大手町の農協ビルで都道府県農協中央会会長会議を開き、①現行純農地の評価は農業収益を基本として評価せよ、②中間農地と市街地周辺農地については特別軽

減措置を創設せよ、との「相続税の軽減に関する要請事項」を確認し、そのあと地元国会議員にたいし要請をおこなった。同日、全国農業会議所も同じ要請事項を決め、農協と共同歩調で運動をすすめることを決めた。

以後、両団体は七五年度税制改正にむけ、相続税の軽減を最重点要求として繰り返し要請した。全中・農業会議所は九月一七日、関東・東海・近畿一九都府県の代表者集会を開いて、意思集約をおこない、そのあと農林・大蔵両省と自民党に合同要請をおこなった。また一〇月二二日、東京・麹町の東条会館で「相続税対策全国農協・農委代表者要請大会」(約五〇〇人参加)を開いたあと政府と各政党に陳情した。その後、両団体は、一二月四日から第一次集中要請行動を開始、一二月二三・四日の第七次相続税対策全国集会にいたるまで連日のように政府・政府税調・自民党税調・地元国会議員にむけて要請をつづけた。一二月二四日、政府・自民党間で農地に対する相続税の納税猶予制度を創設する特別措置に関する合意がなされ、これを境に相続税軽減運動は一応収拾した。七五年四月一日、農地等相続税猶予制度は実施された。

4 公害反対運動

原子力船「むつ」出力試験反対闘争

原子力船「むつ」の出力試験は、陸奥湾沿岸漁民・日本海側漁民・太平洋側漁民の反対により一年一〇カ月も延期された。一九七四年八月、青森県と日本原子力船開発事業団は一般協定および監視協定を調印したが、その直後の八月二一日、政府発表は、原子力船「むつ」は二五日陸奥湾・大湊港を出港し九月一四日まで青森県東方海上で第一回出力上昇試験を実施するむね伝えた。

これにたいし菊池むつ市長は安全性の問題に満足しなければ協定に調印しないと、反対の態度を明らかにした。また東津軽郡平内町の平内漁協清水川支所を主体にした地元陸奥湾五漁協組は二二日緊急集会を開き、出港反対の海上デモ、「むつ」航路の封鎖などを決めた。また、出力試験発表前の八月一〇日、集会(一一〇〇人参加)で強行出港阻止を決議していた原子力船母港・下北原発反対共闘会議も阻止行動を急速に盛りあげた。八月二四日、平内漁協清水川支所・川内漁協などの組合員の原子力船反対の母港返上海上デモがおこなわれた。

陸上では共闘会議を中心とした漁民・労組員・一般市民ら約一八〇〇人はむつ市役所前で「原子力船出港阻止抗議集会」を開き、「むつ」の母港前までデモ行進をおこなった。ついで事業団むつ事業所正門前に坐りこみ原子力船撤去を訴えた。翌二五日、沿岸漁民は前夜から母港そばに泊りこんだ一一〇隻の漁船を含む二〇〇隻以上の漁船で港の封鎖態勢をとった。他方、徹夜で反対してきた共闘会議傘下の労組・革新団体・漁民など約一二〇〇人も早朝から集会やデモをおこない抗議行動を展開した。青森県海上保安部と県警機動隊の実力排除にたいする抵抗は繰り返しおこなわれた。この抗議・阻止行動のため「むつ」の出港は予定より一五時間も遅れ、二六日未明となった。それも台風一四号の影響により抗議の漁船団が引き揚げ海上での阻止行動が停滞したときにおこなわれた。

「むつ」放射線漏れと帰港阻止闘争

九月一日、太平洋上で出力試験中の「むつ」に、放射線漏れ事故が発生した。翌二日、竹内青森県知事の帰港拒否表明、四日、むつ市臨時市議会の帰港反対決議など放射線漏れに対する抗議・帰港反対運動は全県的にひろがった。九月五日、陸奥湾沿岸漁民約四〇〇〇人は青森市の合浦公園で「原子力船母港反対総決起大会」を開いた。大会には日本海沿岸の八戸市や北海道の漁協、太平洋沿岸の宮城・岩手の漁協などの代表も参加支援し、「原子力船から海を守ろう」などの八項目のスローガンを確認した。

反対運動はさらに高まった。九月一四日、政府は関係閣僚協議会で「むつ」の神戸港三菱重工ドック入りを内定し関係箇所を打診した。しかし、宮崎神戸市長と市議会の受入れ拒否、さらに神戸回航の海路に当たる和歌山県と同県漁協連も反対した。政府は翌一五日、ふたたびむつ湾帰港を決定し、青森県に一九日入港を通知した。沿岸漁民は青森県漁連の指令にもとづき、母港内に投げこむべき約三万俵の土のうをつくり、「むつ」の入港阻止態勢を整え、「むつ」の入港は阻止された。

ついで政府は尻屋岬港外の仮泊を求めた。青森県漁連は九月二〇日、「むつ」対策会議緊急代表委員会を開き、仮停泊でも漁業権のある水域に停泊することには絶対反対であり、実力で阻止すると決定、同県下北郡の岩屋漁協に現地対策本部を設置した。さらに二三日、県漁連は津軽海峡・太平洋地区関係一七漁協との合同対策会議で「仮停泊はもちろん青森県沿岸へふたたび接近することを拒否する」との強硬方針を決定し警戒態勢をつづけた。九月二四日、政府は漁民の反対があっても尻屋岬港外仮泊は変更しないことを再確認したが、同日予定の仮泊は中止された。

政府の説得交渉はつづけられた。かくて一〇月一二日、陸奥湾沿岸の反対漁協の代議員会議は条件付きで入港を認め、反対決議を撤回した。すなわち、これよりさきの九日、県漁連推薦の学者調査団と漁民代表の「むつ」上船により、安全性が確認されたからである。一〇月一四日、県漁連・県当局・むつ市当局・政府の各代表によって「入港後六ケ月をメドに新母港を決定し、二年半以内をメドに母港を撤去する」との合意がなされた。

原子力船「むつ」新母港化反対運動

政府は七五年にはいり「むつ」の新母港候補地として長崎の対馬と鹿児島県甑（こしき）島を決め、地元の意向を打診しはじめた。長崎では対馬地区労・上対馬町鰐浦漁協など関係地区団体の反対運動が、鹿児島では四月三〇日、むつ母港化反対下甑村村民会議結成準備委員会が漁協長・村議会副議長・園芸グループ会長など地域住民代表により結成されるなど反対運動は急速に高まった。また上甑村にも反対村民会議が結成された。

この間むつ湾漁民は、七四年一〇月の合意書の最終期限は七五年四月一四日であり、新母港決定をおくらせている政府の協定不履行に対する批判を高めた。

瀬戸内沿岸漁民の赤潮訴訟闘争

七五年一月二三日、徳島県鳴門市北灘町の漁民四二人は、七二年夏の赤潮発生により養殖ハマチ三〇〇万匹が絶滅したのは沿岸企業の排水たれ流しと自治体のし尿投棄がその原因であると、国・三自治体・一〇企業に対し損害賠償（約一九億三〇〇〇万円）と工場排水差し止めを求めて徳島地裁に提訴した。訴状提出後、漁民たちは近くの公園で

「赤潮訴訟をかち取る集会」を開き勝利のための団結を確認した。同漁民や反公害グループなどは七月一七日、鳴門市の北灘中学体育館で「海を返せ大集会」を開き、翌一八日の第二回口頭弁論に備えた。

同じく、香川県大川郡引田町の漁民七二人も七月一〇日、香川東讃赤潮訴訟団を結成のうえ国・兵庫県と高松・岡山の両市および新日鉄など沿岸企業一〇社を相手に総額約二〇億六〇〇〇万円にのぼる損害賠償と工場排水差し止め訴訟を高松地裁に起こした。

5　出稼農民・農村労働者の運動

全国出稼連の活動

一九七四年一二月六日、全国出稼組合連合会（出稼連）は第三回幹事会を開き、政府が七二通常国会で廃案になった「雇用保険法」案を再度提出することについて緊急協議し、①現行失業保険制度の改悪反対、②一カ月一一日以上、六カ月就労という現行受給資格期限の凍結（七六年一月末）を再延長する、ことを要請していくことを確認した。しかし、この反対にかかわらず「雇用保険法」は一二月の臨時国会で成立、四月一日から施行された。

出稼連第五回定期大会は七五年二月八日開催され、七五年度の重点課題を、①出稼ぎしないですむ農林漁業政策をはじめとする諸政策の確立、②不況等による労働条件の切下げ反対、出稼者問題の基本的対策を確立し雇用の安定をはかり、賃金労働条件の引上げ、③出稼者の組織化と、出稼組合の強化におく新運動方針を確認した。大会後、労働・農林・建設・大蔵・運輸・厚生・文部の各省および東京都に対する交渉をおこなった。

翌九日、出稼連は東京・千代田の社会文化会館で「第十一回全国出稼者大会」を開いた。大会には北海道や東北の出稼者や支援団体の労働者など約一〇〇〇人が参加し、「出稼者の諸要求に関する決議」「日本農業の発展と農民生活の向上をたたかいとる決議」「建設業における賃金不払い、労働事故一掃に関する決議」と「賃金宣言」を採択した。また、「第十一回全国出稼者西日本大会」は二月二三日、大阪浪速区の部落解放センターに西日本各県の出稼者を中心に約三〇〇人が参加して開かれ、さきの東京大会の三決議と新たに労働災害に関する特別決議を採択した。翌二四日、交渉団は大阪労働基準局に対し労災認定問題などを要求した。

農村労連の活動

農村労働組合全国連合会（農村労連）は七四年九月一八日、失保改悪阻止を決定し、雇用保険法案の成立に反対するたたかいをつづけた。七五年二月一七日、農村労連は、出稼者大集会実行委に協力し、「出稼者が力を合わせて要求を獲得する大集会」（約一〇〇人参加）に参加した。集会後、出稼ぎ立法の制定、公共事業の労務単価の公表、最賃制確立、農村工場倒産にかかわる問題などの諸要求を建設・農林・労働各省および東京都・全中・全農などに申し入れ交渉した。農村労連第十一回定期大会は五月三・四日、東京の新宿農協会館で開かれた。大会で確認された七五年度の要求課題は、①賃金引上げ、労働条件改善運動、②一方的解雇反対、農村地帯の地場産業の発展、誘致工場再建と安定雇用、等々であった。

3　農民団体その他

(1)　全日本農民組合連合会（全日農）

【役員】　会長　足鹿覚、副会長　亀田得治、松沢俊昭、書記長　谷本たかし、財務委員長　栗原俊夫、統制委員長　鈴木吉次郎、中央常任委員　鈴木清、原田源次郎、長谷部七郎、阿部昭吾、新関亨、桑折智夫、山田元、八百板正、高橋勇、上原義信、加瀬包男、鶴巻辰次郎、石塚光雄、末松隆、山中高吉、梅原昭、山本鶴男、野坂浩賢、湯山勇、高野啓吾

会計監査　新妻忠直、阿部助哉、萩原貞一

統制委員　斉木重一、山村慶次、中沢巌、佐藤末吉、米山繁男、早川定一、日下博、木村栄、宮尾重信、田中積

顧問　野溝勝、上林与市郎、清沢俊英、三宅正一、黒田寿男、日野吉夫、石田宥全（以上、七五年六月一八・一九日第一五回定期全国大会で選任）

【機関紙誌】　『農民新聞』（月三回刊）、『農民運動資料』（月刊）

(2)　全国農民総連盟（全農総連）

【役員】　中央委員長　小林慧文、副委員長　斎藤初四郎、小松良人、永松重教、書記長　平川好秋、中央常任委員　中村吉次郎　監査委員　土田弘、遠藤傭一、福満寿雄（以上、七四年六月四日、第一二回代議総会にて選任）

【機関紙】　『全農総連情報』

(3)　全日本開拓者連盟（開拓連）

【役員】　委員長　小野栄太郎、副委員長　望月新一、常任委員・事務局長　原七郎（以上、七五年五月二一日、第三〇回通常総会にて選任）

【機関誌】　『開拓情報』

(4)　全国出稼組合連合会（出稼連）

【役員】　会長　栗林三郎、副会長　和田広弥、野坂浩賢、長谷部七郎、事務局長　坂口建夫（以上、一九七五年二月八日、第五回定期大会で選任）

【機関紙】　『出稼通信』

(5)　農村労働組合連合会（農村労連）

【役員】　中央執行委員長　丸山富治、副中央執行委員長　丸山久明、戸本勝友、書記長　藤ノ木利一（以上、一九七五年五月三・四日、第一一回定期大会で選任）

【機関紙】　『農村労働者』

(6)　中央労農会議

【役員】　議長　鈴木和美、副議長　栗林三郎、佐藤惟恭、田村武、福井尚、渡会俊誉、事務局長　高野啓吾

XIII 人権擁護運動

概要□大須事件――名古屋高裁の判決／判決の内容／宮古島農民騒擾事件――事件の内容と起訴理由／判決の内容／白鳥事件――最高裁、特別抗告を棄却／抗告棄却の理由／被告・弁護団の声明

概要

一、大須事件について、一九七五年三月二七日に名古屋高等裁判所が一審と同様に騒擾罪成立の判決をおこなった。同じく一九五二年に起こったメーデー事件、吹田事件はいずれも無罪が確定し、騒擾罪の成立が否定されたが、ひとり大須事件だけは、一、二審とも有罪で、最高裁判所にもちこまれることになった。騒擾罪は、集団行動の権利や表現の自由など、憲法上の基本的人権に深くかかわる刑罰法規であるが、反面その構成要件はきわめてあいまいであって、ながく違憲の非難がつづけられてきた。名古屋高裁の判決は、騒擾罪の成立について、緩い認定をおこなったものといえよう。刑法改正草案（一九七四年五月、法制審議会）は、「騒動罪」についてその予備罪を新設しようとしているとき、最高裁判所の対応とこれをめぐる大衆運動の動向が注目される。

一、白鳥事件については、最高裁が一九七五年五月二〇日に再審請求に関する抗告を棄却し、ここに村上国治の請求による白鳥事件の再審は、ひとまず開かれないままに終わることとなった。村上国治は、一九五二年以来の裁判闘争とながい獄中生活にもかかわらず、一貫して無罪を訴えつづけ、裁判のやりなおしを求めてきたが、ついにこの訴えはみとめられなかった。とくに再審請求の段階

になってから、証拠弾丸の科学的研究がすすめられ、その偽造によるものであることがほぼつきとめられるにいたっていた。最高裁が白鳥事件について再審の門をとざしたことは、新聞各紙の論説をはじめ、批判の声が強かった。

一、復帰前の沖縄県宮古島の農民運動に関する騒擾事件で福岡高裁那覇支部は、一九七五年五月一〇日に復帰前の有罪判決を破棄し、騒擾罪不成立、無罪の判決をおこなった。

1　大須事件

名古屋高裁の判決

平事件、メーデー事件、吹田事件とともに、戦後四大騒擾事件とよばれた大須事件の裁判闘争は、ひきつづき名古屋高等裁判所でつづけられてきた。一九七四年九月一二日から五回にわたって弁護人の最終弁論がおこなわれ、同年一〇月二九日、三一日の両日に検察官の意見陳述があって、五年間にわたる控訴審は結審となった。

判決は、一九七五年三月二七日におこなわれ、一審と同様に騒擾罪の成立をみとめ、騒擾罪について八四名に有罪、放火未遂などの他の罪名で七名に有罪の判決が宣告された。三名について併合罪や再犯加重の規定の適用をあやまった理由によって破棄自判したほか、全員についての控訴を棄却したのであった。事件は八二名の被告人の上告によって最高裁判所にもちこまれることとなった。

平事件の上告審判決（一九六〇年一二月八日）以来、十数年ぶりに騒擾罪の合憲性が最高裁判所で争われることは必至である。

大須事件の控訴審での裁判闘争は、愛知県労働組合評議会を中心とする大須事件対策協議会によってすすめられ、総評をはじめ全電通、国労などからも広い支援をうけ、判決までには七五万名にのぼる無罪要請の署名を名古屋高等裁判所に提出していた。メーデー事件、辰野事件などの裁判闘争が成功裡に終わったあとをうけて、国民救援会などは大須事件の勝利のために努力したが、判決はふたたびこれらの努力を裏切る結果に終わった。

判決の内容

判決は、警察放送車の発火について、とくに控訴審で弁護団が力をいれた内部発火説をしりぞけ、また事前の「計画・準備・指令」に関する新たな事実の主張についても容れようとはしなかった。騒擾罪の主体となる「暴徒」については、「原判決が実行行為者として有罪と断じた原審各被告人を中心とする、本件騒擾の指揮者、率先助勢者及び附和随行者と認められる、多数のデモ参加者並びにこれに呼応した岩井通りにいた群衆の一部から成る一個の集団」がそれにあたると判断した。

ここでは、被告人が「暴徒」であった、という結論のみが示されていて、「暴徒」とデモ行進参加者との区別に関する客観的指標についてはなにもふれられなかったのである。

その主要な判断を摘記すれば、つぎのとおりであった。

(1)本件の生起した前年の昭和二六年四月一一日マッカーサー連合軍最高司令官は罷免されて間もなく帰国し、同年九月八日には講和条約が調印され、本件に先立つ昭和二七年四月二八日には右講和条約が発効し、連合

軍総司令部は解消していた。本件当時は、なお占領政治の後遺症がある程度残存していたとはいえ、一般的には我が国は独立民主主義国家としての体制を確立しており、所論の如く憲法の機能がほとんど占領軍によって停止させられ、準戒厳令下のように国民の政治的権利、特に集会結社、言論出版等、表現の自由を初めとする基本的人権は無に等しいまで侵害されていたとか、憲法秩序はアメリカ占領軍とこれに従属する日本政府の手によって破壊疎外され、これに反する占領もしくは半占領法規、マッカーサーと占領軍の指示、示唆、あるいは命令を基本とする違憲の法令体系がのさばっていたという状況でなかったことは公知の事実であり、所論は極めて特異な見解であって妥当性を欠くものである。従っていかなる目的にせよ、これを実現する手段として、本件の如き集団暴行脅迫行為を正当化する如き状況は存在していなかった。

(2)本件騒擾は、原判決が第一章、第一節、第二款において正当に認定している如く、日共市V、同軍事委員が中心となって計画準備したものであり、当初の計画によれば、中署、アメリカ村を火焔瓶で攻撃するはずであったが、原判決第一章、第一節、第三款認定の如く、右計画を探知した名古屋市警が本件当日厳重な警戒態勢を布いたため、これを察知した前記日共市Vのキャップであった被告人永田末男が原判決第一章、第一節、第四款、第二、一に認定の如く、急遽右計画を変更して、デモ隊は、その途中で警備の警察官による解散措置を受けた場合には火焔瓶を使用して抵抗することを予測しながら、敢てこれを上前津方面へ向わせる旨指令した結果、本件騒擾が発生したものである。すなわち名古屋市警において右の如き警備態勢を執っていなかったならば、本件騒擾は一層大規模なものに発展し、さらに甚大な被害を招来したであろうことが推定されるのであり、また本件騒擾の実態は原判決第一章、第二節認定のとおりであって、警官隊の行動に何ら違法不当の点は在しなかった。

(3)附近住民が本件騒擾の発生を見聞して消火の用意をし、あるいは避難の準備をしたことも当然であって、その原因は被告人等を中心とする本件暴徒の騒擾行為にあり、警官隊の行動はその結果であって、原因ではない。

(4)原判決が本件デモ参加者全員を本件騒擾の犯罪主体としてはおらず、原判決が実行行為者として有罪と断じた原審各被告人を中心とする、本件騒擾の指揮者、率先助勢者及び附和随行者と認められる、多数のデモ参加者並びにこれに呼応した岩井通りにいた群衆の一部からなる集団を犯罪主体とするものであることはこれまで再三説示したところである。犯罪主体たる右集団の意識、目的、性格、構成、その本件に際しての具体的な反応、行動については、原判決は第一章、第一節、第二款、第四款、第二節において詳細に判示しており騒擾罪の事実摘示として欠けるところはない。

(5)本件騒擾の始期とされている「放送車発火」の時点における共同暴行脅迫が公共の平和を害するに足りる程度のものであって、この時点において騒擾罪を成立させるものであることは原判決第一章、第二節、第一の判示によって明らかであるのみならず、右共同暴行脅迫は、原判決によりその後の同節第二ないし第八に摘示された各局面と包括的に一個の騒擾を形成するものとして認定されていることは、先に控訴趣意（総論）第一点、一、第一の論旨に対する判断において説示したとおりである。

(6)原判決の引用する「現場にいた者」の感想や附近住民の行動については、その援用する関係証拠に対比して考察すると、所論の如く「ごく少数」あるいは単純に「断片的」「部分的」として閑却し得るものではなく、本件当夜の現場に居合わせた者あるいは附近住民の意識、動静の全般を窺知せしむるに足るものというべきである。もともと騒擾罪の成立には、そこでの共同暴行脅迫自体に公共の平和を害する危険性があれば足り、現実に公共の平和を害する結果を生じたことを必要としないのであるけれども、本件においては、原判決第一章、第二節、第十に判示する如く、現実に公共の平和を害する結果をも生じたものであって、これが被告人等を中心とする本件暴徒の所為によるものであることは原判示によって明らかである。

本件の原審審理経過について記録を述べて検討すると、本件は昭和二七年九月一六日、第一回公判が開かれて以来七九三回の公判と、一〇五回の公判期日外の証拠調、六二回の準備手続を経て昭和四四年五月二八日の第

七九三回公判において審理を終り、大部分の被告人については同年一一月一一日の第七九五回公判において判決宣告がなされたが、その間約一七年の歳月を要した。本件の審理裁判がこのように長期化した原因の第一は本件騒擾の規模の大きさから来る事案の複雑困難、被告人の多数、証拠の厖大等が挙げられるが、その他の理由としては、主として、被告人等の、特にその五回にわたる理由なき裁判官忌避申立に端的に現われた執拗で過激な、いわゆる法廷闘争による審理の妨害、引き延しに帰せられるのである。右諸事情を総合考察すると、本件の審理裁判に原審が一七年の長年月を費したのも、まことにやむを得ないことであったというべく、その間被告人等の身分の不安定等、その被った不利益を考慮に容れても、憲法三七条一項が保障する被告人等の迅速な裁判を受ける権利が侵害されたものとは認められず、また刑訴法一条の定める目的に反しているとも考えられないから、論旨は採用できない。

原判決が、本件騒擾の犯罪主体たる集団は、原判決が実行行為者として有罪と断じた原審各被告人を中心とする、本件騒擾の指揮者、率先助勢者及び附和随行者と認められる、多数のデモ参加者並びにこれに呼応した岩井通りにいた群衆の一部から成る一個の集団であって、本件騒擾は右集団の共同意思に基づいて行われたものであると認定していること、右認定は原判決の挙示する各証拠によって正当として是認さるべきこと、原判決は、決して本件デモ参加者全員を本件騒擾の実行行為に関与した加担者としてはおらず、従ってデモ隊すなわち本件騒擾の犯罪主体たる集団を認定しているものでないことは、控訴趣意（総論）第一点、一の第一の論旨に対する判断において説示したとおりであり、上来反復したところである。従って原判決のいう「暴徒」とは、右犯罪主体たる集団に属し、実行行為者として本件騒擾に加担した者であり、それ以外の、本件当時岩井通りにあって、本件に加担することなく、これを傍観していたに過ぎない者は、原判決のいう「群衆」である。右暴徒の有した「共同暴行脅迫意思」の具体的内容は、原判決が第一章、第四節「各被告人の行為」において判示しているとおりであり、右暴徒のうちデモ隊に参加した者の、事前の、もしくは未必の「共同暴行脅迫意思」については、第一節、第四款、第二の二「デモ隊員の意識」において、(1)、(2)、(3)の各グループに分けてさらに詳細に判示されている。所論のいわゆる「デモ行進をしようという団結意思」は、先に控訴趣意（総論）第一点、一の第三の論旨に対する判断において、特に右(3)のグループの意識について、「日中貿易の妨害及び警察の処置に対するデモを行なう」という目的は、「多衆の合同力を恃んで行なわれる暴行又は脅迫に同意を表わし、その合同力に加わる意思」と論理的に矛盾するものではなく、十分共存し得ると述べたように、「共同暴行脅迫意思」と必ずしも相排斥する関係に立つものではない。

所論は原判決の認定によっては、デモ隊が、いつ、どこで、どのようにして分散させられたのか全く明らかでない、というが、原判決第一章、第二節、第一判示の如く、山口中隊が春日神社から裏門前町通り交差点に達し、附近で道路一杯に群って喚声を上げていた暴突及び群衆を北、西、南へ後退させたことによって、デモ隊は完全に崩壊し、分散させられたものであることは、前記控訴趣意（総論）第一点、三の一、二、三の論旨に対する判断において説示したとおりである。そしてデモ隊が分散させられた後、所論にいわゆる「ここの空地、あそこの通りに身を寄せ合う」暴徒は、さらに原判決第一章、第二節、第二ないし第八に認定のとおり、相呼応して警官隊に対して共同暴行脅迫を加えたのであって、デモ隊の崩壊、分散過程は、とりも直さず、本件騒擾の犯罪主体たる暴徒集団の形成過程でもあったわけである。これを要するに、前にも述べたとおり、デモ隊と本件犯罪の主体たる集団とは組織構造的には別個の存在であり、デモ隊の崩壊、分散の前後を通じて、同一の暴徒集団が存続したのである。

2　宮古島農民騒擾事件

一九六五年七月二四日、宮古島で起こった農民騒擾事件については、沖縄の本土復帰前の一九七二年四月一七日に旧那覇地方裁判所平良支部において騒擾罪成立の有罪判決がおこなわれていたが、その後も熱心な裁判闘争がつづけられた結果、一九七五年五月一〇日に福岡高等裁判所那覇支部において、騒擾罪不成立、無罪の判決がおこなわれ、この無罪判決については検察官は上告せず、そのまま確定した。なお、七人の被告のうち、二名については騒擾罪について無罪になったものの、傷害・公務執行妨害などの罪名によって有罪判決がおこなわれた。

事件の内容と起訴理由

宮古島において製糖業をおこなっていた宮古製糖株式会社は、一九六三年の干魃と日本政府による砂糖輸入の自由化政策のためにしだいに営業不振におちいり、約百万ドルの赤字を生ずるにいたった。そこで旧琉球政府の合理化政策にしたがって、同じく営業不振であった伊良部製糖、宮多製糖との合併をくわだて、合併による合理化を条件として、琉球開発金融公社からの融資をうけることになった。

しかし、全沖縄農民協議会と、その下部組織である宮古地区農民協議会は、三社合併によって宮古島の製糖業がアメリカ・日本の資本の系列下におかれ、企業の独占化による農民生活が圧迫されるという理由で反対運動にたちあがった。

数次にわたる農民大会と、宮古製糖の役員との集団交渉によって、しだいに運動は盛りあがり、一九六五年六月二五日に開かれた宮古製糖の臨時株主総会は、定足数に達せず、合併のための仮決議をするにとどまった。七月二一日、二三日の両日にわたって開かれた宮古郡民大会にはそれぞれ数千名の農民が参加し、宮古製糖側は合併決議ができないままいこまれることになった。そこで宮古製糖側は七月二四日に映画館である琉映館と沖映館を借りきって、株主総会を強行することにし、関連会社から二五〇名の警備員の応援をうけて準備をととのえた。社長たちは、前日深夜また は当日早朝のうちに琉映館にはいって社長たちは映画館をとりかこんで事実上その出入りを禁止し、会社側警備員との間に衝突をくりかえした。琉映館内において社長たちは役員だけでひそかに株主総会をひらいて合併決議をすませていたが、やがて社長たちを発見した農民たちの要求によって、ふたたび「合併はしない」旨の約束をした。社長たちの救出のために出動した警官隊は、琉映館の内外で農民と衝突をくりかえし、一時に琉映館内に逆にとじこめられたりしたが、午後三時半ごろに琉映館を出て農民の包囲を突破して、宮古警察署にひきあげた。数百名の農民はこれを追って警察署を包囲したが、警官隊はカービン銃を発射して農民たちを蹴散らした。

この日のできごとのうち、検察官は、午前一〇時五〇分ごろに農民側の投石が始まった時点から、夕刻六時ごろに解散するまでの時点にいたる間を騒擾罪として起訴し、一審の裁判所はこれをみとめ

たが、控訴審の判決は、すべてこれを否定して、無罪としたのであった。

判決の内容　控訴審判決は、この日のできごとを四つにわけてその事実認定の概要を列記し、それぞれつぎのような判断をおこなった。

「第一、琉映館前における警官隊に対する投石等の攻撃に至るまでの経過。（中略）

以上の事実によると、右農民らが琉映館付近に集合した目的は、宮糖が他の会社と合併することになると農民らの生活が圧迫されることになると真剣に考え、その不安から、宮糖の臨時株主総会における合併決議に反対することにあって、その際右農民らにおいて、総会阻止のため、警備員に対する前示のような程度の実力行使を行なう事態が発生するかも知れないということは予想していたものと推認できるとしても、右総会阻止のためいわゆる暴動を起すという事前の謀議があったことは本件全証拠によってもこれを認めるに足りないばかりか、右農民らが兇器（本来兇器の性質を有するものはもとより、用法によっては兇器となりうるようなものを含む。）をなんら準備していなかったことを考慮すると、この段階では、右農民らにおいて警察官に対し激しい投石を行なうとか、ましてや琉映館が平良市内の繁華街に所在することを考慮に入れても、同地方の静謐を害するに足りるような暴行脅迫を行なうことを全く予想していなかったものというべきである。

ところで、検察官は、前示(5)および(6)の事態をもって、騒擾の成立があったものとして公訴を提起しているが、前示したところから明らかなように、右事態における暴行、脅迫はいまだ一地方における公共の平和を害するに足りる程度に達してはいなかったものというべきであり、したがって、この段階においては騒擾の成立はなかったものといわざるを得ない。

第二、琉映館前における警官隊に対する投石等の攻撃の状況（中略）

右事実によれば、右警官隊に対する暴行、脅迫は、これにより警察官の三分の一を超える二九名が負傷していることからもうかがわれるように、相当激しいものであったことが推認されるけれども、右農民らが投てきに使用した物件は石、ブロック片、セメン瓦、割れびん、木片等であって、いずれもたまたま本件現場付近にあったものであり、さらに危険な火炎びん等の兇器を使用する等過激な手段に及んだものではなかったし、暴行、脅迫のなされた時間も一〇分間に足りないものであり、場所も琉映館前付近に限られ、対象も専ら農民らに対し規制措置をとった警官隊に限られ、それ以上に付近の一般住民に対し、暴行、脅迫を加えたものではなかったことを併せ考えると、前示農民らの警官隊に対する暴行、脅迫は、いまだ一般住民の生命、身体、財産に危害を及ぼすおそれのある程度に達していたものとは認め難く、したがって、一地方の静謐を害するに足りる程度のものであったとはいい難いものといわざるを得ない。

第三、警官隊が琉映館に入ってから同館を脱出するまでの状況（中略）

以上の各事実によれば、琉映館付近にいた農民らによる投石等の暴行および脅迫は、相当激しいものであったと認められ、警察官は、午前一一時頃から午後三時三〇分頃までの間琉映館内に閉じ込められたのと同様の状態となり、そのため、琉映館内および同館付近においては、事実上警察権を行使することが著しく困難な状態にあったことがうかがわれるけれども、農民らによる攻撃は専ら琉映館内の警察官に対するものであり、その手段、方法も、同館付近にあった石、セメント片、ブロック片、ガラス瓶等を投てきすること以上に、さらに危険な火炎びん等の兇器を使用する等過激な手段に及んだものではなく、しかも、場所的にみても、琉映館内およびその周辺に限られており、一般人に対する攻撃は、㈣の(1)および(2)に示した程度であり、付近住民は、農民らと顔見知りのものもいる関係上、自分達の生命、身体、財産に対して農民らが危害を加えてくるかも知れないとの恐怖心をほとんど持っていなかったことがうかがわれる。それのみならず、一般住民の受けた損害は、警察官に対する投石等に伴って琉映館および国際旅行社において前示のとおり約一、五〇〇ドルの損害を生じたほか、さしたるものではなかったことが明らかであり、したがって、前示農民らの暴行、脅迫は、いまだ一般住民の生命、身体、財産に対し危害を及ぼすおそれがあって、これにより一地方の静謐を害するに足りる程度に

達していたとはいい難いものといわざるを得ない。

第四、琉映館脱出後の警察官に対する攻撃の状況（中略）

以上の各事実によれば、前示群衆による暴行は、専ら警官隊に対するものであって、一般住民を対象とするものではなかったことが明らかであり、一般住民が、群衆により、生命、身体、財産に対し危害を加えられるとの気配をほとんど感じていなかったものということができるのであって、前示群衆による暴行は、いまだ一般住民の生命、身体、財産に危害を及ぼすおそれがあって、これにより一地方の静謐を害するに足りる程度に達していたとはいい難いものといわざるを得ない。

結論

以上検討したところを総合すれば、前記農民らによる本件暴行、脅迫は、第二ないし第四の段階を通じて、警察官に対するかぎりでは相当激しく、また、琉映館もこれによってかなりの損害を蒙ったことが認められる。そして、原判決挙示の各証人中には、本件の騒ぎについて、市街戦とはこんなものかと思ったとか、騒ぎが余り激しいので一人坐って命がなくなるのではないかと思っていたとか、投石の際は気も転倒する位驚き、戸を閉めてじっとしていたが、こわくてたまらなかったとか、警察官が群衆に追われて逃げてゆくようでは治安の維持ができないのではないかと不安に思ったとか供述しているもののあることは明らかであるが、前掲各認定事実に照らし、右証人らの証言を言葉どおりそのまま信用してよいかどうか疑わしいのみならず、原審が証人として取調べた付近住民の大部分は、農民らによる騒動の頂点は警察官が琉映館前で投石されて同館内へ入るまでの間であり、付近住民としても農民らと同じ島内の居住者であって互に顔見知りの者が多いから、農民らが付近住民の住宅を襲いまたは付近住民の生命、身体、財産に危害を加えるかも知れないとの不安を抱いてはいなかったと述べているのであり、現に付近住民の生命、身体に対して危害が加えられたことを認めうる証拠はなく、その財産に対しても前述した以上に危害が加えられたことを認めるに足りる証拠がない。かえって、原審取調べの各写真撮影報告書によれば、原判決が騒擾が成立したと判断した時点においても、子供を含む多数の見物人いわゆるやじ馬が道路上に立ちあるいは腰を下したまま警察官の行動を注視しており、そこには緊迫し、騒然とした状況は窺われないのである。むしろ、付近住民の一部が本件の騒ぎについて恐怖を感じたのは、自己の生命、身体、財産に対して危害を加えられるおそれがあったからではなくて、農民らが警察官に対して投石等の行為に及んだ事実を始めて目撃した驚きの念からであったものといわざるを得ない。すなわち、本件暴行、脅迫はいまだ一地方における公共の平和を害するに足りる程度には達していなかったものということができる。してみれば、原判決が前記農民らの暴行、脅迫が騒擾罪の構成要件たる一地方の公共の静謐を害する程度に達していた事実があるものとして、被告人らの各行為をそれぞれ騒擾首魁、同助勢、または同附和随行にあたると認定したのは、事実誤認したか、または法令の解釈、適用を誤ったものといわなければならない。

3 白鳥事件

最高裁、特別抗告を棄却

一九七一年七月に特別抗告がおこなわれて以来、四年近い年月をかけて審理をつづけてきた最高裁判所第一小法廷は、一九七五年五月二〇日に抗告棄却の決定をおこない、ここに白鳥事件の再審はついにおこなわれないことになった。この間、最高裁判所にたいして再審の開始を求める運動は広範に展開され、署名運動は一四三万名余におよび、地方議会の再審要望決議は札幌市議会、大阪・京都の府議会を含め、二七都道府県、二府九二市四七町六村三区、合計一五〇議会

に達した。これらは、再審請求人村上国治の郷里である北海道比布町議会のよびかけにこたえるかたちでおこなわれた。最高裁判所にたいする直接の要請行動は、合計四八回、参加した人員は延三五〇〇名に及んだ。

抗告棄却の理由　今回の決定は、再審開始の手続においても「疑わしいときは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則の適用があることをみとめた。この点は、多くの再審開始を求める裁判事件で争われてきた問題点であって、一般論としてではあれ、この原則が確立されたこと、白鳥事件に関する人権運動の成果であったといえよう。また証拠弾丸に関する疑惑についても、弁護団の主張をみとめて、「証拠弾丸に関し第三者の作為ひいては不公正な捜査の介在に対する疑念の生じうることも否定しがたい」とした。それにもかかわらず、他の証拠によってなお有罪の判決は支持されうる、として抗告棄却の結論をみちびきだしたのであった。その点では札幌高等裁判所の判断を踏襲したものであった。その決定理由を摘記すれば左のとおりである。

同法四三五条六号にいう「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」とは、確定判決における事実認定につき合理的な疑いをいだかせ、その認定を覆すに足りる蓋然性のある証拠をいうものと解すべきであるが、右の明らかな証拠であるかどうかは、もし当の証拠が確定判決を下した裁判所の審理中に提出されていたとするならば、はたしてその確定判決においてなされたような事実認定に到達したであろうかどうかという観点から、当の証拠と他の全証拠とを総合的に評価して判断すべきであり、この判断に際しても、再審開始のためには確定判決における事実認定につき合理的な疑いを生ぜしめれば足りるという意味において、「疑わしいときは被告人の利益に」という刑事裁判における鉄則が適用されるものと解すべきである。

この見地に立って本件をみると、原決定の説示中には措辞妥当を欠く部分もあるが、その真意が申立人に無罪の証拠弾丸に関する証拠にあたらないものとした原決定の判断は、その結論において正当として首肯することができる。

ところで、申立人は、本件再審請求の過程で、証拠弾丸に関する新証拠を多数提出しており、その中でも下平三郎教授らの弾丸の応力腐食割れに関する実験結果についての新証拠は、科学的根拠のあるものとして尊重すべきものと認められる。もっとも、合成金属の応力腐食割れ現象が環境条件によって大きく左右されること、下平教授らのした右実験の際の環境条件と証拠弾丸が発見押収されるまでの環境条件とが全く同一であったという保障はないのであるから（記録によると、右実験は、証拠弾丸の発見当時の埋没状態と同一の状態を実験期間中保守してなされたものであるが、証拠弾丸が発見当時と終始同一の埋没状態にあったという保障はなく、また、証拠弾丸の発見場所は、右実験当時、既に石材採取場となっていて、現場実験を行うことができないので、右実験は証拠弾丸の発見された場所から少し上方の場所で行われたものであることが明らかである。）、右実験結果がそのまま直ちに本件証拠弾丸にあてはまるとするには疑問が残るとしなければならない。しかし、この点の疑問を考慮に入れても、原決定の説示するとおり、証拠弾丸の証拠価値が「と言わざるを得ない」のであるとするならば、それが原判決の証拠判断に影響を及ぼす可能性のあることは否定しがたいところである。すなわち、原判決は、有罪認定の証拠として多数の関係証拠とともに証拠弾丸を挙示しており、一般に、総合認定における各証拠は、相互に関連するものとして裁判官の心証形成に作用するものであるから、証拠弾丸の証拠価値が原判決当時に比べ大幅に減退したことを前提とするかぎり、単に証拠弾丸の証拠価値の低下という問題にとどまらず、証拠弾丸と相互に関連する他の証拠の信憑性に影響を及ぼすことのありうるのはもとより、証拠弾丸の証拠価値の低下の反射的効果ないしこれと相互関係にあるものとして、証拠弾丸に関し第三者の作為ひいては不公正な捜査の介在に対する疑念が生じ

うることも否定しがたいといわなければならない（しかし、それはあくまでも疑念にとどまるものであって、それ以上に出るものではない。）。刑訴法四三五条六号の運用は、同条一号、七号等との権衡を考えて同条全体の総合的理解の上に立ってなされるべきものであり、したがって、もし、かりに右のような疑念があるとすれば、新証拠と他の全証拠との総合的な評価により原判決の認定に合理的な疑いを生じることになるかどうかを判断するにあたって、このことを充分に念頭に置き、とくに厳密な審査を加えることを要するものといわなければならない。そこで、右のような見地に立って、原決定の当否を審査することとする。

右に検討した原判決及びその引用する第一審判決の基礎となった証拠関係から明らかなとおり、原判決は、証拠弾丸及びこれに関連するその他の証拠により前記三(二)(A)の間接事実を認定するとともに、他方、証拠弾丸を除くその余の証拠、殊に佐藤直道、高安知彦、追平雍嘉を中心とする当時の日本共産党関係者らの公判証言等により前記三(二)(B)の(1)ないし(19)の事実を含む合計二六個の間接事実を認定しているが、このうち前者は要証事実との関係においては直接の関連性に乏しく、せいぜい保管拳銃と凶器拳銃との同一性を推断するための一つの間接事実にすぎないのに反し、後者の二六個の間接事実は、いずれも多義的に解釈される余地のあるものではなく、相互に密接に関連しながら一義的に要証事実と結びつくものであり、決して証明力が弱いかまたは充分でない情況証拠を漫然と量的に積み重ねたにすぎないものではないのである。このように、まず、原判決の基礎となった証拠関係に占める証拠弾丸の位置という見地から全般的に考察するかぎり、原判決の認定は証拠弾丸に依拠しているものではなく、かりに原決定の説示するとおり、証拠弾丸の証拠価値が原判決当時に比べ大幅に減退しそのために前記三(二)(A)の間接事実の認定に動揺を来たすとしても、これによって直ちに原判決のその余の間接事実の認定、ひいては要証事実の認定に合理的な疑いが生じる関係にあるものでないことは明らかである。

原判決は、保管拳銃と凶器拳銃とが同一の拳銃であり、高安知彦らは保管拳銃を用いて射撃訓練をしたとの前提に立つものであり、また、証拠弾丸と摘出弾丸とが原判決の右拳銃の同一性認定に関する物的証拠として唯一のものであって、右認定が要証事実についての原判決の認定の重要な基礎とされていることは、原判文に照らして明らかである。したがって、原決定の説示するとおり、証拠弾丸と摘出弾丸との綫丘痕等の状況から、三弾丸が「同一の拳銃から発射されたことについては、少くとも大きな疑問が生じたといわなければならない」とすると、原判決の右拳銃の同一性に関する認定ひいては要証事実についての原判決の認定の当否が問題となりうるであろう。

しかし、既に明らかにした原判決の証拠関係からすれば、原判決は証拠弾丸と摘出弾丸とを証拠として直接に両者の発射拳銃の同一性を認定しているわけではなく、証拠弾丸、摘出弾丸その他の証拠から右事実を認定しているのである。すなわち、摘出弾丸と高安知彦らが拳銃の射撃訓練をした現場から後日発見されたという証拠弾丸との綫条痕に類似性があるとの事実（前記三(二)(A)参照）は、保管拳銃と凶器拳銃との同一性を認めるべき一つの間接事実にすぎないのであり、原判決は、この間接事実のほか、前記三(二)(C)において説明したとおり、証拠弾丸及び摘出弾丸以外の証拠によって認定した間接事実に基づき右拳銃の同一性を認定しているのであって、証拠弾丸と摘出弾丸との綫条痕の類似性のみに基づいて右拳銃の同一性を認定しているものではないから、証拠弾丸と摘出弾丸との綫丘痕等の状況から三弾丸が同一の拳銃から発射されたことについて大きな疑問を生じたとしても、そのことから直ちに原判決の右拳銃の同一性に関する認定、ひいては要証事実についての認定が動揺するものとは認めがたいのである。

なお、所論の証拠弾丸に関する新証拠は、たかだか本件の証拠弾丸が前記射撃訓練当時のものでないことを指示するにすぎず、『射撃訓練当時のものであって、しかも摘出弾丸を発射した拳銃とは異なる拳銃によって発射されたものである』という趣旨のものではないのであるから、右拳銃の同一性を否定する積極的な意義をもつものではないのである。

要するに、所論の証拠弾丸に関する新証拠は、原判決の認定について合理的な疑いをいだかせるに足りないというべく、右新証拠が刑訴法四三五

条六号所定の証拠の明白性の要件を具備しないとした原決定の判断は、その結論において正当として是認することができる。

被告・弁護団の声明

この決定に対して、請求人村上国治と白鳥事件弁護団は、つぎのとおり述べた。

【あくまで闘う　村上国治】

なんといってよいか言葉がありません。私に対する裁判所の六度目の不当な判決、決定です。札幌高裁のさきの決定では、有罪のキメ手の証拠弾丸がニセ物であることを認め、事件全体が捜査機関のネツ造の疑いもあるとまで述べているのです。それでもなお再審を開かない、無実の者を救わないとする今日の最高裁は、もう裁判所ではありません。

しかし私たちはあきらめません。吉田ガンクツ王が五十年かかってついに再審を開かせて無実をはらしたように私はあくまで闘う決意です。

弁護団、科学者の方々をはじめ、党派をこえてながいあいだご支援下さったみなさまに深く感謝申上げますとともに、今後とも一層のお力ぞえを心から願います。

五月二十一日

【白鳥事件弁護団声明】

最高裁判所第一小法廷は白鳥再審請求事件について特別抗告を棄却する旨の決定をおこなった。

決定は一般に再審請求についても「疑わしきは被告人の利益に、という刑事裁判の鉄則が適用される」ことを認めた。しかしその結論は、その刑事裁判の鉄則をただちに投げ捨て、弾丸という決定的な物証の崩壊を認めながら、再審請求を棄却した。いわば羊頭をかかげて狗肉を売るものである。

決定は、証拠弾丸に関するわれわれの年来の主張をほぼ全面的に認め、その証拠価値が失われたことを認めた。

1　証拠弾丸は幌見峠から発見されたものでないことを認め、「第三者の作為ひいては不公正な捜査の介在にたいする疑念」の生ずることを認めた。

2　綾条痕が一致していないことについてもわれわれの主張を認めた。しかるに決定は片言隻句を積み重ね、頼りない間接事実に言及することによって原判決を支持した。

その論理は支離滅裂というべきである。われわれは誤った裁判を正すためにあくまで努力するものである。

一九七五年五月二一日

なお、この決定に対して五月二二日付各新聞紙は論説を掲げたが、ひとしく批判的な論調を展開した。『朝日新聞』のそれはつぎのように結んでいた。

捜査、裁判に対する国民の信頼という面からみても、この事件は再審の門を開いて、あらためて黒白を調べ直してみる必要があったのではなかったか、という感が深い。こんどの決定の中で最高裁は「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則は、再審請求審理の場でも働く、という注目すべき考え方を示した。それだけに、かんじんの証拠について深い疑惑を残したまま、この事件の再審の門が閉じられたことは、きわめて遺憾である。

XIV 政治的大衆行動と平和運動

概要

一、10・21全国統一行動は、その課題がインドシナ人民支援から、ベトナム協定以後のアメリカの極東戦略の転換に対応して、日米軍事同盟の維持強化にたいするたたかいへと進展しはじめ、そのなかで、ベトナム勝利以後各地における軍事基地撤去闘争が、政治革新をめざす新たな展開をみせはじめている。

一、わが国の平和・民主運動史上はじめて、日本原水協が国連に核兵器完全禁止国際協定締結を要請する代表団を送った。核開発、核兵器など核をめぐる新たな段階のもとで、わが国の原水爆禁止運動は、国際的・国内的な重要な役割を果たしているが、とくに、運動をめぐる統一問題は、三・一ビキニ・デーでの統一集会の開催など地方における統一への新たな動きばかりでなく、中央においても具体的段階にはいった。

一、民主主義をめぐる闘争、政治反動にたいする闘争は、多面的に展開されつつあるが、〝革新とは何か〟が新たに問いなおされた。民主勢力のなかにおける混乱は、闘争の進展に困難をもたらすとともに、他方では革新とはなにかが論じられた。それは、公選・政治資金規正両法改悪反対闘争、統一地方選挙、大阪府知事選をつうじて展開された。

I シンガポール人民連帯5・20集会――第四六回メーデー
者集会／6・23反安保全国統一行動／インドシナ人民連帯
闘争――軍事基地反対闘争――全国基地代表
争――公選法・政治資金規正法「改正」反対
行動――田中内閣退陣・フォード来日反対闘
会／デー／原水爆禁止運動統一問題／10・21統一
止世界大会／原水爆禁止科学者会議／三・一ビキニ・
概要□原水爆禁止運動――第二〇回原水爆禁

一、国際的な平和運動への日本からの積極的な参加にくらべて、一般的に、国際的な平和運動は、「一面的な緊張緩和論」とその傾向が強まってきており、こうしたなかでこれまで日本の平和運動の果たしてきた役割に加え、さらに、積極的な役割を果たさねばならないという動きが出はじめている。

1　原水爆禁止運動

第二〇回原水爆禁止世界大会

アメリカの政策を起動力とする核兵器開発・核軍拡競争の激化と〝潜在的〟核保有国の増加、沖縄を含む日本における米軍基地の戦略拠点化とその補完部隊としての自衛隊の増強など重大な情勢のもとで、日本原水協主催の第二〇回原水爆禁止世界大会は、核兵器の使用・実験・製造・貯蔵を完全に禁止する国際協定締結とその実現のために国際共同行動の強化、真の集団安全保障体制の確立、民族自決と社会進歩をめざす諸国人民の連帯と相互支援、国家補償の立場にたった被爆者援護法の制定、原水爆禁止運動の国民的統一の実現の課題をかかげて開かれた。

大会は、八月二日から二日間、一三カ国七国際団体四六名（ゲスト・オブザーバー二名）、日本代表一三名の参加のもと国際予備会議、一八日沖縄大会を開いた。

内外代表一万名の参加のもとに開かれた本会議は、六日には、五日から三日間広島での世界大会本会議、八日から二日間長崎大会、一一日世界大会東京大会、六・九行動につづいて、三五会場に分かれて「広島・長崎の声を聞き、原水禁運動を強めるための討論集会」、課題別分科会、基地調査と討論集会、「原水爆禁止少年少女のつどい」が開かれ、七日には、「原水禁運動の統一をめざす分野・階層別集会」に加えて、課題別討論会、被爆者家庭訪問、署名行動がおこなわれた。閉会総会では、長崎アピールと援護法制定署名九〇万と紹介されるとともに、それぞれ会議のまとめをおこない、「一般決議」「広島から全世界へよびかける」「インドシナに関する決議」を採択した。また、日本代表団は、「核兵器完全禁止をめざす行動の強化と運動の国民的統一のために」「今年こそ被爆者援護法を」採択した。

大会後、日本原水協は、決議にもとづく「国連に核兵器完全禁止国際協定の締結を要請する日本原水協代表団」を国連に派遣（一一月二三日より二週間）し、核兵器完全禁止国際協定締結を要請した。これにたいして、国連事務次長が原水協の掲げる目的に全面的に賛成する旨の声明を発表するなど、代表団は、原水爆禁止運動の歴史をとおして、また、わが国の平和民主運動としてもはじめて、国連に日本国民のねがいを正式にうけとめさせるという、重要な使命を果たした。

第二〇回世界大会にあたり、日本原水協は、原水爆禁止運動の到達点と特徴について、「一般報告」のなかで、つぎのごとく概括している。

【日本原水協一般報告（一部抜粋）】

わたしたちは、記念すべき第二〇回世界大会を迎えるにあたり核兵器完全禁止国際協定の締結をめざす運動の新たな前進を心からねがいつつ、原水爆禁止運動の到達点と特徴を明らかにしておく必要があります。

それはつぎのように概括することができるでしょう。

第一に、原水爆禁止運動は、広島・長崎以後三〇年間にわたり、アメリカによっていくたびか計画された朝鮮やベトナムなどに対する核兵器使用の手をおさえ、他国への核兵器の配備・展開に反対してたたかい、アメリカを先頭とする侵略と戦争の勢力の策動に重大な打撃をあたえてきました。とりわけ被爆国日本国民は、「ベトナムに広島・長崎をくりかえさせるな」の運動を展開し、核基地化反対、米軍基地の撤去、原子力艦船の「寄港」反対のたたかいをねばり強くすすめています。さらに、わが国における自衛隊の増強と軍国主義の復活強化に反対し、核武装化を阻止してきました。

第二に、原水爆禁止運動は、一貫して被爆者とともに歩んできました。被爆後二九年をへた現在も、日本全国の各地域原水協は、民主的な医療機関などと協力して三十数万被爆者にたいする世話役活動を献身的につづけています。原水爆禁止運動と被爆者の要求によって、被爆者にたいする地方自治体の施策を充実させるとともに、被爆者医療法、特別措置法の数次にわたる改正をかちとり、さいきんでは、国家補償の精神にもとづく被爆者援護法案が、野党四党共同で国会へ提出されるまでにいたりました。これらの諸活動は被爆者にたいする援護を前進させ、原水爆禁止運動と被爆者の連帯、被爆者の唯一の全国組織である日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）の団結を強化し、そのなかで被爆者自身も、ますます積極的に原水爆禁止運動に取り組んでいます。

第三に、日本原水協は原水爆禁止運動を、思想・信条のちがいをこえた広範な運動として発展させるために全力をつくしてきました。不一致点は保留し、全体が一致できる核兵器完全禁止、核戦争阻止、被爆者援護の三つの基本目標と当面する緊急課題で団結するという方針を貫いてきたのもそのためです。さらに日本原水協と世界大会が二〇年の歴史と不幸な分裂をともなう試練と教訓のなかから「一致できる点で団結し、運動の自主性を尊重し、妨害者の介入を許さない」という統一の立場をうちたて、これを堅持して国民的統一のための努力をつづけてきました。

以上のように、原水爆禁止運動、とりわけ日本におけるそれは、世界に類例をみない国民的な性格と規模をもっており、運動の系統性に関しても、組織性についても、若い世代への継承という面でも、国際的にきわめて重要な位置を占めています。被爆国日本のこの運動は、核兵器完全禁止の国際協定締結をめざす国際統一行動の発展に、特別に重大な役割をはたしています。

被爆二九周年原水爆禁止世界大会

原水爆禁止日本国民会議主催の被爆二九周年原水爆禁止世界大会は、いかなる国の核兵器にも反対し、原水爆の全面禁止の実現、アジア太平洋の非核地帯化、公害放射能汚染につながる原発・再処理工場設置反対、「被爆者援護法」の制定、被爆者の実相を広く伝える平和教育の徹底、第五福竜丸の保存、大衆運動の原則にもとづく共同行動の実現と運動の統一の実現をスローガンにかかげて開かれた。

大会は、八月一、二日の国際会議、八月五、六日の広島大会、八月七～九日の長崎大会、八月一二～一四日の沖縄大会と開かれた。

原水禁国民会議が大会に提出した「基調報告」は、核兵器の開発・実験、放射能による環境汚染など「危機的状況」を克服するためには、「いかなる国の核兵器にも反対する」という「核絶対否定」の立場こそが「世界の諸国民と真に連帯しうる立場であり、核兵器全面廃棄の運動の核心」となりうるものであることが強調され、統一についてつぎのように指摘している。

【基調報告――原水禁運動の統一と共同行動】

核軍拡競争が激化し、核拡散の気運が増大するなかで、核の矛盾は危機的様相を深めている。この危機を打開するためには、広はんで大衆的な原

水禁運動の発展がなくてはならない。

だが、わが国の原水禁運動は不幸な分裂状態をつづけており、このことが国民的原水禁運動の発展を妨げていることも事実である。

こうした状態を一刻も早く改め、超党派的大衆的な原水禁運動をつくりあげるためには、まずなによりも「運動の統一」を実現することである。たとえ、組織原則の異なる団体であっても、一致できる課題・要求での共同行動はできるはずであり、このことがまず急がれなくてはならない。共通の課題の実現をめざして協力・提携しあうということが運動統一の初歩であり、このような友好関係の確立こそ、運動統一の出発点である。

① われわれは、当面、「すべての国の核実験を禁止し、国連は即時世界軍縮会議を開け」という要求での共同行動を呼びかける。

② さらに被爆者援護法の実現めざす統一された国民的大衆行動を呼びかける。原爆被爆者をこれ以上放置しておくことは許されない。一刻も早く援護法の実現を期すために統一集会、共同行動を積極的におし進めよう。

これらの提唱は日本原水協をはじめこの問題に関心をいだくすべての団体にこれを呼びかける。

このような原水禁運動の統一が進むならば、諸原水禁組織の統一も現実の日程にのぼるであろう。この場合の最大の問題は、「いかなる国の核兵器にも反対する」という原則についての一致である。この原則は、核の矛盾の激化するなかでいよいよその正しさが立証されてきている。

さらに原水禁運動にとってのもう一つの重要問題は、政党と大衆団体の関係である。特定政党の介入や支配がこの運動の分裂の一因であったことを肝にめいじておかなくてはなるまい。

われわれはこのような配慮を片時も忘れず念頭におくとともに、積極的な〝運動の統一〟を進めようではないか。

原水爆禁止科学者会議

第九回原水爆禁止科学者会議は、七月三〇日、三一日の両日、八〇〇名の人文・社会・自然科学各分野の科学者が参加して開かれた。三〇日は、①各国の核能力の現状、②核開発が社会や経済に及ぼす影響をテーマに、三一日には、①原水爆禁止運動の統一問題、②原子力問題と科学者の責任をテーマに、問題提起にもとづく討論を重ねた。

会議が採択した声明は、つぎのとおりである。

【第九回原水爆禁止科学者会議声明（全文）】

アメリカによって主導される核兵器開発・核軍拡競争は、米ソ間の核競争にとどまらず、後続核保有国における核強化は最近のインドの核爆発実験をふくめ、新たな加速傾向を示しており、量的側面とあわせて、戦略ミサイルの高精度化から超小型核兵器の開発にいたる質的側面での競争も強まっている。「核狂乱」とまでいわれるこの異常な事態は、世界諸国民の平和と安全にとって重大な脅威であるだけでなく、地球環境を汚染し、おびただしい資源の浪費ともなっている。

核保有国がいずれもそれぞれの論理で自己の核開発を正当化している現在、この核戦争の悪循環に終止符をうつため、唯一の原水爆の被爆国であり、しかも、高度の潜在核能力をもつ日本の平和憲法にもとづく積極的発言と行動は、決定的に重要である。そのためにも、わが国における原水爆禁止運動の国民的な統一は急務であり、科学者も新しい視野にたってその実現に寄与しなければならない。また、昨年来、核兵器完全禁止国際協定の締結を要求する署名が国内外で広はんな支持を得てすすめられているが、この運動もきわめて重要であり、科学者としてもその推進のためいっそうの努力を払うものである。原爆投下三〇周年を明年に控えながら、原爆被害者にたいする医療、生活面での援護は、まったく不充分である。国家補償の精神にもとづく被爆者援護法の制定は、ひとり被爆者のみならず国民全体が平和のうちに生きる権利を保障するものであり、一日も早く実現させねばならない。科学技術の社会における役割が増大しつつあるこんにち、科学技術の成果の悪用を許さず、それを平和と人類の幸福のためにのみ役だたせることをめざす科学者の努力は、ますます必要となっている。とりわけ、原子力に関しては、軍事利用に反対し、公開・民主・自主の原子力三原則を遵守して平和で安全な研究・開発を追究することが重要

である。原水爆禁止運動二〇周年にあたり、わたしたちは、核兵器禁止を科学者の社会的責任にかかわる、もっとも重要な課題として再確認し、人文・社会・自然・諸科学相互のいっそうの連関をはかり、つねに新たでより効果的な活動形態を創造しつつ、若い世代をふくめ、より広はんな科学者のあいだに運動を発展させるため、最大の努力を傾注する決意である。

三・一ビキニ・デー

日本原水協が主催したビキニ被災二一周年二日の両日、一三〇〇名の代表が参加して開かれ、三日には日本政府、米国政府への抗議、要請活動がおこなわれた。

今年のビキニ・デーは、「静岡県原水爆禁止運動統一促進準備会」による「三・一被爆国民の広場」の開催を焦点に、原水爆禁止運動統一の新たな局面のなかで開かれた。こうした局面にこたえて「決議」は組織と運動の国民的統一を実現するための課題についてつぎのように述べている。

【決議（一部抜粋）】

われわれは、このような活動の成果と、局面の新たな展開のなかで、いまこそ、原水爆禁止運動の飛躍的な前進をかちとり、組織と運動の国民的統一を実現するために、つぎの課題をかかげて奮闘する。

一、「長崎アピール」の意義を重視し、それへの支持署名運動を、職場・地域・学園でいっそう積極的におこない、各界代表署名もさらにひろげて、国をゆりうごかすような世論をもりあげる。

一、「核部隊・核基地撤去、非核三原則立法化を要求する署名」をひろめ、自治体ぐるみの運動に発展させる。軍事基地の調査と核兵器の摘発を強化し、国民の前に具体的事実を明らかにしていく。

原子力発電など、一連の原子力開発にたいして、自主・民主・公開の三原則を厳守させ、軍事的利用を絶対に許さない。

一、三十余万の被爆者と手をたずさえて、被爆者援護法制定のための国民的運動を、さらに大きく前進させる。「援護法制定の意志はない」とする三木内閣の正体を暴露・糾弾し、今国会に再提出されている同法案の成立をはかる。

「被爆者援護・連帯国民募金」の活動を、ひきつづき推進し、自治体による被爆者援護措置の充実を要求していく。

一、核兵器完全禁止国際協定締結、非核三原則立法化の課題と、被爆者援護法制定の要求を結びつけ、六・九行動の定着のためにいっそう努力する。

重大な情勢と、広範な国民の関心にこたえるため、中央・地方の原水協組織を強化し、持続的・日常的活動を発展させる。

一、ビキニ被災の証人・第五福龍丸は、東京都によって永久保存されることになったが、この運動の大きな成果を確実なものにしていくため、ひきつづき募金を訴える。

原水爆禁止運動統一問題

アメリカを起動力とする核保有諸国による核兵器開発競争の悪循環と新たな核保有国の出現、アジアへの戦術核兵器の配備と日米軍事同盟の公然たる核軍事同盟化、など新たな危険な状況のもとで核兵器完全禁止国際協定締結の要求がますます緊要なものとなりつつあり、こうした核兵器をめぐる新たな情勢の展開のもとで、原水爆禁止運動の発展と統一を望む声が強くなってきた。

七五年二月二五日、静岡県において、社・共両党、県評、平和委員会によって「一致・共同できる緊急課題で大同団結し、新しい国民的運動・組織の一体的統一を実現し、その歴史的使命、国際的責任を全うするようひろく働きかける組織」として、「統一促進準備会」が結成され、県内外に統一促進のアピールをおこない、ひろく働きかけることになった。こうして、三・一ビキニ・デーでは、準備会の主催によって「被爆国民の広場」が開かれ、国民的統一の実現をめざす「訴え」が発表された。

こうした県段階における統一とともに、中央段階においても、統一問題が具体化していった。労働組合による統一の努力がなされ、二月一〇日、総評は臨時大会の決定にもとづいて統一促進のための懇談会開催を関係各団体によびかけた。三月一〇日には、日本共産党が、社会党、総評、平和委員会など六団体にたいし、「原水爆禁止運動の組織的統一を実現するための提案」をおこない、社共両党の協議とともに、関係七団体による懇談会の開催を申し入れた。六月に入って社会党も提案をおこなった。こうして、総評、日本平和委員会を「窓口」に、社・共両党、総評、中立労連、日本平和委員会、日本科学者会議、日本被団協（オブザーバー）の七者による「原水爆禁止運動の統一をめざす懇談会」が、六月二六日開かれ、運動の統一について各団体の見解が述べられ、つづいて、七月一日に二回目の懇談会が開かれた。第二回懇談会は前回に各団体が出した基本見解をうけて、一致する課題、妨害勢力、統一の方法について論議がなされた。その論議の焦点は、当面の一致する共通の課題にもとづく統一か、「いかなる国の核兵器にも絶対反対」を基本原則とする統一行動の強化か、にあった。

七月三一日に開かれた第六回七者懇談会においては、二九日の第五回懇談会の席上、安恒総評幹事、熊倉平和委副理事長が座長試案として提出した「原水爆禁止運動と組織の一体的統一をめざしての合意」についてそれぞれの機関で検討した結果にもとづいて論議が交されたが、七者間の合意にはいたらなかった。座長試案は、①国民運動として発展させるという基本的性格の確認、②運動の自主性と世界平和運動との連帯、③核兵器全面禁止国際協定の締結を基本目標とし、運動の理念、原則、あり方については検討してゆく、④新しく統一する組織への加入および運営は満場一致制を原則とする。但し、満場一致制は拒否権の乱用を意味しない、⑤原水禁運動の両中央組織がこれを全面的にみとめるならば、「原水爆禁止統一促進実行委員会」を発足させ、新組織を結成する、⑥実行委員会により八月七日広島において統一集会を開く、というものであった。この試案にたいして、社会党は、同日の中央執行委員会で決定のみた七者懇にたいする態度にもとづき「いかなる国の核兵器にも反対」との従来の方針を運動の原則に、妨害勢力の介入については「イデオロギーで差別しない立場」を強調し、共産党は、「座長試案」を合意のための「十分なたたき台に値する」と評価しながらも、試案にたいして、運動の理念、原則、あり方および、門戸開放と拒否権について、その削除を求めた。

2　10・21統一行動

一九六六年以来、ベトナム、インドシナ人民支援を共同の中心課題にかかげ、九回目を迎えた10・21全国統一行動は、ラロック証言後、アメリカの日本への核持ち込み糾弾、日米軍事同盟の維持・強化のためのフォード米大統領来日反対の統一行動となった。この日、社・共・公三党、総評、中立労連、日本平和委員会など中央一八団体の呼びかけによる統一行動は、全国三一都道府県でおこなわ

れ、横須賀、岩国、佐世保など全国の軍事基地周辺や港湾、中心都市で労働組合のストを含む抗議行動、民主諸団体の宣伝活動がくりひろげられた。

「核持ち込み糾弾、軍事同盟強化のためのフォード来日反対、朝鮮政策転換、インドシナ人民支援、基地撤去、自衛隊反対、生活擁護、安保廃棄、田中内閣打倒、10・21全国統一行動中央集会」は、東京・明治公園で開かれ、七万人（主催者発表）が参加した。集会は、「本集会のかかげる課題と要求の実現のため断固としてたたかい、さらに統一と団結をかため、六〇年安保闘争の伝統をひきつぐ国民的な大統一行動をもって前進する」との宣言を採択、首相官邸、米大使館へのデモ行進をおこなった。集会がかかげたスローガンは、つぎのとおりである。

【中央集会スローガン】

1　アメリカの核持ち込み糾弾、核空母ミッドウェーをはじめ一切の核積載艦の寄港阻止、ＯＨＴレーダーなどすべての核基地、核部隊を撤去させよう。

2　米日「韓」軍事同盟の再編強化のためのフォード米大統領来日反対、基地撤去、安保条約廃棄、平和・中立・民主の日本を実現しよう。

3　田中内閣の対「韓」屈辱外交糾弾、対朝鮮政策の抜本的転換、南朝鮮からの米軍撤退、自主的、平和的統一を支持し朝鮮人民との友好と連帯を強化しよう。

4　ベトナム・ラオス協定の完全実施、南ベトナム政治犯の即時釈放、南ベトナム共和臨時革命政府の承認、アメリカのカンボジア干渉反対、インドシナ人民支援を強化しよう。

5　チリ軍事独裁政権糾弾、全政治犯の即時釈放、チリ人民との連帯を強化しよう。

6　自衛隊違憲長沼判決支持、四次防・自衛隊反対、軍国主義の復活強化を阻止しよう。

7　インフレ阻止、公共料金値上げ反対、高物価・公害反対、四次防予算をやめて国民福祉の向上、国民生活擁護、スト権奪還、秋季年末闘争を勝利させよう。

8　国家補償の立場に立った被爆者援護法の制定を一日も早く実現しよう。

9　小選挙区制、刑法改悪、教育、司法の反動化など一連の政治反動を粉砕し、憲法と民主主義を守り、田中内閣を打倒しよう。

3　田中内閣退陣・フォード来日反対闘争

フォード来日反対闘争

田中金権腐敗政治糾弾、核持ち込みの疑惑問題などで混迷を深めている政局のなかで、政府は、一一月一日、米政府とともにフォード米大統領の来日日程（一八～二三日）を発表した。今回のフォード米大統領の来日は、一方では、アメリカの新たな核戦略と米日「韓」軍事同盟の再編・強化、他方では、田中内閣へのテコいれという役割をもつものといわれた。

一一月七日、社・共両党、総評、中立労連、平和委員会、科学者会議など中央一九団体は、一九団体会議を開き、①一七、一八両日をフォード来日反対、田中内閣打倒の第一次全国統一行動日とし て、一七日には「田中内閣退陣・臨時国会開催要求、フォード来日反対、インフレ阻止、秋季年末闘争勝利全国統一行動中央総決起集

会」を開く、②一三日以降、連続的な共同闘争をおこなう、などを内容とする「フォード来日反対、金権田中内閣打倒に向けての当面の共同闘争」を決定、一三日には、中央一九団体の統一実行委員会主催の「田中内閣退陣・臨時国会開催要求、フォード来日反対、生活擁護緊急各界代表者会議」が開かれ、つぎのような「国民へのアピール」が採択された。

【国民へのアピール】

いま、わが国の政局は、かつてなく重大な事態に直面しています。

田中首相は、みずからの金権腐敗政治にたいする国民の疑惑にほおかぶりしたまま、居直り的な内閣改造を強行しました。これは民主的で清潔な政治をのぞむ国民世論への、真向からの挑戦であります。

またラロック証言いらい、つぎつぎに明るみにだされたわが国への核持ち込みの、驚くべき事実について、田中自民党内閣は国民の不安と怒りになんら答えようとせず、アメリカの核戦争政策を擁護し追随する態度をとりつづけています。

このなかで一八日に予定されるフォード米大統領の来日が日米親善の名のもとにアメリカの新たな核戦略と米日「韓」軍事同盟の再編・強化をはかるとともに、いま国民のきびしい糾弾をうけている田中内閣をテコ入れする役割をもつものであることは明白となっています。田中首相は、このフォード来日問題を、金権腐敗政治にたいする国民の追及を避け、自己の延命策に最大限に利用しています。

さらに、今日のはげしい物価高、悪性インフレーションと不況によって、国民生活はいちだんと深刻となっています。しかもこのなかで大企業は膨大な利益をあげながら、不況を口実に労働者の賃上げを拒み、解雇や一時帰休をおしつけ、その犠牲を国民へしわよせしようとしています。

国民のみなさん。

こうした重大な情勢のもとで、いま全国では、田中内閣退陣、臨時国会の即時開催、フォード来日反対、国民生活擁護の行動と世論が急速に高まっています。ここに結集した私たちは、いまこそ、この国民の怒りと要求を結集して、田中内閣の居直りをゆるさず、国民自身の手で田中内閣を打倒するために、力を合わせて総決起しなければなりません。

私たちは昨年五月、自民党田中内閣の一党独裁の永久化をねらう小選挙区制の策謀にたいして、先制的に反対の世論と共同闘争を発展させ、ついに同法案の国会提出を断念させるという重要な成果をおさめた経験をもっています。

ここに結集した私たちは、今日の緊迫した情勢にこたえ、田中内閣退陣、臨時国会開催要求、フォード来日反対、インフレ阻止、秋季年末闘争勝利の要求をかかげ、きたる一七日から二一日まで、全国統一行動をたたかい発展させます。

平和と民主主義を愛する国民のみなさん

私たちは心から訴えます。いまこそ、大河のような国民的大闘争をもってフォード大統領の来日に反対し、田中内閣を打倒しましょう。当面するこれらのたたかいを発展させ、自民党政治の根本的転換と七〇年代の国政革新の歴史的事業の勝利をめざして、全力をあげて奮闘しようではありませんか。

全国各地、各界の抗議行動の拡大のなかで、中央一九団体統一実行委員会のよびかけによる連続的な全国統一抗議行動が一七日からはじまった。一七日には、全国二五都府県での統一集会、デモがおこなわれ、東京での統一中央総決起大会は、八万五〇〇〇人（主催者発表）が参加して開かれた。大会は、「田中首相にたいする臨時国会の即時開催、内閣退陣を要求する決議」「フォード米大統領にたいする来日反対、核持ち込み糾弾決議」「インフレ阻止、国民生活防衛、秋季年末闘争勝利に関する決議」の三決議と「六〇年安保闘争の伝統をひきつぐ怒濤のような国民的大闘争を展開、さらに七〇年代の国政革新の歴史的事業の勝利をめざし、全力をあげて奮闘する」との宣言を採択し、小雨のなか抗議行動をおこなった。フォード大統領来日の一八日には、共同宣伝活動、各団体の抗議行動がおこなわ

れ、翌一九日には、春闘共闘委傘下の五九単産三五五万人が、秋季年末闘争勝利とフォード来日反対、田中金権内閣打倒、臨時国会早期開会を要求して最高二四時間のストライキにはいった。

全国統一抗議行動の最終日の二一日には、11・21全国統一行動が全国各地でおこなわれた。東京での中央総決起大会、フォード大統領が訪れた京都での統一集会が相呼応して開かれ、中央総決起大会では、「日本政府にたいする抗議決議」「アメリカ政府にたいする抗議決議」「インフレ阻止、秋季年末闘争勝利、生活擁護にかんする決議」、アピールが採択され、首相官邸、アメリカ大使館への抗議行動がおこなわれた。

田中内閣退陣　一〇月下旬以降、地位利用・資産かくし・脱税・脱法行為など金権・金脈問題の疑惑を追及されていた田中首相は、抗議、世論の非難のたかまりのなかで、フォード米大統領の離日を機に、一一月二六日、退陣を表明した。この日、社・共・公三党、総評、中立労連、平和委員会、科学者会議など中央二〇団体による統一実行委員会は「金権腐敗政治徹底追及、自民党の政権たらいまわし反対緊急各界代表者会議」を開いた。会議には、中央六七団体が参加し、「田中退陣によって問題はなんら解決しない、自民党政治そのものをやめさせなければ清潔で民主的な政治は実現できない。いまこそ自民党の金権腐敗政治の徹底追及、自民党の政権たらいまわし反対、臨時国会要求のたたかいに大きく立ちあがり、共同の力で自民党打倒、国政革新の道を切り開こう」との「全国民のみなさんに訴える」アピールを採択、広範な国民のたたかいの手をゆるめず、徹底的な追撃をつよめる当面の共同行動の方針を決定した。

そして、一一月三〇日には、中央二〇団体統一実行委員会は、共同街頭宣伝をおこない、「全権腐敗政治徹底追及、臨時国会をすぐ開け、自民党の政権たらいまわしを許すな」と訴えた。

4　公選法・政治資金規正法「改正」反対闘争

政府は四月八日、公職選挙法、政治資金規正法の「改正」案を国会に提出した。「改正」案は、衆院の定数是正、選挙公営の一部拡充などとともに、一方では、選挙にかんする言論の規制強化と政治活動の規制、他方では、企業・団体の献金の事実上の拡大、カンパなどの事実上の規制による国民の政治活動にたいする重大な規制を含むという問題点をもっていた。

公選法、政治資金法改悪にたいして、早くから各界から反対の声があがっていたが、今回の反対闘争は、七三年春の革新勢力の統一した小選挙区制反対闘争とはちがって、統一した闘争として発展しなかった。六月四日、衆院公選法特別委員会で公選法「改正」政府案、社会・民社両党「修正案」、自民・社会・民社三党共同提案の「区割案」を強行採決、政治資金規正法「改正」案を自民党だけで強行採決し、五日の衆院本会議において、共産・公明両党の反対をおしきり、一部修正のうえ自民・社会・民社三党の賛成で可決した。

そして、第七五国会の最終日の七月四日、参院本会議は、自民・社会・民社三党の賛成により公選法「改正」案を可決成立させ、政治資金規正法「改正」案は賛否同数、議長決裁で成立した。

酒・たばこ値上げ法案粉砕などの緊急要求とともに、公選・政治資金規正法改悪粉砕闘争は、延長国会を大きくゆり動かし、短期間のうちに、5・13、5・27、6・6、6・25、6・30、7・1～4と統一行動をすすめ、反対請願署名も六月二八日で一五〇万をこした。

四月二二日、全国の著名法律家一四五氏が連名で「公選法改悪阻止」のアピールを発表、五月二一日には安保破棄・諸要求貫徹中央実行委が「公選法改悪阻止、緊急行動の訴え」を発表した。そして、五月八日には、統一戦線促進労組懇談会、安保破棄・諸要求貫徹中央実行委員会、憲法会議、自由法曹団の共催による「公職選挙法改悪反対緊急代表者会議」が開かれ、各界、労組、民主団体など一七八団体が参加、「われわれは、いまこそ公選法改悪を阻止するたたかいに決起することを心から訴える」決議を採択し、阻止行動を訴えた。

労働組合の反対闘争のとりくみの強化、また、六月二四日の婦人有権者同盟、全国地婦連、日青協など一四団体主催の改悪反対市民集会の開催など、反対運動のひろがりのなかで、六月二五日、憲法会議、自由法曹団、安保破棄・諸要求貫徹中央実行委員会の三団体のよびかけによる「公選法・政治資金規正法改悪粉砕、三木内閣打倒6・25中央集会」が開かれた。中央集会に先立ち、全国各地からの四五道府県の代表は国会、各方面への要請、都内主要駅での宣伝をおこない、地方代表による決起集会を開いて国会請願をおこない、中央集会には地方代表を含め三万八〇〇〇人（主催者発表）が参加、集会は、「本日の大集会の成功をさらに大きな高揚へのステップとし、最終盤の参院の緊迫した局面に機敏に対応し、より広い国民 各階 各層の 世論に 支えられた大衆的な行動を最大限に盛りあげ、新たに決定された6・30決起集会をも大きく成功させ、最後まで全力をつくして奮闘する」との宣言を採択、国会へ向けてデモをおこなった。

6・30集会は、参院での公職選・政治資金規正両法改悪を粉砕するため、つぎの行動提起を決めた。①一日は、朝から国会へ、これまでを大きく上回る規模で連続的に行動、午後六時から東京・清水谷公園で中央決起集会を開き国会へ向けデモ行進、同時に、政府・自民党に抗議電、国会、各方面への要請電などを集中する。②二日は朝からの国会への行動とあわせて、東京・清水谷公園で三次にわたる緊急中央決起集会を開き、国会に向けデモ行進。③三日以降は連日、国会への緊急行動を最後まで大きく盛りあげ、かならず両法改悪粉砕を期す。

この行動提起にもとづいて、公職選・政治資金規正両法改悪反対闘争は、七月一日から四日まで、国会をとりまく行動として、大きな盛りあがりをみせた。

5　軍事基地反対闘争

全国基地代表者集会

安保破棄・諸要求貫徹中央実行委、日本原水協、日本平和委員会、基地対策全国連絡会議、沖縄現地実行委員会の五団体による「米軍犯罪糾弾・核基地・核部隊と米軍基地撤去・安保条約廃棄全国代表者集会」が、六月七、八日の両日、沖縄で開かれ、三三都道府県から一二〇人、現地沖縄から一九〇人が参加した。集会は、ベトナム・インドシナ人民の勝利をうけてアメリカの世界戦略の変化とそのもとでの日米軍事同盟と在日米軍基地の変ぼうを具体的に明らかにすること、戦後三〇年の到達点にたって全国的な米軍基地撤去、自衛隊基地反対闘争の具体的方針をうちだすこと、沖縄における基地問題、基地闘争を重視し、その位置づけを明確にして全国的な闘争課題とすること、などを目的に開かれた。

集会が準備した基調報告は、基地闘争の到達点を、①基地そのものを撤去する方向へ大きく前進したこと、②基地の存在を許している安保条約廃棄の課題と結合して今日の政治革新の中心的課題の一つとなってきたこと、③基地と自治体との矛盾のひろがりのなかで、地方自治体が基地問題にとりくむようになってきたこと、④自衛隊の基地にたいする闘争が目的意識的にとりくまれていること、⑤国際連帯の闘争としての自覚をもってとりくまれていること、⑥このようなたたかいのうえに、国政調査権を活用した基地調査や国会での追及が系統的にすすめられるようになってきたこと、を総括し、こうした基地闘争へのたかまりにもかかわらず、①基地闘争を日常的、系統的に発展させるという点で不十分であること、②大衆闘争が全体として低調であること、③基地反対・撤去をめざす民主勢力の共闘、統一戦線の結成が全国的にたちおくれていること、を克服すべき問題点として指摘している。

二日間の代表者集会につづいて、八日には、「米軍犯罪糾弾・核基地・核部隊と米軍基地撤去・安保条約廃棄全国総決起集会」が開かれ、翌九日には、伊江島、中部基地群の調査行動がおこなわれた。

総決起集会が採択した「新たな情勢のもとで、さらに幅広い基地闘争を日常的に大きく前進させよう」とのアピールは、基地闘争についてつぎのように指摘している。

【アピール（一部抜粋）】

いま、全国各地では、アメリカによる核もちこみ反対、核基地・核部隊の撤去、米海兵隊はでていけ、ミッドウェー横須賀母港化や横田基地集中の関東計画をやめよ、米兵犯罪糾弾などの要求と闘争がたかまっています。また、都市計画や税金問題での基地と自治体との矛盾、基地公害・基地被害など安保条約と基地をめぐる問題が続発しています。

とくに、沖縄での日本青年そ撃事件にたいする日本政府の裁判権放棄の問題や、女子中学生にたいする米海兵隊員による凶悪な暴行傷害事件は、安保条約と米軍基地があるかぎり、日本の主権と国民の基本的人権がどんなにひどくふみにじられるものであるかをきびしい現実をもって私たちに明らかにしています。

私たちは、すべての軍事基地で、基地被害や基地にともなうさまざまな住民要求をとりあげ、日常的、大衆的な幅広い基地闘争を発展させます。

そのため、地方自治体の役割と権限を活用し、地方自治体をうごかして住民ぐるみの運動の発展に努力します。

私たちは、基地闘争を広範な国民のたたかいとするために、いっそう宣伝をひろげ、世論を発展させるとともに、労働組合や民主団体が「基地を教える運動」などの経験を生かし、基地・安保問題を意識的系統的にとりあげ、創意ある活動にとりくみます。

私たちは、今日、アメリカのアジア侵略の最大の拠点とされている、沖縄の基地闘争をとくに重視し、これを全国的課題として本土の基地闘争と結合して全力をあげて強化します。

私たちは、日米共同作戦態勢の強化のなかで、さらに大きな「責任分担」をになってきている自衛隊にたいするたたかいを強化します。

私たちは、基地撤去、安保廃棄のたたかいを全国的に発展させるために、これをさまたげている逆流をうちやぶり、全国各地での基地反対の共闘と革新統一戦線をつくるために奮闘します。

私たちは、今日、軍事基地に反対するたたかいが、平和・中立の日本をめざす、わが国の政治革新の重要なたたかいであるとともに全アジアから米軍の撤退を要求するアジア諸国人民との国際連帯闘争でもあることをしっかり確認し、全力をあげて奮闘します。

6・23反安保全国統一行動

六月二三日、社会党、総評、反安保全国実行委員会による六・二三全国統一行動が、全国一六道府県でとりくまれ、「インドシナ人民との連帯強化、日米韓軍事強化反対、核もちこみ糾弾、基地撤去、安保条約廃棄、アジアの平和を守る6・23中央集会」が開かれた。

すべての基地撤去、日米安保条約廃棄、平和な日本の実現などをスローガンとする集会は、「在日米軍基地の強化と日米韓軍事一体化に反対し日米安保条約を廃棄する決議」を採択、そのなかで、日米両政府につぎのことを要求している。

【決議（一部抜粋）】

われわれは日米両国政府に対し、在日米軍基地の強化、日米共同作戦の実施、日米韓軍事一体化、日本への核もちこみをただちにやめること、日米安保条約の廃棄を強く要求する。

われわれは平和を希求するすべての国民と共に、インドシナ人民の勝利をたたえ、全アジアに真の独立と平和をもたらすために闘っている諸国民との連帯を一層強め、アジアと日本の平和を守るために断固闘い抜くことを決議する。

6　インドシナ人民連帯・5・20集会

ベトナム、カンボジア人民の解放闘争の勝利をうけて、五月二〇日、社・共両党、総評、中立労連など中央一八団体実行委員会の呼びかけによって、ベトナム、カンボジア人民の勝利を祝し、アメリカ軍のアジアからの撤退、基地撤去、インドシナ・朝鮮政策の根本的転換、安保条約廃棄の闘争のあらたな発展をめざして、「ベトナム・カンボジア人民の勝利、全米軍のアジアからの撤退、基地撤去、インドシナ・朝鮮政策の根本的転換、安保条約廃棄、五・二〇中央集会」が開かれた。

集会は、アメリカ政府とともに、日本政府にたいして対米追随のインドシナ政策を糾弾する「日米両国政府への抗議決議」を採択

し、「歴史的勝利を心から祝福し、熱烈な連帯の挨拶」とともに、「ベトナム人民との連帯をつよめ、全アジアから米軍撤退、日米軍事同盟の廃棄、在日米軍基地撤去のため奮闘するかたい決意」をこめた「ベトナム人民への連帯メッセージ」を採択、最後に、大会宣言を採択した。宣言は、「われわれはいま、日本政府が対米追随の政策の非をみとめ、インドシナ・朝鮮政策を根本的に転換することをきびしく要求する。われわれは、アジアと日本の平和と安全をおびやかす日米安保条約の廃棄、核もちこみ反対、米軍基地・核部隊の撤去の旗をいっそう高くかかげ、日米軍事同盟打破のたたかいを、全民主勢力共同のたたかいとして全面的に発展させることを本集会の名において力強く宣言する」と、集会が掲げた共同課題の緊急性をつよく訴えている。

集会は、その後、アメリカ大使館への抗議デモをおこなった。

7　第四六回メーデー

いっせい地方選挙での革新統一勢力の前進、ベトナム人民のサイゴン完全解放という世界的勝利のあとをうけて、第四六回メーデーは、東京・中央統一メーデーの五〇万人をはじめ、全国四七都道府県（統一メーデーは一九県）一一二カ所、約七〇〇万人（メーデー中央実行委員会発表）が参加して開かれた。

インフレと不況の同時進行という深刻な経済危機のもと、今年のメーデーは、労働組合の春闘にたいする一五%賃金ガイド・ラインの設定と政府・財界が一体となった賃金抑制攻撃、加えて、不況を口実とした解雇・一時帰休、倒産などにたいして、労働組合が生活改善をめざす切実な要求にもとづく春闘をたたかっており、広範な国民諸階層が生活防衛のたたかいにたちあがり、また、政治資金規正法、公職選挙法改悪など、民主主義をめぐる運動が拡大している状勢のなかで開かれ、五月七日からの春闘第五次統一行動を目前にした決起の日となった。

明治公園で開かれた東京・中央メーデーでは、竪山中立労連議長が「全労働団体、全野党、多くの民主的諸団体が結集したこの四六回統一メーデーが重要なる転機となることを心から念願する」と開会のあいさつ、市川総評議長が主催団体を代表して、「このまま黙っているほど日本の労働者・国民はお人好しでないことを政府・独占に知らせてやらなければならない」と訴えた。つづいて、成田社会党委員長、野坂日本共産党議長、竹入公明党委員長、春日民社党委員長のあいさつがおこなわれ、メッセージ、祝電披露のあと、メーデー宣言を採択し、都内六コースにわかれてデモ行進がおこなわれた。

【第四六回メーデー宣言（一部省略）】

われわれは昨年のメーデーにおいて、生活水準の向上、福祉政策の拡充、労働基本権などの要求とともに、田中内閣を打倒し、参院選挙の勝利に向かって全力をあげてたたかう方向を一致して確認した。その結果、田中内閣を退陣に追い込み、参議院においては保革伯仲の政治状況をつくり出す事態のなかで長年にわたり国会を私物化してきた自民党政権に大きなブレーキをかけることができた。

しかし、われわれをめぐる情勢は依然としてきびしい。インフレ・不況の進行は、貧困きわまる福祉政策とともに勤労者の生活水準を大幅に低下させ、巷に投げ出された百万を超える失業者は悲惨な生活を強いられている。政府・財界は、逆にこれらの事態をテコにつかい、福祉政策の拡充どころかガイド・ラインを設定して賃金おさえ込みに狂奔し、引続き一体となって大企業優先政策をすすめてゆく姿勢をとっている。腐敗政治の一掃を掲げて誕生した三木内閣も、独禁法、政治資金規正法改正問題では、従来となんら変わるところがないまで後退をつづけ、一方では防衛予算の大幅増額をはじめ、日米共同声明路線の維持強化をめざす方向を示すなど、その反動的本質はいっそう明らかになりつつある。

われわれは、全国一律最賃制をめざす労働四団体の共闘を実現し、四野党案をつくり上げた実績にみられるように、いまこそ力を合わせ、ガイド・ラインを突破する大幅賃上げ獲得、全国一律最賃制の法制化、首切り・労働条件改悪をめざす合理化反対、雇用・失業対策の確立、労働時間の短縮、労働基本権の完全回復、そして国際婦人年を契機とした男女差別反対、働く婦人の地位向上などの課題に積極的に立ち上がるときである。

また広範な勤労国民と手をたずさえ、インフレ・物価値上げ反対、大企業の横暴を規制する独禁法の強化、社会保障制度の抜本改善、低家賃公共住宅の大量建設、海洋汚染の防止、食糧自給をめざす農漁民対策の振興などとともに、教育・文化の反動化を阻止し、司法の独立と報道・表現の自由を守り、住民のための地方自治確立、核兵器完全禁止・国際協定の締結、憲法改悪反対など民主主義擁護の要求を掲げ、精力的な活動を展開しなければならない。

われわれは、自民党政権のつづく限り、どのような装いをしようとも国民福祉を犠牲にした大企業本位の基本的性格は変わることがないと考える。

いまこそ労働運動、民主主義運動の大幅な前進を背景に、保守勢力のワク組みのなかにある政治・経済の革新をめざし、まい進すべきである。

そのためには、どのような困難があろうとも、国民生活向上と民主主義擁護の旗印のもとに、革新勢力が団結し、総力をあげてたたかい抜くことが必要である。

そのことこそが、いまわれわれに課せられた最大の使命であり、真に国民の期待に応える道であると信ずる。

すべての労働者と働く国民のみなさん！

国民生活・福祉優先路線を確立させるための政治革新の条件は成熟しつつある。国民の大多数を占める勤労者の基盤に立たない政権の命運は明らかである。一時的な曲折はあろうとも歴史の歯車を逆回転させることはできない。

われわれの運動をめぐる情勢は明らかに有利に展開している。この情勢をわれわれが主体的に生かすことこそが問題であり、この第四六回メーデーを起点として、決意を新たにし、いっそう団結を強め、全世界の労働者と腕を組み、新たな勝利に向かって力強く前進しよう。

【メーデー・スローガン】

働くものの団結で、生活と権利、平和を守ろう。

（サブ・スローガン）

1　インフレ・物価値上げ反対、独禁法の強化
2　大幅賃上げ獲得、最低賃金制の確立
3　首切り合理化反対、雇用保障、労働時間の短縮
4　社会保障制度の抜本改善、公共住宅の大量建設
5　働く婦人の地位向上、労働基本権の確立
6　核兵器禁止、憲法改悪反対

【参考資料】(1)日本労働組合総評議会『総評』（週刊）、『月刊総評』、(2)日本社会党『社会新報』（週二回刊）、『月刊社会党』など、(3)日本共産党『赤旗』（日刊）、『前衛』（月刊）、『議会と自治体』（月刊）など、(4)原水爆禁止日本協議会『原水協通信』（月刊）など、(5)原水爆禁止日本国民会議『原水禁ニュース』、(6)日本平和委員会『平和新聞』（旬刊）、『平和運動』（月刊）、(7)日本科学者会議『日本の科学者』（月刊）

XV 政党

概要□統一地方選と野党共闘問題――都知事選をめぐる各党の動き／大阪府知事選をめぐる共闘問題／選挙――第一〇回参議院選挙／中間地方選挙／統一地方選／日本社会党――概況／その他の活動／第三八回大会／中央委員会／選挙活動／委員会総会／選挙活動／主要な問題／国際共産主義運動との関係／民社党――概況／第一九回全国大会／中央委員会／選挙活動／その他の活動

概要

一、この一年間、内外の政局は文字通り激動をつづけた。七五年四月プノンペンにつづきサイゴンが陥落し、インドシナの民族解放勢力は完全な勝利をおさめた。これより先、国内では田中内閣が〝金脈〟問題で崩壊し、自民党内の少数派である三木武夫氏が政権を握った。

一、田中退陣、三木登場の契機となったのは、七四年七月の参院選で自民党が予想外にふるわず、〝保革伯仲〟となったことであった。〝金権政治〟〝企業選挙〟に対する批判が高まるなかで、三木副総理、福田蔵相は閣外に去った。こうした情況のなかで『文芸春秋』に発表された田中首相の資金づくりを追及した特集記事はしだいに波紋をひろげ、七四年一一月、田中内閣は退陣した。

一、一方、野党間の共闘関係は混迷をつづけた。とりわけ、これまで地方選でかなりの成果をあげてきた社共共闘は、「同和」行政問題、教師論、自治体労働者論などをめぐる両党の対立から亀裂が深まった。社公民共闘も、民社党が〝保・革の枠組みを超えた連合〟に傾き、スト処分問題で社会党・総評と対立したこと、公職選挙法改正案では、社会党が共産党だけでなく公明党の反対も押しきって賛成にまわったことなどから進展しなかった。

一、統一地方選は、議員選では公明党が大幅に議席をのばしたのに対し、社会党は後退し、とりわけ大都市での衰退が目立った。このところ躍進をつづけてきた共産党は県議選で議席を減らしたほか、全般に伸び悩んだ。民社党は横ばいだった。首長選では民社党が自民党と組んで成果をあげたのに対し、前回威力を示した社共共闘は不振だった。

一、社会党は成田・石橋執行部のもとで七〇年代前半の選挙では比較的善戦した。しかし、党内対立はげしく、共産・公明両党の進出によって〝革新の首座〟の地位は大きく揺らいでいる。

一、共産党は参院選で議席は大きく増したが、予想外に苦戦し、統一地方選でも伸び悩んだ。「同和」問題、公選法改正問題等をめぐって社会党との対立関係は深まっている。一方、これまで対立をくり返してきた創価学会と共存の〝協定〟を結んで大きな反響をよんだ。

一、創立一五年をむかえた民社党は春日執行部のもとで〝保革連合〟路線をとりつつある。党勢拡大を強調してはいるが容易に成果はあがらず、同盟との結びつきを強めることによって、その弱さをカバーしている。

1　統一地方選と野党共闘問題

1　都知事選をめぐる各党の動き

共産党、美濃部三選支持を保留

七一年の統一地方選で、社共共闘によって圧勝した美濃部東京都知事は、早くから三選出馬に意欲を見せていた。七三年三月には公明党とも独自に協定を結び、その支持基盤はさらにひろがり、三選はほとんど既定の事実とみられていた。自民党の都知事選候補者が容易に決まらなかったのも、このためであった。

ところが、七四年八月三〇日、東京都の船橋副知事が「同和対策事業」はすべて部落解放同盟を通じておこなうとのいわゆる「窓口一本化」を実質的に認めることを含む六項目の約束を部落解放同盟東京都連とかわし、これを共産党が「革新都政の基本的立場に反する」ものとして、その取消しをせまったことから、「同和」行政問題はいっきょに都知事選での共闘の成否を左右する重大問題として浮かび上がった。

この問題に対する美濃部知事の見解は、九月二七日の都議会でつ

ぎのように表明された。

「私は差別というものは絶対に許してはならないと考え、したがって差別の解消に全力をつくす決意であります。この努力を行政として展開するにあたっては、憲法の精神を尊重し、また同和対策審議会答申および同和対策特別事業措置法のさし示すところにしたがい、部落解放同盟とのながい歴史的経過をふまえて施策をすすめるとともに、行政の公正をつらぬくため、同盟に属さない人たちにたいしても公平に対応する所存であります。」

共産党は、この見解に対し「行政の公正」、「同盟に属さない人にたいしても公平に対応する」とした点を一応評価しながらも、「部落解放同盟とのながい歴史的経過をふまえて施策をすすめる」としたことを問題にした。さらに、具体的な問題として同盟推薦者四三人だけに直ちに「応急生活資金」の貸付がおこなわれたのに、他の一四人については、解放同盟と都で構成する「東京都同和対策協議会」（同対協）による「研修」をうけることを条件としている点を「差別行政」としてその是正をせまった。

そして、一一月七日には、不破書記局長は、「この問題を解決しないままですぐ三選支持はいえない」との態度を表明した。これに対し、美濃部知事は翌八日、「同和問題と三選とは別の問題と考えており、共産党の支持が取り付けられなくても出馬はやめない」と語った。

三選不出馬声明

その後共産党と都知事との間では二回の宮本・美濃部会談など話し合いがつづけられ、七五年一月一七日の二度目の会談では共産党は応急生活資金の貸付に「研修」を条件づけていることの是正などに関する「十項目の質問書」を手交して回答を求めた。これに対し、美濃部知事は二月三日に①資金貸付には行政の責任で事業説明会を開き、貸付をおこなう②知事選後、知事の諮問機関として同和行政に関する懇談会を設けその意見を尊重する、と回答した。しかし共産党側は、①回答の前段で「同和行政の基本姿勢は昨年九月都議会で表明したとおり」と述べていること、②「研修」を条件とする点が改められていない、ことなどをあげ、回答は「不公正な現状を肯定し、固定化するもの」であり「三選支持保留は変えられぬ」との態度を表明し、さらに二月六日には再質問書を発した。

知事の回答を共産党が拒否したことについて、二月五日、社会党都本部は、知事の提案は「取りうるギリギリの線である」とし、「三選支持の条件として同和行政の変更を迫るのは、部分の相違を全体の対立に拡大させ、革新統一戦線に背くもの」だと共産党を批判する声明書を発表した。

同日、社会党は全国選対委員長会議を開いて、地方選共闘の政策協定にあたって、「同和問題では党の原則を守る」ことをきびしく指示し、すでに成立している千葉県知事選の政策協定のうち、「県政の運営については、いかなる暴力にも屈せず、人権と民主々義を守り、すべての行政は憲法、地方自治法に基づいて、特定団体だけに偏重せず……」とした部分を「凍結」することなどを決め、問題は全国各地に波及した。

また、美濃部知事も二月七日の記者会見で、先の回答は「これ以上一歩も譲れない」と述べ、「共産党が支持しないなら、社公体制で選挙戦を進めなければならないし、その用意も整っている」と発言した。

ところが、二月一六日になって、美濃部知事は一転して、三選不出馬を表明し、その理由として「共産党との友誼関係が選挙を目前にしても回復の見通しがない。革新都政の基盤である社共統一戦線が崩れては、政治信条から出馬できない」と述べた。

これより先、二月八日には、中野好夫、市川房枝氏ら六人の学者・文化人グループが「社共中心の革新統一の分断を絶対回避すること」、そのため、「同和問題は知事の責任で解決し、同和対策事業の執行にあたっての資金貸付については、都の所管による実務的な説明によって処理されるよう要望する」との申入れを知事におこない、これに対し知事は二月一一日「①私は社共両党の共闘を最大の念願にしている　②同和対策事業の資金貸付については、お申し入れの主旨に従って実行し、今後も同様の考えで運用していきたい」と押印した文書で回答していた。さらに、美濃部知事の選挙母体である「明るい革新都政をつくる会」の第二回幹事会（二月一二日）での協議にもとづき、中野氏らが文書による具体的回答をもとめ、いったんは知事側から「同和対策事業の資金貸付については、お申し入れの主旨にしたがい、東京都の所管による実務的趣旨説明にかぎって、これを実施し、来年度以降も同様の考えで『厳正・公平に』運用してゆきたい」との回答書の案文が示されていた。中野氏らも「厳正・公平に」の部分を挿入しただけでこれに同意していたが、最終段階で知事側が調印できないとの態度を表明し、中野氏らのあっせんは不調に終わり、不出馬声明となったものであった（この間の経過については『社会新報』二月二六日付、『赤旗』二月一七日～二〇日付など参照）。

社共共闘復活

美濃部三選不出馬は各方面に大きな反響をよんだ。社会党は「美濃部知事に翻意を求め、共産党が小異を残して大同につくことを望む」との書記長談話を発表した。共産党は「中野氏ら六氏提案で事態が解決するところまですすんでいたのに知事の態度は不可解だ」との不破書記局長談話を発表した。また総評はじめ数多くの団体が美濃部翻意を求めて行動した。

事態打開の一つのきっかけとなったのは二月一九日の〝成田見解〟であった。同日、社会党の成田委員長が同党の代議士会で「同和問題に対する党の方針は変えないし、しかし、美濃部知事にどうしても三選出馬してもらうためには、同和問題で美濃部知事が出したも美濃部知事を支持するのが方針が、たとえ党の方針と違っていても共闘の方針として正しいと考える」と述べたのである。この〝成田見解〟は、同じ場で石橋書記長がおこなった「党の方針は堅持し、共産党への譲歩はできない」とする大柴選対委員長との発言ともくいちがい、中執内部でのこの問題をめぐる不一致を浮きぼりにした。支持団体の間でも、総評はいち早く〝成田見解〟支持をうちだしたが、部落解放同盟は翌二〇日の第四回中央委員会で、〝成田見解〟に強く抗議する「日本社会党への要請書」（全文は『解放新聞』三月三日付）を採択した。解放同盟中央委はまた、文化人六氏の動きもきびしく非難した。一方、共産党は二月一九日に幹部会声明を発表し、「六氏提案が実行されれば、美濃部三選支持の用意がある」ことをあらためて確認したものであった（この間「革新統一による都政を守るため美濃部翻意をふくめ事態の打開に

二月二四日、「明るい革新都政をつくる会」の幹事会が開かれ、

全力をあげる」ことが満場一致で決定され、事態は一歩前進した。

三月四日、石橋社会党書記長は、公明・共産両党に、〝美濃部翻意〟問題で書記長・書記局長会談をよびかけ、公明党は直ちに応じ、三月六日、社公書記長会談が開かれた。この会談で両党は、美濃部三選を支持することを確認し「美濃部氏は、美濃部氏の政策と方針を支持するいっさいの勢力および都民の意思を尊重して」立候補の決意をするよう要請することで一致した。

共産党は、「明るい革新都政をつくる会」での協議が問題解決の基本であることを強調したが、「当面の事態を打開するため、それぞれの立場に立っての話し合いの場」として、書記長・書記局長会談に応じた。三月一〇日開かれた社共両党の書記長・書記局長会談では、翌一一日、社共両党および総評の最高責任者と文化人六氏代表との四者会談で「東京都知事選をめぐる事態打開」をはかることが確認された。

一一日のトップ会談は、成田社会党委員長、宮本共産党委員長、市川総評議長、中野好夫氏の間で九時間半にわたってつづけられ、最終段階では日本法律家協会の野村平爾氏も加えて五者会談のかたちをとって協議した結果、つぎのような確認が成立した。

【五者会談での確認】

一、私たちは、八年前、社共両党を中軸に広範な都民の支持のもとに東京都に初めて革新都政を誕生させた。以来「明るい革新都政をつくる会」を母胎にして革新都政を進め、前回の知事選では十大政策を掲げて勝利した。

今日、迫りくる反動とファシズムの攻撃から平和と都民の共通の利益を正しく守り、革新の姿勢を堅持するためには、社共統一戦線を一層強化することが不可欠である。

二、問題になっている同和事業の資金貸付については、さしあたり先ず昭和四十九年度未執行分を都の所管で実務的趣旨説明によって直ちにこれを実施する。

尚、三選後、明年度以降も都の行政責任で公正と民主主義の原則に基づき行なうものとする。

三、同和行政の公正な執行のために、三選後、知事の諮問機関として民主的な「同和問題懇談会」(仮称)を設置し、問題の検討と解決にあたる。

以　上

一九七五年三月十一日

なお、トップ会談での合意に先だつ三月一〇日、美濃部知事は竹入公明党委員長との会談で、三選出馬の意向を表明していたが、三月一五日に「明るい革新都政をつくる会」および公明党とそれぞれ覚書をかわし、一七日に正式に立候補を表明した。

これより先、三月六日に石原慎太郎氏が自民党推薦で立候補を表明していた。また、その動向が注目されていた民社党は独自候補の擁立にふみきり、三月一四日に松下正寿氏が同党推薦で出馬することを表明した。

2　大阪府知事選をめぐる共闘問題

〝社共共闘〟分裂

大阪に革新府政が誕生したことは、都知事選の圧勝とともに前回(七一年)の統一地方選における社共共闘の勝利を示す出来事であった。しかし、「同和」行政などをめぐる社共両党の対立によって、今回の統一地方選では社共共闘は成立せず、政党レベルでは共産党一党だけの支持による黒

田知事と、社公民共闘による竹内正巳桃山学院院長と自民党推薦の湯川宏氏の三つ巴の争いとなった。

大阪における社共両党対立の最大の争点は東京と同じく「同和」行政の問題であった。大阪では、かねてから共産党と部落解放同盟との間ではげしい対立がつづいていた。とくにこの一、二年は、「同和」行政の窓口一本化をめぐって両者の抗争は激化する一方であった。

加えて大阪総評傘下の労働組合でも共産党の急速な勢力伸長にともなって、社共両党の関係は悪化していた。そして、七四年八月には、大阪総評の主要単産である動労、全逓、全林野、全国金属の大阪地本、全電通の近畿地本が〝共産党の支配介入を糾弾する共闘会議〟を結成し、共産党をはげしく非難した。これらの組合は九月二〇日の大阪総評の大会でも「共産党に反省を求める決議案」を提出、大会はこれを採択したかたちで同日、社会党大阪府本部の西風副委員長は「大阪総評と運命共同体である社会党としてもこの決議を尊重する。共産党が反省しない限り、来春の大阪府知事選をふくめ共闘は不可能だ」との見解を表明した。これに対し共産党は翌二一日の茨木選対部長の談話で、西風氏の共闘拒否発言に反論した。

このあと社会党は黒田知事の政治的見解をただす「府政綱領」を作成して黒田知事に手交（一〇月一九日）、その回答を求めた。この「府政綱領」は「共産党と共闘しない」ことを明記したものであった。一〇月三〇日になされた黒田知事の回答は質問書とともに一一月三日に公表されたが、そのなかで黒田知事は「社会党の立場は十分に理解できる」としながらも「社会党が中心になって革新諸勢力を幅広く結集させること」を切望」し、「共産党にも注意を喚起し、私としても両党の友好関係の復活に努めた」と述べていた。

共産党は、この文書が公表された後しばらく沈黙を守っていたが、一一月一五日に同党大阪府委員会の緋田委員長が記者会見で、「社会党大阪府本部の行動や主張は革新府政の変質をねらう暴挙である」と批判するとともに、黒田知事の回答についても「革新府政を発展させる立場からみると見すごしえない重大な後退と逸脱」があると批判した（『赤旗』一一月一六～一八日付掲載「革新府政の前進か変質かの分岐点」参照）。

府知事選問題に決着をつける社会党大阪府本部大会は、一一月三〇、一二月一日の両日、部落解放センターで開かれたが、大会途中で亀田副委員長、園田副委員長が、府執行委の「黒田不支持」決定を不満として辞表を提出したため、いったん休会し、一二月一五日再開された。大会は賛成一五五、反対八六、白票四で「黒田不支持」の執行委決定を承認し、井岡大治委員長ら「反黒田」の右派を三役、執行委員に選出した。

この決定を公明、民社両党は歓迎し、一月二五日に、大阪府知事選にのぞむ社会・公明・民社三党の共闘体制が成立、同三一日に竹内正巳氏を推すことを決め、同氏もこれをいれて二月四日正式に出馬を表明した。

一方、共産党はじめ大阪教職員組合、大阪商工団体連合会などで構成された「明るい革新大阪府政をつくる会」は、一月二七日に黒田知事に再選出馬を要請した。二月一一日、黒田知事は同会との政策協定に調印、公式に立候補を表明した。

出方を注目されていた自民党は、結局独自候補の擁立にふみ切

り、湯川宏元大阪府副知事を推薦し、三候補がはげしい選挙戦を展開した。

2 選挙

1 第一〇回参議院選挙

与野党間議席差七

第一〇回参議院選挙は七四年七月七日投票がおこなわれた。注目の〝保革逆転〟は成らなかったが、自民党が改選議席を八減らした六二にとどまり、当選後追加公認した一人を加え、ようやく過半数の一二七を確保した。これにたいし、野党側は社会党が三人増の六二（非改選を含む）、公明党が一人増の二四、共産党が九人増の二〇、民社党が一人減の一〇、無所属は二院クラブが四、純無所属が四、諸派が一となった。この結果、自民党は保守系無所属と諸派一人の入党を見込んでも一二九にとどまり、革新系無所属の合計一二二との間の議席差はわずかに七となった。この選挙については、すでに本年鑑第四五集、四五九～四六二ページで述べたので、ここでは主として労働組合出身候補の結果についてみておくこととする。

第131表　衆・参選挙における労組出身者の議席占有状況

	第8回参院選(68年7月)			第9回参院選(71年6月)			第10回参院選(74年7月)		
	議席数	うち労組出身	比率	議席数	うち労組出身	比率	議席数	うち労組出身	比率
社会党	28	16	57.1%	39	21	53.8%	28	20	71.4%
民社党	7	5	71.4%	6	4	36.7%	5	4	80.0%

	第31回総選挙(67年1月)			第32回総選挙（69年12月）			第33回総選挙（72年12月）		
	議席数	うち労組出身	比率	議席数	うち労組出身	比率	議席数	うち労組出身	比率
社会党	140	63	45.0%	90	40	44.4%	118	59	50.0%
民社党	30	4	13.3%	31	7	22.6%	19	4	21.1%

この選挙での労働組合出身の立候補者は全国区一三、地方区二六の合計三九人であった。うち、総評系は全国区八、地方区二六の三四人で、当選者は全国区八、地方区一二の計二〇人、同盟系は全国区四人のみで全員当選、中立労連系は全国区一人で当選であった。総評系は全員社会党、同盟系は全員民社党、中立労連系は無所属（ただし七五年六月社会党に入党）であった。

2　中間地方選挙

知事選

七四年七月以降、七五年四月の統一地方選に先だっておこなわれた県知事選挙は一三県であった。結果は第132表のとおりである。政党別の当選者の内訳は自民党公認五、自民・民社両党推薦三、自民党推薦二、社・共・公・民の全野党共闘二、自・社・公・民の「保革相乗り」一であった。

七四年の後半では、香川、滋賀の両県で全野党共闘の候補が自民党の現職候補を破って注目された。しかし、栃木県知事選以後は、自民党の公認あるいは推薦の保守系候補が強みを見せ、八連勝した。このうち、愛媛、山梨、愛知の三県では、社・共・公共闘が成立したため革新勝利の可能性が注目されたが、山梨、愛知では民社党が自民党と組んで革新候補をおさえた。

保守の勝因は田中「金脈」内閣から三木「クリーン」内閣へのイメージ・チェンジの成功と同時に、「同和問題」をめぐる社・共両党の対立が野党共闘の威力を減じたためとみられた。

市長選

七四年七月以降、七五年四月の統一地方選に先だっておこなわれた市長選は一三四であった。前回の統一地方選では、野党共闘といえば社・共共闘が主であったが、七三年以降、野党共闘のパターンはしだいに多様化していった。その契機となったのは、七二年暮の総選挙で敗北した後の公明党の方針転換である。すなわち、同党は従来、地方首長選では「中立自主投票」を原則にしていたのであるが、これを七三年一月の第一〇回中央委員会総会で「反自民、反権力を柱とする中道革新路線を貫くために、党独自候補を原則とし、他との共闘による革新統一候補も検討する」と改めたのである。これ以後、公明党は社会党との共闘に積極的となり、時としては社共共闘候補を独自に支持して、事実上の社共公共闘をもおこなった。民社党もまた社公民路線を推進する立場から共闘に参加し、事実上の〝全野党共闘〟が成立するケースもしだいに増していった。

一方、自民党公認候補はしだいに減少し、無所属で立候補して民社党などの支持を得ようとする傾向がある。七四年参院選後、民社党が自民党と同一候補を推す例が少なくない。

これに対し、社共共闘は七四年秋以降、「同和」行政をめぐる対立から不成立に終わったものが目立ち、選挙結果も現職をのぞき不振である。

注目すべきは、七五年二月の京都市長選で、前回社共共闘で自民・民社両党が推した永末英一氏を破った舩橋求己氏を、今回は五党すべてが推すという異例の選挙となった。また、同じ二月に投票がおこなわれた北九州市長選は、自民・民社両党推薦の現職・谷伍平氏が、社会・共産両党の推す松本七郎（前社会党代議士）、公明党公

第131表　知　事　選　結　果（中間地方選）

県　名	施　行　日	候補者名(○印当選)	得票数	支　持　関　係
静　岡	1974年7月7日.	○山本敬三郎(新)	806,371	自公認
		永原　　稔(新)	802,090	無(保守の一部と社・公・民推薦)
		元場鉄太郎(新)	131,501	共公認
香　川	8.25	○前川　忠夫(新)	280,733	無(社・共・公・民推薦)
		金子　正則(現)	192,648	自公認
岐　阜	9.29	○平野　三郎(現)③	601,672	無(自・社・民推薦，公支持)
		西本　　明(新)	68,516	共公認
兵　庫	11. 3	○坂井　時忠(現)②	841,093	無(自と民の一部推薦)
		一谷定之亟(新)	592,730	無(社・共推薦)
		飯田　忠雄(新)	159,156	無(公推薦)
滋　賀	11.17	○武村　正義(新)	253,259	無(社・共・公・民推薦)
		野崎欣一郎(現)	244,935	無(自推薦)
栃　木	12. 8	○船田　　譲(新)	402,151	無(自推薦)
		檜山　二郎(新)	182,196	無(社・公・民推薦)
		小塙　定一(新)	27,409	共公認
愛　媛	1975年1月26日	○白石　春樹(現)②	437,980	自公認
		野村　　晃(新)	293,412	無(社・共推薦，公支持)
奈　良	1.30	○奥田　良三(現)⑦	267,707	無(自推薦)
		八木　一男(新)	200,473	無(社推薦，公支持)
		渡辺　徳弘(新)	24,754	共公認
山　梨	2. 1	○田辺　国雄(現)③	254,250	無(自・民推薦)
		鈴木　　強(新)	211,463	無(社・共推薦，公支持)
青　森	2. 2	○竹内　俊吉(現)④	354,540	自公認
		関　　晴正(新)	112,749	社公認
		木村昭四郎(新)	64,549	共公認
石　川	2. 2	○中西　陽一(現)④	320,943	自公認
		深井　　寛(新)	63,403	共公認
熊　本	2. 2	○沢田　一精(現)②	570,509	自公認
		西里　竜夫(新)	79,089	共公認
愛　知	2. 9	○仲谷　義明(新)	1,449,260	無(自・民推薦)
		成瀬　幡治(新)	1,065,030	無(社・共推薦，公支持)

〔備考〕（新）は新人，（現）は現職，そのあとの円内の数字は当選回数。

認の鍛治清（同党中央委員）の両氏をおさえて当選した。

このほか七五年一月亀岡市（京都）で共産党員市長が誕生して注目された。これは七三年の羽曳野市（大阪）についで二人目で、どちらも「同和」行政が中心的争点であった。

3　統一地方選

概　況

七五年四月、戦後八回目の統一地方選がおこなわれた。一三日には一七都道府県知事、札幌、横浜、川崎の三政令指定都市の市長選、東京、茨城、沖縄をのぞく四四道府県議、北九州市をのぞく八大政令指定都市の市議選がおこなわれた。ついで二七日には一六五の市長選、市長村議員選、東京特別区の区長選、区議選がおこなわれた。

この選挙は、三木内閣が成立してから最初におこなわれた全国規模の選挙であり、七四年七月の参院選で示された〝保革伯仲〟の潮流がどのような動向をみせるか、その結果が注目された。選挙戦の焦点の一つは、いわゆる〝地方財政の危機〟問題であった。政府・自民党は、〝地方財政危機〟の最大の原因は、自治体とりわけ革新首長の放慢な人件費管理、福祉政策にあると攻撃したのである。

この選挙は〝シラケ選挙〟などと呼ばれ、有権者の関心が低いとみられていたが投票率は予想外に高く、知事選では七一・九%、道府県議選で七四・一%で、知事選は前回より〇・一%下回ったが、道府県議選は一・二%上回った。

ところで、前回（七一年四月）の統一地方選は、社共共闘が数多く成立し、また成果をあげた点に特色があったが、今回は共闘のパターンが多様化した点が注目される。共闘関係の多様化傾向は、七三年以降のことであるが、七四年後半からは、「同和問題」をめぐる社共対立、民社党の自民党への接近姿勢等から、いっそう複雑化の度を加えていた。

選挙の結果は、各党がそろってその成果を強調したことが示すように、勝敗のはっきりしないものであった。首長選で注目されたのは、大阪で初の共産党単独推薦の知事が生まれたこと、自民・民社連合が多数成立し、成果をあげたこと、これに対し野党共闘は知事選では東京を守り、新たに神奈川県を獲得したにとどまったことなどである。また各級議員選挙では、公明党の躍進が目立ったのに対し、このところの各種選挙で〝躍進〟をつづけてきた共産党が道府県議選で議席を減らしたのをはじめ、予想外に伸び悩んだ。また、自民党、社会党は依然として低落傾向をつづけ、とくに社会党の大都市での落ち込みがいちじるしかった。民社党は横ばいであった。

知事選

一七都道府県知事選の結果は第133表のとおりである。全体として現職が圧倒的な強みをみせている。注目の東京都知事選は、前回三六一万五二九九票という選挙史上最高の得票をあげた美濃部亮吉氏が、前回より九三万票を減らしたが石原慎太郎、松下正寿の両氏をおさえて三選された。また、大阪府知事選では、前回社共共闘で現職を破った黒田了一氏が、政党レベルでは共産党だけの支持でありながら、自民党推薦の湯川候補に四五万票、社・公・民三党推薦の竹内候補に五五万票という予想外の大差をつけて再選された。

第133表　知　事　選　結　果（統一地方選）

都道府県名	候補者名（○印当選）	得票数	支持関係
北海道	○堂垣内　尚弘（現）②	1,628,838	無（自・民推薦）
	五十嵐　広三（新）	1,324,197	無（社・共推薦，公支持）
岩手	○千田　正（現）④	464,557	無（自・民推薦）
	北山　愛郎（新）	298,578	無（社・共推薦，公支持）
秋田	○小畑　勇二郎（現）⑥	435,821	無（自推薦）
	鈴木　一（新）	295,605	無（社・共・公推薦，民支持）
茨城	○竹内　藤男（新）	441,231	無（自推薦，民支持）
	海野　幹男（新）	106,821	共公認
千葉	○川上　紀一（新）	988,520	無（自推薦）
	大橋　和夫（新）	787,094	無（社・共・公・民推薦）
東京	○美濃部　亮吉（現）③	2,688,566	無（社・共推薦，公支持）
	石原　慎太郎（新）	2,336,359	無（自推薦）
	松下　正寿（新）	273,574	無（民推薦）
神奈川	○長洲　一二（新）	1,490,389	無（社・共・公・民推薦）
	戸沢　政方（新）	1,011,338	無（自推薦）
長野	○西沢　権一郎（現）⑤	753,474	無（自・民推薦）
	村沢　牧（新）	286,253	無（社推薦，公支持）
	宇留賀　行雄（新）	131,532	共公認
福井	○中川　平太夫（現）③	344,510	無（自・社・公・民推薦）
	牧野　藤宗（新）	72,446	共公認
大阪	○黒田　了一（現）②	1,494,040	無（共推薦）
	湯川　宏（新）	1,043,702	無（自推薦）
	竹内　正巳（新）	947,664	無（社・公・民推薦）
和歌山	○大橋　正雄（現）③	465,523	自公認
	米田　実（新）	126,342	共公認
島根	○恒松　制治（新）	237,730	無（社推薦，自一部支持）
	山野　幸吉（新）	232,013	無（自推薦）
	宮田　安義（新）	18,970	共公認
福岡	○亀井　光（現）③	1,293,351	無（自・民推薦）
	内田　茂雄（新）	751,946	無（社・共推薦）
佐賀	○池田　直（現）⑤	264,893	無（自推薦）
	井手　以誠（新）	216,874	無（社・共・民推薦，公支持）
大分	○立木　勝（現）②	376,501	無（自推薦）
	田尻　一雄（新）	277,479	無（社推薦）
	堀　仁（新）	33,100	共公認
宮崎	○黒木　博（現）⑤	443,277	無（自推薦）
	山口　靖（新）	126,326	無（社推薦，公支持）
	坂田　実（新）	73,542	共公認
鹿児島	○金丸　三郎（現）③	645,304	自公認
	川原　新次郎（新）	179,617	無（保守系）
	久留　義蔵（新）	73,542	共公認

〔備考〕（現）は現職，（新）は新人，そのあとの円内の数字は当選回数。

第134表　都道府県議選挙得票数・得票率推移

党派＼回	第8回（1975年4月）		第7回（1971年4月）		第6回（1967年4月）	
	得票数	率	得票数	率	得票数	率
		%		%		%
自民	19,244,768	42.4	18,876,521	46.9	17,306,847	48.1
社会	8,317,682	18.3	7,846,503	19.5	7,979,667	22.2
共産	4,354,819	9.6	3,039,367	7.5	1,486,471	4.1
公明	2,976,305	6.6	1,538,256	3.8	1,241,440	3.4
民社	1,969,439	4.3	1,995,304	5.0	1,724,907	4.8
諸派	657,708	1.4	468,938	1.2	251,511	0.7
無所属	7,900,516	17.4	6,513,497	16.1	6,020,136	16.7
合計	45,421,237	100.0	40,278,388	100.0	36,010,979	100.0

〔備考〕 第8回は，毎日新聞社の集計，7回，6回は，自治省選挙部発行の「地方選挙結果調」による。

第135表　都道府県議選挙候補者数・当選者数推移

党派＼回	第8回		第7回		第6回	
	候補者数	当選者数	候補者数	当選者数	候補者数	当選者数
	人	人	人	人	人	人
自民	1,640	1,391	1,873	1,418	1,915	1,450
社会	778	422	705	471	816	533
共産	770	95	444	105	388	37
公明	224	167	120	94	95	84
民社	160	103	159	96	174	98
諸派	71	40	49	26	32	24
無所属	1,033	391＊	935	347	920	332
合計	4,682	2,609	4,285	2,557	4,340	2,558

〔備考〕 ＊保守系　286，革新系　53，その他　52

全野党共闘は秋田、千葉、神奈川、佐賀の四県で成立したが、勝利したのは神奈川だけであった。前回〝台風の眼〟であった社共共闘は北海道、岩手、福岡で成立し、福岡以外では公明党の支持も得たが、一つも成功しなかった。

道府県議選　知事選と同時に東京、茨城、沖縄の三県をのぞく四四の道府県会議員選挙がおこなわれた。議席定数は二六〇九で前回より五二議席の増であった。立候補者は四六八二人、平均競争率は一・七九倍で、前回の一・六七倍をわずかに上回った。これは、共産党が前回の一・七倍にあたる七七〇人、公明党が二倍の二四人を立候補させたためとみられる。これに対し自民党は前回より一〇%減の一六四〇人であった。

選挙の結果は第134、135表のとおりである。きわだっているの

は公明党の進出で、前回を八割近く上回る一六七議席を獲得した。とくに都市化のすすんだ地域で大幅に伸び、埼玉では二から九、千葉では四から八、大阪では一二から一九、福岡では五から一〇、北海道、静岡、愛知、京都、広島の各道県では二から六となっている。この公明党の進出は、知事選に独自候補をもたず全力を議員選に集中したこと、言論出版妨害問題で受けた打撃が回復したことのほか、「同和問題」をめぐる社共両党の対立が同党に有利に働いたことなどが指摘されている。

これに対し、前回には三倍増という〝躍進〟ぶりを示した共産党は三〇人もの現職議員を落とし、前回より一〇議席減の九五議席となった。最大目標の一つであった空白県の解消は、鳥取で初議席を得ただけで、逆に愛知(三)、香川(二)、石川、徳島、長崎(各一)で議席を失い、栃木、佐賀とあわせ空白県は三から七に増加した。

共産党の後退は、複数立候補による共倒れもあるが、社共対立がマイナスの作用を及ぼした点も小さくないとみられた。

社会党は四二二議席と前回より四九議席減、前々回より一一一議席減であった。社会党は、北海道(前回三六から二七)、愛知(二三から一六)、京都(一五から一〇)、大阪(二三から一五)、兵庫(一八から一二)、福岡(二三から一四)等の都市部で大きく、公明党の増加地域とほぼ見合っている。

民社党は前回の九六から七議席ふえ一〇三議席を得て、共産党を上回る成績をあげた。ただし、東京、茨城、沖縄の非改選の三都県を加えると依然として第五党である。民社党が伸びたのは、山形、福島、埼玉、神奈川、千葉、福井、静岡、愛知、滋賀、京都、奈良、愛媛、佐賀、長崎、宮崎の一五府県で、とくに同盟の組織の強い愛知、長崎では公明党も抜いて第三党である。

自民党は前回より二六議席、前々回より五九議席減の一三九一議席であった。改選前とくらべれば、一四四議席の減である。ただし、無所属の当選者のうち二八六人が保守系(『毎日新聞』七五・四・一五)であるから、保守勢力全体としては道府県会の議席の六四%を占めている。

つぎに各党の得票数および得票率を見ると、ここでも公明党の伸びがいちじるしく、二九七・六万票と一三六・七万票を増し、得票率も二・八%増の六・六%である。共産党は議席では最下位であったが、得票数では四三五・四万票と一三六・七万票を増し、得票率でも二・一%増の九・六%を占めた。これは大量立候補の効果であるが、前回も立候補者があった地域だけの得票数をくらべても二八八・一万票から三四二・六万票に伸びている。

一方、社会党は得票数では五四・七万票増の八三一・七万票であったが、得票率では一・一%減の一八・三%であった。前々回の得票率は二二・二%であったから、この面でも低落傾向がつづいている。民社党は得票数で二・五万票減、得票率で〇・七%減であった。自民党は得票数では三七万票増であったが、得票率では前々回より五・七%減、前回より四・五%減の四二・四%に落ちこんだ。

市長選

札幌、横浜、川崎の三政令指定都市の市長選は、四月一三日知事選等と同時に投票がおこなわれた。結果は第136表のとおりで、三市とも現職が当選した。

その他の市長選は四月二七日に実施された。改選一六五のうち、無投票が二二市で、残りの一四三市について投票がおこなわれた。当選者の内訳は無所属が一四九人(うち保守系一〇七、革新系一九、中

第136表　三大市長選結果

	候補者名	得票数	支持関係
札　幌	○板垣　武四（現）②	414,884	無(自・民推薦)
	川村　　琢（新）	217,024	無(社・共推薦)
横　浜	○飛鳥田一雄（現）④	764,701	社公認(共推薦，公支持)
	亀井　善之（新）	292,469	無(自)
川　崎	○伊藤　三郎（現）②	264,780	無(社・共推薦，公支持)
	斎藤　文夫（新）	192,349	無(自推薦)

〔備考〕　○で囲んだ数字は当選回数である。

立二三)、自民党公認九人、社会党公認七人(うち無投票五人)であった。共産党公認は四五人立候補したが当選ゼロ、公明、民社両党は公認候補を立てなかった。前回にくらべ無所属が一八人増、自民党公認が一〇人減、社会党公認が四人減であった。また、新旧別では、現職が圧倒的に優勢で一六五人中一〇一人、新人は六二人、元が二人であった。新人の当選は現職引退後の新人同士の争いが主で、現職を新人が破ったケースは一七にすぎない。このうち、新潟で社共公闘の新人が自民党の現職に勝って注目されたが、逆に鹿児島では社公推薦の現職が保守系新人に敗北を喫した。

政党間の共闘は第137表のようにきわめて多様であった。もっとも多かったのは自民党と民社党との協力で二六市で成立し、しかも二三市で当選した。前回の統一地方選の〝台風の眼〟であった社共共闘は一八市で成立したが当選したのは三人だけで、いずれも現職であった。

八大市議選　北九州市をのぞく八大政令指定都市の市会議員選挙は、知事選、道府県議選と同時におこなわれた。その結果は第138表のとおりである。ここでも公明党が前回の八七議席から一一一議席へと二四議席を増し、次いで共産党が七二議席から八一議席へ一九議席を加えた。逆に社会党は一二一議席から九八議席となり二三議席の減であった。定数の増もあって、他党派がいずれも多かれ少なかれ議席を増したなかで、社会党だけが大幅に後退したのである。とくに大阪市では一九議席からいっきょに九議席となり、第五党に転落し、議案提出権も失った。民社党は全体として横ばいであったが、札幌、福岡では議席を失った。

市議選　政令指定都市以外の一般市の市会議員選挙は、全国の約六割にあたる三八一市でおこなわれた。総定数は一万二二三四議席で、前回の三六九市一万一九九八議席にくらべ二三六議席の増であった。当選者の党派別内訳は、無所属が七四七二(六一%)、自民党一一四三(九・三%)、公明党一一一七(九・一%)、共産党七九三(六・二%)、民社党三五四(二・九%)、諸派八(〇・〇七%)であった。ここでも公明党が前回比二四八増と大幅な伸びをみせた。他の選挙では不振だった社会党は、ここでは一〇四議席増で、四二〇議席も減らした自民党を抜いて第一党になった。共産党は八八議席増、民社党は一三議席増であった。

第137表　市　長　選　共　闘　の　分　類

自民・民社（26） 　社	○江別○砂川，伊達（北海道）
社×共×無	○大牟田（福岡）
☆社共	○函館○小樽○苫小牧（北海道）○酒田（山形）○小平（東京）
☆社共×無	○釜石（岩手）
☆社共公	青森○泉（宮城）
☆社公	○北見（北海道）
☆社公×共	半田（愛知）
☆社公×共×無	○長崎
☆社公×共×無×無	○佐世保（長崎）
共	○芦別○滝川（北海道）
	○東村山（東京）○奈良
共×無	○岡山○唐津（佐賀）
無	○下関（山口）
	○木更津（千葉）○瀬戸（愛知）
（無投票）	○直方（福岡）
社共（18） 　自	新城（愛知）佐伯(大分)
☆自×公民	○小金井（東京）
☆自公民×無	○国立（東京）
☆自・民	函館，小樽，苫小牧（北海道）酒田（山形）小平（東京）
☆自・民×無	釜石（岩手）
無	多賀城（宮城）鎌ケ谷（千葉）茅ケ崎(神奈川)
	諏訪（長野）○城陽（京都）
無×無	福島，姫路（兵庫）米子（鳥取）
社公（13） 　自×共	○三鷹（東京）鹿児島
☆自・民	北見（北海道）
☆自・民×共	○半田（愛知）
☆自・民×共×無	長崎
☆自・民×共×無×無	佐世保（長崎）
共	○日立（茨城）
無	赤平（北海道）取手（茨城）
無×諸	○横手（秋田）
無×無	平塚（神奈川）
（無投票）	○夕張（北海道）○武蔵野（東京）
社公民（8） 　自×共	浦和，新座（埼玉）
	○大分
共	○稲城（東京）
共×無	○大宮（埼玉）松江
共×無×無	○与野（埼玉）
無	流山（千葉）
社共公（6） 　自	名取（宮城）○新潟
☆自・民	○青森，泉（宮城）
無	船橋（千葉）
（無投票）	○甲府
社共公民（5） 　自×無	足利（栃木）
諸	○高松
無	大館（秋田）
（無投票）	○室蘭（北海道）○枚方（大阪）
自社公民（4） 　共	○池田，吹田（大阪）
共×無	○岡崎（愛知）○橿原（奈良）
社民（3） 　共×無	八尾（大阪）
無	行田（埼玉）
（無投票）	○向日（京都）
自公民（2） ☆社共×無	国立（東京）
共	○明石（兵庫）
公民（2） ☆自×社共	小金井（東京）
共	○登別（北海道）
自社（1） 　無	○茅野（長野）
自社共（1） 　無	○塩釜（宮城）

〔備考〕 1）　政党と候補の関係は公認のほか，推薦，支持も含む。
2）　☆は対立候補にも共闘が成立していることを示す。
3）　市名の前の丸印は当選を示す。
4）　『朝日新聞』1975年4月29日付による。

第138表　八大市議選党派別得票数・当選者数

自治体名	定数	自民 得票	自民 当選	社会 得票	社会 当選	共産 得票	共産 当選
札幌	64	222,503	26 (19)	147,382	16 (15)	64,065	5 (6)
川崎	64	143,640	21 (23)	80,821	8 (9)	64,660	10 (8)
横浜	88	305,037	27 (26)	263,455	19 (21)	135,905	11 (5)
名古屋	76	276,674	27 (28)	193,595	17 (22)	77,348	5 (6)
京都	72	167,296	25 (24)	85,558	8 (12)	126,199	20 (18)
大阪	94	364,106	31 (27)	168,351	9 (19)	240,153	15 (13)
神戸	68	181,024	26 (24)	85,828	10 (13)	72,298	10 (10)
福岡	60	108,702	13 (13)	82,465	11 (10)	40,960	11 (6)
計	586	1,768,985	196 (184)	1,107,456	98 (121)	821,590	81 (72)

自治体名	定数	公明 得票	公明 当選	民社 得票	民社 当選	諸派・無所属 得票	諸派・無所属 当選
札幌		77,049	9 (8)	0	0 (3)	113,812	8 (9)
川崎		73,966	12 (10)	30,324	4 (3)	69,147	9 (11)
横浜		163,433	17 (12)	145,819	13 (12)	89,581	1 (4)
名古屋		123,236	10 (9)	130,203	14 (9)	35,140	3 (2)
京都		86,111	11 (9)	47,216	7 (8)	24,217	1 (1)
大阪		266,698	25 (18)	132,733	10 (19)	78,212	4 (3)
神戸		97,443	14 (12)	59,356	7 (7)	27,839	1 (2)
福岡		72,741	13 (9)	13,430	0 (2)	141,934	18 (20)
計		960,679	111 (87)	559,081	55 (63)	579,883	45 (52)

〔備考〕　カツコ内の数字は前回の当選者数。

第139表　一般市議選の党派別得票数・得票率

党派＼回	第8回（1975年4月） 得票数	得票率	第7回（1971年4月） 得票数	得票率	第6回（1967年4月） 得票数	得票率
		%		%		%
自民	2,554,591	11.2	3,313,048	15.5	2,860,648	15.6
社会	2,732,083	11.9	2,385,532	11.2	2,199,297	12.0
共産	1,712,646	7.5	1,371,196	6.4	735,634	4.0
公明	2,118,625	9.2	1,691,526	7.9	1,335,772	7.3
民社	890,369	3.9	757,504	3.5	506,517	2.8
諸派	22,761	0.1	14,567	0.1	28,705	0.2
無所属	12,873,745	56.2	11,814,349	55.3	10,669,752	58.2
合計	22,904,820	100.0	21,347,719	100.0	18,336,329	100.0

第140表　一般市議選の党派別候補者数・当選者数

党派＼回	第8回（1975年4月）		第7回（1971年4月）		第6回（1967年4月）	
	候補者数	当選者数	候補者数	当選者数	候補者数	当選者数
自民	1,339	1,143	1,959	1,575	1,970	1,515
社会	1,623	1,347	1,463	1,243	1,572	1,287
共産	1,100	793	803	705	575	405
公明	1,153	1,117	877	869	875	839
民社	439	354	404	341	341	244
諸派	17	8	9	6	17	10
無所属	9,709	7,472	9,809	7,259	10,384	7,357
合計	15,380	12,234	15,324	11,998	15,734	11,657

第141表　特別区会議員選挙得票数・得票率推移

党派＼回	第8回（1975年4月）		第7回（1971年4月）		第6回（1967年4月）	
	得票数	率	得票数	率	得票数	率
		%		%		%
自民	1,412,571	43.8	1,920,391	45.1	1,869,702	49.4
社会	389,312	12.0	660,801	15.5	622,513	16.5
共産	383,997	11.9	564,619	13.3	271,710	7.2
公明	622,424	19.3	557,134	13.1	463,987	12.3
民社	138,486	4.3	209,895	4.9	153,828	4.1
諸派	1,304	0.0	12,000	0.3	4,182	0.1
無所属	279,850	8.7	333,458	7.8	391,891	10.4
合計	3,225,944	100.0	4,258,300	100.0	3,777,815	100.0

第142表　特別区会議員選挙候補者数・当選者数推移

党派＼回	第8回		第7回		第6回	
	候補者数	当選者数	候補者数	当選者数	候補者数	当選者数
	人	人	人	人	人	人
自民	593	525	708	544	741	542
社会	200	122	187	165	189	170
共産	171	159	128	128	87	81
公明	179	179	137	137	202	124
民社	76	40	74	53	62	39
諸派	3	0	7	1	4	0
無所属	213	66	198	63	247	83
合計	1,435	1,091	1,439	1,091	1,532	1,039

第143表　町村長・町村議の党派別当選者数

	町村長		町村議	
	1975 年	1971 年	1975 年	1971 年
自民	3	14	156	285
社会	1	2	593	498
共産	0	0	689	535
公明	0	0	682	455
民社	0	0	53	47
諸派	0	0	3	18
無所属	808	874	21,633	23,083
合計	812＊	890	23,809	24,921

〔備考〕 ＊青森県北津軽郡中里町をのぞく。

区長選・区議選

二四年ぶりに復活した東京特別区の区長選は、無投票の中央区をのぞく二二区で、四月二七日投票がおこなわれた。投票の結果は現職が強く、一八人出馬して一六人当選した。市長選と同じく共闘のパターンは多様であったが、社公民共闘に自民党が〝相のり〟した区が七区にのぼった。これに対し、全野党共闘は三区だけであった。当選者はいずれも無所属で、保守系八、革新系四、中立〝保革相のり〟等一一であった。

区長選と同時におこなわれた区議選の結果は第141、142表のとおりである。公明党が前回に比し四二議席増で第二党に進出したのに対し、社会党は四三議席減で共産党にも抜かれ第四党に転落した。共産党は議席数こそ三一増と公明党につぐ伸びを示したが、得票率は前回の一三・三%から一一・九%へと一・四%減で、公明党の一九・三%に七・四%もの差をつけられた。

町村長・町村議

町村長選は全国二六一二町村中の三一%にあたる八一三の町村でおこなわれた。今回の統一地方選では全体に無投票当選者が減少したなかで、町村長だけは史上最高の四二・七%、三四七人が無投票であった。党派別の当選者数は第143表のとおりである。

町村議選は全町村のほぼ半数にあたる一三一一町村の定数二万三六七〇人が改選された。党派別の当選者は第143表のとおりである。あいかわらず無所属が九〇・九%（前回九二・六）と圧倒的多数を占めているが、自民党をのぞく四党とも当選者をふやし、わずかではあるが町村段階でも〝政党化〟がすすんだ。

第144表　地方自治体首長・議員の党派別数

		定数	自民	社会	共産	公明	民社	諸派	無所属	合計	欠
知事	1970年	46	23	0	0	0	0	0	23	46	0
	1974年末	47	18	1	0	0	0	2	26	47	0
	1975年4月	47	17	1	0	0	0	0	29	47	0
都道府県議	1970年	2,740	1,664	540	54	105	104	54	107	2,628	112
	1974年末	2,787	1,663	477	135	118	97	61	122	2,673	114
	1975年4月	2,840	1,499	453	127	198	105	52	406	2,480	0
市長	1970年	592	94	24	1	0	0	3	467	589	3
	1974年末	643	65	17	0	0	0	10	550	642	1
	1975年4月		40	15	0	0	0	8	580	643	
市議	1970年	18,951	3,689	1,860	722	1,225	481	134	10,368	18,479	472
	1974年末	20,439	2,876	2,004	1,258	1,438	576	147	11,668	19,967	472
	1975年4月		2,012	2,138	6,391	1,788	588	55	12,764	20,736	
町村長	1970年	2,678	118	7	1	0	0	0	2,542	2,668	10
	1974年末	2,620	109	8	0	0	0	4	2,491	2,612	8
	1975年4月										
町村議	1970年	52,364	2,896	1,136	848	283	110	39	45,557	50,869	1,495
	1974年末	49,299	1,522	1,018	1,303	879	95	70	43,182	48,069	1,230
	1975年4月										

地方自治体首長・議員の党派別状況推移　地方自治体の首長および議員の政党所属状況については、毎年一回、一二月末現在の調査が自治省から発表されている。第144表は、前回統一地方選後の七〇年末および今回統一地方選前の七四年末現在の調査に、今回統一地方選後の結果を付したものである。

3　日本社会党

1　概況

七〇年代前半の〝善戦〟　六八年の参院選、六九年の東京都議選、総選挙と敗北をつづけた社会党は、七〇年代前半の主要な選挙では、一般の予想をこえる善戦ぶりをみせた。すなわち、七一年四月の統一地方選では都知事選で圧勝し、新たに大阪府、川崎市に、現職を破って革新首長を誕生させた。また、同年六月の参院選では、前回二八議席を大幅に上回る三九議席を獲得した。ついで七二年暮の総選挙、七四年七月の参院選でも苦戦とみられたが予想をくつがえす善戦を示した。

こうした成果をあげた背景には、社会党が成田・石橋執行部のも

とで〝機関中心の党運営〟を強調して党内の結束につとめたことがあった。成田・江田の前執行部が〝挙党体制〟のうたい文句とは裏腹に委員長と書記長が公然と対立したのにくらべれば前進は明らかであったと言えよう。

また、社会党が「全野党共闘」を提唱して、野党間の共闘を推進したことも善戦の一つの要因であった。たとえば、七一年四月の統一地方選の第一の勝因は社共共闘であり、同年の参院選では社公民協力が社会党の議席増に寄与したことは確かである。

党勢のもちなおし　この間に、社会党自体の党勢も、わずかずつではあるが上昇傾向をたどった。すなわち、党員数は六九年におこなわれた党員再登録運動の結果、それまでの公称五万人を大幅に減らし、約三万人であることが明らかとなったが、一年後の七〇年一〇月には三万三八四六人、三年後の七二年一二月末現在で三万六七六五人、四年後の七三年一〇月には四万人弱に達したとみられる（本年鑑第四五集、四六六ページ参照）。

ところで、七五年度運動方針案の発表を報じた七四年一二月四日付の各紙（『朝日』『読売』など）は公称党員数を五万人と伝えている。しかし『社会新報』七四年一〇月九日付に「党建設についての経験交流集会」の討議資料として発表された「党建設の目標と課題および上期党勢拡大運動の総括と下期党勢拡大運動の方針」と題する組織局の文書によれば七三年一〇月から七四年六月までの間に「党員の拡大率は入党者は九・八%、離党者は四・六%、実質的な党員拡大率は全国平均五・二%」であると述べている。諸資料から推して七三年一〇月現在の党員数は四万人弱であったとみられるから、七四年六月末現在の党員数は四万二〇〇〇人前後と推定される。公称五万人は若干過大と思われるが、党勢の上昇傾向がつづいていることは確かである。

機関紙『社会新報』も七〇年一月当時は約一〇万部にすぎず、機関紙会計だけでも三億八九九二万円の赤字をかかえていた（本年鑑第四二集、四九三―四九四ページ参照）。このため、同紙は七〇年から日刊化されることが決まっていたが（六八年第三〇回大会決定）、延期せざるを得なかったのである。その後、七二年ごろまで同紙は一二万～一三万部前後の微増にとどまっていたが、七三年二月の第三六回大会以降急速な伸びを示し、第三七回大会当時で二〇万部を越えた。七四年一二月の第三八回大会前には公称三〇万部と報じられた。しかし、『社会新報』七四年一一月二七日付の同党全国機関紙部長会議についての報道によれば、七四年度の年間拡大率は三〇%である。とすれば実部数は二六万部強で、党員数と同様、公称数を若干下まわるのではないかとみられる。懸案の機関紙の日刊化についても、第三八回大会で中央はじめ各級党機関に「日刊化準備委員会」を設置し、本格的に日刊化の準備にとりくむことが決定された。

財政面の改善もいちじるしく、一時は総額八億円を超えたといわれる長期の負債（本年鑑第四一集、四九三ページ参照）が、完全に整理されたことが報告された（第三八回大会、会計報告）。

なお政治資金規正法による報告書によれば、七四年一年間の社会党中央本部の収入は一一億三四二七万円で、七三年にくらべ四億三四二二万円、六二%の増であった。収入のうち寄附が二〇%近くを占めているが、その主なものは総評政治活動委員会からの一億八二〇〇万円、全国相互銀行協会七〇〇万円のほか、全国小売酒販政治

連盟、電機労連、東洋化成、日本税理士政治連盟などである。

以上見たとおり社会党は六〇年代末の〝どん底〟〝存亡の境〟におかれたころにくらべれば、「低落傾向に歯止めをかけ」「再建の第一段階」を終えたといえる。しかし、この間に共産党が各級選挙で急速な伸びを示し、公明党もまた言論出版妨害問題の打撃から立ち直ったこともあって、社会党の野党内における比重は低下し、そのリーダーシップが弱まったこともまた否めない。

野党間での政治的比重の低下

この点を、今期におこなわれた参院選（七四年七月）と統一地方選（七五年四月）の結果について見よう。

参院選で、社会党は改選議席を三上まわる二八議席を獲得した。選挙前には現有議席の維持さえ危いと見られていただけに、この結果は党内外で予想以上の善戦と評価された。しかし、二八議席は前回より一一議席の減であり、前々回と同数である。前々回は敗北の責任を負って勝間田委員長が辞任した選挙であった。また各党の力が比較的反映している全国区の成績は、社会党一〇に対し、公明党は九、共産党は八で、三党の力量の接近が明らかである。

統一地方選の結果は、さらに社会党の政治的比重の低下を示すものであった。他党と多様な共闘をくんだ首長選は、ほぼ現状を維持した。しかし道府県議選では当選者は四二二人で、これは前回より四九人減、前々回からみれば一一一人もの減であった。得票率も前回二二・二%、前回一九・五%、今回一八・三%と後退がつづいている。

八大市議選でも、改選前に比し、他の四党が多かれ少なかれ議席を増したなかで、社会党だけが一一五議席から九八議席へと一七議席を減らしたのである。とくに社公民共闘をくんだ大阪市では一九議席からいっきょに九議席となり、第五党に転落した。東京特別区の区議選でも一二二議席となり、前回より四三議席減、前々回より四八議席減で、第二党から第四党に落ちた。

社会党が議席を伸ばしたのは一般市議および町村議選であった。しかし、ここでも公明、共産両党の追いあげははげしく一般市議でこそ社会党は第一党であるが町村議では社会党は共産、公明両党につぐ第三党である。

社会主義協会の進出

この数年来、社会党内における派閥はきわめて流動的である。もちろん、党員個人がある派閥から他の派閥に移るということであれば、これまでもしばしば見られたことである。よく知られているように、現在の右派の中心人物である江田三郎氏もかつては左派の鈴木派に属していたし、同じく江田派の山本幸一、大柴滋夫、野々山一三の諸氏は六八年までは佐々木派に属していた。

しかし、現在の派閥関係の変動は、従来の派閥再編のパターンとは異なっている。すなわち、従来の派閥の再編は主として国会議員レベルでおこなわれたのに対し、今回は党の再建過程で急速に下部党員の間にその影響力を伸ばした社会主義協会の台頭によってひきおこされているのである。

社会主義協会は旧来の派閥と異なり、国会議員としては山本政弘、木原実、高沢寅男の三氏を擁するにすぎない。佐々木派、江田派、勝間田派、「新しい流れの会」などが、それぞれ数十人の国会議員を中心に組織されているのと、この点では大きな差がある。しかし、党大会における代議員数では、社会主義協会の力が急速に増

している ことは明らかである。大会代議員約五〇〇人の派閥別の数字をつかむことは容易ではないが、協会が機関紙局長と青少年局長のポストを握って一躍注目された七三年二月の第三六回大会では八〇～九〇人程度、七四年一月の第三七回大会で約一三〇～一四〇人、同年一二月の第三八回大会では一八〇人～二〇〇人近い勢力を占めたといわれる。江田副委員長を前提とした副委員長三人制がいったん否決された際は、出席代議員三六六人（代議員総数四九三人）中、反対が二四七人であった。このすべてが協会派でないとしても、その中心勢力は明らかに社会主義協会系の代議員であった。定数一〇に対し一三人が立候補した中央統制委員の選挙では一位から五位までを社会主義協会が圧倒的票数で独占し、六、七、八位は佐々木派、九、一〇位は江田派で、勝間田派は落選したという（『朝日新聞』七五年三月一一日付）。

役員人事をめぐる各派の動き

このような社会主義協会の急速な勢力増大は党内各方面からの強い反発をまねいている。右派の江田派はもちろん、かつては社会主義協会にもっとも近いとみられていた佐々木派も国際路線での不一致もあって、社会主義協会との対立を深めた。

佐々木派と社会主義協会との対立が明確化したのは、七四年一月の第三七回大会であった。すなわち、佐々木派が親中国的な立場から、運動方針のなかの国際情勢の分析で、世界情勢の特徴を「米ソ超大国と中国を先頭とする第三世界の対立」とする修正案を提出したのに、協会派はソ連も社会主義国であり、平和のとりでであるとする立場からこれに反対し、逆に原案にあった「超大国の支配」という表現の削除を求めたのである。同様の対立は、日ソ共同声明や日中共同声明の評価をめぐって第三八回大会や、第五三回中央委員会でもくり返され、両派のミゾは深まっている。

注目されるのは、かつては佐々木派とはげしく対立した江田派が「反『社会主義協会』の統一行動の呼びかけ」（『社会主義レポート』七四年三月号）をおこない、これが「旧三役懇談会」として具体化したことであった（本年鑑第四五集、四六七―四六八ページ参照）。この関係は第三八回大会での役員人事をめぐってさらに進展し、佐々木派は江田派の執行部入りを支持する挙党体制をうちだした。

一方、これとは別に、若手の国会議員で七三年二月に結成された「新しい流れの会」は、第三八回大会に向けて飛鳥田一雄横浜市長を委員長に推す動きを示し、同党の各級議員にアンケートを発送して、党内外に波紋をよんだ。

結局、大会に先だって成田委員長が委員長にとどまる決意を表明し、社会主義協会派、佐々木派がともにこれを支持したことで、対立候補は出ず成田委員長の四選が決定した。また書記長については江田派などが「新しい流れの会」の楢崎弥之助氏を推す動きを見せたが、佐々木派の同調が得られず、石橋氏が三選された。問題は副委員長人事であった。成田委員長らは副委員長を三人に増員して飛鳥田横浜市長を含めた「挙党体制」の成立をはかった。社会主義協会派の代議員も飛鳥田副委員長に異論はなかったが、副委員長三人制が江田三郎氏の就任をふくみとしていることに反発し、これを否決してしまった。しかし、投票となった場合飛鳥田氏に立候補の意思がなかったことから、執行部、協会派とも窮地に立ち、最終的には副委員長三人制を承認して、「挙党体制」の執行部が成立した。

公選法案で〝現実路線〟

第七五国会において、社会党はその基本路線である「全野党共闘」のパートナーである共産・公明両党の強い反対にもかかわらず、自民党、民社党とともに公職選挙法改正案の成立に「党の命運をかけ」、大きな反響をよんだ。

この公職選挙法改正案は、衆議院の定数是正と同時に、ビラや機関紙号外の規制を意図したものであった。この法案に対し、共産・公明両党は言論・表現の自由に反するとしてこれに反対したが、社会党は、公費による個人版公報の創設など選挙公営の拡大などの修正を条件にこれに賛成する態度をうちだし、政府・自民党がこの要求をいれたため、自民・社会・民社の三党対共産・公明両党の対決というかつて例のない共闘関係が成立した。この過程で、社会党と共産・公明両党との対立は激化し、とりわけ共産党との間ではきわめて深刻な情況となった（457ページ参照）。

国会閉幕後の七月九日、成田委員長は記者会見で、「第七五国会は参院の保革伯仲を生みだした政治的・経済的背景のもとで自民党に譲歩を迫り、国民要求実現をめざす攻撃面と、値上げ法案阻止などの抵抗闘争の両面をもった複雑なたたかいだったが、結果として成功した」と、社会党のとった方針の正しさとその成果を強調した。そして、共産党の宮本委員長の〝自社共闘〟〝第二民社〟への危険な変質〟といった非難は保守反動のアカ呼ばわりと同じようなもので、批判にも節度が必要だと述べた。

なお、この公選法改正に対して、総評は反対の態度をとった。また、従来成田委員長を支持してきた社会主義協会は「日中共同声明」での成田委員長らの態度と、この公選法改正問題での社会党指導部の方針に「重大な疑念」を表明し、「こんにちの危機的事態の一因は、昨年末の第三八回党大会での挙党体制による妥協人事にある」として、「党の『危機』の根源に鋭いメスを入れ、社会の変革をめざして、さらに努力をつよめよう！」とよびかけた（『社会主義』七五年八月号）。

2　第三八回大会

大会経過

日本社会党第三八回定期全国大会は一九七四年一二月二〇日、東京・九段会館で開かれた。会期は二二日までの三日間を予定していたが、副委員長三人制問題で紛糾したため一日延長され、二三日午前〇時二六分閉会した。

大会の中心スローガンは「インフレと不況に挑戦する政治の革新をめざして」であったが、大会の焦点となったのは新執行部の選出問題であった。また、大会直前、滋賀県本部の前三役が知事選にからんで保守陣営から金品を受けていたとして除名され、党中央にも関係者がいると報道された「黒い霧」問題がどう処理されるかも注目されていた。

大会第一日は、成田委員長のあいさつをはさんで来賓あいさつがおこなわれたのち、つぎの諸報告とこれに対する質疑・答弁がおこなわれた。①一九七四年度一般党務報告（石橋書記長）　②一九七四年度一般会計報告（鈴木財務委員長）　③一九七四年度 会計 監査報告（荒木会計監査）　④中央統制委員会報告（島上統制委員長）。

諸報告のうち②③は満場一致可決された。また、「滋賀金脈問題」を扱う④は大会運営委員会でさらに慎重審議をすることが提案され、承認したのち役員選挙に移った。ここで執行部は「挙党体制と指導は党の基本方針に反し、日中友好連帯に障害をきたすとする付帯決議が佐々木更三氏ら三一人の連名で提出され、紛糾した。結局、大会はこの決議を採決せず、石橋書記長が「党方針を堅持するのは当然である」との態度を表明し、この「石橋発言」を含め、一般党務報告は圧倒的多数で承認された。

第二日は、まず、①一九七五年度運動方針案(石橋書記長提案)、②社会主義理論委員会報告(勝間田同委員会委員長)、③新財政方針(第三七回大会決定)の強化について(鈴木財務委員長)の三議案について、それぞれ提案説明がおこなわれた。このあと大会は「運動方針」「組織・財政・機関紙」「政策」の三つの小委員会にわかれ、上記三議案のほか、つぎの九議案、計一二議案の審議をおこない、各小委員会は付託された議案をほぼ原案どおり可決した。なお、③新財政方針の強化についてでは、現行の党費、基準内賃金の一%を五カ年間一・四%に引き上げることを、執行部提案の七五年一月実施を同七月実施に修正して可決した。

④一九七五年度財政方針案並に一九七五年度中央本部一般会計予算案　⑤一九七五年度機関紙事業計画案　⑥第八回統一自治体選挙闘争方針案　⑦第三四回衆議院議員総選挙闘争方針案　⑧第八回統一自治体選挙政策案　⑨第三四回衆議院議員総選挙政策案　⑩一九七五年春闘方針案　⑪「新報日刊化」準備に関する件　⑫結党三〇周年記念事業に関する件。

大会第三日は「滋賀問題」と中央統制委報告を討議した大会運営委員会と三小委員会の各委員長報告がおこなわれ、これをそれぞれ承認したのち役員選挙に移った。ここで執行部は「挙党体制と指導力強化」を理由に従来二人であった副委員長を三人とする提案をおこなった。しかし、この提案に対する代議員の反発は強く、採決の結果、出席代議員三六六人(代議員総数四九三人)中、反対二四七でこれを否決した。このため執行部は窮地に立ち、緊急中執委を開いて協議した結果、副委員長三人制について大会に再考を求め、最終的には執行部提案が承認されて、別項のような新役員が選出された。

大会はまた、つぎの七つの決議と大会スローガン、大会宣言を採択した。①刑法改悪阻止のたたかいを強化する決議　②生活要求闘争推進に関する決議　③日中平和友好条約実現をはじめ日中友好の強化に関する決議　④カネミ被害者の裁判闘争と患者を守る活動を支援する決議　⑤知事選挙勝利・革新知事実現のために全党の支持体制をいっそう強化するための決議　⑥緊迫した部落解放運動を正しく前進させるために　⑦憲法二十四条改正・家督相続制復活運動粉砕のための決議。

【大会スローガン】

インフレと不況に挑戦する政治の革新をめざして

○　インフレと合理化から国民生活を防衛し、独占本位の経済から国民福祉の経済に転換しよう。

○　憲法と民主主義を守り、安保に反対し、アジアと「第三世界」人民との連帯を築こう。

○　統一自治体選挙で前進し、内閣打倒、選挙で国民連合政府の展望を切り開こう。

主要な大会論議

大会における討論の焦点となったのは「滋賀問題」、日ソ共同声明問題、部落解放問題と共産

党との共闘について、全電通千葉支部の役員選挙問題等であったが、全般を通じて社会主義協会系と佐々木派・江田派との間の対立が目立った。

【滋賀問題】 成田委員長は大会冒頭のあいさつでこの問題にふれ、「党中央についての〝黒い霧〟は意図的に流されたデマであり、事実無根である。社会主義者の名誉にかけて断言する」と述べたあと、「規律ある党生活を確立し、階級的な警戒心をたかめて、敵のつけ入るすきを与えないよう」に訴え、「そのためにも、大衆に依拠した財政活動の確立による財政改革が焦眉の問題」だと強調した。

質疑討論のなかでは、問題の処理をめぐる中央の指導性の弱さが指摘され、また、中央統制委員会の議事録が外部に洩れ、『朝日ジャーナル』七四年一二月二七日号に掲載されたことについて批判が集中した。

この問題は大会第二日の大会運営委員会で成田委員長はじめ関係者が出席して七時間にわたって事情聴取と討議がおこなわれ、①党中央は潔白である ②中央統制委員会報告は承認するが、問題の処理にあたって、中執委の組織的対応が機敏さを欠いていたこと、中央統制委の管理運営の欠陥、書記局の人事管理、書類管理の不備が党機密の漏洩の原因となったこと等を指摘し、今後も継続して調査をおこなうことが決定された。大会ではまた、「滋賀問題に関し全党に訴える決議」が運営委員会から提案され、異議なく採択された。

【日ソ共同声明問題】 七四年九月の石橋訪ソ団がソ連共産党と交した共同声明に関して、「親中国派」の佐々木派等から党の外交方針に反するとして批判が集中し、佐々木派を中心に、江田派、「新しい流れの会」の三一人の代議員から党務報告に対する付帯決議が提出された。決議案は、①声明はソ連のアジア集団安保構想を承認した疑いがあり、日中友好の党方針に反する ②声明中に「国境不可侵」とあるのは、北方領土返還要求に支障をきたす ③「朝鮮の平和的・民主的統一」の表現は、「二つの朝鮮」をつくるおそれがある——というものであった。これに対し石橋書記長は声明作成の経緯を詳細に説明し、①声明は中国に対する意味のものではない ②全千島返還要求実現にはいっそう努力する ③「二つの朝鮮」をつくる考えには反対であるとの態度を表明し、「外交上合意した共同声明に一方的に付帯決議をつけるのは相手国に失礼だ」と述べた。大会は結局、決議を採決せず、石橋発言の内容を確認することで党務報告を承認した。

なお、これと関連した論議に、運動方針や大会スローガンの「第三世界」という表現をめぐる問題があった。社会主義協会系の代議員は、この表現は科学的社会主義の立場からみて正確さに疑問があり、避けるべきであると主張したのに対し、「親中国派」からは、これは「米ソ超大国に対する第三世界」であり、中国も第三世界に含まれるものと考えるべきだと述べた。

【部落解放運動と社共共闘】 この問題では多くの代議員から「共産党が部落解放同盟を敵視し、これを暴力集団とするキャンペーンを展開している」ことを批判する意見が相つぎ、これに対する中央の基本的見解をただした。これに対し石橋書記長は、①人間解放をめざすわが党はいっさいの差別とたたかうことを党の任務と考える。共産党の態度は差別を増幅、拡大するもので絶対許せない。共産党の誤ったやり方に対しては批判し、たたかっていく。同時に解放同盟

にはできるだけ挑発にのらないようにしてほしい　②解放運動の今日の事態についての党の指導文書は作成中である、と答えた。また、細谷地方政治局長は、①窓口一本化は部落解放運動推進の重要な柱であるから断固として守り抜いていく　②同和行政に対する共産党の態度は内部矛盾としてよりも敵対的なものだとの認識に立っている、と述べた。

また、これと関連して、愛知県知事選の共産党との政策協定で「同和行政については憲法、地方自治法にもとづき、特定団体に偏重せず、公正・民主的に行う」としたことに批判が集中した。執行部は、愛知では愛知県労評のあっせんで、共産党の提案を拒否したうえに成立したもので、候補者は社会党員であると説明し、しかしこれは十分ではないので今後の首長選における共産党との協定にあたっては「解放行政」問題を重視し、愛知方式は愛知県にとどめ全国化しないと述べた。

【全電通千葉支部問題】千葉県本部の代議員から、全電通千葉支部の役員選に際し、党員協の決定に反して立候補した党員を除名したのに対し、中央統制委員会が「反階級的行為の立証が得られなかった」として処分を取り消したことに疑問が出された。これに対し、支持団体の全電通の代議員から、このような処分は党の労組への介入だと主張した。これに対し石橋書記長は党と労働組合の関係についての原則として、①党は労働組合に介入しない　②労組内党員は党の方針、決定に従って行動する　③党の決定と労組の決定とが異なるときは労組の決定が優先するのが党の慣行である、と答弁した。

七五年度運動方針

第三八回大会で決定された一九七五年度運動方針は、二、内外情勢の特徴　三、たたかいの目標　四、党建設の四章からなり、第二部は執行部を構成する各局別の活動方針からなっている。

第一部一、「たたかいの総括」では、六九年総選挙での大敗のあと、七〇年代前半のたたかいでは、七一年参院選、七二年総選挙と勝利し、また前大会後も「国民春闘」の高揚、七四年参院選の前進、田中内閣を退陣に追いこんだ国会闘争などを評価し、また党勢も機関紙の大幅な拡大、青年党員の急増などの成果をあげたことを指摘していた。しかし党の主体は運動的にも組織的にも、情勢と国民の期待から大きく立ち遅れており、『社会新報』日刊化、党財政確立など、全面的な党改革、党強化が七〇年代後半の課題であると強調している。

二、「内外情勢の特徴」では国際情勢の特徴として、①緊張緩和の進展、平和共存の方向が決定的となった　②資本主義世界は全般的危機を深めている　③開発途上国の動きは今後の国際情勢に重要な影響を与える、と述べている。また国内情勢では、インフレと不況のもとで反独占・反自民の国民戦線成立の物質的条件が生みだされていると述べ、社会党が「日本における社会主義への道」で確立した戦略路線、「新中期路線」および「国民統一の基本綱領」で示した「全野党共闘」路線の正しさが、ますます明らかになっていると強調、共産党の路線を重大な誤りとして批判している。

三、「たたかいの目標」では、(1)日本はいま歴史的な転換期をむかえ、保守にかわる革新政府の樹立が国民的にのぞまれ、自民党政府の打倒がさし迫った政治課題になっている。しかし保守支配の基盤は強固であり、これを掘りくずすたたかいなしに自民党内の内紛に

期待するような安易な野党政権論はとらない。

(2)しかし、革新の中軸であるわが党はこの歴史的使命を果すことで日本の政治に不動の地位を築くことができる。そのためには、つぎの三つの課題を解決しなくてはならない。①分散化傾向にある全革新勢力の結集に成功すること。それにはどの野党も回避できない「生活防衛」の共闘で政策と行動の一致をかちとる必要がある。それには、強大な党の建設が前提となる。このため、『社会新報』を党活動の中軸におき、二年間に党員の倍増と『新報』の早期日刊化を実現する。党の欠陥の克服は重要だが、前進面に自信をもたず、強大な党建設の後でなければ政権問題に近づけないとする段階的な消極姿勢はとらない。歴史的任務を果す闘争のなかで党は建設される。②保守にかわる革新政策を「国民統一の基本綱領にもとづき国民の共感と了解を得られるまでねり上げる。この革新政策の作成過程を重視し、各層、各界の参加を求める。これを全野党、全政治勢力に示して政策の一致をかちとる。③統一自治体選挙で地域における保革逆転をめざし、七〇年代後半の二回の参院選、二、三回の衆院選で、わが党主導のもとに両院の保革逆転をなしとげる計画的な選挙闘争方針をとる。現状維持の消極姿勢でなく、部分的失敗があろうとも、限度いっぱいの拡大方針を断行する決意を迫られている。

(3)七五年度の課題として、①「反インフレ、生活防衛」のたたかいを全運動の基調におき、闘争組織を末端にまでつくり、これを母体に「国民統一の綱領」の示す「共同行動委員会」の構築をめざす②保守支配の危機における常とう手段である小選挙区制や刑法改悪などの強権政治を許さない ③これらの運動を通じて、党員倍加の年度計画と『新報』の拡大目標を完遂し、「『新報』日刊化準備委員会」を全国的に発足させる。「労対機構」はじめ大衆組織内の党員協議会を強化し、組織基盤を強固にうちたてる。七五年の闘争目標はつぎの三つに集約される。①インフレと合理化から国民生活を防衛し、独占本位の経済から国民福祉の経済に転換するたたかい ②憲法と民主主義を守り、安保に反対し、アジアと第三世界人民との連帯を築くたたかい ③統一自治体選挙で前進し、内閣打倒・総選挙で、国民連合政府の展望を切りひらくたたかい。

四、「党建設」では、(1)七五年度の党建設の基本任務として ①党勢拡大運動を展開し、これを結党三十周年記念事業の中心にすえる ②『新報』日刊化準備委員会を中央から支部にまで設ける ③中央から末端までにいたるまで統一した指導体制の確立をめざす党改革運動、の三つをあげていた。そして、(2)党建設の目標として、①国民の先頭にたって、いのちと暮しを守る闘争をたたかいぬく党の建設 ②総行動・総点検・総学習・総前進を実現する党の建設 ③全党的指導体制の確立、を掲げている。

最後に、(3)組織建設の課題として、つぎの七つを示している。①統一自治体選挙および総選挙の必勝態勢の確立 ②大衆運動を創造する党の建設 ③オルグ態勢の強化と専従者尊重の党風の確立 ④組織・機関紙・財政活動の一体化 ⑤党活動をささえる財政の確立 ⑥機構特別委員会の設置 ⑦二年間で党員・党友の倍加、新報六〇%増の達成。

新役員

第三八回大会で選出された役員はつぎのとおり。統制委員については投票がおこなわれたが、他のポストは話し合いで対立候補を下ろし、満場一致で選出された。

▽委員長　成田知巳（四選）、▽副委員長　赤松勇（元・佐々木派）、飛鳥田一雄（新）、江田三郎（元・江田派）、書記長　石橋政嗣（三選・勝間田派）、▽総務局長　塚田庄平（新・佐々木派）、▽組織局長　森永栄悦（新・中立）、▽労働局長　笠原昭男（再・佐々木派）、▽農漁民局長　山口太郎（再・佐々木派）、▽中小企業局長　山本幸一（新・江田派）、▽地方政治局長　細谷治嘉（再・勝間田派）、▽青少年局長　盛山健治（再・社会主義協会）、▽婦人局長　渡辺道子（再・佐々木派）、▽国民運動局長　伊藤茂（再・勝間田派）、▽教宣局長　米田東吾（新・佐々木派）、▽国際局長　川崎寛治（再・勝間田派）、▽機関紙局長　山本政弘（再・社会主義協会）、▽国民生活局長　横山泰治（再・中立）、▽企画担当中執　北山愛郎（再・佐々木派）、川俣健二郎（新・江田派）、▽政審会長　堀昌雄（再・勝間田派）、▽財務委員長　鈴木力（再・佐々木派）、▽選対委員長　大柴滋夫（新・江田派）、▽国会対策委員長　平林剛（新・佐々木派）、以上中央執行委員。

▽統制委員長　中沢茂一（新・江田派）。

なお、一月一六日に開かれた中央執行委員会は、党大会の委任にもとづいて、つぎの一五人を党顧問として決めた。

加藤勘十、菊地養之輔、久保田鶴松、黒田寿男、河野密、向坂逸郎、中村高一、野溝勝、松前重義、三宅正一、山花秀雄（以上再）、日野吉夫、永井勝次郎、加藤シズエ、藤原道子（以上新）。

3　中央委員会

第52回中央委

七四年一〇月二四日、社会党は党本部で第五二回中央委員会を開いた。一年ぶりに開かれたこの中央委は、統一地方選と次期衆院選への態勢固めをはかるためのものであった。

成田委員長は、はじめのあいさつで「七月の参院選は、政治の流れを変える分岐点であった」と述べ、「田中内閣はすでに完全に国民の信頼を失った。田中内閣をうちのめすたたかいの中で、統一地方選の前あるいは同時に解散・総選挙もありうる情勢となった」と指摘し、「国民の社会党に対する期待は強く、客観情勢も有利に展開している。こうしたなかで、何よりも必要なのは党の主体的力量の強化である。社会党員である以上、党の利益を私の利益の上に置く節度ある姿勢を求めたい」と強調した。

ついで石橋書記長が「当面の情勢とわが党の態度」と題する報告をおこない、要旨つぎのように述べた。

【石橋書記長報告（要旨）】

一、日本経済は本格的なスタグフレーションに突入した。二〇年間の高度成長は破綻のうちに終り、日本政治のワク組みも大きく変ろうとしている。われわれが主体的条件を整え、対決しうるなら、内閣打倒、解散、総選挙をかちとる条件は成熟している。〝反インフレ・生活防衛〟のたたかいを全党の第一義的課題として提起するのは、これを通じて統一自治体選、総選挙勝利の条件を確保するためである。また〝ラロック証言〟によ

って、アメリカの核持ち込みが明るみに出て国民に衝撃を与えている。内に〝反インフレ・生活防衛、外に〝核持ち込み糾弾〟を目標として大衆運動と国会活動を結び、内閣打倒の運動に集約していく。

二、当面する生活闘争で重要なのは「独自」と「共闘」の闘争母胎を強固に築くことである。このため党の国民生活要求闘争本部を主体にした闘争方針を提起する。全党の各級組織は、この方針にしたがい、住民の地域要求をかかげ労組、民主団体、個人の参加をよびかけ「闘争委員会」を組織し、これを基盤に全国共通の課題にとりくめる組織の形成に全力をあげてほしい。

三、統一自治体選挙・総選挙準備については、さきの書記長会議で確認したつぎの諸事項を実行してほしい。①地方選の公認をすみやかに完了する ②これと衆院選の候補者を組合せた選挙体制を早期に整える ③市町村までの地域政策を作成する ④後援会、支持者名簿の完備。また統一自治体選では絶対に空白地を残さず、革新無所属でなく公認候補を立てる。

四、長年の赤字財政はようやく解消できた。しかし、インフレの重圧は党財政を圧迫している。当面、各級組織が財政の〝自立〟をはかり、党財政の有機的一元化をはかるとともに、党員の負担増はさけられない。この中央委に提案する財政方針を全党討議に付し、次期大会で結論を出してほしい。

書記長報告につづいて下平副委員長が「当面の情勢と秋季・年末における反インフレ・生活防衛闘争について」、横山選対委員長が「統一自治体選挙・衆議院議員選挙闘争方針」、堀政審会長が「統一自治体選挙綱領と重点政策」、伊藤国民運動局長が「核持込み糾弾、フォード来日反対、対朝鮮政策転換を中心とする当面の国民運動について」提案し、質疑討論の後、これらの方針を承認した。

なお、この中央委での委員長あいさつ、書記長報告、各議案の全文は『月刊社会党』七四年一二月号に、質疑討論の概要は『社会新報』七四年一〇月三〇日付にある。

第53回中央委

社会党第五三回中央委員会は七五年六月九、一〇の両日、九六人の中央委員中七六人が出席して東京・三宅坂の党本部で開かれた。この中央委の主たる議題は統一地方選の総括であったが、同時に成田訪中団が、中国との共同声明で「米ソ両超大国の覇権主義反対」を明記した点が、党の基本路線からの逸脱として党内に強い反対論をまき起こしていたことから、これにどのような決着をつけるかが注目されていた。

冒頭のあいさつで、成田委員長は、「統一自治体選はじめ上半期の活動の成果は目標に及ばず、国民の期待に応えられなかった」と述べ、「党活動の結果を冷厳に直視し、党の欠陥と弱点を大胆にえぐり出し、党を躍進の軌道にのせることが緊急の課題である」と強調した。また、野党間の対立問題についてふれ「一方で共闘と統一をよびかけながら、他方革新陣営や労働運動のなかに対立や分裂をもち込む一部野党の行動には、真に共闘を成功させ、統一戦線をつくり出す誠意があるかどうか疑わしめるものがある」と暗に共産党を非難し、「わが党は便宜的な共闘にのめり込むことなく、国民生活に密着した基本的な政治目標と政策を明らかにし、その実現のために独自の活動と組織化を推進しなければならない」と述べた。

さらに三木内閣打倒問題については、「野党の中にはすでに倒閣宣言を行っているところもあるが、わが党は三木内閣成立のその日から戦略的には三木内閣打倒を目標としてきた。問題は、いつ、どのような方法で何を課題に最も効果的に倒閣するかという戦術面にある」とし、「公選法、政治資金規正法、独禁法の強化などの実行を政府に迫り、その闘いの中で三木内閣打倒、衆院解散をかちとることこそ、野党第一党の任務だ」と述べた。

このあと石橋書記長の「統一自治体選挙の総括と当面の政局に対するわが党の態度」と題する書記長報告があり、大柴選対委員長の「第八回統一自治体選挙総括」「第六次訪中代表団報告」等の議案が提出された。

第一日目の質疑では、公選法改正問題に論議が集中し、①機関紙号外（ビラ）規制は選挙運動の自由をおかす　②機関紙拡大やビラ配布など〝足腰〟を強めることに努力するという党の方針にも反する　③中央は、下部や労組の疑問や批判にこたえる体制をとらなかった等、執行部の姿勢に対する批判があいついだといわれる。なお、この問題については、二日目に高沢寅男中央委員ら八人から要旨つぎのような「公職選挙法改正案の取扱いに関する意見」が文書で提出され、中央委はこれを採択したと報じられた（六月一一日付各紙）。

「①公選法改正案におけるビラ、機関紙号外、ポスター規制等は政党の政治活動の自由を制限する恐れがある。従ってこの危惧をぬぐいさるよう参議院の審議において最大限努力すべきである　②参議院の定数是正を実現するため執行部は最大限の努力を払うべきである。」

また、統一自治体選総括については、選対委の総括は「事務的、平面的で粗雑、党全体の組織や運動面、力量などの視点が不十分で、とくに組織強化への検討を深めるべきだ」として差し戻し、これを第一次草案として下部討議におろし、最終案をまとめることになったと米田教宣局長から発表された。

ところが、翌一一日、石橋書記長は記者会見して、公選法や地方選総括に関する教宣局長の発表に誤りがあったとして、つぎの点を訂正した。①公選法について「ビラ規制は政治活動を制限するおそれがある」といった意見は口頭で出されたが、これを中央委で採択したようなことはなく、成田委員長が「参院の審議を通じて（中央委での）主張、意見をもっとはっきりさせ、参院定数の是正にも一段と努力する」といったしめくくりが了承されたものだ　②統一地方選総括は「さしもどし」でなく、一応了承されたが、不完全な点もあるので、これを第一次草案として完全なものに補強することになった（『朝日新聞』六月一二日付）。

なお、選対委の総括案には、要望事項の一つとして、「議員の発言権を保障する」ため「議員が、各級党機関の大会や会議に、代議員その他の資格で出席できる道をひらく」ことが提起されていたが、これに対しては「議員党的体質へ逆行するもの」として強い批判をまねいたという。

問題の訪中団の共同声明については、賛否両論がたたかわされ、結局つぎのような「共同声明にたいする中執見解」を承認して、〝覇権問題〟は一応の決着を見た。

【共同声明に対する中執見解】

一、成田委員長を団長とした第六次訪中団の共同声明を承認する。

二、承認に当っては、成田委員長の説明――党の基本路線、方針、政策をいささかも変更するものではない――を了解する。しかし共同声明の未成熟な表現については、こんご、中執でも討議を深め、成熟したものとするために努力する。最終的には、来年度運動方針に生かされるが、中間段階（書記長会議など）でも報告する。

また、社会主義理論委員会でも検討する。

三、社会党はソ連を敵視するものではなく、体制の問題として評価したものでもない。日中友好を維持する立場の現われであり、そのために未成

熟な用語が出た。ソ連、東欧との関係改善のため、国内でなしうるいっさいの努力をしてきたし、また努力する。

なお、この中央委での委員長あいさつ、質疑討論の概要は『社会新報』七五年六月一五日付に、書記長報告その他の議案は『月刊社会党』七五年八月号にある。

4 選挙活動

参院選総括・統一地方選準備

七四年八月七日、社会党は全国書記長会議を開いて参院選の中間総括をおこなうとともに、「地方統一選挙方針」を決定した。参院選中間総括の要旨はすでに本年鑑第四五集四七四―四七五ページでとりあげたので、ここでは統一地方選に重点をおいた書記長報告の「結び」の要旨を紹介しておこう。

【書記長報告・結び（要旨）】

今回の参院選と来年の統一地方選、次期総選挙は七〇年代後半の日本の政治を左右するたたかいの重要な一環を形成している。ことに増大を続ける革新自治体は、今回の〝保革接近〟とともに日本政治の地殻変動の証左である。各地に噴出している住民運動、自治体改革運動に党が積極的なイニシアを発揮し、これを革新首長、社会党地方議員の増大に実らせることがつぎの課題である。このたたかいの前進が総選挙の準備につながり、反独占、反自民の統一戦線形成の組織的基盤を培うものである。

参院選は必ずしも統一地方選準備と結合したたかいにならなかった。この遅れをとりかえすため、①地方選の公認を速かに完了する ②これと次期総選挙を組合せた選挙体制を早期に整えること ③政策対決のできる市町村までの地域政策を作成する ④後援会、支持者名簿を完備する。統一地方選では一人区でも絶対に空白区を残さず、革新無所属でなく、党の公認候補を立て、党の基盤をつくる礎とする。

なお、この会議で討議された「地方統一選挙方針」は『社会新報』七四年八月四日付、「書記長報告」「参院選中間総括」の全文は同八月一四日付にある。

このあと、社会党は八月二四日から三日間、神戸市に二七〇〇人をこえる党員首長、各級党議員を集め「自治体政策研究第九回全国集会」を開いた。集会の基本テーマ〝地方政府の樹立をめざし五十年統一自治体選挙に決起しよう〟、補助テーマ〝確保しよう一万の党議員と五百の首長を〟〝確立しよう！自治体改革への道を〟が示すように、この集会は統一地方選へ向けての態勢固めをはかる決起集会としての意味をもっていた。なお、集会の「基調報告」は『社会新報』七四年八月二一日付、書記長あいさつは同八月四日付、各分科会の報告は同八月八日付にある。また、概況については『月刊社会党』七四年一一月号参照。

統一地方選綱領・政策

社会党の統一地方選にのぞむ政策は七四年一〇月の第五二回中央委で採択され、同年一二月の第三八回全国大会で最終的に決定された。〝逆転は地方政治の革新から〟と題された選挙綱領政策は要旨つぎのとおりであった。

【第八回統一自治体選挙綱領（要旨）】

一、第八回統一自治体選の意義、①日本の政治構造を変革させる歴史的な政治決戦である ②「革新のカナメ」の地位を確保し、党勢の逆ピラミッドを是正する好機である。

二、住民のいのちと暮しを守る地方自治――生活防衛のとりでをきづく

――①住民生活優先の革新自治で国政改革の足場をきづく　②シビル・ミニマムの保障　③危機に直面している地方行財政の改革、中央集権化をつき崩す攻めの闘争

三、五百人の首長と一万人の議員を　①自治体を「地方政府」として強化し、反自民の「革新自治体連合戦線」の構築を　②議員のいない空白市町村をなくそう。

【第八回統一自治体選挙政策（項目）】

一、物価の安定、消費者保護対策の確立　①物価安定対策　②消費者保護行政の推進

二、生活と健康を守り人間らしい生活の保障　①社会保障政策　②労働者のための政策

三、地域経済の発展と住みよい住宅・環境づくり　①地域経済の発展と生活格差是正　②住宅・生活環境・土地・災害対策　③公害対策（「むつ」と原子力施設に関する政策）　④交通政策

四、農林漁業の再建と中小零細企業の振興　①農林漁業政策　②中小企業政策

五、教育、文化、余暇活動の発展　①教育　②文化財保護　③スポーツ・レクリエーション・余暇対策

六、人権を守り、軍事基地をなくす　①部落解放政策　②アイヌ民族政策　③総背番号制の規制　④刑法改悪阻止闘争　⑤住民と自治体を核基地と自衛隊から守る政策

七、新しい住民自治と地方財政の確立　①住民自治の確立　②自治体財政の充実

なお、この「第八回統一自治体選挙綱領・政策」の全文は『月刊社会党』第二一八号に収録されている。また、その後も社会党は選挙戦の進展に応じて「統一自治体選挙に臨む三つの争点」（七五・三・一七）をはじめ、地方財政危機問題とりわけ「人件費攻撃」に関し、あるいは交通問題、教育問題、防災問題等に関する政策提言、委員長・書記長談話等を発表した。選挙期間中の党声明や談話等は『月刊社会党の統一地方選総括　三回中央委でおこなわれたが、選対委の提出した「第八回統一自治体選挙総括（案）」（全文は『社会新報』七五年六月一八日付）は継続審議となり、最終的総括はまだおこなわれていない（中央委の項参照）。

しかし、この中央委で承認された書記長報告は、冒頭で「統一自治体選挙闘争の総括」として要旨つぎのように述べている。

【書記長報告――統一自治体選挙闘争の総括――（要旨）】

一、選挙の結果は、革新勢力全体にとってもわが党にとっても好ましいものではなかった。神奈川の革新知事、島根で推薦候補の当選、新潟市の勝利など一部に前進も見られるが全体として保守の堅塁を破れなかった。さらに道府県・市区町村議選の結果は明らかに前回より後退している。とくに東京、近畿など大都市圏における退潮は著しく、これがしだいに地方都市に及ぶ兆候を否定できない。

一、敗因の基本的な点は、①三木新内閣への期待感、物価鎮静のキャンペーンが一定の効果を生んだなかで、中央における保革対決が鮮明さを欠き、地域政策の争点をあいまいにした。自民党が危機感から民社と連合し、「自民かくし」など周到な準備をすすめたのに、われわれの側の準備は不十分であった。②東京、大阪など野党共闘の混乱、不一致が国民の不信を招き、期待感を失わせた。これは共産党の独善的な態度によるものであるとはいえ、わが党が共闘の基本目標を鮮明にし、指導性を十分発揮できなかったことにも大きな責任がある。③党の主体的力量と組織体質の弱さ、日常活動の不足、政策宣伝の不徹底、議会活動と大衆闘争の結合の不十分など。

5　その他の活動

部落解放運動で共産党を非難

この期の焦点の一つであった部落解放運動、「同和」行政に関して、社会党は部落解放同盟を全面的に支持して、共産党と対立した。社会党第三八回大会は、「緊迫した部落解放運動を正しく前進させるために」と題する決議を採択したが、そこではこの問題に対する共産党の態度をきびしく非難し、その「決定的な誤り」として、つぎの諸点を指摘していた。

【緊迫した部落解放運動を前進させるために(抜粋)】

共産党の部落解放運動における決定的な誤りは、①部落差別を差別一般、階級一般に解消し、部落差別の歴史性、社会性、特殊性の問題を正しくとらえていないこと。②「同対審」答申の評価が誤っていること。③行政闘争や糾弾闘争をことごとく「暴力」ときめつけ否定していること。④大衆団体と政党との関係を混同して共産党の方針を大衆運動に押しつけていること。⑤労働者自身の中にもある誤謬性を正しく見ず、労働者は差別しないと主張していること――などである。これらのことが今日部落解放同盟と共産党との根本的対立と紛争の一切の根源となっている。現在、美濃部革新都政に攻撃を加え、自民党の別動隊「同和会」となれ合って、一見もっともらしい「公正・平等」論を主張して、「同和」事業執行の原則即ち、解放行政の原則を破壊しようとしていること、八鹿高校差別教育事件の真相を明らかにせず、いわゆる「11・22事件」なるものをフレームアップして「暴力キャンペーン」を展開し、その「事件」をふみ絵にして解放行政や解放教育の破壊活動に狂奔している。これらは共産党の誤った理論的、思想的基盤にもとづくものである。しかもその対立関係を内部矛盾として解決する姿勢ではなく、まさに敵対的な矛盾として攻撃を加えている。

なお、社会党の「第八回統一自治体選挙政策」の第六ノ1「部落解放政策」は、この問題に関する課題としてつぎの五点をあげている。

現在、部落解放運動が当面している課題は、基本的には、自民党政権および保守首長下の自治体の差別温存強化政策と全面的に対決し、「同対審」闘争と狭山闘争の二大闘争課題をどのようにすすめて発展させていくかである。とりわけ、具体的実践課題は、①「同対審」答申完全実施、『特別措置法』即時具体化の闘い、②狭山差別裁判取消し完全無罪判決、石川青年の即時釈放を要求する闘い、③差別行政から解放行政に転化させていく闘い、④部落解放をめざす共同闘争を強め被差別統一戦線を発展させていく闘い、⑤執ような干渉と敵対行為をおこなう日本共産党を断固糾弾し、解放運動を正しく前進させていく闘い――以上五点である。

また、社会党は、共産党が「集団リンチ事件」として一大キャンペーンを展開した「八鹿高校事件」に関し、七四年一二月七日、国会議員調査団(湯山勇団長)を現地に派遣し、事件は「一部教師集団が共産党や兵庫県高教組の指導にもとづいて、組織的、計画的にワナを仕組んで挑発行為をおこなった疑いが濃厚」との報告書をまとめ『社会新報』七五年一月一五日付に発表するとともに、国会でも八木一男議員(部落解放同盟中執)らが共産党に反論した。

国際活動

社会党はこの一年間に、朝鮮、ポーランド、ユーゴスラビア、ブルガリア、ルーマニア、ソ連、中国など社会主義諸国に成田委員長、石橋書記長らを団長とする代表団を派遣し、交流を深めた。しかし、国際共産主義運動における中ソの対立は社会党内における派閥対立ともからんで、石橋代表団のソ連

共産党との共同声明、成田代表団の中日友好協会との共同声明はそれぞれ党内できびしい批判をまねいた。

この一年間に社会党が派遣した中央執行委員会レベルの代表団はつぎのとおりである。

▽七四年九月五日～同一三日　成田委員長を団長とする一行九人、朝鮮民主主義共和国を訪問、三回にわたって金日成首席と会談。朝鮮労働党と共同声明発表（『月刊社会党』七四年一一月号）。

▽同九月二一日～一〇月一二日　石橋書記長を団長とする一行六人、ポーランド、ユーゴスラビア、ブルガリア、ルーマニア、ソ連の五カ国を訪問、各国の党、政府の指導者と会談。ソ連共産党と共同コミュニケを発表（『月刊社会党』七四年一二月号）。

▽七五年五月五日　成田委員長を団長とする日本社会党第六次訪中団（一行九人）、四年半ぶりに中国を訪問。中日友好協会と共同声明（『社会新報』七五年五月一八日付）。

以上のほか、木原実代議士を団長とする日本社会党社会主義理論委員会代表団が七四年八月にソ連、同一一月にドイツ民主共和国を訪問したのをはじめ、大原亨代議士を団長とする政策審議会代表団が同じくソ連、ドイツ民主共和国、イタリア、フランスを、山本政弘機関紙局長を代表とする日本社会党中央機関紙代表団がソ連を訪問した。また、成田訪中団とほぼ同時に、「新しい流れの会」はじめ、社会党の国会議員二十数人が四つのグループにわかれて中国を訪問した（『朝日新聞』四月二七日）。

他方、七四年八月には亡命中のアルタミラノ・チリ社会党書記長を日本に招待したほか、三月三日には全国革新市長会の招待で来日したミッテラン・フランス社会党第一書記と、四月六日には国賓として来日したチャウシェスク・ルーマニア大統領と、それぞれ成田委員長が会談した。

4　日本共産党

1　概　況

統一地方選・社共共闘に亀裂

共産党は七四年七月の参院選で改選四議席（全国区三、地方区一）を一三議席（全国区八、地方区五）と大幅に伸ばし、参議院において〝保革伯仲〟の状況をもたらす最大の原動力となった。しかし、この一〇年来の選挙では、前回総選挙の得票を参議院全国区で確保するのが通例であったのに、今回の全国区の得票は七二年総選挙の得票（革新共同を含む）を八〇万票も減らした。このため全国区で立候補者八人を当選はさせたものの、うち二人は任期三年の補欠議員になったことが示すように、予想外の苦戦となり、共産党の〝頭うち〟が取り沙汰された。

共産党は、この選挙戦において教育政策を重視し、日教組主流の〝教育労働者論〟を批判して「教職はある意味で『聖職』といって

もよい面をもっています」と新たな「教師論」を展開して各方面に反響をよんだ。とりわけ日教組主流と社会党はこれに反論し、両者の間で論争がかわされた。

参院選を総括した四中総は、選挙活動をさらに重視し、これまでの日常的には大衆運動と党建設の「二本足の活動」を強調してきたものを、選挙活動と党防衛を加え、「四本柱の活動」とする方針をうちだした。また、つぎの目標を統一地方選と次期総選挙におき、統一地方選では積極的に候補者をたて、空白議会の解消に力を入れた。

統一地方選の準備の過程で大きな問題となったのは、「同和」行政、とりわけ「窓口一本化」問題であった。この問題をめぐって、共産党は、部落解放同盟およびこれを支持する社会党とはげしく対立した。このため、前回の統一地方選で威力を示した〝社共共闘〟は各地で亀裂を生じた。とりわけ東京では、都の「同和」行政が不公正であるとして共産党は美濃部知事の三選支持を保留し、公示直前まで紛糾をつづけた。

共産党はまた、この選挙では、争点の一つであった地方財政危機問題に関連して自治体労働者論、自治体労働組合運動論で新たな問題提起をおこない、自治労中執・社会党との間で論争を展開した。

統一地方選の結果

統一地方選の結果は、共産党にとっては複雑なものであった。大まかな言い方をすれば、首長選ではかつてない成果をあげたが、各級議員選、とりわけ道府県議選では予想外に苦戦を強いられたのである。

すなわち、首長選では共産党がこの選挙でもっとも力を入れた大阪府知事選で共産党単独推薦の黒田了一氏の再選を果たしたのをはじめ、「同和」行政問題が中心的な争点であった大阪府の吹田市、八尾市でも共産党単独推薦の候補者を当選させたのである。なお、「同和」行政が争点となった選挙では、すでに大阪・羽曳野市（七五年一月）、京都・亀岡市（七五年一月）、三年春）、大阪・松原市（七四年一〇月）、兵庫県八鹿町、同養父町（同二月）などで共産党員首長や共産党単独推薦首長が相ついで誕生していた。また統一地方選では、新潟県豊浦町に共産党員町長が生まれていた。このほか、社会党、公明党との共同推薦を含め、統一地方選での共産党推薦候補の当選者は三都府県知事、一八市長、東京の四特別区長、一二町村長の合計三七人にのぼった。

これに対し、道府県議選では前回にくらべ一〇議席減の九五議席にとどまった。共産党は六三年選挙で二〇人、六七年四六人、七一年一〇五人と毎回倍増以上の成績を記録してきた。今回も大幅増をねらい、前回の一・七倍近い七七〇人を立候補させたが、結果は裏目に出た。重点目標の一つであった空白県議会の解消は鳥取で成功しただけで、逆にこれまで三議席をもっていた愛知をはじめ石川、香川、徳島、長崎の五県で議席を失い、従来からの栃木、佐賀とあわせて七県が空白となった。その他の議員選では政令指定都市で九、東京特別区で三一、一般市で一一二、町村で一四八と議席を伸ばし、非改選もあわせて共産党の地方議員総数は三一二六人となった。しかし、公明党が道府県議選で前回の九四議席を一六七議席としたのをはじめ、全体で約七〇〇人の議員をふやして改選前の二六〇〇人から三三〇一人に増し、地方議員総数でも共産党を抜いて第三党となったこともあって、一般に共産党の〝伸び悩み〟とみるむきが多かった。

公選法案で社会党との対立激化

社会・共産両党の関係は七四年七月の参院選前後から「教師聖職論」、「自治体労働組合運動論」、「同和」行政問題などをめぐる対立から悪化していた。これをさらに悪化させたのは、第七五国会に上程された公職選挙法案に対する両党の態度の相違であった。共産・公明両党はビラ規制などを内容とする同法案は憲法で保障されている言論の自由をおかすものとして、これに絶対反対の態度をとったのに対し、社会・民社両党はこれに基本的に賛成し、修正成立をはかるとの方針を決めたのである。自民党がある程度社会・民社両党の修正要求を受けいれたことから、第七五国会では、自民・社会・民社対共産・公明というかつてない対立関係が生まれた。

そして、この法案の審議の過程で社会・共産両党の対立はきわめて深刻なものとなった。その発端は、五月二六日、共産党が公選法改悪などを理由に三木内閣打倒宣言を発したのに対し、社会党がこれを「党利党略によるもの」で「金権政治に対する闘争を放棄するもの」と非難したことであった。これに対し共産党は六月二日の金子書記局次長の記者会見で「社会党は社会文化会館の増改築のため、六九年から七二年にかけ三回にわたり日本自動車工業会に対し、成田委員長ら党役員が連名で合計三〇〇〇万円の寄附を要請した」ことを暴露し、社会党こそ金権政治との闘争を放棄していると反論したのである。さらに六月六日には不破書記局長は、社会党の態度を「不破発言」に強く反発し、翌七日、平林国会対策委員長は最低賃金法案などを共同提案した事実をあげてこれに反論した。同時にこれを報じた各紙は平林氏が、共産党は「社会党を自滅させる戦術を強化する」との「下部機関への示達文書」を流した事実があると述べたとつたえた。これに対し、共産党はこの文書は「これまでも各地でまかれたことのある「天下周知のデマ文書」であるとして平林氏に陳謝を要求、同氏は「問題の文書を公表したことはない」と回答。六月一〇日、共産党は平林氏を名誉棄損で告訴した。

翌一一日、社会党の国会対策委員会は、告訴は社会党に対する挑戦であるとして、共産党との院内共闘を凍結することを決め、一二日、同党中執委もこの方針を確認した。

公職選挙法案が成立した直後に開かれた六中総で、宮本委員長は「社会党のきわめて危険な変質過程が公然とはじまった」と述べ、公選法審議の際の社会党の態度をきびしく非難したが、同時に社会党の変質が完成したものとは思わず、同党が「一路第二民社化するだろうという単純な断定にはくみしない」とも発言して注目された。

一方、「言論出版妨害」などでしばしばはげしい対立をくりかえした共産党と創価学会との関係は、この期に大きく変化した。宮本委員長は七五年一月に創価学会の指導者を評価する発言をおこなって注目されたが、七五年七月になって共産党と創価学会の間で「共存」を約束した協定が成立していたことが明らかにされ、各方面に大きな反響をよんだ。

役員・機構改革

七三年一一月の第一二回党大会で選出されたおもな役員はつぎのとおりである。

▽中央委員会議長　野坂参三（六選）、▽同幹部会委員長　宮本顕治、▽幹部会副委員長　岡正芳、袴田里見（以上再）、瀬長亀次郎（新）、▽書記局長　不破哲三、▽常任幹部会委員　岡正芳、蔵原惟人、西沢富夫、袴田里見、不破哲三、松島治重、宮本顕治（以上再）、市川正一、岩林虎之助、上田耕一郎、戎谷春松、金子満広、瀬長亀次郎、村上弘（以上新）。

七五年七月の六中総は中央委員会の機構改組および、書記局員の補充任命を含む人事についての幹部会の決定を承認した。機構改革では、新たに宣伝局、組織局、教育局、大衆運動局、選挙対策局、自治体・住民局が新設された。新機構とその責任者はつぎのとおりである。

▽書記局長　不破哲三、▽書記局次長　市川正一、金子満広、▽書記局員　茨木良和、工藤晃、榊利夫、諏訪茂、荒堀広、聴濤弘、津金佑近、韮沢忠雄、藤井貞治、宮本忠人、宮本太郎、雪野勉、山口良行

▽国際委員会責任者　西沢富夫、代理　聴濤弘、国際部長　聴濤弘、外交政策委員会責任者　松本善明、▽財政経営委員会責任者　高原晋一、▽出版企画委員会責任者　岡本博之、▽統制委員会責任者　戎谷春松、▽監査委員会責任者　内野竹千代、▽赤旗編集局長　韮沢忠雄、▽出版局長　紺野純一、▽宣伝局長　上田耕一郎、▽組織局長　諏訪茂、▽教育局長　岡本博之、▽大衆運動局長　荒堀広、▽選挙対策局長　市川正一、▽自治体・住民局長　茨木良和、▽政策委員会責任者　上田耕一郎、代理　工藤晃、経済政策委員会責任者　榊利夫、▽知識人・文化・教育委員会責任者　蔵原惟人、▽国会対策委員会責任者　村上弘、▽部落対策委員会責任者　多田隈博之、▽スポーツ対策委員会責任者　西沢富夫、▽公害・災害対策委員会責任者　米原昶、▽訴願委員会責任者　砂間一良、▽人権防衛対策本部責任者　吉田資治

党本部財政100億円突破

七五年六月二五日、共産党は一九七四年の党本部財政の収支内容を公表した。これは日本の政党としては初めての党財政の公開であった。

それによると、収入は総額一〇〇億七〇〇〇万円で、内訳は党費五億円（総収入の五％）、寄附金一億八〇〇〇万円（一・八％）、機関紙誌など事業収入九三億九〇〇〇万円（九三・二％）であった。なお、党費は各党員の実収入の一％で、全党費のうち一五％が党中央の収入となるので、逆算すれば党費の総額は三〇億をこえていることになる。

一方、支出は総額一〇〇億七〇〇〇万円で、内訳は党本部運営費一六億七〇〇〇万円（一六・六％）、機関紙誌など発行費八〇億三〇〇〇万円（七九・七％）、繰越金三億七〇〇〇万円（三・七％）等である。このうち、党本部運営費は本部勤務員四五〇人、『赤旗』専従四五〇人の計九〇〇人の人件費をはじめ、諸活動費、参院選費用、年間を通じての政治宣伝費である。

なお、七三年における同党の財政規模は六一億一七八〇万円であった。

2　中央委員会総会

概　況

七四年七月から七五年六月までの一年間に開かれた共産党の中央委員会総会は第四回および第五回の二回だけであった。回数は七三年一一月の第一二回党大会以降の通算である。これらの総会は党本部で開かれ第一二回大会で選出された中央委員一二二人、准中央委員四八人のほか中央役員でない県委員長も出席した。

四中総は七四年八月に開かれ、参院選の総括を主たる議題とするものであった。総会の決議は参院選の結果を、「自民党の後退とは対照的に……共産党は画期的な前進をとげた」と高く評価したが、同時に全国区の苦戦、一部の大都市での得票率の減少等の弱点を指摘していた(本年鑑第四五集、四八五―四八六ページ参照)。決議はまた、選挙活動をいっそう重視し、従来、日常的には大衆運動と党建設の「二本足の括動」、選挙時にはさらに選挙活動を加えた「三本柱の活動」と定式化してきたものを、今後は大衆運動、選挙、党建設、党防衛の「四本柱の活動」とする方針をうちだした。

五中総は七五年一月に開かれ、中央委員会総会としては初めて議事の一部が記者団に公開された。中心議題は統一地方選に向けての方針、政策の決定等であったが、宮本委員長が冒頭のあいさつで、創価学会の指導部の動向を高く評価して注目された。また問題の東京都の同和行政の不公正は「例がないこと」と述べ、社会党の指導部の姿勢を批判し、美濃部知事の決意をうながした。

各総会の開催日、議題と報告者、決議等の掲載紙誌はつぎのとおりである。

四中総（七四年八月二日～四日）

①第四回中央委員会決議案（不破書記局長）。総会の概況と決議は『赤旗』八月五日付で発表され、『理論政策』第八〇号(七四年九月)に再録された。

五中総（七五年一月一七日～一九日）

①第五回中央委員会総会への幹部会報告（不破書記局長）　②「地方政治の革新を全国にひろげるために――全国いっせい選挙にのぞむ日本共産党の提案」案(上田政策委員長)　③「日本共産党第五回中央委員会総会決議」「中東における戦争の危険とベトナム情勢の緊迫化にさいし全民主勢力の決起を訴える」　④特別決議「中東問題およびベトナム問題について、アメリカ合衆国に抗議、日本政府に要求」　⑤「中東――救援基金の適用範囲の拡大について」(高原財政経営委員会責任者)　⑥「傷つきたおれた党活動家の救援をつよめるために」(西沢富夫常任幹部会委員)。

⑦四中総以後の党の国際活動についての報告（西沢富夫常任幹部会委員）。

本総会での宮本委員長のあいさつは『赤旗』一月一八日付、総会の概況および②は同二〇日付、③④⑤⑥は同二一日付、①は同二二日付に発表され、いずれも『理論政策』第八五号（七五年二月）に再録された。

六中総・社会党にきびしい批判

七五年七月六日から九日までの四日間六中総が開かれた。本集の対象とする時期以後ではあるが、便宜上ここで取り扱うこととする。この中

央委員会総会の主たる議題は統一地方選の総括であったが、これまでの〝票よみ〟のあり方などが具体的に反省され、失敗した地域が名ざしで批判されたことなどが注目された。また、総会冒頭における宮本委員長のあいさつは、三木内閣成立後の社会党に対し、きびしい批判を加えたものであった。

六中総の議題はつぎのとおり。

①第六回中央委員会総会への幹部会報告（不破書記局長）　②「中央委員会幹部会報告の採択についての決議」　③幹部会が決定した中央委員会の新機構と人事についての報告　④中央委員の補充　⑤藤原隆三幹部会委員の解任と中央委員からの罷免。

本総会での宮本委員長のあいさつおよび①は『赤旗』七月七日付、②は同一〇日付、総会の概況は同一一日付に発表された。なお、選挙総括・新機構と役員人事については別項でとりあげた。

なお⑤藤原隆三氏の幹部会委員からの解任と中央委員からの罷免の理由は、宮城県委員長であった同氏が、官僚主義的な指導をおこなっただけでなく、県党組織の実情を党中央に訴えたことに関連して、一党員を正当な理由なく除名したという党規律違反によるものであった（「党宮城県委員会の新しい指導体制について」『赤旗』七月一一日付）。同氏は七月五日の同県委員会で県委員長からも解任されている。

また、六中総における宮本委員長あいさつのうちの社会党に関する部分は次のとおりである。

【六中総・宮本委員長報告（抜粋）】

第二は、社会党のきわめて危険な変質過程が公然とはじまったという点であります。永年憲法擁護、ファシズムとの闘争を口にし、反自民、反独占を叫んできた社会党の今回の行動は、革新の大義と絶対両立できない変質への踏み出しの一つであります。それは、自民党への追随、協力を「保革の枠組みを超えた連合や協力」と称する民社党路線への追随、第二民社党化の危険というだけの問題にとどまらない、重大問題をはらんでいます。それは、社会党が野党第一党であることから、三木内閣が、自民党の歴史的退潮を補強する政治的基盤をひろげるために、社会党右派勢力の役割の強化を念願しつつ、社会党にたいして〝影の内閣〟などという自負心をそそり、かつ、社会党に選挙などでの目先の餌をぶらさげ、社会党がこの好餌にとびついた結果であります。吉田茂がかつて強調した、社会党を二大政党の相手として「育成する」とした路線の現代版であります。そこにこそ、わが党が三木内閣打倒を提起したとき、社会党一部指導者のあの異様なヒステリックな悪罵がわが党に向けられた、最大の政治的根拠があるのです。

もちろん、われわれは、社会党のこうした政治的堕落への変質が完成したものとは思っていません。社会党の内外に、この種の自社連合を批判する潮流が軽視できない底流をもっております。また、もし、今後社会党が、民社党なみに全分野で自社共闘をすすめるようになるならば、それは、社会党自身の自殺行為となることも明らかだからです。実際に今回の変質過程がどこまで拡大するか、社会党がどこへ行くかという点は、今後の政治過程が最後的に証明する問題であります。私たちは、社会党が第二民社党的なものとして事実上自民党政治の破綻を支える与党的野党に定着することを希望しません。また、一部の「保革」連合政権待望論者のように、自社両党間の外交・防衛路線での矛盾を過小評価して、社会党が一路第二民社党化するだろうという単純な断定にはくみしません。同時に、楽観もしていません。なぜなら、三木内閣は、小選挙区制の計画をかくしていないだけでなく、社会党の合意しうるような小選挙区制案を第二の好餌として、社会党の堕落への変質を促進しようと虎視眈々であることも明白であるからであります。

3　選挙活動

統一地方選準備

共産党は七三年一一月の第一二回党大会において「次期改選時には、空白の県議会と空白市議会をかならずなくし、議席空白のすべての町村に候補者をたて空白を大きく減らすこと、議席をもっている自治体では、確実に躍進をかちとって、より強力な発言権をもつ議員団を確立すること、革新統一首長、革新共同首長をふやし、革新自治体を人口の過半数の地域に拡大すること」を目標と決め、「すべての中間地方選と一九七五年のいっせい地方選挙を重視し、地方政治革新の速度をさらにはやめるために、計画的な努力をつくす必要がある」（大会決議）としていた。

そして、参院選を総括した四中総（七四年八月）では、七五年の「いっせい地方選挙および遠くない時期に予想される総選挙での勝利をめざす活動に直ちに着手しなければならない」として、首長選では一七四にのぼる革新自治体の数を伸ばすこと、議員選では、①共産党が空白の栃木、鳥取、佐賀の三県議会で議席を確保し、現在一議席の二三県で複数議席を確保する　②市議選では唯一の空白県都である佐賀市をはじめ三三の空白市議会のすべてで議席を確保し、全国的に大幅に増大をかちとる　③町村議選ではすべての選挙に候補者をたてること　④提案権をもった議員団の数の飛躍的増大をめざし、改選一三一六町村中九一二町村で空白という現状を打開する等、さらに具体的な目標を掲げ、予定候補の決定、地域政策の作成、宣伝活動の強化、後援会の日常的継続等、準備活動の強化をうちだした。

統一地方選政策

共産党の統一地方選政策は、選挙の公示が二カ月後に迫った七五年一月の五中総で決定された。「地方政治の革新を全国にひろげるために——全国いっせい地方選挙にのぞむ日本共産党の政策」と題されたこの選挙政策は、はじめに「いっせい地方選挙の意義と新しい争点」として、五つの争点を示し、つぎに「地方政治の真の革新のために日本共産党の躍進を訴える」と述べ、最後に、八大政策を掲げていた。

五中総決議は、この選挙政策の特徴として、①現在の政治的争点とかみあった重点的な問題提起　②国政との関連を正しくおさえながら、地方政治分野の政策を前面におし出したこと　③要求のたんなる羅列でなく、実行の段どりや見とおし、財政的な裏づけを明確にした政策の展開、の三点をあげている。

この選挙政策の項目はつぎのとおりである。

【地方政治の革新を全国にひろげるために　全国いっせい地方選挙にのぞむ日本共産党の態度（項目）】

一、いっせい地方選挙の意義と新しい争点

〈地方政治からも金権政治の一掃〉〈公正で暴力のない地方政治〉〈「高度成長」奉仕型から住民福祉中心の地方政治へ〉〈ふるさとと国土をまもるたたかい〉〈高まる教育要求をみたすために〉

二、地方政治の真の革新のために日本共産党の躍進を訴える

〈いかなるタブーも恐れない党〉〈共産党議員団の役割〉〈革新統一の先頭に立つ共産党〉〈日本共産党の躍進と革新統一戦線の前進を〉

〔八大政策〕

一、金権政治、金権選挙を一掃し、清潔な、ガラスばりの地方政治を実現

する
1地方政治の分野での田中金脈糾明のための緊急措置　2汚職・腐敗を防止するしくみを強める　3地方選挙からも「企業ぐるみ」「官庁ぐるみ」選挙の追放を　4自治体と財界との癒着をとりのぞく

二、インフレから住民をまもり、地方財政危機を打開し、住民福祉中心の地方政治をきずく
1当面する地方財政危機を打開し、住民要求の実現をはかる　2インフレ抑制、生活防衛の緊急政策を実現する　3福祉の充実を自治体の最重点課題にする

三、国土の荒廃をくいとめ、民主的地域開発をすすめる
1公害・災害政策　2民主的地域開発　3民主的地域開発を保障するために

四、住民本位の地域経済の発展をめざし、地方産業を積極的に振興する
1地域産業を振興して、地域経済のつりあいのとれた発展をめざす　2中小零細企業の経営をまもる緊急対策　3農業を基幹的な生産部門として発展させる　4漁民の経営とくらしをまもり、漁業の多面的発展をはかる

五、暴力と不公正をなくし、公正な地方行政を実現する
1暴力による自治体行政への介入に終止符をうち、暴力集団にたいする泳がせ政策、加担をやめさせる　2公正な同和行政を確立し、朝田派による同和行政の独占的「管理」と、自治体行政の公正の侵害に終止符をうつ

六、国民の教育要求をみたし、芸術、文化、スポーツの民主的発展をはかる
1教育条件を充実し、父母負担を軽減する　2学力、体力、情操、市民道徳をゆたかにそだてる　3不当な介入を排除した正しい同和教育　4一人ひとりのこどもを大切にする教育を　5住民の教育要求に積極的にこたえる教育行政　6民主的な高校教育の実現をめざして　7社会教育の民主的な充実　8芸術、文化の民主的で多面的な発展をはかり、文化財を破壊からまもる　9だれもがスポーツをやれ、レジャーをたのしめるように

七、核兵器も基地もない平和な郷土をつくり、日本の平和と中立に役立つ地方政治をきずく
1日本の核基地化をやめさせ、核災害から住民をまもるための緊急政策　2米軍基地の拠点集中強化、共同使用による自衛隊の基地拡充に反対し、米軍基地と自衛隊基地をとりのける　3基地の存在による住民被害をくいとめ、関係自治体の財政を安定させる　4侵略的な米軍と自衛隊への地方自治体の協力をやめる

八、地方自治権を拡充し、地方財政制度を改革し、民主的な地方行政をすすめる
1地方自治体の権限でできる仕事の範囲をひろげ、地方行政を民主化する　2地方選挙制度を改革し、地方議会の権限を拡大する　3地方政治への住民参加の道をひろげる　4警察行政を公正にする　5地方自治体の自主財源を確保する

選挙総括

七五年七月の六中総は統一地方選を総括して、「大局的には」「政治革新の事業にとって歴史的な意義をもつ前進をなしとげることができた」と評価したが、同時に検討すべき問題点として、①県議選での議席減少、空白県の増加　②東京特別区議選での得票数・得票率の後退　③七五市で議席を減らし、山口、福井、宇都宮の県庁所在地を含む二五市議会が新たに空白となったこと　④三〇人の道府県議を含め二五八人の現職議員を落選させた、等を指摘していた。

総括は「これらの失敗や後退の背景に、客観的な情勢のきびしさがあった」として、①七二年総選挙の躍進後、支配勢力・反共諸党派が反共攻撃を集中してきた　②三木内閣に対する国民の幻想　③争点の「同和」問題がマスコミのタブーもあって有権者に十分理解されず、革新勢力への一般的不信を生みだした点をあげ、しかし、全体として前進したなかで重大な失敗や後退をした選挙区があるこ

とは「主体的な対応いかんに最大の問題がある」として、つぎの諸点が指摘されていた。

一、主観的な情勢判断による根拠のない楽観論、現状に安住する傾向、安易な複数立候補と〝票よみ〟のやり方が主観的情勢判断の強力な根拠になっている。

二、選挙戦全般の指導の上では、〝票よみ〟一本に活動が矮小化されたことが後退区に共通している。今後は、①〝票よみ〟の数だけで選挙情勢を判断せず、選挙戦全体を政治的に正しく評価すること ②政治宣伝を中心とした活動をおこなう ③個々の有権者に対する大衆的な党支持拡大運動、個別的な説得、組織活動の強化、の三つの基本点——科学的な原点にかえらなければならない。

三、選挙戦の組織や指導の問題としては、①支部を選挙活動の主体にすること ②後援会活動のたちおくれをとりもどし、非党員の支持者に対し誠実な態度をとる ③中間党機関のとりくみの弱さを克服し、実務的な準備は確実に期限内に遂行する。

党勢拡大運動

共産党は第一二回党大会（七三年一一月）において「党勢拡大の分野において、党の現勢は、党員は着実に拡大しているが、機関紙読者は、少なからぬ党組織で減紙が六十数万部、日曜版二〇万部で、計二百八十数万部であることを明らかにするとともに、次期大会までの党勢拡大の目標として党員四〇万人、機関紙四〇〇万部をかかげていた。

七四年七月の四中総は党建設を大衆活動、選挙活動、党防衛とともに「四本柱の活動」として位置づけ、その日常的なとりくみを強調した。

ついで同年九月一八日、同党幹部会は「よびかけ」を発し、一〇月下旬に全国活動者会議を開くことを明らかにするとともに、「重視しなければならない問題」として「党勢拡大の分野において、党員は着実に拡大しているが、機関紙読者は、少なからぬ党組織で減紙の傾向があらわれている」と指摘し「日常的に読者拡大への独自のとりくみによって持続的に前進する活動を定着させること」を訴えた。

そして、一〇月三日には、党中央に「四中総実践・党勢拡大推進本部」を設けて「よびかけ」の推進をはかった。さらに、一〇月二二、二三の両日開かれた全国活動者会議で、党幹部会が一二月二〇日までを「大運動月間」と決めたことを発表し、『赤旗』日刊紙二〇〇万部、同日曜版七〇〇万部拡大を中心とする「三カ年計画第一年度目標」達成に向けて全党に奮起をよびかけた。

「大運動月間」を総括した一二月二三日の幹部会は、「月間」の成果を明らかにして、つぎのように述べている。

【大運動月間の総括】

「月間」中に第一年度計画を日刊紙、日曜版で静岡、滋賀、岡山がそれぞれ県的規模で達成し、地区段階では、六十二地区が二目標あるいは一目標を達成した。十二月二十三日現在で日刊紙、日曜版ともにいままでの最高時水準（五月十五日）を突破し、日刊紙は六十六万、日曜版は二百四十万、合計三百万をこえる読者をもつところに前進した。

九月十八日、幹部会の「よびかけ」が発表された時点では、大会時現勢から二十一万七千減退していたが、全活をめざす活動およびそれにひきつづく「大運動月間」においてこれを克服、回復し、大会時の水準を二十数万突破して三百万をこえる読者を擁する党勢に到達したことは、全党の奮闘による積極的成果ということができる。

しかし、この到達点も、全党組織が第十二回党大会決議にこたえて自主的に作成した党勢拡大の第一年度計画からいえば、その目標の四七パーセ

ントを遂行したにとどまり、なお半数以上を残していることを重視する必要がある。

さらに、各県別にみると、まだ三県（鳥取、愛媛、福岡）は日刊紙、日曜版ともに、三県（岩手、千葉、石川）が日刊紙、一県（福井）が日曜版で大会現勢未回復であること、「月間」目標にたいして、日刊紙で八県（千葉、茨城、栃木、石川、富山、鳥取、福岡、長崎）、日曜版で二一県（茨城、栃木）が遂行率一〇パーセント以下という低水準であることは重要であり、これらの県は、このたちおくれの克服に今後ただちに特別の努力をはらわなければならない。また大きな県党組織のなかには、全党のけん引車として推進的役割を果たしているところもあるが、全党的な遂行率以下にとどまっているところ（福岡、愛知など）、有権者対比でも全国水準を大きくわっているところもあることを重視する必要がある。

4　主要な問題

部落解放同盟との対立

共産党と部落解放同盟とはこの十年来、決して良好な関係にはなかった。とくに六九年三月、大阪市教組の支部役員選での一教師の立候補あいさつ状が「差別文書」であるとして、部落解放同盟矢田支部が糾弾し、いわゆる「矢田問題」以降、両者の関係は悪化し、公然たる敵対関係に入った。

さらに七四年には東京都の「同和」行政をめぐり、さらに兵庫県同盟を批判する一大キャンペーンを展開した。また、これと関連して一二月二五日には党本部に「人権防衛対策本部」を設けた。

この問題に関して共産党は数多くの論文、主張等を機関紙・誌に発表し、これはさらにパンフレット、単行書等としても刊行されているが、主要なものは七四年一一月一四日に発表された無署名論文『同対審』答申と公正・民主的『同和』行政――朝田一派の奇弁と『反融和主義』なるものにたいして――」（『赤旗』一一月一五日、一六日付に要旨、全文は『前衛』七五年一月号）と、『赤旗』七五年三月二六日付に発表された『解同』朝田派への決算――全面崩壊する『朝田理論』」と題する無署名論文である。なお後の論文に対し、部落解放同盟は「日本共産党の『〃解同〃朝田派への決算』に対するわが同盟の決算」と題する文書を部落解放同盟第三〇回大会の「付属資料」として配布した。

このほか、同党は、『赤旗』一二月二〇日付に「日本社会党への疑惑――『解同』朝田派の暴力と同和行政をめぐって――」と題する無署名論文を発表して、この問題に対する社会党の態度を批判したほか、七五年四月五日には、「同和」行政、とくに「窓口一本化」問題や「暴力問題」等について三木内閣と社会党に対し、それぞれ公開質問状を発した。

共産党・創価学会協定

共産党と創価学会とは長年対立をつづけてきた。とくに、一九七〇年の〃言論出版妨害問題〃では、共産党は公明党・創価学会追及の先頭に立ち、その直後の京都府知事選では竹入公明党委員長が「共産党をつぶす」と公言したほど両者の関係は悪化していた。

しかし、七二年総選挙後、公明党が「安保条約即時廃棄」の方針をうちだしたこと、創価学会の池田会長が共産党に柔軟な姿勢を示したのに応じ、共産党の宮本委員長も七三年四月の演説で、創価学会を「政治的に広い視野を持ってきており、反共宗教団体でない方向へ発展する可能性がある」と評価していた。

さらに七五年一月一日付の『赤旗』で、宮本委員長が創価学会の池田会長の講演にふれ「社会活動の面で反共主義ではなく反権力、反ファシズムの前向きの姿勢がうかがわれる」と評価して注目された。宮本委員長は、その後も五中総や記者会見で同趣旨の発言をおこなった。

その後、七五年七月八日の『読売新聞』夕刊が、宮本委員長と池田会長との会談が七四年暮におこなわれていた事実を伝え、これを「共産・公明が〝歴史的和解〟」と報じた。この報道は、公選法改正反対で共産・公明両党が共闘した直後だっただけに、大きな反響をよんだ。さらに七月一二日には宮本・池田両氏が「人生対談」をおこない（『毎日新聞』七月一五日付より連載）波紋はさらに広がった。

そして七月二七日、共産党と創価学会は両者の間で「合意についての協定」がすでに七四年一二月二八日に調印されていた事実を公表した。両者が七月二八日付の『赤旗』および『聖教新聞』に発表した「日本共産党と創価学会との合意についての協定」と、協定にいたるまでの「経過について」の全文はつぎのとおりである。

【経過について（全文）】

一、日本共産党宮本顕治幹部会委員長、創価学会池田大作会長と、それぞれ旧知の間柄であり、かねてから両者の隔意ない懇談を実現させたいという希望をもっていた松本清張氏の仲介で、昨年十月末、両組織の話し合いがはじまった。

昨年十月三十日、松本氏の立会いのもとに、日本共産党側から上田耕一郎常任幹部会委員、山下文男中央委員・文化部長、創価学会側から野崎勲総務・男子部長、志村栄一文芸部長とで第一回の懇談をおこなった。以来、松本氏宅において、十一月に一回、十二月に五回、合計して二十数時間におよぶ懇談がおこなわれた。

その間、双方の組織、理念、運動の討議のなかから、それぞれの立場のちがいを認識しあい、相互の組織と運動の独立を侵さないことを前提とした上で、世界の平和のため、日本の民衆のためにいくつかの合意点を確認することができ、それを文書としてまとめることとなった。

こうして上田、野崎のあいだで別掲の「日本共産党と創価学会との合意についての協定」がまとまった。この協定書は、双方の機関にはかられた上、十二月二十八日、両組織を代表して、上田、野崎が署名し、双方の組織による捺印がおこなわれた。

二、十二月二十九日、宮本委員長と池田会長が松本氏宅を訪問し、松本氏をまじえてなごやかに懇談がおこなわれた。

三、なお双方は、協定公表の時期については、協議しておこなうことをとりきめ、今回の発表となった。

【日本共産党と創価学会との合意についての協定（全文）】

創価学会代表野崎勲と日本共産党代表上田耕一郎とは、一九七四年十月末以来、数回にわたって懇談し、それぞれの組織の理念と性格、現在の活動と将来の展望、内外情勢などについて、広範かつ率直な意見の交換をおこなった。

その結果両者は、創価学会と日本共産党とが、それぞれの組織ならびに運動の独自の性格と理念、さらには立場の違いをたがいに明確に認識しあい、相互の組織と運動の独立を侵さないことを前提とした上で、日本の将来のため、世界の平和のため、そしてそれぞれの組織を代表してなによりも大切な日本の民衆、人民のために、それぞれの事項について合意した。

一、創価学会と日本共産党は、それぞれ独自の組織、運動、理念をもっているが、たがいの信頼関係を確立するために、相互の自主性を尊重しあいながら、両組織間の相互理解に最善の努力をする。

二、創価学会は、科学的社会主義、共産主義を敵視する態度はとらない。
日本共産党は、布教の自由をふくむ信教の自由を、いかなる体制のもとでも、無条件に擁護する。
三、双方は、たがいに信義を守り、今後、政治的態度の問題をふくめて、いっさい双方間の誹謗中傷はおこなわない。あくまで話し合いを尊重し、両組織間、運動間のすべての問題は、協議によって解決する。
四、双方は、永久に民衆の側に立つ姿勢を堅持して、それぞれの信条と方法によって、社会的不公平をとりのぞき、民衆の福祉の向上を実現するために、たがいに努力しあう。
五、双方は、世界の恒久平和という目標にむかって、たがいの信条と方法をもって、最善の努力をかたむける。なかんずく、人類の生存を根底からおびやかす核兵器については、その全廃という共通の課題にたいして、たがいの立場で協調しあう。
六、双方は、日本に新しいファシズムをめざす潮流が存在しているとの共通の現状認識に立ち、たがいに賢明な英知を発揮しあって、その危機を未然に防ぐ努力を、たがいの立場でおこなう。
同時に、民主主義的諸権利と基本的人権を剝奪し、政治活動の自由、信教の自由をおかすファシズムの攻撃にたいしては、断固反対し、相互に守りあう。
七、この協定は、向こう十年を期間とし、調印と同時に発効する。十年後は、新しい時代状況を踏まえ、双方の関係を、より一歩前進させるための再協定を協議し、検討する。
一九七四年十二月二十八日
創価学会代表総務　野崎勲（宗教法人創価学会印）
日本共産党代表常任幹部会委員　上田耕一郎（日本共産党中央委員会印）

なお、この協定は、共産党側は「中央委員会幹部会の承認のもとに調印され、一月の第五回中央委員会総会でも全員一致で承認されたもの」（七月二九日付『赤旗』主張）であった。

自治体労働者論

地方財政の危機と関連して、自治体の人件費問題は七五年統一地方選の一つの争点であった。
これに対し、共産党は三月二二日、宮本委員長が記者会見で「住民本位の行政を効率的な機構で――地方自治体の人件費問題その他をめぐる日本共産党の見解――」という談話を発表した（談話の全文は『赤旗』七五年三月二三日付）。この談話は、政府・自民党が革新自治体の「でたらめな給与行政」による「人件費の膨張」が地方財政危機の原因であると攻撃していることに反論すると同時に、革新自治体も「その弱点や欠陥にたいしてすすんできびしい自己点検をくわえ、大胆に克服する態度をとる」ことを求めたものであった。
とくに反響をよんだのは、談話が自治体労働者について「今日、一部の高級官僚をのぞき、自治体の職員の圧倒的多数は、自治体当局に雇用されて働く労働者であるとともに、住民全体への奉仕という特殊性をもつ職務をおこなうものである」と規定し、自治体労働組合運動が「公正で民主的な行政の効率的な執行のための機構改革や人員配置の改善などの問題についても、現状維持を主とする消極的態度」をとらないことをよびかけた点であった。
これに対し、自治労は三月二七日、「日本共産党 宮本 委員長談話と自治労見解」を発表してこれに反論した（全文は『自治労通信』四月一五日付）。この「自治労見解」は「自治体労働者と住民の関係は、単に『奉仕』『サービス』の送り手と受け手ではなく、自治体労働者は積極的に住民要求をうけとめ、行政の立場からこれに参加し、住民とともに住民自治を築きあげる共同作業者でなければならない」と述べ、また合理化問題は「すべて『住民サービスの向上』『行政の効率化』『経費節減』などを理由に提起され、常に労働の強化、労働

条件の変化を伴うものであった」と反論していた。これに対し、共産党は『赤旗』四月四日付で反論し、自治労は四月一九日に再反論を発表（『自治労通信』五月一五日付）、共産党もこれにこたえた（『赤旗』四月二六日付）。

公職選挙法改悪反対闘争

共産党は、政府が公職選挙法改正案を国会に提出した七五年四月八日、「言論・表現と政党活動の自由を抑圧するファッショ的な公選法改悪阻止のために国民的共同闘争を訴える」との幹部会声明を発表して、同法案反対のために「すべての民主勢力の総決起」をよびかけた。共産党が問題として重視したのは、同法案が、①選挙期間中は選挙に関する報道評論を掲載した確認団体の機関紙誌と一般紙誌は有料配布に限る　②政党、政治団体の機関紙誌の号外は配布を全面的に禁止する、とした点で「言論・表現・結社の自由にかんする憲法の諸原則、また国民主権と議会制民主主義の原則にたいするゆるしがたい挑戦である」とこれを非難した。

そして、国会の会期延長が決定された翌々日の五月二六日、不破書記局長は記者会見で、公選法や政治資金規正法の改悪という「日本型ファシズムへのつゆ払い」を強行しようとしている三木内閣は、「田中内閣と少しも変らない反動内閣」であるとして、内閣打倒の方針をうちだした。

なお、この法案に対して、社会・民社両党は基本的に賛成しその成立をはかる方針をとり、共産・公明両党と対立した。

国会の最終段階で共産・公明両党は共同で河野参議院議長不信任案、三木内閣不信任案などを提出して対抗したが、最終日の七月四日、公職選挙法改正案、政治資金規正法改正案はともに成立した。

〝開かれた懇談会〟

共産党の宮本委員長は七四年九月一一日の記者会見で「真の革新連合政権を促進する、あるいは探求するための懇談会」を開き、政権構想や共闘問題に関する〝開かれた討議の場〟としたい、と提唱した。この提唱は同年一一月一日実行され、東京・神楽坂の日本出版クラブ会館に、労働界、言論界はじめ各界の五八人の人々が出席して、〝革新統一戦線と革新連合政権についての懇談会〟が開かれた。中野好夫、太田薫、松岡英夫、村上寛治、清水慎三、吉野源三郎、山崎功氏ら一九人の人々が、宮本委員長、不破書記局長らの共産党幹部に注文、批判、質問をなげかけ、党側もこれにこたえた。社会党、総評、中立労連幹部にも招待状は送られたが、出席しなかった。

『点字赤旗』創刊

共産党は視力障害者にむけて『新しい日本をめざして——日本共産党綱領のはなし——』、『日本共産党はどういう党か——党規約のはなし』、『日本共産党の五十年』などの党文献や『共産党宣言』などの社会科学文献を点字で発行し、また『赤旗』日曜版の録音テープ『声の日曜版』の発行を援助するなどしてきたが、七五年一月には新たに月刊の『点字赤旗』を創刊した。

5　国際共産主義運動との関係

アルゼンチン共産党に反論

七四年九月一五日付の『赤旗』は、「われわれの反論——アルゼンチン

共産党のわが党への批判とソ連共産党誌のその『転載』にたいして――」と題する長文の無署名論文を発表した。この論文は、日本共産党第一二回大会に出席したアルゼンチン共産党のアトス・ファバ中央執行委員が同党の理論誌『ヌエバ・エラ』七四年三月号に発表し、ソ連共産党発行の『党生活』第一〇号（五月刊）に転載された「日本共産党第十二回大会とわれわれの同意しない若干の立場」と題する論文に対し反論したものであった。『赤旗』論文はファバ論文の特色として、①アメリカ帝国主義の法外な美化と米ソ「平和共存」の絶対化　②ソ連の特別の役割とわが党の自主独立の立場への攻撃　③千島問題での日本共産党攻撃の三点をあげ、これらはソ連共産党指導部の主張をひきうつしにしたものだとして、これを批判し、それぞれの点について反論していた。

『赤旗』論文は、また、一九五九年一月モスクワで開かれた日ソ両共産党会談で千島列島の返還問題について、日ソ両党間で合意文書がとり交されていた事実を公表して注目された。

なお、『赤旗』はこれと関連して、翌一九日付に「干渉の所産の一掃こそ関係正常化への道――フルシチョフらの干渉と今日の問題」と題する解説論文を、また翌々二〇日付には「千島問題についての日本共産党の見解」と題する解説論文を発表した。

「覇権」問題で中国批判

日本共産党と中国共産党との関係は一九六六年に断絶したままである。ただ、この一、二年、双方とも機関紙上で直接名ざしの攻撃をおこなうことは少なくなっている。しかし、七四年九月、日中航空協定締結にもとづく東京・北京定期航空路開設を記念しておこなわれた日本航空招待による訪中議員団に参加を予定していた梅田勝議員の入国は、中国側から拒否されている。これに対し、日本共産党誌のその『転載』にたいして――」と題する長文の無署名論文を発表した。この論文は、日本共産党第一二回大会に出席したアルゼンチン共産党のアトス・ファバ中央執行委員が同党の理論誌『ヌエバ・エラ』七四年三月号に発表し、ソ連共産党発行の『党生活』第一〇号（五月刊）に転載された「日本共産党第十二回大会とわれわれの同意しない若干の立場」と題する論文に対し反論したものであった。『赤旗』論文はファバ論文の特色として、①アメリカ帝国主義の法外な美化と米ソ「平和共存」の絶対化　②ソ連の特別の役割とわが党の自主独立の立場への攻撃　③千島問題での日本共産党攻撃の三点をあげ、これらはソ連共産党指導部の主張をひきうつしにしたものだとして、これを批判し、それぞれの点について反論していた。

『赤旗』論文は、また、一九五九年一月モスクワで開かれた日ソ両共産党会談で千島列島の返還問題について、日ソ両党間で合意文書がとり交されていた事実を公表して注目された。

なお、『赤旗』はこれと関連して、翌一九日付に「干渉の所産の一掃こそ関係正常化への道――フルシチョフらの干渉と今日の問題」と題する解説論文を、また翌々二〇日付には「千島問題についての日本共産党の見解」と題する解説論文を発表した。

「覇権」問題で中国批判

日本共産党と中国共産党との関係は一九六六年に断絶したままである。ただ、この一、二年、双方とも機関紙上で直接名ざしの攻撃をおこなうことは少なくなっている。しかし、七四年九月、日中航空協定締結にもとづく東京・北京定期航空路開設を記念しておこなわれた日本航空招待による訪中議員団に参加を予定していた梅田勝議員の入国は、

外国党との交流

この一年間に日本共産党が代表団を派遣したのはルーマニア、イタリア、キューバなどであった。日程など、つぎのとおり。

▽七四年一一月二一日～一二月九日　西沢富夫常任幹部会委員を団長とする代表団、ルーマニア共産党第一一回大会（一一月二五日～二八日）出席のためルーマニアを訪問。チャウシェスク書記長ら

ーマニア党幹部と会談。また、パレスチナ解放機構（PLO）カドウミ政治局長とも懇談。また帰国の途中、ユーゴスラビア共産主義者同盟の招待でユーゴスラビアを訪問し、同党幹部と会談した。

▽七五年三月一四日～二九日　瀬長副委員長を団長とする代表団、イタリア共産党第一四回大会（三月一八日～二三日）出席のためイタリアを訪問。

▽七五年五月七日～二三日　西沢富夫常任幹部会委員を団長とする代表団、キューバを訪問。カストロ第一書記らと会見し、五月一九日、共同コミュニケを発表した（『赤旗』五月二二日付）

以上のほか、七四年一二月二日～一四日　荒堀書記局員を団長とする研究代表団がフランスを訪問した。

一方、七五年四月八日、国賓として訪日したルーマニアのチャウシェスク大統領と宮本委員長が懇談したほか、チリ社会党アルタミラノ書記長、オーストラリア共産党ロリー・カーマイケル全国執行委員らが日本を訪問した機会に日本共産党幹部と懇談している。

また、七四年一一月三日～一二日、フランス共産党経済研究代表団が訪日した。

5　民社党

1　概況

結党一五周年　一九七五年一月、民社党は党創立一五周年を迎えた。安保闘争前夜の一九五九年一〇月、「西尾統制問題」を機に西尾末広氏らが社会党を脱党し、翌六〇年一月二四日、民主社会党の創立大会を開いたのであった。結党大会後の記者会見で、西尾委員長は「五年後には政権を担当する」と述べたが、現実にはその後一五年間、民社党の党勢は低迷をつづけている。

結成時、衆議院三八人、参議院一六人と五四人の国会議員を擁し、野党第二党の地位を占めていた同党であるが、その後は一連の選挙で後退をつづけ、現在は衆議院二〇人、参議院一〇人の計三〇人にすぎない。しかも、この間に公明党が急成長をとげ、また宿敵の共産党が各種選挙で民社党を追い抜き、ついに七二年総選挙で民社党は完全に最下位政党に転落してしまったのである。

少数野党から脱却する道として、民社党が期待をかけてきたのは〝政界再編〟である。もっとも、その〝政界再編〟の展望・構想

は、その時々でかなりの変化を示した。民社党の〝政界再編〟論が大きな反響を呼んだのは、七〇年六月、二代目委員長西村栄一氏による、いわゆる「西村構想」であったが、そこで展望されていたのは「二党一派」（公明・民社両党と社会党江田派）による「民主的革新新党」の結成であった。しかし、この新党構想は、そのパートナーとして成否の鍵をにぎっていた「江田派」が社会党内で力を失ったこと、地方自治体の首長選で社共共闘が成果をあげたことなどから挫折した。このため、民社党は三代目の春日委員長のもとで、社公民三党の共闘による連立政権を追求することに軌道を修正した。この「社公民路線」はその後も維持されているが、注目されたのは、七四年七月の参院選以後、民社党が「保革の枠組みを超えた連合や協力」の展望をうちだしたことであった。

〝保革連合〟

この「保革の枠組みを超えた連合」という展望は、七五年二月の第一九回大会を前に発表された運動方針案でうちだされたものであったが、各紙はこぞって、これを民社党が〝保革連合〟路線にふみ切ったものと報じた。

この方針は、党内外に波紋をひろげ、とくに支持団体の同盟は批判的であった。これに対し、春日委員長は「自民党単独政権が崩壊した後、直ちに革新政権の樹立とならず、複雑な連合関係が生まれる可能性があることを指摘したのだ。この場合でも民社党が自民党に加担して政権に参加することはない」と釈明して了承を得た。

しかし、民社党が「社公民路線」から「保革連合路線」にふみ切ったとみられたのは、単に運動方針上の力点が変わったというだけでなく、七四年七月の〝保革伯仲〟をもたらした参院選後、同党や同党指導者の言動に、野党共闘から離脱し、右寄りに軌道修正したとみられる事例が目立ったためであった。

すなわち、七四年七月一九日には春日委員長は記者会見で、従来は「国会内に限って共産党との共同歩調もありうる」としていたのを、共産党とは院内共闘も拒否するとの方針を表明したのをはじめ、一連の地方選で事実上自民党と共同歩調をとるケースが増加したのである。また、田中内閣退陣前後に、春日委員長、佐々木前書記長らが河野謙三参院議長あるいは三木武夫氏を首班とする「保革連立」工作に積極的に動いたこと、塚本書記長が自民党の政治資金調達機関・国民協会の改組した「国民政治協会が民社党にも献金するというなら辞退しない」と発言したことも、民社党が〝保革連合〟路線にふみ切ったと見られた背景にあったのである。

同盟との提携強化

民社党低迷の原因の一つが党組織の弱体にあることは明らかであった。このため、同党は七二年総選挙の敗北後、「党勢再建委員会」を設けて検討を重ね、名目党員を排除する党員再登録の実施を中心とする再建方針をうちだし、七三年四月の第一七回大会でこれを決定した。再登録の結果、四万三〇〇〇人であった公称党員は、二万人と半分以下になってしまった。

その後の党勢拡大運動の結果、党員数は増加傾向をたどり、七四年四月から七五年四月までの一年間で党員数は七七四七人増加した。このうち二五〇〇人は全化政治連盟の団体加盟によるものであった（「さらに着実な前進をつづけよう」『革新』七五年七月号、一七三―一七四ページ）。その結果、党員数は三万人を越えるものとなった（春日一幸「新しい政治風土づくりのために」『同盟』七五年六月号）。

注目されるのは、この三万人のうち一万五〇〇〇人前後が同盟内

の党員である（前掲春日論文）ことである。しかも、民社党の党勢拡大方針は同盟との提携強化に基本をおいており、民社党における同盟の比重はさらに増大する傾向にある。七四年二月の第一八回大会で設置が決定された「支持組織対策委員会」は党と同盟との双方の代表で構成されていること、七四年参院選後に設置された「党勢拡大委員会」の活動の重点の一つが、同盟加盟の各産別と個別に会談することであったことなども、そのあらわれであろう。

しかし、同盟の主要単産である海員組合が政党支持自由化方針をとっていること、同盟側に民社党主流の方針に批判的な見解が少なくないことなど、問題も多い。

2　第一九回全国大会

春日委員長〝保革連合〟で釈明

民社党第一九回定期全国大会は七五年二月一七日から一九日までの三日間、東京・九段会館で開かれた。この大会は四月に予定された統一地方選、さらには次期総選挙に向けて態勢を固めるためのものであった。しかし、大会前に発表された運動方針案が〝保革連合〟を志向しているとみられたこともあって、論議はもっぱらこの問題に集中した。

大会冒頭あいさつに立った春日委員長は、「運動方針案に関する一部報道が真意を正確に伝えていない」として、政権問題についての姿勢を要旨つぎのように釈明した。

【春日委員長あいさつ中「政権問題への姿勢」（要旨）】

民社党のめざす政権は第一義的には民主社会主義政権である。しかし、残念ながら現在の民社党は単独で政権をとれる状況にない。このため過渡的政権として構想したのが革新政権である。ただ自民党単独政権が崩壊したときこの革新政権の樹立が不可能な場合も予想される。その場合には革新政権へ、そして民主社会主義政権へのレールが敷かれる政権であることを確認しつつ、一定の原則、すなわち①国民生活改善への具体的政策目標の設定　②現憲法秩序の擁護・全体主義勢力との対決　③外交・安全保障の基本路線の踏襲、をふまえながら多様な連合を考える。「多様な連合」とは自民党といずれかの革新政党の単純な連合を想定したものではない。自民党政権崩壊後には保革を通じて複雑な連合関係が生まれる可能性がある。この場合も民社党が自民党に加担して政権に参加することはありえない。

大会経過

大会第一日は、このあと天池同盟会長、後藤全国民労協代表幹事、竪山中立労連議長、石垣新産別議長、ニー・ロドリーゴ・アジア・太平洋社会主義組織書記長（シンガポール人民行動党国会議員）、コーバン・ハイ・ベトナム社会党書記長、金守漢・韓国新民党国会議員らの来賓あいさつがあった。

ついで報告事項に入り、党務報告を塚本書記長、決算報告を渡辺総務局長、会計監査報告を山本悌二郎会計監査、統制委員会報告を今澄統制委員長が報告、質疑応答ののち満場一致各報告を承認した。

このあと、つぎの議案がそれぞれ提案された。①一九七五年度運動方針（塚本書記長提案）　②一九七五年度政策大綱（第一部・竹本政審会長、第二部・河村国際局長）　③一九七五年度予算（渡辺総務局長）　④財政基盤確立に関する特別決議（渡辺総務局長）　⑤機関紙・誌拡充に関する特別決議（和田機関紙局長）　⑥役員選考に関する件（渡辺

総務局長)。

大会第二日は、前日提案された議案について総括質疑のあと「運動方針」「重点活動・予算・財政・機関紙等」「政策・外交」の三つの分科会にわかれて討議をおこなった。

大会第三日は、佐藤役員選考委員長から「全党的体制をかためるため、副委員長を三名とする」など役員定数について発表ののち、各分科会の報告がおこなわれ、拍手で承認された。ついで、党員拡大、機関紙・誌拡大に貢献した一四四人、二一組織に対する表彰がおこなわれ、そのあと、つぎの諸決議が提案され、満場一致採択された。①統一地方選挙、総選挙必勝決議　②国際婦人年の運動展開についての決議　③中小企業危機突破・雇用不安の解消に関する特別決議　④母性保障基本法制定促進特別決議　⑤ソ連漁船団の不当操業排除に関する決議。

ついで、永末選対委員長から衆議院議員第一次公認候補四〇人が発表され、候補者の紹介、決意表明がなされた。

役員選挙については佐藤役選委員長から「立候補は定数通りだったので、信任投票を省略し、決定する」と報告され、別項の役員が発表された。これで春日委員長は四選、塚本書記長は再選であった。新たに増員された副委員長には佐々木良作前書記長が就任した。なお、大会後の中央執行委員会で空席となっていた副書記長に永末選対委員長、和田機関紙局長が選任された（委員長あいさつ、決議文、大会宣言等は『革新』七五年四月号参照。大会経過の詳細、討論の概要は『週刊民社』七五年二月二八日付参照）。

主要な討論

報告に対する質疑、議案に関する討論のなかで論議が集中したのは、運動方針案が提起した「保革の枠組みをこえた連合」の問題であり、これと関連して、三木内閣成立時に民社党幹部が〝保革連合〟に動いた問題であった。また、党と支持団体の関係についても再三問題となった（詳細は『週刊民社』七五年二月二八日付、『同盟』七五年四月号参照）。

【「保革の枠組みをこえた連合」問題】　「運動方針にのべている連合時代の野党の任務を位置づけた民社党の姿勢と社公民路線は矛盾するのではないか。執行部は社公民路線を断念する意思があるか。信用できない社公を道づれに出来るか」（山梨・遠藤代議員）。「政権構想発表以来の行き方は、独自の党組織建設より、他党と連合して政権にありつきたいという方向が前面に出ているのではないか」（兵庫・西尾代議員）。「委員長あいさつと運動方針は明らかに喰い違っている」（神奈川・岩本代議員）

こうした質問に対し、春日委員長は「われわれの任務は政策実現のため政権をとることだ。あらゆる手段を尽し、可能性の限界を目指し日常活動をしていく。単独政権をつくり得ないなら次善の策として社公民と天下同憂の士を加えて革新政権をつくることを三年前に決めた。社公はアメリカと事前交渉して納得が得られたら安保条約を廃棄する、自衛隊も国民のコンセンサスが得られた上で解散するといっている。どちらもまとまるはずはない。各党に歴史があるが、われわれの方に歩寄っていただきうるであろう。革新連合政権を放棄したわけでない。打倒すべき相手は自民党だ」と答えた。

【「保革連合」工作問題】　埼玉の中田代議員、神奈川の田中代議員等が、三木内閣成立時に党幹部が保革連合に動いた問題について質問したのに対し、春日委員長はつぎのように釈明した。

「田中が倒れ、後継首班はいずれにも決められないという状況

で、自民党から政権を奪取するチャンスとする可能性があると考えた。七三年一二月大会決定の政権構想は社公民三党を母体に天下同憂の士を加えたもので、これにもとづいて、社、公のそれと覚しき責任者に会い、社公民で、自民党を脱党した天下同憂の士を加えて革新政権樹立に努力しようではないかと話しかけた。その性格上、穏密のもので、委員長のなかば責任で進めた。」

【支持団体との関係】「労組に民社党無関心層がある。民社一本支持の労組の中の民社党の伸び悩みは働きかけ方に欠陥があるのか」（山口・乾代議員）という質問に対し、塚本書記長は「労組対策については、党と同盟は定期的に会合をもっている。昨年は、さらに進んで産別の執行部が個別に会い、入党促進、地方議員擁立について話し合った。政策審議会と産別の政策担当者、産別の教宣と党の教宣の話し合いなど行なった。四月の地方議会選挙に規定数の倍の擁立が出来たのは、同盟、産別との話し合いの成果だ」と答えた。

また、電労連の幸重代議員が、「これだけ基本路線に関して論議を呼ぶ運動方針であれば、決定前に関係団体、支持団体に協議があってしかるべきで、その配慮を欠いたのが紛糾の原因だ」と批判したのに対し、大内教宣局長は「同盟との話し合いは今後注意したいが、党の責任で決定させていただきたい」と答弁した。

また、自動車労連の中堂代議員は「党と同盟は連携を強化し、一体となった活動を展開すべきだが、最近各地でいろいろなアツレキがおきている。同盟の組織内候補が地域で党の公認を得られぬというケースが秋田、北海道に見られる。末端地域では党に同盟候補へのアレルギーが存在するようだ。中央の方針が地域に行届くよう指導してほしい」と要望したのに対し、藤井組織局長は「党・同盟の連携強化がスローガンに止まりがちだったことを反省し、改善につとめたい。党員の活動は本来地域支部にあるべきだが、大手の労組党員の場合、職場がコミュニティだという現実があり、これに地域党員から反撥が出る。解決はむずかしいが、せめて職場だけでも党を応援する体制を作らねばならない。今後の克服すべき重要課題だ」と述べた。また、小川中執は「北海道、秋田の問題は党・同盟それぞれにもっともな議論がある。内部で論議をつくし、外部には一致した姿勢での発展が望まれる」と答弁した。

一九七五年度運動方針

民社党第一九回大会で決定された運動方針は、七五年二月二日に原案が発表されると同時に、党内外に大きな反響を呼んだ。問題となったのは、運動方針が「連合時代の幕あけ」をうたい「自民党過半数体制の崩壊は、ただちに革新政権や革命政権の誕生に直結せず、いわゆる保革の枠組みを超えた連合や協力を生み出す」だろうと、従来の社公民路線を右寄りに軌道修正し、〝保革連合〟にふみ切ったとみられたためであった。

この背景には、運動方針案の発表に先だって、三木内閣成立前に春日委員長らが〝保革連立政権〟工作をおこなったことが報じられ、また山梨県、愛知県、北九州市など一連の地方選で民社党が自民党と手を組んで社共両党あるいは社公共三党の推す候補をやぶったこともあったのである。この方針案に対しては、支持団体の同盟からも事実上の〝保革連合政権〟をめざすものだとして強い批判があり、大会に先だつ二月一〇日、春日委員長は天池会長はじめ各単産委員長ら同盟幹部と会って釈明し、大会冒頭の委員長あいさつで

自民党との連合政権を目指すものでないことを補足することで、同盟側の了承を得たという。

運動方針は、第一部　内外情勢の分析　第二部　新しい政治・経済体制の創造　第三部　本年度の活動の重点の三部構成で、その要旨はつぎのとおりであった。

【民社党一九七五年度運動方針（要旨）】

第一部　内外情勢の分析

一、転機に立つ国内政治情勢　(1)三木政権の誕生と自民党政治　三木内閣は自民党の苦もんの所産であった。その発想において、自民党のイメージチェンジ、当面の危機打開をねらいとしたもので、本来的に政策実行型内閣ではない。三木総理が自由主義経済体制の矛盾にメスを入れ、混合経済体制への移行に決断を示さない限り、自民党政治の限界から脱け出ることは不可能だ。

(2)連合時代幕開けの展望　自民党のさけ難い低落傾向は連合時代の幕明けが遠くないことを示唆している。連合時代は世界的傾向である。しかしそれは保革の逆転といった二者択一的な変化のみでなく、一定の原則をふまえつつそうした枠を飛び超えた多様な連合ないしは協力関係の確立をもとめる変化であろう。共産党の革命連合政権の成立は不可能であり、共産党をのぞく純粋の革新連合政権も数的にその成立は容易ではない。したがって自民党の過半数体制の崩壊は、ただちに革新政権や革命政権の誕生に直結せず、いわゆる保革の枠組みを超えた連合や協力を生みだすところとなろう。それは次期総選挙もしくは次の参院選で実現する可能性がある。

(3)国民の要求と野党の課題　国民が政治に求めているのは①生活安定の政策実現　②政治腐敗の一掃　③政権担当能力をもつ野党の成長である。野党は政権担当能力をもつ条件として、外交・安全保障の基本路線について対外的に継承の方向を政策面で確立する課題を提起されている。非武装中立論は根本的に再検討をせまられている。また政治資金規正法の改正と選挙制度の公営化が強く求められている。野党は政治の矛盾を自民党・政府だけに押しつけることは許されない。

二、変革期に立つ世界と日本　(1)激動する国際環境　(2)新しい国際経済秩序の模索　(3)相互依存時代の日本の課題（以上略）。

第二部　新しい政治・経済体制の創造

一、経済新秩序の確立（略）

二、連合時代への野党の任務　(1)第一の任務は国民の政治不信の根源である政治機能の回復である。保革対決でなく、保革の枠組みを超えた「国民の路線」を勇気をもって実行することだ。(2)第二の任務は賢明な連合ないし協力の道をひらくこと。想定される連合、協力の在り方は　①具体的政策目標をもつ　②今日の憲法秩序を守り、左右の全体主義勢力と対決する　③米中ソ三国との友好はじめ、外交・安全保障の基本路線はこれを踏襲し、改革にあたっては相手国との合意を尊重する。(3)第三の任務は政権担当能力をもつ野党への成長。「国民に開かれた政治」の実現は民主社会主義的政治路線しかない。建設的で安定した連合時代の創造も、革新政権の樹立も根本は民社勢力が保守・革命両勢力を凌駕して、安定勢力を形成することにかかっている。

三、われわれの決意と提言（略）

第三部　本年度の活動の重点

一、運動の基本について行動力のある活気に満ちた組織政党に脱皮する。

二、本年度の重点闘争　統一地方選と総選挙に傾注する。

三、日常活動　①一党員が二人の党員を獲得する　②一党員が五部の機関紙誌読者を獲得　③党は運命共同体としての同盟との連けいの強化に全力を傾注する　④民主的労働団体、各種友誼団体との交流　⑤専従体制の確立　⑥モデル県連の育成　⑦青年隊の強化　⑧婦人層の支持者獲得　⑨教育・宣伝・文化活動　⑩生活防衛、福祉を高める闘い　⑪ヴォランティア運動の推進

四、党員への直言　本年度われわれは、学習―行動―連帯―自己改革―前進を合言葉として党改革へ全党一丸でとりくむ。この立場から党員につぎのことを訴える　①行動力の強化　②同志的連帯感の強化　③「自己改革」の姿勢の確立。

一九七五年度政策大綱

第一九回大会で決定された一九七五年政策大綱は、第一部「人間復権への経済・社会改革――戦後日本の再検討と新たな出発」と第二部「新たな国際経済秩序をめざして」とから成っていた。第一部では、戦後三〇年、われわれはかつてない平和と繁栄を享受したと評価し、これを支えた大企業・重化学工業を中心とする過去の高度成長は夢と化し、大きな変革と転換を迫られている、と述べ、日本的な奇形化に痛む民主主義体制の正常な建て直しを基本理念とし、経済、社会の思い切った改革を進めなければならないとしている。

第二部では、日本外交の長期目標を南北を通ずる国際経済秩序をつくることにおかねばならぬとして、当面する諸問題の行動基準として、①経済協力の中心を技術協力におく　②西側先進国と異なり旧宗主国としての利害をもたないわが国は、常に公正な立場をとりうる、発展途上国の正当な権利の主張を率先してうけいれ、反面行き過ぎた主張の抑制にも勇敢でなければならない　③日、米・ＥＣの連帯の維持、の三つを掲げていた。

政策大綱の主要項目はつぎのとおりである。

【民社党一九七五年度政策大綱（項目）――戦後日本の再検討と新たな出発
第一部　人間復権への経済・社会改革――戦後日本の再検討と新たな出発

一、経済改革　(1)新しい経済社会をめざして――経済改革五カ年計画の提唱――①新しい経済社会の目標　②新しい意思決定方法の確立　③新しい分権化の推進　④新しい産業秩序の確立　⑤新しい産業構造への転換　⑥新しい福祉五カ年計画の実現　⑦新しい総合経済計画の実行をめざして　(2)インフレ抑制対策　①総需要管理政策の強化と機動的運用　②主要な公共料金の凍結と三公社・五現業の経営近代化　③独禁法改正強化で談合値上げの排除　④寡占事業者の価格等の規制　⑤資源の有効活用による生産性の向上　⑥緊急事態に即応できる体制整備の強化　⑦生鮮食品の安定的供給拡大　⑧消費生活協同組合の育成強化　⑨国民合意をめざす中立的情報・統計センターの設立　(3)中小企業、農漁業の経営基盤確立対策　①中小企業対策　②農漁業対策

二、社会改革　(1)社会保障の計画的推進　①年金制度の抜本的改革　②社会福祉施設対策　③低所得世帯緊急対策　④婦人、児童対策　⑤緊急医療対策　⑥難病・被爆者対策　⑦積極的人権擁護政策　(2)教育の機会均等の実現　①幼児教育の機会拡充　②特殊教育の拡充　③高校義務化の実現と袋小路の解消　④人口急増地域の学校増設の推進　⑤私学助成の大幅拡充　⑥大学の地域間の適正配置　⑦奨学金制度の大幅拡充　⑧生涯教育体制の確立　(3)労働基本権・雇用の保障拡充　①中・高年齢者の雇用確保対策の推進　②障害者および寡婦の雇用確保対策の推進　③中小・零細企業労働者の労働条件の改善　④職業訓練制度の大幅拡充　⑤公務員・公共体職員の労働基本権の回復　(4)生活環境の整備対策　①福祉向上をめざす土地対策　②新たな住宅政策の展開　③快適な生活環境の創造　(5)勤労者の財産対策　①預貯金の目減り補償　②財形制度の拡充強化　(6)税制公平化の推進と財源強化対策。

第二部　新たな国際経済秩序をめざして

一、国際経済の現状と層望

二、対外政策の具体的推進　(1)南北問題と経済協力　(2)日米間の調整　(3)北東アジアの課題　(4)核防条約の批准について　(5)海洋法会議について（全文は『政策と討論』一五〇号、一九七五年二月号所収）。

新役員

第一九回大会および二月二〇日の中央執行委員会で選任された新役員はつぎのとおりである。

▽中央執行委員長　春日一幸、▽副中央執行委員長　小平忠、佐々木良作（新）、中村正雄。▽書記長　塚本三郎、▽統制委員長　安里積千代（新）、▽副書記長　永末英一（新）（選挙対策委員長・再）、和田春生（新）（機関紙局長・再）。▽中央執行委員　渡辺武三（総務局長）、大内啓伍（教宣局長）、河村勝（国際局長）、柄谷道一（新）（組織局長・新）、

竹本孫一（政策審議会長）、池田禎治（国会対策委員長）、田淵哲也（組織担当中執）、向井長年（選対担当中執）、小川泰（組織担当中執）、青木清（選対担当中執・新）＝以上常任中執、小宮武喜（労働対策委員長）、稲富稜人（新）（農林漁業対策委員長・新）、折小野良一（地方議会対策委員長）、中沢いと子（婦人対策委員長）、宮田早苗（青年学生対策委員長）、和田耕作（市民団体対策委員長）、赤木省三（新）、小沢貞孝、寒川喜一、木島則夫（新）、栗林卓司（新）、下田喜造、西田八郎、藤井恒男。

▽統制委員　加藤正蔵、神山好史（新）、三治重信（新）、津川直一、中村利次（新）、西村章三、守本又男、山田勝、吉田之久、和田一仁。

▽会計監査　合沢栄、岡田助雄（新）、棚田悠紀夫（新）、玉置一徳（新）、渡辺寛一。

▽顧問　西尾末広、曽禰益、永江一夫、竹谷源太郎、滝田実、中地熊造、松下正寿、宮部一郎、村尾重雄、門司亮、山下栄二、吉田賢一、内海清、受田新吉、高山恒男、今澄勇（新）。

以上、特記しないかぎり再任。なお折小野良一氏は第一七回大会で統制委員に選ばれていたが、田畑金光中執がいわき市長選立候補のため離党したのにともない七四年一〇月の第一二回中央委で中執に選任されていたものであった。

3　中央委員会

第12回中央委　民社党第一二回中央委員会は七四年一〇月三〇、三一の両日、東京港区の共済会館で開かれた。中央委は田中内閣の即時退陣を要求するとともに、国会活動方針や統一地方選対策方針、衆院選挙対策方針等を討議、決定した。

はじめに春日委員長があいさつに立ち、「田中首相の政治姿勢に対する世論の非難は一斉に火を噴き、全野党の攻撃の前に田中内閣がこの局面を乗り切ることはもはや不可能だ。国会内外の闘いを強め田中内閣退陣を実現するため全力を尽す決意である」と述べ、これに代わる政権は「当然、自民党以外の政権でなければならず、共産党との対決を明確にした健全な革新政権でなければならない」と社公民三党による革新連合政権の樹立をうちだした。そして、この実現には党の主体性の強化が必要だとして、①党員増大による党勢力の拡大　②統一地方選での地方議員三〇〇〇名計画達成　③次期衆院選での大躍進実現、に党員の奮起を切望した。

この中央委で決定された国会活動の基本方針は「安易な野党共闘に組みせず独自路線に立ち、①参院でキャスチングボートを握れるように配慮する　②政策を先取りする立場から独自路線で重要法案の賛否、修正、対策を決める。建設的野党の本領は修正にある」というものであった。

なお、この中央委の質疑のなかで、採択された決議、宣言の全数が二万五〇〇〇人であることが明らかにされた。

この中央委における委員長あいさつ文は『革新』七四年一二月号にある。

4 選挙活動

統一地方選準備

民社党は七五年四月の統一地方選を重視し、比較的早期からその準備を開始した。すなわち、七二年暮の総選挙の敗北後、党再建の一つの柱として地方議員の拡大と質的向上を決め、とくに七三年一〇月の第一一回中央委員会において、地方議員三〇〇〇名計画の達成という具体的目標をうちだした。そして、同月末および一一月はじめ、数年ぶりに地方議員団全国会議（第六回）を東西の二会場で開いた。また、同年一二月、地方議会むけの月刊の情報・資料誌『住民自治』（第六号より『自治レポート』と改題）を発行するなどして、地方選へのとりくみを強化した。

ついで七四年二月の第一八回大会では「地方議員三千名計画の達成」のため「統一地方選を目途にすべての市町村に候補者をたてたたかう」との方針を決定、また地方議員立候補者の選挙資金調達を目的とする「民社党地方議員共済会」の発足が決められた。

問題は立候補者の発掘であった。これについて、民社党はとくに同盟の協力をもとめ、参院選後の七四年八月九日に党三役と同盟三役の懇談会を開いたのを皮切りに、同盟各産別の幹部との会合をおこない、党員拡大、総選挙候補者の積極的擁立とともに、同盟組織からの地方議員候補者の増加を要望した。

ついで七四年九月一一日には塚本書記長を本部長として統一地方選挙対策本部を発足させ本格的な選挙活動に入った。さらに同一〇月末には第一二回中央委員会、七五年二月には第一九回全国大会を開いて統一地方選に向けての政策・方針を決め、選挙戦への態勢を固めた。

統一地方選結果

民社党は首長選には公認候補は立てなかった。しかし、推薦あるいは支持候補が、知事選では北海道、岩手、茨城、神奈川、福井、長野、福岡の七県で当選し、政令指定都市では札幌で、一般市長選では三九市で当選させたが、その半数以上の二三は自民党との共同推薦あるいは支持であった。しかし、民社党、五党がそろって公認、あるいは推薦候補を立てた松山市（愛媛）で、中村時雄前民社党代議士が当選したのをはじめ、東村山（東京）、大和（神奈川）、江南（愛知）、西宮（兵庫）で単独推薦候補を当選させ、注目された。

各級議員選では、道府県議、市議で前回を上回ったが、東京特別区では大幅に議席を減らした。町議では公認候補は前回比で一四人増であったが、推薦候補は三七人減であった。

第145表　同盟組織内候補と当選者数

	組織内候補者数	当選者数
道府県議	81	56
八大市議	25	20
一般市議	439	377
町村議	136	128

同盟組織内候補

この選挙で、民社党は同盟に組織内候補者の積極的擁立を働きかけた。その結果は第145表のとおりである（『同盟』七五年六月号による）。

統一地方選政策

民社党は七四年一〇月の第一二回中央委員会で統一地方選に向けての選挙政策を決定した。この政策は、大綱と一八大政策からなるものであった。その骨子はつぎのとおり。なお、全文は『政策と討論』七四年一一月号にある。

【民社党統一地方選政策（骨子）】

▽政策大綱　一、中央支配の自治から真の住民自治の確立＝インフレと総需要抑制からくる地方自治の矛盾を解決するため、行財政能力の高い自治体とするよう、政府の過度の指導排除と地方交付税率の当面四〇％への引き上げ等で真の地方自治を確立する。

二、住民の福祉向上に徹した地方自治の確立＝現在の地方自治は住民本位の姿勢を欠いている。統一地方選を機に住民の福祉向上に徹した地方自治への転換を強く主張する。また、地域社会が保障すべき最低の生活基準を設立し、その実現に取組む。

三、連帯性を高める地域社会の建設＝小学校区域を単位に福祉・文化施設を計画的に建設し、地域住民の交流で相互理解を深めるなど社会的連帯性を高める基盤づくりを推進し、福祉社会建設へ発展させる。

▽十八大政策　①物価抑制対策の推進　②生活環境の整備　③公営住宅の建設促進　④生活道路の整備　⑤交通安全対策の強化　⑥公害防止対策の強化　⑦自然環境保善対策の強化　⑧母性保護対策の推進　⑨保育行政の画期的推進　⑩児童対策の振興　⑪学校教育の整備拡充　⑫心身障害者対策の強化　⑬老人対策の推進　⑭同和対策の推進　⑮食糧自給化政策の強力な展開　⑯中小企業危機救済の緊急対策　⑰地方公営企業経営健全化　⑱地方財源対策の強化。

統一地方選総括

民社党は七四年六月二七日、同党としては初の全国書記長会議を開き、統一地方選の総括をおこなうとともに、次期総選挙へ向けての体制を討議した。春日委員長は冒頭のあいさつで「統一地方選の結果、党の勢力下にある議員の伸びは道府県議会で二一～二二%、特別指定都市で微増の一一%、一般市議会で二〇%増であった。五党がしのぎをけずり、自民党と社会党が敗退したなかで、わが党は現有議席を確保し、前進した。これは輝しい成果とはいえないが確信をもってよい。しかし、東京、大阪の二大都市と末端の町村議会で議席が伸び悩んだことは深く考えなければならない」と述べた。

この会議で承認された総括案は、同党の統一地方選挙対策中央本部がまとめたもので、「さらに着実な前進をつづけよう」と題されていた。

この総括は、①どんな状況のもとに闘われたか　②われわれはどう闘いにのぞんだか　③われわれの目標はどこまで前進したか　④選挙戦術上の諸問題について　⑤総括と今後の展望、の五章からなり、民社党としては異例ともいえる詳細なものであった。

たとえば、③「われわれの目標はどこまで前進したか」では、(i)当選首長および議員数、(ii)不在議会解消目標はどこまで達成されたか、といった通常の選挙総括だけでなく、(iii)わが党のイメージはどのように高められたか　(iv)闘いを通じて党員はどのように拡大されたか　などの点が検討されている。

総括の主要部、⑤の(i)きびしい反省のもとに立とうは、つぎのとおりである。なお、全文は『革新』七五年七月号にある。

1　きびしい反省のもとに立とう

以上の分析のとおり、今回の統一地方選挙を通じてわれわれは、いくつかの実績と数多くの反省点を見出した。

すなわち、前回の選挙と比べて若干の伸びを認めることはできたが、目標とする三、〇〇〇名議員づくりへの歩みは、まだまだほど遠いことである。

具体的には、議員候補者の擁立については多くの困難と数的な不足、したがって、不在議会の解消がなされず、また、議席面でも特定地域、とくに大都市での減退傾向がみられ、辛うじて地方中都市の善戦でカヴァーされたにすぎない。この厳粛な事実の上にたって、全党員が新たな決意で前途をのぞまなければならない。

たしかに今回は、これまでの地方選挙にみられない強力な支援を同盟の同志からいただいた。しかし、依然として少数第五党である現実認識とその政治力学の上にたって政治戦略をうちたてなければならない。すなわち、第五党という「地位の戦略」である。

また、議席数においても、支持基盤の面においても少数であり脆弱である。したがって、「弱者の戦略」に徹することである。すなわち、重点地域を設定して、地を這うような努力によって地盤固めと拡大をはかることである。

さらに、わが党の存在理由と独自性、個性を強烈に発揮して、国民に力強いイメージを与えていかなければならない。

つまるところ、政党の消長は、その支持基盤のひろさと厚さにかかっている。民主主義制度下における政党の闘いは、この支持基盤獲得の争いでもある。したがって、われわれの戦場は地域である。この地域での闘いに勝利するために、その最前戦にたって闘う党員、とりわけ地方議員と青年、婦人活動家の使命はますます大きい。

5　その他の活動

党勢拡大委員会

七四年七月九日の民社党第五回中執委は「参院選の結果もたらされた保・革伯仲という新しい事態に的確に対処する方向づけを行うため」、党勢拡大委員会を設置して討議をおこなうことを決定した。委員会は塚本書記長を委員長とし、大内教宣局長を事務局長に常任中執を中心とした一二人の委員よりなり、このほか三役、前書記長、顧問も随時参加した。

委員会は七月一七日の第一回を皮切りに九月三日の第五回まで討議を重ねると同時に、政策、選挙の二つの作業部会と公職選挙法改正等専門委員会を設けて作業をおこない、さらに同盟および同盟加盟の各産別とも一一回の懇談会を開いて意見を交換した。

同委員会の討議項目は、①参院選後の新しい事態をふまえた党の基本姿勢、②参院の新勢力分野など現状に即した国会対策　③重要問題を中心とする政策面での基本主張　④統一地方選、総選挙にそなえる対策、の四点であった。

討議の内容のうち、野党共闘への態度等については、つぎのとおりで、民社党の独自性を鮮明にすることに力点がおかれていた。

「参院選の結果、保革伯仲時代を迎えたが、わが党の動向は国民をはじめ保守、革新の双方からも注目されている。したがって党の国会対策はより重要性を増し、より慎重を期さねばならない。

党は、党の独自性を今後さらにより鮮明にしていく。院内における共同歩調もはじめからワクを設定することには問題があり、今後は全野党というワクをはじめから設定せず、個々の政策、姿勢について党と他の党が一致した場合にのみ、共同歩調をとる。」また首長選にのぞむ姿勢については、つぎのようであった。

「首長選では地方政治における政党レベルの活動に固執せず、あくまで住民本位に立つ地方自治の精神にのっとって行動すべきである。したがって党が首長選挙で堅持してきた従来の原則は変更する必要はない。したがって表面上無所属をよそおいながら事実

上自民党の候補者は支援しながら明らかに社・共統一戦線にのる候補者についても支援しない、との原則を貫くよう努力する。

党はあくまで党の路線にもっとも近い候補者を支援するのはいうまでもないが、そうした候補者を得られぬ場合、中立路線の候補者を推すことが次善の策として適当であり、その候補者に、たとえあとから自民党が、やむを得ず支持を表明したとしても、それは自民党の候補者をおす場合とは、まったく意味が違うものと理解すべきである。マス・コミなどが単純に保守・革新の対決などとうたうことが多いが、党が推すべき候補者を得られぬ場合はいずれかに組みしなければならぬという観念を捨て、住民本位の立場に立って中立・自主投票に踏切ることも必要である。このような場合本部の地域に対する指導性を強め、首長選での経緯が党のマイナスにならぬよう十分留意すべきである。」(『一九七四年度党務報告書(二)』による)。

支持組織対策特別委員会

大七に、支持組織対策特別委員会の設置を決定した。同委員会は、小平副委員長を委員長とし、塚本書記長および前川一男同盟書記長を副委員長として、民社党常任中執等党側一五人、同盟の企画委員等、支持団体側七人の計二二人の委員によって構成されていた。

同委員会は七四年四月一一日を第一回として、原則として月一回開かれた。会議は党勢拡大を中心に論議され、とくに「大量入党運動」について同盟各産別から説明があった。とくに、全化同盟は、党規約第五条(加盟団体の資格)を根拠に全化政治連盟を結成し、団体加盟したいとの意思を表示した。このため、何回かの意見交換ののち、「加盟団体に関する規定」を定め、これにもとづいて、七四年六月一〇日の民社党中執委は全化政連の団体加盟を承認し、全化政連は同九月一日から団体党員二五〇〇人で登録した。

このほかの同盟各産別も、全金同盟は全単組に職場支部を結成する方針、全繊同盟は組合員四〇人に一人の党員、二〇人に一人の『週刊民社』の読者づくりの方針、鉄労、自動車労連、電労連はそれぞれ五〇〇〇人の党員づくり等の目標を設定している。

なお、前述の「加盟団体に関する規定」は党規約改正までの暫定措置として定められた。その全文つぎのとおりである。

【加盟団体に関する規定】

党規約第二章第五条にもとづき当面の措置として、つぎのとおり加盟団体に関する規定を定める。

一、加盟団体は、構成員数が原則として千名以上のものとする。

二、加盟団体として登録するには、所定の書式により加入の手続きを党中央執行委員会に提出し、承認を得るものとする。

三、加盟団体の権利と義務をつぎのとおりとする。

①加盟団体は、党本部機関の決定にしたがい、その指令、通達を消化実践する。②党の機関決定により、加盟団体の代表者は党の会議に参加できる。③加盟団体の党全国大会代議員割当については、党規約の定めるところによる。④加盟団体は、団体党費として一名につき、月額本部党費相当額を毎月月末までに一括党本部に納入しなければならない。⑤加盟団体は、その構成員が党地方組織へ参加するように努めなければならない。⑥加盟団体は、構成員、連絡場所、責任者を変更したときは、その都度党本部に連絡しなければならない。

四、加盟団体の脱退、規律、統制、褒賞については党規約に準じておこなう、

公労協スト処分留保に抗議

七五年三月二六日、同盟は緊急幹部会を開き、三・二七スト回避のため三木首相が成田社会党委員長と会談し、昨年の春闘での「違法スト」に対する処分をおこなわない等と約束したことに抗議し、三木内閣の民社党軽視がつづけば北海道、福岡知事選での支援活動を留保することなどを決めた。

翌二七日、民社党は緊急中執委を、同盟は執行評議会を開いて、三・二七スト収拾問題を協議した結果、それぞれ抗議声明を発表した。民社党の抗議声明は、①三・二七スト収拾をめぐる三木内閣の姿勢は、違法行為を認めながら自社両党の政治的裏取引で処理したもので断じて容認できない　②このままでは法の正常な秩序は崩れ、ゆがめられた労働運動を助長、社会の荒廃をもたらす　③わが党は公企体労働者の基本権については法改正の必要を認めてきたが、それと公然たる違法行為を混同し、うやむやにすることは民主的労使関係の破壊に通ずる暴挙である、としていた。同盟の声明も同趣旨であるが、政府の姿勢をただすため、①公企体等関係閣僚協議会専門委より、同盟推薦委員を引き上げる　②統一地方選の同盟推薦候補の一部について、支持を凍結する、と具体的な対抗策をうちだしていた（両者の声明全文は『週刊民社』四月四日付）。

三月二九日、三木首相は四野党党首と個別に会談した。三木・春日会談はスト処分問題に論議が集中し、最終的には首相が「処分は一部は年度内に行い、四月中に完了する」との考えを示し、合意が成立した。四月五日、民社党と同盟は党本部で幹部会議を開き、三木・春日会談での約束が実行されつつあるとして、同盟が凍結していた北海道、岩手、長野、福岡の四知事選の支援活動の再開を決定した。

なお、この問題に関連し、総評の大木事務局長は四月五日の記者会見で、「スト処分問題を材料に都知事選で民社票の石原候補に流す工作がすすんでいる」と民社党を批判した。民社党はこれを〝事実無根〟であるとして、談話の取消しと謝罪広告の掲載を求める申入れをおこない、その回答を不満として三月八日大木氏を名誉棄損で告訴し、翌九日謝罪広告の掲載を要求する名誉回復請求の訴訟をおこした。

東南アジア調査団

民社党は、東南アジアにおける日本の技術協力の現状を調査するため、七四年九月二九日から一〇月二四日にかけ、フィリピン、インドネシア、マレーシア、ラオス、タイの五カ国の調査団を派遣した。調査団は河村国際局長を団長とし、渡辺朗国際局次長、佐藤仲同盟副書記長からなるA班、ラオス・タイ一人、その他の各国一人ずつの先行のB班からなり、総勢七人で、延べ五七日間をかけて調査をおこなった。調査の結果は『東南アジアに日本人を訪ねて——技術協力のあり方への提言』と題する報告書にまとめられ、同党国際局から発行された。

【参考資料】〈日本社会党関係〉(1)日本社会党中央本部機関紙局『社会新報』（週二回刊）、(2)同『月刊社会党』、(3)『日本社会党第三八回定期全国大会報告議案集』、(4)「日本社会党第三八回定期大会速記録」
〈日本共産党〉(1)日本共産党中央委員会『赤旗』（日刊）、(2)同『理論政策』（月刊）、同『前衛』（月刊）、(4)『議会と自治体』（月刊）
同〈民社党〉(1)民社党本部『週刊民社』、(2)同『革新』（月刊）、(3)民社党政策審議会『政策と討論』（月刊）、(4)「民社党第一九回定期全国大会資料」、(5)民主社会主義研究会『改革者』（月刊）